デジタル時代における
放送の将来像と制度の在り方
に関する取りまとめ（第２次）

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

2023年（令和5年）10月18日

目次

はじめに 3
第１章　衛星放送及びケーブルテレビ 5
　１．衛星放送 5
　（１）現状と課題 5
　（２）今後の方向性 7
　２．ケーブルテレビ 7
　（１）現状と課題 7
　（２）今後の方向性 11
第２章　放送用の周波数の有効利用 12
　１．放送大学の地上放送跡地の周波数帯 12
　（１）現状と課題 12
　（２）今後の方向性 14
　２．衛星放送の左旋帯域 14
　（１）現状と課題 14
　（２）今後の方向性 16
第３章　放送の真実性・信頼性の確保 17
　１．現状と課題 17
　２．今後の方向性 19
第４章　民間放送事業者の情報開示の在り方 21
　１．現状と課題 21
　２．今後の方向性 22
第５章　その他の事項 24
　１．ＡＭ局のＦＭ転換・ＦＭ補完中継局の整備 24
　（１）現状と課題 24
　（２）今後の方向性 26
　２．クリエイターに適正な対価が還元される環境 26
　（１）現状と課題 26
　（２）今後の方向性 26
　３．放送のエコシステム 27
　（１）現状と課題 27
　（２）今後の方向性 28
おわりに 30

別添

別添１　小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム　２次取りまとめ

別添２　公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

別添３　放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りまとめ

別添４　放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

参考資料

参考１　開催要綱

参考２　開催状況

参考３　規制改革実施計画

参考４　ヒアリング資料等

はじめに

2021年（令和３年）11月から開催している「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）においては、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中で、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行ってきた。

2022年（令和４年）８月に公表した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「第１次取りまとめ」という。）においては、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送が、その社会的役割に対する視聴者の期待に今後も応えていくために、どのような取組を進めていくべきかという観点に基づき、検討結果を取りまとめた。具体的には、デジタル時代における放送の意義・役割、放送ネットワークインフラの将来像、放送コンテンツのインターネット配信の在り方及びデジタル時代における放送制度の在り方の４つの論点に分けて提言を行った。

その後、総務省においては、第１次取りまとめを踏まえて、マスメディア集中排除原則を緩和するための省令改正（認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上基幹放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例の創設）を行った。加えて、放送法・電波法の一部改正（複数の放送対象地域における放送番組の同一化、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用、基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備）を行ったところである。

他方、第１次取りまとめに至るまでに十分に検討することができず、更なる検討が必要となる課題も認められたことから、新たに、「衛星放送及びケーブルテレビ」、「放送用の周波数の有効利用」、「放送の真実性・信頼性の確保」、「民間放送事業者の情報開示の在り方」等について、2022年（令和４年）11月以降に本検討会（親会）を計９回開催して検討を重ねた。

具体的には、衛星放送については、取り巻く環境が急速に変化する中で、諸課題に対応し、衛星放送に割り当てられた周波数の有効利用を図っていく上で必要な取組は何かについて、議論を深めた。ケーブルテレビについては、今後、放送ネットワークの維持管理が課題になる中で、地域における放送の送受信環境維持の担い手としての重要性が増してきているケーブルテレビにどのような役割が求められるかについて検討を行った。

放送用の周波数の有効利用については、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の検証に利用されてきた放送大学の地上放送跡地の周波数帯の今後の有効利用等に

ついて、また、放送の真実性・信頼性の確保については、放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みの時代に即したアップデートについて検討を行った。

民間放送事業者の情報開示の在り方については、放送事業者が社会的役割を継続的に果たしていくため、コーポレートガバナンスの強化等にどのように取り組むべきかについて検討を行った。

更に、ＡＭ局のＦＭ転換・ＦＭ補完中継局の整備、クリエイターに適正な対価が還元される環境、放送のエコシステムについても重要な課題として検討を行った。

本取りまとめは、これらの課題について、今後の方向性を提言するものである。

更に、以上の本検討会（親会）における検討のほか、小規模中継局等のブロードバンド等（ケーブルテレビ、光ファイバ等）による代替可能性、日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）のインターネット配信の在り方、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方及びＮＨＫの「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割については、それぞれ本検討会の下で開催する次のワーキンググループ等において専門的な検討を進め、その成果を別添１から別添４までのとおり取りまとめた。

①小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム（2022年（令和４年）２月から開催）

②公共放送ワーキンググループ（2022年（令和４年）９月から開催）

③放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ（2022年（令和４年）12月から開催）

④放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース（2023年（令和５年）６月から開催）

デジタル時代において地域情報を確保することの重要性が増す中で、地域情報を発信する放送の社会的役割はより一層重要となる。本検討会としては、放送がその社会的役割を継続的に果たしていくことを切に期待しており、本取りまとめや各ワーキンググループ等の取りまとめがその一助となれば幸いである。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会座長
早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授　　三友仁志

第１章　衛星放送及びケーブルテレビ

第１次取りまとめは、主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に提言を行うものであったが、放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていく上で、衛星放送やケーブルテレビも重要な役割を担っている。

本章では、衛星放送を取り巻く環境が急速に変化する中で、諸課題に対応し、衛星放送用の周波数の有効利用を図っていく上で必要な取組は何か、また、今後、放送ネットワークの維持管理が課題になる中で、地域における放送送受信環境の維持の担い手としての重要性が増してきているケーブルテレビにどのような役割が求められていくと考えられるかについて検討を行った。

１．衛星放送

（１）現状と課題

衛星放送は、一つの送信点（衛星）からの放送波によって全国をカバーし、経済的、効率的に全国に放送波を届けることが可能となる広域性や経済性を有しているほか、広帯域の伝送路を用いることで、数多くの高精細な番組を同時に送信することができる大容量性や高品質性を有し、他の伝送手段にはない強みを持つメディアとして、その特徴を活かし、超高精細度テレビジョン放送（４Ｋ・８Ｋ放送）や有料専門多チャンネル放送等が行われている。また、ソフト（放送の業務）とハード（衛星）が制度上分離されていることにより、衛星放送を行うソフト事業者にとっては、多額のコストがかかる衛星設備の維持・更新に係る経営リスクを分散することができ、放送業務に注力する効率的な事業運営が可能となっている。

他方、昨今の放送を取り巻く環境変化は衛星放送についても例外ではなく、特にインターネット動画配信等のサブスクリプションサービスの伸長といった変化の影響は、地上放送よりもむしろ、専門多チャンネルを提供する有料の衛星放送の方が強く受けており、有料の衛星放送の加入者数は漸減傾向にある。また、衛星放送のソフト事業者では、2022年（令和４年）に新たに３事業者（ＢＳよしもと株式会社、株式会社ジャパネットブロードキャスティング、ＢＳ松竹東急株式会社）が開局した一方、同年10月末にＢＳスカパー！が放送を終了している。更に、ＮＨＫが使用する衛星波のうち右旋波（ＢＳ１、ＢＳプレミアム、ＢＳ４Ｋ）についても見直しが行われており、2023年（令和５年）12月に「ＮＨＫ　ＢＳ」と「ＮＨＫ　ＢＳプレミアム４Ｋ」に再編され、2024年（令和６年）３月末をもってＢＳプレミアムが停波される予定となっている。これらによって生じる未使用の帯域は、４Ｋ放送を行うソフト事業者に割り当てることが予定されている。なお、2023年（令和５年）６月末時点で衛星４Ｋ放送を視聴可能な機器の累計出荷台数は1,600万台を超えたが、衛星４Ｋ放送の普及に向けては、一層の受信環境整備や魅力あるコンテンツの充実が課題となっている。

また、衛星放送のマスメディア集中排除原則について、認定放送持株会社の関係

会社が使用することができるトランスポンダ数の上限は、現在、放送の多元性・多様性を確保する観点から、0.5トランスポンダとなっている。この点、第１次取りまとめにおいては、「現時点においてはＢＳ放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことに鑑みると、現状維持とすべきである」としていたところであるが、衛星放送についても、経営の選択肢を増やす観点から、マスメディア集中排除原則の緩和が要望されている[1]ほか、ＢＳスカパー！やＢＳプレミアムの放送終了や効率的な圧縮方式の選択的な導入による周波数利用の中長期的な効率化などの衛星放送を取り巻く環境の変化が生じている状況にある。

このほか、衛星放送のハード事業については、現状、株式会社放送衛星システム（Ｂ－ＳＡＴ）、スカパーＪＳＡＴ株式会社の２者が行っているところであるが、衛星放送のネットワークインフラの維持・管理に係るコストの上昇は、ソフト事業者がハード事業者に対して支払う中継器（トランスポンダ）の使用料金の上昇にもつながり、ソフト事業者の経営を圧迫することとなるため、衛星放送においても、放送ネットワークインフラの維持・管理に係るコストの効率化が課題となっている。

衛星放送は、プラットフォームの淘汰が進んできた歴史があり、今後更なる人口減少が見込まれる中で、過度な競争や市場の縮小を招かないように、競争と協調のバランスを適切に取る必要があり、そのことを踏まえた冷静な検討が必要となる。

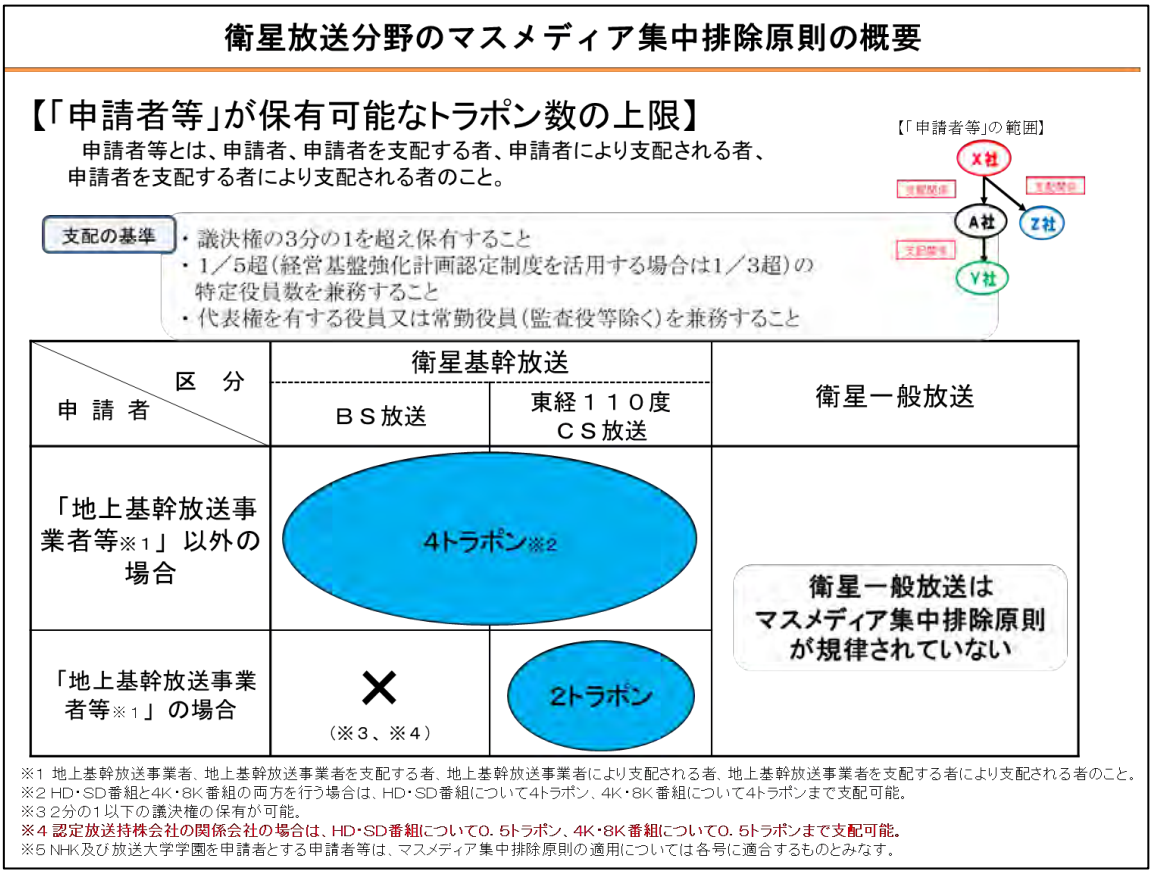

図表１－１　衛星放送分野のマスメディア集中排除原則の概要

[1] 詳細は、本検討会第４回会合　資料４－３（株式会社フジ・メディア・ホールディングス提出資料）を参照。

（２）今後の方向性

第１次取りまとめの公表後においても衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くことは喫緊の課題である。そこで、本検討会の下で新たにワーキンググループを開催し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や衛星放送における４Ｋ放送への取組等、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行うこととする。

認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則については、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化は、視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保の観点から重要と考えられ、放送の多様性の維持という点を含めて当面問題となる事項がないと考えられるのであれば、多元性について柔軟に考え、衛星放送のシステムの安定運用の観点や放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から緩和することが適当である。具体的には、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダから、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の４トランスポンダとすることが適当である。

２．ケーブルテレビ

（１）現状と課題

ケーブルテレビは、地上放送の再放送のほか、多チャンネル放送（衛星放送の再放送等）、自主放送（地域情報・災害情報等）、ブロードバンド等のサービスを提供しており、2021年度（令和３年度）末における加入世帯数は約3,139万世帯（全世帯数の約52.5%）、2022年度（令和４年度）末におけるホームパス（未加入者でも申し込めば直ちに加入することができる世帯数）は約5,280万世帯（全世帯数の約88.4%）[2] に上る。自主放送では、地域の生活、文化・スポーツ、行政・防災等に関する情報を発信し、地域のにぎわい創出、安心・安全確保に貢献している。また、放送法（昭和25年法律第132号）第140条第１項により、総務大臣の指定を受けたケーブルテレビ事業者（指定再放送事業者）は、受信障害地域における地上放送の再放送の実施が義務付けられており、地上放送の提供を補完している。

現在、地上デジタル放送への移行から約10年が経過し、地上放送の小規模中継局等の更新が地上基幹放送事業者や地方公共団体等にとって大きな負担となりつつある。また、地上放送の受信障害地域に整備されている辺地共聴施設は、その多くが住民組合により運営されており、設備の老朽化、人口減少に伴う組合員数の減少等により維持管理・更新が困難になりつつある。更に、地方公共団体が整備した公設ケーブルテレビ施設についても、設備更新やサービス提供の継続性、専門的な技術的知見を有する人材の確保・育成が課題となりつつある。

[2] 詳細は、本検討会第17回会合　資料17－２（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料）を参照。

地上放送の受信を辺地共聴施設に頼る地域では、アンテナ設置や屋内配線など、放送受信環境の整備は個々の受信者が個別に負担することが原則とされているものの、放送波を直接受信することができる地域に比べて、施設更新に伴う費用負担が重く、施設の自主的な更新が困難であるとして、国に対して支援を求める声が寄せられている。特に、辺地共聴施設については、今後、年数の経過とともに、施設の維持管理・更新の課題を抱える共聴組合が増えていくことが想定されるところ、そのような辺地共聴施設における課題に先取りして対処し、継続して放送の受信環境を確保可能とするための支援が必要となっている。

このように、放送が全国津々浦々で「あまねく受信」できるようにするために必要な放送ネットワークインフラの維持管理・更新にかかるコスト負担は今後一層課題となることが予想される中で、放送が災害情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報や民主主義の基盤となる情報を提供するといった重要な役割を果たしていることを踏まえて、放送を受信可能な環境を維持していくことが重要である。

こうした中で、地域における放送の送受信環境の維持の担い手としてのケーブルテレビは、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）先や公設ケーブルテレビ施設の移行先となり得ることも含め、その重要性が増している。

現時点でもケーブルテレビによる小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）を進めることはできるが、ケーブルテレビ事業者が代替等の検討を進めるに当たっての、ニーズの所在や対象地域の規模や世帯数に応じて見込まれる整備等費用など、円滑な実施を確保する上での取組課題が残されているほか、地上基幹放送の「あまねく受信」や災害放送といった放送法による規律や責務についての取扱いについての整理が必要となる場合があり得る。

これらのほか、放送を受信可能な環境の維持に関しては、高築年数の集合住宅において、建築当初の旧式の放送受信設備が使用されているものも多く、住宅内の設備の改修も困難であることから、放送受信設備の現行化も課題となっている。

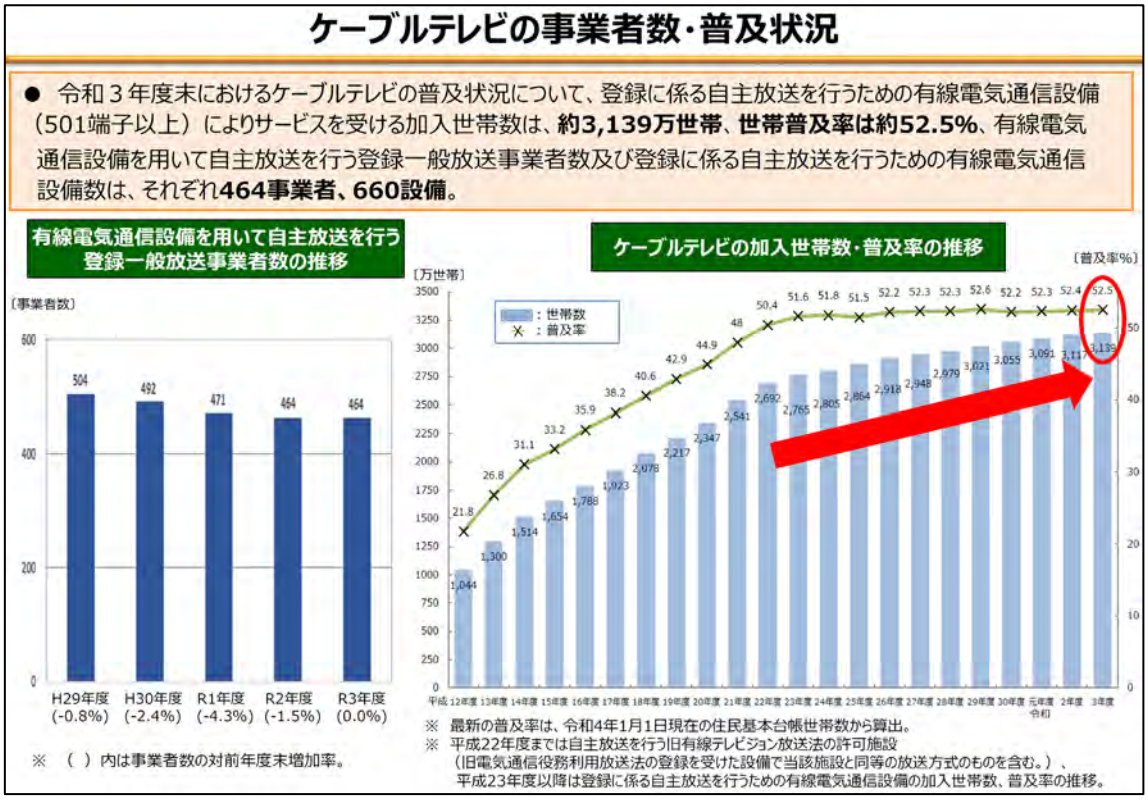

図表１－２　ケーブルテレビの事業者数・普及状況

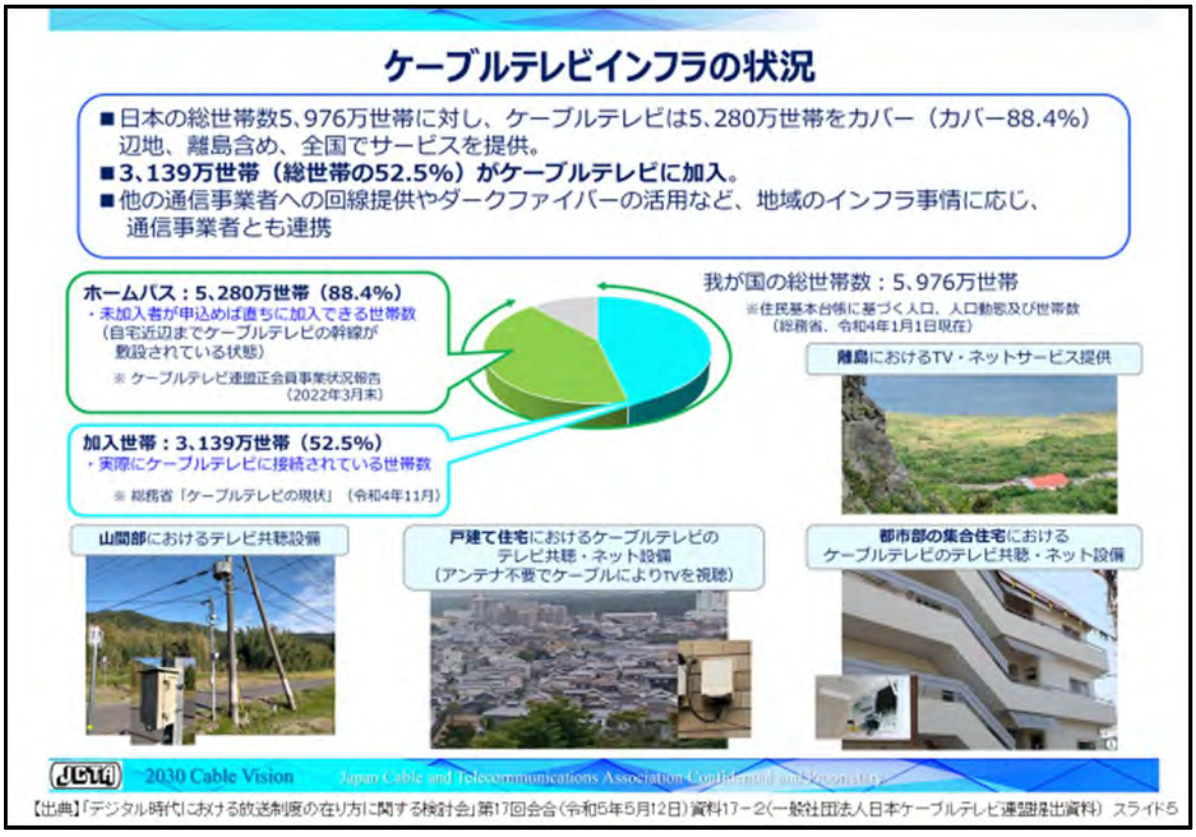

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第17回会合（令和5年5月12日）資料17－2（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料）スライド5

図表１－３　ケーブルテレビインフラの状況

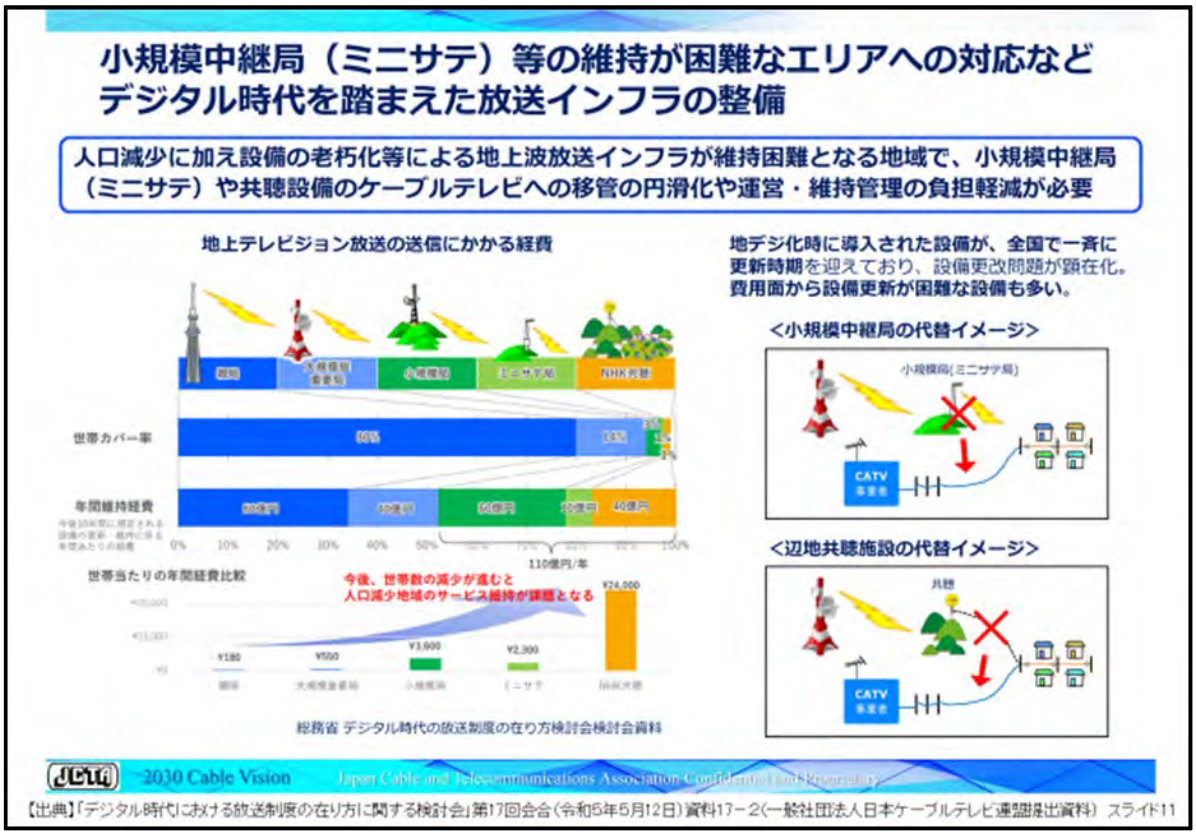

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第17回会合（令和5年5月12日）資料17－2（一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料） スライド11

図表１－４　小規模中継局等の維持が困難なエリアへの対応等

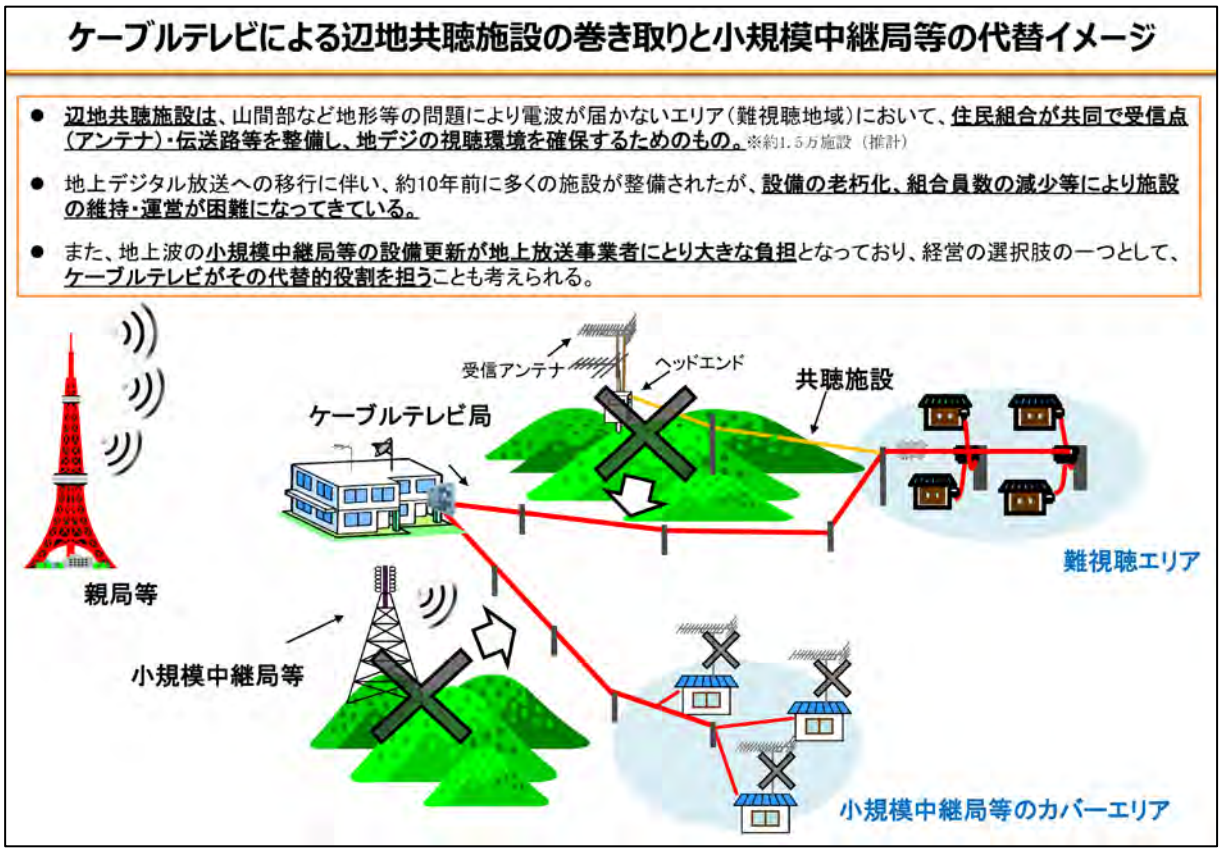

図表１－５　ケーブルテレビによる辺地共聴施設の巻き取りと小規模中継局等の代替イメージ

（２）今後の方向性

ケーブルテレビは、その高い普及率を活かして、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）先や公設ケーブルテレビ施設の移行先として、地域における放送の送受信環境の担い手としての役割が期待される。

他方、その役割が十分に機能するためには、代替や移行に係るニーズの所在や見込まれる整備等費用、また、地上基幹放送の責務（「あまねく受信」）との関係など、運用上の課題、制度的な課題など整理すべき点があるものと考えられる。特に、代替や移行を進めるに当たっての、プロセスや業務フローなどについて整理し、円滑な代替や移行が進むような指針（ガイドライン）の策定に取り組む必要がある。そこで、これらの課題についてより具体的に継続して検討を進めることとする。なお、制度的な課題を検討する場合には、地域における放送の送受信環境の維持の担い手としての重要性もさることながら、ケーブルテレビ事業者ごとに異なる規模・業態等にも留意する必要がある。

このほか、施設の更新に課題を抱える辺地共聴施設、公設ケーブルテレビ施設について、採算性や費用負担の問題から支援がなければケーブルテレビエリア化や更新が進まない辺地共聴施設、公設ケーブルテレビ施設の民設移行が進まない地域も存在するところ、総務省においては、施設を運営する共聴組合や地方自治体等の要望も踏まえながら、災害時における住民への安定的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援について検討するとともに、維持管理・更新について相談する窓口を設置するなど住民が放送を継続して受信することができるように支援を進めるべきである。更に、公設ケーブルテレビ施設の円滑な民設移行が進むよう支援の在り方を検討すべきである。

また、高築年数の集合住宅における放送受信環境の維持に関しては、伝送路のラストワンマイルにおいてローカル５Ｇを活用することで、住宅内の設備の工事を不要とすることができ、効率的に放送を受信する環境を確保することが可能であるところ、ローカル５Ｇを活用した放送についても、総務省において技術的な検証や研究開発を行い、実用化に向けた検討を進めるべきである。

第2章　放送用の周波数の有効利用

放送が今後もその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていく上では、放送用の周波数の有効活用を図ることも重要となる。

本章では、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の検証に利用されてきた放送大学の地上放送跡地の周波数帯[3]や未使用の帯域が多く存在している衛星放送の左旋帯域の今後の有効活用について検討を行った。

１．放送大学の地上放送跡地の周波数帯

（１）現状と課題

総務省では、４Ｋ・８Ｋ衛星放送で実現している超高精細度テレビジョン放送を地上デジタルテレビジョン放送でも実現可能とするため、2019年（令和元年）６月に情報通信審議会に「放送システムに関する技術的条件」を諮問し、情報通信技術分科会放送システム委員会における検討を経て、2023年（令和５年）７月に「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」として映像符号化方式や伝送路符号化方式などの技術的条件についての答申を受けたところである。

この地上デジタル放送の高度化方式は、①地上デジタルテレビジョン放送方式、超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式及び超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件を踏まえており、②将来の技術動向等を考慮し、実現可能な技術を採用するとともに、拡張性を有し、③超高精細度テレビジョン放送の高画質サービス、多機能及び多様で柔軟なサービスを実現でき、④他のデジタル放送メディアとの整合性を確保するとともに、通信との連携による新たなサービスにも対応できるものとなっている。

この地上デジタル放送方式の高度化の検討に当たっては、2018年（平成30年）９月に終了した放送大学の地上デジタルテレビジョン放送跡地等の周波数帯を利用して実証を実施しており、今後、実証終了後の跡地の周波数帯の有効活用が課題となる。

[3] 放送大学が2018年（平成30年）９月末まで関東地方の一部地域を対象に地上テレビ放送を実施していた周波数帯であり、「放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ（放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域）」（2022年（令和４年）３月放送用周波数の活用方策に関する検討分科会（分科会長：伊東 晋 東京理科大学 名誉教授））において「今後も、放送技術の高度化の実験・実証での利用を優先することを原則」とすることとされていたもの。地上デジタル放送方式の高度化に係る実証は2024年（令和６年）中に終了予定。

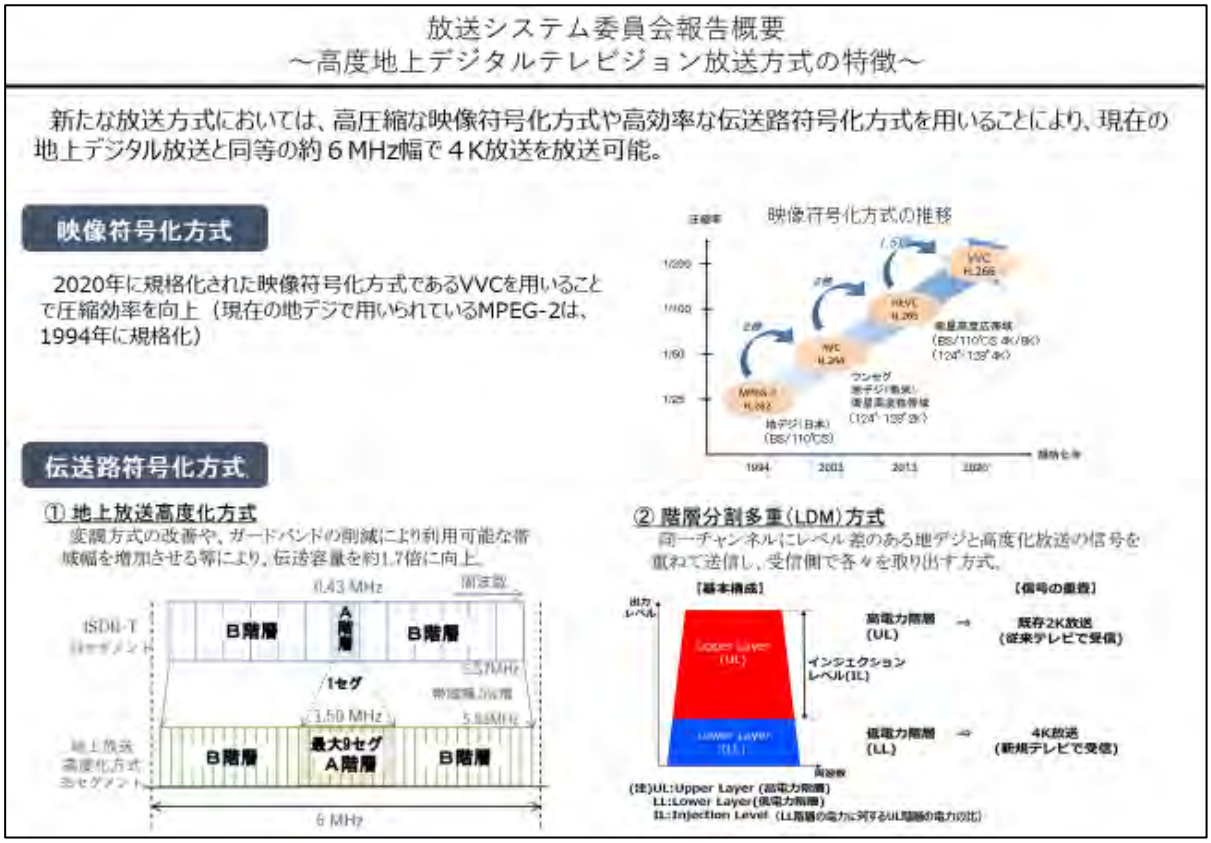

図表２－１　情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告概要

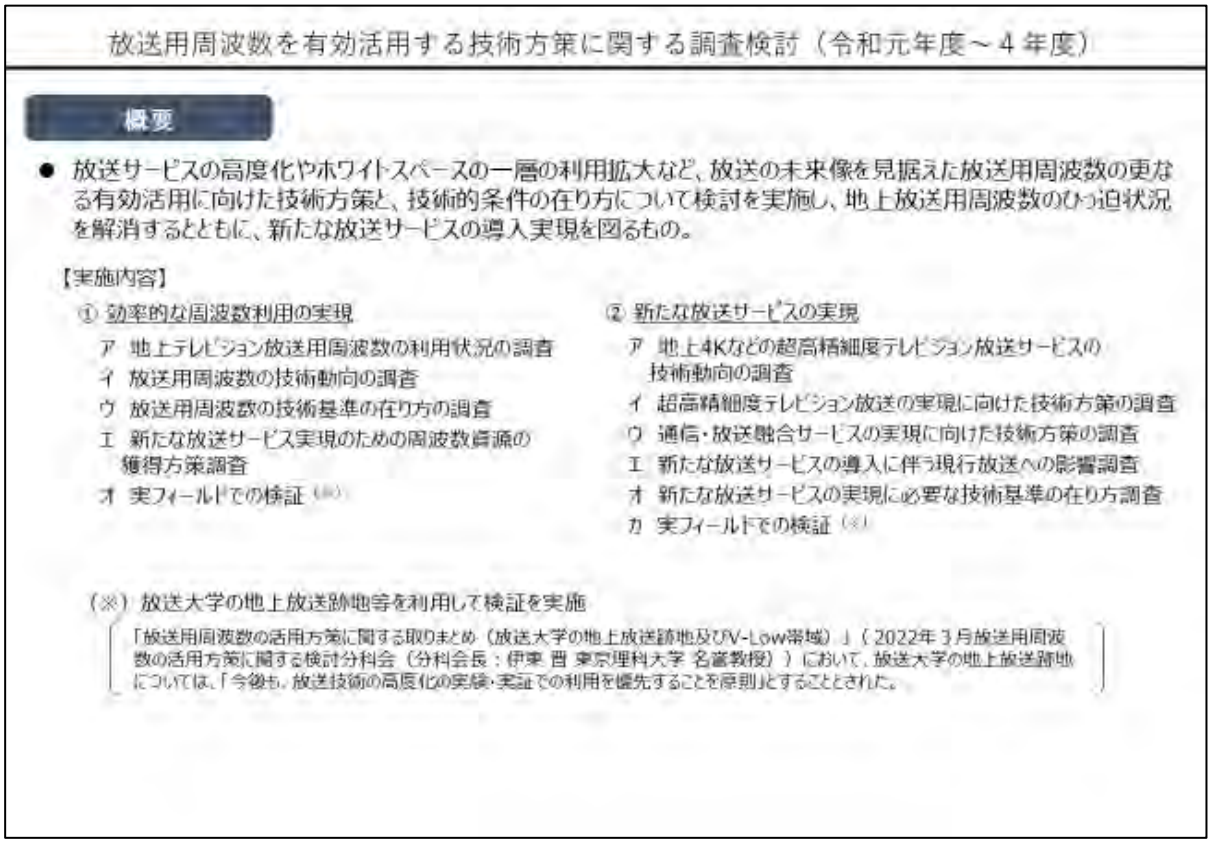

図表２－２　放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討概要

（２）今後の方向性

地上デジタル放送方式の高度化に係る実証で利用した放送大学の地上放送跡地の周波数帯については、周波数の有効利用の観点から、総務省において利用ニーズの調査を経て利用者の選定を適切に進めるなど、早急に活用に向けた手続を進めることが適当である。

また、この周波数帯を利用した実証の成果である「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」は、インターネットとの連携が容易にできる技術が含まれており、映像と音声以外も高度化が図られたものとなっている。総務省においては、高度化方式の放送ネットワークの構築に関する技術検証に取り組んでおり、その具体的な実装方式等について、放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むべきである。

２．衛星放送の左旋帯域

（１）現状と課題

現在、衛星放送の左旋帯域は、ＢＳ放送４番組、東経110度ＣＳ放送８番組の計12番組の４Ｋ・８Ｋ放送に活用されている。左旋帯域は、４Ｋ・８Ｋ放送の開始に伴い新たに開放され、2018年（平成30年）から本放送が開始されている帯域である。

左旋帯域の番組を視聴するためには、受信アンテナの交換や宅内・棟内の伝送設備の改修が必要となる場合が多く、当該帯域における放送を普及する上で受信環境の整備が課題となっている。左旋帯域において放送事業者が新たに４Ｋ・８Ｋ放送を展開するのも厳しい状況が続いており、実際に 2019 年（平成 31 年）にＢＳ右旋帯域の新規参入等の公募に併せてＢＳ左旋帯域及び東経 110 度ＣＳ左旋帯域における公募を行った際には、ＢＳ左旋帯域及び東経 110 度ＣＳ左旋帯域への参入希望者はいなかった。

こうした背景もあり、左旋帯域においては、未使用の帯域が多く存在しており、十分に活用されているとは言えない状況である。また、左旋帯域は４Ｋ・８Ｋ放送で使用することが基本とされているところ、他の新たなサービスで活用する可能性も含めて検討する必要があるといった指摘もあり [4]、これら未使用の帯域の有効活用が課題となっている。

[4] 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ（主査：伊東　晋　東京理科大学名誉教授）報告書（2021 年（令和３年）10 月 29 日）

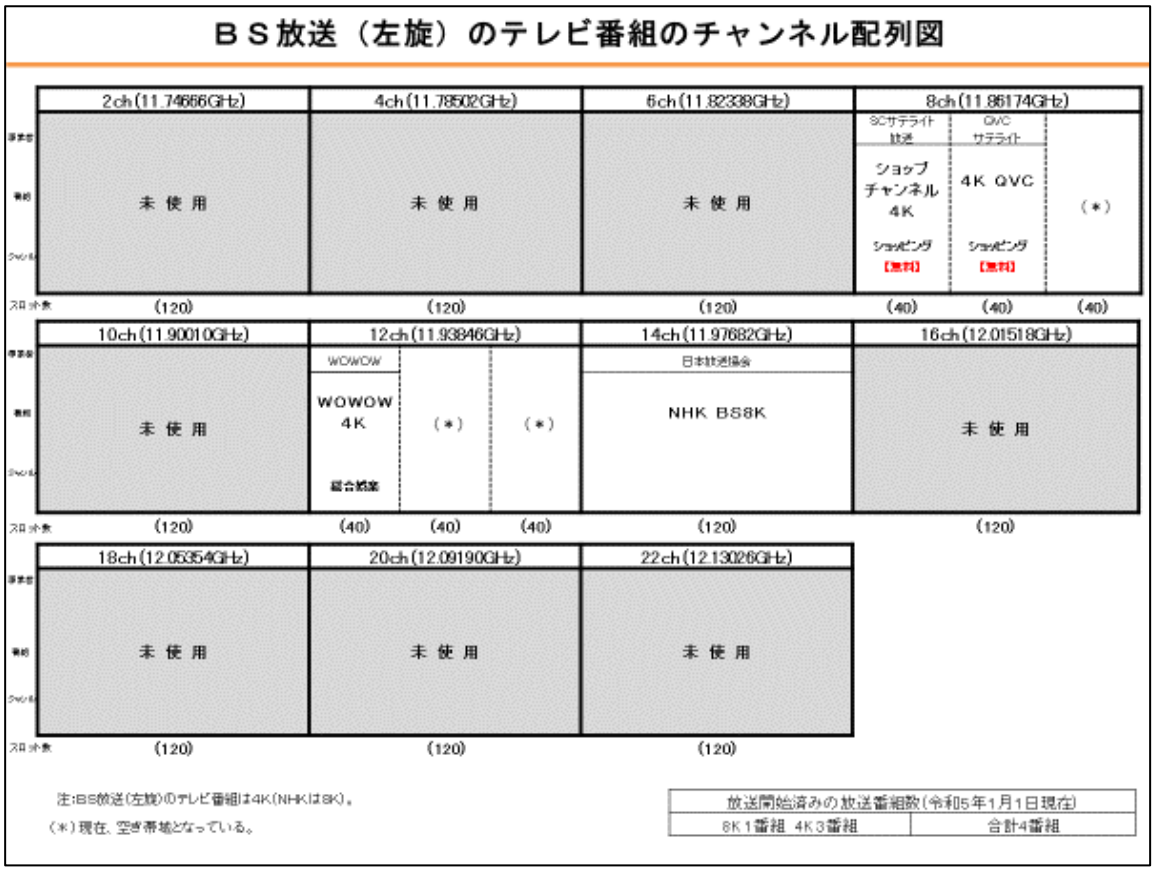

図表２－３　ＢＳ放送（左旋）のテレビ番組のチャンネル配列図

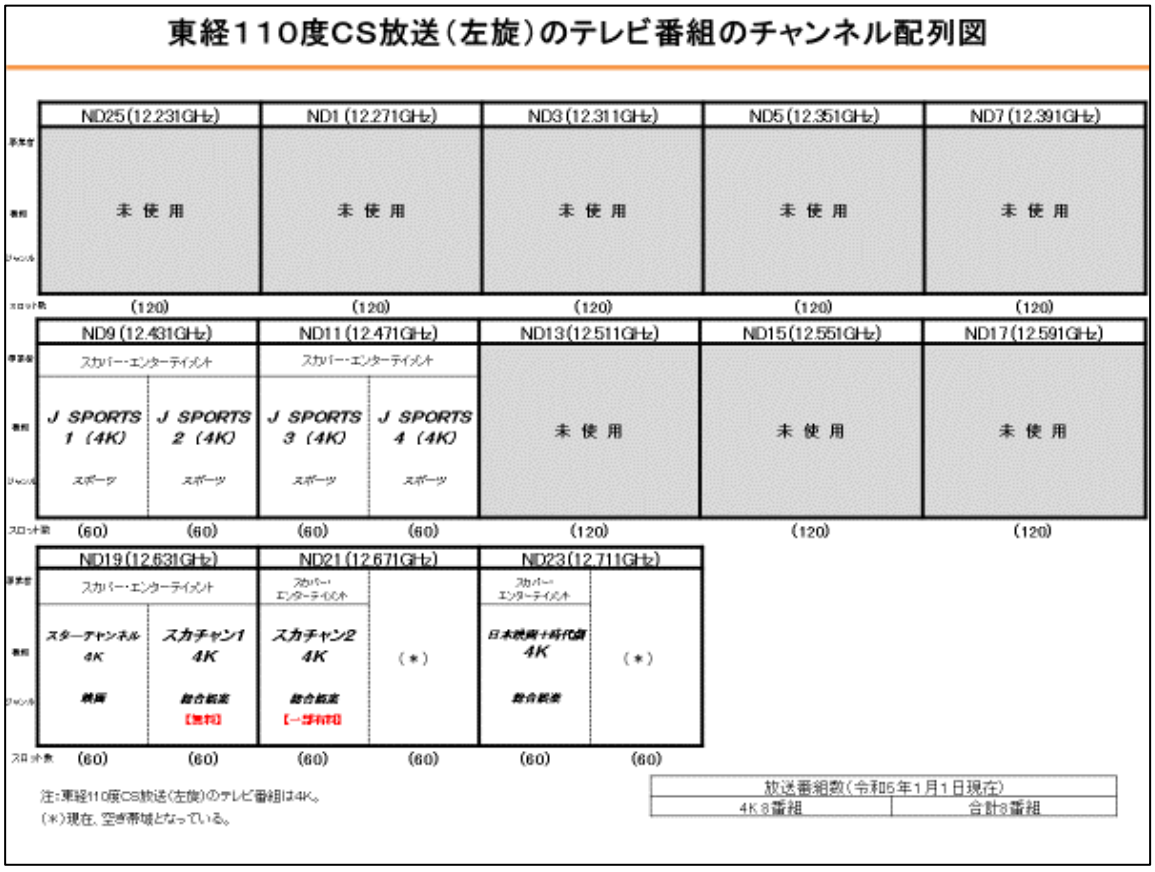

図表２－４　東経110度ＣＳ放送（左旋）のテレビ番組のチャンネル配列図

（２）今後の方向性

衛星放送の左旋帯域は４Ｋ・８Ｋ放送で使用することが基本とされているが、当該帯域を使用した放送が開始された2018年（平成30年）以降、未使用の帯域が存在し続けていることを踏まえ、周波数の有効活用の観点から、他のサービスでの活用も検討すべきである。

この点、衛星放送は、特に離島を多く抱える地域や中山間地域、受信障害地域といった地域における放送の受信環境の維持・確保の上で、有効な手段となり得るものであり、衛星放送のハード事業者からも、条件不利地域における地上波の代替としての衛星活用策が提案されている[5]。

そこで、総務省において、条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証するとともに、ブロードバンド代替やケーブルテレビによる巻取り等の代替手段も含めた横断的な検討を行うべきである。

[5] 詳細は、本検討会第16回会合　資料16－３（株式会社放送衛星システム提出資料）及び資料16－４（スカパーＪＳＡＴ株式会社提出資料）を参照。

第3章　放送の真実性・信頼性の確保

情報空間においてインフォメーション・ヘルスを確保していく観点から放送の役割に対する期待が増している中で、放送がその役割を果たしていくためには、放送の真実性・信頼性を確保し続けていくことが必要となる。

本章では、放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みの時代に即したアップデートについて検討を行った。

１．現状と課題

デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミー[6]が形成され、フィルターバブル[7]やエコーチェンバー[8]、フェイクニュースといった問題も顕在化している。その中で、第１次取りまとめで述べたように、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。

アテンションエコノミーにおける人々の関心・注目の獲得競争、「タイムパフォーマンス」という言葉に象徴されるような費やす時間に対する効果・満足度を重視する傾向は、フィルターバブルやエコーチェンバーといった、自分の興味・関心に基づく情報や自分の意見と似た意見に閉じ込もる、いわば「情報の偏食」とも言える状況を加速させている。しかしながら、摂取する情報に偏りが生ずることは、バランスの取れた自己決定の妨げとなり、民主主義にとってのリスクをも生じさせかねない。

このようなアテンションエコノミーによりもたらされるリスクやインターネット上における偽情報・誤情報[9]が課題となる中で、インフォメーション・ヘルスを確保していくためには、プラットフォームのコンテンツモデレーションや偽情報・誤情報対策を実施するだけではなく、信頼性の高い情報に触れる機会を増やすことが重要である。この点において放送の役割に対する期待は増しており、放送がその役割を果たし

---

[6] 人々の関心や注目の度合いが経済的価値を持つという概念。

[7] アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境。

[8] ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザをフォローする結果、意見をＳＮＳで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたもの。

[9] 例えば、ＡＩ戦略会議「ＡＩに関する暫定的な論点整理」（2023 年（令和５年）５月 26 日）においては「生成ＡＩによって、本物と見分けがつかないような情報を誰でも作ることができるようになり、悪意をもった人が簡単に偽情報を作ることができるようになった。すなわち、ＡＩは偽情報による工作を「民主化」したものと言える。そのため、ＡＩが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が、民主主義に不当に介入するなど、社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっている。」と指摘されている。

ていくためには、放送の真実性・信頼性を確保し続けていくことが必要となる。

情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保していく観点から、放送に期待される役割が十分に果たされるようにするためには、放送コンテンツの制作・流通を促進すること（サステナビリティ）や放送コンテンツが人々の目に触れやすくすること（プロミネンス）、それらに値する「実体」を放送事業者の自主性・自律性を担保しながら備えていくことが必要となるとともに、放送コンテンツが第三者によって改ざんされ、拡散することを防ぐための対策も必要となる。

また、昨今では放送された情報がＳＮＳやインターネット動画投稿サイトに無断で転載され、インターネット上で拡散されることによって、真実でない事項を放送したことによる権利侵害がより大きくなり、回復が困難になる傾向にある。

放送の真実性・信頼性の確保に関しては、放送法第９条が訂正放送・取消し放送（以下「訂正放送等」という。）の制度[10]を定めている。この制度は、放送の真実性を保障する手続を定めることにより、より一層、放送に対する信頼性を高めるとともに、併せて、司法手続によることなく、より簡易、迅速に被害者の権利を救済するためのものであり、真実でない事項の放送により権利の侵害を受けた本人等からの請求による訂正放送等の制度（同条第１項）[11]と放送事業者が自ら真実でない事項を発見したときの訂正放送等の制度（同条第２項）がそれぞれ定められている。なお、表現の自由の確保の観点から、調査結果に基づく訂正放送等は、放送事業者が自律的に行うものとされている[12]。

他方、本検討会の構成員からは、直近でも視聴者の誤認を招く報道番組の放送例があったことなども踏まえて、放送法第９条第２項による訂正放送等の制度だけでなく、同条第１項による訂正放送等の制度も活用されるように、周知やアクセスしやすくするための取組が必要であり、放送事業者の自主性・自律性を原則とした上で、視聴者にとって、訂正放送制度に対するアクセスをより容易にする観点から、訂正放送等の具体的内容やプロセスのグッドプラクティスを共有するなどの取組も重要ではないかといった指摘があった。

---

[10] 訂正放送制度（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/hoso_seido/index.html）

[11] 真実でない放送によって、権利侵害（名誉毀損、信用失墜等の権利侵害）を受けた本人又は直接関係人（配偶者、直系親族、兄弟姉妹等）は、その放送を行った放送事業者に訂正又は取消しの放送を請求することができ（放送後３か月以内）、放送事業者は、調査の結果、その放送が真実でないことが判明した場合には、訂正又は取消しの放送を行うこととされている。

[12] 最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決参照

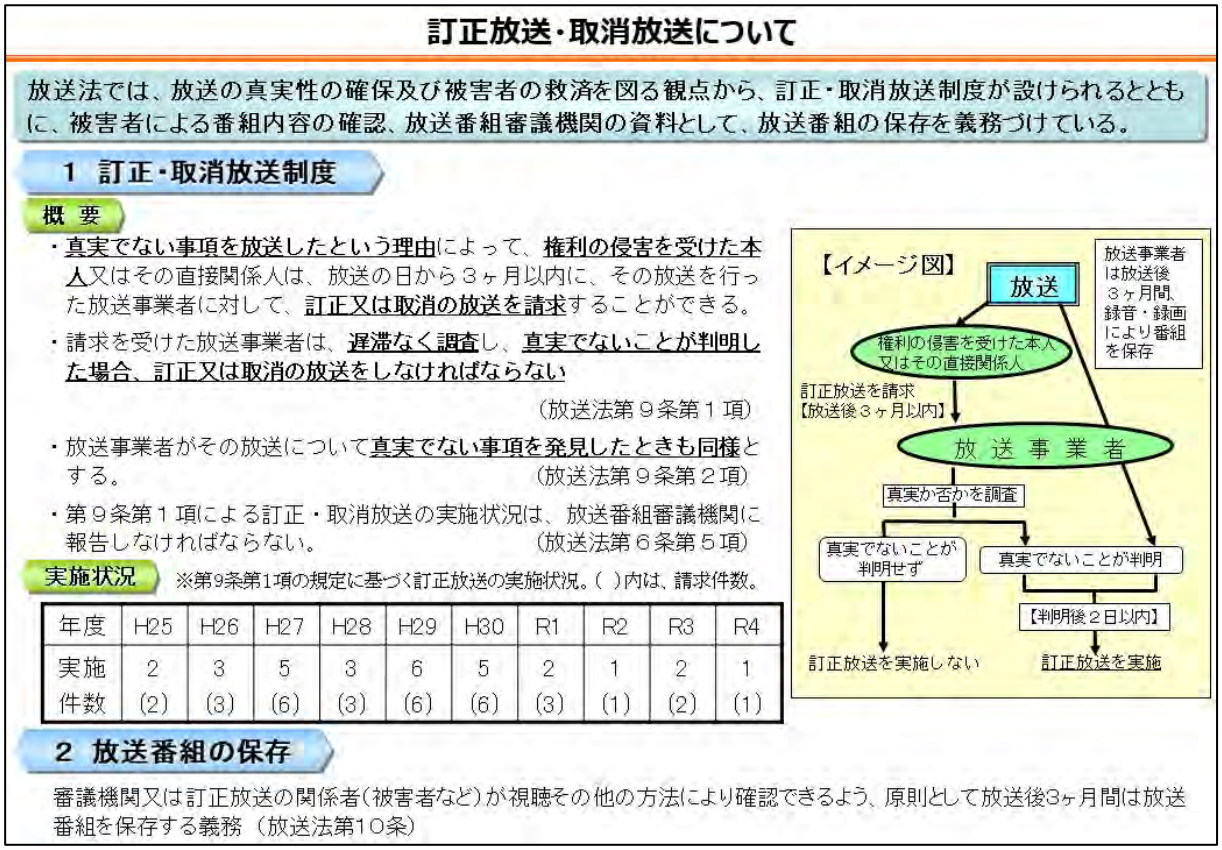

図表３－１　訂正放送等の概要

２．今後の方向性

放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施しており、視聴者から問題を指摘された場合等は、自主的に、独立した第三者の立場から対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的として、ＢＰＯ（放送倫理・番組向上機構）が活動しているところである。放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要である。

他方、放送法においては、真実でない事項の放送により、権利の侵害を受けた本人等からの請求による訂正放送等の制度が設けられており、今般の議論の過程では、現状と課題に示したとおり、この訂正放送等の制度があまり活用されていないのではないか等様々な課題の指摘があったところである。当該制度の運用においては、視聴者保護の観点から、手続き等の透明化・具体化に向けた不断の取組が重要であることは言うまでもなく、総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる。

また、インターネットを含めた放送コンテンツの流通の信頼性向上も重要である。現在、インターネット上の発信元組織の基本情報やその信頼性に資する情報を流通させることを可能とする技術として、オリジネーター・プロファイル技術研究組合が「オリジネーター・プロファイル技術」の開発を進めており、これに新聞社等が業界横断的に参画している。このような技術は、放送コンテンツが第三者によって改ざんされ、

拡散することを防ぐ観点から、放送コンテンツの流通の信頼性向上にも役立つ可能性があり、放送コンテンツの流通においても注目に値する動きであると考えられる[13]。

なお、以上に述べたような情報の「送り手」側の取組のみならず、情報の「受け手」側のリテラシーを高めていくことも重要である点に留意する必要もある。

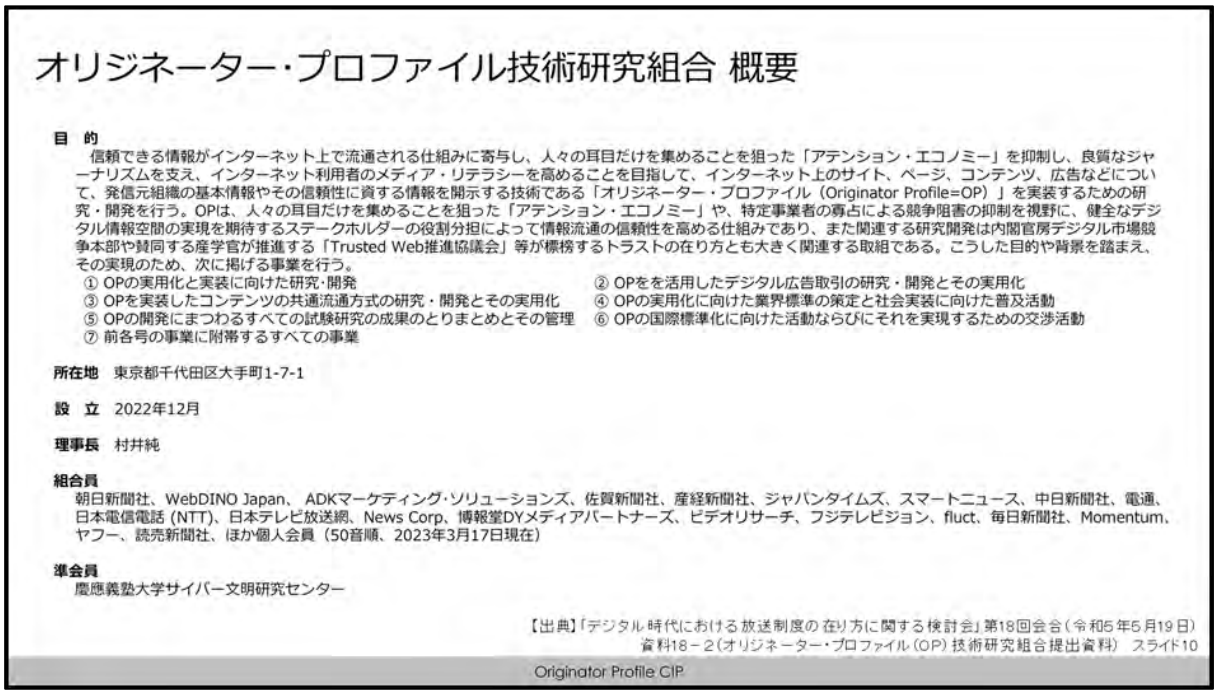

図表３－２　オリジネーター・プロファイル技術研究組合の概要

[13] 放送事業者としては、日本テレビ放送網株式会社と株式会社フジテレビジョンが参画中（2023 年（令和５年）６月時点）

第4章　民間放送事業者の情報開示の在り方

放送事業者が地域情報をしっかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を継続的に果たしていく上では、経営基盤を強化し、地域における放送番組の質を高めていくことが必要となる。

本章では、規制改革実施計画において放送事業者のコーポレートガバナンスの強化について検討することとされていることも踏まえて、情報開示、コーポレートガバナンスの強化等にどのように取り組むべきかについて検討を行った。

１．現状と課題

放送は、第１次取りまとめで述べたように、国民の「知る自由」を保障し、健全な民主主義の発達に貢献しながら、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしてきた。その上で、放送事業者、とりわけローカル局には、地域情報をしっかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果たすことが期待されている。

このような社会的役割を放送事業者が継続的に果たしていく上では、その経営基盤を強化し、地域における放送番組の質を高めていくことが必要となる。この点、規制改革実施計画（2023年（令和５年）６月16日閣議決定）においては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の慫慂等も含めたコーポレートガバナンスの強化について検討することとされている。

コーポレートガバナンスとは、一般に「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」を意味している[14]。また、株式会社東京証券取引所が策定した上場企業を対象とするコーポレートガバナンス・コード（2021年（令和３年）６月11日）においては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、基本原則として、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話が位置付けられている。

地域における放送番組の質を高めていく上で重要な経営基盤に関し、地上基幹放送事業者は、５年ごとの再免許申請において、地上基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること（無線設備の工事費の妥当性及び資金調達の確実性、事業計画及び事業収支見積りの妥当性、免許期間５年間を通じての経理的基礎があるか）を含む審査基準に適合しているかどうかについて総務省の審査を受けている。

更に、非上場会社を含む民間放送事業者は、自主的な取組として、一般社団法人日本民間放送連盟（民放連）が毎年編集・発行している「日本民間放送年鑑」において、

[14] 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（2021年（令和３年）６月11日）（https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf）

会社概要（資本構成、主要株主、主要取引銀行、関連事業、役員、番組審議会委員、役職員数、新規採用者数、組合、主要事績、主要制作番組、自己検証番組、貸借対照表、損益計算書等）を開示している。

また、民放連は、専門委員会、研究所及び編集広報部の具体的な取組を整理した上で、「民間放送の価値を最大限に高め、社会に伝える施策」（2022年（令和４年）９月15日）として公表するなど、経営基盤の強化に資する取組を継続している。

こうした中で、適切な情報開示は、株主その他のステークホルダーとの協働だけではなく、放送事業者が目指す姿とのギャップを自己認識する上でも有益であるという意見や、放送事業者は、地域情報をしっかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果たしていくという観点から、一般的な上場会社と同じ物差しでは測れない価値を有しており、例えば、人材戦略・経営戦略を策定することを含めて、その価値を発揮するための取組を進めることが期待されるという意見もあった。

図表４－１　日本民間放送年鑑における会社概要の掲載例

２．今後の方向性

民間放送事業者にあっては、非上場会社が少なくなく、一律に株式会社東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの対象となるわけではないが、その社会的役割に鑑み、各放送事業者・地域の事情を勘案しつつ、自主的に経営の透明性を高めていくことは重要である。その上で、各放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財源・体制を自主的に開示することなどを通じて、その存立の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を

図り、社会的な付託に応えていくことが期待される。

「日本民間放送年鑑」において、非上場会社である民間放送事業者が会社概要を自主的に開示していることは一定の評価をすべきである。ただし、この開示方法は、ローカル局を始めとした民間放送事業者が果たす社会的役割の持続可能性に関心のある一般の視聴者・住民等に必ずしも行き届いているものではなく、また、経営基盤強化の前提となる財務分析に必ずしも適した形式になっていないといった観点から、更なる工夫を期待したい。

放送事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性という観点から、発信する地域情報の向上に資する情報や、人的資本や地域社会への貢献といった放送事業者ならではの役割との関係で指標とすべき情報を検討し、活用していくことも考えられる。このような取組により、放送事業者の努力を地域社会に伝えることができ、社会的な評価に結び付くことも考えられる。なお、地域社会への貢献に関する放送事業者ならではの役割としては、災害情報や地域情報等の社会の基盤となる情報の共有だけでなく、地域の歴史・文化の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代以降に伝えていくことも含まれ得る。また、放送による広告収入が減少している中で、インターネット配信による収入、地域のステークホルダーとの協働等による収入確保といった業務改革に取り組むことや以上に述べた取組についてのベストプラクティスを共有することも有益であると考えられる。

なお、放送事業者において地方公共団体から出資・委託等を受ける場合があり、利益相反関係が課題になり得るのではないかとの意見もあった。他方、行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割が重要であることは、論を俟たず、地方公共団体に対する健全な批判を含めて公正中立な情報発信をしていくべきことは当然であり、引き続きこれに取り組むべきである。

民間放送事業者におけるコーポレートガバナンスの在り方については、上記の認識を踏まえるとともに、放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を整理することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する。

第５章　その他の事項

（AM局のFM転換・FM補完中継局の整備、クリエイターに適正な対価が還元される環境、放送のエコシステム）

１．ＡＭ局のＦＭ転換・ＦＭ補完中継局の整備

（１）現状と課題

放送は、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っており、特にラジオ放送は、停電時においても情報の入手が可能なメディアとして高い有用性が認識されている。

ＡＭラジオ放送事業者における中継局の整備に当たっては、難聴対策、外国波混信対策、災害対策の観点から、ＦＭ方式による補完中継局（以下「ＦＭ補完中継局」という。）を整備することが可能となっている。ただし、ＮＨＫについては、そのＡＭラジオ放送の電力が民間放送事業者より大きく、また、ＦＭ放送を既に行っていることを踏まえ、親局のＡＭラジオ放送を補完するＦＭ補完中継局（以下「主たるＦＭ補完中継局」という。）の整備は認められておらず、主に中継局のＡＭラジオ放送を補完するＦＭ補完中継局（以下「その他のＦＭ補完中継局」という。）に限り整備することが可能となっている。

他方、民間ＡＭラジオ放送事業者の経営状況は厳しく、黒字を確保することが困難な傾向にある。また、ＡＭ放送設備の老朽化が深刻になっている中で、設備更新のための費用負担も困難な状況にある。

総務省においては、民間ＡＭラジオ放送事業者が、経営判断として親局のＡＭ放送からＦＭ放送への変更（以下「ＦＭ転換」という。）又はＦＭ転換を伴わないＡＭ放送を行う中継局の廃止（以下「ＡＭ局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、一定期間のＡＭ局の運用休止を行うことを可能とするため、2023年（令和５年）11月に予定されている放送事業者の再免許時に特例措置を設けることとしており、同年３月にその特例措置の内容やその適用を受けるための要件、手続等を示した基本方針[15]を公表したところである。これを踏まえ、地上基幹放送局の再免許申請のあった者のうち、中波放送事業者及び中波・テレビジョン放送事業者の計13者からこの特例措置の適用希望申請があった。

この特例措置によりＡＭ局の運用休止を行うに当たっては、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持されるようにするとともに、ラジオ放送を聴取することができなくなる地域において聴取するための代替手段を確保することが課題となる。また、ＦＭ補完中継局による放送を受信するためにはワイドＦＭを聴取することができる受信機が必要となる点も課題となる。

また、民間ＡＭラジオ放送事業者だけでなく、ＮＨＫにおいても、例えば、ＡＭ親局が津波の浸水想定地区になっている場合であって、その移転が現実的でない場合の

[15] ＡＭ局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000864958.pdf）

ように、主たるＦＭ補完中継局の整備が必要となる場合があり得る。

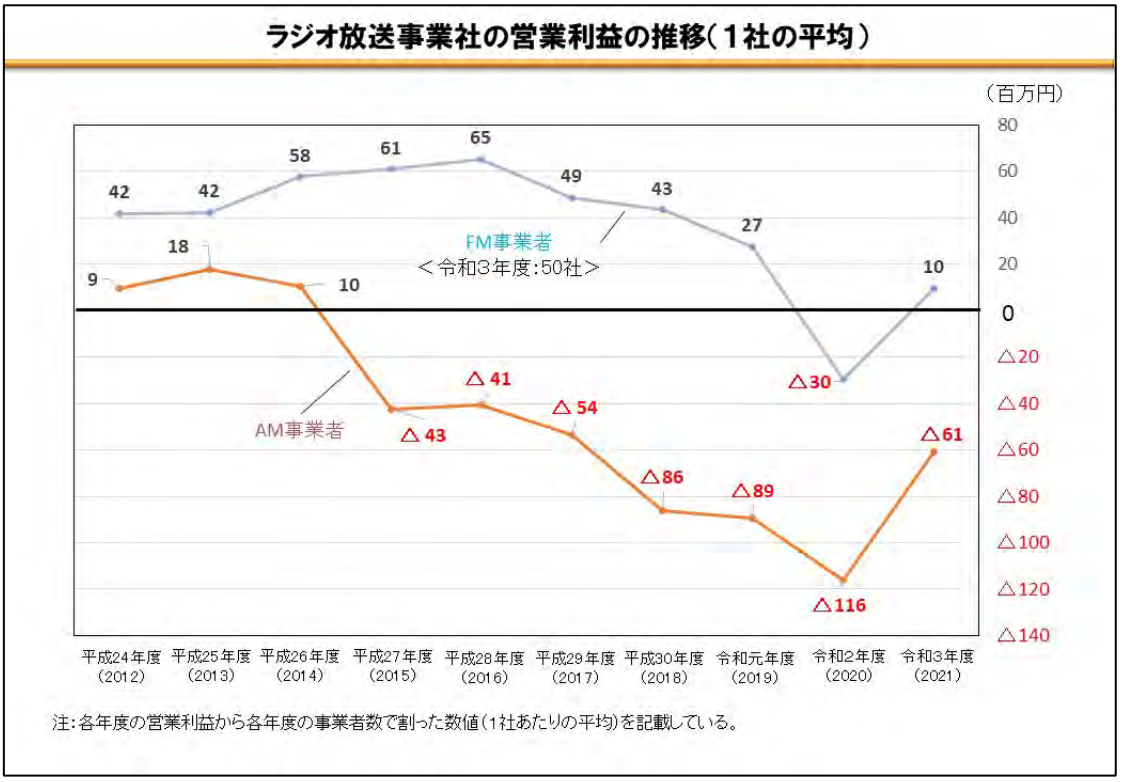

図表５－１　ラジオ放送事業者の営業利益の推移（１社の平均）

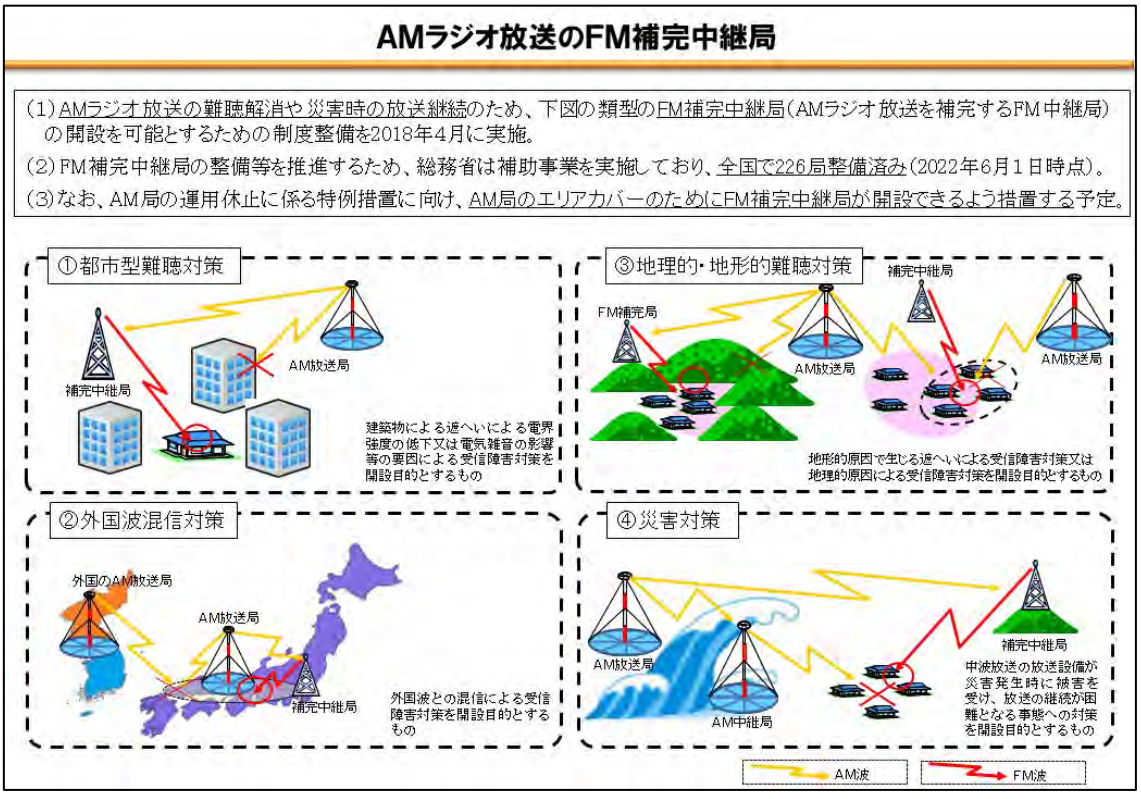

図表５－２　ＡＭラジオ放送のＦＭ補完中継局

（２）今後の方向性

民間ＡＭラジオ放送事業者の経営の選択肢を増やすとともに、屋内外の様々な場所で被災した場合に備えてＡＭ波だけでなくＦＭ波も含めて様々な伝送手段によりラジオ放送を聴取することができるようにする観点から、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備を速やかに進めることとする。その際には、2023年（令和５年）年11月に予定される放送事業者の再免許時の特例措置によるＡＭ局の運用休止を通じて、その影響を受ける地域の住民・地方公共団体等の認知及び理解や特例措置を適用する放送事業者の経営基盤強化への影響及び効果を検証することとし、その結果を含む特例措置の実証状況を踏まえて、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備その他考慮すべき事項について検討を行うこととする。

民間ＡＭラジオ放送事業者において、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止を検討するに当たっては、日頃からラジオ放送を聴取している聴取者だけでなく、災害時にラジオ放送を聴取しようとしている聴取者も存在すること、ＦＭ補完中継局による放送を受信するためにはワイドＦＭを聴取することができる受信機が必要となり、今後のV-Low帯域（95MHz～108MHz）の利用を見据えれば当該帯域を受信することができる受信機も必要となることが見込まれること、カーラジオが災害時を含めてラジオ放送を聴取するための重要な手段となっていること、「radiko」や「らじる★らじる」といったラジオ放送のインターネット配信の取組が進展していることなどにも留意した上で、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止の影響を受ける住民に対して聴取者層や聴取形態を踏まえた十分な周知広報を行うことが前提となる。

ＮＨＫによる主たるＦＭ補完中継局の整備については、公共放送としての使命を前提として、災害時にもラジオ放送の継続を可能とする観点から必要となる場合があり得ることにも鑑み、例えば、津波対策のように整備の必要性が十分に認められ、かつ、他に適切な手段がないといった一定の条件下においては、これを認めることが適当である。具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当ての状況を踏まえながら検討を行うこととする。

２．クリエイターに適正な対価が還元される環境

（１）現状と課題

放送コンテンツは、インターネット配信に当たって音楽や実演に関する著作権処理が必要となるところ、我が国においては、著作権等管理事業者による集中管理の仕組みや、2022年（令和４年）１月に施行された改正著作権法等による集中管理されていないレコードや実演の権利処理円滑化措置を通じて、権利処理の円滑化とクリエイターへの対価還元が図られている。

また、コンテンツ制作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を持つためには、放送コンテンツ製作取引の適正化や、働き方改革等制作環境の改善等も重要である。

（２）今後の方向性

今後、放送コンテンツのインターネット配信等のサービスが展開されていくことは、クリエイターに対価を還元する機会が増え、我が国のコンテンツ制作能力を維持・強

化していくことにつながることから、ヒアリングを行った権利者団体からも、歓迎すべきことであると受け止められているが、その前提として、適正な権利処理が行われ、クリエイターに適正な対価が還元される環境を構築するとともに、優れた人材を継続的に確保していく必要がある。

このため、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の改訂や周知広報等の措置を通じて、放送コンテンツの製作に係る取引や働き方に係る環境の改善に引き続き取り組むべきである。

ＮＨＫにおいても、良質な放送コンテンツを制作するに当たり、多様なクリエイターや番組製作会社と積極的に連携を行い、下請け取引や権利取得の適正化等の環境構築に資するよう、率先した取り組みを行うことが重要である。

また、ローカル局含めて放送コンテンツの海外展開やインターネット配信等の展開により流通促進が図られることで、ひいてはクリエイターに対する適正な対価の還元が行われる環境が拡大していくことになることから、引き続きこのような展開や流通促進に関する継続的な後押しも重要である。

以上のような課題・取組を含め、デジタル時代における放送コンテンツの制作及び流通の促進に向けた具体的な方策について、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」において議論され、取りまとめられており、そこで示された内容を踏まえ、総務省、ＮＨＫ、民間放送事業者など関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要である。

３．放送のエコシステム

（１）現状と課題

放送においては、多くの国民・視聴者に同時に同一の情報を提供することができる手段であり、また、民間放送事業者においては、信頼性の高いコンテンツが流通することが担保された環境であるという特徴を活かし、広告を通じて企業価値を高めたい企業からのニーズに応えるとともに、安心して視聴でき、信頼性の高い広告を求める視聴者からのニーズに応えることによって広告料収入を得て、それをもとに更なる番組の質の向上を図るという好循環のエコシステムが形成されているが、昨今、放送事業者の広告料収入が減少傾向にあるなど、そのエコシステムが揺らぎつつあり、そのことにより番組の質の向上を図ることが困難になりかねない状況にある。

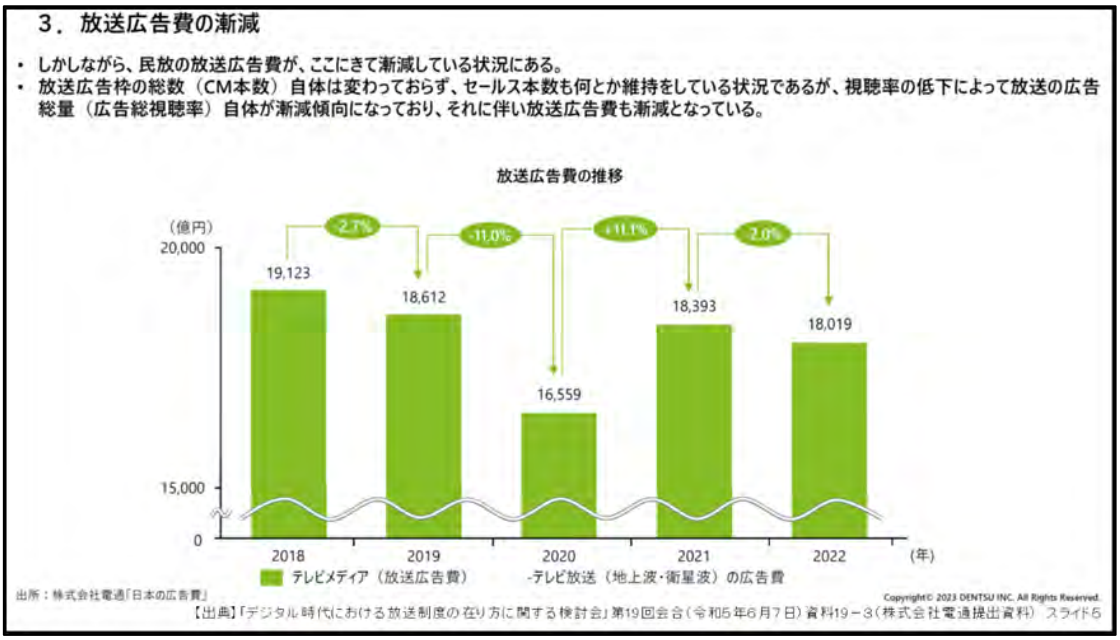

図表５－３　放送広告費の漸減

（２）今後の方向性

信頼性の高いコンテンツが流通する環境があることは、広告を提供する企業にとっても、また、広告を視聴する視聴者にとっても重要であり、そのような環境を維持・強化していくためにも、放送のエコシステムをデジタル時代の変化を踏まえたアップデートしていくことが必要となる。その際には、民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある。

その中で、例えば、広告の効果等を検証し、広告主に対して説明責任を果たせるような環境を構築することや、放送コンテンツのインターネット配信を通じて、広告についても放送・通信双方でリーチを確保することなど、放送・通信双方からのアプローチが考えられる中で、今後、昨今の放送を取り巻く環境の変化を踏まえて、視聴者のプライバシー保護の観点に留意しつつ、視聴データの取扱いについても検討を行う必要があると考えられる。

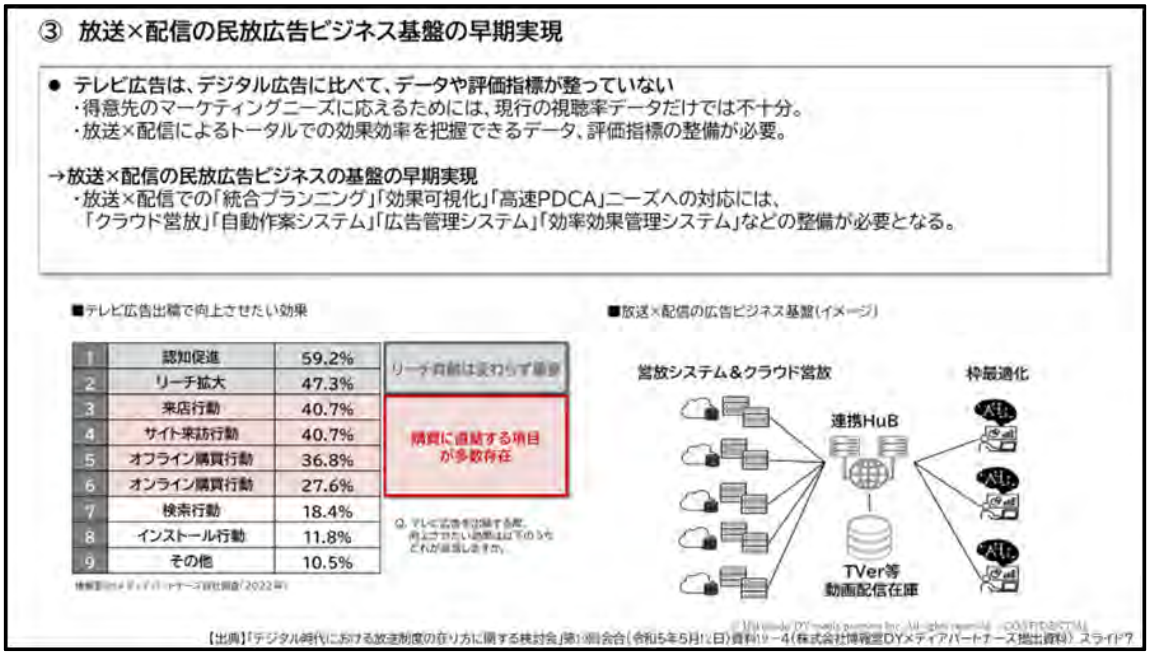

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第1回会合（令和5年5月1日）資料1－4（株式会社博報堂DYメディアパートナース提出資料）スライド7

図表５－４　放送×配信の広告ビジネス基盤

おわりに

我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするＮＨＫと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されてきた。

まさにこの「デジタル時代」において、様々な課題に向き合いながら、二元体制の確保と情報空間における放送の発展という２つのテーマに応えることが本検討会のミッションだと考えている。

本取りまとめに当たっては、本検討会（親会）では幅広い課題を取り扱い、ワーキンググループ等では特定の課題について更に掘り下げた検討を行うことができた。

今回も構成員だけでなく、多くの関係者に議論への参画をいただいた。特に、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」では、本検討会として初めてローカル局からプレゼンテーションをいただいた。このような当事者の参画は本検討会としての現状と課題への理解を進めるものであり、あらためて感謝申し上げたい。

この１年の間にも放送を取り巻く環境は変化している。例えば、総務省情報通信政策研究所の調査によれば、2022年度（令和４年度）には休日における主なメディアの平均利用時間について初めてインターネットがテレビを上回った。今後も更に大きな変化が待ち受けているかもしれない。

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること（放送法第１条第１号）が放送の規律の原則であることを大前提とし、視聴者・国民の利益を念頭に置いた上で、第１次取りまとめや本取りまとめの提言を踏まえ、前述のような環境変化に放送事業者が柔軟に対応可能なものとなるように、必要な放送制度が時宜を逸することなく整備されていくよう、引き続き注力したい。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム

２次取りまとめ

令和５年10月18日

目次

はじめに **3**

第１章　実証エリアにおける受容性の検証 **5**

１．実証エリアの選定 ５

２．フィールド調査 ７

（１）地域への説明 ８

（２）被験者の募集 ８

（３）調査方法 ９

（４）調査項目 １３

３．調査結果の分析・評価 １５

（１）ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア １５

（２）辺地共聴施設エリア ３６

第２章　放送アプリケーションに関する基礎的調査 **40**

１．調査方法 ４０

（１）調査の進め方 ４０

（２）協力ベンダー ４１

（３）協力ベンダーにおける検討スコープ ４１

２．調査結果 ４２

（１）協力ベンダーによる提案 ４２

（２）Ａ案・Ｂ案の分析 ４４

（３）放送アプリケーションの費用構造分析を踏まえたコスト試算モデル ５４

（４）放送アプリケーションに関する基礎的調査の成果と課題 ５８

第３章「仮置きした品質・機能要件」の見直し **60**

１．対応デバイス ６０

（１）テレビ ６０

（２）PC、スマホ ６０

２．確実性 ６０

（１）伝送信号の構成 ６０

（２）映像・音声・データの伝送遅延 ６１

（３）緊急警報信号の遅延 ６１

３．映像・音声 ６１

（１）有効走査線数 ６１

（２）最大入力音声チャンネル ６１

（３）映像と音声のタイミング誤差 ６２

（４）字幕表示タイミング誤差 ６２

（５）緊急地震速報（文字スーパーによるもの） ６２

４．権利保護 ６３
（１）サービス提供区域 ６３
（２）視聴履歴 ６３
５．利便性 ６３
（１）データ放送 ６３
（２）電子番組ガイド ６３
（３）録画 ６４
（４）受信機の使用感 ６４
（５）チャンネル切替え時間 ６４

第４章　今後の検討課題と検討の方向性 70
１．１次取りまとめで例示された課題に係る検討状況と今後の検討の方向性 ７０
（１）著作権等の権利処理 ７０
（２）地域制御の有無 ７０
（３）住民理解・受信者対策 ７１
（４）ユーザーアクセシビリティの確保 ７１
（５）デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上 ７２
（６）放送法との関係等 ７２
２．実証事業の実施を通じて抽出された検討課題と検討の方向性 ７４

第５章　今後の進め方 76

［参考資料］ ..... 参考－ 1
参考資料１　フィールド調査において視聴された番組 ..... **参考－ 2**
参考資料２　放送アプリケーションに関する基礎的調査に係る参考資料 ..... **参考－ 3**
参考資料３　ネット同時配信等サービスに関する基礎的調査の結果 ..... **参考－31**

［付録］

はじめに

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行うため、総務省において、令和３年11月より、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友仁志・早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）（以下「検討会」という。）が開催されてきた。

検討会が令和４年８月５日に公表した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」においては、「放送ネットワークインフラの将来像」について、『人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては、「守りの戦略」として、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である。』とした上で、コスト負担軽減のための具体的方策のひとつとして、ブロードバンド等による代替が提言されている。

地上テレビジョン放送の放送ネットワークインフラのうち、小規模中継局、ミニサテライト局及び共聴施設（以下「小規模中継局等」という。）については、親局や大規模な中継局に比べてカバーする世帯数が少ないにもかかわらず、その維持に要する世帯当たりの費用が大きいことが日本放送協会（以下「NHK」という。）から示されている[1]。すなわち、小規模中継局等の世帯カバー率は全体の５％程度であるが、これらの年間維持経費は約110億円と地上テレビジョン放送設備の年間維持経費の約５割を占めている現状にある。

こうした中、ブロードバンドインフラの普及が全国的に進んでいる[2]ことを踏まえ、従来からの電波による放送と、ケーブルテレビや光ファイバ等のブロードバンド（以下「ブロードバンド等」という。）による伝送の２つの方法について、両者の提供エリアの突き合わせやコスト比較等の具体的な作業を行いつつ、ブロードバンド等による代替可能性について検討していくべきとの方向性が検討会において示されたことを受け、検討会の下で、令和４年２月より、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」（主査：伊東晋・東京理科大学名誉教授）（以下「作業チーム」という。）を開催している。

作業チームでは、検討開始以降、電波による放送の代替手段としての検討・判断材料が乏しいIPユニキャスト方式のブロードバンドによる小規模中継局等の代替（以下単に「ブロードバンド代替」又は「BB代替」という。）の可能性等について、小規模中継局等のカバーエリアにおける利用可能性や品質・機能等について議論を行い、同年６月にその結果の取りまとめ（以下「１次取りまとめ」という。）を策定し、意見募集[3]を経て、同年８月に公表した。

---

[1] 第２回検討会資料２－４（NHK資料）P48参照。なお、第３回作業チームにおいては、（一社）日本民間放送連盟からも、全国の民放127社の小規模中継局等について、世帯カバー率が極めて小さい（３％弱）にもかかわらず、年間維持費の負担が大きい（約80億円）ことが示された。

[2] 光ファイバの世帯カバー率は令和３年度末（2021 年度末）時点で 99.72％（未整備 16 万世帯）であり（「令和３年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果（令和５年２月 28 日　総務省））、その整備目標としては、令和９年度末（2027 年度末）までに世帯カバー率 99.9％を目指すこととされている（「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和５年４月 25 日　総務省））。

[3] 意見募集は、検討会取りまとめ案の別添として、令和４年６月 29 日から同年７月 19 日までの間、実施した。

１次取りまとめにおいては、ブロードバンド代替について、一定の仮定の下で、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替手段として経済合理性が期待できることを示した。ただし、放送番組を配信するための放送アプリケーション（以下「放送AP」という場合がある。）については、限られた検討期間の中で要件・構成・費用について十分に検討を行うことができず、経済合理性の評価が一部に留まったという点に課題が残った。また、将来的にブロードバンド等による代替を導入する場合の課題として、「住民理解・受信者対策」、「ユーザーアクセシビリティの確保」、「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」等を挙げた。

これらの課題等も踏まえ、１次取りまとめ以降の進め方については、『次の段階として、放送の代替手段となりうる既存サービスが存在しないIPユニキャスト方式については、地上テレビジョン放送事業者において、電気通信事業者と連携・協力の上、「モデル地域」や「コストの定量分析」で示されたようなブロードバンド等の代替の候補となりうる特定の地域を対象に、住民の方々の協力を得ながら、放送の代替となることを想定したブロードバンド等による配信を実験的に行うことにより、現実的な代替の可能性についての検証・検討に取り組むことが適当と考える。』とした。

こうした１次取りまとめを踏まえ、作業チームでは、１次取りまとめ以降、ブロードバンド代替の可能性について、実証事業を実施しつつ、令和４年９月から令和５年７月にかけて計８回の会合を開催し、更なる検討を進めてきた。

具体的には、実証事業の実施を通じて視聴者の受容性の検証、放送アプリケーションの構成・費用構造の分析等を行った上で、ブロードバンド代替の可能性について検討を行うために仮置きしていた「品質・機能要件」の見直し、今後の検討課題と検討の方向性について議論を行った。

今般の２次取りまとめは、ブロードバンド代替が実現可能な環境の整備に向け、こうした取組の成果を取りまとめたものである。

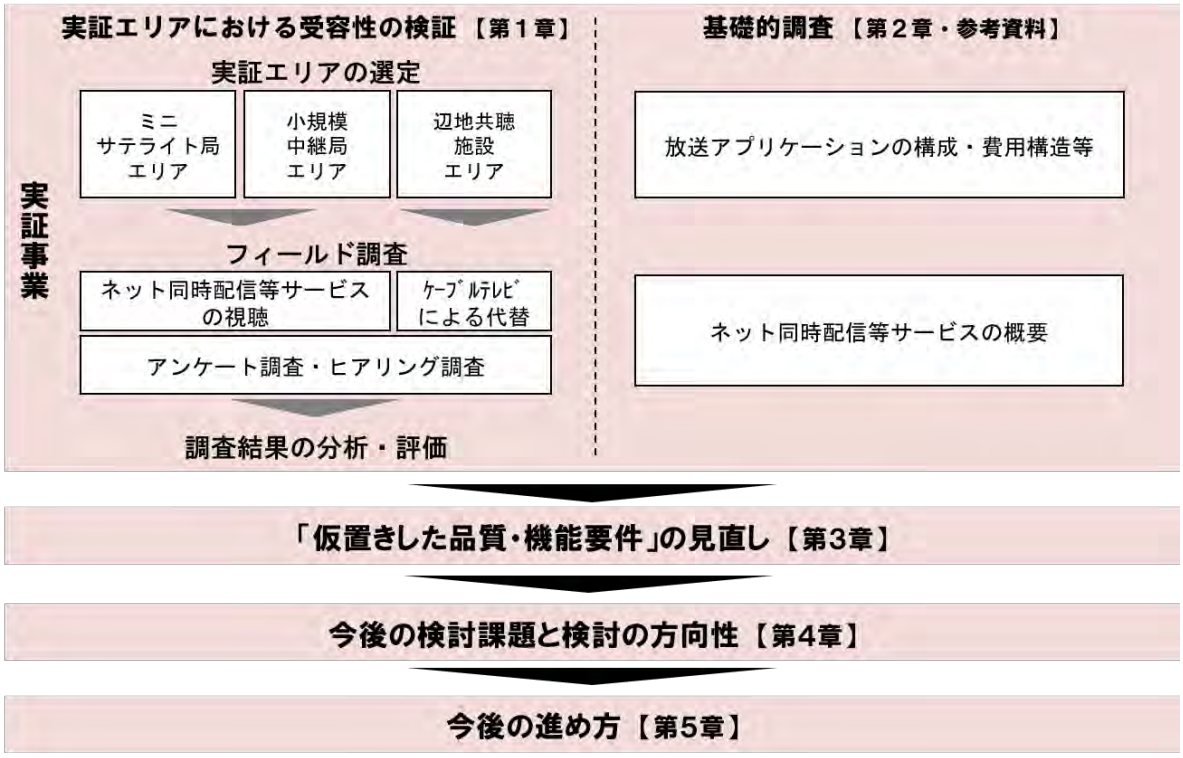

図　２次取りまとめの構成

第１章　実証エリアにおける受容性の検証

実証エリアにおける受容性の検証では、実証エリアとして、ミニサテライト局エリア１ヶ所、小規模中継局エリア１ヶ所及び辺地共聴施設エリア１ヶ所を選定した上で、当該エリアの住民の方々にネット同時配信等サービスを視聴いただく等して、アンケート調査及びヒアリング調査（以下「フィールド調査」という。）を実施し、その結果について分析・評価を行った。

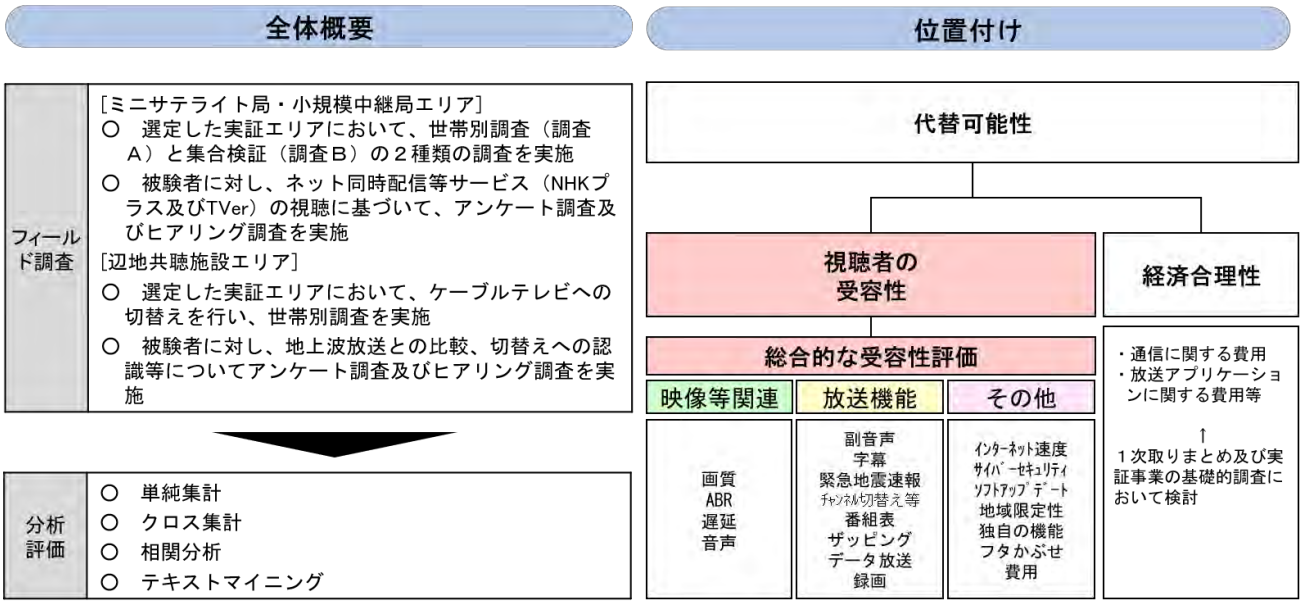

図１－１　実証エリアにおける受容性の検証の全体像

１．実証エリアの選定

実証エリアは、サンプルとしての代表性や調査のフィージビリティ確保等の観点から選定した。

具体的には、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアについては、以下の基準に基づき、ミニサテライト局は「飯能上赤工局」、小規模中継局は「桐生梅田局」を選定した。

a　関東広域圏内の局
b　カバー世帯数が全国平均[4]に近い局
c　NHK２波、関東キー局５波及び独立局１波の計８波が揃っている局
d　放送エリアにおいてブロードバンドサービスが提供されている局
e　実証のフィージビリティが確保できる局（集合会場の確保、離島や大雪等がない等）
f　実証への協力の得やすさ（大規模観光地に該当しない、デジタル新局ではない）

[4]ミニサテライト局は、そのカバー世帯数の全国平均である約 580 世帯を採用。小規模中継局は、そのカバー世帯数の全国平均である約１万 500 世帯を下回る局の平均（約 2,200 世帯）を採用。

はんのうかみあかだくみ
飯能上赤工局（ミニサテライト局エリア）

・所在地： 埼玉県飯能市大字原市場（はらいちば）
・電力： 0.01W
・カバー世帯数： 約500世帯

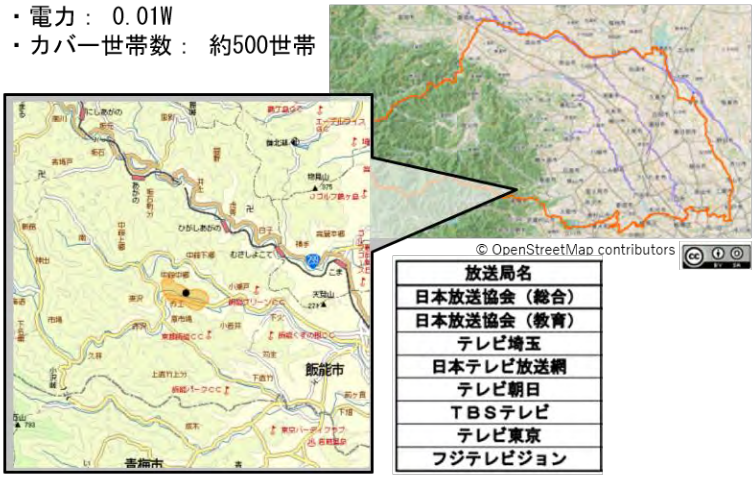

放送局名
日本放送協会（総合）
日本放送協会（教育）
テレビ埼玉
日本テレビ放送網
テレビ朝日
ＴＢＳテレビ
テレビ東京
フジテレビジョン

出典： 放送エリア図・放送局名： 総務省関東総合通信局デジタル中継局開局情報

飯能上赤工局エリアの様子

図１－２　飯能上赤工局（ミニサテライト局エリア）の概要

きりゅううめだ
桐生梅田局（小規模中継局エリア）

・所在地： 群馬県桐生市菱町（ひしまち）
・電力： 0.1W
・カバー世帯数： 約1,800世帯

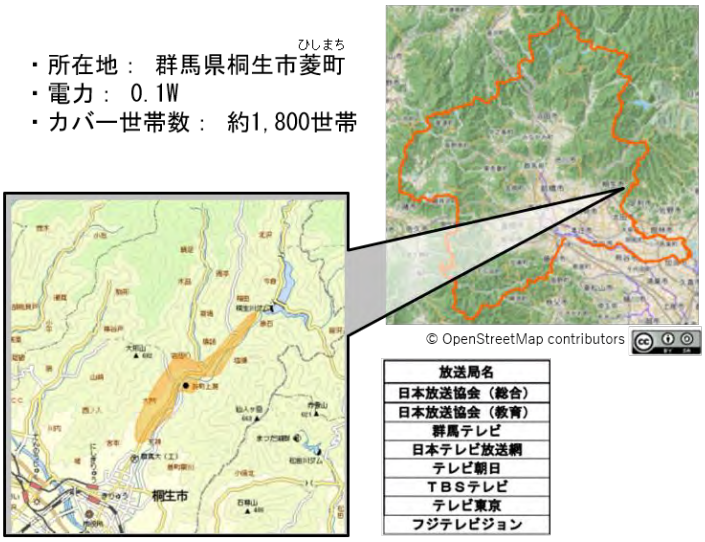

放送局名
日本放送協会（総合）
日本放送協会（教育）
群馬テレビ
日本テレビ放送網
テレビ朝日
ＴＢＳテレビ
テレビ東京
フジテレビジョン

出典： 放送エリア図・放送局名： 総務省関東総合通信局デジタル中継局開局情報

桐生梅田局エリアの様子

桐生梅田局

図１－３　桐生梅田局（小規模中継局エリア）の概要

また、辺地共聴施設エリアについては、以下の基準に基づき、「町屋テレビ共同聴視施設組合」を選定した。

a　住民の組合（非営利）が設置する施設
b　事業に対する住民（組合員）の合意が得られる施設
c　事業に対するケーブルテレビ事業者の協力が得られる施設
d　必要最小限の NHK２波及び関東キー局５波の計７波が揃っている施設
e　共聴エリアにおいてブロードバンドサービスが提供されている施設
f　ケーブルテレビのサービスエリアに近接する施設
g　実証のフィージビリティが確保できる施設（集合会場の確保、離島や大雪がない等）

町屋（まちや）テレビ共同聴視施設組合（辺地共聴施設エリア）

・所在地：　茨城県常陸太田市町屋町（まちやちょう）
・世帯数：　約330世帯

町屋町の様子

図１－４　町屋テレビ共同聴視施設組合（辺地共聴施設エリア）の概要

２．フィールド調査

フィールド調査では、選定した各実証エリアにおいて被験者を募集し、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアについてはネット同時配信等サービスを視聴いただき、その受容性等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。また、辺地共聴施設エリアについては辺地共聴施設からケーブルテレビへの切替えを実施し、切替え時の案内の在り方、辺地共聴施設及び切替えに対する認識、将来の放送の在り方等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

		ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア		辺地共聴施設エリア
①	地域への説明	［ミニサテ：10月、小規模：10月～12月］ ・ 市役所、自治会長、町会長への説明 ・ 地域住民への回覧 ・ 説明会の実施		［９月～11月］ ・ 市役所、町屋テレビ共同聴視施設組合長への説明 ・ 組合長が切替え対象エリアの全世帯へ案内文書を回覧 ・ 実証ケーブルテレビ事業者による説明会の実施
②	被験者の募集	［ミニサテ：10月、小規模：10月～12月］ ・ 被験者の募集（郵便） 訪問日の設定（調査Ａ） 集合会場と日時の案内（調査Ｂ）		［11月～1月］ 実証ケーブルテレビ事業者による説明会等で募集し、協力同意書を提出した世帯の代表者を選定
③	調査実施	［ミニサテ：11月、小規模：12月～1月］ 調査Ａ（世帯別調査） ・ 機器設置、環境調査 ・ 番組視聴（見逃し配信） ・ アンケート、ヒアリング	［ミニサテ：11/12、小規模：12/19・1/15］ 調査Ｂ（集合検証） ・ 番組視聴（同時配信） ・ アンケート、ヒアリング	［12月～１月］ ・ 実証ケーブルテレビ事業者によるケーブルテレビへの切替え ［2月］ ・ ケーブルテレビ切替えと視聴に関するアンケート、ヒアリング
④	結果集計	・ アンケート調査結果の集計 ・ ヒアリング内容のテキスト化		

※　調査に当たっては、総務省及び実証事業請負事業者にヘルプデスクを設置（辺地共聴施設エリアについては、実証ケーブルテレビ事業者にも設置）

図１－５　フィールド調査の全体像

（１）地域への説明

住民の方々にご協力いただけるよう、被験者の募集に先立ち、総務省及び実証事業請負事業者（株式会社情報通信総合研究所をいう。以下同じ。）において、市役所・自治会長・町会長への説明、住民の方々への説明会等、地域への説明を丁寧に実施した。また、自治会長・町会長には実証事業について周知するため、地域住民の方々への回覧を実施していただいた。

（２）被験者の募集

ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアの被験者については、実証事業請負事業者から地域住民の方々への郵便により募集し、協力可能として申込用紙を返信していただいた世帯の代表者を対象とした。

また、辺地共聴施設エリアの被験者については、実証ケーブルテレビ事業者（株式会社 JWAY をいう。以下同じ。）の幹線からの延長工事等を考慮して当該エリアの一部をケーブルテレビ切替え対象エリア（約 30 世帯）として選定した上で、説明会等において募集し、実証ケーブルテレビ事業者に協力同意書を提出いただき切替え工事を実施した世帯（21 世帯）の代表者を対象とした。

	ミニサテライト局エリア	小規模中継局エリア	辺地共聴施設エリア
募集対象世帯	埼玉県飯能市上赤工地区 （250世帯）	群馬県桐生市梅田町 1～3丁目（1,146世帯）	茨城県常陸太田市町屋町 （ケーブルテレビ切替え対象エリアの約30世帯）
被験者	［調査A］ 実証エリア在住で、ブロードバンド契約がある世帯の代表者1名を対象とした ［調査B］ 実証エリア在住で、ブロードバンド契約の有無は問わず、高校生以上を対象とした		ブロードバンド契約の有無は問わず、ケーブルテレビ切替え対象エリアの世帯の代表者1名を対象とした
募集方法	［調査A・B共通］ 郵便		説明会実施時、戸別訪問説明時に募集

図１－６　被験者の募集方法

募集・調整の結果、被験者の数は、ミニサテライト局エリアでのべ 35 名、小規模中継局エリアでのべ 97 名、辺地共聴施設エリアで 20 名となった。被験者の属性としては、いずれのエリアでも高齢者の割合が高く、インターネット利用度については、ほとんど利用しない方の割合はミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアでは低く、辺地共聴施設エリアでは高かった[5]。テレビの視聴頻度はいずれのエリアでも高かった。

	ミニサテライト局エリア	小規模中継局エリア	辺地共聴施設エリア
被験者数	[調査A] 15名 [調査B] 20名 のべ35名（重複7名）	[調査A] 39名 [調査B] 58名（1回目30名・2回目28名） のべ97名（重複22名）	20名
年代	70代以上：42.9% （12/28） 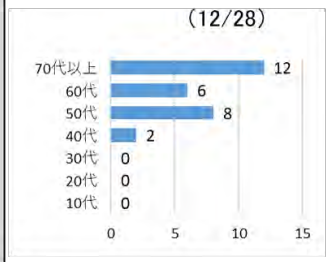	70代以上：33.3% （25/75） 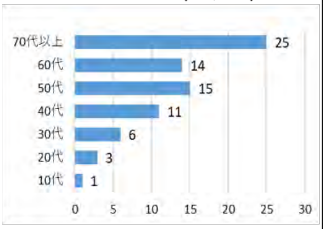	70代以上：55.0% （11/20） 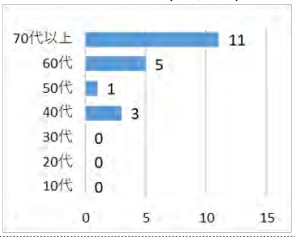
（参考）平均年齢	• 上赤工地区：52.9歳 • （参考）埼玉県：46.8歳 • （参考）飯能市：48.9歳	• 梅田町1～5丁目：54.2歳 • （参考）群馬県：48.1歳 • （参考）桐生市：51.2歳	• 常陸太田市：54.1歳 • （参考）茨城県：48.2歳
インターネット利用度	スマホ含めインターネットをほとんど利用しない： 22.2%　（6/27）	スマホ含めインターネットをほとんど利用しない： 12.5%　（9/72）	自宅で固定インターネットを利用していない： 70.0%　（14/20）
テレビ視聴度 「毎日テレビを観る」 「毎日3時間以上観る」	92.9% （26/28）	84.0% （63/75）	85.0% （17/20）

図１－７　被験者の数と属性

（３）調査方法

ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアにおいては、現時点ではブロードバンド代替のための配信サービスが存在しないことから、既存のネット同時配信等サービスである「NHK プラス」及び「TVer」を活用して調査を実施した。

調査としては、各被験者の普段の視聴環境（自宅）において見逃し配信番組を視聴いただく「調査Ａ（世帯別調査）」と、集合会場（ホテル内会議室）という共通した視聴環境において同時配信番組を視聴いただく「調査Ｂ（集合検証）」の２種類の調査を実施した。「調査Ａ（世帯別調査）」は、テレビ向けに地上テレビジョン放送の同時配信を実施しているサービスは存在しないため視聴対象番組は見逃し配信番組となるが、普段の視聴環境（自宅）における調査が可能である一方、「調査Ｂ（集合検証）」は、実証事業請負事業者の研究員が PC 向けの同時配信番組をテレビ画面に映し出す操作を行うことによって同時配信番組の視聴が疑似的に可能となり、普段の視聴環境（自宅）ではないが集合会場（ホテル内会議室）という共通した視聴環境における調査が可能である。

また、辺地共聴施設エリアにおいては、辺地共聴施設からケーブルテレビへの切替えを実施し、切替え時の案内の在り方、辺地共聴施設及び切替えに対する認識、将来の放送の在り方等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

---

[5] 辺地共聴施設エリアについては、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアと異なり、「自宅で固定インターネットを利用していない」方の割合であり、スマホを利用している被験者も含まれる。

ミニサテライト局・小規模中継局エリア

- 既存のネット同時配信等サービスのNHKプラスとTVerを活用し、調査Ａ（世帯別調査）と調査Ｂ（集合検証）の２種類の調査を実施

環境	調査A（世帯別調査） • 普段の視聴環境での調査 • NHKプラス及びTVerの見逃し配信番組を視聴
	調査B（集合検証） • 共通した視聴環境での調査 • NHKプラス及びTVerの同時配信番組を視聴 • ブラインドテスト（被験者が同時配信番組か地上波放送番組のいずれを視聴しているのか分からない状態での調査）により実施
手法	被験者へのアンケート調査及びヒアリング調査

調査Ａ（世帯別調査）と調査Ｂ（集合検証）の２種類の調査の実施

検証環境 ＼ 視聴対象番組	◎同時配信番組	△見逃し配信番組
世帯別 ○普段の視聴環境で調査できる －普段みているテレビを利用 △視聴環境が被験者で異なる	N/A テレビ向けアプリサービス無 技術的・期間的に実施が困難	○ 【調査A】 世帯別・見逃し配信番組
集合 ○共通した視聴環境で調査できる △普段の視聴環境とは異なる	○ 【調査B】 集合・同時配信番組	△ メリットが小さい

辺地共聴施設エリア

- 辺地共聴施設からケーブルテレビによる視聴に切り替えて、切替え時の案内の在り方、辺地共聴施設及び切替えに対する認識、将来の放送の在り方等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施

環境	• ケーブルテレビに切り替えて、被験者である各世帯の代表者に対して調査を実施 • 各世帯でケーブルテレビを通じた放送番組を視聴
手法	・被験者（各世帯の代表者）へのアンケート調査及びヒアリング調査 ・共聴施設組合長へのヒアリング調査

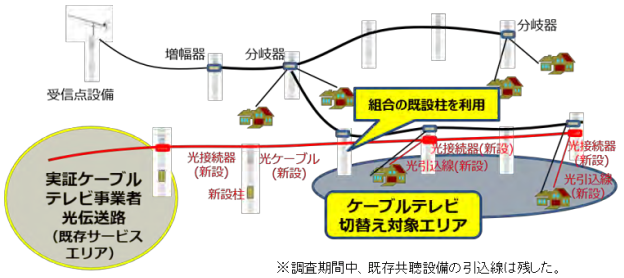

※調査期間中、既存共聴設備の引込線は残した。

図１－８　調査方法

調査の具体的な実施手順としては、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアの調査Ａ（世帯別調査）では、まず事前調査として、被験者の自宅のインターネット環境の有無等の確認を行った上で、ご自宅を訪問して、検証内容の説明、視聴日時と視聴番組の選定、視聴に必要な機器の設置等を行った。番組視聴時には、実証事業請負事業者から電話で連絡し、被験者と相談して予め選定した番組を視聴いただき、後日、ご自宅を訪問して、アンケート用紙を回収するとともに、ヒアリング調査を実施した。

● 調査Ａ（世帯別調査）では、各世帯で普段から利用されているテレビで、NHKプラス及びTVerの見逃し配信番組の視聴による検証を実施

調査Ａの実施手順

① 事前調査［郵便・電話］
調査実施可能性の判定
・インターネット環境の有無
・テレビの視聴状況確認

↓ 被験者自身により視聴環境を設定（アプリ内蔵スティック型端末の設定等）

② 設置・環境調査［訪問］
実施環境設定、動作確認、環境確認
・NHKプラス又はTVerの視聴確認
・テレビサイズ、視聴距離、通信速度測定
・検証内容の説明、視聴日時と視聴番組1つを選定

↓

③ 番組視聴 アンケート回答［電話］
視聴実施と視聴状況確認、アンケート実施
・操作をガイドし対象番組視聴の確認
・視聴終了時連絡とアンケート回答依頼

↓

④ アンケート回収 ヒアリング調査［訪問］
アンケート回収、ヒアリング実施
・アンケート内容を被験者と確認しながら詳細ヒアリングを実施（約30分間）
・ヒアリング内容は許可を得て録音しテキスト化

実施環境イメージ

図１－９　調査Ａ（世帯別調査）の実施手順及び実施環境イメージ

ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアの調査Ｂ（集合検証）では、被験者に集合会場（ホテル内会議室）に集合いただき、サイズの異なる２つのテレビ（65 型・32 型）で、同時配信番組又は地上波放送番組を計 10 回視聴いただいた。計 10 回の視聴のうち、５回目及び 10 回目の視聴を除いて[6]ブラインドテストとし、同時配信番組か地上波放送番組のいずれを視聴しているのか分からない状態で調査を実施した。

画質及び音声については、各回の視聴の直後に当該視聴に対する評価を記入いただいた。また、録画、データ放送、緊急地震速報のニーズ等、各回の視聴とは直接関係のないアンケート項目は、映像を準備している空き時間に記入いただき、インターネット経由での番組視聴に対する総合的な評価等のアンケート項目は、計 10 回の全ての視聴が終了した後に記入いただいた。最後に、被験者１名ごとに実証事業請負事業者の研究員１名が付いて、アンケート記入事項の詳細等について約 20 分間のヒアリング調査を実施した。ヒアリング内容は、分析・評価を行うため、被験者の許可を得て録音し、全てテキスト化した。

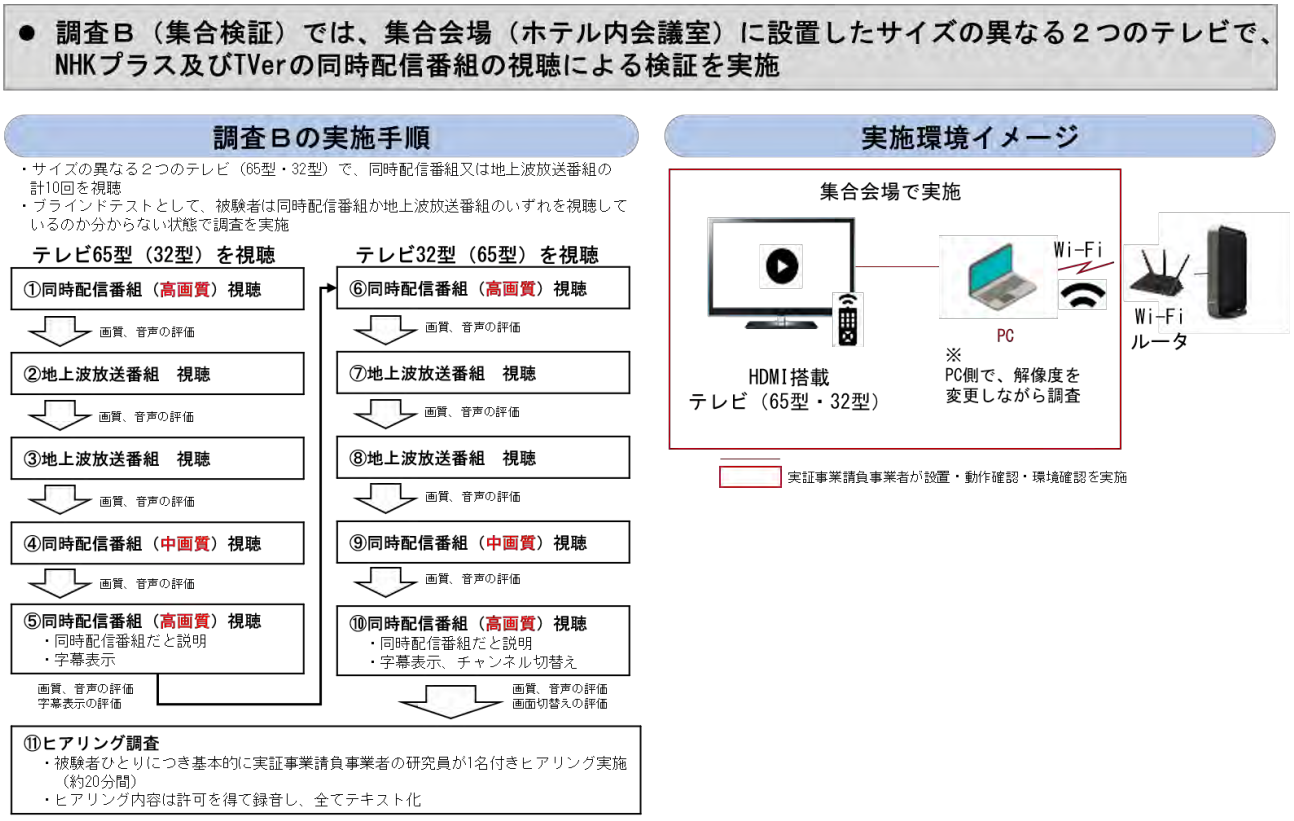

図１－10　調査Ｂ（集合検証）の実施手順及び実施環境イメージ

[6] ５回目及び 10 回目の視聴については、同時配信番組であることを被験者に伝えた上で、字幕表示やチャンネル切替えについて評価いただいた。

会場：桐生グランドホテル内 Banquetフローレンス

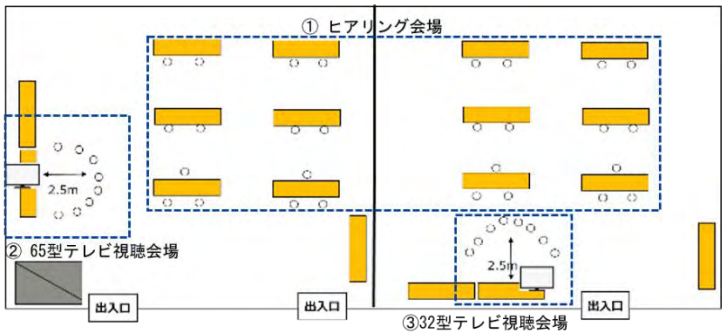

①ヒアリング 模様

②65型テレビ視聴会場 模様

③32型テレビ視聴会場 模様

図１－11　調査Ｂ（集合検証）の様子（令和５年１月 15 日小規模中継局エリア調査Ｂ２回目の例）

辺地共聴施設エリアにおける調査の実施手順としては、ケーブルテレビ切替え対象エリア（約 30 世帯）において実証ケーブルテレビ事業者に協力同意書を提出いただいた世帯（21 世帯）について、辺地共聴施設からケーブルテレビへの切替え工事を実施し、約１ヶ月間経過した後、調査対象世帯を訪問し、被験者である各調査対象世帯の代表者（20 名）に実証事業請負事業者の研究員２名が付いて、約 60 分間でアンケート調査及びヒアリング調査を同時に実施した。ヒアリング内容は、分析・評価を行うため、被験者の許可を得て録音し、全てテキスト化した。

①	**地域への説明** ［現地訪問］	常陸太田市、町屋テレビ共同聴視施設組合長への説明
	⇩ 実証ケーブルテレビ事業者（株式会社JWAY）が切替え対象エリアを選定	
②	**募集** ［説明会及び訪問］	・共聴施設組合長から切替え対象エリアの全世帯（約30世帯）に説明会の案内文書を回覧 ・実証ケーブルテレビ事業者による説明会（11/20） 及びケーブルテレビ事業者の訪問説明時において、 協力同意書を提出した世帯（21世帯）を切替え工事の対象とした
	⇩	
③	**ケーブルテレビ切替え工事** ［訪問］	・実証ケーブルテレビ事業者が協力同意書を提出した世帯（21世帯）を訪問し、 切替え工事を実施 ・同時に、アンケート調査・ヒアリング調査の日時調整（電話含む）を実施
	⇩	
④	**アンケート調査・ヒアリング調査** ［訪問］	・実証事業請負事業者が被験者（調査対象世帯の代表者20名）に対し、 アンケート調査及びヒアリング調査を実施
	⇩	
⑤	**結果集計**	・アンケート調査結果を集計 ・ヒアリング内容は全てテキスト化

図１－12　辺地共聴施設エリアにおける調査の実施手順

なお、アンケート調査及びヒアリング調査に先立って実施したケーブルテレビへの切替え工事は、実証ケーブルテレビ事業者の既存サービスエリア内のケーブルテレビの幹線（光ファイバ）を切替え対象エリアまで延長することにより実施した。

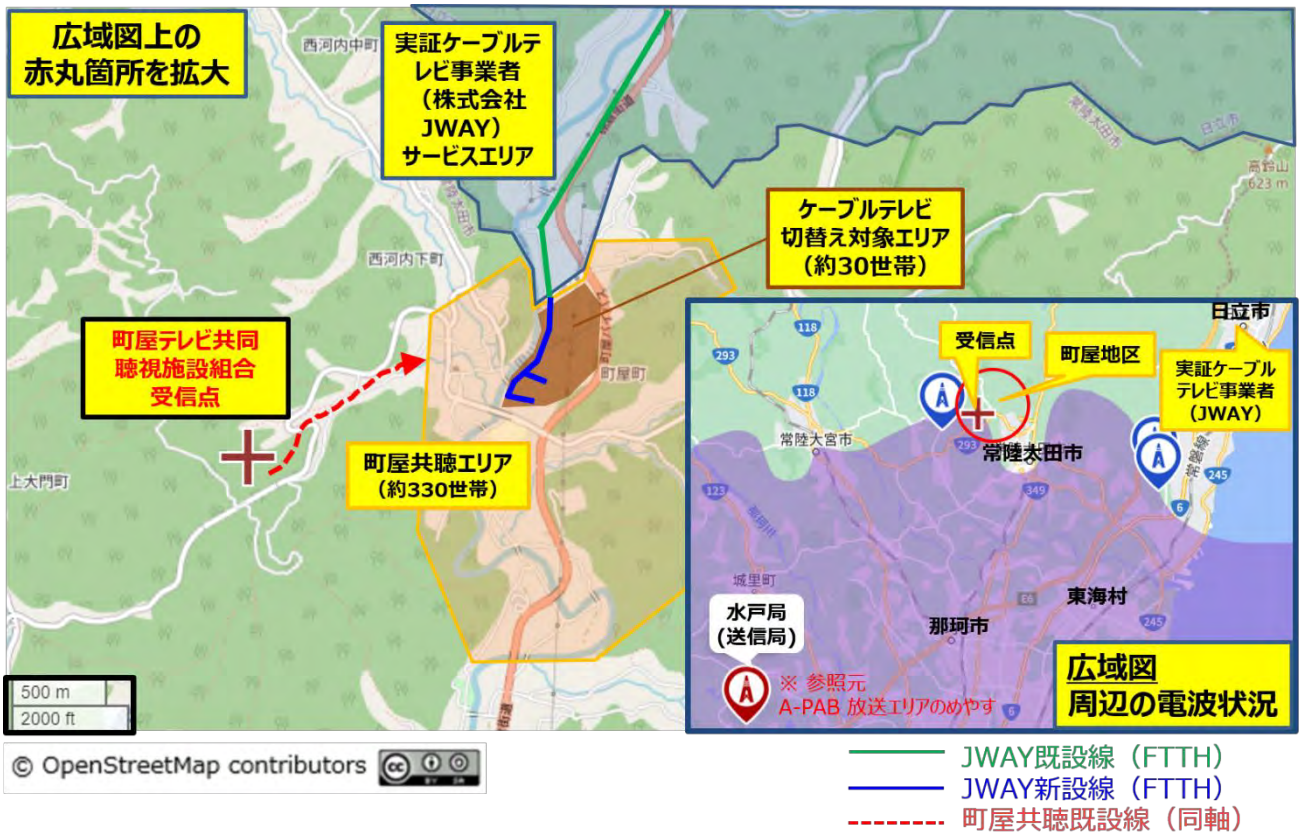

図１－13　町屋テレビ共同聴視施設組合のエリア情報及びケーブルテレビへの切替え

（４）調査項目

ミニサテライト局エリア、小規模中継局エリア及び辺地共聴施設エリアにおける調査は、いずれも被験者へのアンケート調査及びヒアリング調査により実施した。

ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアにおいては、映像等関連要素、放送機能関連要素、その他要素、インターネット経由での番組視聴に対する総合的な受容性評価に分け、計 20 項目について調査を実施した。

要素	小項目	内容
映像等関連要素	a 画質　※調査Ａ・Ｂともに★	「画質の鮮明さ」「文字の読みづらさ」で地上波放送との違いを感じたか
	b アダプティブビットレート（ABR）	ABRが発生したように感じたか・ABRの発生をどの程度受け入れられるか
	c 遅延　※調査Ｂのみ★	30秒程度の遅延は受け入れられるか ※調査Aは見逃し配信番組の視聴のため、遅延については解説図により説明して評価。
	d 音声　※調査Ａ・Ｂともに★	「音声」で地上波放送との違いを感じたか
放送機能関連要素	e 副音声	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	f 字幕　※調査Ｂのみ★	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	g 緊急地震速報	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	h チャンネル切替え等 ※調査Ａ・Ｂともに★	チャンネル切替え等の操作等が変わることによる混乱や支障の程度はどうか ※調査Ｂでは、チャンネル切替えは実証事業請負事業者の研究員が実施。 調査Ａでは、チャンネル切替えは被験者が実施し、加えて音量操作についても被験者が実施して評価。
	i 番組表	普段番組表で観たい番組を探すか、テレビ上に番組表が表示されることは重要か
	j ザッピング	普段ザッピングするか、ザッピングできることは重要か
	k データ放送	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	l 録画	普段録画するか、見逃し視聴は録画の代替となるか、見逃し視聴の希望期間
その他要素	m インターネット速度	インターネット経由の番組視聴で速度に影響がでることが気になるか
	n サイバーセキュリティ	ウイルスなどのサイバーセキュリティは気になるか
	o ソフトのアップデート処理等	IPユニキャストを提供するアプリケーションの更新等の作業に対する抵抗感はあるか
	p 地域限定性	離れた地域（他県）の放送番組が観られるようになることを期待するか
	q インターネット独自の機能	インターネットならではの機能への期待、PCやスマホでの視聴等に期待するか
	r フタかぶせ	フタかぶせをどの程度受け入れられるか
	s 費用負担	初期費用や維持費に対する考え方
インターネット経由での番組視聴に対する総合的な受容性評価　※調査Ａ・Ｂともに★		もし放送の代わりにインターネット経由で放送番組を視聴する場合受け入れられるか

★は実際の視聴体験を踏まえた調査

図１－14　ミニサテライト局・小規模中継局エリアでの調査項目（調査Ａ・Ｂ共通）

辺地共聴施設エリアにおいては、ケーブルテレビへの切替え前の地上波放送番組との比較、切替えの案内文書の在り方、切替え説明会の在り方、将来の放送の在り方、共聴施設及び切替えへの認識、ケーブルテレビによる番組視聴に対する総合的な受容性評価に分け、計 24 項目について調査を実施した。

大項目	小項目	内容
（１）切替え前の地上波放送視聴との比較	① 映像や音声の違い	「映像や音声」で地上波放送視聴との違いを感じたか、違いがあればどのように感じたか
	② 機能面での違い	「機能面」で地上波放送視聴との違いを感じたか、違いがあればどのように感じたか
（２）切替えの案内文書の在り方	③ 内容確認と理解度	案内文書を読んだか、理解できたか
	④ 工事までの期間	案内から切替え工事までの期間は適切か
	⑤ 案内の信憑性	案内文書に対する不信感を感じたか
	⑥ 適切な案内方法	安心と感じる案内の在り方（誰から、どのように届くとよいか）
（３）切替えの説明会の在り方	⑦ 参加の有無と理解度	説明会に参加したか、理解できたか
	⑧ 必要性	説明会の必要性
	⑨ 開催方法	説明会の開催方法
（４）将来の放送の在り方 （放送機能関連要素）	⑩ 番組表	将来の放送視聴における、以下の機能の重要性 ・テレビ上の番組表 ・字幕表示 ・副音声 ・データ放送 ・緊急地震速報 ・録画（普段録画するか） ・ザッピング ※参考調査：ケーブルテレビ代替では当該の機能的な差分は発生しないが、参考意見として聴取
	⑪ 字幕	
	⑫ 副音声	
	⑬ データ放送	
	⑭ 緊急地震速報	
	⑮ 録画の有無	
	⑯ ザッピング	
	⑰ 災害時の情報取得	災害時の情報の入手方法
（５）共聴施設及び切替えへの認識	⑱ 認知度と課題	共聴施設であることの認知、不安や課題の認識
	⑲ 切替えのメリデメ	切替えにより良かったこと・悪かったこと
	⑳ 工事における気付き	切替え工事で気になったこと
	㉑ 費用	費用の考え方
（６）ケーブルテレビによる番組視聴に対する総合的な受容性評価・その他	㉒ 視聴面・機能面	従来の視聴方式からの切替えについて、視聴面・機能面からどのように評価するか
	㉓ 全体を通して	案内周知・説明会・工事実施・視聴等 全体に対する評価
	㉔ 事業者に対して	ケーブルテレビ事業者の提供サービスについての期待

図１－15　辺地共聴施設エリアでの調査項目

３．調査結果の分析・評価

ミニサテライト局エリア、小規模中継局エリア及び辺地共聴施設エリアのフィールド調査におけるアンケート調査及びヒアリング調査の結果について分析・評価を行った。

（１）ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア

①　調査結果の分析・評価の枠組み

調査結果の分析・評価の枠組みとして、総合分析と要素別分析の２つに分け、各視点から調査結果の分析・評価を行った。総合分析では、インターネット経由での番組視聴に対する総合的な受容性評価（以下単に「総合的な受容性評価」という。）について、分析・評価を行ったほか、総合的な受容性評価に影響する要因についても分析・評価を行った。また、要素別分析では、総合的な受容性評価に影響を与える各要素について、映像等関連要素、放送機能関連要素及びその他要素に分けて分析・評価を行った。

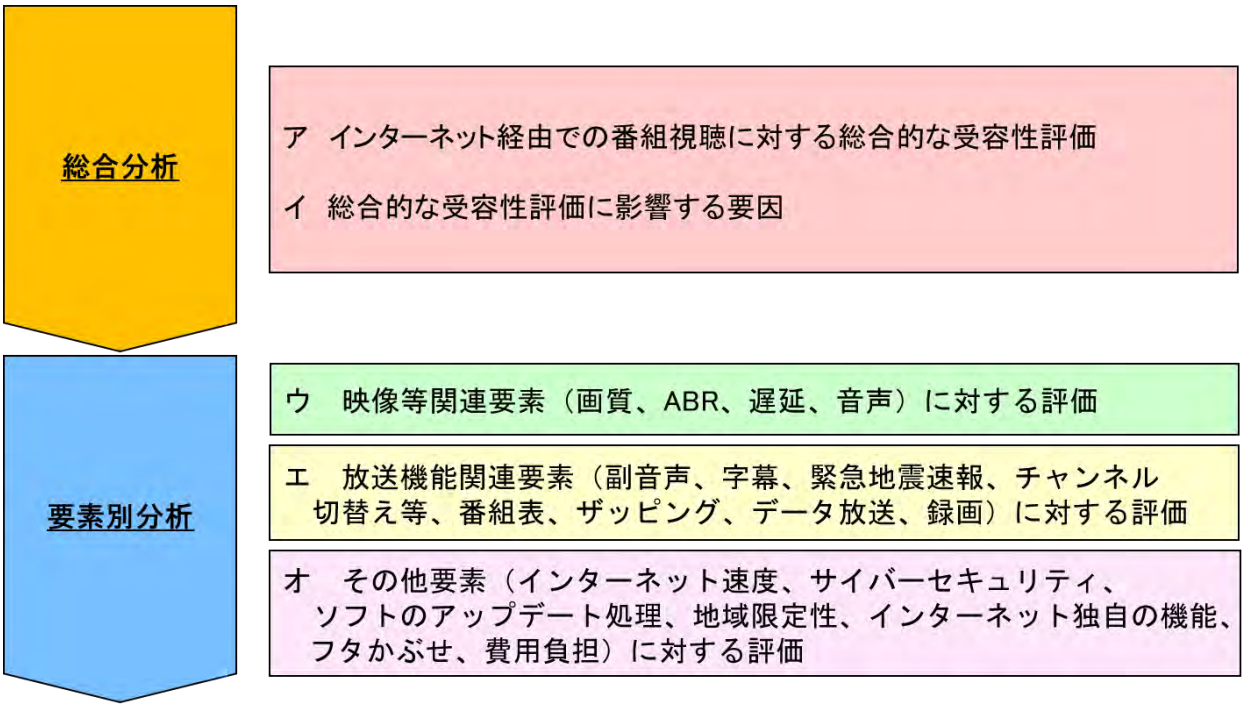

図１－16　調査結果の分析・評価の枠組み

②　総合分析

①で示した枠組みのとおり、総合分析では、総合的な受容性評価及び総合的な受容性評価に影響する要因について分析を行った。

ア　インターネット経由での番組視聴に対する総合的な受容性評価

図１－14で示したとおり、調査においては「もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか。」との質問を行っている。この質問に対する回答を被験者における「総合的な受容性評価」と位置付け、その結果について分析を行った。ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアにおける調査Ａ・調査Ｂを合わせて、「全く問題なく受け入れられる」との回答と「少し違和感はあるが受け入れられる」との回答の合計が90%となり、９割の被験者がインターネット経由での番組視聴を受け入れられるとの結果が得られた。

- アンケートにおける設問「もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか」に対する回答を、総合的な受容性評価として分析を実施。
- ミニサテライト局・小規模中継局エリアの結果を集計した総合的な受容性評価は「全く問題なく受け入れられる」との回答と「少し違和感はあるが受け入れられる」との回答の合計が90%となり、**９割の被験者がインターネット経由での番組視聴を受け入れられるとの結果**が得られた。

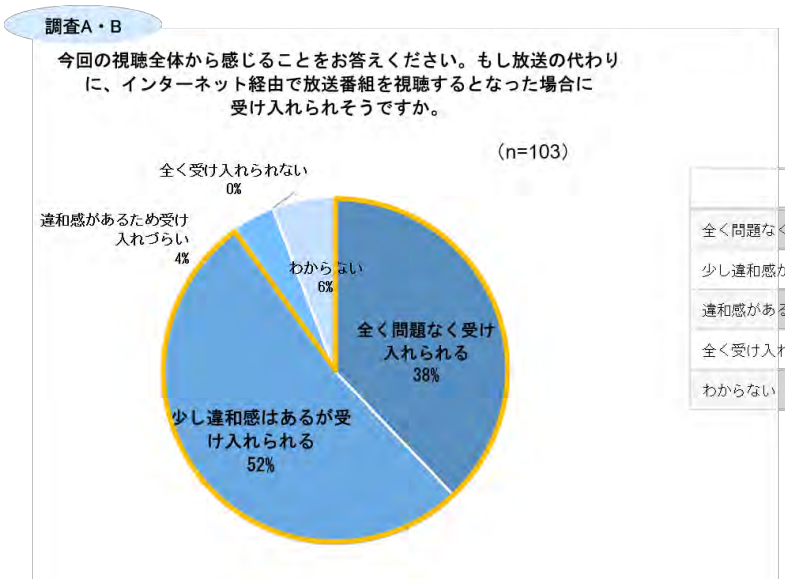

内訳	調査A	調査B	計
全く問題なく受け入れられる	26	13	39
少し違和感があるが受け入れられる	24	30	54
違和感があるため受け入れづらい	3	1	4
全く受け入れられない	0	0	0
わからない	1	5	6

図１－17　総合的な受容性評価 ミニサテライト局・小規模中継局エリア

また、総合的な受容性評価の結果を調査Ａ・調査Ｂ別、実証エリア別に集計し、比較分析を行った。

調査Ａと調査Ｂとの比較分析においては、「全く問題なく受け入れられる」との回答と「少し違和感はあるが受け入れられる」との回答の合計は、調査Ａにおいては92%、調査Ｂにおいては91%となり、総合的な受容性が高いという傾向はどちらも変わりなかったが、調査Ｂの方が「少し違和感はあるが受け入れられる」との回答がやや高い（＋19ポイント）という結果であった。これは、調査Ｂにおいては、被験者がフィールド調査において視聴した同時配信番組に駅伝中継番組が含まれており、画質の顕著な低下があったこと、また、視聴した別の同時配信番組にフタかぶせ[7]が発生し、調査Ａと比べてフタかぶせの発生頻度が高かったことが要因となっているものと推測される。

実証エリア間での比較分析においては、ミニサテライト局エリアと小規模中継局エリアとの間でほとんど違いが見られなかった。

[7] 著作権等の権利処理が未了のために行われる映像の差替えのこと。

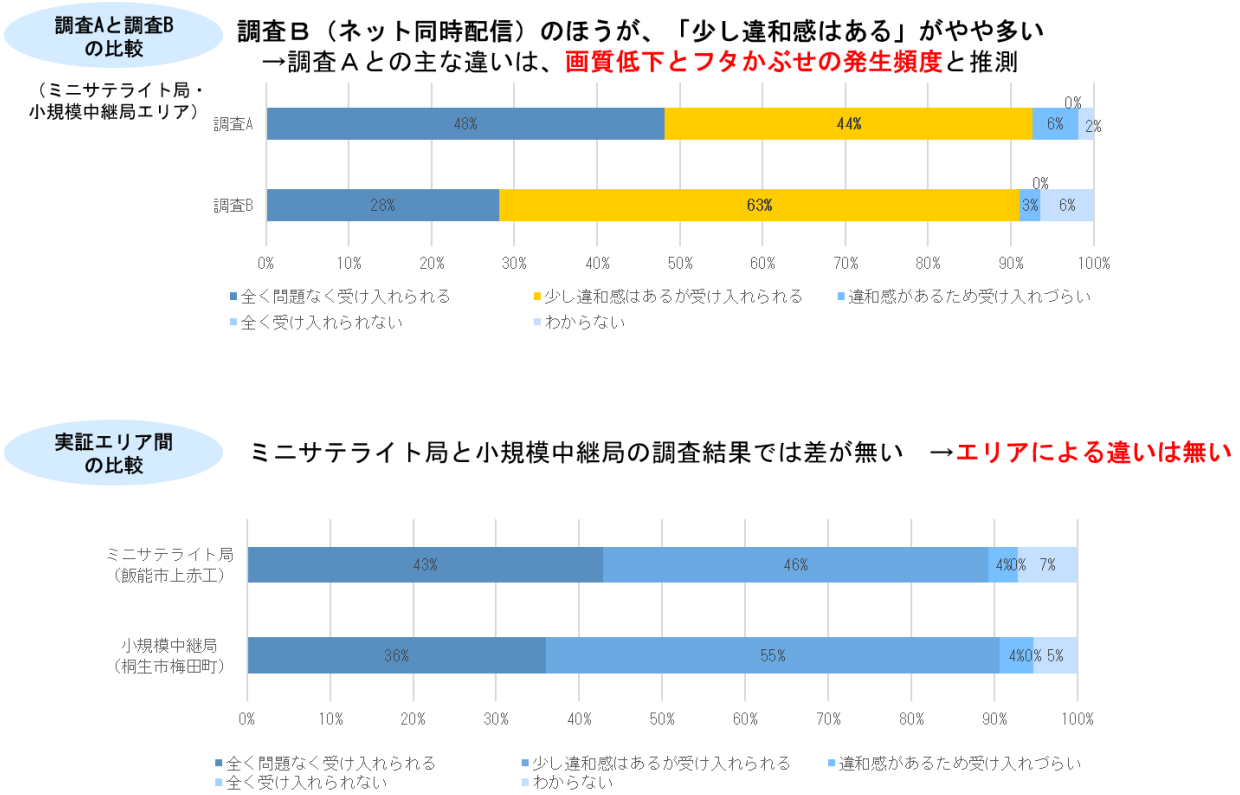

図１－18　総合的な受容性評価（調査Ａ・調査Ｂ別、実証エリア別）

イ　総合的な受容性評価に影響する要因

総合的な受容性評価に影響する要因について分析を行うため、

a　相関分析

b　テキストマイニングによる分析

c　画質評価と総合的な受容性評価の関係性（駅伝中継番組の視聴との比較）

d　視聴距離と総合的な受容性評価の関係性

e　総合的な受容性評価において「受け入れづらい」と回答した４名の詳細分析

の５つの視点から分析・評価を行った。

a　相関分析

総合的な受容性評価の質問への回答とそれ以外の質問への回答との相関について分析を行った。

その結果、相関係数は-0.2～+0.3の範囲内となり、相関関係はほとんど見られなかった。

● 総合的な受容性評価と各設問の関係の強さを知るため相関係数を導出したが、相関はほとんどみられなかった

		総合的な受容性評価との相関係数
「もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか」	総合的な受容性評価	1.0
「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型1回目の視聴】	①鮮明さ（ネット高）	0.2
「表示された文字の読みづらさ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型1回目の視聴】	①文字（ネット高）	0.2
音声について放送番組との違いを何か感じましたか？【調査B 65型1回目の視聴】	①音声（ネット高）	0.1
「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型2回目の視聴】	②鮮明さ（地上波）	0.0
「表示された文字の読みづらさ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型2回目の視聴】	②文字（地上波）	-0.1
音声について放送番組との違いを何か感じましたか？【調査B 65型2回目の視聴】	②音声（地上波）	0.2
「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型3回目の視聴】	③鮮明さ（地上波）	-0.1
「表示された文字の読みづらさ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型3回目の視聴】	③文字（地上波）	0.0
音声について放送番組との違いを何か感じましたか？【調査B 65型3回目の視聴】	③音声（地上波）	0.0
「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型4回目の視聴】	④鮮明さ（ネット中）	0.1
「表示された文字の読みづらさ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型4回目の視聴】	④文字（ネット中）	0.1
音声について放送番組との違いを何か感じましたか？【調査B 65型4回目の視聴】	④音声（ネット中）	0.1
「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型5回目の視聴】	⑤鮮明さ（ネット高）	0.1
「表示された文字の読みづらさ」で放送番組との違いを感じましたか？【調査B 65型5回目の視聴】	⑤文字（ネット高）	0.2
音声について放送番組との違いを何か感じましたか？【調査B 65型5回目の視聴】	⑤音声（ネット高）	0.0
番組視聴がインターネット経由になった場合を想定し、字幕放送について最も近い考えをお答えください。	字幕	0.1
チャンネルが切り替わるスムーズさに関して、普段の視聴との違いを感じましたか？	チャンネル切替え	0.2
この30秒程度の遅れについて、最も近い考えをお答えください。	遅延	0.1
あなたの年代をお答えください。	年代	0.1
普段どの程度テレビで放送番組をご覧になりますか。ただし、ゲームやYouTubeなどインターネット動画は除きます。	テレビ視聴度	0.0
普段YouTubeなどのインターネット経由の動画を、テレビやスマホなどでご覧になりますか。ご覧になる場合、その頻度をお答えください。	インターネット利用度	0.2
普段、放送番組を録画しますか。	録画	-0.1
「見逃し視聴」機能について、ご自宅のレコーダーによる録画機能との比較でお答えください。	見逃し配信機能	0.1
インターネット経由での番組視聴となる場合に「ザッピング」できることは重要ですか。	ザッピング	0.0
インターネット経由での番組視聴となる場合に、テレビ上に番組表が表示されることは重要ですか。	番組表	-0.1
インターネット経由の番組視聴を想定し、副音声機能について最も近い考えをお答えください。	副音声	-0.2
インターネット経由の番組視聴を想定し、データ放送機能について最も近い考えをお答えください。	データ放送	0.0
インターネット経由の番組視聴を想定し、緊急地震速報の表示機能について最も近い考えをお答えください。	緊急地震速報	-0.1
普段、ご自宅でお使いのインターネットの速度が気になることはありますか。	インターネット速度	0.3
スマートフォンのアプリと同様に、テレビのアプリケーションも最新版へのアップデート（更新）が必要になるかもしれません。これについての考えをお答えください。	ソフトのアップデート処理	0.3
インターネット経由での番組視聴は、視聴履歴などのデータを事業者が取得することで、お勧め番組を紹介するなど、テレビでは使えなかった機能が実現する可能性もあります。これについて最も近い考えをお答えください。	インターネット独自の機能	0.2
インターネット経由で番組視聴する場合、ウイルスなどのサイバーセキュリティは気になりますか。	サイバーセキュリティ	-0.2
離れた地域（他県）の放送番組が観られるようになることは望ましいですか。最も近い考えをお答えください。	地域限定性	-0.1
番組視聴がインターネット経由になった場合を想定し、費用負担について最も近い考えをお答えください。	費用負担	-0.1
放送がインターネット経由に代わるとした場合、「ふたかぶせ」について最も近い考えをお答えください。	フタかぶせ	0.0
アダプティブビットレートについて、どのようにお考えになりますか。	ABR	0.2

「映像等関連要素」に関する設問
「放送機能関連要素」に関する設問
「その他要素」に関する設問

相関係数の一般的な見方
−0.2～0.2：相関がない
±0.2～±0.7：弱い相関がある
±0.7～±1.0：強い相関がある

※ミニサテライト局・小規模中継局で実施したアンケート調査結果を対象とし、被験者における総合的な受容性評価（横軸：変数X）と各設問（縦軸：変数Y）との回答についてピアソンの積率相関係数rを算出

$$r = \frac{\text{変数 } X \text{と変数 } Y \text{の共分散}}{\text{変数 } X \text{の標準偏差} \times \text{変数 } Y \text{の標準偏差}} = \frac{\frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n}(X_i-\bar{X})(Y_i-\bar{Y})}{\sqrt{\frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n}(X_i-\bar{X})^2}\sqrt{\frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n}(Y_i-\bar{Y})^2}}$$

※欄内①～⑤の数値は、調査Bにおける65型テレビの計5回の視聴において何度目のものかを示す。

図１－19　総合的な受容性評価に影響する要因　相関分析

● 各変数は、アンケートの各選択肢に基づき数値化している。なお、「わからない」・「自由記述」の選択肢は除外している。

変数Ｘ：総合的な受容性評価
Ｑ：もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか。

選択肢	数値
①全く問題なく受け入れられる	1
②少し違和感はあるが受け入れられる	2
③違和感があるため受け入れづらい	3
④全く受け入れられない	4
⑤わからない	除外

変数Ｙの例：画質「鮮明さ」の場合
Ｑ：「鮮明さ」で放送番組との違いを感じましたか？

選択肢	数値
①全く感じなかった	1
②あまり感じなかった	2
③少し感じた	3
④ある程度感じた	4
⑤強く感じた	5

図１－20　相関係数の導出に当たっての数値化方法

b　テキストマイニングによる分析

テキストマイニングサービス[8]のマッピング機能を用いて、ヒアリング時の被験者の発言を可視化し、その傾向を分析した。

マッピング機能を用いることで、出現頻度が高い言葉の繋がりにより、いくつかのブロック（単語の塊）が構成され、各単語がどういった単語とセットで話されていたのか、また、どういった繋がりで話されていたのかを読み取ることが可能となる。

[8] 株式会社プラスアルファ・コンサルティングが提供している「見える化エンジン」を用いた。

黄色文字：実証事業請負事業者が独自に設定した受容性に紐づく可能性のあるキーワード（アンケートの設問事項に基づく）
青色枠：特徴度に基づき上位10単語を抽出（特徴度はカイ二乗検定を用いて算出するとされる）
緑色枠：青色枠の10単語とセットで用いられている単語
グレーの矢印：上位10単語間で関連がみられる単語（セットで用いられている）
カッコ内数字：表示の繋がりで用いられている度数（発言頻度）
赤文字：ポジティブな単語、**青文字**：ネガティブな単語

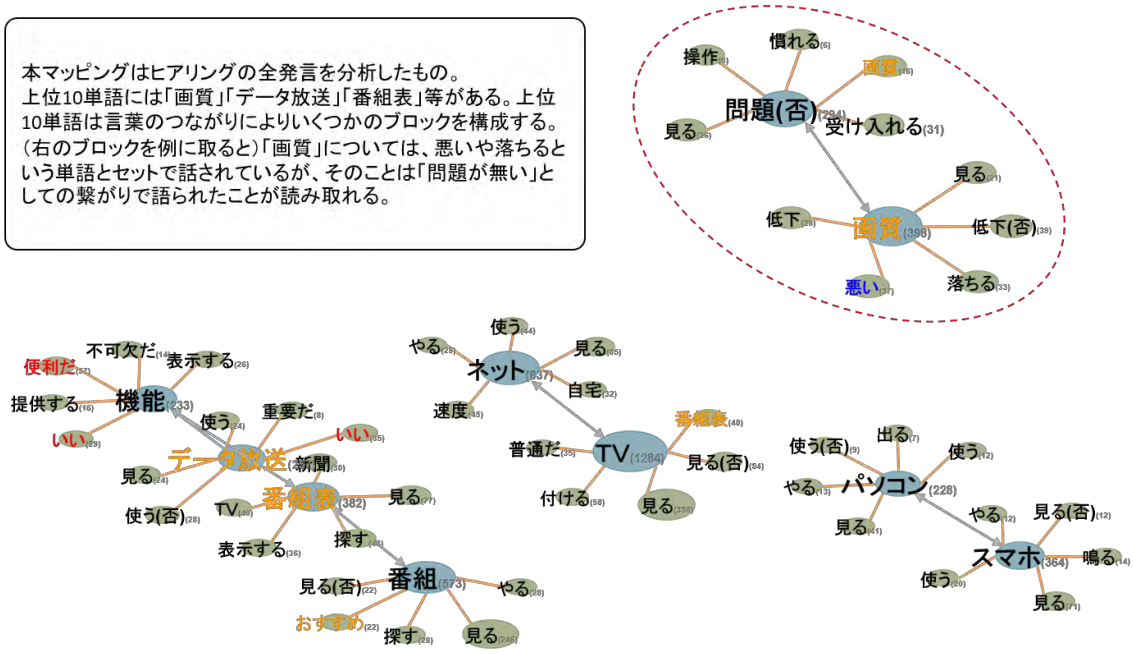

図１－21　テキストマイニング「マッピング」の読み方

まず、全ての被験者を対象に分析を行った。その結果、主なブロックとして、「① 画質が落ちる、低下するという発言と、それが問題ない・受け入れるとの発言のセットのブロック」、「② 不可欠あるいはあったほうがよい機能として、データ放送と番組表に関連する発言のセットのブロック」が確認された。①のブロックからは、受容性は画質について語られており、その画質の低下を問題視していないことが読み取れる。また、②のブロックからは、不可欠又はあったほうがよい機能として、データ放送と番組表を挙げる発言が多いことが読み取れる。

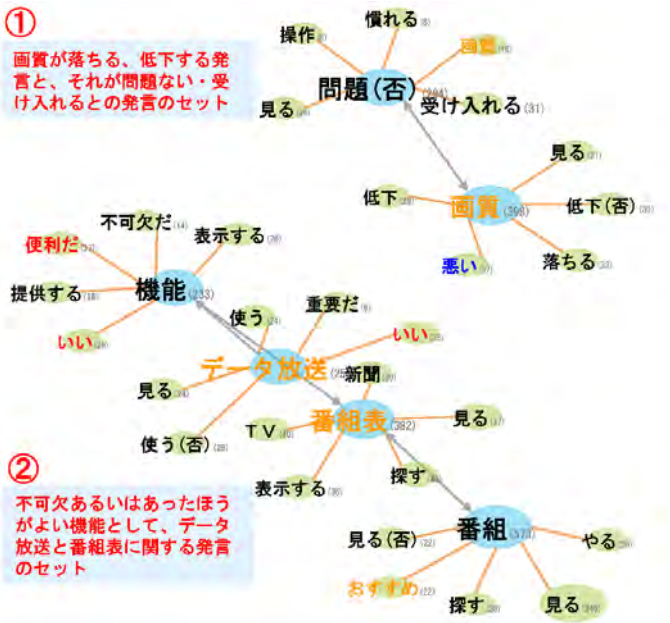

図１－22　全ヒアリング結果の発言分析　ブロック①及び②

次に、総合的な受容性評価において「全く問題なく受け入れられる」と回答した39名の被験者を対象に分析を行った。その結果、主なブロックとして、「③画質が落ちる、低下するという発言と、それが問題ない・受け入れるとの発言のセットのブロック」、「④不可欠あるいはあったほうがよい機能として、データ放送と番組表に関する発言のセットのブロック」が確認された。③のブロックからは、①のブロックと同様、画質が悪くても問題がない又は受け入れると語られていることが読み取れる。また、④のブロックからは、②のブロックと同様、不可欠又はあったほうがよい機能として、データ放送と番組表を挙げる発言が多いことが読み取れる。

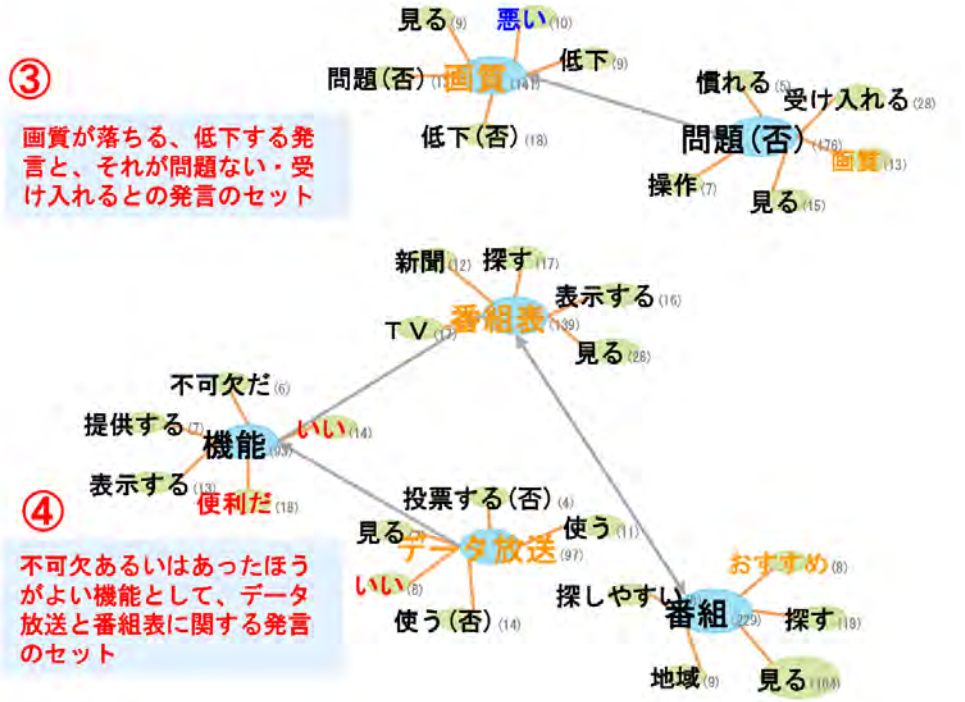

図１－23　総合的な受容性評価「全く問題なく受け入れられる」回答者の発言分析　ブロック③及び④

さらに、総合的な受容性評価において「少し違和感があるが受け入れられる」と回答した54名の被験者を対象として分析した。その結果、主なブロックとして、「⑤画質が落ちる・悪い・粗いなどが、『違和感』だとし、さらに受け入れられる・慣れるとの発言がセットのブロック」が確認され、本ブロックからは、画質の粗さや悪さが違和感の単語とセットで話され、さらにそれらは受け入れる・慣れると語られていることが読み取れる。

図１－24　総合的な受容性評価「少し違和感があるが受け入れられる」回答者の発言分析　ブロック⑤

c　画質評価と総合的な受容性評価の関係性（駅伝中継番組の視聴との比較）

令和５年１月15日に実施した小規模中継局エリアにおける調査Ｂの２回目の検証において、視聴した同時配信番組に駅伝中継番組が含まれていたところ、この回の調査結果は、他の回の結果と比べて、画質（鮮明さ・文字の読みづらさ）の評価が著しく低下した[9]。また、この傾向は、32型のテレビと比べて、65型のテレビにおいてより顕著となった。

本分析では、この傾向を踏まえ、総合的な受容性評価に影響を与える要因について分析するため、65型テレビの駅伝中継番組視聴回において、画質（鮮明さ）で放送番組との違いを強く感じたと回答した11名、つまり、明らかな画質の低下を認識した11名の被験者について、総合的な受容性評価の回答とヒアリングでの発言を分析した。

その11名は、総合的な受容性評価において、１名が「全く問題なく受け入れられる」、９名が「違和感はあるが受け入れられる」、１名が「違和感があるため受け入れづらい」と回答しており、明らかな画質の低下を認識したにもかかわらず、大半の被験者は「違和感はあるが受け入れられる」と回答していたことが判明した。また、ヒアリングでは、「重要なのは画質」といった画質の重要性を述べる発言が多かったとともに、「（放送波の映像と）比較して見なければ、まあ別に許容範囲」、「画質の違いを感じたが、全く問題なく受け入れられる」、「画質の低下はかなりひどくならなければ大丈夫」、「音声が途切れると嫌だが、画質が多少落ちても観られる」のような、多少の画質の低下は許容範囲であるという回答が多く確認された。

以上の結果から、総合的な受容性評価については、画質は重要な要素となっていると考えられるものの、駅伝中継番組での画質の低下レベルに留まるのであれば、許容範囲であると推察することができる。

---

[9] 駅伝中継番組の視聴中は、選手の走る動作や順位等を逐次表示するロールテロップの流れる文字の速さにより、ブロックノイズが断続的に発生した。

d　視聴距離と総合的な受容性評価の関係性

視聴距離と総合的な受容性評価の関係性について分析を行った。調査対象世帯における視聴環境はサンプルごとに多様であるため、異なる視聴環境によって得られた受容性の評価を単純比較することには特段大きな意味はない。そこで、類似の環境を何らかの方法によりグループ化することによって、当該グループの受容性の特性を視聴環境の差異を揃えて推計することとした。

本分析では、調査Ａにおける世帯ごとに異なる視聴環境の差異を揃える方法として、「視聴時の被験者とテレビの距離（視聴距離）（cm）÷視聴したテレビ画面の縦サイズ（cm）」の数値を算出し、算出した数値順に母集団を三等分することによって、３つのグループ（視聴距離が近い「グループ１」、視聴距離が中間の「グループ２」、視聴距離が遠い「グループ３」）に分けることとした。これにより、３つのグループ間での総合的な受容性評価を比較分析したところ、視聴距離の差と総合的な受容性評価の間に、何らかの傾向を確認することはできなかった[10]。

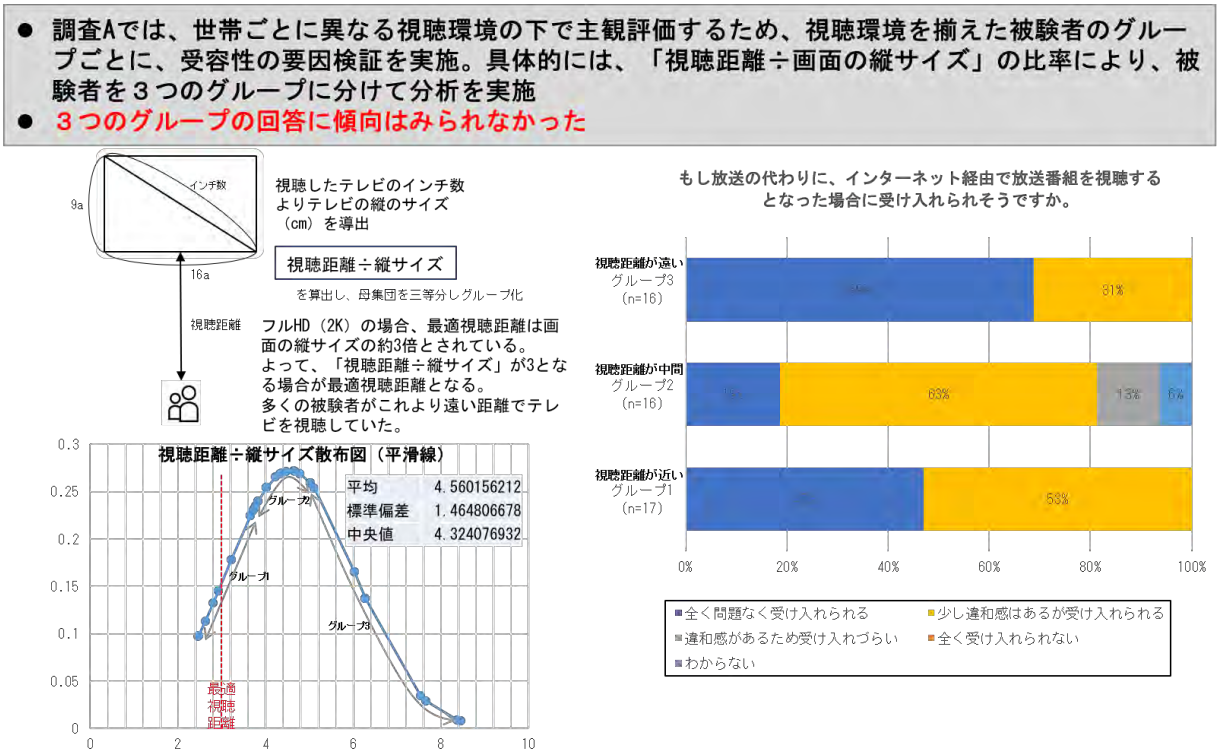

図１－25　総合的な受容性評価に影響する要因
視聴距離と総合的な受容性評価の関係性

e　総合的な受容性評価において「受け入れづらい」と回答した４名の詳細分析

総合的な受容性評価の全回答者103名のうち、「違和感があるため受け入れづらい」と回答した４名について、画質（鮮明さ）の評価及びヒアリングでの発言のうち画質や受容性に関する発言を確認し、なぜ総合的な受容性評価において「受け入れづらい」

[10] なお、一般的に、フル HD（２K）の場合、最適とされる視聴距離（以下「最適視聴距離」という。）は、テレビ画面の縦サイズの約３倍とされているため、本分析においては、「視聴時の被験者とテレビの距離（視聴距離）（cm）÷視聴したテレビ画面の縦サイズ（cm）」が「３」となる場合が最適視聴距離となる。今般の検証では、グループ１の一部の被験者は、最適視聴距離又は最適視聴距離より近い距離で視聴していたものの、その他の被験者は最適視聴距離よりも遠い距離でテレビを視聴していた。

と回答したのかについて、要因分析を実施した。

画質（鮮明さ）の評価では、２名が「違いを強く感じた」、１名が「違いをある程度感じた」、１名が「違いをあまり感じなかった」と回答しており、この結果から一概に画質（鮮明さ）の評価が総合的な受容性評価に影響を与えていると結論付けることは難しい。一方、ヒアリングでの発言のうち画質や受容性に関する発言では、「テレビと同じもの（画質）をみせてほしい」のほか、「録画は必要」、「30秒の遅延はやや影響がある」、「フタかぶせは受け入れられない」、「緊急地震速報が遅れるのは困る」、「違和感があり受け入れづらいの（理由）は費用と、替わったときに（地上波放送と）同等のサービスを受けられるのかわからないから心配」等の発言が確認され、被験者は、画質のみに限らず、録画、遅延、フタかぶせ、緊急地震速報の遅延、費用等の他の機能も含めて、総合的に地上波放送と同等であることを望んでいることが読み取れる。

実証エリア	調査	画質※評価（鮮明さ）	年代	画質や受容性に関する発言
ミニサテ	B	×	70以上	映像は（中画質以外）鮮明だった気がした。インターネット（経由）になった際の受信料が気になる。インターネットになること自体は時代の流れだと思うが、個人的には将来こうなると思うと受け入れづらいと思う。ネット契約がない人は移行したらどうするのか。
小規模	A	○	70以上	画質の違いはあまり感じなかった。インターネットでテレビを見ることになって見逃しはできるけど録画はないですとなると、それはまずいと思う。普通の番組が遅れるのはよいが、緊急地震速報が遅れるのは困る。フタかぶせは受け入れられない。今（実証では）はテレビが見れる上に見逃しで観ているからプラスだが、総合的にこれに替わるとなると受け入れづらい。デメリットが出てくると困る。インターネットになったらNHKの受信料はどうなるのか。違和感があり受け入れづらいの（理由）は費用と、替わったときに（地上波と）同等のサービスを受けられるのかわからないから心配。あとは緊急時の遅延が気になる。画質については違和感ない。
小規模	A	×	60	文字の読みづらさはないが、画質が悪かった。これがテレビになるとなったら何とか我慢できるとは思うが。今の感覚だと録画は必要。30秒の遅延はやや影響があるかと思う。フタかぶせはできればない方がよい。違和感は画質が大きいかな、一番重要なのは画質だと思う。録画は必要で、見逃しだけではちょっと（足りないと思う）。日本全国が替わるならよいが、ある地域だけというのはちょっと。ある地域に行ったら画質が綺麗だけど、こっちに来たら違うよというのは気になる。
小規模	A	△	50	画質は色が薄い気がした。テレビ（地上波）とも見比べて画質が薄かった。録画を今は使わないが、保存用として録画機能自体は必要。基本的には今ある機能が犠牲になるのはよくないと思う。遅延は普段の番組視聴では気にならないが緊急時は結構なタイムラグだと思う。画質の低下については受け入れられない。テレビとして観るのであれば、テレビと同じもの（画質）をみせてほしい。フタかぶせは視聴中に出た。何を言っているかわからなくなる。これ（フタかぶせ）があると地域間格差みたいなのが起こることになるのでは。ネット契約していない世帯や光が来ていない地域が取り残されるのはあまり良い制度設計とは言えないのでは。このままだと受け入れられない。普段の視聴にどれだけ近づけられるかだと思う。画質と操作性も気になる。

※ 画質評価（鮮明さ）：×違いを強く感じた、△違いをある程度感じた、○あまり感じなかった

図１－26　総合的な受容性評価において「受け入れづらい」と回答した４名の詳細分析

以上のaからeまでの総合的な受容性評価に影響する要因分析の結果、受容性は画質との紐付けで認識されており、画質が重要とされている一方、一定程度の画質の低下は許容範囲であることが判明した。また、録画や遅延、フタかぶせ、緊急地震速報の遅延、費用など、画質のみに限らず、他の機能等も含めて、総合的に地上波放送と同等であることが望まれていることが明らかとなった。

③　要素別分析

①で示した枠組みのとおり、要素別分析では、図１－14 の調査項目のうち、総合的な受容性評価以外の設問について、

ウ　映像等関連要素（画質、ABR[11]、遅延、音声）に対する評価

エ　放送機能関連要素（副音声、字幕、緊急地震速報、チャンネル切替え等、番組表、ザッピング、データ放送、録画）に対する評価

オ　その他要素（インターネット速度、サイバーセキュリティ、ソフトのアップデート処理、地域限定性、インターネット独自の機能、フタかぶせ、費用負担）に対する評価

の３つの要素に分けて調査結果について分析を行ったところ､その結果概要は図１－27 のとおりであった。

映像等関連要素	a 画質	地上波放送番組との違いを感じないとの回答が多かったが、同時配信の中画質で地上波放送との違いを感じるとする回答が増加
	b アダプティブビットレート（ABR）	ABRは、できれば無いのが望ましいとの回答が約７割と多かった 一方で、実際にABRの発生を体験したと感じた被験者の割合と「視聴中の画質の低下は全く受け入れられない」と回答した被験者の割合に乖離があり、ABR発生の体験と受容性は必ずしも一致してないことが推察される
	c 遅延	30秒程度の遅延については、「全く影響がない」又は「あまり影響がない」との回答が約８割と多く、受容性は高かった
	d 音声	音声については、調査A、調査Bともに地上波放送番組との違いを感じた被験者は少なく、受容性が高かった
放送機能関連要素	e 副音声	副音声のニーズについては、「あるほうがよい」と「なくてもよい」がともに約４割と意見が分かれた ヒアリングからは、自分は使わないがあったほうがよいとの発言が多く、社会的な必要性を意識した回答となっている可能性がある
	f 字幕	字幕は、「極めて重要だ」又は「あるほうがよい」との回答が７割となりニーズが高かった 耳の悪い方への配慮など社会的な重要性を指摘する声のほか、自身の耳が悪くなることへの懸念も聞かれた
	g 緊急地震速報	緊急地震速報は、特に「極めて重要だ」とする回答が65％と多かった ヒアリングからは、スマホにも通知が届くとの発言が多かったことが見て取れる
	h チャンネル切替え等	調査Aの被験者はFire TV Stick上で動作するアプリを操作したが、「難しくない」又は「慣れそうだ」との回答が約９割と多く、操作感が異なっても受容性は高かった 調査Bでチャンネル切替えのスムーズさについて、違いを感じた被験者は「切替えが遅い」と回答した
	i 番組表	テレビ上に「番組表を表示する機能は不可欠だ」という回答が６割強と多く、ニーズが高かった ヒアリングでは、今日見るテレビは新聞のテレビ欄から探すとの話も多かったが、その上でテレビでの表示も必要だと回答したことが見て取れる
	j ザッピング	「観たい番組を簡単に探せるのであればザッピング以外の方法でも構わない」との回答が約７割と多かった。 Fire TV Stickのリモコンを被験者自らが操作した調査Aでも同様の傾向であった
	k データ放送	データ放送は、「極めて重要」又は「あるほうがよい」との回答が８割弱となり、ニーズが高かった ヒアリングからは、自分が使うか使わないかは半々であったが、いずれもあったほうがよいと考えていることが見て取れる
	l 録画	録画は、「見逃し視聴機能があっても自宅のレコーダーでの録画もできたほうがよい」との意見が半数強と多数であった レコーダーの代替としての見逃し視聴期間については意見が分かれるが２週間～１ヶ月分との回答が多かった
その他要素	m インターネット速度	普段のインターネットの速度が気になるかについては、世帯の状況によって回答が分かれた テレビ以外の端末への影響については、半数が現時点ではあまり気にならないと回答した
	n サイバーセキュリティ	「非常に気になる」又は「やや気になる」との回答が約８割と多かった
	o ソフトのアップデート処理	自動アップデートを約半数が望んでいる。アップデート自体無いほうがよい回答も約１割あった
	p 地域限定性	インターネットであれば、離れた地域の放送番組も視聴したいと回答が約７割と多かった
	q インターネット独自の機能	インターネット独自の機能として、約半数がPCやスマホでの視聴を利用したいと回答した 視聴データ活用は、セキュリティ上の不安よりも、便利な機能への期待が上回った
	r フタかぶせ	フタかぶせは「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割と多かった。特に、「できれば無いのが望ましい」が半数強と多かった。他方、「インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる」との回答が約3割あった フタかぶせが実際に発生した調査Bと発生頻度が低いと考えられる調査Aで、調査結果はほとんど変わらなかった
	s 費用負担	番組視聴がインターネット経由になった場合の費用を尋ねたところ、「一定程度の費用負担はやむを得ない」との回答が６割強と多かった

図１－27　要素別分析の結果概要（ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア）

[11] Adaptive Bit Rate の略。ネット上で動画や音声のストリーミング配信を行う際に、視聴者の通信環境に応じて自動的にコンテンツの品質・サイズを変更することができる方式のことをいう。

ウ　映像等関連要素（画質、ABR、遅延、音声）に対する評価

a　画質（画質の「鮮明さ」、「文字の読みづらさ」）

調査Ａにおいて、映像（画質）は地上波放送番組との違いを「全く感じなかった」との回答が多かった。

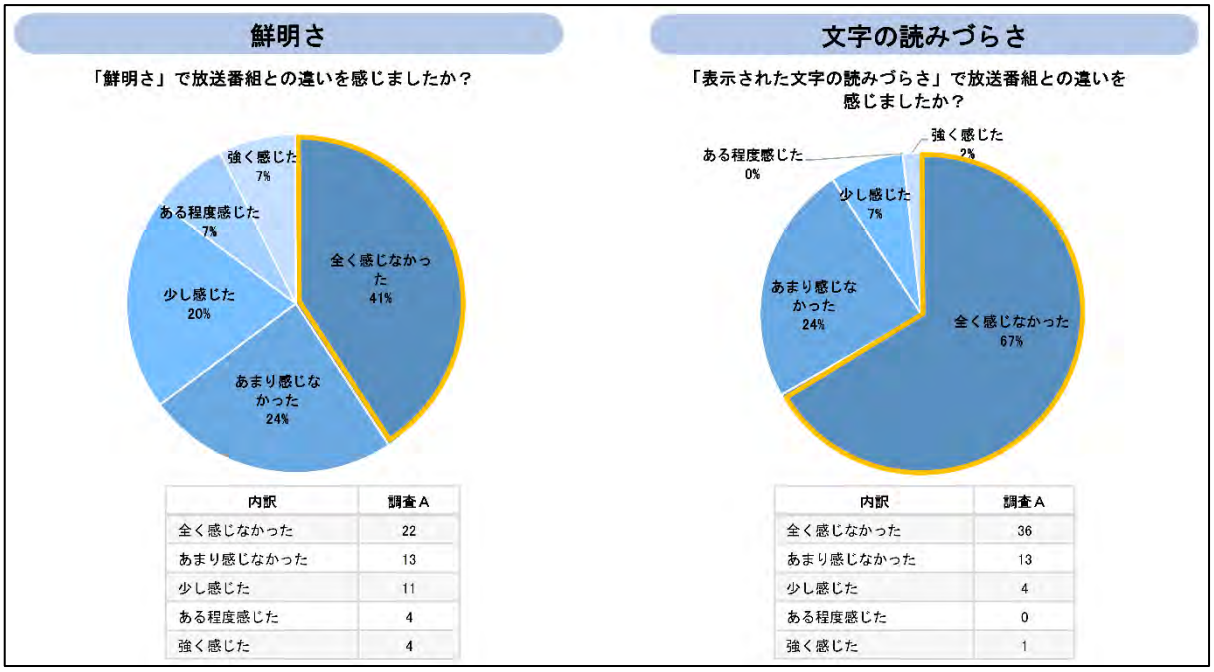

内訳	調査Ａ
全く感じなかった	22
あまり感じなかった	13
少し感じた	11
ある程度感じた	4
強く感じた	4

内訳	調査Ａ
全く感じなかった	36
あまり感じなかった	13
少し感じた	4
ある程度感じた	0
強く感じた	1

図１－28　映像等関連要素：a 画質（調査Ａ）

32型では、地上波放送番組との違いを感じなかったとの回答が多かったが、ネット同時配信番組の中画質では、「ある程度感じた」という回答も多かった。

65型では、32型と比較して、地上波放送番組との違いを感じたとする回答が増加したが、同時配信番組の高画質では「あまり感じなかった」又は「全く感じなかった」との回答も多かった。

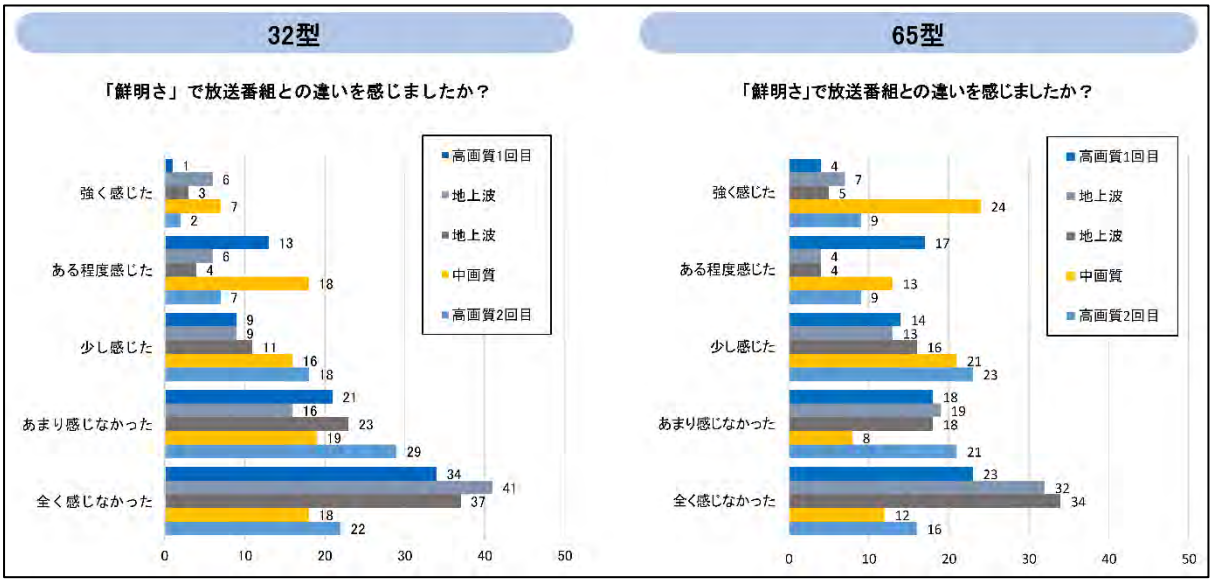

図１－29　映像等関連要素：a 画質（鮮明さ（調査Ｂ））

「文字の読みづらさ」は地上波放送番組との違いを感じないとの回答が多かった。65型の同時配信番組の中画質では、違いを感じたとする回答が増加した。

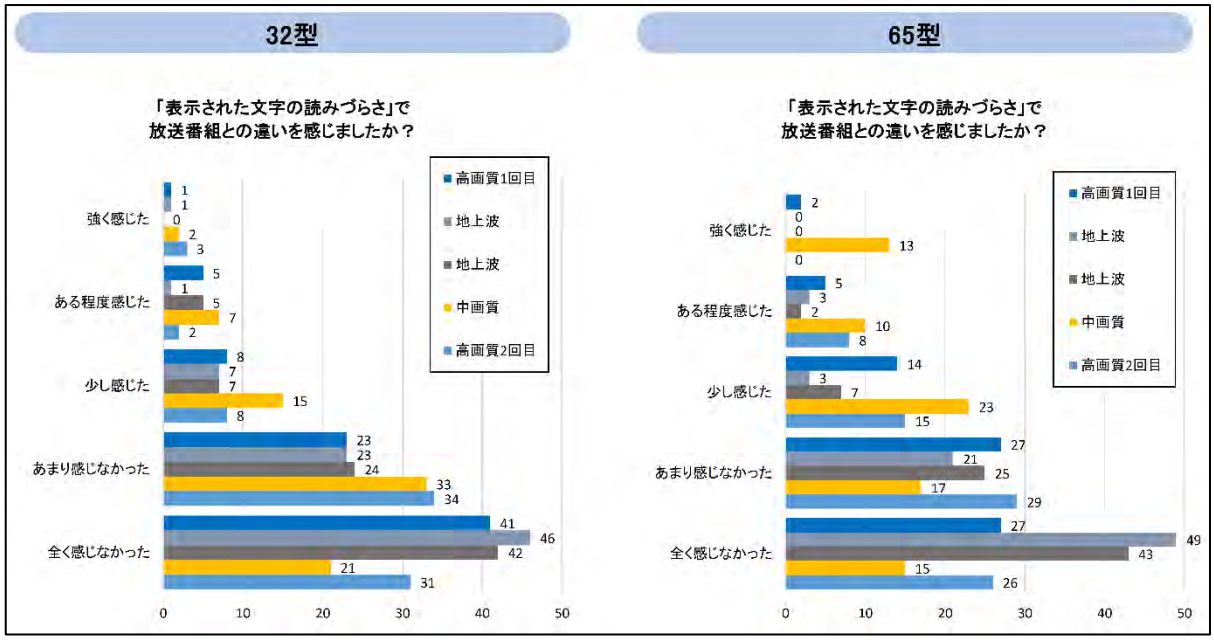

図１－30　映像等関連要素：a 画質（文字の読みづらさ（調査Ｂ））

b　アダプティブビットレート（ABR）

ABRは、できれば無いのが望ましいとの回答が約７割と多かった。

一方で、実際にABRの発生を体験したと感じた被験者の割合と「視聴中の画質の低下は全く受け入れられない」と回答した被験者の割合に乖離があり、ABR発生の体験と受容性は必ずしも一致してないことが推察される。

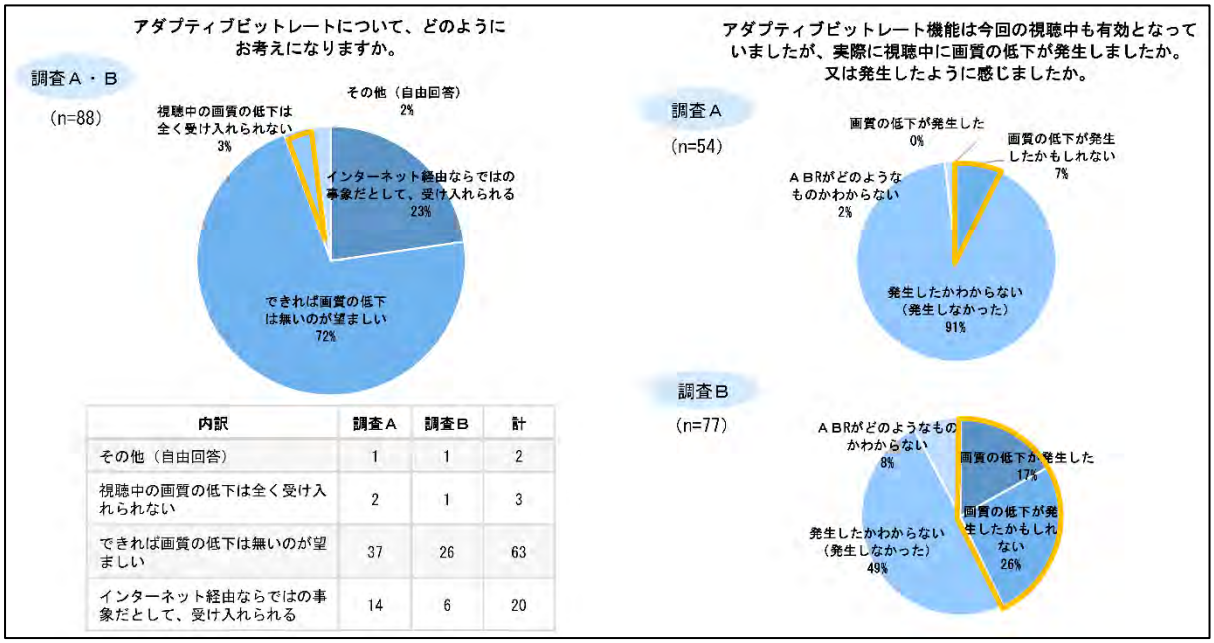

内訳	調査Ａ	調査Ｂ	計
その他（自由回答）	1	1	2
視聴中の画質の低下は全く受け入れられない	2	1	3
できれば画質の低下は無いのが望ましい	37	26	63
インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる	14	6	20

図１－31　映像等関連要素：b ABR

なお、調査Ａの各世帯では、テレビの下り回線の速度を計測した。

NHKプラスやTVerの推奨速度とされる３Mbps～６Mbps以下の被験者は１名のみであり、大半の被験者で良好な画像品質での視聴をし、ABRの発生頻度も低かったものと推測される。

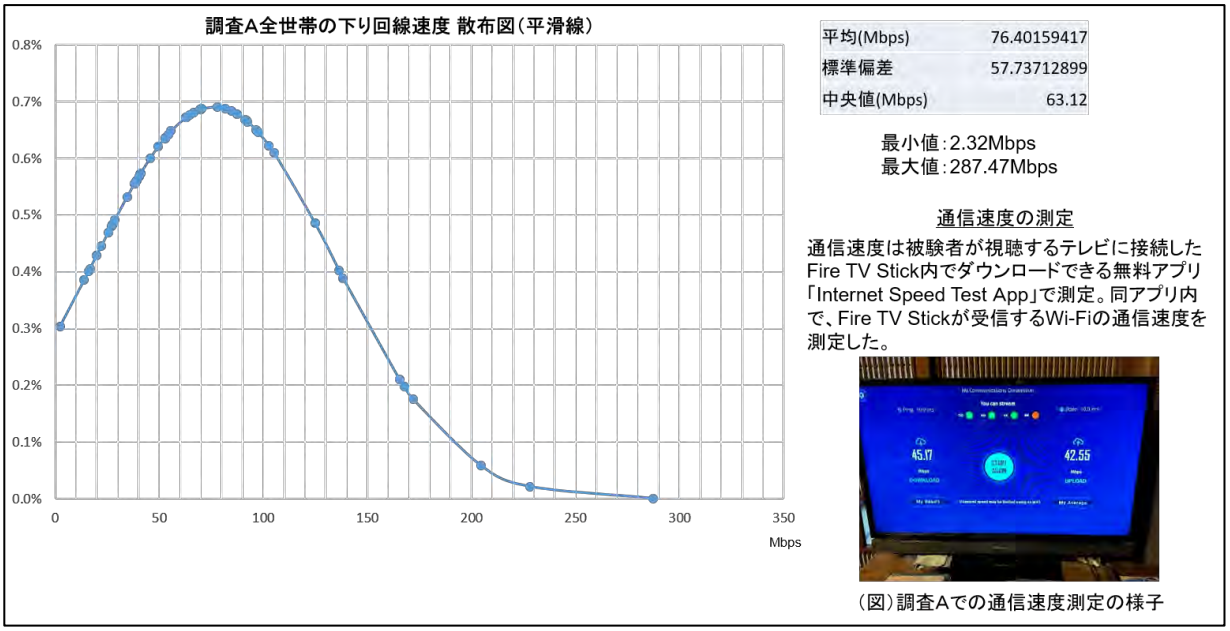

図１－32　各世帯における通信速度

c　遅延

30秒程度の遅延については、「全く影響がない」又は「あまり影響がない」との回答が約８割と多く、受容性は高かった。

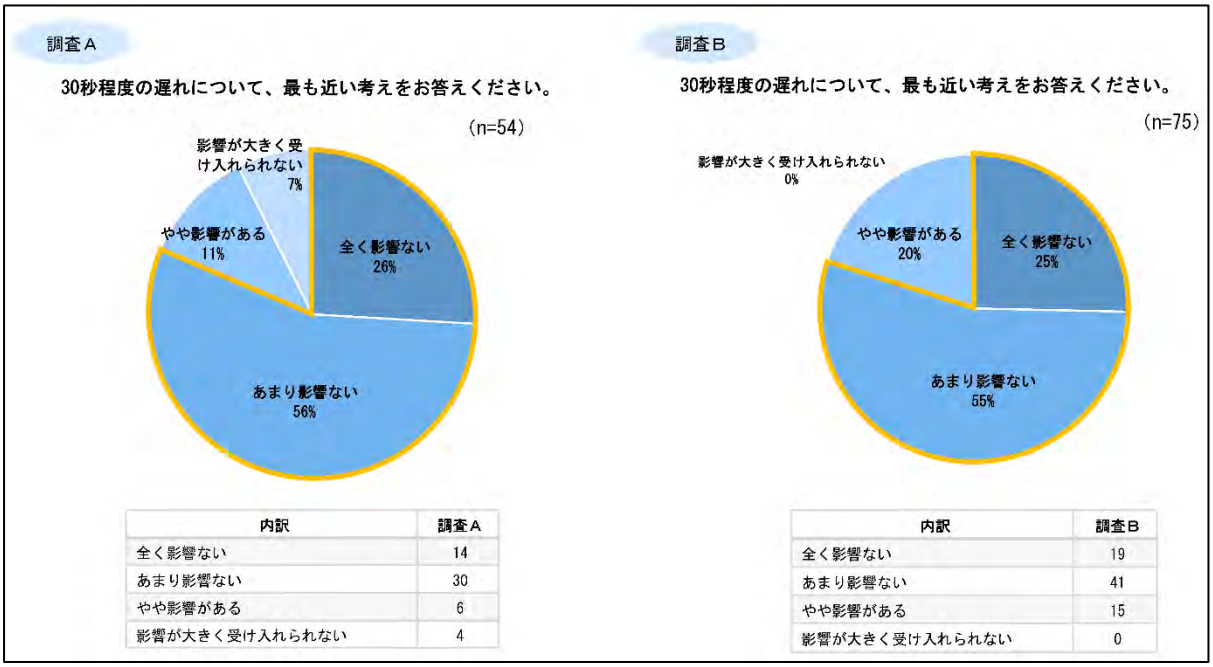

内訳	調査A
全く影響ない	14
あまり影響ない	30
やや影響がある	6
影響が大きく受け入れられない	4

内訳	調査B
全く影響ない	19
あまり影響ない	41
やや影響がある	15
影響が大きく受け入れられない	0

図１－33　映像関連要素：c 遅延

d　音声

音声については、調査Ａ、調査Ｂともに地上波放送番組との違いを感じた被験者は少なく、受容性が高かった。

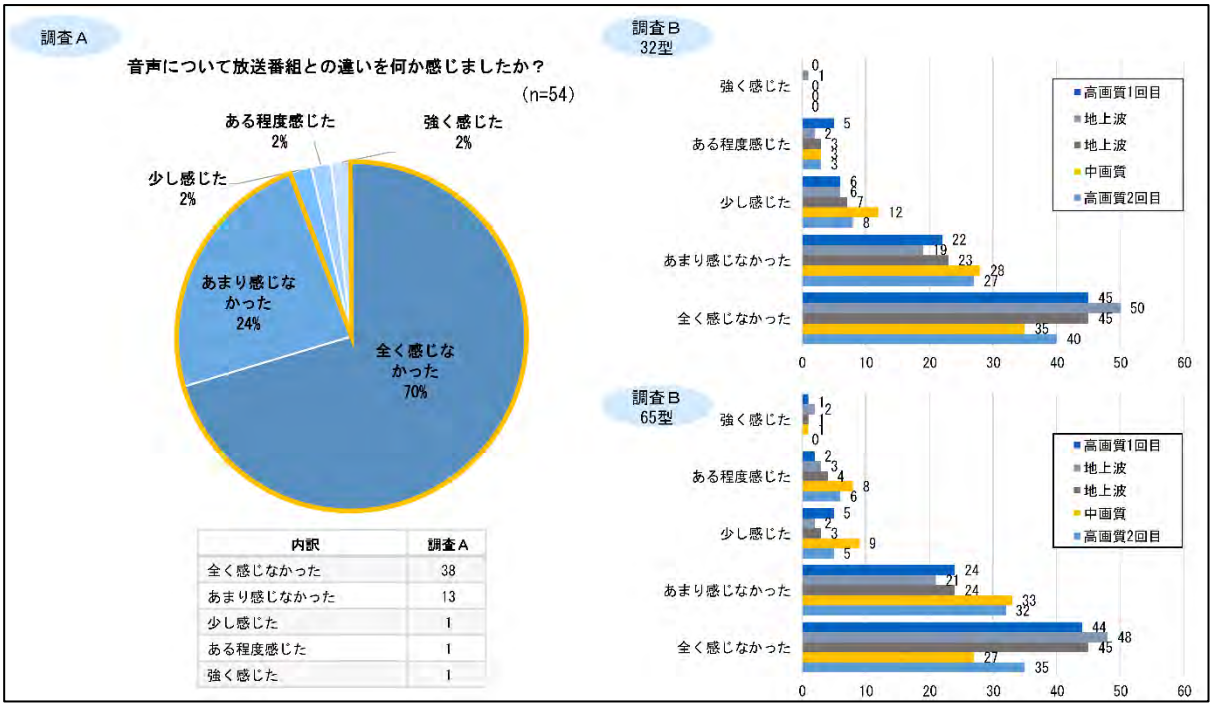

内訳	調査Ａ
全く感じなかった	38
あまり感じなかった	13
少し感じた	1
ある程度感じた	1
強く感じた	1

図１－34　映像等関連要素：d 音声

エ　放送機能関連要素（副音声、字幕、緊急地震速報、チャンネル切替え等、番組表、ザッピング、データ放送、録画）に対する評価

e　副音声

副音声のニーズについては、「あるほうがよい」と「なくてもよい」がともに約４割と意見が分かれた。

ヒアリング調査からは、自分は使わないがあったほうがよいとの発言が多く、社会的な必要性を意識した回答となっている可能性があることが見て取れる。

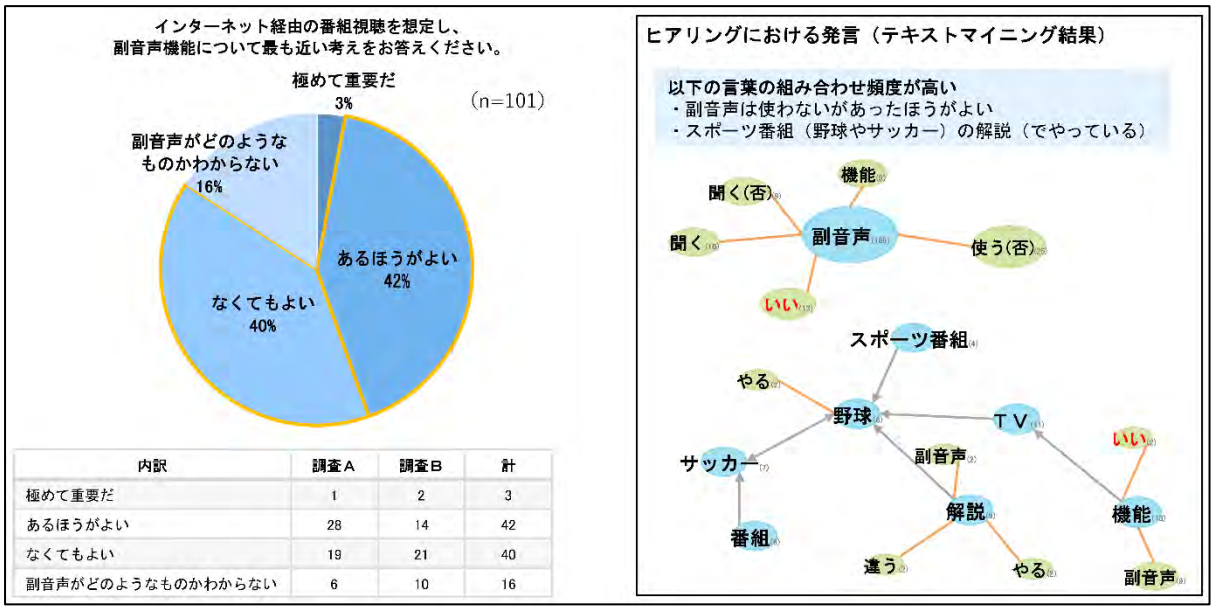

内訳	調査A	調査B	計
極めて重要だ	1	2	3
あるほうがよい	28	14	42
なくてもよい	19	21	40
副音声がどのようなものかわからない	6	10	16

図１－35　放送機能関連要素：e 副音声

f　字幕

字幕は、「極めて重要だ」又は「あるほうがよい」との回答が７割となりニーズが高かった。

ヒアリング調査では、耳の悪い方への配慮など社会的な重要性を指摘する声のほか、自身の耳が悪くなることへの懸念も聞かれた。

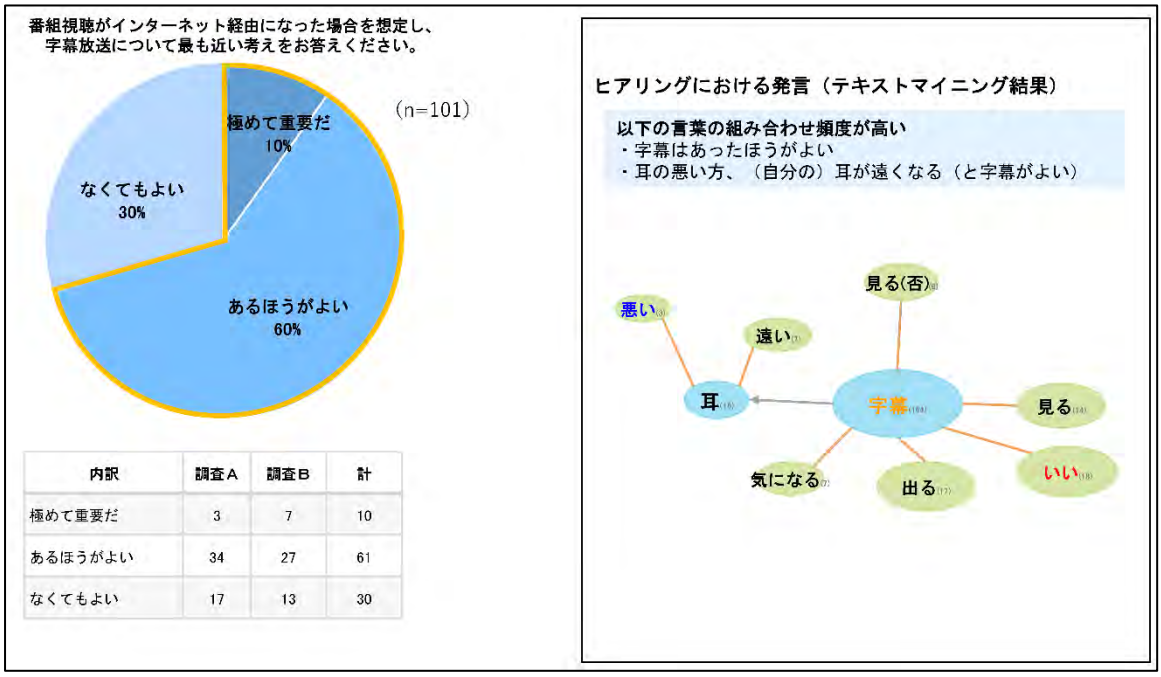

内訳	調査A	調査B	計
極めて重要だ	3	7	10
あるほうがよい	34	27	61
なくてもよい	17	13	30

図１－36　放送機能関連要素：f 字幕

g　緊急地震速報

緊急地震速報は、特に「極めて重要だ」とする回答が65%と多かった。

ヒアリング調査からは、スマホにも通知が届くとの発言が多かったことが見て取れる。

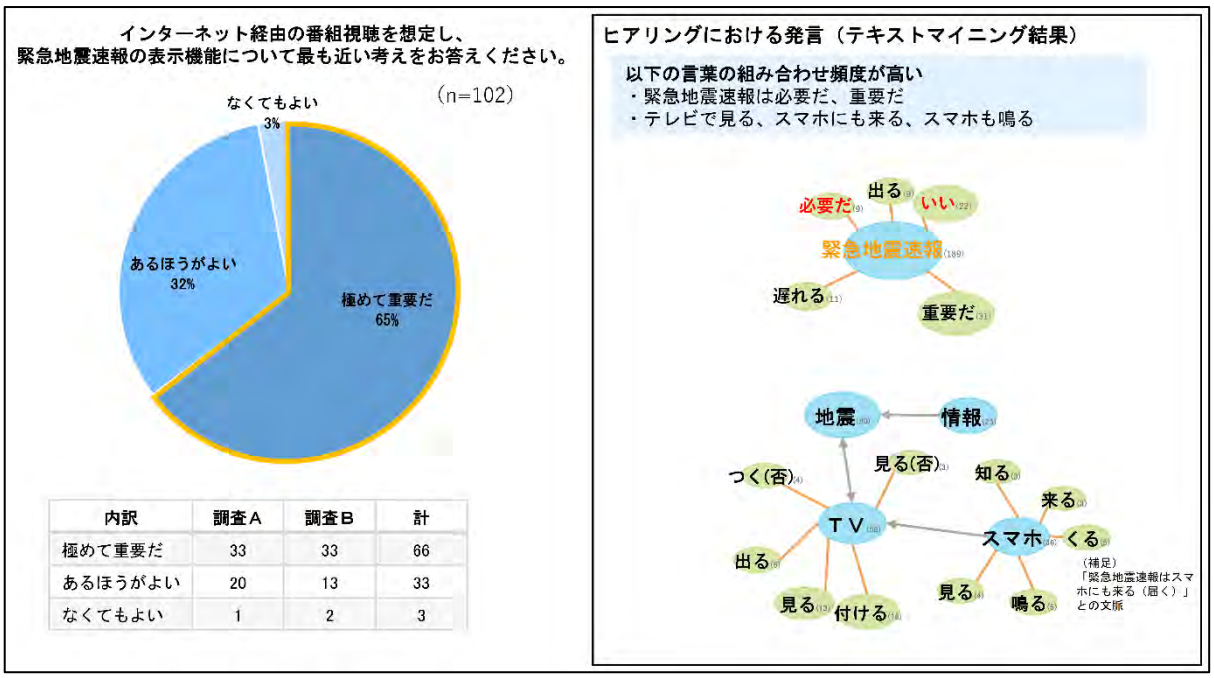

内訳	調査A	調査B	計
極めて重要だ	33	33	66
あるほうがよい	20	13	33
なくてもよい	1	2	3

図１－37　放送機能関連要素：g 緊急地震速報

h　チャンネル切替え等

調査Ａの被験者はFire TV Stick上で動作するアプリを操作したが、「難しくない」又は「慣れそうだ」との回答が約９割と多く、操作感が異なっても受容性は高かった。

調査Ｂでチャンネル切替えのスムーズさについて、違いを感じた被験者は「切替えが遅い」と回答した。

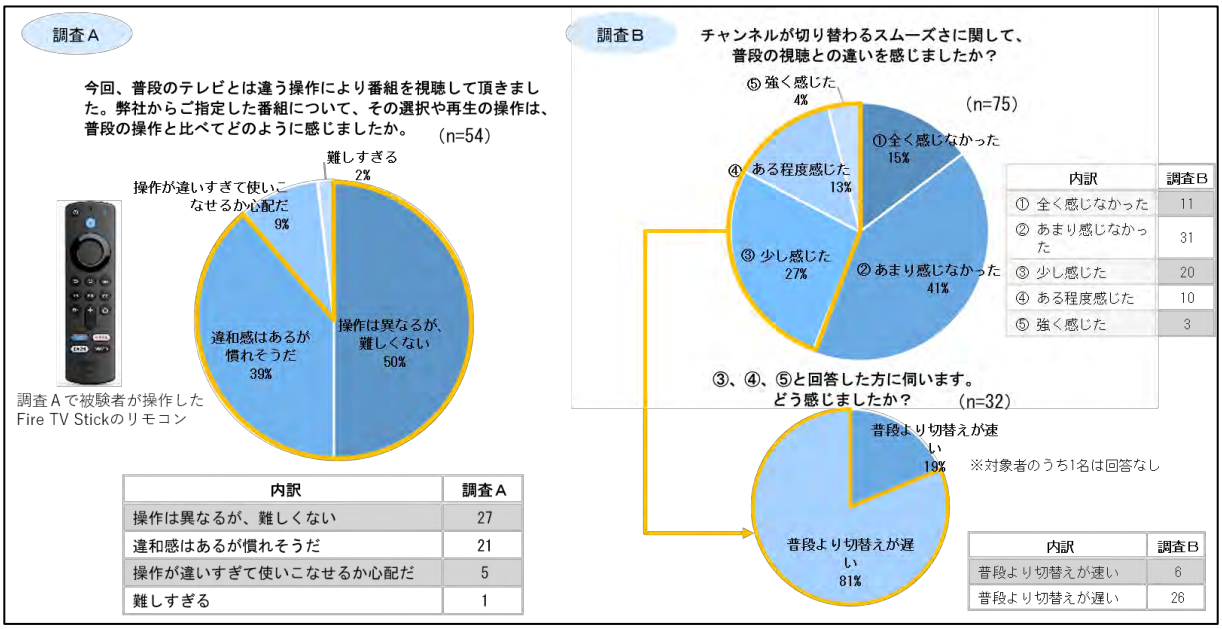

内訳	調査A
操作は異なるが、難しくない	27
違和感はあるが慣れそうだ	21
操作が違いすぎて使いこなせるか心配だ	5
難しすぎる	1

内訳	調査B
① 全く感じなかった	11
② あまり感じなかった	31
③ 少し感じた	20
④ ある程度感じた	10
⑤ 強く感じた	3

内訳	調査B
普段より切替えが速い	6
普段より切替えが遅い	26

図１－38　放送機能関連要素：h チャンネル切替え等

ｉ　番組表

テレビ上に「番組表を表示する機能は不可欠だ」という回答が６割強と多く、ニーズが高かった。

ヒアリング調査からは、今日見るテレビは新聞のテレビ欄から探すとの話も多かったが、その上でテレビでの表示も必要だと回答したことが見て取れる。

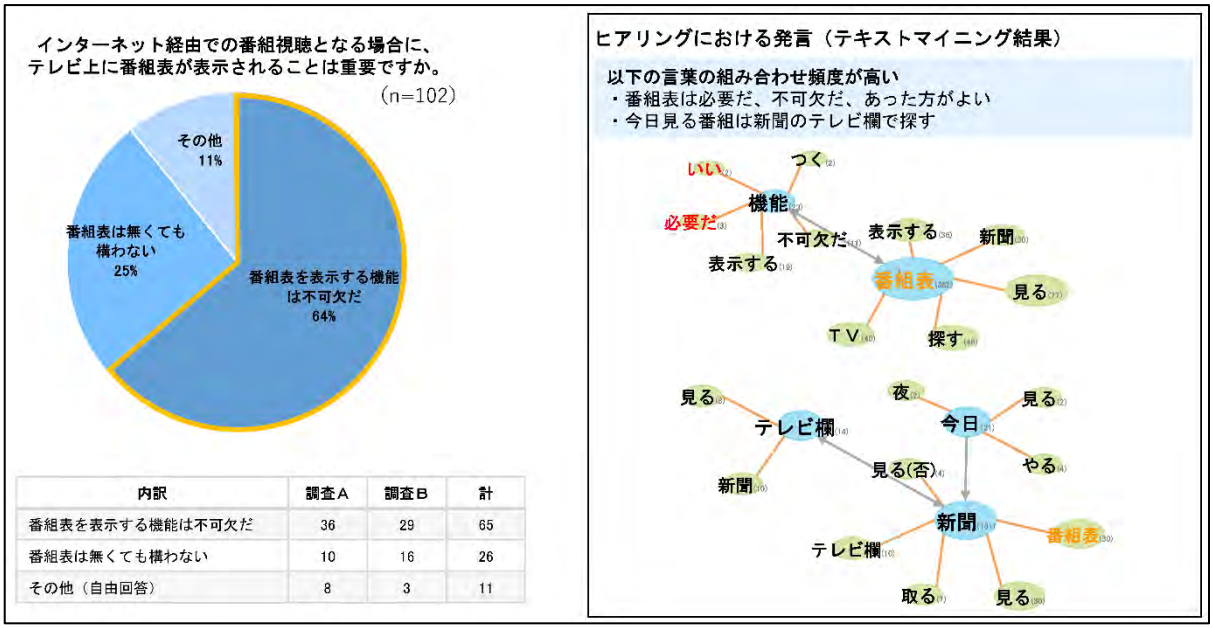

内訳	調査Ａ	調査Ｂ	計
番組表を表示する機能は不可欠だ	36	29	65
番組表は無くても構わない	10	16	26
その他（自由回答）	8	3	11

図１－39　放送機能関連要素：ｉ 番組表

ｊ　ザッピング

「観たい番組を簡単に探せるのであればザッピング以外の方法でも構わない」との回答が約７割と多かった。Fire TV Stick上で動作するアプリを被験者自らが操作した調査Ａでも同様の傾向であった。

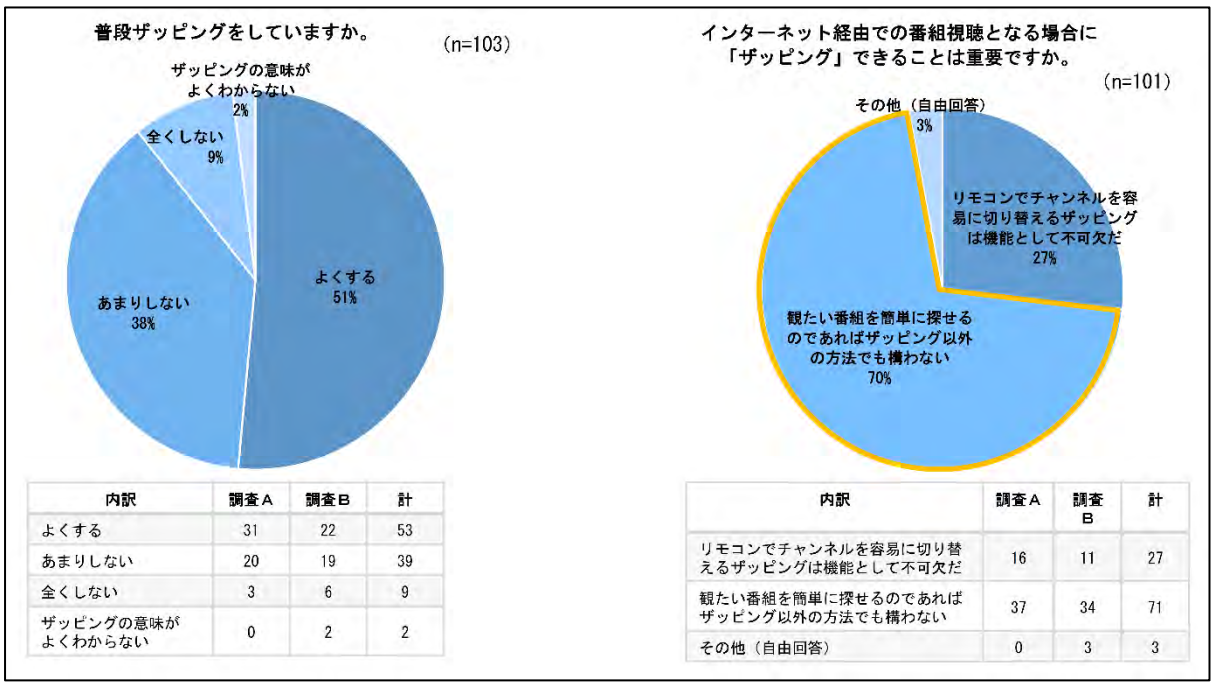

内訳	調査Ａ	調査Ｂ	計
よくする	31	22	53
あまりしない	20	19	39
全くしない	3	6	9
ザッピングの意味が よくわからない	0	2	2

内訳	調査Ａ	調査Ｂ	計
リモコンでチャンネルを容易に切り替えるザッピングは機能として不可欠だ	16	11	27
観たい番組を簡単に探せるのであればザッピング以外の方法でも構わない	37	34	71
その他（自由回答）	0	3	3

図１－40　放送機能関連要素：ｊ ザッピング

k　データ放送

データ放送は、「極めて重要」又は「あるほうがよい」との回答が８割弱となり、ニーズが高かった。

ヒアリング調査からは、自分が使うか使わないかは半々であったが、いずれもあったほうがよいと考えていることが見て取れる。

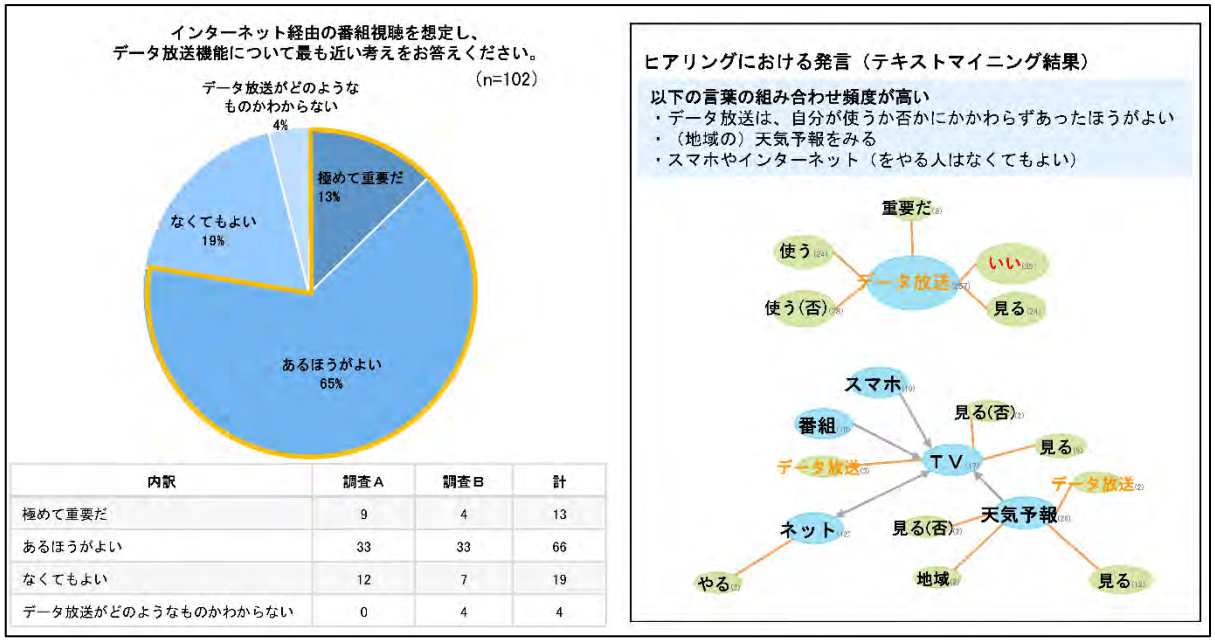

内訳	調査A	調査B	計
極めて重要だ	9	4	13
あるほうがよい	33	33	66
なくてもよい	12	7	19
データ放送がどのようなものかわからない	0	4	4

図１－41　放送機能関連要素：k データ放送

l　録画

録画は、「見逃し視聴機能があっても自宅のレコーダーでの録画もできたほうがよい」との意見が半数強と多数であった。

レコーダーの代替としての見逃し視聴期間については意見が分かれるが、２週間～１ヶ月分との回答が多かった。

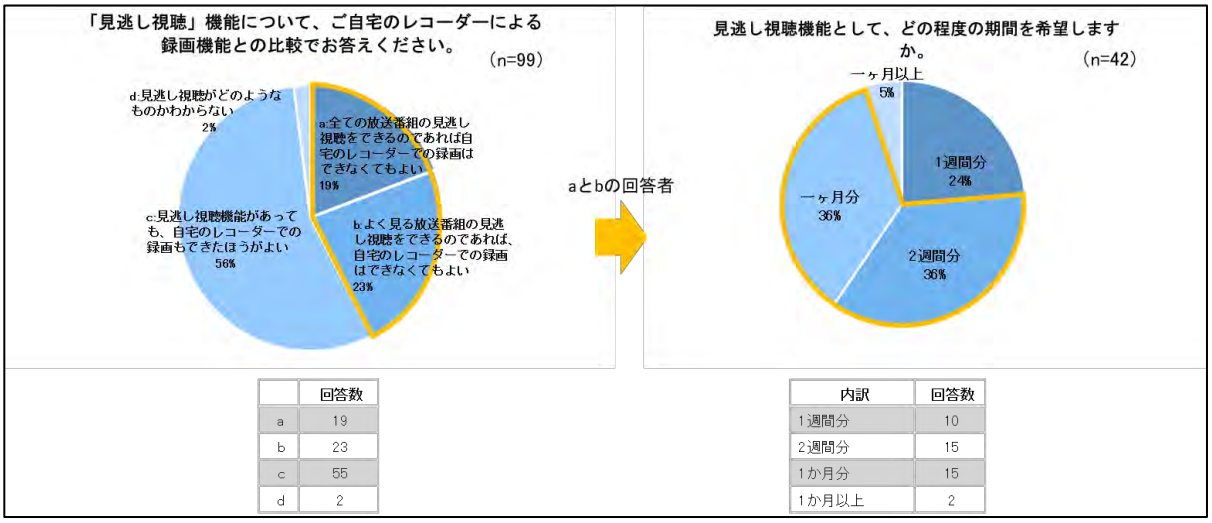

	回答数
a	19
b	23
c	55
d	2

内訳	回答数
1週間分	10
2週間分	15
1か月分	15
1か月以上	2

図１－42　放送機能関連要素：l 録画

オ　その他要素（インターネット速度、サイバーセキュリティ、ソフトのアップデート処理、地域限定性、インターネット独自の機能、フタかぶせ、費用負担）に対する評価

m　インターネット速度

普段のインターネットの速度が気になるかについては、世帯の状況によって回答が分かれた。

テレビ以外の端末への影響については、半数が現時点ではあまり気にならないと回答した。

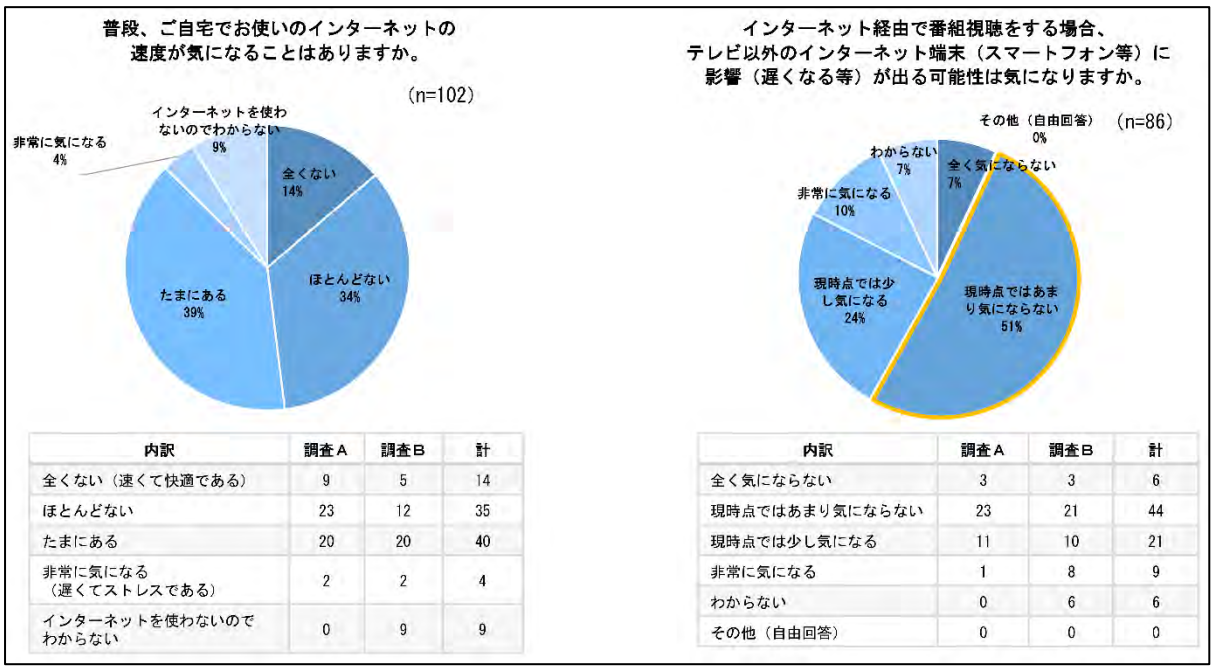

内訳	調査A	調査B	計
全くない（速くて快適である）	9	5	14
ほとんどない	23	12	35
たまにある	20	20	40
非常に気になる（遅くてストレスである）	2	2	4
インターネットを使わないのでわからない	0	9	9

内訳	調査A	調査B	計
全く気にならない	3	3	6
現時点ではあまり気にならない	23	21	44
現時点では少し気になる	11	10	21
非常に気になる	1	8	9
わからない	0	6	6
その他（自由回答）	0	0	0

図１－43　その他要素：m インターネット速度

n　サイバーセキュリティ

「非常に気になる」又は「やや気になる」との回答が約８割と多かった。

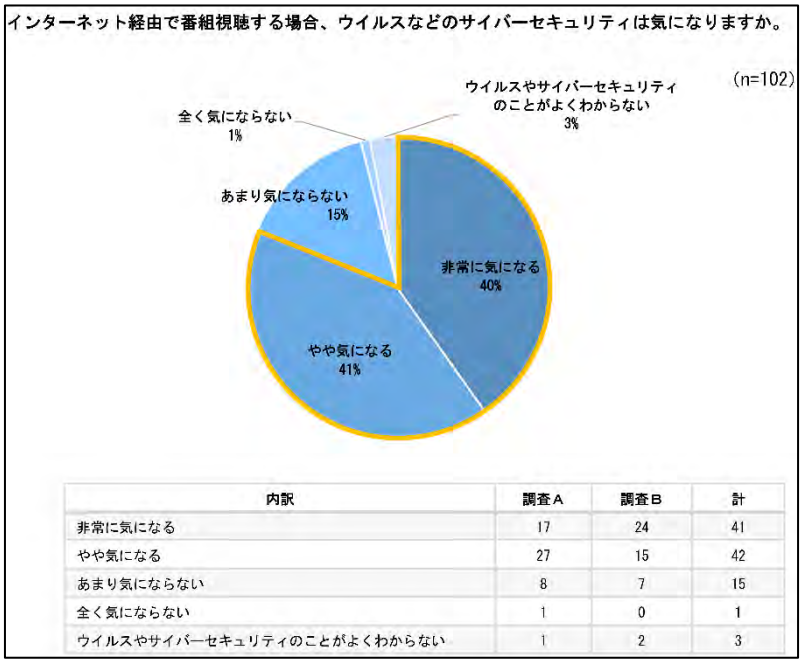

内訳	調査A	調査B	計
非常に気になる	17	24	41
やや気になる	27	15	42
あまり気にならない	8	7	15
全く気にならない	1	0	1
ウイルスやサイバーセキュリティのことがよくわからない	1	2	3

図１－44　その他要素：n サイバーセキュリティ

o　ソフトのアップデート処理

自動アップデートを約半数が望んでいる。アップデート自体無いほうがよいとの回答も約１割あった。

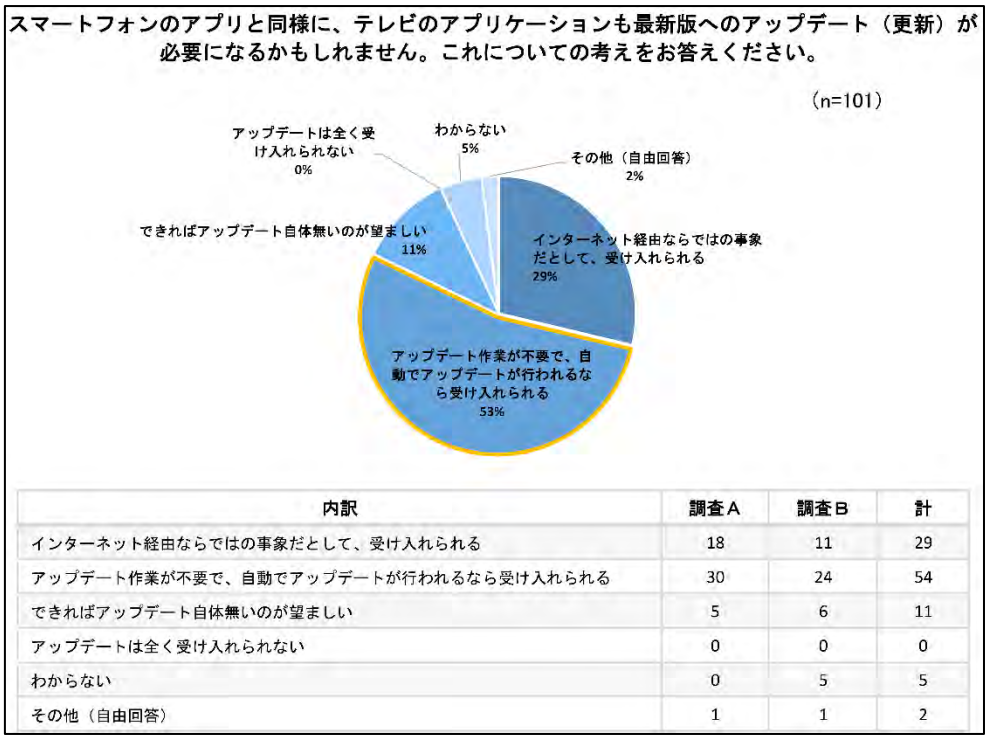

内訳	調査A	調査B	計
インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる	18	11	29
アップデート作業が不要で、自動でアップデートが行われるなら受け入れられる	30	24	54
できればアップデート自体無いのが望ましい	5	6	11
アップデートは全く受け入れられない	0	0	0
わからない	0	5	5
その他（自由回答）	1	1	2

図１－45　その他要素：o ソフトのアップデート処理

p　地域限定性

インターネットであれば、離れた地域の放送番組も視聴したいとの回答が約７割と多かった。

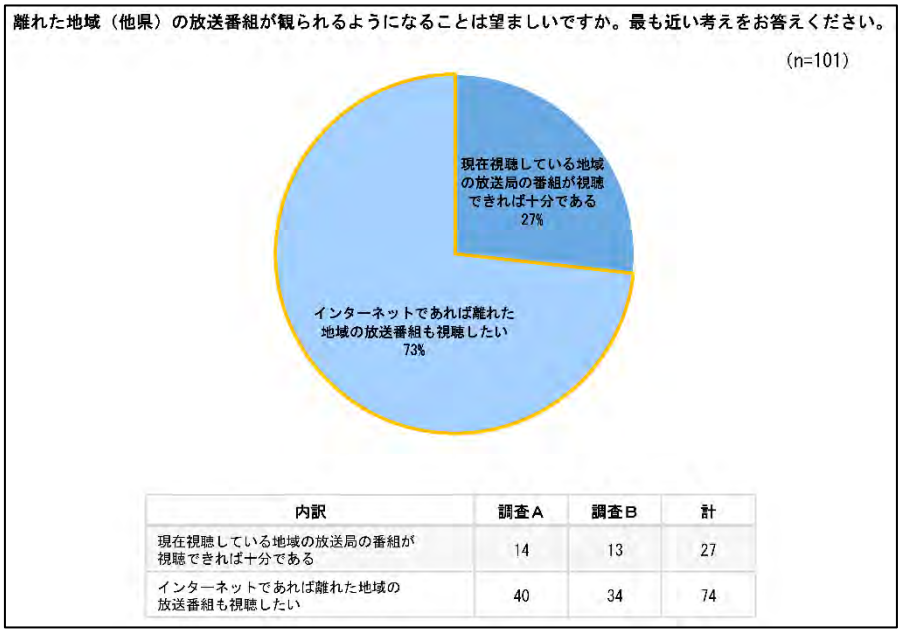

内訳	調査A	調査B	計
現在視聴している地域の放送局の番組が視聴できれば十分である	14	13	27
インターネットであれば離れた地域の放送番組も視聴したい	40	34	74

図１－46　その他要素：p 地域限定性

q　インターネット独自の機能

インターネット独自の機能として、約半数がPCやスマホでの視聴を利用したいと回答した。

視聴データ活用は、セキュリティ上の不安よりも、便利な機能への期待が上回った。

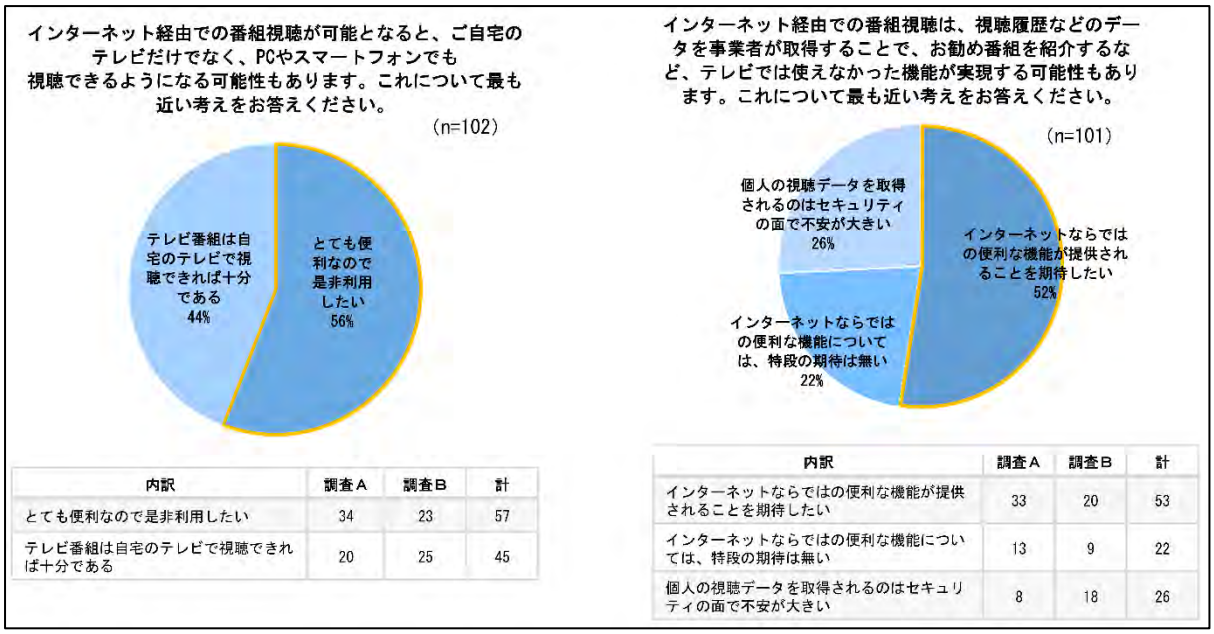

内訳	調査A	調査B	計
とても便利なので是非利用したい	34	23	57
テレビ番組は自宅のテレビで視聴できれば十分である	20	25	45

内訳	調査A	調査B	計
インターネットならではの便利な機能が提供されることを期待したい	33	20	53
インターネットならではの便利な機能については、特段の期待は無い	13	9	22
個人の視聴データを取得されるのはセキュリティの面で不安が大きい	8	18	26

図１－47　その他要素：q インターネット独自の機能

r　フタかぶせ

フタかぶせは「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約７割と多かった。特に、「できれば無いのが望ましい」が半数強と多かった。他方、「インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる」との回答が約３割あった。

フタかぶせが実際に発生した調査Ｂと発生頻度が低いと考えられる調査Ａでも、調査結果はほとんど変わらなかった。

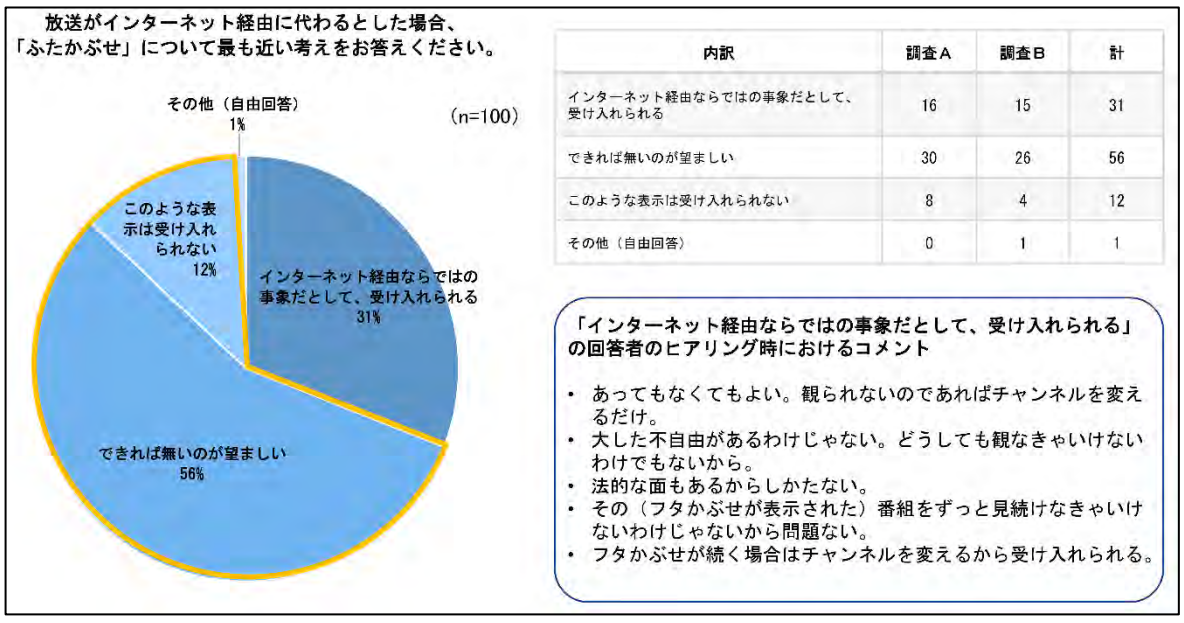

内訳	調査A	調査B	計
インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる	16	15	31
できれば無いのが望ましい	30	26	56
このような表示は受け入れられない	8	4	12
その他（自由回答）	0	1	1

「インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる」の回答者のヒアリング時におけるコメント

- あってもなくてもよい。観られないのであればチャンネルを変えるだけ。
- 大した不自由があるわけじゃない。どうしても観なきゃいけないわけでもないから。
- 法的な面もあるからしかたない。
- その（フタかぶせが表示された）番組をずっと見続けなきゃいけないわけじゃないから問題ない。
- フタかぶせが続く場合はチャンネルを変えるから受け入れられる。

図１－48　その他要素：r フタかぶせ

s　費用負担

番組視聴がインターネット経由になった場合の費用を尋ねたところ、「一定程度の費用負担はやむを得ない」との回答が６割強と多かった。

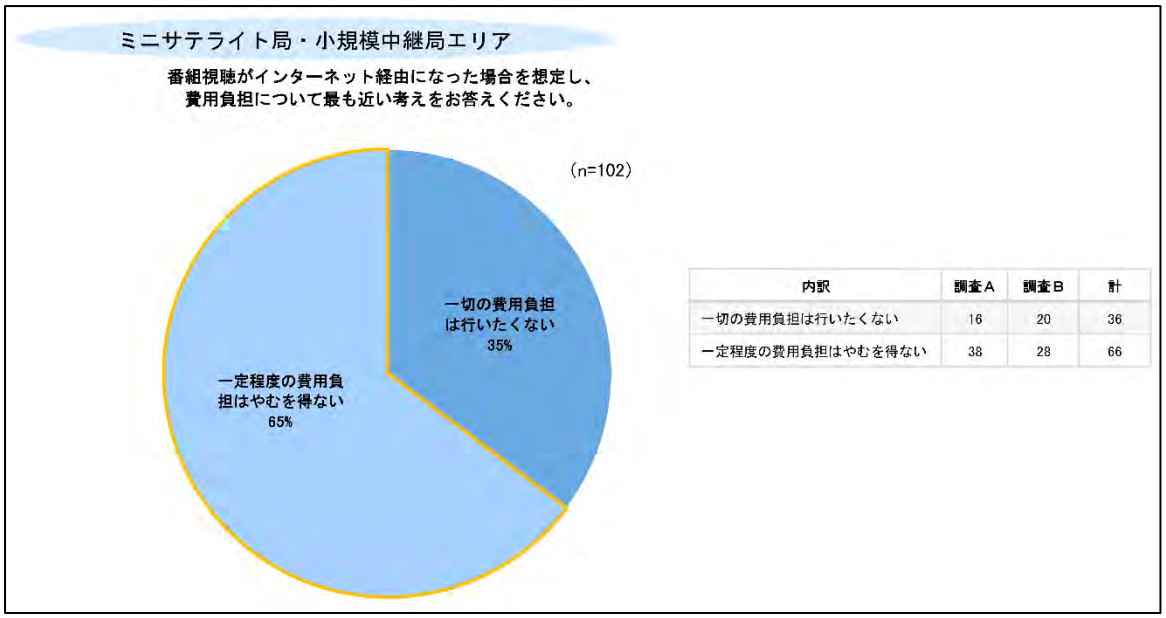

内訳	調査A	調査B	計
一切の費用負担は行いたくない	16	20	36
一定程度の費用負担はやむを得ない	38	28	66

図１－49　その他要素：s 費用負担

（２）辺地共聴施設エリア

①　調査結果の分析・評価の枠組み

調査結果の分析・評価の枠組みとして、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアと同様、総合分析と要素別分析の２つに分け、各視点から調査結果の分析・評価を行った。総合分析では、辺地共聴施設エリアにおいてケーブルテレビによる番組視聴に切り替えた場合の総合的な受容性評価（以下「ケーブルテレビ視聴に対する総合的な受容性評価」という。）について分析・評価を行った。また、要素別分析では、切替えの案内方法や説明会の在り方等について分析・評価を行ったほか、参考調査として、機能面での将来の放送の在り方について分析・評価を行った。

②　総合分析

①で示した枠組みのとおり、総合分析では、ケーブルテレビ視聴に対する総合的な受容性評価について分析・評価を行った。

ア　ケーブルテレビによる番組視聴に対する総合的な受容性評価

図１－50 で示したとおり、調査においては、「（辺地共聴施設による）従来の視聴方式からの切り替えについてどのように捉えますか。視聴面（画質・音声）、機能面から最も近い考えをお答えください。」との質問を行っている。これに対する回答を被験者における「ケーブルテレビ視聴に対する総合的な受容性評価」と位置付け、その結果について分析を行ったところ、「全く問題なく受け入れられる」との回答が 84%、残りの回答は全て、「少し違和感はあるが受け入れられる」となり、全ての被験者が受け入れられるとの結果が得られた。

なお、「少し違和感があるが受け入れられる」とした３名の被験者について、ヒアリン

グの際、調査員がその内容を尋ねたところ、切替えの必要性に対する疑問や切替え後の費用負担の増加、また、本調査自体への違和感であることが判明した。

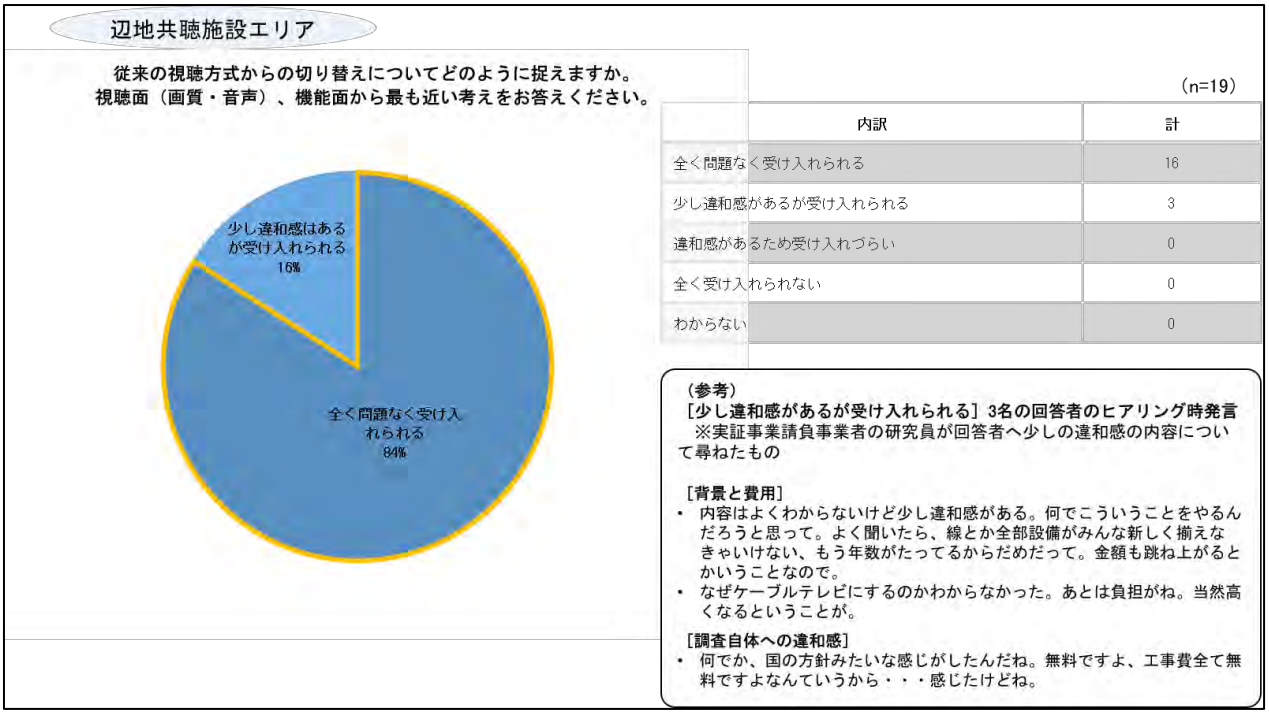

図１－50　ケーブルテレビ視聴に対する総合的な受容性評価
辺地共聴施設エリア

③　要素別分析

①で示した枠組みのとおり、要素別分析では、図１－15 の調査項目のうち、「ケーブルテレビ視聴に対する総合的な受容性評価」以外の設問に係る調査結果について分析を行ったところ、その結果概要は以下のとおりである。

イ　その他要素（費用負担、案内の在り方、説明会）

a　費用負担

辺地共聴施設エリアにおいては、番組を視聴するため、共聴組合費用の負担が視聴者に求められるが、ケーブルテレビに切り替わることで費用負担が変わることがある。この費用について最も近い考えを尋ねたところ、「現状と同程度ならよい」との回答が約７割と多かった。

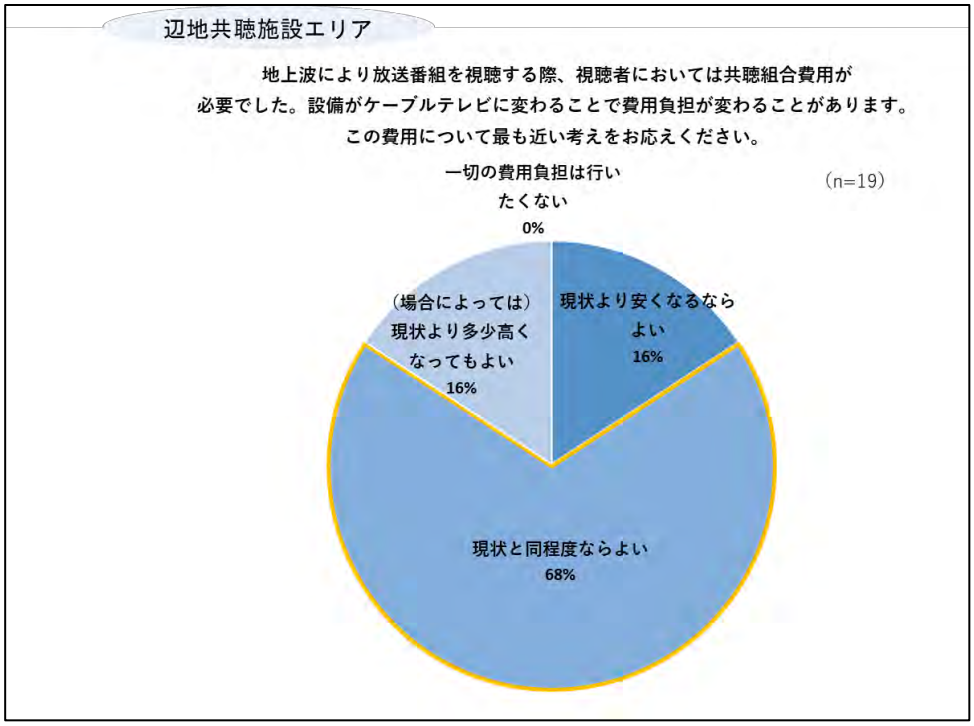

図１－51　その他要素：a 費用負担

b　案内の在り方

ケーブルテレビへの切替え案内の在り方について尋ねたところ、町会長・自治会長・組合長や行政機関からの案内だと安心できるとの回答が多かった。また、案内の媒体としては、「地域の回覧板」が安心との回答が多数を占めた。

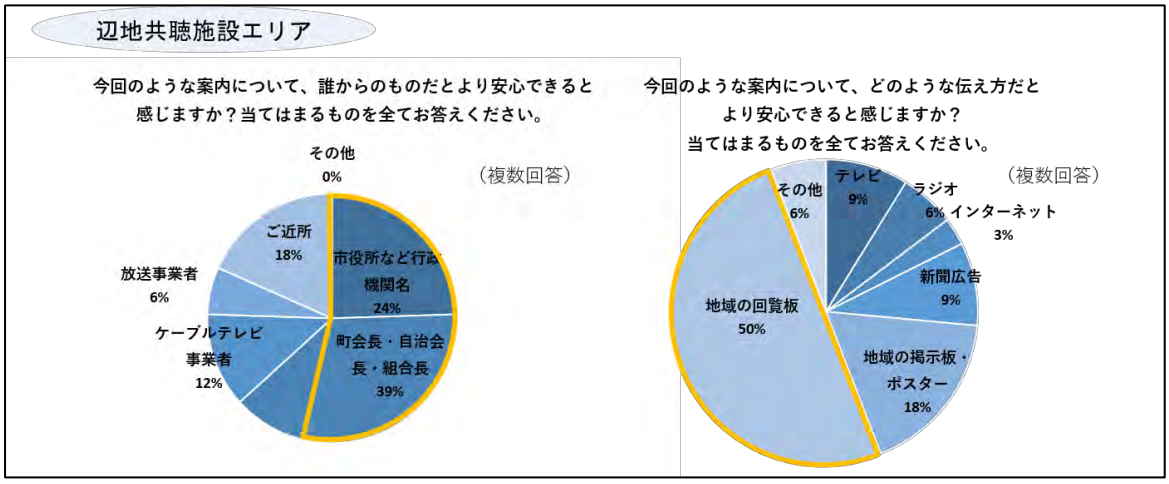

図１－52　その他要素：b 案内の在り方

c　説明会

ケーブルテレビへの切替えに係る共聴組合員への説明会について尋ねたところ、対面の説明会について、「とても重要である」又は「あったほうがよい」との回答が約95%と多かった。また、あると良いと思う開催方法は、今般の実証事業において実施したような対面（集合）での説明を希望との回答が多かった。さらに、被験者に対するヒアリングでは、高齢者への配慮が重要だとのコメントが複数あった。

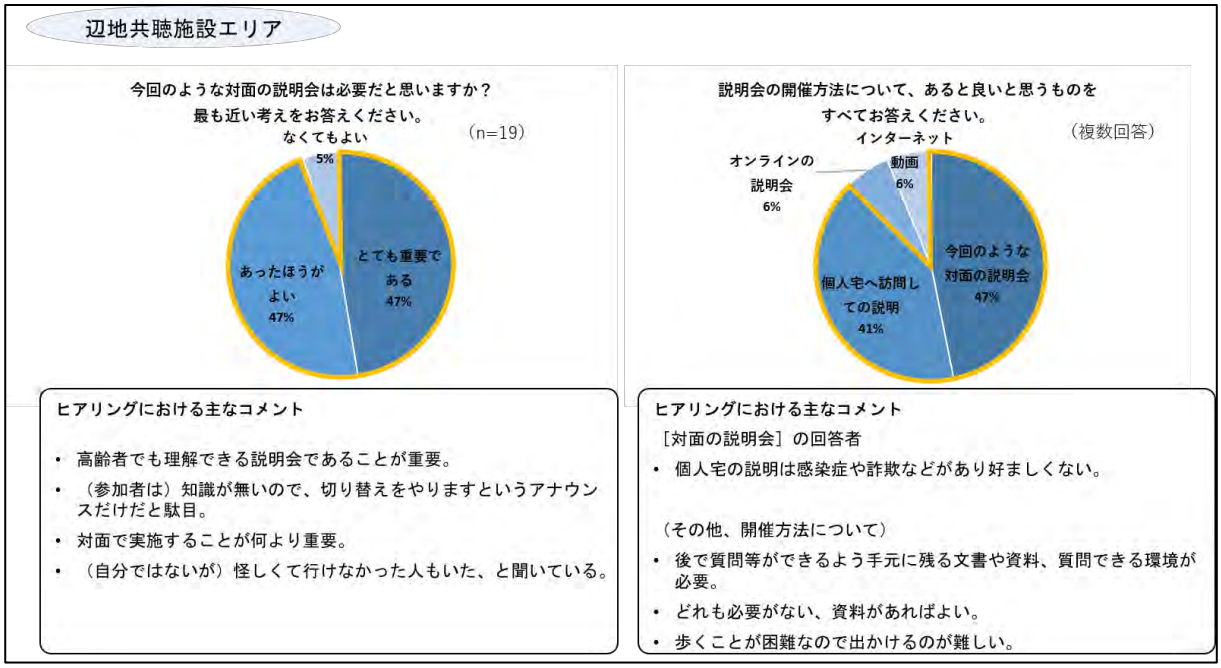

図１－53　その他要素：c 説明会

第2章　放送アプリケーションに関する基礎的調査

ブロードバンド代替において発生する費用には、通信に関するものと放送アプリケーションに関するものがあるが、１次取りまとめにおいては、通信に関する費用を中心に検討を行い、放送アプリケーションについては限られた検討期間の中で要件・構成・費用について十分に検討を行うことができなかった。

そこで、今般、実証事業の基礎的調査の一環として、放送アプリケーションの構成及び費用構造についての分析等を行った。

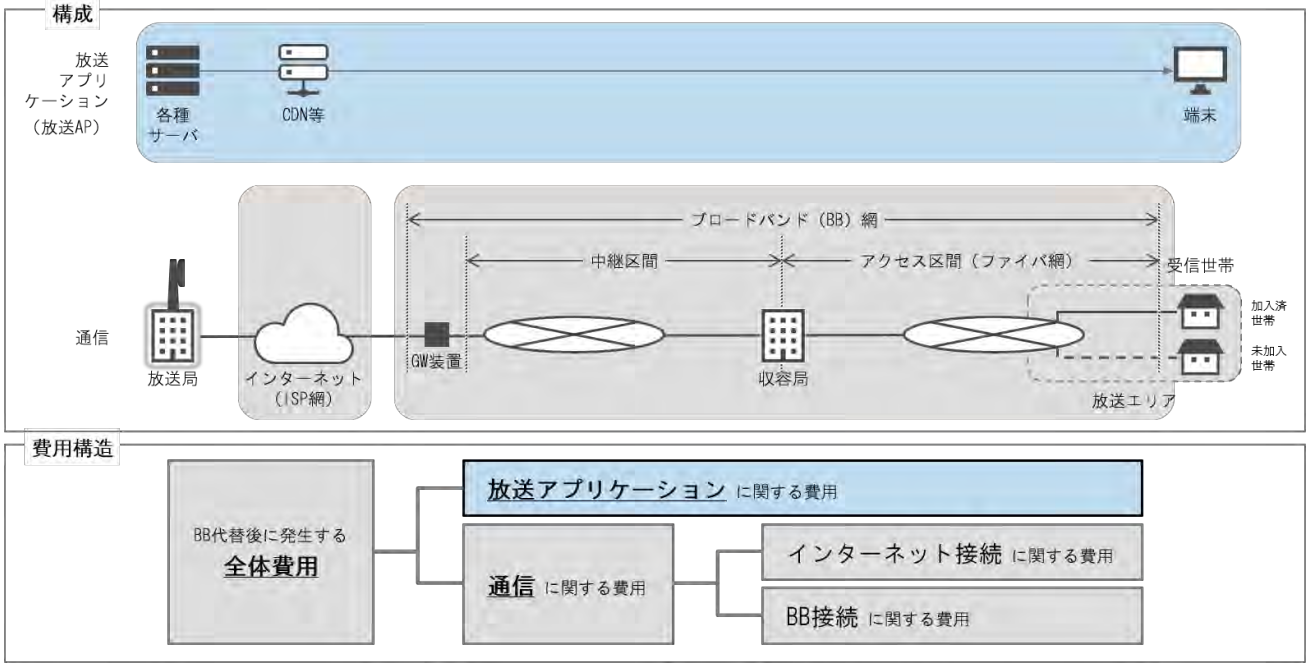

図２－１　ブロードバンド代替後に発生する費用の構造と放送アプリケーションの範囲

１．調査方法

（１）調査の進め方

放送アプリケーションの基礎的調査の進め方としては、調査に協力をいただくベンダー（以下「協力ベンダー」という。）に、１次取りまとめにおいて示された内容に基づき、放送アプリケーションに関する構成・費用の提示を依頼し、その結果を分析する方法を採用した。具体的には、協力ベンダーに対して調査の背景等について必要な説明を行いつつ、費用試算の具体的な依頼を行った。説明においては、１次取りまとめにおいて示された放送アプリケーションに関する情報[12]をインプットとして提示し、その情報を踏まえつつ、協力ベンダーにおいて詳細な検討が行われた。

[12] １次取りまとめにおける「図表２－３　想定する放送アプリケーションのシステム構成」、「図表２－４　想定する放送アプリケーションの主な構成要素」、「参考資料１．仮置きした品質・機能要件」等。

（２）協力ベンダー

協力ベンダーについては、調査スケジュール等を勘案し、対応可能な２社に協力をいただくこととした。その際、放送アプリケーションについて、なるべく多くの選択肢を検討でき、多様な視点が含まれるよう、事業規模、取扱実績、通信事業との関わり等が異なるベンダーに依頼することとした。

その結果、協力ベンダーとしては、株式会社インターネットイニシアティブ及び株式会社Ｊストリームに協力をいただくこととなった。

図２－２　協力ベンダー概要

（３）協力ベンダーにおける検討スコープ

協力ベンダーにおける検討スコープは図２－３に赤枠で示したとおりである。１次取りまとめにおいて示された放送アプリケーションの構成を一例とした上で、放送局から送出される番組コンテンツがインターネットを経由して受信世帯内の端末に届けるまでのシステム一式（端末を含む。）を対象とした。

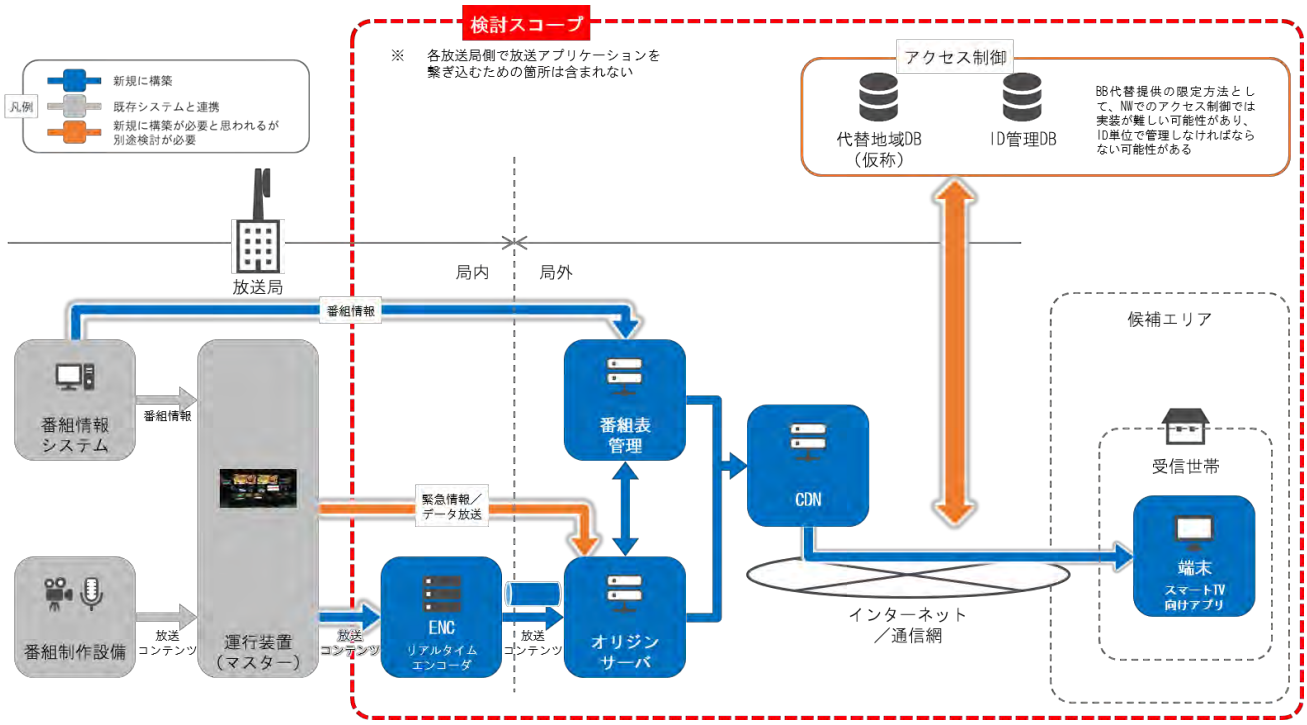

図２－３　協力ベンダーにおける検討スコープ

２．調査結果

（１）協力ベンダーによる提案

提案のあった放送アプリケーションのソリューションとして、１社からは、サービス提供型で、配信プラットフォームを東西１ヶ所ずつに集中配置する案（以下「Ａ案」という。）が示され、もう１社からは、個別開発・オンプレミス型で、配信プラットフォームを全国に分散配置する案（以下「Ｂ案」という。）が示された。

①　Ａ案の内容

Ａ案は、１次取りまとめにおいて示された放送アプリケーションの構成を踏襲するもので、一般的な放送コンテンツのネット同時配信の形態に近いものとなっている。配信プラットフォームは、サービス提供型であり、東京と大阪に１ヶ所ずつ配置される。放送コンテンツが地域の放送局のリアルタイムエンコーダから広域イーサネット回線を通じて配信プラットフームに送信され、それをCDN[13]を通じて受信世帯の端末に配信するシステムとなっている。

端末については、様々な方式の中から、STB[14]型のハードウェアとAndroid等の標準OSに搭載可能なアプリケーションの組合せが採用されている。録画ニーズへの対応については、配信プラットフォームに見逃し配信機能を実装することとしている。

検討された主な機能として、「STB端末」、「画質=1080p～232p」、「ABR」、「音声２ch」、「字

[13] Content Delivery Network の略。Web 上で送受信されるコンテンツを効率的に配送するために構築されたネットワークのことをいう。また、これを利用して顧客企業のコンテンツを高速に配信するサービス（CDN サービス）のことをいう。

[14] Set Top Box の略。ディスプレイやテレビ、デジタルサイネージなどの画面表示装置に接続し、表示すべき映像信号を送り出す働きをする機器の総称をいう。分野や時代によって接続先や機能が異なる。

幕」、「緊急情報」、「DRM[15]」、「アクセス制御」及び「EPG[16]」が挙げられる。

放送局における工事については、一般的な放送コンテンツのネット同時配信と同様に、リアルタイムエンコーダの設置、マスター設備との接続、配信プラットフォームに放送コンテンツを送信するための回線の敷設等が必要となる。

運用・サポートについては、基本的なハードウェア保守とサービス提供される機能のサポートのみが含まれており、システム監視、ユーザーサポートは含まれていない。

- BB代替の対象となる地域の全ての放送局が、東京と大阪に設置された配信プラットフォームに放送コンテンツ等を送信し、CDNを通じて、受信世帯に設置された端末に放送される
- 既存のインターネット配信の仕組みと類似し、その技術／製品／人材を活用できる範囲が多い

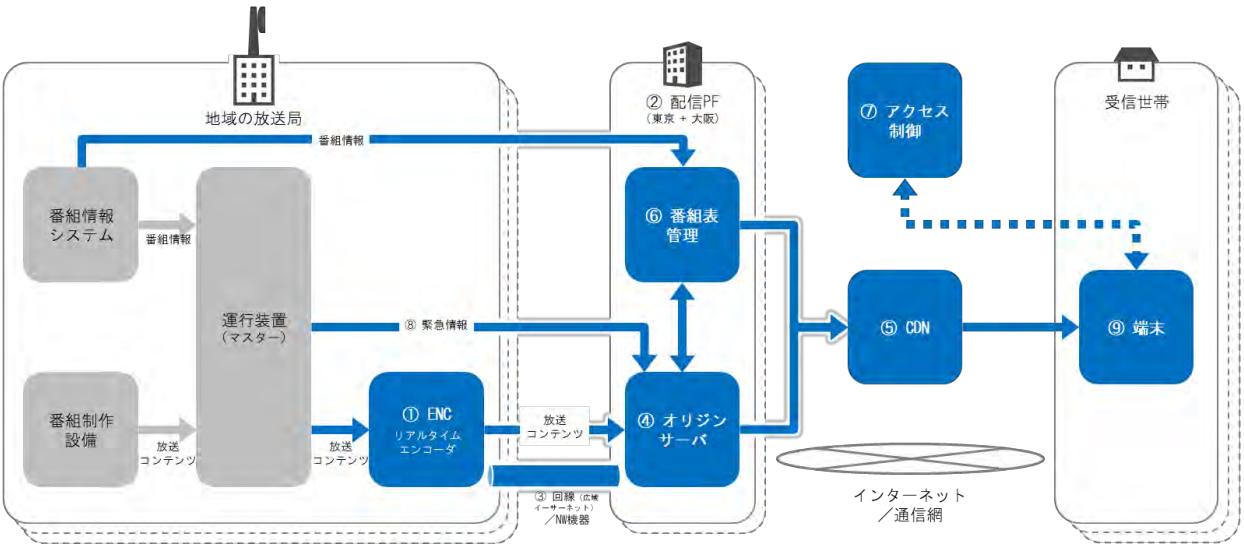

図２－４　Ａ案の全体構成・アーキテクチャ

②　Ｂ案の内容

Ｂ案は、ブロードバンド代替の対象地域と同じ内容の放送波を配信プラットフォームにおいて受信し、受信した放送波から映像データとメタデータを放送波ごとに生成し、それらを多重化した上で、配信制御・管理を行いつつ、CDNを通じて受信世帯の端末に配信する、独自のシステムとなっている。配信プラットフォームの各機能については、個別開発が中心であり、基本的にDC[17]にオンプレミス型で設置される。配信プラットフォームは、ブロードバンド代替の対象地域と同じ内容の放送波を受信するため、当該地域が所在する放送エリアにおけるDCに設置されることになることから、全国に分散配置されることになる。

端末については、Androidのネイティブアプリを提供することのみを前提としている。録画ニーズへの対応については、見逃し配信機能を実装することが可能とされているが、提案においては機能概要の検討のみが行われ、具体的な費用は提示されていない。

---

[15] Digital Rights Management の略。デジタルデータとして表現されたコンテンツの著作権を保護し、その利用や複製を制御・制限する技術の総称をいう。音声・映像ファイルにかけられる複製の制限技術などが有名だが、広義には画像ファイルの電子透かしなども含まれる。

[16] Electronic Program Guide の略。テレビやパソコンなどの画面に、テレビの番組表を表示するシステムのことをいう。

[17] Data Center の略。外部へ機能やサービスを提供するためのサーバコンピュータなどを設置、運用するための施設のことをいう。

検討された主な機能として、「Androidネイティブアプリ」、「スマートデバイスでの視聴」、「画質=720p」、「音声２ch」、「字幕」、「データ放送」及び「EPG」が挙げられる。「アクセス制御[18]」については、機能概要の検討のみが行われ、具体的な費用は提示されていない。

放送局側の工事については、放送波を利用するため不要となる。

運用・サポートについては、基本的なハードウェア保守とシステムのサポート（平日の日勤帯のみ）が含まれており、Ａ案と同様、システム監視、ユーザーサポートは含まれていない。

- BB代替地域の放送波を配信プラットフォームで受信し、放送波毎にメタデータ※1と映像データを生成し、それらのデータを多重化、配信制御・管理とCDNを通じて端末に放送される
- 放送波を利用するため、放送されている内容をそのまま配信されるとともに、放送事業者側設備の変更が不要※2

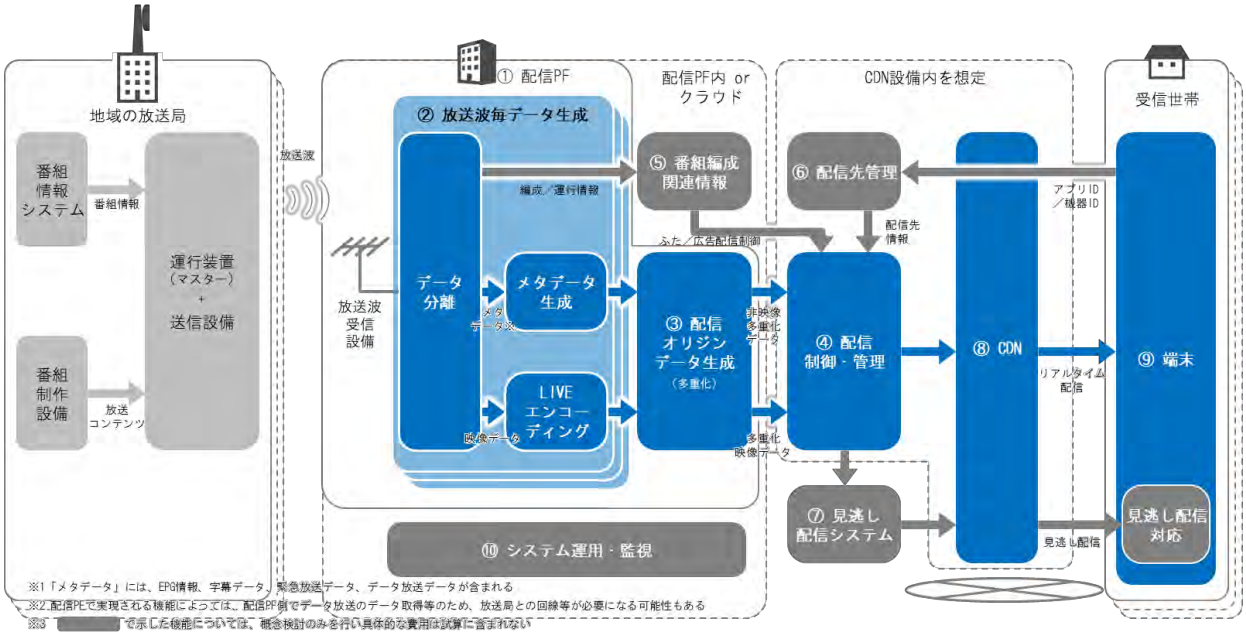

図２－５　Ｂ案の全体構成・アーキテクチャ

（２）Ａ案・Ｂ案の分析

分析の手順としては、まず、放送アプリケーションの実現に当たり、主要な関係者に影響があると想定され、かつ、それぞれのソリューションの特徴が現れやすい項目を設定の上、それぞれのソリューションの定性的な特徴の洗い出しを行った（各ソリューションの特徴の分析）。

次に、それぞれのソリューションにおける試算された費用に基づき、放送アプリケーションの費用の構成の分析を行うとともに、費用に影響を与える要素の分析を行った（費用構造分析）。なお、協力ベンダーからは、既存サービスを適用している部分については該当サービスの標準価格（定価）、その他の個別開発部分については類似案件の費用を参考にした概算価格が必要な費用として提示されたことから、実際の放送アプリケーションの構築・運用に関わる費用と乖離している可能性を考慮し、費用の構造を中心に示すこととした。

[18] Ｂ案では「配信先管理」と呼んでいる。

①　各ソリューションの特徴の分析

協力ベンダー２社から提案のあったソリューションについて、定性的な特徴の分析を行った。分析に当たっては、「モノ」、「ヒト」、「情報」及び「カネ」の４つの視点を設定した上で、放送アプリケーションの導入・運用に際して、主要な関係者に影響があると想定され、かつ、それぞれのソリューションの特徴が現れやすい項目として14項目を設けた。分析結果の概要は、図２－６のとおりである（詳細は参考資料２参照）。

			A案	B案
モノ		① 設備の配置	■ 東京と大阪に 集約	■ 各地のBB代替対象地域と同一放送エリアごとに 分散
		② 構築／提供形態	■ 動画配信サービス を活用し、IaaSサービス上での個別開発で補完	■ 基本的に オンプレミス でシステムを構築
ヒト	視聴者視点	③ 提供される視聴環境	STB端末 / 1080p～23.2p / ABR / 音声2ch / 字幕 / 緊急情報 / DRM / アクセス制御 / EPG	Androidネイティブ AP / ｽﾏｰﾄﾌｫﾝでの視聴 / 720p / 音声2ch / 字幕 / データ放送 / EPG
		④ 導入容易性	■ STBと視聴アプリケーション を合わせて提供（標準的）	■ ドングル等に 視聴アプリケーションを導入（標準的）
		⑤ 番組視聴の障害に至る要因	■ 配信PFのシステム内に SPOFなし	■ 配信PF がSPOFになりうる（配信PFの冗長化は可能）
	放送事業者視点	⑥ 構築～運用に必要なリソース	■ 放送局内で 機器設置／回線工事あり（標準的）	■ 基本的に、放送局内での 工事なし
		⑦ 導入容易性	■ 通常の ネット同時配信と同様（標準的）	■ 構築時に必要な稼働がなく、導入が容易
		⑧ 個別ニーズへの対応	■ 基本的に、全国で共通の基盤サービス を利用	■ 個別構築が多いため、基本的に 個別ニーズへ対応可
	その他	⑨ 放送APの構築／運用体制	■ 放送局設置設備での保守以外は、構築～運用保守まで1事業者で完結（アクセス制御／ユーザサポートを除く）	■ 中心的な事業者以外にオンサイト保守等は現地で調整が必要（アクセス制御／ユーザサポートを除く）
情報		⑩ 仮置きした品質・機能要件との整合性	■ 別途、示す	
		⑪ 必要な技術／知見	■ 既存のネット配信の技術（データ放送を除く）	■ 放送波から配信データを生成する 独自技術 を採用
		⑫ 実現に向けた予見可能性	■ 既存技術を活かすため 不確定要素は少ない	■ 新規開発が多く、分散配置のため、不確定なことが多い
カネ		⑬ 時間／プロセス	■ 既存サービス利用により 比較的短時間	■ スクラッチ開発等により 比較的時間を要する可能性
		⑭ 費用	■ 別途、示す	

図２－６　各ソリューションの特徴（概要）

なお、「仮置きした品質・機能要件」との対応関係は、図２－７のとおりである。

		A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
対応デバイス	テレビ	■ STB(HW) ＋ 1種類の標準OSに対応した視聴アプリ	■ Androidネイティブアプリ(視聴アプリ)
	PC／スマホ		■ 対応可能
映像・音声	映像フォーマット／通信容量	■ 6M(1080p)，3M(720p)，768k(360p)，192k(180p) ■ ABR対応	■ 6M、2M(720p)
	伝送遅延	■ 30秒程度（フタかぶせなしの場合）	■ 地デジ放送の遅延 ＋ 20～30秒程度（フタかぶせなしの場合）
	音声	■ 2ch	■ 2ch
権利保護	コンテンツ保護	■ AES128bit相当、DRM対応	
	地域限定性	■ 郵便番号／IPｱﾄﾞﾚｽｼﾞｵﾛｹｰｼｮﾝ／ユーザIDでの管理	■ 概念提示／詳細未検討
利便性	字幕	■ 表示可	■ 表示可
	緊急信号	■ アプリに対してPush通知	
	マルチ編成		
	データ放送		■ 対応
	EPG	■ 対応	■ 対応
	同時視聴可能数	■ 2端末/世帯	■ 2端末/世帯
	録画	■ 見逃し配信	■ 見逃し配信を概念提示／詳細未検討
	解説／2カ国語放送		
安全性／信頼性		■ サービス提供される東西2拠点に配信PF配置	■ 各地域毎の単一の配信PF配置（個別開発）
広告差替え／フタかぶせ			■ 概念提示／詳細未検討

補足
仮置きした品質・機能要件では「2ch」となっているが、副音声を考慮すると「2ch x 2」が適当である可能性がある

※ 空欄は未対応、もしくは、十分な検討ができなかった項目

図２－７　「仮置きした品質・機能要件」との対応関係

② 費用構造分析

ア 費用構造分析の前提条件

費用構造分析に当たっては、以下のとおり前提条件を設定した。

a １世帯当たりのトラヒック量

費用構造分析に用いる１世帯当たりの平均のユニキャストのトラヒック量は、1.70Mbpsとした。これは、１波当たりのトラヒック量「最大6.0Mbps／波（1080pの場合）」に、１世帯当たりの同時視聴数「２波／世帯」、平均視聴率「14.2%」を乗じて算出したものである。ただし、１波当たりのトラヒック量や同時視聴数は最大値を採用しているため、実際のトラヒック量と比較して上振れの可能性がある。

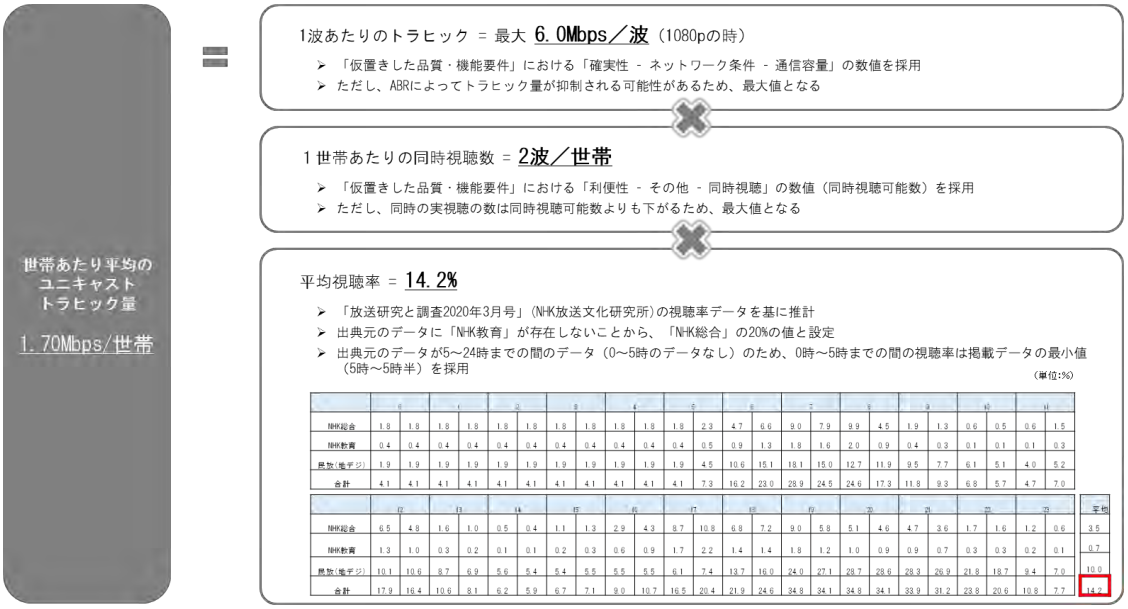

※「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム取りまとめ」（令和4年6月（令和4年7月一部修正））の仮定と同一条件としている

図２－８　１世帯当たり平均のトラヒック量

b 地上デジタルテレビジョン放送の波数

費用構造分析に用いる地上デジタルテレビジョン放送の波数については、47都道府県の平均値は6.11波、中央値は６波であることから、６波と中心とすることとした。

都道府県	波数	都道府県	波数	都道府県	波数
北海道	7	福井	4	山口	5
青森	5	山梨	4	徳島	3
岩手	6	長野	6	香川	7
宮城	6	岐阜	7	愛媛	6
秋田	5	静岡	6	高知	5
山形	6	愛知	7	福岡	7
福島	6	三重	7	佐賀	3
茨城	7	滋賀	7	長崎	6
栃木	8	京都	7	熊本	6
群馬	8	大阪	7	大分	5
埼玉	8	兵庫	7	宮崎	4
千葉	8	奈良	7	鹿児島	6
東京	8	和歌山	7	沖縄	5
神奈川	8	鳥取	5		
新潟	6	島根	5		
富山	5	岡山	7		
石川	6	広島	6		

平均値： 6.11 波

中央値： 6 波

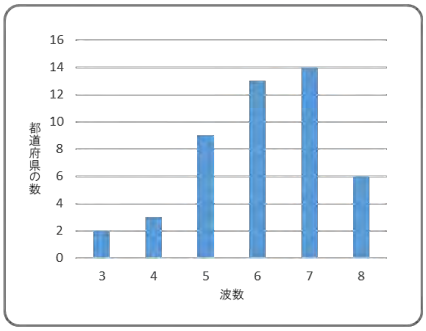

出典：A-PAB「地上波放送（地デジ・ワンセグ）・放送局情報」（https://www.apab.or.jp/chideji/）を元に企作成

図２－９　都道府県別の地上デジタルテレビジョン放送の波数

c　費用構造分析のシナリオ

費用構造分析に当たり、Ａ案とＢ案に共通のシナリオを設定した。

１次取りまとめにおける通信に関する費用の分析については、対象となる費用項目の多くが世帯数に応じて発生するものと見なすことができるものであったことから、単一の放送設備（中継局）を対象とした方法、いわゆるミクロ分析の手法により経済合理性の分析を行ったが、今般の放送アプリケーションに関する費用については、世帯数に依存しない固定費が無視できないためミクロ分析の手法により分析を行うことは難しいと判断し、ブロードバンド代替を特定の一定程度の地域に適用した場合を想定した方法、すなわち、マクロ分析の手法により行うこととした。

これにより､費用構造分析の対象地域､対象世帯数を特定する必要が生じるところ、費用構造分析の対象地域については、ブロードバンド代替はミニサテライト局が比較的多い都道府県において実施される可能性が高いと考え、第２回検討会資料２－４（NHK資料）を参考に、ミニサテライト局が比較的多い都道府県を選定した。また、Ｂ案の提案が６波の地域を対象としている（放送波ごとのデータ生成が１都道府県当たり６波の受信・処理を前提としている）ことから、６波以下の都道府県を選定した。

費用構造分析の対象世帯数については、ブロードバンド代替の対象となることが想定される設備、すなわち小規模中継局、ミニサテライト局及び辺地共聴施設のカバー世帯数は、第２回検討会資料２－４（NHK資料）から、全世帯数の約５％であることが読み取れるところ、費用構造分析の対象地域としてミニサテライト局が比較的多い都道府県を選定することを踏まえ、その半数である全世帯数の2.5%とした。

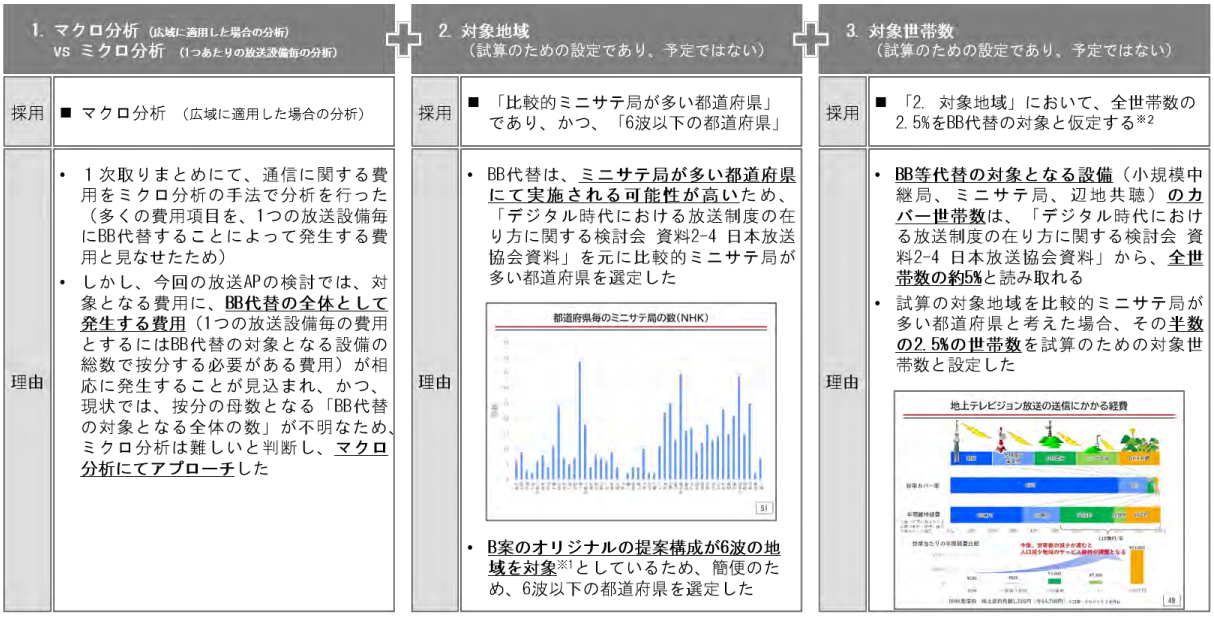

図２－10　費用構造分析のシナリオの設定方法

具体的に設定した費用構造分析のシナリオとしては、６波以下でミニサテライト局が多い上位４県である鹿児島県、高知県、岩手県及び熊本県においてブロードバンド代替を導入する場合を想定することとした。

費用構造分析の対象世帯数については、各県の総世帯数の2.5%に当たる世帯数（鹿児島県：20,272世帯、高知県：8,767世帯、岩手県：13,307世帯、熊本県：19,912世帯）

を合計した62,258世帯[19]とした。また、費用構造分析の対象波数は、各県の波数（鹿児島県：５局６波、高知県：４局５波、岩手県：５局６波、熊本県：５局６波）を合計すると、23波となる。

なお、本シナリオは、あくまでも、費用構造分析のための設定であり、実際のブロードバンド代替の予定を表すものではない。

d　対象期間

費用構造分析の対象期間については、各ソリューションにおいては新規にハードウェアを導入することになるところ、一般的に、ハードウェア保守サービスの提供期間は最長５年となっていることから、５年とした。

e　その他の前提条件

上記のほか、Ａ案、Ｂ案それぞれについて、以下のとおり前提条件を設定した。

【Ａ案】

・　アクセス制御については、「ユーザーID」に基づいた判別を行うパターンで試算する。

・　端末については、各視聴世帯に１台のSTBを提供することとする。

【Ｂ案】

・　「放送波毎データ生成」の構成に関して、下表の２パターンの概算費用の提示があったが、エンコーディングのビットレート等、Ａ案における条件に比較的近いパターン②を採用する。

パターン	データ分離	配信制御・管理	配信トラヒック
①	X社	既存CDN設備の利用	想定される平均トラフィック量の半分 （0.85Mbps/世帯）
②	Z社	独自設備構築	想定される平均トラヒック量相当 （1.70Mbps/世帯）

・　「配信制御・管理」について、当初の協力ベンダーから示された見積りにおいて対象世帯数を3,000としていたが、示された構成としては最大10,000世帯まで対応可能であることから、各県の対象世帯数を10,000で除した数のシステムの設置を仮定する（「放送波毎データ生成」、「配信オリジンデータ生成」の費用については、対象世帯数に影響しないとする。）。

・　設計費用は、3,000世帯に対する１つの配信プラットフォーム構築に対する金額と同額とする（放送局ごとの個別対応等がない場合。）。

・　都道府県別の波数において「６波」の県が一番多く平均的であることから、６波を前提に検討を行う。このため、５波以下の都道府県については、波数ごとの費用が明確な項目に関してはそれを考慮し、不明な項目に関しては６波のシステムの費用を採用する。

[19] 世帯数は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和４年１月１日現在）に記載の世帯数を使用。

イ　Ａ案における費用構造分析の結果

a　放送アプリケーションの費用構成に関する分析

放送アプリケーションの費用の構成について分析を行った。具体的には、放送アプリケーションの構成要素を「放送局から配信プラットフォームに接続される手前までの区間」､「配信プラットフォームと接続されるネットワーク」､「インターネット区間」、「受信世帯内」の４つに区分した上で、各区分を対象に、発生する費用項目、ブロードバンド代替が全国に展開された場合における総費用に影響する数量について検討を行った。

まず､「放送局から配信プラットフォームに接続される手前までの区間」の区分においては､リアルタイムエンコーダのハードウェア（２台分の機器提供･５年間の保守)、広域イーサネットサービス（100Mbps・２回線）に係る費用が発生するとの結果であった。これらの費用は波数に影響を受けることから、同区分における「総費用に影響する数量」は「波数」であると考えられる。ただし、マスターからリアルタイムエンコーダを接続するための設備や機器設置等に係る工事費等は考慮していない。

「配信プラットフォームと接続されるネットワーク」の区分においては、オリジンサーバ（リアルタイム配信用トランスコード・パッケージャ、見逃し配信用トランスコード・パッケージャ・ストレージから構成)、DRM、番組管理表、アクセス制御及び緊急速報に係る費用が発生するとの結果であった。これらの費用には波数に影響を受けるものと固定費であるのものとがあることから、同区分における「総費用に影響する数量」は「波数」及び「固定費」であると考えられる。

「インターネット区間」の区分においては､CDNの利用に係る費用が発生するとの結果であった。この費用はトラヒック量、すなわち、１世帯当たりの平均のトラヒック量と世帯数に影響を受ける一方、１世帯当たりの平均のトラヒック量は1.70Mbpsと設定していることから、同区分における「総費用に影響する数量」は「世帯数」であると考えられる。

次に､「受信世帯内」の区分においては､STBのハードウェア、Android等の標準OSに基づく視聴アプリケーションのソフトウェアに係る費用が発生するとの結果であった。これらの費用には世帯数に影響を受けるものと固定費であるのものとがあることから、同区分における「総費用に影響する数量」は「世帯数」及び「固定費」であると考えられる。

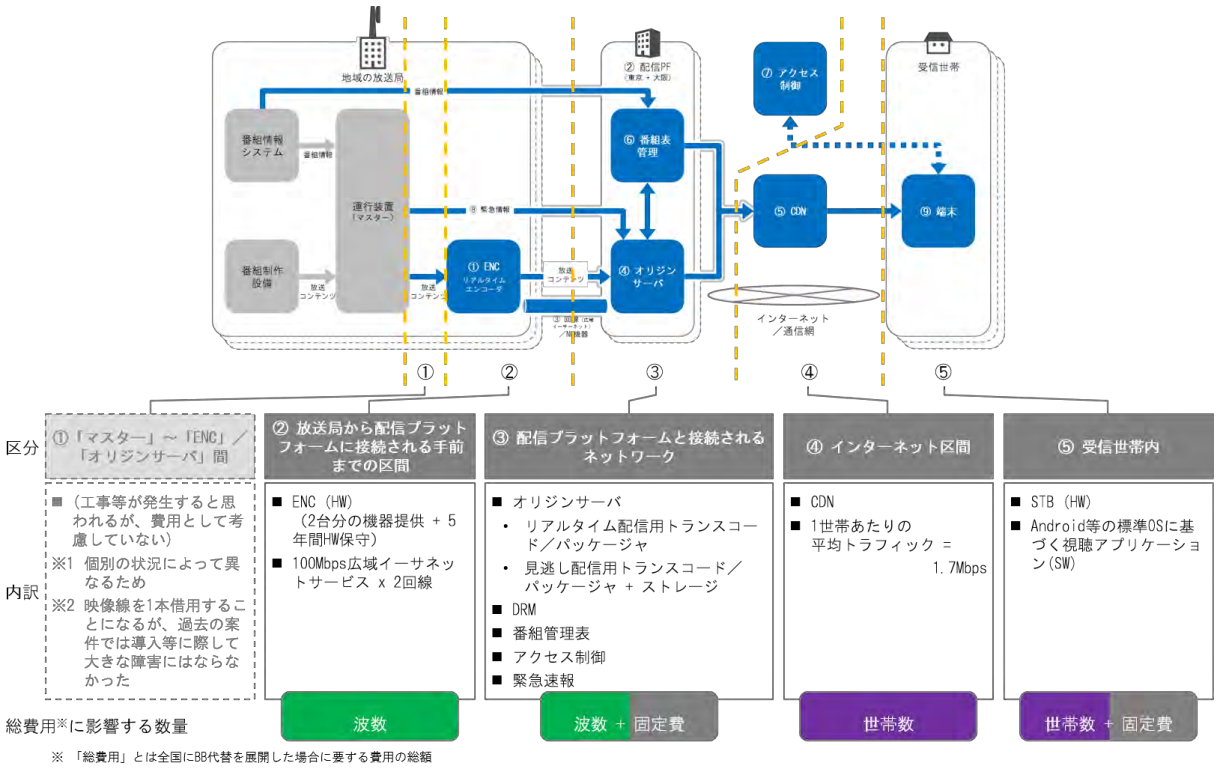

図２－11　Ａ案における放送アプリケーションの費用構成

b　放送アプリケーションの費用に影響を与える要素に関する分析

続いて、放送アプリケーションの費用に影響を与える要素について分析を行った。具体的には、上記aの結果に基づき、試算された費用を「固定の費用」、「波数で変化する費用」、「配信プラットフォームの数で変化する費用」及び「世帯数で変化する費用」の４つに分類した上で、費用の多寡に影響を与える主要な要素について検討した。

「固定の費用」については、その内訳としてDRM、番組表管理、アクセス制御、緊急速報及び視聴アプリケーションに係る費用が挙げられる[20]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、10%程度であった。

「波数で変化する費用」については、その内訳としてリアルタイムエンコーダ、広域イーサネット回線、配信プラットフォームにおける機器・ラック、配信サービスの基本料金及びオリジンサーバに係る費用が挙げられる[21]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、20%程度であった。

「配信プラットフォームの数で変化する費用」については、その内訳として挙げられる費用がなかった。

「世帯数で変化する費用」については、その内訳としてCDN及び端末に係る費用が挙

[20] これらは個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用である。また、これらの費用は、厳密にはブロードバンド代替の対象となる端末数の総数にも依存するが、今般は簡便のため定数とみなした。また、視聴アプリケーションに係る費用は、端末に搭載される１種類の標準 OS への対応と仮定した。また、これらの費用は、ユーザインターフェースやロジック等の設計・デザインに関しては単純なものを想定した。

[21] これらはサービス提供される品目等であり、金額は標準定価である。また、これらの費用は、標準サービス内での機能・サービス提供を想定した。

げられる[22]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、70%弱程度であった。なお、これらの費用には、システム監視、ユーザーサポート、プロジェクト管理に係る費用は含まれていない。

以上の結果、Ａ案については、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、「世帯数で変化する費用」が放送アプリケーションの費用総額の約３分の２を占めることが分かった。

この結果について、ブロードバンド代替における経済合理性の観点から考察すると、Ａ案においては、放送設備当たりの受信世帯数が少ない地域にあっては、「世帯数で変化する費用」を抑制することができると考えられ、その所在する放送エリアにおける波数が少ない地域にあっては、「波数で変化する費用」を抑制することができると考えられることから、ブロードバンド代替は、こうした地域をなるべく多く束ねて適用し、対象世帯数を増やすことで、「固定の費用」の経済性を高めることができ、経済合理性を見出しやすくなるものと考えられる。

なお、今般の費用構造分析では、個別開発が必要なものが含まれている等、不確定要素を含んでいるところ、試算された金額について、過小評価されている部分、過大評価されている部分があり得る点には留意が必要である。

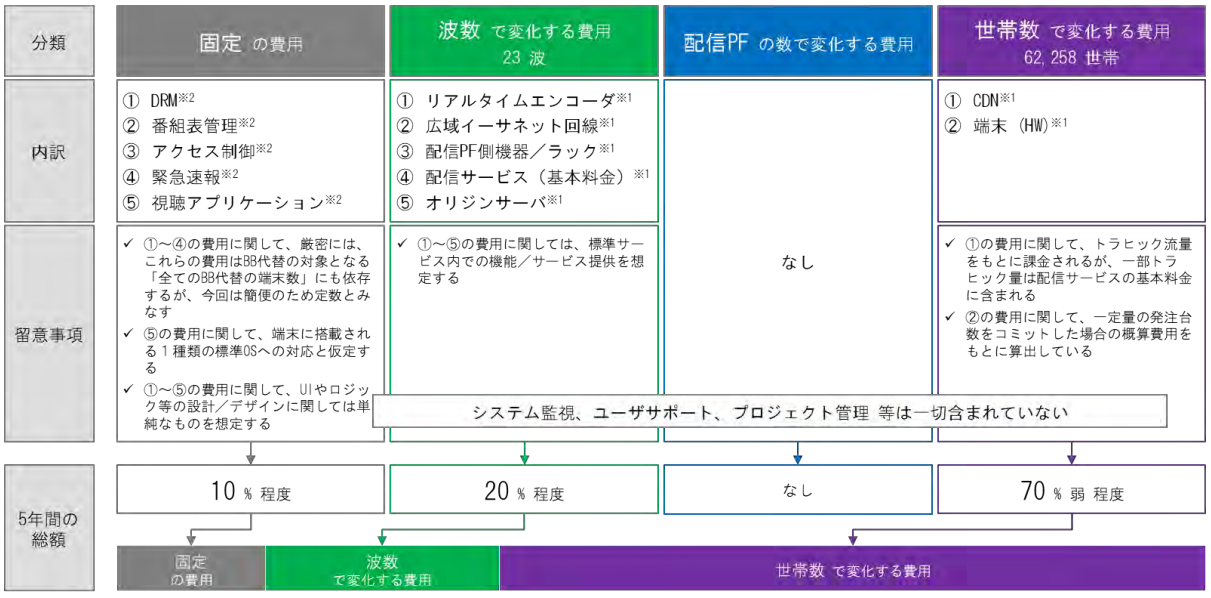

図２－12　Ａ案における放送アプリケーションの費用に影響を与える要素

[22] これらはサービス提供される品目等であり、金額は標準定価である。また、CDN に係る費用は、トラヒック流量をもとに課金されるが、一部トラヒック量は配信サービスの基本料金に含まれる。また、端末のハードウェアに係る費用は、一定量の発注台数をコミットした場合の概算費用をもとに算出している。

ウ　Ｂ案における費用構造分析の結果

ａ　放送アプリケーションの費用構成に関する分析

Ａ案と同様に、放送アプリケーションの費用の構成について分析を行った。具体的には、放送アプリケーションの構成要素を「配信プラットフォームと接続されるネットワーク」、「インターネット区間」、「受信世帯内」の３つに区分した上で、各区分を対象に、発生する費用項目、ブロードバンド代替が全国に展開された場合における総費用に影響する数量について検討を行った。

「配信プラットフォームと接続されるネットワーク」の区分においては、コロケーション、LAN・インターネット回線（１～10G・DDoS対策込み）、保守用接続、放送波毎データ生成、配信オリジンデータ生成に係る費用が発生するとの結果であった[23]。これらの費用には波数又は配信プラットフォームの設置数に影響を受けるものと固定費であるものとがあることから、「総費用に影響する数量」は「波数」、「配信プラットフォームの設置数」及び「固定費」であると考えられる。

「インターネット区間」の区分においては、配信制御・管理、CDN（導入・サポートを含む。）に係る費用が発生するとの結果であった。これらの費用は配信プラットフォームの設置数又は世帯数に影響を受けることから、「総費用に影響する数量」は「配信プラットフォームの設置数」及び「世帯数」であると考えられる。

「受信世帯内」の区分においては、視聴アプリケーション（Androidネイティブアプリ）のソフトウェアに係る費用が発生するとの結果であった[24]。この費用は固定費であることから、「総費用に影響する数量」は「固定費」であると考えられる。

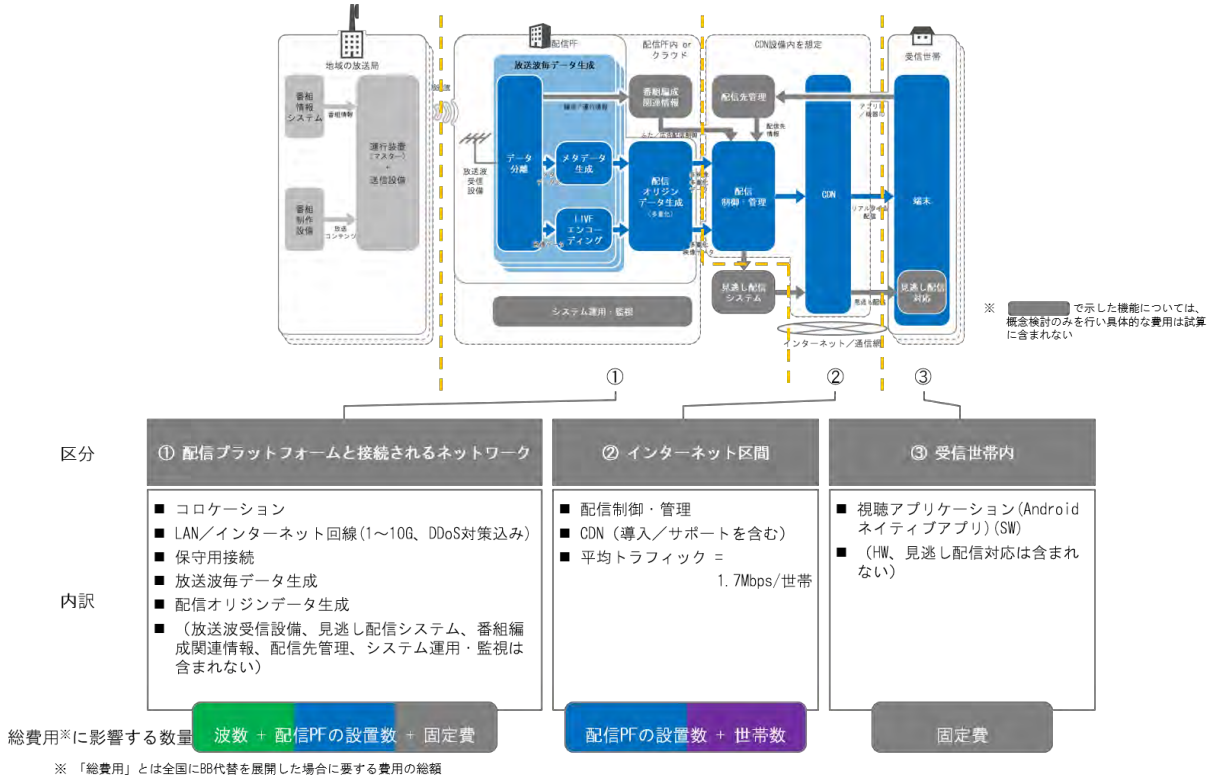

図２－13　Ｂ案における放送アプリケーションの費用構成

---

[23] 放送波受信設備、見逃し配信システム、番組編成関連情報、配信先管理、システム運用・監視に係る費用は含まれない。

[24] ハードウェア、見逃し配信対応に係る費用は含まれない。

b　放送アプリケーションの費用に影響を与える要素に関する分析

続いて、Ａ案と同様に、放送アプリケーションの費用に影響を与える要素について分析を行った。具体的には、上記aの結果に基づき、試算された費用を「固定の費用」、「波数で変化する費用」、「配信プラットフォームの数で変化する費用」及び「世帯数で変化する費用」の４つに分類した上で、費用の多寡に影響を与える主要な要素について検討した。さらに、その結果について、ブロードバンド代替における経済合理性の観点から考察した。

「固定の費用」については、その内訳として要件定義・全体設計、放送波毎データ生成（データ分離）のソフトウェア及び視聴アプリケーションに係る費用が挙げられる[25]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、１%以下であった。

「波数で変化する費用」については、その内訳として「放送波毎データ生成」内のデータ分離（チューナー）及び「放送波毎データ生成（データ分離）」のソフトウェアに係る費用が挙げられる[26]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、１%以下であった。

「配信プラットフォームの数で変化する費用」については、その内訳としてDC関連設備（ラック、インターネット回線、LAN機器等）、放送波毎データ生成（機器等）、配信オリジンデータ生成、CDN（サポート）に係る費用が挙げられる[27]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、10%程度であった。

次に、「世帯数で変化する費用」については、その内訳として配信制御・管理（仮想サーバ、ロードバランサー）及びCDNに係る費用が挙げられる[28]ところ、今般の費用構造分析のシナリオを用いた場合、費用の総額に占める割合は、90%程度であった。なお、これらの費用には、平日の日勤以外の保守、システム監視、ユーザーサポート等

---

[25] これらは個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用である。要件定義・全体設計の費用は、規模や特殊性・複雑性、スコープ等によって変化するが、類似の単純なリアルタイム配信の事例を想定した。「放送波毎データ生成（データ分離）」のソフトウェアに係る費用は、対象のソフトウェア開発費用を固定費とライセンス費（波数×利用期間）と設定した。視聴アプリケーションに係る費用は、端末に搭載される Android ネイティブアプリを開発し、ユーザインターフェースやロジック等の設計・デザインに関しては単純なものを想定した。

[26] これらは個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用である。「放送波毎データ生成」内のデータ分離（チューナー）に係る費用は、各配信プラットフォームに予備機（コールドスタンバイ）を設置することを想定した。「放送波毎データ生成（データ分離）」のソフトウェアに係る費用は、対象のソフトウェア開発費用を固定費とライセンス費（波数×利用期間）と設定した。

[27] これらは個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用である。DC関連設備、放送波毎データ生成及び配信オリジンデータ生成に係る費用は、各配信プラットフォームに設置される主な機材が含まれているが、各 DC の固有の状況やキャパシティに応じた設計等は十分に考慮できておらず、また、都内の DC の一般的な価格をもとに推計している。DC 関連設備と CDN のサポート費用は、１DC 当たりの費用を単純積算とした。

[28] これらはサービス提供される品目等であり、金額は標準定価である。配信制御・管理の費用は、配信制御・管理機能は独自設備構築とし、１万世帯ごとに１セットのハードウェアを必要と見積もるが、実装形態も含めて十分に検討・考慮できていない。CDN に係る費用は、総トラヒック量に対して１GB 当たりの単価を単純積算とした。

は含まれていない。

以上の結果、Ｂ案については、「世帯数で変化する費用」が放送アプリケーションの費用総額の大半（90%程度）を占めるとの結果となった。

Ｂ案については、アクセス制御や録画ニーズへの対応に関連する費用が含まれていない等、不確定要素を多く含んだ試算結果であるため、経済合理性について議論するためには、更なる検討により試算の精度を向上させる必要があるものと考えられる。

図２－14　Ｂ案における放送アプリケーションの費用に影響を与える要素

（３）放送アプリケーションの費用構造分析を踏まえたコスト試算モデル

１次取りまとめにおいては、放送事業者等がブロードバンド代替を検討する際に必要となる費用の算定方法の外形的手順等を表現した「参照モデル」を提示したが、その対象は通信に関する費用に留まっていた。

このため、今般、放送アプリケーションの費用構造分析の結果を踏まえ、通信に関する費用のほか、放送アプリケーションに関する費用も含めた形で、ブロードバンド代替に必要な費用を算定するための方法（以下「コスト試算モデル」という。）を取りまとめた。

なお、今般のコスト試算モデルは、放送アプリケーションについて、構成する各機能の費用算定方法が一定程度明確となっているＡ案を前提としている。また、１次取りまとめにおいて示した「仮置きした品質・機能要件」に基づいたものであるため、放送事業者等が実際の費用を試算する際にはその時点での「品質・機能要件」に基づく必要がある。さらに、放送アプリケーションに関する費用は、特定の地域における総費用であり、１放送事業者当たりの費用ではないことのほか、各ステークホルダの費用負担・按分方法には触れていない点にも留意が必要である。

ブロードバンド代替のコスト試算の前提として、まず、代替の対象となる放送設備（小規模中継局等）の決定、候補エリア及び受信世帯の特定が必要となる。

候補エリアの特定においては、ブロードバンド代替に係る通信や放送アプリケーションに関する費用の分析の結果、比較的経済合理性が見出しやすい傾向[29]が分かっているため、こうした傾向に着目して放送エリア内の全放送設備の中から候補を選定する（場合によっては複数のパターンの候補を挙げる）ことが想定される。

ブロードバンド代替の対象となる受信世帯を特定した後、通信に関する費用及び放送アプリケーションに関する費用について、それぞれ具体的に試算することとなる。通信に関する費用のコスト試算フローは、１次取りまとめに基づき図２－16 のとおりであり、また、放送アプリケーションに関する費用のコスト試算フローは、図２－17 のとおりである。

放送アプリケーションについて、Ａ案では、ベースとなる既存のネット配信サービスに必要な機能を追加する（カスタマイズや追加の開発等を含む。）ことによって構築している。このため、放送アプリケーションに関する費用のコスト試算フローとしては、まず、ベースとなるネット配信サービスの選定を行った上で、「放送局から配信プラットフォームに接続される手前までの区間」、「配信プラットフォームと接続されるネットワーク」、「インターネット区間」及び「受信世帯内」の４つの区分において、放送アプリケーションとして必要となる設備・機能ごとの単価を調査し、固定費のほか、「波数で変化する費用」及び「世帯数で変化する費用」については単価に波数又は受信世帯数を乗じて積算することとなる。

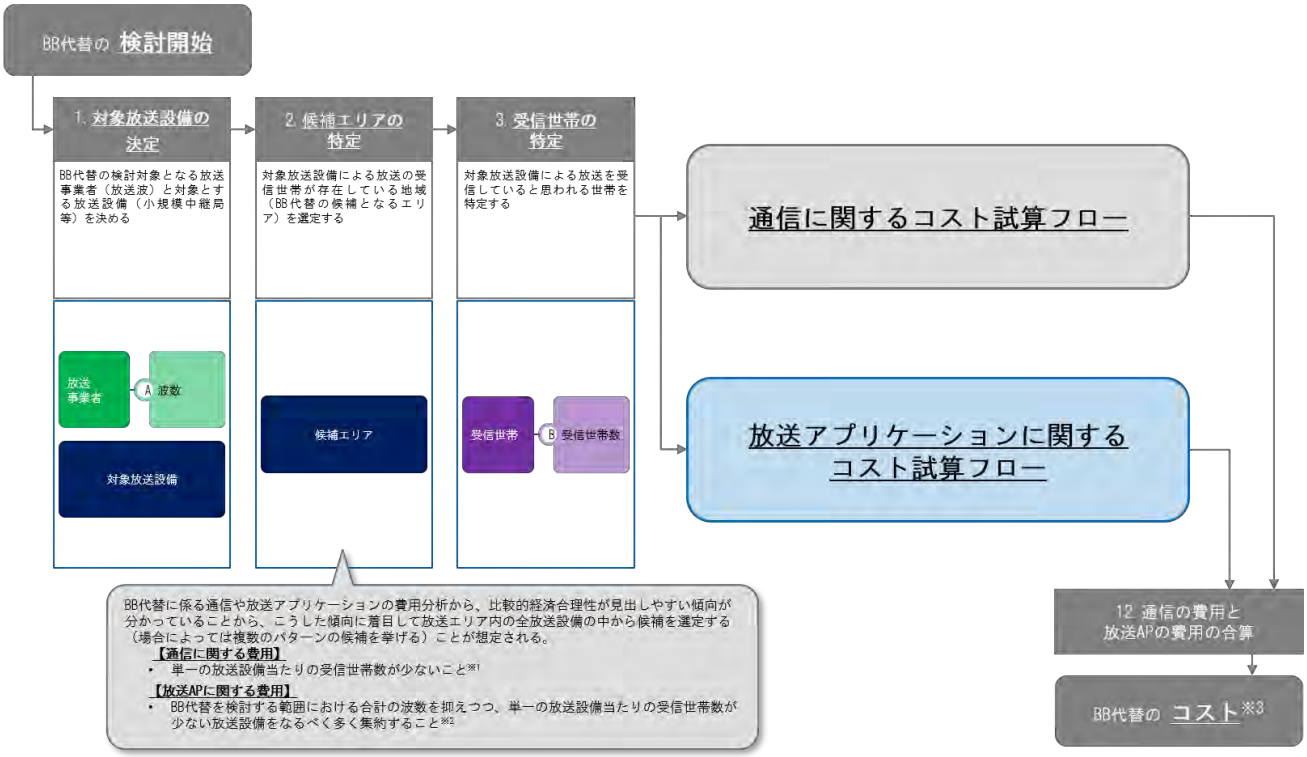

※1 「1次取りまとめ」P28を参照。
※2 「参考資料２　放送アプリケーションに関する基礎的調査に係る参考資料」の「■ A案 -費用構造分析における不確定要素」（P51）を参照。
※3 このコストは地域の全放送局をBB代替するコストに相当し、単体での現行コストとの比較においては、地域の波数等で按分する必要がある。

図２－15　ブロードバンド代替のコスト試算モデル

[29] 通信に関する費用については、単一の放送設備当たりの受信世帯数が少ないこと。放送アプリケーションに関する費用については、ブロードバンド代替を検討する範囲における合計の波数を抑えつつ、単一の放送設備当たりの受信世帯数が少ない放送設備をなるべく多く集約すること。

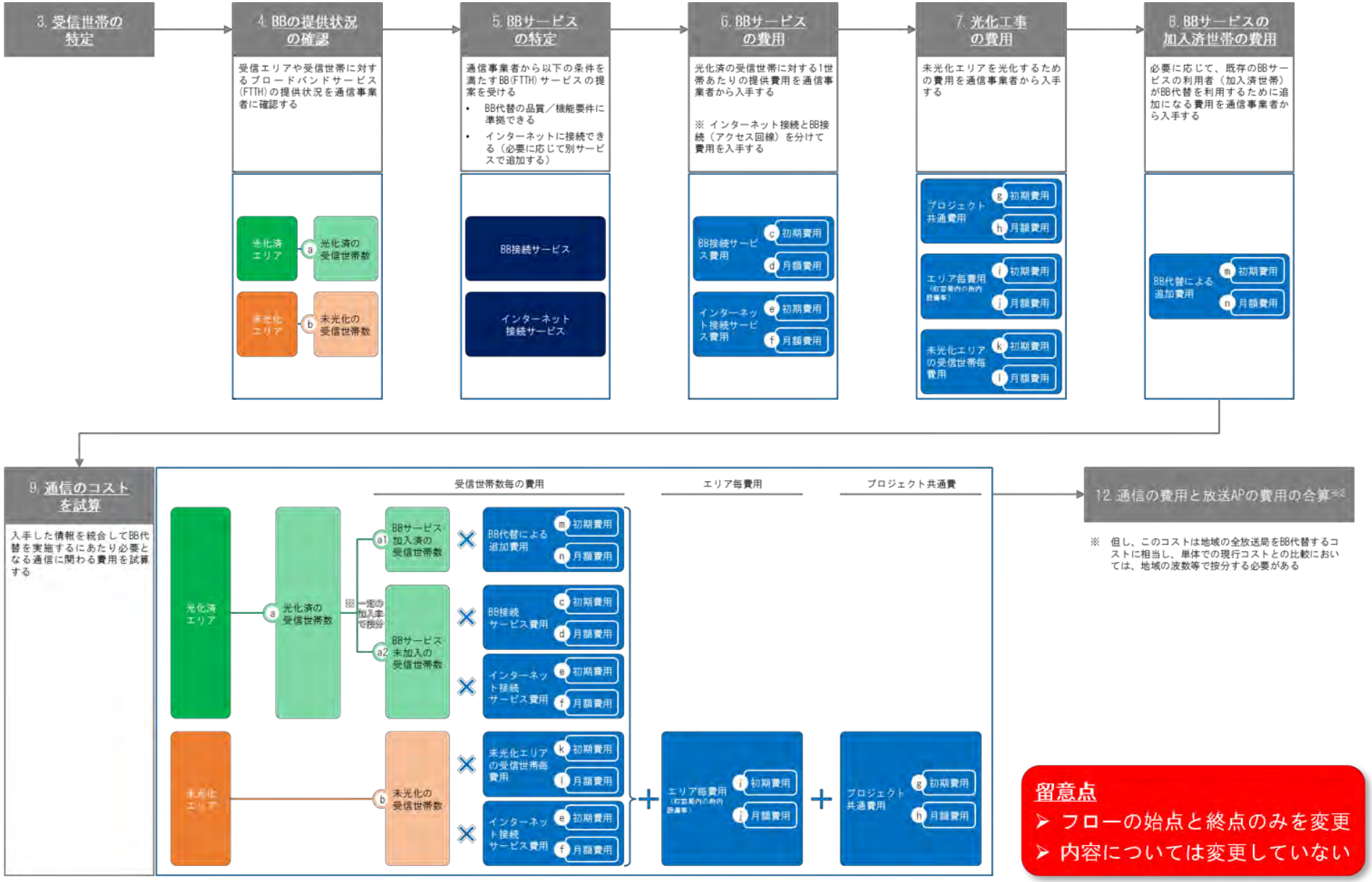

図２－16　通信に関するコスト試算フロー

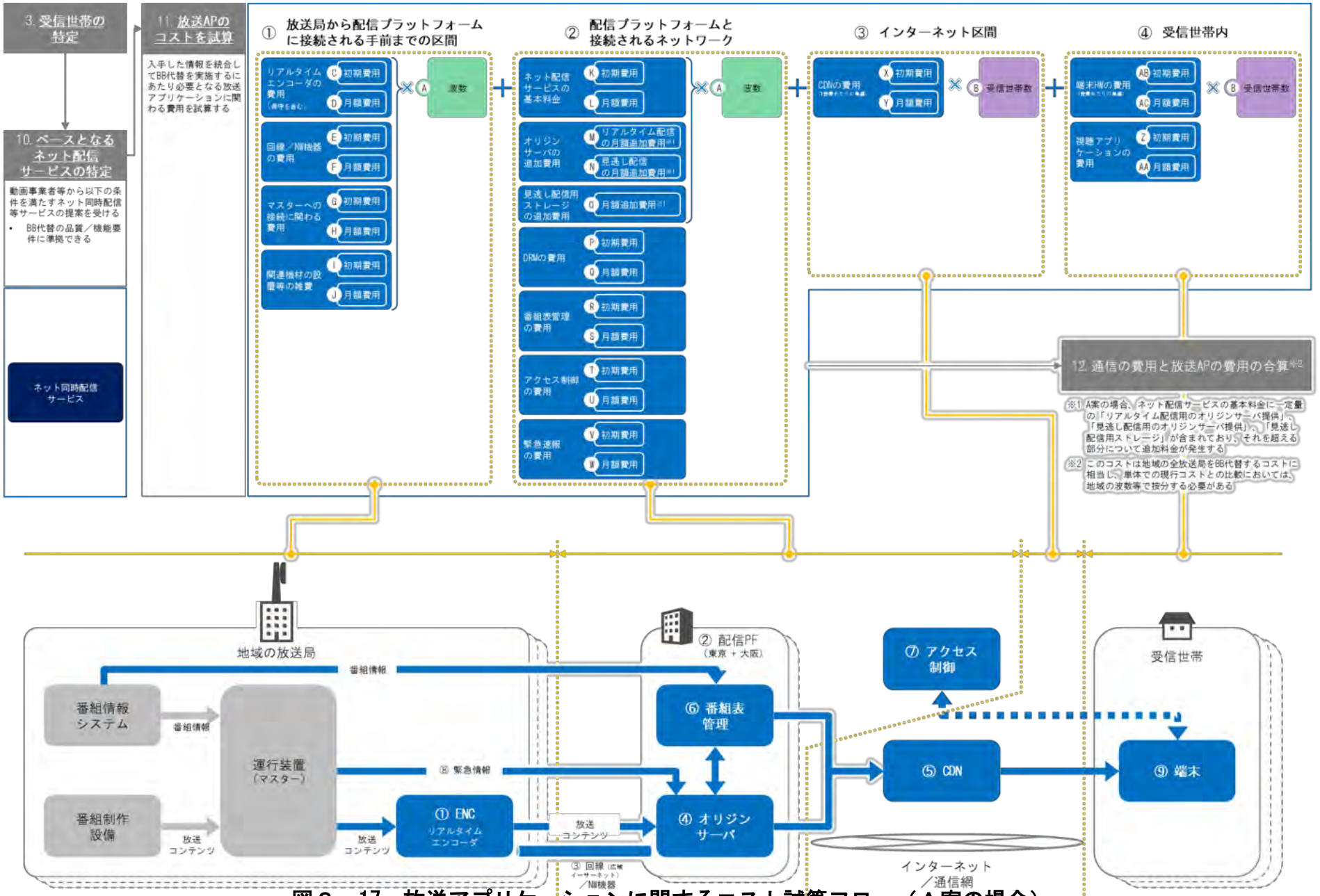

図２－17　放送アプリケーションに関するコスト試算フロー（Ａ案の場合）

（４）放送アプリケーションに関する基礎的調査の成果と課題

①　成果

今般の放送アプリケーションの基礎的調査の成果として、放送アプリケーションの構成イメージの提示、必要機能とその実装に向けた検討ポイントの提示、構成毎の特徴を分析する視点の提示及び費用項目と費用の多寡に影響を与える要因の明確化が挙げられる[30]。

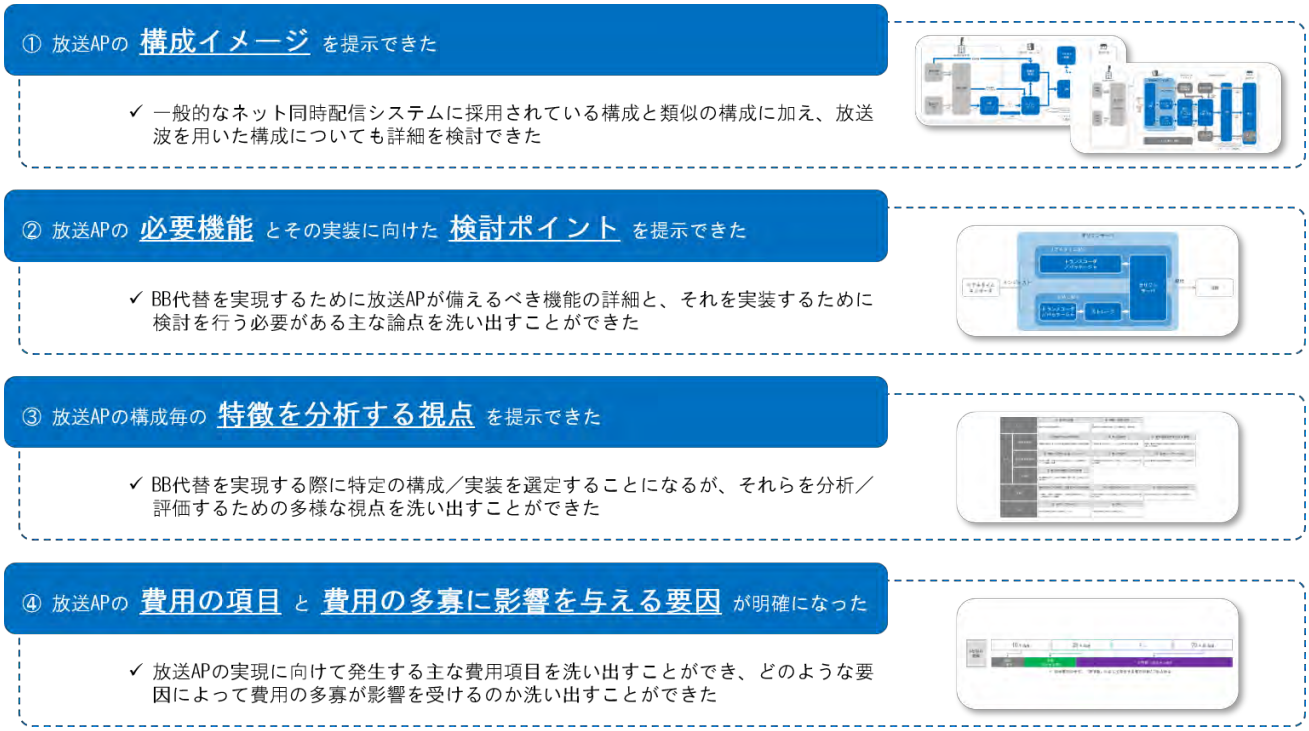

図２－18　今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査により得られた成果

②　課題

今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査では、経済合理性の評価という点で課題が残った。

具体的には、提案におけるシステムの仕様が曖昧であったこと、「標準定価」等を用いて算出しているところ実際の市場価格から乖離している可能性が高いことから、経済合理性を評価するための前提となる放送アプリケーションの費用を精緻に把握することができなかった。

また、放送アプリケーションと通信に関する費用を合わせたブロードバンド代替全体の経済合理性を評価することができなかった。これは、既に述べたとおり、１次取りまとめにおける通信に関する費用の分析については、対象となる費用項目の多くが世帯数に応じて発生するものと見なすことができるものであったことから、単一の放送設備（中継局）を対象とした方法、いわゆるミクロ分析の手法により経済合理性の分析を行ったが、今般の放送アプリケーションに関する費用については、世帯数に依存しない固定費が無視できないため、ミクロ分析の手法により分析を行うことは難しく、ブロードバンド代替を特定の一定程度の地域に適用した場合を想定した方法、すなわち、マクロ分析の手法により行

[30] なお、今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査の結果を踏まえ、放送アプリケーションに係る主要論点を抽出・整理したほか、放送事業者にヒアリングを行いブロードバンド代替導入に関する放送事業者視点での課題を整理している。これらの成果については参考資料２を参照。

わざるを得なかったためである。

今後、経済合理性の評価について模索していこうとしても、競争法等に準拠しつつ、全国レベルで実際の市場価格を用いた経済合理性の評価をオープンな場である作業チームにおいて行うことには限界があると考えられる。

- 調査結果として放送APの「費用の項目」と「費用の多寡に影響を与える要因」が明確になった
- 一方で、放送APシステムの精緻な費用の多寡が見出せず、１次取りまとめの通信の費用と統合したブロードバンド代替全体での経済合理性の評価には至らなかった
- 競争法等に準拠しつつ全国レベルで実際の市場価格を用いた経済合理性の評価をオープンな場である作業チームで行うことは難しいのではないか？

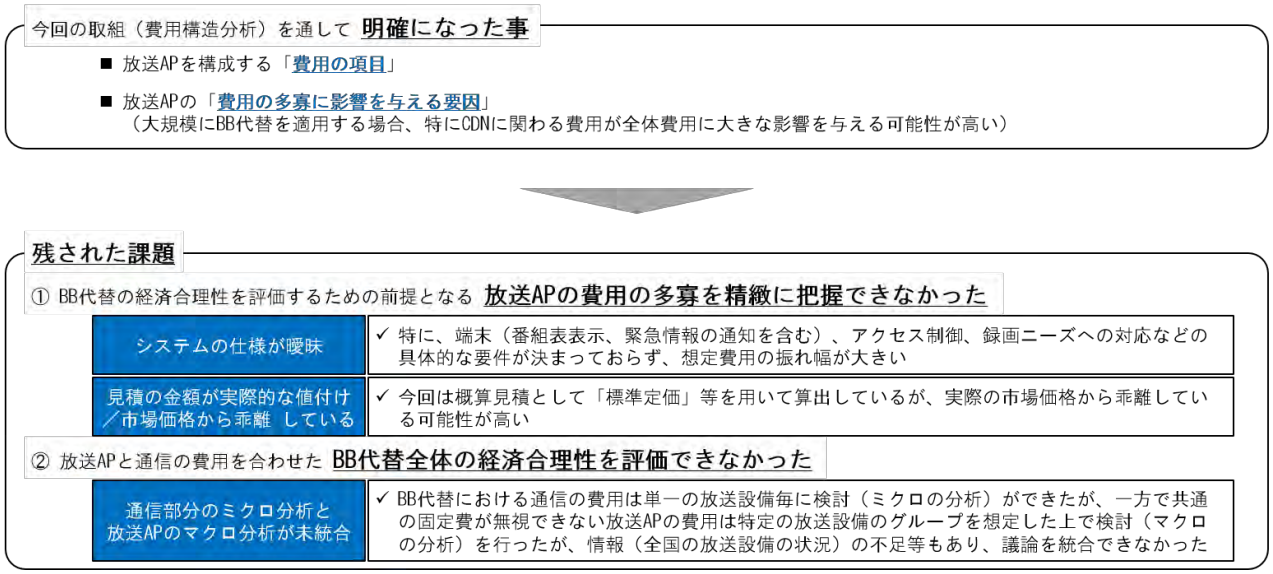

図２－19　今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査の課題

第3章「仮置きした品質・機能要件」の見直し

１次取りまとめにおいては、ブロードバンド代替の代替可能性について検討を行うための前提とするため、ブロードバンド代替の配信に関する品質・機能要件を仮置きすることとし、その要件は、ブロードバンド代替を導入するとなった場合に従来からの電波による放送と視聴体験の程度が大きく変わることのないようにするという観点で設定した。

この「仮置きした品質・機能要件」について、今般、実証事業の結果を踏まえ見直しを行った。第１章の「３．調査結果の分析・評価」の総合分析及び要素別分析の結果、画質のみに限らず、字幕、緊急地震速報、番組表、データ放送、録画、遅延、フタかぶせ等、放送で実現されている機能等も含めて、総合的に地上波放送と同等であることが望まれていることが明らかとなったところであり、可能な限り地上波放送と同様の要件を追求していくことが重要である。

なお、今般の見直し後の「品質・機能要件」は、実際にブロードバンド代替を導入する際の要件になるというものではなく、今後、更なる見直しは当然にあり得るものである。

１．対応デバイス

（１）テレビ

テレビへの対応は、１次取りまとめにおいて「スマートTV向けアプリ」と仮置きし、備考として「BB代替用STBは未検討」としていた。今般の実証事業では、Fire TV Stick上で動作するアプリ経由で被験者に視聴いただいたところ、操作感が異なっていても受容性は高いとの結果が得られた。実際の視聴アプリの視聴者への配布方法を考えても、スマートTV向けアプリの実装方法として、STB、ドングル、特定のOSに依存しない形で検証すべきと考え、「BB代替用STBは未検討」の部分を「STB、ドングル等の活用可能性や特定のOSに依存しない形での実現可能性を検討」に見直しを行った。

（２）PC、スマホ

PC、スマホへの対応は、コストへの影響が小さいとしつつも、１次取りまとめにおいては特段要件とはしていなかった。一方、今般の実証事業では、約半数の被験者がPC、スマホでの視聴も利用したいと回答され、その視聴ニーズは高いことが判明した。このため、１次取りまとめにおいてブロードバンド代替の課題として挙げた「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、PC、スマホでの視聴可能性についても検討を行うべきと考え、「PC、スマホなど」を「PC、スマホなどでの視聴可能性について検討（視聴ソフトウェア、アクセス制御方法等）」に見直しを行った。

２．確実性

（１）伝送信号の構成

伝送信号の構成は、１次取りまとめにおいて「IPによる配信（HLS又はMPEG-DASH）」と仮

置きしていた。今般の実証事業では、約８割が30秒程度の遅延については「全く影響がない」又は「あまり影響がない」と回答し、その受容性は高いという結果が得られたが、その一方、作業チームの構成員からは、災害情報の即時性、また、若者の「ながら視聴」への対応等のため、CMAF[31]等を用いた低遅延化技術についても検証すべきではないかとの意見があった。これらを踏まえて、低遅延化技術の検証の必要性を考慮し、備考欄の「今後検討すべき事項」として、「低遅延配信技術（CMAF等）について検討」を追記した。

（２）映像・音声・データの伝送遅延

映像・音声・データの伝送遅延については、１次取りまとめにおいて「約30秒程度」と仮置きし、「低遅延配信技術（CMAF等）は未検討」としていた。今般の実証事業では、約30秒程度の遅延については受容性が高いことが判明したところ、伝送遅延の要件として「約30秒程度」は維持しつつ、（１）の「伝送信号の構成」と同様、「今後検討すべき事項」として「低遅延配信技術（CMAF等）について検討」に見直しを行った。

（３）緊急警報信号の遅延

緊急警報信号の遅延は、１次取りまとめにおいて「何らかの方法で緊急信号にともなう通知を行うと考慮」と仮置きし、備考として、「緊急情報の低遅延プッシュ型配信（MTE[32]対応）の実装方法と、それに伴う実現可能な性能は未検討」としていた。今般、後述する３.の「（５）「緊急地震速報（文字スーパーによるもの）」と同様、低遅延プッシュ型配信についても検討を行うべきと考え、「低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討」に見直しを行った。

３．映像・音声

（１）有効走査線数

１次取りまとめにおいては、ABRについて特段何も仮置きをしていなかった。今般の実証事業では、ABRに関して、できればないのが望ましいとの回答が約７割と多かったが、円滑に配信を行う上では、ABRは必要な機能であるため、要件としては追加すべきと考え、「※ABR機能を採用」を追記することとしている。

（２）最大入力音声チャンネル

最大入力音声チャンネルは、１次取りまとめにおいて「２ch」と仮置きし、「5.1chは未検討」としていた。地上デジタルテレビジョン放送では、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）（以下「標準方式」という。）において5.1chと規定され[33]、実現もなされている。また、地上デジタル放送IP再放送におい

---

[31] Common Media Application Format の略。HTTP ストリーミングの新しい規格のことをいい、Apple と Microsoft にて共通の規格として 2016 年に策定され、2018 年に ISO 国際標準化された。低遅延 HTTP ストリーミングを実現するフォーマットとして注目を集めている。

[32] Media Timed Events の略。動画のシーンに応じて付与できるイベント情報のことをいう。

[33] 標準方式第７条第４項において、「音声信号のうち PES パケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。」と規定されているとともに、第 45 条第４項において、「音声信号のうち同期パケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。」と規定されている。

ても、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）において5.1chと規定[34]されていることから、5.1chへ見直すことが適当と考え、「２ch」を「5.1ch」に見直しを行った。なお、副音声については、今般の実証事業のヒアリング調査において、自分は使わないがあったほうがよいとの発言が多く、社会的な必要性を意識した回答となっている可能性が見て取れたほか、作業チームにおいても社会的な必要性が指摘されたところ、主音声の5.1chとは別の音声として送る等により、地上デジタルテレビジョン放送と同様に実現可能となる。

（３）映像と音声のタイミング誤差

映像と音声のタイミング誤差は、１次取りまとめにおいて「前提としていない」と仮置きし、「全て未検討」としていた。動画配信サービスでは一般的に１フレーム以内が実現されており、また、地上デジタル放送IP再放送方式審査ガイドライン（平成23年８月１日　地上デジタル放送補完再放送審査会）（以下「地デジIP再放送審査ガイドライン」という。）においても１フレーム以内と規定されている[35]ことから、１フレーム以内に見直すことが適当と考え、「１フレーム以内」に見直しを行った。

（４）字幕表示タイミング誤差

字幕表示タイミング誤差は、１次取りまとめにおいて「放送用字幕を変換して配信（WebVTT/TTML）」と仮置きしつつ、字幕表示のタイミング精度や外字等の扱いについては「未検討」としていた。字幕表示のタイミング精度や外字等の扱いについても検討を行うことが適当と考え、「タイミング精度や外字等の扱いについて検討」に見直しを行った。

（５）緊急地震速報（文字スーパーによるもの）

緊急地震速報（文字スーパーによるもの）は、１次取りまとめにおいて「前提としていない」と仮置きし、「全て未検討」としていた。今般の実証事業では、緊急地震速報は「極めて重要だ」との回答が65%と多く、ニーズが高いことが判明した。また、作業チームの構成員からは、ニーズが高い緊急地震速報に関しては、CMAFを実装した上でMTEを活用した低遅延のプッシュ型配信についても検討できるのではないかとの意見があった。さらに、地デジIP再放送審査ガイドラインにおいては、「文字スーパ（速報ニュース、編成ことわり、時報、緊急地震速報など）については、映像・音声と同期表示させることなく、速やかに表示する

---

[34] 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第 20 条において準用する第９条において、「デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十三条、第十七条及び第二十条において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。」と規定されており、「一　デジタル放送の標準方式のうち地上基幹放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合」の区分の場合は、標準方式第７条第４項「音声信号のうち PES パケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五チャンネル及び低域を強調する一チャンネルとする。」に規定されているとおりとなる。

[35] 地デジ IP 再放送審査ガイドラインにおいては、「２．４　技術面の同一性」において、「⑧ＩＰ再放送方式に起因する映像に対する音声の相対タイミング誤差は、±１フレーム以内であること。」と規定されている。

ことが望ましい。」と規定されている[36]ことも踏まえ、「速やかに表示させることが望ましい」に要件を見直すとともに、「低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討」に見直しを行った。

４．権利保護

（１）サービス提供区域

サービス提供区域（地域限定性）は、１次取りまとめにおいて「サービス提供区域/対象者の限定を考慮」と仮置きしていた。今般の実証事業では、「インターネットであれば離れた地域の放送番組も視聴したい」との回答が73%となり、離れた地域の放送番組の視聴ニーズは高かった。一方、ブロードバンド代替は、一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替となるため、そのサービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアと同様とすべきである。このため、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」に見直しを行った。

（２）視聴履歴

視聴履歴は、１次取りまとめにおいて「特殊な対応なし」と仮置きし、「視聴データ管理の内容は未検討」としていた。今般の実証事業では、視聴データの活用に対しては、セキュリティ上の不安よりも、便利な機能への期待が上回る結果となったことから、１次取りまとめにおいてブロードバンド代替の課題として挙げた「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、視聴データの活用についても積極的に検討を行っていくべきと考え、「視聴データ管理の内容は未検討」を「視聴データの活用方法について検討」に見直しを行った。

５．利便性

（１）データ放送

データ放送は、１次取りまとめにおいては特段何も仮置きはせず、「提供可否や変換方法などを含めて全て未検討」としていた。今般の実証事業では、データ放送は、「極めて重要」又は「あるほうがよい」との回答が８割弱となり、そのニーズが高かったことから、技術的な困難さがあるとしても、データ放送で提供している情報をどう提供していくかという「提供の在り方」を含めて検討を行うべきと考え、「提供可否や変換方法などを含めて全て未検討」を「提供の在り方について検討」に見直しを行った。

（２）電子番組ガイド

電子番組ガイドは、１次取りまとめにおいて「番組表」を提供機能として仮置きしていた。

---

[36] 地デジ IP 再放送審査ガイドラインにおいては、「２．３ サービス・編成面の同一性」において、「④字幕サービスについて、画面表示形式、映像・音声に対する表示タイミングが、地上デジタルテレビジョン放送の電波による受信の場合と同等であること。ただし、文字スーパ（速報ニュース、編成ことわり、時報、緊急地震速報など）については、映像・音声と同期表示させることなく、速やかに表示することが望ましい。」と規定されている。

今般の実証事業では、「番組表を表示する機能は不可欠だ」との回答が６割強と多く、そのニーズは高いといった結果が得られた。また、作業チームの構成員からは、デジタル情報であることのメリットをより一層活用する方策を検証する観点から、例えば、EPGからダイレクトにチャンネルを切り替えたり、EPGと見逃し配信の番組や、既にダウンロードした番組等をリンクさせる機能について検証に値するとの意見があった。これらを踏まえ、「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、単に番組表を提供するだけでなく、「番組表からのチャンネル切替え機能」を要件に追加するほか、「今後検討すべき事項」を「番組表と録画・ダウンロード番組や見逃し配信番組とのリンク機能について検討」に見直しを行った。

（３）録画

録画は、１次取りまとめにおいて「録画機能、見逃し配信・ダウンロード機能などは未検討」としていた。今般の実証事業では、56%の方が見逃し配信機能があっても録画したいと回答し、また、見逃し配信の期間は２週間～１ヶ月という回答が多数を占めた。さらに、作業チームの構成員からは、権利保護機能付きのファイルのダウンロードや、現行よりも長い期間視聴可能な見逃し配信などについて、実際に実装してその機能性や受容性を検証していくことが必要ではないかといった意見があった。これらを踏まえ、「録画（ストリーミング動画の蓄積）の代替機能として、ファイルダウンロード機能及び見逃し配信機能」を要件に追加するとともに、「今後検討すべき事項」を「録画（ストリーミング動画の蓄積）の実現可否について検討」に見直しを行った。

（４）受信機の使用感

１次取りまとめにおいては、特段何も仮置きをしていなかった。今般の実証事業では、端末の操作性について「操作は異なるが、難しくない」又は「違和感はあるが慣れそうだ」との回答が89%と多く、その受容性は高かった。一方、ユーザーアクセシビリティ確保の観点からは、可能な限り地デジ放送の受信機と同等とすべきと考え、「可能な限り、地デジ受信機と同等の操作性」を追記した。

（５）チャンネル切替え時間

１次取りまとめにおいては、「前提としていない」と仮置きし、「全て未検討」としていた。今般の実証事業では、チャンネル切替えについて受容性は高かったものの、ユーザーアクセシビリティ確保の観点からは、可能な限りシームレスな切替えを可能とすべきと考え、「前提としていない」を「可能な限り、シームレスなチャンネル切替えが可能なもの」に見直しを行った。

※今般見直しを行った箇所は、赤文字・見え消し修正の箇所。

担保事項	規定項目	規定内容	仮置きする項目・内容の考え方	1次取りまとめ内容		見直しの考え方 実証事業の結果
				検討において設定した仕様／検討範囲	備考 （考慮していない部分、今後検討すべき事項等）	
対応デバイス		テレビ	○テレビ視聴を必要とすることとしてはどうか。 ○テレビ視聴のためにはアプリ又はSTBでの対応が想定されるが、参照モデルでは、要求品質・機能を満たせば、いずれでもよいのではないか。	スマートTV向けアプリ	~~・BB代替用STBは未検討~~ ・STB、ドングル等の活用可能性や特定のOSに依存しない形での実現可能性を検討	【見直しの考え方】 スマートTV向けアプリの実装方法として、STB、ドングル、特定のOSに依存しない形で検討すべき。 【実証事業の結果】 Fire TV Stick上で動作するアプリ経由でNHKプラスとTVerを視聴したところ、操作感が異なっていても受容性は高い。
		PC、スマホ	－ （コストへの影響小。）		~~・PC、スマホなど~~ ・PC、スマホなどでの視聴可能性について検討（視聴ソフトウェア、アクセス制御方法等）	【見直しの考え方】 実証事業においてPC・スマホでの視聴に対するニーズが高かったことを踏まえ、「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、その視聴可能性について検討すべき。 【実証事業の結果】 約半数がPCやスマホでの視聴も利用したいと回答した。
確実性	伝送フォーマット	IPアドレス	－ （当然にIPv4又はIPv6。）	ISPのサービス仕様に依存		【見直しの考え方】 実証事業では遅延に対する受容性は高かったものの、災害情報の速報性、若者の「ながら視聴」への対応等のため、低遅延配信技術についても検討すべき。
		多重化方式	－ （拘わらない。）	MPEG2-TS又はISOBMFF		
		伝送信号の構成	－ （拘らない。）	IPによる配信 (HLS又はMPEG-DASH)	・低遅延配信技術(CMAF等)について検討	
		緊急警報信号の構成	－ （拘らない。）			
	伝送損失	パケット損失率	－ （対応不可。）			－
	ネットワーク条件	ネットワーク制御	－ （ベストエフォート。）	ベストエフォート		－
		通信容量	○映像フォーマット等の条件に対応。 ○地デジと同等の1920×1080についてH.264で6Mbps程度の例があるため、参照モデルではこれと同等でどうか。	6.0Mbps(1080p) 3.0Mbps(720p) 1.5Mbps(540p) 768kbps(360p) 384kbps(252p) 192kbps(180p)		【実証事業の結果】 本実証の検証環境において、高画質（2Mbps（720p）・1.5Mbps（540p））で、地上波放送との相違は概ね感じられないとの結果。 中画質（1.2Mbps（540p）・768kbps（360p））では相違を感じる被験者が増加。
	伝送遅延	映像・音声・データの伝送遅延	○確実性や映像・音声の品質とトレードオフ関係。 ○1920×1080でも最長30秒程度の遅延を実現できているため、参照モデルではこれと同等とすることを最低のラインとしつつ、実現可能な範囲でさらなる低遅延技術を採用することとしてはどうか。	約30秒程度 ※フタかぶせなし(放送と同内容)を前提	~~・低遅延配信技術(CMAF等)は未検討~~ ・低遅延配信技術(CMAF等)について検討	【見直しの考え方】 約30秒程度の遅延については受容性が高いことが判明したところ、要件として「約30秒程度」は維持しつつ、上記と同様、低遅延配信技術（CMAF等）について検討すべき。 【実証事業の結果】 約30秒程度の遅延についての受容度は高い。
		緊急警報信号の遅延	○参照モデルでは、採用例を踏まえ、映像とは別のプッシュ通知を行い、実現可能な低遅延技術を採用することとしてはどうか	何らかの方法で緊急信号にともなう通知を行うと考慮	~~・緊急情報の低遅延プッシュ型配信(MTE対応)の実装方法と、それに伴う実現可能な性能は未検討~~ ・低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討	【見直しの考え方】 緊急地震速報と同様、低遅延プッシュ型配信について検討すべき。
		データ放送の待ち時間	－ （web連動によるデータ送信で実施すればコストへの影響小。）		・BMLからHTMLへの変換等の実装方法とそれに伴う実現可能な性能は未検討	－

図３－１　「仮置きした品質・機能要件」の見直し（１／５）

担保事項	規定項目	規定内容	仮置きする項目・内容の考え方	1次取りまとめ内容		見直しの考え方 実証事業の結果
				検討において設定した仕様 ／検討範囲	備考 （考慮していない部分、 今後検討すべき事項等）	
映像・音声	映像フォーマット	有効走査線数	○参照モデルでは、視聴者体験の程度を踏まえ、地デジと同等（1440×1080）とするべきではないか。 ○この際、一般的に採用されているABR機能を採用しても良いのではないか。	1080 720 540 360 252 180 ※ABR機能を採用		【見直しの考え方】 ABR（アダプティブ・ビット・レート）は、実証事業ではできれば無いのが望ましいとの回答が多かったものの、円滑な配信を行う上で必要な機能と考えられることから要件に追加すべき。 【実証事業の結果】 中画質（1.2Mbps（540p）・768kbps（360p））では相違を感じる被験者が増加。 ABRに関して、できれば無いのが望ましいとの回答が多い。
		走査方式		順次		
		フレーム周波数		30/1.001Hz		
		画面の横と縦の比		16:09		
		色域		輝度信号及び色差信号 （ITU-R BT.709）		
		映像符号化		H.264		
		IP再放送映像の品質	－ （対応不可。）			
	音声フォーマット	最大入力音声チャンネル	○参照モデルでは、一般的に採用されている2chとしても良いのではないか。	~~2ch~~ 5.1ch	~~・5.1chは未検討~~	【見直しの考え方】 地デジ放送で実現され、地デジIP再放送でも規定されている5.1chが適当。副音声は、主音声の5.1chとは別の音声として送る等により実現可能。 【実証事業の結果】 音声の受容度は高い。
		サンプリング周波数	－ （コストへの影響小。）	48kHz		
		音声の量子化ビット数		16bit		
		音声符号化		MPEG-2 AAC		
	映像・音声・字幕等の同時性	映像と音声のタイミング誤差	○参照モデルでは、一般的に実現しているレベル（１フレーム以内）とすべきではないか。	~~前提としていない~~ １フレーム以内	~~・全て未検討~~	【見直しの考え方】 ・映像と音声のタイミング誤差は、動画配信サービスで一般的に実現され、また、地デジIP再放送審査ガイドラインで規定されている１フレーム以内が適当。 ・字幕表示のタイミング精度や外字等の扱いについても検討することが適当。
		字幕表示タイミング誤差	○参照モデルでは、一般的に実現しているレベルと同等（地デジと同等）とすべきではないか。	放送用字幕を変換して配信 （WebVTT/TTML）	~~・タイミングの精度については未検討~~ ~~・外字等の扱いは未検討~~ ・タイミング精度や外字等の扱いについて検討	
		緊急地震速報（文字スーパーによるもの）	○参照モデルでは、緊急警報信号と同等としてはどうか。	~~前提としていない~~ 速やかに表示させることが望ましい	~~・全て未検討~~ ・低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討	【見直しの考え方】 緊急地震速報は実証事業でニーズが非常に高かったことから、地デジIP再放送審査ガイドラインと同様、「速やかに表示させることが望ましい」としつつ、低遅延プッシュ型配信について検討すべき。 【実証事業の結果】 緊急地震速報はニーズが非常に高い。
		イベントメッセージの表示タイミング誤差	－ （拘らない。）			－
		時刻指定発火サービスのタイミング誤差	－ （拘らない。）			
		受信機の内部時計誤差	－ （拘らない。）			

図３－２　「仮置きした品質・機能要件」の見直し（２／５）

担保事項	規定項目	規定内容	仮置きする項目・内容の考え方	1次取りまとめ内容		見直しの考え方 実証事業の結果
				検討において設定した仕様／検討範囲	備考 （考慮していない部分、 今後検討すべき事項等）	
権利保護	著作権保護	コンテンツ保護機能	○参照モデルでは、地デジの状況に照らして必要とすべきではないか。	AES128bit相当の暗号化	・DRM対応等で実装できると想定しているが詳細は未検討	－
		実効性	－ （DRMの枠組み。）			
	限定受信システム（CAS）	スクランブル方式	－ （DRMの枠組み。）			－
	地域限定性	サービス提供区域	○参照モデルでは、今般の検討が特別な措置を念頭に置いたものであることを踏まえ、サービス提供区域及び対象者を限定すべきではないか。	~~サービス提供区域／対象者の限定を考慮~~ サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ	・制御の実装方式と合わせて実現可能な制御の粒度（視聴制御、同時視聴数制御）等について要検討 ・対象世帯が数世帯だけなどNWだけでの制御が難しい場合も想定され、その場合には受信世帯毎のID等での管理も必要と想定。 ・全国の放送局共通の仕組みとして詳細を検討する必要と想定。	【見直しの考え方】 一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替であるため、サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じとすべき。 【実証事業の結果】 ニーズとしては、離れた地域の放送番組も視聴したいとの回答が多かった。
		意図しない送信の排除	－ （他の項目（「サービス提供区域」「利用者管理」等に包含。）			－
	プライバシー	視聴履歴	○参照モデルでは、関連のガイドラインが制定されていることを踏まえ、それらの遵守のための措置を必要とすべきではないか	特殊な対応なし	~~・視聴データ管理の内容は未検討~~ ・視聴データの活用方法について検討	【見直しの考え方】 実証事業の結果を踏まえ、「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、視聴データの活用方法について検討すべき。 【実証事業の結果】 視聴データ活用は、セキュリティ不安よりも、便利な機能への期待が上回った。

図３－３　「仮置きした品質・機能要件」の見直し（３／５）

担保事項	規定項目	規定内容	仮置きする項目・内容の考え方	１次取りまとめ内容		見直しの考え方 実証事業の結果
				検討において設定した仕様 ／検討範囲	備考 （考慮していない部分、 今後検討すべき事項等）	
利便性	マルチ編成	提供機能	－ （対応すべきchは増えるが、配信コストへの影響小と想定。）	マルチ編成あり		
	データ放送	提供機能	－ （web連動によるデータ送信ならコストへの影響小。）		~~・提供可否や変換方法などを含めて全て未検討~~ ・提供の在り方について検討	【見直しの考え方】 実証事業においてデータ放送に対するニーズが高かったことを踏まえ、その提供の在り方を含めて検討すべき。 【実証事業の結果】 データ放送のニーズは高い。
	電子番組ガイド	提供機能	－ （web連動によるEPGならコストへの影響小。）	番組表の提供 番組表からのチャンネル切替え機能	~~・プレイリスト機能は未検討~~ ・番組表と録画・ダウンロード番組や見逃し配信番組とのリンク機能について検討	【見直しの考え方】 実証事業において番組表に対するニーズが高かったことを踏まえ、「デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上」の方策のひとつとして、番組表からのチャンネル切替えの実装のほか、ダウンロード番組等とのリンク機能について検討すべき。 【実証事業の結果】 番組表のニーズは高い。
	エンジニアリング	提供機能	－ （チューナ機能を用いないため必須でない。）			－
	その他	選択可能チャンネル	○対象地域における地デジ放送の内容とすべきではないか。 ○今般の検討が念頭に置いている措置は任意のものであるため、チャンネル数は放送事業者の判断に委ねられるのではないか。	対象地域における地デジ放送を前提とする 放送アプリケーションについてはNHK単体（総合、Eテレ）を中心とした検討	・視聴者視点では民放も同時にBB代替されることを勧案する必要（実装の詳細については未検討）	－
		同時視聴及び録画	○参照モデルでは、平均同時視聴可能数は、世帯当たりの平均テレビ設置数（約２台）としてはどうか。	平均同時視聴可能数：２		【実証事業の結果】 同時視聴希望台数は平均2.5台。
			○参照モデルでは、録画は、１週間見逃し視聴で補完することとしてはどうか。	録画（ストリーミング動画の蓄積）の代替機能として、ファイルダウンロード機能及び見逃し配信機能	~~・録画機能、見逃し配信・ダウンロード機能などは未検討~~ ・録画（ストリーミング動画の蓄積）の実現可否について検討	【見直しの考え方】 実証事業において録画に対するニーズが高かったことを踏まえ、ダウンロードや見逃し配信機能の実装のほか、録画（ストリーミング動画の蓄積）の実現可否について検討すべき。 【実証事業の結果】 58%が見逃し配信があっても録画したいと回答 見逃し配信の期間は、２週間～１ヶ月という回答が多い。
		複数サービス同時提供時の条件	－ （明示するとしてもコストへの影響小。）			－
		受信機の使用感	－ （既存アプリでは当該アプリに依存、新規アプリ・STBでは工夫の余地あり。いずれにしてもコストへの影響小。）	可能な限り、地デジ受信機と同等の操作性		【見直しの考え方】 実証事業では端末の操作性について受容性が高かったものの、ユーザーアクセシビリティ確保の観点から、可能な限り地デジ受信機と同等とすべき。
		チャンネル切替え時間	○参照モデルでは、地デジ相当以上としている例があるため、それと同等でどうか。	~~前提としていない~~ 可能な限り、シームレスなチャンネルの切替えが可能なもの	~~全て未検討~~	【見直しの考え方】 実証事業ではチャンネル切替えについて受容性が高かったものの、ユーザーアクセシビリティ確保の観点から、可能な限りシームレスな切替えを可能とすべき。
		解説放送 ２か国語放送	○参照モデルでは、採用実績があることを踏まえ、採用例と同等としてはどうか。	２か国語放送・解説放送あり		【実証事業の結果】 副音声についてのニーズは意見が分かれた。社会的な必要性を含め検討の余地がある。

図３－４　「仮置きした品質・機能要件」の見直し（４／５）

担保事項	規定項目	規定内容	仮置きする項目・内容の考え方	1次取りまとめ内容		見直しの考え方 実証事業の結果
				検討において設定した仕様／検討範囲	備考 （考慮していない部分、今後検討すべき事項等）	
確実性	伝送後の品質	サービス品質	－ （他の項目の設定次第。）	QoE/QoSの監視		－
		音声品質	－ （他の項目の設定次第。）			
		マルチ編成の品質	－ （他の項目の設定次第。）			
		データ放送の品質	－ （他の項目の設定次第。）			
	安全・信頼性	耐震対策	○参照モデルでは、採用例を踏まえ、クラウドを可としつつ、配信サーバー・CDNの二重化を前提としてはどうか。	既存の放送事業、電気通信事業等での基準に準拠	・放送アプリケーションのシステム構成は未検討 ・CDNIは未検討	－
		停電対策	○参照モデルでは、採用例を踏まえ、クラウドを可としつつ、配信サーバー・CDNの二重化を前提としてはどうか。			
		サイバーセキュリティ対策	－ （当然に実施すべき事項。）			【実証事業の結果】 サイバーセキュリティについて81%が気になるとの回答。
確実性	配信条件	オリジンサーバー	○参照モデルでは、前提とする品質・機能及び接続するCDNからの負荷を踏まえて最適化されたサーバーを、二重化することを前提としてはどうか。	クラウドサービス、CDNサービスの利用を前提とした準拠	・放送アプリケーションにおける詳細のシステム構成等は未検討	－
		CDNの利用（利用有無、契約条件、目標とするユーザ視聴体験の設定等）	○参照モデルでは、次の事項を前提としてはどうか。 ・CDNを利用すること。 ・CDNIは、平時に想定されるピークトラフィック時におけるデータ総量を賄えるよう選定すること。 ・必要な項目についてモニタリングを実施し、品質達成のための措置を講ずること。	CDN利用	・CDNサービスの詳細仕様等は未検討	－
その他		広告差替え	（指定無し）		・広告差替えの有無・方法等は未検討	－
		フタかぶせ	（指定無し）	なし（放送と同内容）		【実証事業の結果】 できれば無いのが望ましいとの回答が56% 他方、インターネットならではの事象だとして受け入れられるとの回答が31%。

図３－５　「仮置きした品質・機能要件」の見直し（５／５）

第4章　今後の検討課題と検討の方向性

ブロードバンド代替を実際に導入するに当たっては、以下に示すように、放送法（昭和25年法律第132号）の規定との関係をどのように考えるかといった制度面における課題、地上テレビジョン放送事業者がどのようなプロセスによって住民の方々の理解を得ていくべきかといった運用面における課題等、様々な課題が想定される。

本章においては、ブロードバンド代替を実際に導入するに当たっての課題について、１次取りまとめで例示された課題と実証事業の実施を通じて抽出された課題とに分けて示すが、これらのほかにも制度面・運用面において様々な課題があると考えられ、今後、それら様々な課題について具体的に検討を進めていくべきである。

１．１次取りまとめで例示された課題に係る検討状況と今後の検討の方向性

１次取りまとめにおいては、現時点で想定される課題の例示として、（１）著作権等の権利処理、（２）地域制御の有無、（３）住民理解・受信者対策、（４）ユーザーアクセシビリティの確保、（５）デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上及び（６）放送法との関係等の６つの課題を挙げた。これら課題の検討状況と今後の検討の方向性は、以下のとおりである。

（１）著作権等の権利処理

フタかぶせについては、その視聴者の受容性を実証事業において確認したところ、フタかぶせは「できればないのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約７割と多い一方で、「インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる」との回答が約３割との結果であった。

小規模中継局等の代替がIPユニキャスト方式により行われる場合、フタかぶせは回避されるべきものであり、この受容性の調査結果を踏まえつつ、許諾推定規定の創設等を内容とする著作権法の改正（令和４年１月１日施行）によってもなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要かについて更に検討を進めていくべきである。

（２）地域制御の有無

地域制御については、今般の「仮置きした品質・機能要件」の見直しにおいて、一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替であるため、サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じとすべきと考え、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」とした。また、地域制御手段については、IPアドレス、GPS、ユーザーID等、複数の手段が考えられる[37]。

[37] 地域制御の手段について、放送アプリケーションに関する基礎的調査においては、A案では郵便番号及びユーザーID、B案ではアプリケーションIDが検討されている。

今後は、こうした点を踏まえ、各地域制御手段のメリット・デメリットを含め、具体的に検討を進めていくべきである。

（３）住民理解・受信者対策

住民理解・受信者対策について、実証事業では、総合的な受容性評価として、「もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか。」との質問に対し、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアの全体で約９割の被験者が受け入れられるとの回答が得られた。他方、今般の実証事業は、既存のネット同時配信等サービスを活用しての調査であったこと、被験者の数や調査対象地域の数に限りがあったこと等、一定の検証に留まった。また、ブロードバンド等の利用に係る費用については、「一定程度の費用負担はやむを得ない」との回答が多かったものの、具体的に受容できる費用水準については調査できていない。また、住民理解を得ていくためのプロセスについては、辺地共聴施設エリアにおける実証事業の成果として、被験者が20名と限られる点に留意する必要があるものの、切替え案内について、町会長・自治会長・組合長や行政機関からのものであると安心できるとの回答が多く、案内の媒体としては、「地域の回覧板」が安心との回答が多数を占め、また、対面による説明会を評価する回答が約95%と多かった。切替え後に生じる費用については、現状より多少高くなってもよいとする回答は16%と低い結果となった。円滑な切替えを実現するには、このような結果を踏まえつつ、関係者が一体となって、事前説明、切替え工事時の説明及びフォローー等を丁寧に行い、切替え実施の趣旨や内容、生じるメリットやデメリット[38]について、住民の方々の十分な認識、理解を得た上で実施することが重要であるとの結果が得られた。

今後は、こうした点を踏まえ、具体的に放送アプリケーションを試作し、被験者の数を増やす等し、住民理解・受信者対策について更なる検討を進めていくべきである。

（４）ユーザーアクセシビリティの確保

ユーザーアクセシビリティについて、実証事業では、チャンネル切替えの操作性について検証したところ、操作感が異なっても「難しくない」又は「慣れそうだ」との回答が約９割と多く受容性が高いという結果が得られたものの、ユーザーアクセシビリティ確保の観点から、可能な限りシームレスな切替えを可能とすべきと考え、「仮置きした品質・機能要件」の見直しにおいて、「可能な限り、シームレスなチャンネルの切替えが可能なもの」とした。

また、副音声の必要性については、実証事業では、アンケート調査において「あるほうがよい」と「なくてもよい」がともに約４割と意見が分かれた一方、ヒアリング調査においては、自分は使わないがあったほうがよいとの発言が多く、社会的な必要性を意識した回答となっている可能性が見て取れた。加えて、作業チームにおいてもその社会的な必要性が指摘された。字幕については、実証事業では、アンケート調査において「極めて重要だ」又は「あるほうがよい」との回答が７割とニーズが高く、ヒアリング調査においては、耳の悪い方への配慮等、社会的な重要性を指摘する声のほか、自身の耳が悪くなることへの懸念も聞かれた。これら踏まえ、「仮置きした品質・機能要件」の見直しにおいては、副音声は「最大入

[38] 作業チームの構成員からは、辺地共聴施設については、施設の保険加入契約を断られること、また、未保険の場合、組合員の方々に故障修理に伴う臨時の費用負担を生じる可能性があるとの意見があった。

力音声チャンネル」の要件を「5.1ch」としているところ、主音声の5.1chとは別の音声として送る等により実現することとし、字幕については「タイミング精度や外字等の扱いについて検討」とした。

今後は、具体的に放送アプリケーションを試作し、ユーザーアクセシビリティについて更なる検討を進めていくべきである。

（５）デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上

デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上について、実証事業では、インターネット独自の機能として、約半数の被験者から PC やスマホでの視聴を利用したいと回答が得られたほか、録画については、「見逃し視聴機能があっても自宅のレコーダーでの録画もできたほうがよい」との意見が半数強と多く、レコーダーの代替としての見逃し視聴期間については意見が分かれるが２週間～１ヶ月分との回答が多いという結果となった。また、データ放送については、「極めて重要」又は「あるほうがよい」との回答が８割弱とニーズが高く、番組表については、「番組表を表示する機能は不可欠だ」という回答が６割強と多くニーズが高かった。視聴データ活用については、セキュリティ不安よりも便利な機能への期待が上回った。

この結果を踏まえ、「仮置きした品質・機能要件」の見直しにおいて、PCやスマホでの視聴については「PC・スマホなどでの視聴可能性について検討」、録画については「録画（ストリーミング動画の蓄積）の代替機能として、ファイルダウンロード機能及び見逃し配信機能」を要件とした上で「録画（ストリーミング動画の蓄積）の実現可否について検討」、データ放送については「提供の在り方について検討」、番組表については「番組表からのチャンネル切替え機能」を要件とした上で「番組表と録画・ダウンロード番組や見逃し配信番組とのリンク機能について検討」、視聴データ活用については「視聴データの活用方法について検討」とした。

今後は、具体的に放送アプリケーションを試作し、デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上について更なる検討を進めていくべきである。

（６）放送法との関係等

放送法との関係等については、１次取りまとめにおいて、NHKのあまねく受信義務（放送法第20条第５項）[39]、民間放送事業者のあまねく受信努力義務（同法第92条）[40]、災害放送実

[39] 放送法第 20 条第５項においては、「協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」と規定されている。

[40] 放送法第 92 条においては、「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。」と規定されている。

施義務（同法第108条）[41]、NHKとの受信契約（同法第64条第１項）[42]等との関係に関する課題が挙げられている。

これらのうち、災害放送関係では、実証事業において、緊急地震速報に対するニーズが非常に高いという結果が得られており、「仮置きした品質・機能要件」の見直しにおいて、「速やかに表示させることが望ましい」を要件とした上で、「低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討」とした。

今後は、緊急地震速報について具体的に検証を行うとともに、その他の課題についても検討を進めていくべきである。

図４－１　１次取りまとめで例示された課題に係る検討状況と今後の検討の方向性

---

[41] 放送法第 108 条においては、「基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。」と規定されている。

[42] 放送法第 64 条第１項においては、「協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。」と規定されている。

２．実証事業の実施を通じて抽出された検討課題と検討の方向性

１次取りまとめにおいて例示された課題以外にも、実証事業の実施を通じて新たな検討課題が抽出された。

具体的には、実証エリアにおける受容性の検証のうち、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアにおける調査結果の分析・評価を通じ、「フィールド調査における未検討・未到達課題」、「映像等関連要素に関する課題」及び「その他要素に関する課題」として計16項目の課題が抽出された[43]。

	項目	課題	検討の方向性
フィールド調査における未検討・未到達課題	社会的な必要性	・ 障害者などを含む社会的な評価が十分でない	社会的な必要性についても調査し、機能の在り方を考慮する
	インターネットを利用していない被験者	・ サンプル数が少なく、評価しきれていない	集合検証を行うなどして、ネット未契約者も被験者に加える
	ITリテラシーとの関係	・ インターネットを利用しない世帯の調査が不十分 ・ インターネット、スマホやPCの利用度でのみ評価している	インターネットリテラシーについても調査し、受容性との相関や求められる機能を明確にする
	複数端末利用における評価	・ 各世帯1台のテレビでしか評価していない	複数端末同時視聴環境下での受容性を評価する
	テレビの利用実態との関係	・ 個人でテレビの重要度は異なるが同列として評価している ・ 視聴時間やよく見る番組別等の視聴者属性別の評価が不十分	日常生活におけるテレビの重要度を調査し、視聴時間やよく見る番組といった視聴属性に合わせた受容性を評価する
	自宅以外での視聴	・ 車での視聴やオフィスでの視聴など、自宅以外の利用について未検討	自宅以外でテレビがどの程度視聴されているのかを調査の上で検討を行う
映像等関連要素に関する課題	画質に関する正確な評価	・ 実証の視聴中にABRがほぼ発生せず、イメージのみの回答に留まっている ・ 特にスポーツなど動きのあるコンテンツでは、より高画質（例えば、「6Mbps　1920×1080」相当）での同時配信の評価が必要	検証用の放送アプリケーションを実装し、ネット同時配信視聴により受容性を評価をする
	視聴コンテンツ別の評価	・ スポーツなど動きのあるコンテンツでのサンプル数が少ない	検証用の放送アプリケーションを実装した上で、視聴コンテンツの種類を増やし、特にスポーツ番組視聴における受容性を評価する
	ながら視聴	・ SNSやチャットなどの「ながら視聴」を想定した遅延評価を考慮していない（特に若い世代向け）	アンケートやヒアリングにてSNSやチャットを用いた「ながら視聴」における遅延等の受容性を評価する
その他要素に関する課題	住民への代替の周知方法	・ 誰からどのようにあるべきか、具体的な評価が不十分	サンプル数を増やし、アンケートとヒアリングにより、住民周知の在り方と具体的な周知方法について検討を行う
	代替対象世帯の特定方法	・ 中継局を代替する場合に、当該中継局の電波を受信している世帯を完全に特定することは難しい	可能な限り事前に特定することに努めるとともに、代替後においても速やかな対応が取れるよう準備を進める
	災害時/緊急時のテレビ視聴ニーズ	・ テレビが使えない場合の代替手段をどうすべきか	緊急情報取得手段を検討・整理する
	（IPユニキャスト） システムの所有と運用主体	・ 代替プラットフォーム、放送アプリケーションの所有者及び運用主体をどうするか	プラットフォームや放送アプリケーションの所有者・運用主体について検討を行う
	地域別、ローカル局における代替	・ 地域やローカル局におけるニーズを把握できていない	地域やローカル局の実態を調査を実施するとともに、事業者ヒアリング等による要望を整理する
	導入後サポートの在り方	・ 誰がどのようにサポートするべきか未検討	視聴者側の求めるサポートを調査するとともに、事業者による実現可能性（コスト面含む）について検証を行う
	代替手段のデリバリ	・ 代替手段の具体的な実装方法が未検討 ・ 視聴者への放送アプリケーションの配布方法が未検討	放送アプリケーションの合理的な実装方法、視聴者への配布方法について検討を行う

図４－２　実証事業の実施を通じて抽出された検討課題と検討の方向性
（ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア）

[43] このほか、「放送機能関連要素に関する課題」としては、インターネットならではの機能（PC・スマホでの視聴、視聴データの活用等）、放送アプリケーションの機能（データ放送、緊急地震速報、録画等）、ユーザインターフェース（テレビ画面、リモコン等）の課題が挙げられるが、全て１次取りまとめで例示された課題に含まれることから、ここでは記載していない。

また、実証エリアにおける受容性の検証のうち、辺地共聴施設エリアにおける調査結果の分析・評価を通じ、「切替えの案内文書に関する課題」、「切替えの説明会に関する課題」、「円滑な切替えに係る課題」及び「事業全般に係る課題」として計13項目の課題が抽出された。

項目	課題	検討の方向性
切替えの案内文書に関する課題	内容を読まない、案内を覚知しない	多様な周知方法による案内の実施とそれらの有効性の評価
	案内内容の理解度の向上	周知方法による理解度の違いを調査
	辺地共聴施設が抱える課題、切替えの必要性に対する認識の向上	辺地共聴施設の抱える課題の整理、分かりやすい周知方法の検討
	安心感のある案内手法	安心感のある案内手法の検討
切替えの説明会に関する課題	参加率の向上	曜日や時間帯の設定について調査
	説明内容の理解度の向上	説明すべき内容の整理、分かりやすい説明手法を検討
円滑な切替えに係る課題	切替え先となる事業者（ケーブルテレビ事業者等）に対する理解向上	理解を得るのに必要な具体的な情報を整理
	切替えに係る組合全体の意思決定において必要となる資料、データ	アンケート調査を実施し検討
	切換え時及び切替え後に受容できる具体的な負担額	具体的な負担額についてアンケートを実施
	高齢者、長期不在者（出張、入院、施設入居等）への対応	適切な周知・説明手法の検討
	既設設備の撤去	撤去に係る課題を把握し解決策を検討
	切替えまでの基本的な手続きとそのスケジュールの提示	標準的な切替えマニュアルの作成
事業全般に係る課題	調査結果の分析・評価の精度向上	被験者数の拡大

図４－３　実証事業の実施を通じて抽出された検討課題と検討の方向性（辺地共聴施設エリア）

第5章　今後の進め方

第４章において述べたとおり、ブロードバンド代替を導入するに当たっての課題として、１次取りまとめで例示したもののほか、実証事業の実施を通じて新たな課題も明らかとなった。

１次取りまとめにおいて述べたとおり、ブロードバンド代替を導入するに当たっての課題については、着実な検討が求められるものであり、その検討に当たっては、実際に住民の方々に代替手段を利用していただき、その声を聞くことが極めて重要である。

この点、今般実施した実証事業では、現時点でブロードバンド代替のための配信サービスが存在しないことから、既存のネット同時配信等サービスを活用して調査を実施するに留まった。しかし、当然のことながら、視聴者の受容性の検証や技術的な検証は、実際に代替するとなった場合に想定される形に可能な限り近い代替手段を活用して実施することが望ましい。

このため、次の段階としては、今般の見直し後の「品質・機能要件」に可能な限り準拠してブロードバンド代替を想定した放送アプリケーション（配信プラットフォーム）を試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を実施することにより、視聴者の受容性の検証や技術的な検証を行うことが適当である。

また、ブロードバンド代替が放送事業者の「経営の選択肢」として導入可能な環境を整備するためには、視聴者の受容性の検証や技術的な検証のみならず、導入の手順や準拠すべき条件等を示していくことが必要である。このため、第３章において取り扱った「品質・機能要件」[44]に加え、第４章において述べた検討課題も踏まえ、ブロードバンド代替の「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」を取りまとめた「青写真（ブループリント）」の策定や、放送事業者においてブロードバンド代替を検討する際の参考となる「標準的手順」の策定等の取組が重要となる[45]。

作業チームでは、今後、こうした取組を進め、小規模中継局等の次期更新スケジュール[46]を踏まえ、ブロードバンド代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和６年夏頃に結論を得ることを目指すこととする。

---

[44] 「品質・機能要件」は、ブロードバンド代替の「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」を定める「青写真（ブループリント）」と一体不可分であるため、今後は「青写真（ブループリント）」の中で一体的に検討・整理していくことも考えられる。

[45] 辺地共聴施設をケーブルテレビに切替える実証事業を実施することにより、代替時の留意事項等について更なる課題の抽出と対策の検討を進めることは、「標準的手順」の策定等の参考となる。

[46] 地上テレビジョン放送事業者の小規模中継局等については、その更新が令和８年度（2026 年度）から令和 10 年度（2028 年度）にかけて、その更新計画の策定が令和６年度（2024 年度）後半から令和７年（2025 年度）にかけて予定されている。

○ ブロードバンド代替の実現可能な環境整備に向けた主要論点に係る対応方針を「個々の実装で検討すべき事項」と「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」とに分け、後者を統合して「青写真（ブループリント）」を策定する。
○ 具体的な内容は今後の検討となるが、例えば、放送アプリケーションの実装に向けた主要論点を「利用側の環境」、「提供側の仕組み／条件」、「ステークホルダ」に分けて抽出・整理することが考えられる。

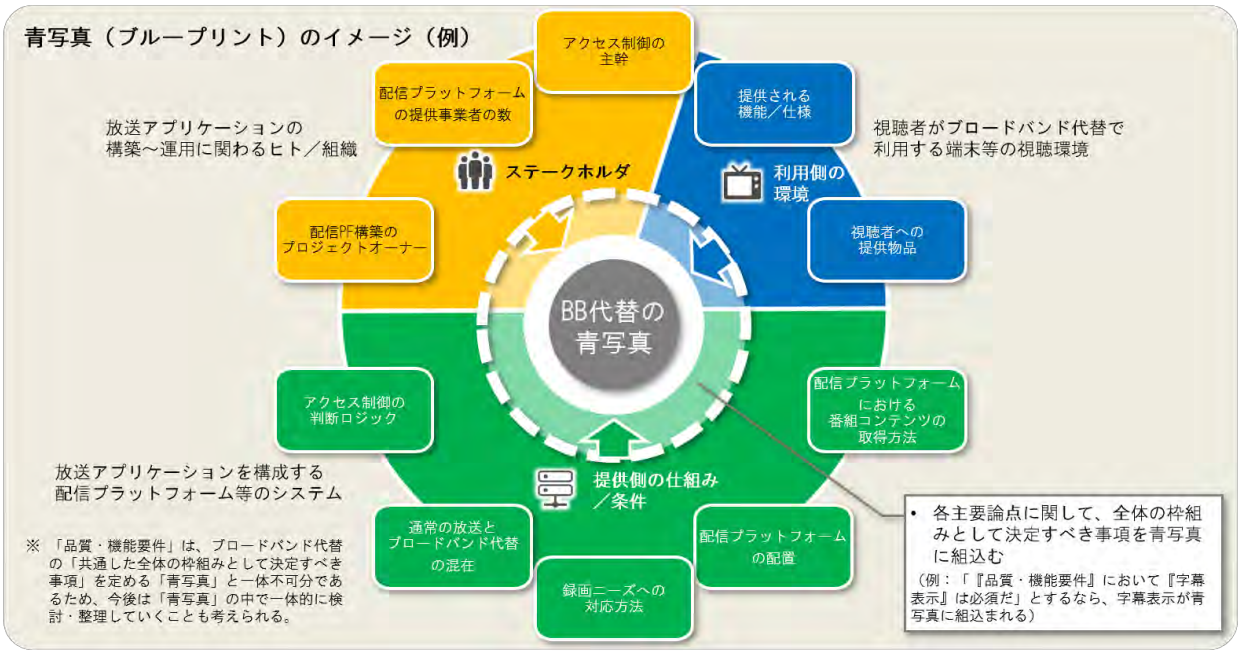

図５　ブロードバンド代替の「青写真（ブループリント）」

「はじめに」において述べたとおり、人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるためには、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することが重要であり、ブロードバンドインフラの普及が全国的に進む中、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替は、そのための具体的方策のひとつとして期待される。

他方で、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替は、一般的なネット同時配信等サービスとは異なり、従来からの電波による放送を代替しようとするものであり、放送事業者及び視聴者の双方にとってこれまでに経験したことのない新たなサービスとなることから、その実現までの道のりは決して平坦ではない。

このため、新たな実証事業、ブロードバンド代替の「青写真（ブループリント）」や「標準的手順」の策定といった今後の取組においては、放送事業者[47]、通信事業者、ベンダー、視聴者、総務省等の関係者が、それぞれの知見やネットワーク等のリソースを持ち寄り、その役割分担も含めて合意形成を図りながら検討を進めていくことが何よりも重要となる。また、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくことも必要となる。

作業チームでは、こうした認識の下、引き続き、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替について、より実践的に検討を進めていくこととし、関係者には今後の取組への積極的な参画を期待したい。

---

[47] NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」（2023年１月修正）において、「ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等」として「総額600億円」を計上するとしている。その中で、「民間放送事業者と連携し、設備維持コストの抑制に取り組みます。」とし、「通信などの代替手段検討」を挙げている（「NHK経営計画（2021-2023年度）の修正について（説明資料）」）。

参考資料

参考資料1

フィールド調査において視聴された番組

【参考】フィールド調査において視聴された番組　①ミニサテライト局エリア

調査Ａで視聴された見逃し配信番組

普段、被験者が放送で視聴する番組やジャンルから、被験者と相談し選定
原則OA直後に見逃し配信されたものを視聴

NHKプラス	・大河ドラマ 鎌倉殿の13人 ・連続テレビ小説 『舞いあがれ！』 ・さわやか自然百景 ・大相撲（2022年）十一月場所七日目 ・NHKニュース７
TVer	・謎とき冒険バラエティー 世界の果てまでイッテQ！（日本テレビ） ・ザ！鉄腕！DASH！！（日本テレビ） ・ザ・トラベルナース（テレビ朝日） ・応援！日本経済 がっちりマンデー！！～日曜に勉強！月曜から実践！～（TBS） ・ガラリー変！天野ひろゆきビジネス総研（テレ東） ・内村と相棒（フジテレビ） ・ポツンと一軒家（ABC） ・ゴルフ侍、見参！（BSテレ東）

調査Ｂで視聴された同時配信番組

検証当日 11/12（土）の同時配信予定番組を確認し決定

NHKプラス	・大河ドラマ 鎌倉殿の13人（42）「夢のゆくえ」（OA 13:05～13:50） ・生中継スペシャル！　ニッポン「今」つないでみたら～秋うらら2022～（OA 13:50～18:00）
TVer	・鳴呼!!みんなの動物園（日本テレビ）（OA 19:00～20:54） ・サンドウィッチマン＆芦田愛菜の博士ちゃん（テレビ朝日）（OA 18:30～20:00）

※放送事業者名は略称で記載

【参考】フィールド調査において視聴された番組　①小規模中継局エリア

調査Ａで視聴された見逃し配信番組

普段、被験者が放送で視聴する番組やジャンルから、被験者と相談し選定
原則OA直後に見逃し配信されたものを視聴

NHKプラス	・発想転換！世界を変えるシン・キング ・ブラタモリ ・チコちゃんに叱られる！ ・サラメシ ・鶴瓶の家族に乾杯 ・大河ドラマ 鎌倉殿の13人 ・連続テレビ小説 『舞いあがれ！』 ・歴史探偵 ・小さな旅 ・あさイチ ・NHKニュース７ ・クラシック音楽館 ・NHKのど自慢 ・大西泰斗の英会話☆定番レシピ ・いないいないばあっ！
TVer	・謎とき冒険バラエティー 世界の果てまでイッテQ！（日本テレビ） ・ザ！鉄腕！DASH！！（日本テレビ） ・THE突破ファイル（日本テレビ） ・月曜から夜ふかし（日本テレビ） ・ブラッシュアップライフ（日本テレビ） ・徹子の部屋（テレビ朝日） ・ドラえもん（テレビ朝日） ・相棒（テレビ朝日） ・バナナマンの早起きせっかくグルメ！！（TBS） ・櫻井・有吉THE夜会（TBS） ・クレイジージャーニー（TBS） ・プレバト！！（TBS） ・君の花になる（TBS） ・炎の体育会TV（TBS） ・Youは何しに日本へ？（テレ東） ・孤独のグルメ（テレ東） ・出没！アド街ック天国（テレ東） ・奇跡体験！アンビリバボー（フジテレビ） ・Silent（フジテレビ） ・PICU　小児集中治療室（フジテレビ）

調査Ｂで視聴された同時配信番組

調査Ｂ１回目 12/19（月）当日の同時配信予定番組を確認し決定

NHKプラス	• 列島ニュース（OA 13:05～13:55） • テレビ体操　（OA 13:55～14:00） • ニュース・気象情報（OA 14:00～14:05） • 鶴瓶の家族に乾杯▽二宮和也が茨城県つくば市で奇跡の出会い！鶴瓶お屋敷訪問！（OA 14:05～14:50） • 時論公論　安保３文書決定　日本の安全保障の針路は（OA 14:50～15:00）
TVer	• 世界まる見え!テレビ特捜部（日本テレビ）（OA 20:00 ～ 21:00） • 世界！ニッポン行きたい人応援団（テレビ東京）（OA 18:25 ～ 21:54）

調査Ｂ２回目 1/15（日）当日の同時配信予定番組を確認し決定

NHKプラス	• 第41回都道府県対抗全国女子駅伝（OA 12:15～15:13） • ニュース・気象情報（OA 15:13～15:18）
TVer	• バナナマンのせっかくグルメ!!（TBS）（OA 19:00 ～ 21:00） • 緊急車両24時　密着！命を守る壮絶現場（テレビ東京）（OA 18:30 ～ 21:00）

※放送事業者名は略称で記載

参考資料2

放送アプリケーションに関する基礎的調査に係る参考資料

1． A案の詳細

■ A案 - 概要

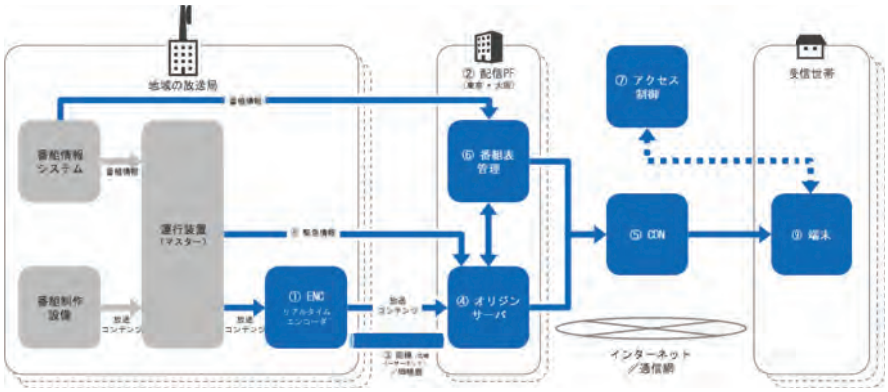

全体構成／アーキテクチャ	• 令和４年度取りまとめの放送APの構造に基づき、一般の **ネット同時配信のシステムに採用されている形態** に近い • 配信PF内の機能（オリジンサーバ）は、**サービス提供型** で構成し、BB代替固有で必要となる機能についてはクラウドサービス上に個別開発 • 全国のBB代替で利用される **配信PFは東京と大阪に配置** され、視聴世帯が利用するISPに東阪のIX経由で接続することを想定
端末	• 様々実装方式がある中、**STB型のHW** とAndroid等の **標準OSに搭載可能な視聴アプリケーション(SW)** を組合わせた例で検討
録画ニーズへの対応	• 配信PF内に **見逃し配信機能** を実装し、受信世帯内のSTBでも外付けHDDを用いた録画も考慮
検討された主な機能	STB端末 / スマートデバイスでの視聴 / 1080p～232p / ABR / 音声2ch / 字幕 / 緊急情報 / DRM / アクセス制御 / データ放送 / EPG / 解説／2カ国語放送 / フタかぶせ　凡例：検討実施 / 未検討／費用未提示
放送局側の工事	• 一般のネット同時配信とほぼ同様に **エンコーダの設置、マスターへの繋ぎ込み、回線の引込み** が必要
運用／サポート	• 基本的なHW保守やサービス組込のサポートは含まれているが、システムの運用監視、ユーザサポートは含まれていない

■ A案 - ① ENC（リアルタイムエンコーダ ）

- リアルタイムエンコーダは放送局に設置し、詳細の仕様／条件を検討した

項目	内容
機能	放送局のマスターから出力される地デジ用出力をBB代替用に符号化
検討ポイント	■ ABR用のマルチビットレートでのトランスコードは、エンコーダ、動画PFどちらで実施するか？ • 映像圧縮の回数は極力少なくする方が望ましい • 今回の検討では、動画配信PF側で処理すると想定
提案の前提条件	■ 放送局内でSDIで映像信号を受領 ■ 1波につき、正副２系統設置 ■ 映像信号に字幕を重畳したSDI信号を入力可能 ■ 字幕情報を重畳した映像信号をRTPで出力してオリジンサーバに送出 ■ 出力ビットレートは20-30Mbpsを想定 ■ 機材については、複数メーカーから実績のある機材を選定し、その費用／仕様に基づいて検討 ■ HW提供、5年間の保守を含む （通常のメーカーのサポートを考慮すると15年の継続利用は難しい可能性が高い）

■ A案 - ② 配信プラットフォーム

- 配信プラットフォーム（配信PF）について、その設置位置について検討し、東京と大阪の2拠点に設置し、全国の各放送局は2つの配信PFに冗長接続することとした

項目	内容
機能	オリジンサーバ等のBB代替で必要となるサーバ機能を集約して設置する
検討ポイント	■ DRを含めた冗長性と各放送局との接続回線のコストを考慮して最適に配置する必要がある • 案1）放送局／視聴者のいる各都道府県 • 案2）東京と大阪の二拠点 ■ 今回の検討では、以下を考慮し、「案2）東京と大阪の二拠点」を選択 • 配信プラットフォームにオンプレ機材を設置するため、拠点数を絞る方が集約効果が高い • 東京と大阪であれば、主要なクラウド事業者のDCがあり、クラウドサービスを選択する事も可能 • 出力先となるCDNや視聴者が利用しているISPが接続されているであろうIXが近傍にある可能性が高い
提案の前提条件	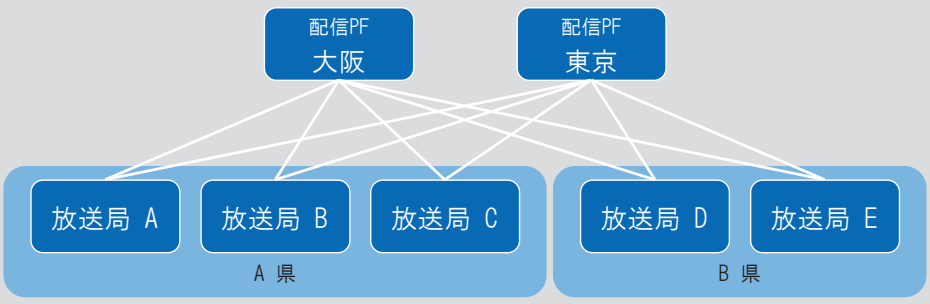

■ A案 - ③ 回線／ネットワーク機器

- 放送局と配信PFの接続方法について検討し、100Mbpsの広域イーサネットサービスを各放送局に2回線引き込み、それぞれ東京と大阪の配信PFに接続することとした

項目	内容
機能	各放送局と配信プラットフォームを接続する
検討ポイント	■ 品質やセキュリティを考慮し、閉域／専用回線（帯域保証）が望ましい • 今回の検討では、コスト抑制の観点から、フレッツの利用なども想定されるが、帯域確保／耐障害性等の品質を確保するため、広域イーサネットサービスを利用 ■ トラヒックのビットレートを25Mbpsと想定し、そのトラヒックが十分に処理できる回線容量が必要 • 今回の検討では、25Mbps以上の帯域を確保可能なサービス品目として、100Mbpsとした（25Mbpsの次に提供されているサービス品目が100Mbps）
提案の前提条件	■ 広域イーサネットサービスを利用（利用場所や通信先に依存しない固定料金） ■ 回線帯域は100Mbps ■ 回線とネットワーク機器（ルータ）は、二系統 ■ 配信プラットフォーム側に機器を設置するための1/8ラックのコロケーションサービス利用を想定 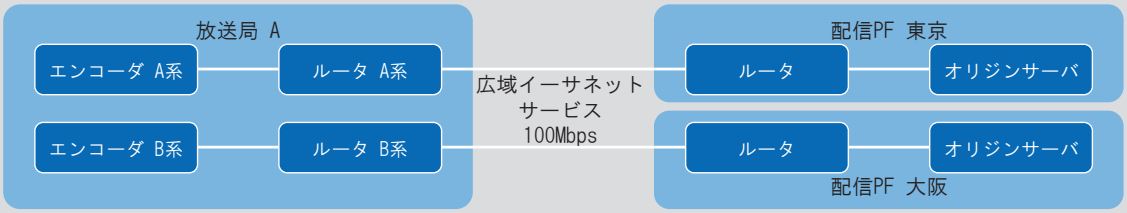 ■ 広域イーサネットサービス利用（初期+月額）、接続機器（HW費用+保守）、ルータを収容するための1/8ラック（初期+月額）の費用を含む

■ A案 - ④ オリジンサーバ【概要】(1/5)

- 配信PF内のオリジンサーバに必要な機能を検討し、リアルタイム配信（ライブ配信）の機能と見逃し配信の機能、その他必要機能をとりまとめ、それらの機能を実現する方式としてサービス提供型とした

項目	内容
機能	DRM対応／見逃し・ダウンロード機能をサポートし、BB代替配信用放送コンテンツをCDNへ送出
検討ポイント	■ 視聴者の録画ニーズに対応する方法として、「端末側での録画」と「見逃し配信機能の提供」が想定されるが、見逃し配信機能はオリジンサーバに実装される • 今回の検討では、「見逃し配信機能の提供」を中心に検討 • 「端末側での録画」と「見逃し配信機能の提供」に関する主な論点を次頁に記す ■ 各サーバ機能の実装方法として、データセンタ内の「オンプレサーバ」と「クラウドサービス（SaaS型を中心）」が想定される • 今回の検討では、自社提供可能なサービスを活用する「クラウドサービス（SaaS型を中心）」を採用した 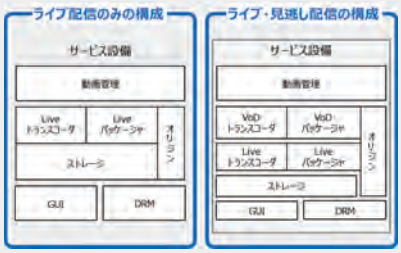
提案の前提条件	■ 東京と大阪のそれぞれの配信プラットフォーム内に設置 ■ システムとして1地域6波対応としてキャパシティ等を設計し、費用は1波辺りの単価を提示 ■ サポートする機能 • トランスコード、パッケージャ、DRM、オリジンの機能 • ARIB字幕からWeb字幕への変換 • ABR処理 • 見逃しコンテンツ配信 - Live to VoDで対応 - 30日分のコンテンツ保存 - 完パケをアップロードすることによるコンテンツの差替えに対応 • コンテンツ管理のUI提供 ■ ABRのためのビットレートは、6Mbps + 3Mbps + 768kbps + 192kbpsの4つとした

■ A案 - ④ オリジンサーバ - 録画ニーズへの対応方法（2/5）

- ネット配信における録画ニーズへの対応方法として、一般的に「端末側での録画」と「見逃し配信機能の提供（による代替）」があるが、今回は「見逃し配信機能の提供」を中心に検討し、「端末側での録画」にも技術的には対応できるように考慮した

見逃し配信機能の提供	端末側での録画
■ 動画配信PF側で見逃しコンテンツを保存し、プレイヤーからのリクエストに応じてコンテンツを送信 ■ 見逃しコンテンツは、Live to VoD（自動的に、リアルタイム配信の放送コンテンツを保存し、見逃し配信用のコンテンツとして登録）、もしくは完パケの動画ファイルを別途アップロードして設置 ■ 動画再生は端末側アプリの番組表から呼び出せれば利便性が高い ■ 視聴期間が限られるため、いわゆる「一般の番組録画と同じこと」が実現できる訳ではない	■ STBのUSB出力経由で記憶媒体（HDD, SSD等）に記録できるようにする ■ 視聴アプリに録画機能を用意しておき、視聴タイミングでボタンを押す、もしくはスケジュール録画機能を用意する ■ 録画再生は録画コンテンツ一覧から再生する ■ 記録媒体に保存された放送コンテンツのデータを不正コピーを防止するためのコンテンツ保護なども必要と考えられるが、詳細の仕様と実装方法の検討が必要
中心的に検討	技術的には対応可能

■ A案 - ④ オリジンサーバ【詳細】（3/5）

- オリジンサーバの機能詳細として、リアルタイムエンコーダからインジェストされた番組コンテンツがCDNに配信されるまでの処理／必要機能を整理した

項目	内容
提案の前提条件	オリジンサーバ内の動作プロセス 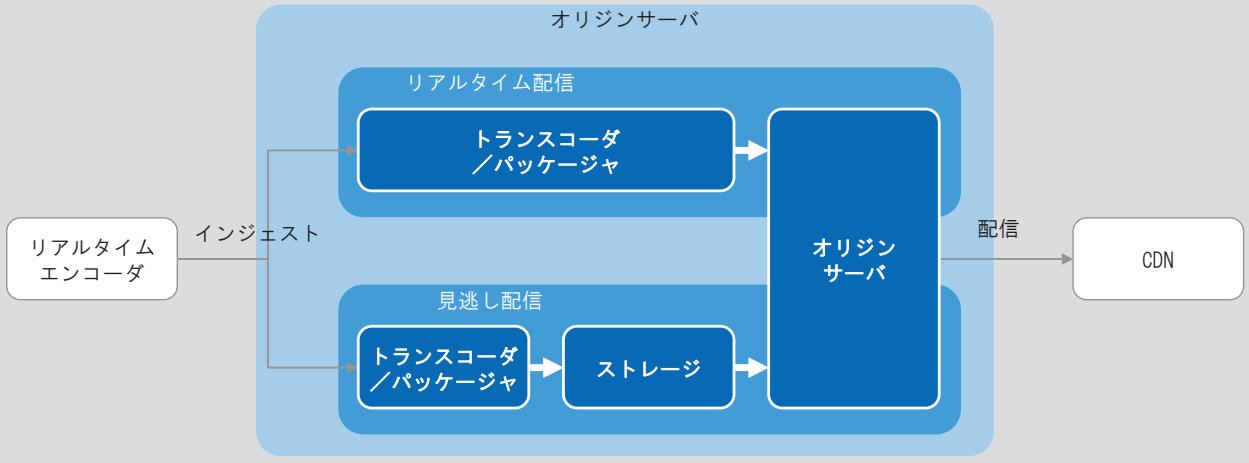 ※ DRMの処理は、パッケージャにて行う ※ 見逃しコンテンツは、完パケの動画ファイルを別途アップロードする方法にも対応

■ A案 - ④ オリジンサーバ【詳細】(4/5)

- オリジンサーバ内のリアルタイム配信と見逃し配信機能の必要機能と費用算出のために料金スキームを整理した

項目	内容		
提案の前提条件	リアルタイム配信	■ トランスコード／パッケージング機能	• 局内のリアルタイムエンコーダから送信された放送コンテンツをリアルタイム配信用にトランスコード、パッケージングしてリアルタイム配信用のストリームを生成する • 配信時間に準じて課金される • 月間の課金対象時間：波数 x 24h x 30day = 720時間 • 配信フォーマット：MPEG-DASH • サービス提供に係わる月額+初期の費用を含む
	見逃し配信	■ トランスコード機能	• 局内のリアルタイムエンコーダから送信された放送コンテンツをリアルタイム配信用にトランスコード、パッケージングして見逃し配信用の動画ファイルを生成する • 配信時間に準じて課金される • ABRの場合、作成するビットレート毎に課金される • 月間の課金対象時間：波数 x 24h x 30day x 4ビットレート = 2880時間 • 配信フォーマット：MPEG-DASH • サービス提供に係わる月額+初期の費用を含む
		■ ストレージ	• 見逃し配信用にトランスコードされた放送コンテンツの動画ファイルを保存する • 1ヶ月分を保存 • 保存容量に準じて課金される • データ容量：波数 x 24h x 30day x 10Mbps(=4ビットレートの合計) • サービス提供に係わる月額+初期の費用を含む ※ 必要なストレージ容量がサービス基本料金の範囲内で収っているため、ストレージのための月額の追加料金は発生しなかった

■ A案 - ④ オリジンサーバ【詳細】(5/5)

- オリジンサーバ内のDRM機能は個別開発で実現し、そのためのシステム構成や必要なケイパビリティを整理し、費用算定に必要な条件を取りまとめた

項目	内容	
提案の前提条件	DRM	■ DRMサーバはクラウド基盤上に個別／独自に構築とする（サービス利用ではない） ■ DRMの方式は、端末（プレイヤー）に応じて最適と思われる方式を採用 • Android端末：Widevine • HybridCast：PlayReady等 ■ DRMシステムの構成／動作概要 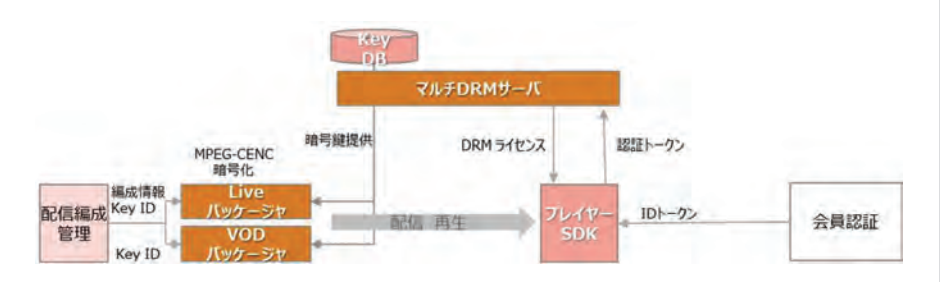 ■ 費用は、マルチDRMサーバへのアクセス頻度によるキャパシティによって決まる • 端末数 • 発行したライセンスの視聴期間設定 （視聴毎のライセンス発行、一定期間のライセンスを発行） ■ 「30万アクセス／分」で構築した事例をもとに算出 ■ システムの設計～構築～テスト、及び、運用／保守を含む

■ A案 - ⑤ CDN

- CDNの実現方法を検討し、既存のCDNサービスの既存設備で対応する方式を採用し、費用算定に必要な情報を取りまとめた

項目	内容
機能	オリジンサーバで生成されたBB代替配信用放送コンテンツを効率よく受信世帯に配信
検討ポイント	■ CDNのキャッシュサーバの配置方法として、「受信世帯が利用するISPに新たに設置する方法」と「既存のCDNサービスの既存のサーバを利用する方法」がある • 今回の検討では、「既存のCDNサービスの既存のサーバを利用する方法」で検討 • 「新たに設置する方法」の場合、受信世帯が利用するISPが特定できない、サーバの管理やトラヒック分散のコントロールが煩雑、などの問題がある一方、「既存サービスを利用する方法」の場合、導入が容易なだけでなく、配信量が増加した場合にもボリュームディスカウントが期待できるなどのメリットもある
提案の前提条件	■ 月間の端末へのデータ転送量に準じて課金される ■ データ転送量は、以下のように算出 • 24h x 30day x 最大ビットレート 6Mbps x 世帯数 x 視聴率 14% x 世帯あたりの視聴端末数 2 • 試算では世帯数を500に設定 ■ サービス提供に係わる月額+初期の費用を含む

■ A案 - ⑥ 番組表管理 (1/2)

- 番組表管理は、個別開発で実現することとし、費用算定にあたっては、必要な処理能力を中心に検討し、詳細な処理プロセスやUI等については十分に検討できていない

項目	内容
機能	各放送局から番組データ（SI - Service Infromation）をAPIで受信し、オリジンサーバでの放送コンテンツ管理のため最新の各地域毎の番組表／番組情報を管理、視聴者が視聴コンテンツの選択等のために閲覧できるようにする
検討ポイント	■ 番組表管理システムの構築方法として、「新たな独自システムの構築」と「既存の番組表サービスの活用」がある ■ 「新たな独自システムの構築」の場合、以下の懸念点がある • 番組情報／番組表に関する端末側UIを新たに設計する必要がある • 端末への番組データの配信の方法／内容を設計する必要がある • 放送局から受信したデータがそのまま利用可能か確認し、必要に応じて、変換ルール等を新たに定める必要がある • 見逃し配信の場合の番組表との連携方法を設計する必要がある ■ 今回の提案では、費用を明確にする目的に対応するため「新たな独自システムの構築」で検討

■ A案 - ⑥ 番組表管理（2/2）

- 番組表管理の費用算定にあたっては、必要な処理能力を中心に検討し、詳細な処理プロセスやUI等については十分に検討できていない

項目	内容
提案の前提条件	■ 番組表管理サーバはクラウド基盤上に個別／独自に構築とする（サービス利用ではない） ■ 放送局の番組情報システムから送信される番組データをAPIで受信 ■ 端末側から番組情報管理サーバに、5分間隔で更新可否の問合せを行い、更新がある場合には番組情報データをダウンロード（番組編成等の変更があれば、準同期的に端末に反映） ■ 放送を視聴していない端末も含めて全ての稼働中の端末と連携する必要があるため、番組情報データの配信にはCDNを利用 ■ 番組情報データの統一フォーマット（100KB）として、入出力はAPIで行う ■ 全ての稼働中の端末数は、以下のとおり算出した • 小規模中継局／ミニサテ局／NHK共聴の世帯カバー率がそれぞれ3%, 1%, 1%の合計5%である（出典：総務省 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 第2回 「資料2-4 日本放送協会」） • その約半分（3%）の世帯が対象となると考え、全国の総世帯数に3%を乗じた165万世帯をベースに導出 ■ CDNで処理されるデータ転送量：100KB x 5500端末/秒 x 1ヶ月の秒数 ■ 含まれる費用：端末アプリ開発、システム設計～構築～テスト、システム保守、CDNサービス利用 ■ 含まれない費用：端末アプリ保守、システム運用

■ A案 - ⑦ アクセス制御（1/2）

- アクセス制御に関しては、対象地域の「郵便番号」や「（IPアドレスに基づいた）ジオロケーション」をもとにした確認と、「ユーザID」に基づいた確認を検討した

項目	内容
機能	BB代替の対象地域外への配信を拒否するため、BB代替による放送コンテンツの視聴を試みる端末／視聴者が該当地域に所属するものであること（正当性）を確認し、確認できないものについては利用できないようにする
検討ポイント	■ 正当性の確認方法について以下のとおり検討した • 対象地域の「郵便番号」や「(IPアドレスに基づいた)ジオロケーション情報」を用いて確認する ➢ システム側の管理情報が少なく、処理が平易で、視聴者はBB代替を簡単に利用できる ➢ BB代替の対象地域よりも広めに対象者として判断されてしまう可能性があるため、該当者以外の利用という観点でライツクリアランスの問題が発生する可能性があり、方式として妥当ではない可能性がある • ユーザIDを用いて確認する ➢ ユーザIDの払い出し処理等の業務が発生し、関連する業務システムとの連携などを行う必要があるなど、システムが複雑になり、システム費用の見積の精度が落ちる ➢ 比較的厳密にBB代替の視聴者を特定してBB代替による視聴を提供可能となるため、ライツクリアランスなどの条件に合致しやすい • その他、BB代替システムへの不正アクセスへの対応として、アプリ／端末の正当性確認（認められた製品であることの確認）も必要かもしれない

■ A案 - ⑦ アクセス制御（2/2）

- アクセス制御の費用算定にあたっては、必要な処理能力を中心に検討し、詳細な処理プロセスや関連業務については十分に検討できていない

項目	内容
提案の前提条件	■ アクセス制御サーバはクラウド基盤上に個別／独自に構築とする（サービス利用ではない） ■ 端末側で視聴行為を開始する際に、都度、アクセス制御を実施 ■ 最大同時アクセス数がシステムの規模に影響するが、以下のように導出した • 全ての稼働中の端末数を以下のように算出した ➢ 小規模中継局／ミニサテ局／NHK共聴の世帯カバー率がそれぞれ3%, 1%, 1%の合計5%である（出典：総務省 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 第2回 「資料2-4 日本放送協会」） ➢ その約半分（3%）の世帯が対象となると考え、全国の総世帯数に3%を乗じた165万世帯をベースに導出 • 同時利用の規模算出のため、全端末の内、直近の最高視聴率である56.4%が同時にBB代替を利用した場合を想定し、最大同時アクセス数を100万接続とした ➢ 最高視聴率は、ビデオリサーチ社 全局高世帯視聴率番組50(関東)より、直近の最高視聴率を採用 東京２０２０オリンピック・開会式（2021年7月23日(金)）NHK総合 https://www.videor.co.jp/tvrating/past_tvrating/top50/ ■ 含まれる機能 • ユーザIDの登録／変更／削除等の管理作業（ユーザDB管理） • 端末からの利用問合せに対してユーザDBと照合して判定 • 正規ユーザであることが確認出来た場合には、関連するシステムにアクセス許可を連携 ■ 含まれる費用：システム設計～構築～テスト、システム保守 ■ 含まれない費用：システム運用、ユーザ登録等（ユーザサポート）の諸業務

■ A案 - ⑧ 緊急速報（1/2）

- 緊急速報に関する実現方式を検討し、緊急速報専用の独自アプリによるプッシュ通知で行うとした

項目	内容
機能	地震速報等の緊急情報を、放送局から端末に極力遅延時間を抑えて通知する
検討ポイント	■ 緊急速報の端末へのデータ送信方法として、「映像データに重畳する方法」と「緊急速報専用の独自アプリ（プッシュ通知）を開発する方法」がある • 「映像データに重畳する方法」の場合、配信時の遅延が長くなる可能性があり、即時性が大きく劣ってしまう可能性がある • 「緊急速報専用の独自アプリ（プッシュ通知）を開発する方法」の場合、即時性は確保でき、OSの機能に依存しないアプリでの実装が可能である • 上記を踏まえ、「緊急速報専用の独自アプリ（プッシュ通知）を開発する方法」で検討

■ A案 - ⑧ 緊急速報（2/2）

- 緊急速報を実現するための主要なプロセスを検討し、必要なキャパシティ（概算）等を検討した

項目	内容
提案の前提条件	■ 緊急速報サーバはクラウド基盤上に個別／独自に構築とする（サービス利用ではない） ■ 以下のような通信シーケンスを想定 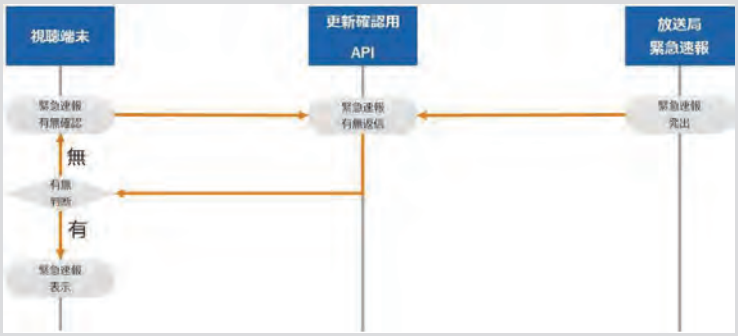 ■ 1秒間隔で、全ての端末が更新確認を行う （より即時性を高める場合、間隔を短くすることになり端末から多量の問合せを受けることになるが、それに応じて対象システムのキャパシティも大きくする必要がある） ■ ステータスの更新があった場合、該当地域と関連する情報を送信 ■ 対象となる端末数は「番組表管理」と同じ ■ 全国で1システムとする ■ 端末側アプリの開発～保守、サーバ側システムの設計～開発／構築～テスト～保守を含む

■ A案 - ⑨ 端末【概要】（1/2）

- 端末の実現方式を洗い出し、配信された放送コンテンツを受信する専用STB(HW)とAndroid等の標準OSに搭載可能なプレイヤーアプリとして実現する方式とした

項目	内容
機能	視聴者がBB代替を通じて放送コンテンツを視聴するアプリケーション／機器
検討ポイント	■ 端末の実装方式として以下のような候補の中から、③に対して何らかのOSのプレイヤーアプリを開発することを想定 ① スマートTVに直接インストールする方式 ② ハイブリッドキャスト(ハイコネ)を活用する方式 ③ STBを配布してしてアプリをインストールする方式 ■ 視聴者の録画ニーズに対応する方法として、「端末側での録画」と「見逃し配信機能の提供」が想定されるが、見逃し配信機能はオリジンサーバに実装される • 今回の検討では、「見逃し配信機能の提供」を中心に検討しているが、USBのインタフェースを持つ視聴端末（スマートテレビ、STB）、かつ、アプリでの実装を行えば、USB経由で外付けHDD等での録画に対応することも技術的には可能（ただし、外付けHDDやHDDに保存されたコンテンツの保護機能については考慮していない）

■ A案 - ⑨ 端末【概要】(2/2)

- 端末のハードウェアとソフトウェア（視聴アプリケーション）の仕様について検討した

項目		内容
提案の前提条件	端末SW（視聴アプリケーション）	■ プレイヤーアプリに実装を考慮した機能は、以下のとおり • 字幕表示 • DRM復号化 • アクセス制御との連携 ■ プレイヤーアプリの実装として考慮されていない機能は、以下のとおり • データ放送 • 番組表 • 見逃し配信時のコンテンツ検索 ■ その他、UI設計、端末の付加機能（便利機能）、番組録画機能等の詳細について検討されておらず、見積に含まれない ■ 右図に示すような通信シーケンスを想定 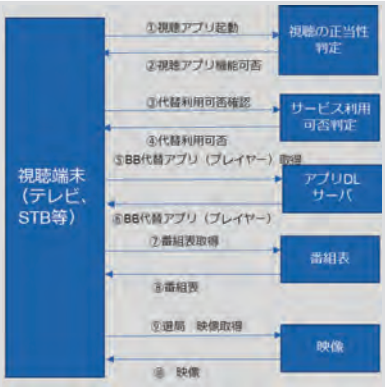
	端末HW	■ 以下の仕様を持つSTBを想定 • H.264, H.265, MPEG2, AV1等の標準的なCODECに対応 • Wi-Fi(IEEE802.11(a,b,g,n,ac))と有線LAN(RJ45, 10/100M)インタフェース • BLE4.2対応 • HDMIインタフェース • ADアダプタ、リモコン、HDMIケーブル、クイックガイドが附属 • USB2.0/3.0 Type-Aインタフェース（外付けHDD用、視聴アプリSWの費用は含まれない） ■ 各視聴世帯にSTB1台を配布 ■ STBの製造事業者に一定量以上の出荷台数をコミットすると仮定

■ A案 - その他留意事項

- A案の提案内容その他留意事項は、以下のとおり

■ 以下の項目の費用は含まれない

- システム監視機能（関連するシステムの構築～運用に関わる費用、必要な人件費 等）
- ユーザ問い合せ窓口
- プロジェクト管理
- 放送局における改修工事

2．B案の詳細

■ B案 - 概要

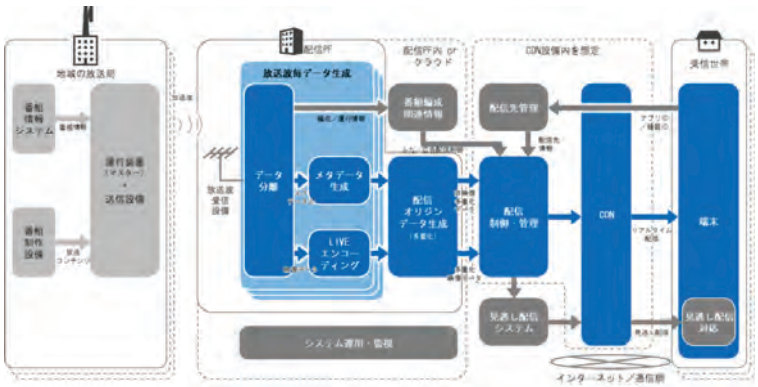

全体構成／アーキテクチャ	• システムの簡素化し、運用リスクの低減、設備投資の抑制するため、BB代替地域と同内容の **放送波を配信PFで受信**、データフォーマットを変換し、端末に動画配信を行う **独自のシステム** • 配信PFの機能は **個別開発** を中心とし、仮想化技術等で集約率を高めつつも、基本的に **オンプレ** で設置 • 配信PFは、BB代替地域と同一の **放送エリア内のデータセンタ** に設置され、全国に **分散配置** される（ただし、DC関連費用は都内と同等と仮定した）
端末	• スマートTVとして広く適用可能な **Androidネイティブアプリ** を提供（HWとして例えばAmazon FireTVが利用可能だが、費用には含まれない）
録画ニーズへの対応	• **見逃し配信機能** が実装可能だが、機能概要のみ検討（費用には含まれない）
検討された主な機能	Androidネイティブ AP / ｽﾏｰﾄﾃﾞﾊﾞｲｽでの視聴 / 720p / ABR / 音声2ch / 字幕 / 緊急情報 / DRM / アクセス制御 / データ放送 / EPG / 解説／2カ国語放送 / フタかぶせ　凡例：検討実施 / 未検討／費用未提示
放送局側の工事	• 放送波を利用することにより、基本的に **放送局側の工事は不要**（個別開発の内容によっては、放送局から関係データの取得等のため、放送局側に設備が必要な場合がある）
運用／サポート	• 基本的なHW保守とシステムのサポート（平日日勤帯のみ）は含まれているが、システムの運用監視、ユーザサポートは含まれていない

■ B案 - ① 配信プラットフォーム

- 配信プラットフォーム（配信PF）では、放送波を受信するなどオンプレ機材等を設置する必要があるが、BB代替対象地域と同一放送エリア内のDC内とした

項目	内容
機能	「放送波毎データ生成」などのオンプレ機材を設置する
検討ポイント	■ 設置場所として以下の候補が考えられる • BB代替地域に放送を行っている放送局内 • BB代替地域を含む都道府県内のNTT局舎 • BB代替地域付近をカバーするCATV局のヘッドエンド ■ 設置場所と合わせて、システムの運用／保守の体制を検討する必要があり、想定される対応者として、以下が考えられる • 外部運用／保守サービス代行時業者 • 放送局 • CATV局 ■ オンプレ利用は極力減らし、クラウドサービスを利用することで、構築～運用も含めたトータルコストを抑制する
提案の前提条件	■ 具体的な設置場所については特定せず、ラックや引込みのインターネット回線の費用は都内を想定した概算とした ■ 放送波受信設備については、見積範囲外とした

■ B案 - ② 放送波毎データ生成（1/3）

- 放送波毎データ生成では、放送波を映像データとメタデータに分離するなどの処理を行い、必要なハードウェア等を整理した

項目	内容
機能	各放送局毎の放送波を受信し、メタデータと映像データを生成する
検討ポイント	■ チューナーによって受信した放送波からデータ分離を行うための適切な機材（ハードウェア）は何か？ • 3社（X社、Y社、Z社）の機材が利用可能であることを確認し、それぞれで構成を検討した • 詳細は、別途、記す ■ 放送波の処理のため専用HWが必要となるが、受信した放送波からメタ／映像データの生成までの処理の実装方法をどうするか？ • 3社（X社、Y社、Z社）のそれぞれの機材で、実装方法を検討した • 詳細は、別途、記す
提案の前提条件	■ 放送波として６波を受信／処理 ■ 放送波毎データ生成の動作プロセス／モジュール構造 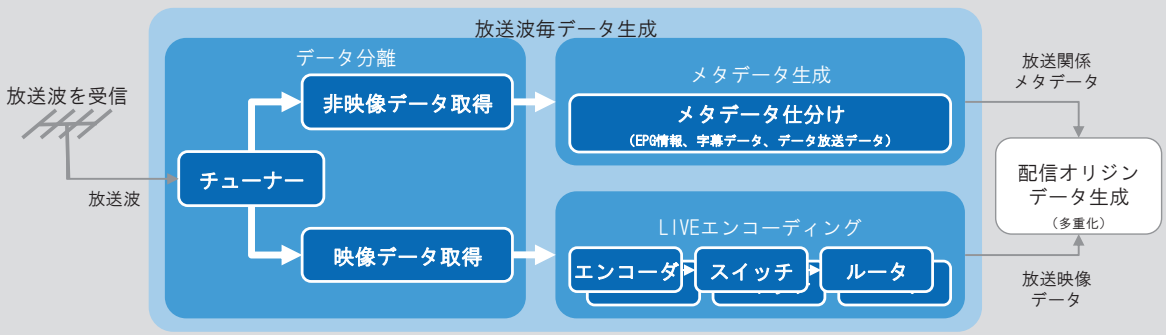

■ B案 - ② 放送波毎データ生成（2/3）

- 放送波毎データ生成の実装に関して、3社のハードウェアを用いて検討した

項目	内容	
提案の前提条件	「データ分離」と「メタデータ生成」部分の構成について、3社のハードウェアを用いて検討	
	X社	■ １波／2筐体セットのボックス型ソリューション（波数分の機器が必要） ■ 機器は、主に「チューナー」部分を担い「TS over IPパケット」を出力、データ分離を含めた「非映像データ取得」「映像データ取得」については、「メタデータ生成」「配信オリジンデータ生成」と同じサーバ上に独自開発ソフトウェアとして実装 ■ センドバック保守を基本とし、予備機を設置し、故障時にオンサイトで切替作業を行う（オンサイト作業に関わる費用は見積に含まれていない） ■ エンコーディングのビットレートを2Mbpsに抑えるなど、小規模展開を想定して詳細見積りを実施
	Y社	■ １筐体で複数波対応可能なシャーシ型ソリューション（6波の場合、1筐体で対応可能） ■ 機器は、「映像・音声チャンクファイル」「字幕メタデータ」「EPGメタデータ」を出力し、残りの「非映像データ取得」「映像データ取得」については、「メタデータ生成」「配信オリジンデータ生成」と同じサーバ上に独自開発ソフトウェアとして実装、構成により、冗長化、並びに障害時の自動代替が可能 ■ ハードウェア保守は見積に含まれるが、オンサイト作業に関わる費用は見積に含まれていない ■ 本構成を用いて詳細見積りは行わなかった
	Z社	■ 1波／1筐体のボックス型ソリューションと専用処理ボードを搭載したIAサーバを合わせたソリューション ■ 「データ分離」だけでなく、「メタデータ生成」と「配信オリジンデータ生成」も含めて同一IAサーバに実装され、「映像・音声チャンクファイル」「字幕データ」「EPGデータ（EPGのHTML）」「データ放送データ（データ放送のHTML）」「文字スーパー」を出力し、IAサーバ上の独自開発ソフトウェアとして実装 ■ ハードウェア保守は見積に含まれるが、オンサイト作業に関わる費用は見積に含まれていない ■ 開発ソフトウェアのライセンス費用は、波数に応じた月額として発生する ■ 大規模展開にも対応し、エンコーディングのビットレートを6Mbpsとした詳細見積りを実施

■ B案 - ② 放送波毎データ生成（3/3）

- 放送波毎データ生成に含まれるLIVEエンコーディングやメタデータ生成の仕様について検討した

項目	内容
提案の前提条件	■ ABRには非対応 ■ 「LIVEエンコーディング」部分の仕様は以下のとおり • 冗長化を前提とし2台構成とする • 各エンコーダが3波のエンコード処理を実施 • エンコーダーの再起動、設定変更等のためのリモートアクセス機能については、見積範囲からは除外 • 放送映像信号入力：HD-SDI （4K放送は非対象） • エンコード形式：HLS（H.264） • 画サイズ：HD（1,280×720pix） • フレーム数：30 fps/60fps • ビットレート：6Mbps、2Mbps（ABRには非対応） （ただし、使用するHWのスペックとして、6Mbps, 3Mbps, 1.5Mbps, 768kbps, 384kbps, 192kbpsに対応可能） ■ 「メタデータ生成」部分の仕様は以下のとおり • 開発言語：Java、XML • 可用性を考慮し、冗長化構成

■ B案 - ③ 配信オリジンデータ生成（1/2）

- 配信オリジンデータ生成について、放送波毎データ生成との機能連携を考慮し、必要機能と実装方法を検討した

項目	内容
機能	放送波毎データ生成で生成されたメタデータ（EPG情報、字幕データ、緊急放送データ、データ放送データ（ハイブリッドキャストの場合、URL））と映像データをもとに、HLSとして配信可能な映像データ（字幕を含む）、及び、データ放送／EPGのHTMLを生成
検討ポイント	■ 本機能（③ 配信オリジンデータ生成）と「② 放送波毎データ生成」機能を、どのように分離して実装するか？ • 「② 放送波毎データ生成」にて「X社」と「Y社」の機器を利用する場合には、本機能を「② 放送波毎データ生成」とは別のシステムとして実装 • 「② 放送波毎データ生成」にて「Z社」の機器を利用する場合には、「② 放送波毎データ生成」と「③ 配信オリジンデータ生成」を「Z社」のシステム内にて実装 ■ 本機能を、「物理サーバ」、もしくは、「（クラウドサービス等の）仮想サーバ」のどちらで実装するか？ • 運用も含めたトータルコストを抑制するため、主に「仮想サーバ」を利用を想定 • ただし、「Z社」の場合、Z社提供の「物理サーバ」となる可能性がある • 「X社」「Y社」「Z社」ともに、設置場所は配信PF内になるが、詳細の実装方法は未定

■ B案 - ③ 配信オリジンデータ生成（2/2）

- 配信オリジンデータ生成に必要な処理／機能やケイパビリティを整理し、費用算定に必要な条件を取りまとめた

項目	内容
提案の前提条件	■ 配信オリジンデータ生成の動作プロセス／モジュール構造 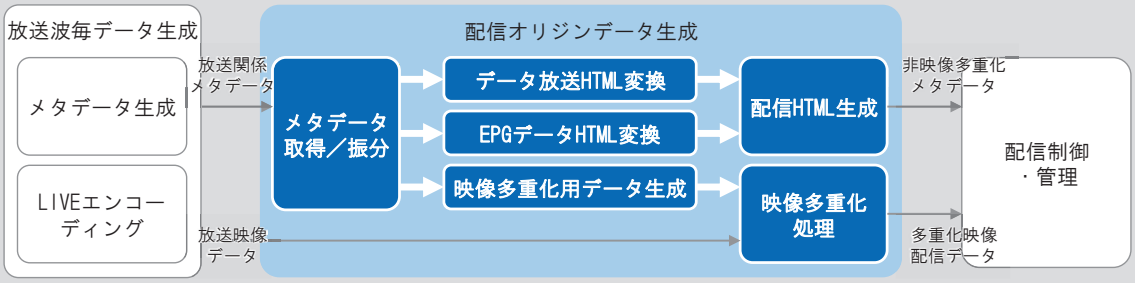 ■ 「データ放送HTML変換」では、データ放送（BML）の時にはデータ形式をHTMLに変換するが、ハイブリッドキャストの場合には、URLを取得する ■ 「映像多重化用データ生成」では、映像データに多重化するための字幕データを取得する ■ 「映像多重化処理」では、映像多重化用データ生成で生成された「字幕データ」をLIVEエンコーディングで生成された「映像データ」に多重化処理を行う ■ 開発言語：Java、XML ■ 可用性を考慮し、冗長化構成

■ B案 － ④ 配信制御・管理

- 配信制御・管理に必要な処理／機能やケイパビリティを整理し、費用算定に必要な条件を取りまとめた

項目	内容
機能	配信オリジンデータ生成で生成された「非映像多重化メタデータ」と「多重化映像配信データ」を配信先管理に基づきCDN経由での配信（リアルタイム配信のためのオリジンサーバ機能）を行う （見逃し配信に対応する際は、見逃し配信システムにとも連携）
検討ポイント	■ 本機能をどのように実装するか？ • 「CDNサービス」として利用するが、以下の２種類の方法が考えられる ➢ 比較的コストを抑えやすい「既存CDN設備の利用」 ➢ 設計の自由度が高く、必要リソースを確保しやすい「独自設備構築」
提案の前提条件	■ 対象世帯数は、3,000世帯 ■ 配信制御・管理の動作プロセス／モジュール構造 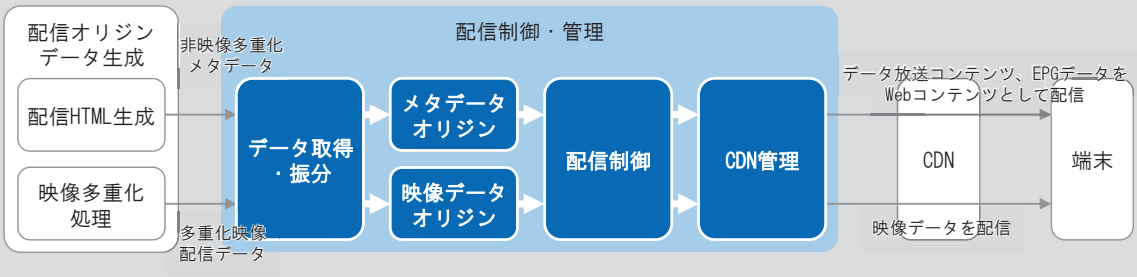

■ B案 － ⑤ 番組編成関連情報

- CM差替えやフタかぶせの処理を行う番組編成関連情報について、必要機能の概要をとりまとめるに留め、具体的な費用提示は行わないこととした

項目	内容
機能	データ分離から編成情報を取得し、「フタかぶせ」と「CM差替え」の処理を配信制御・管理と連携して行う
検討ポイント	■ 各放送局のオペレータが「フタかぶせ」「CM差替え」の処理（フタかぶせのマニュアル運用も含む）の入力を行う必要があるが、運用体制や各放送局と本システムを接続するネットワークなどを検討／構成する必要がある ■ 動画広告については、外部サービス（AD Network）等との連携が必要になる可能性がある ■ オペレータ操作等のため、各放送局とネットワークを接続する必要がある
提案の前提条件	■ CM差替えの処理概要 • 編成情報のCM情報に基づき対象CMの差替処理を実施 • 外部サービスのAD Network等より、差替する広告動画を取得し、配信制御・管理モジュールにて差替えを行う ■ フタかぶせの処理概要 • 編成情報のフタかぶせ情報に基づき対象箇所の差替処理を実施 • フタかぶせ用の素材を事前にDB化 • フタかぶせ情報に基づき素材を取得し、配信制御・管理モジュールにて差替えを行う • オペレータによるマニュアル処理も可能とする必要がある ■ 不確定要素が多いため、具体的な費用は一切提示しない ■ 番組編成関連情報の動作プロセス／モジュール構造は右図のとおり 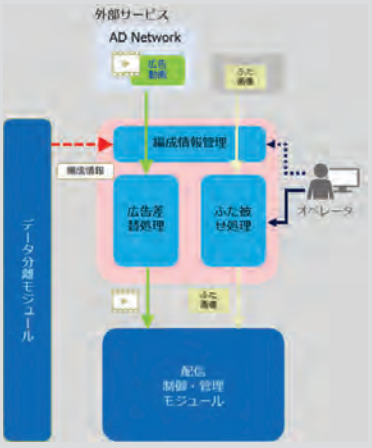

■ B案 - ⑥ 配信先管理

- アクセス制御を行う配信先管理について、必要機能の概要をとりまとめるに留め、具体的な費用提示は行わないこととした

項目	内容
機能	BB代替の対象地域外への配信を拒否するため、BB代替による放送コンテンツの視聴を試みる端末／視聴者が該当地域に所属するものであること（正当性）を確認し、確認できないものについては利用できないようにする
検討ポイント	■ 正当性を確認する方法として、様々な方法が考えられるが、対象地域に紐付く形で配布した視聴アプリケーション毎に付与する「アプリケーションID」をもとに正当性の確認が行えないか？ ■ BB代替の対象地域、世帯の管理方法、アプリケーションの配布方法、登録データの更新頻度／方法などの詳細を決定する必要がある
提案の前提条件	■ 視聴アプリケーションと連携し、配信先管理で配信の可否を判断し、結果を配信制御・管理に連携する ■ 不確定要素が多いため、具体的な費用は一切提示しない ■ 配信先管理の動作プロセス／モジュール構造は右図のとおり 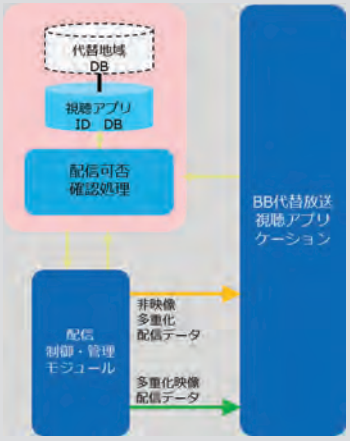

■ B案 - ⑦ 見逃し配信システム

- 見逃し配信システムについて、必要機能の概要をとりまとめるに留め、具体的な費用提示は行わないこととした

項目	内容
機能	見逃し配信のために、リアルタイム配信の放送コンテンツを保存するとともに、視聴アプリケーションのUIからの配信リクエストを受けて、該当する放送コンテンツをCDNへ送出し、視聴アプリケーションに表示する
検討ポイント	■ 見逃し配信の対象期間を設定し、ストレージ容量等を決める必要がある ■ 見逃し配信によるトラヒックを予測する必要がある
提案の前提条件	■ 機能概要 • 配信制御・管理モジュールより同時配信ソースを分離し、1次ストレージに全て蓄積し、番組単位に切出す • DRM処理を付加し、番組単位のオリジンデータ、並びに見逃し番組表を生成 • オリジンデータを2次ストレージに蓄積 • これらを対象放送チャンネル毎に実施 • 視聴アプリ側で見逃し配信対応のUIを付加 ■ 全放送を対象とする（権利処理済み） ■ BB代替えにて提供して付帯サービスも提供 ■ 番組単位での見逃し視聴を可能とする ■ DRM処理を実施 ■ 不確定要素が多いため、具体的な費用は一切提示しない ■ 見逃し配信システムの動作プロセス／モジュール構造は右図のとおり 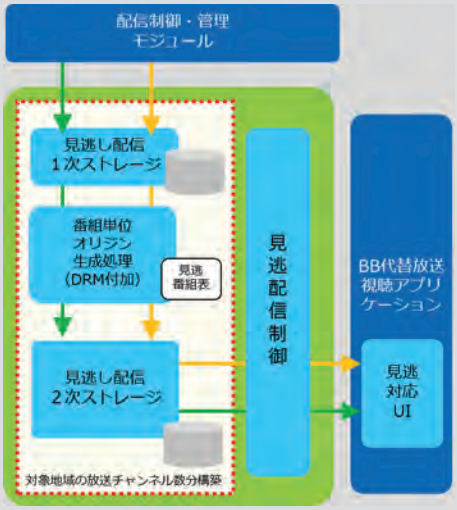

■ B案 - ⑧ CDN

- CDNの実現方法を検討し、既存のCDNサービスの既存設備で対応する方式を採用し、費用算定に必要な情報を取りまとめた

項目	内容
機能	オリジンサーバで生成されたBB代替配信用放送コンテンツを効率よく受信世帯に配信
検討ポイント	■ CDNのキャッシュサーバの配置方法として、「受信世帯が利用するISPに新たに設置する方法」と「既存のCDNサービスの既存のサーバを利用する方法」がある • 今回の検討では、比較的導入が容易な「既存のCDNサービスの既存のサーバを利用する方法」で検討
提案の前提条件	■ CDNサービスの月額料金は、月間流量に応じて決まっており、コミットした流量まで固定料金となり、それ以上は1GB単位で超過料金が発生する ■ 既存の料金プランは、以下の6つがある • 1,000GB, 5,000GB,10,000GB, 20,000GB, 30,000GB, 50,000GB • 50TB以上は個別に見積 ■ 試算に用いた流量は、以下の計算式で算出 • 平均トラヒック x 対象世帯数 x 平均視聴率 x 24h x 30day ■ 見積では、「流量」に「想定される単価」を乗じて、費用を算定

■ B案 - ⑨ 端末 (1/3)

- 端末に搭載される視聴アプリケーションの実装方法を中心に検討を行い、Androidベースのネイティブアプリを提供することとした

項目	内容
機能	視聴者がBB代替を通じて放送コンテンツを視聴するアプリケーション／機器
検討ポイント	■ 端末の実装方式として、Androidベースのネイティブアプリとして開発することを想定 • 主な理由として、以下が挙げられる ➢ 異なる環境毎にアプリ構築／検証が発生し、開発費用が膨れるために、ユーザが利用しやすい環境に絞る必要がある ➢ Hybridcastブラウザとしての実装も考えられるが、高機能アプリの実現が難しい ■ Androidベースの外付けデバイスとして実装した場合の特徴 • 長所 ➢ 動作環境が標準化されているため、開発、検証工数を抑制できる ➢ 多くの種類の機能が実装可能で複雑な機能も実現と思われる ➢ 既存のオンラインによるアップデートの仕組みが利用可能 ➢ 受信機側の入力切替での自動起動化、または専用リモコンでの起動など、視聴者が使いやすい機能を標準で ➢ ダウンロードしインストールしたSW毎にID付与が付与され、起動されたアプリの特定が標準の機能で可能（BB代替対象地域の限定や視聴者管理などに利用可能と思われる） • 考慮事項 ➢ 各BB代替による視聴世帯の受像機毎に新たにこのハードウェアを提供する必要があり、その費用（HW費用、流通、導入、ユーザサポート等）が発生する ➢ 配布のためのコスト（流通、初期サポート等）

■ B案 - ⑨ 端末 (2/3)

- 端末に搭載される視聴アプリケーションに必要な処理／機能やケイパビリティを整理し、費用算定に必要な条件を取りまとめた

項目	内容
提案の前提条件	■ 端末（視聴アプリケーション）の動作プロセス／モジュール構造 • CDN経由で配信された、視聴する映像データと全ての放送波のメタデータを取得 • 各放送波のEPGデータを統合 • 映像データの配信元（配信URL）、その他メタデータ取得元情報を放送波毎に管理 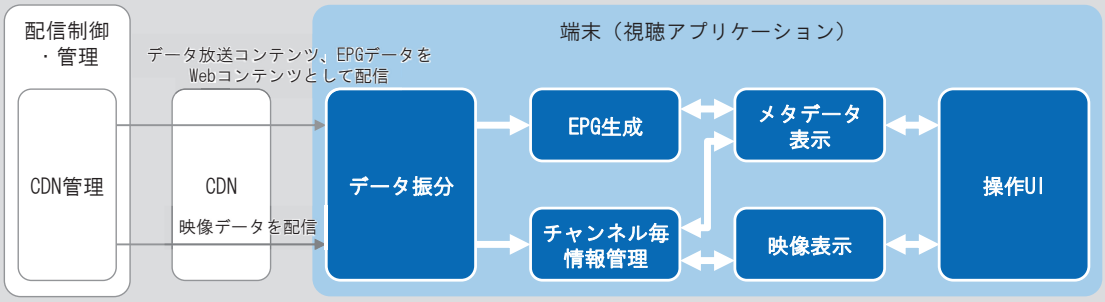 ■ Android ネイティブアプリケーションとする ■ 開発言語：Java, Kotlin ■ 動作環境：Android 7以降 ■ 対応デバイス： Android スマートフォン、タブレット、Amazon FireTV（第２世代以降）、Google ChromeCast ■ 配布・管理方法は、Google Playに依存 ■ UIについては初期リリースとして最小限

■ B案 - ⑨ 端末 (3/3)

- 視聴アプリケーションは、継続的な保守／更新作業が必要と考え、費用算定に必要な条件を取りまとめた

項目	内容
提案の前提条件	■ ユーザー満足度を向上させる施策等を盛り込んだ開発・保守として、以下の対応を考慮 • アプリ保守（問い合わせ対応、技術サポート） • 月1回程度のアプリリリース（Google, Amazonへの申請） • アプリ不具合監視、改善対応 • 新機種への対応

■ B案 - ⑩ システム運用・監視

- システム運用・監視について、必要機能の概要をとりまとめるに留め、具体的な費用提示は行わないこととした

項目	内容
機能	システムの各機能の稼働状況を監視／制御を行う
検討ポイント	■ 監視を行う項目、監視レベル、対応プロセス、体制を検討／構築する必要がある
提案の前提条件	■ 監視対象 • 放送波毎データ生成、配信オリジンデータ生成、配信制御・管理、CDN、視聴アプリケーション 等 • 関連するSW, HW, サービス ■ ダッシュボードへの稼働状況の表示と、各モジュールの制御（起動・停止）、ハードウェアの制御（起動、停止）、CDNの各種制御を行うUIを持つ ■ 異常発生時には、ダッシュボードへの表示、及び、メール等での通知を行う ■ 不確定要素が多いため、具体的な費用は一切提示しない ■ システム運用・監視の動作プロセス／モジュール構造は右図のとおり

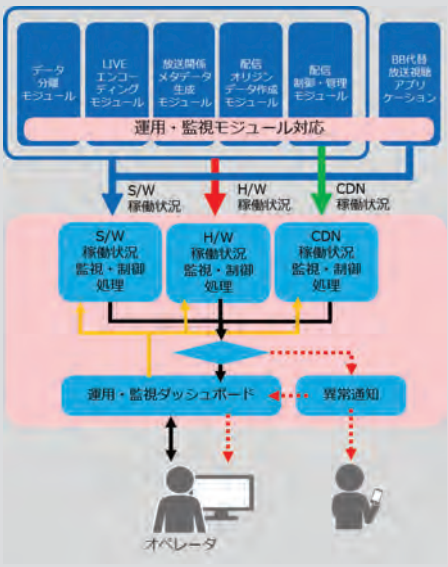

■ B案 - その他留意事項

- B案の提案内容その他留意事項は、以下のとおり

■ 1つの配信プラットフォームで「3,000世帯」に配信するとした

■ 以下の項目の費用が含まれている
- 要件定義、全体設計
- サポート（CDNサービス、専用設備、ライブサポート）の提供は、平日日勤帯のみ
- ハードウェア機器の保守のサービス内容は、24時間オンサイト保守
- 各配信PFのインターネット接続向けDDoS対策

■ 以下の項目の費用は含まれない
- 「配信先管理（アクセス制御）」「見逃し配信」「番組編成関連情報（フタかぶせ、CM差替え）」
- システム構築に伴う実費（宿泊・交通費等）
- システム監視機能（関連するシステムの構築～運用に関わる費用、必要な人件費 等）
- ユーザ問い合せ窓口
- 放送局側対応関連（放送波毎データ生成の構成によっては放送局から関連データ（データ放送のデータ等）の取得が必要な場合がある）

■ 「放送波毎データ生成」の構成に関して具体的な金額提示があったのは、以下の2パターン

パターン	データ分離	配信制御・管理	配信トラヒック
①	X社	既存CDN設備の利用	想定される平均トラフィック量の半分 （0.85Mbps/世帯）
②	Z社	独自設備構築	想定される平均トラヒック量相当 （1.7Mbps/世帯）

- 以降でのシミュレーションに基づく試算は、提供条件が揃いやすい「パターン②」を用いて実施した

3．各ソリューションの特徴（詳細）

■ 各構成の特徴 - 「モノ」の視点での分析

- A案では、既存の動画配信サービスを使って配信PFは東京と大阪に設置され集約される
- B案では、配信PFはBB代替対象地域の放送エリア内に個別に設置され、オンプレで構築

	A案	B案
① 設備の配置 配信PFの地理的な配置状況	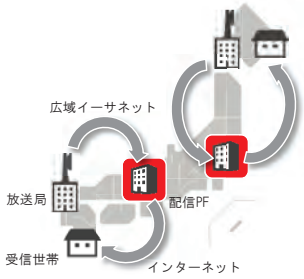 ■ DC／クラウド／IXなどが多数存在し、設置環境の優れた東京と大阪に配信PFを設置 ■ 各放送局の放送コンテンツは、一旦、配信PFに集約／処理され、再び、その放送地域の受信世帯に配信 ■ 設備の集約率が高い ■ 集中化により、放送局～受信世帯の経路が冗長	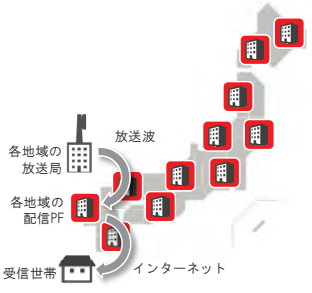 ■ 各地域の放送波を受信するため、配信PFはBB代替対象地域の放送エリア内のDC設備に配備され、各放送地域毎に分散配置 ■ 同一放送エリア内では設備集約が可能であるが、全国レベルでは少なくとも各都道府県（広域圏は各広域圏。ただし、BB代替を実施する都道府県・広域圏のみ）に分散配置される
② 構築／提供形態 配信PF内の各機能の実現における構築方法／提供形態	■ 既存の動画配信サービスやクラウドサービスを、最大限に活用 ■ 既存サービスで提供出来ない「アクセス制御」等は、既存のIaaSサービス上にシステムを構築 ■ クラウドサービスの利点を活かした、迅速で柔軟なシステム構築～運用が可能	■ 各地の配信PF内に専用HW／SWを用いてオンプレミスでシステムを構築 ■ 仮想サーバ技術を用いて各種サーバ機能を同一HW上で実現 ■ オンプレミス構築の利点を活かし、パッケージサービスでは実現の難しいきめ細やかな機能実装が可能

以後、上記の特徴を表現するため **A案 = 東西集約型** **B案 = 地域分散型** と呼ぶ

■ 各構成の特徴 - 「ヒト」の視点での分析（1/3）

- A案では、STBを用いた視聴環境が提供され、障害を引き起こすSPOFは配信PFシステム内にない
- B案では、Androidネイティブアプリが提供され、地域の配信PFがSPOFになりうる

		A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
視聴者視点	③ 提供される視聴環境 視聴者が端末を通じて利用可能な機能や実現される環境の差異	■ 受信者宅内にSTB型のハードウェアを設置し、既存のテレビ受像機に接続 ■ **含まれる機能**： 画質=1080p～232p(ABR)、EPG、字幕、緊急情報表示 ■ **含まれない機能**： PC／スマートデバイスでの視聴、データ放送、解説放送／2カ国語放送 ■ 遅延時間は、30秒程度（フタかぶせなしの場合） ■ 提供される機能の詳細については、別紙「仮置きした品質・機能要件との比較」を参照	■ Androidネイティブアプリが提供され、別途、Amazon FireTV（ドングル型）等のHWを既存のテレビ受像機に接続（見積にはHWの費用は含まれない） ■ **含まれる機能**： 画質=720p※1、PC／スマートデバイスでの視聴、EPG、字幕、データ放送 ■ **含まれない機能**： ABR、緊急情報表示、解説放送／2カ国語放送 ■ 遅延時間は、地デジ放送の遅延+20～30秒程度（フタかぶせなしの場合） ■ 提供される機能の詳細については、別紙「仮置きした品質・機能要件との比較」を参照
	④ 導入容易性 BB代替を導入する際にハードルとなる事項と総合的な影響	■ 一般的なSTBと同様の手順での設置のため、難易度は標準的（ただし、STBのインターネット接続等のSTB側の設定はSTBのUIに依存）	■ AndroidベースのHWについては、メーカ協力の下、インストールが可能となり、ドングル型端末の場合は既存サービスと同様の手順での設置のため、難易度は標準的
	⑤ 番組視聴の障害に至る要因 障害／事故等で希望する番組を視聴できない状況が発生する要因とその可能性	■ 放送局側のマスター設備とBB代替設備の接続、エンコーダ故障（冗長化構成） ■ 広域イーサネットサービスの大規模障害（アクセス回線は冗長化） ■ 配信PFの障害（東西で冗長化） ■ インターネット～CDNの障害 ■ 端末を含めた視聴者宅内の障害 SPOFなし	■ **配信PFの障害（SPOF）** （ただし、追加費用は発生するが、各配信PFの冗長化を個別に検討／実施して対策することは可能） ■ インターネット～CDNの障害 ■ 端末を含めた視聴者宅内の障害

※1 地上放送用にMPEG-2でエンコードした映像を配信用にH.264で再エンコードする事になるため、画質の劣化が懸念される

■ 各構成の特徴 - 「ヒト」の視点での分析（2/3）

- A案では、ネット同時配信と同様の局内工事が必要で、サービスパッケージを利用することになる
- B案では、各放送局側では基本的に工事は不要で、各地域毎に個別ニーズに対応可能

		A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
放送事業者視点	⑥ 構築～運用に必要なリソース 放送APを実現／利用するために必要となるヒトや設備等のリソースの種類と多寡	■ 新たにBB代替実施のため、放送局内にマスター設備と接続する形で「リアルタイムエンコーダ」の設置と、配信PFと接続する「回線」の敷設が必要 ■ 構築後も、運用体制等のリソースが必要 ■ ただし、一部については、他のネット関連の施策のリソースとの共有が可能かもしれない	■ 通常の放送波を配信PFで受信するため、標準的な構成では放送事業者側に新たな設備等は不要 （配信PFは少なくともBB代替対象地域が存在する放送エリア単位には設置の必要がある）
	⑦ 導入容易性 放送事業者が放送APを導入する際にハードルになる事項と総合的な影響	■ 通常のネット同時配信と同様ではあるが、放送局側でマスター設備との接続、エンコーダー設置、回線敷設などの工事等が発生する	■ 放送局側で新たな設備が不要のため、導入容易性は高い ■ ただし、配信PFの機能によっては、配信PF側でデータ放送のデータ取得等のため、放送局との回線等が必要になる可能性もある
	⑧ 個別ニーズへの対応 各放送事業者の個別の事業戦略やニーズに対応できる柔軟性	■ 基本的に、既存サービスのパッケージを全国で共通の基盤を利用することになり、個社毎の個別のニーズへの対応には制限がある	■ 各放送事業者が地域内の他の事業者と調整可能な範囲内であれば、比較的自由度高く個別ニーズへの対応が可能

✓ 現時点で、各放送事業者のBB代替に対する個別ニーズは、有無も含めて不明である

■ 各構成の特徴 - 「ヒト」の視点での分析（3/3）

- A案では、１つの提供事業者が構築～運用保守まで対応する
- B案では、提供事業者が構築～運用保守を行いつつ、現地のオンサイト保守等の調整が必要

		A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
その他	⑨ 放送APの構築／運用体制 放送事業者以外で、放送APの構築～運用に際して必要となる人員や体制	■ 配信PFのシステム構築／運用は、ソリューションの核となる「動画配信／クラウドサービス」の提供事業者（A案の提案者）が中心的に実施 ■ 各地域の放送局と配信PFを接続する広域イーサネット網は、「動画配信／クラウドサービス」の提供事業者が中心となって取りまとめ ■ 以下の項目については、今後、検討／調整が必要 • 詳細なシステム監視／アプリケーション動作監視 • アクセス制御のための、管理情報（BB代替対象世帯を特定する情報）の更新 • 受信者のBB代替利用を支援するユーザサポート ■ 配信PFの設置場所等が限定されているため、構築／運用体制の確立に向けて見通しが立てやすい	■ 配信PFのシステム構築は、B案の提案者が技術設計等も含めて中心的に実施 ■ システム運用については、提案では平日日勤帯でのサポートとなっており、システム／アプリケーション動作監視を含めた「１次保守体制」を、別途、検討／調整が必要（提案者は、１次保守のエスカレーション先） ■ 配信PFが各地に分散しており、オンサイト保守などについて使用するDCに合わせて個別に調整する必要がある ■ 以下の項目については、今後、検討／調整が必要 • 詳細なシステム監視／放送監視 • アクセス制御のための、管理情報（BB代替対象世帯を特定する情報）の更新 • 受信者のBB代替利用を支援するユーザサポート ■ 各地域毎に体制を構築することも可能であるが、実装に合わせた調整が必要となり、現段階では見通しが十分ではない

■ 各構成の特徴 - 「情報」の視点での分析

- A案では、既存技術を活用することになり、既存設備利用と合わせて不確定要素が少ない
- B案では、独自技術を活用することになり、各地の個別設置と合わせて不確定なことが多い

	A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
⑩ 仮置きした品質・機能要件との整合性 「仮置きした品質・機能要件」の各項目の実現可能性、もしくは、実現に際しての課題	■ 未検討／見積除外の事項 • PC／スマートデバイスでの視聴 • データ放送 • 解説放送／2カ国語放送 • マルチ編成 • 広告差替え • フタかぶせ ■ 詳細は、別紙「仮置きした品質・機能要件との比較」を参照	■ 未検討／見積除外の事項 • 720p以外の1080p～180pの複数の画質 • ABR • コンテンツ保護 • 緊急情報表示 • 解説放送／2カ国語放送 • マルチ編成 ■ 広告差替え／フタかぶせについては、概念提示のみ ■ 放送波から各種メタデータを分離／フォーマット変換を行うことになっているが、具体的なアルゴリズム等については、別途、詳細検討が必要 ■ 詳細は、別紙「仮置きした品質・機能要件との比較」を参照
⑪ 必要な技術／知見 放送APを実現するために必要となる技術や活用できる過去の経験／知見	■ 既に番組配信等にも利用されているシステム／サービスを利用するため、ほとんどは、既存の技術／知見で構成できる ■ ただし、データ放送の実現には、不確定要素が多い	■ 類似のシステムが広く使われている状況ではないが、技術的検証は実施済 ■ 例）放送波から各種メタデータを分離／フォーマット変換を行うことになっているが、具体的なアルゴリズム等については、別途、詳細検討が必要
⑫ 実現に向けた予見可能性 放送APの実現に向けた現時点での不明な点や不確定要素	■ 既存の技術／知見を活かし、既存のファシリティ／サービスを利用するため、比較的、不確定要素が少ない	■ 構築に関しては、新規にソフトウェア開発を行う部分が多く、保守に関しては、配信PFが全国各地に分散し新規に設置することになるため、実現に向けて、現時点で不確定なことが多い

■ 各構成の特徴 - 「カネ」の視点での分析

- A案では、既存サービスを活用して構築するために、比較的短時間での実現が可能
- B案では、新規にスクラッチ開発が必要なため、利用までに相応の時間を要する可能性がある

	A案（東西集約型）	B案（地域分散型）
⑬ 時間／プロセス 放送APの実現に必要となる時間／プロセス	■ 主に既存サービスを活用して構築するため、比較的、短時間に実現可能と思われる ■ ただし、以下の項目については、個別の調整や事前の方式検討などが必要 • 各放送局でのマスターとの繋ぎ込み（広域イーサネット回線の開通等を含む） • 番組表管理（新規システム構築） • アクセス制御（新規システム構築、制御方法を含めて基礎的な事項から検討が必要） • 緊急速報（新規システム構築） • 端末（録画機能を含めた仕様／基礎的なアーキテクチャ検討／UI等の設計を含めた開発）	■ 主にスクラッチでの開発が大部分を占め、詳細仕様などを順次詰めていく必要があるため、実現まで相応の時間を要すると思われる ■ ただし、以下の項目については、個別の調整や事前の方式検討などが必要 • 配信PFを設置するDC（コロケーション手配） • 放送波毎データ生成（新規システム構築） • 配信オリジンデータ生成（新規システム構築） • 配信先管理（新規システム構築） • 見逃し配信（新規システム構築） • 端末（録画機能を含めた仕様／基礎的なアーキテクチャ検討／UI等の設計を含めた開発）
⑭ 費用 放送APの実現に必要となる費用／総コスト	詳細検討を実施し、別途示す	

4. 費用構造分析における不確定要素

■ A案 -費用構造分析における不確定要素

- 複数の不確定要素を含んでいるが、傾向として、単一放送設備あたりの視聴世帯数が少なく、放送エリア内の波数が少ない地域をより多く束ねることで経済合理性が出やすくなる

分類	固定 の費用	波数 で変化する費用 23 波	配信PF の数で変化する費用	世帯数 で変化する費用 62,258 世帯
5年間の総額	10 % 程度	20 % 程度	なし	70 % 弱 程度

固定の費用 / 波数で変化する費用 / 世帯数 で変化する費用

従って

BB代替の経済合理性が出やすい地域		
	✓ 単一放送設備あたりの視聴世帯数が少ない	世帯数で変化する費用を抑制
	✓ 放送エリア内の波数が少ない	波数で変化する費用を抑制
	✓ 上記の条件で、なるべく多くの地域に適用し、対象世帯数を増やす	固定費の経済性を高める

ただし、

費用構造分析における不確定要素

過小／過大評価の可能性

- ✓ 視聴アプリケーション、番組表管理、緊急速報などのシステムの **個別開発費用** の大部分を占めるが、詳細機能まで設計できていないため、非常に **大雑把な費用** となっている

過小評価の可能性

- ✓ **視聴アプリケーションの優れたUI** や **複雑なアクセス制御**、**データ放送の提供** などを実装する場合は、追加の費用が発生する

過大評価の可能性

- ✓ **配信PF機能のサービス提供費用** が大部分を占めるが、以下の算出条件により **試算が上振れ** している可能性がある
  - 各費用は **標準定価** をもとにしている

過小評価の可能性

- ✓ **見逃し配信の視聴可能期間** を **30日以上** にする場合、**追加の費用** が発生する

過大評価の可能性

- ✓ 1世帯あたりの費用の中で、**CDNの費用** が大部分を占めるが、以下の算出条件により **試算が上振れ** している可能性がある
  - CDN費用は **標準定価** をもとにしている
  - 1世帯あたりの **トラヒック量の見込み** が精緻化されていない
- ✓ 端末(HW)の費用についても調整が可能かもしれない

■ B案 -費用構造分析における不確定要素

- 世帯数が全体費用に大きく影響を与えるように見えるが、アクセス制御や録画ニーズへの対応などの費用を含んでいないため、経済合理性を議論するためには、更なる見積精度の向上が必要

分類	固定 の費用	波数 で変化する費用 23 波	配信PF の数で変化する費用	世帯数 で変化する費用 62,258 世帯
5年間の総額	1 % 以下	1 % 以下	10 % 程度	90 % 程度

配信PF の数で変化する費用 / 世帯数 で変化する費用

ただし、これには「アクセス制御」や「録画ニーズへの対応」に関連する費用が含まれていないなど、以下に示すような不確定要素を含んだ結果のため、B案における経済合理性を議論するためには、更なる検討による見積精度の向上が必要と考える

費用構造分析における不確定要素

過小評価の可能性

- ✓ **アクセス制御**、（見逃し配信等の）**録画ニーズへの対応** などの追加の費用が発生する可能性が高い

過小／過大評価の可能性

- ✓ 視聴アプリケーション、放送波毎データ生成などのシステムの **個別開発費用** の大部分を占めるが、詳細機能まで設計できていないため、非常に **大雑把な費用** となっている

過小評価の可能性

- ✓ **視聴アプリケーションの優れたUI** を実装する場合は、追加の費用が発生する

過小／過大評価の可能性

- ✓ **放送波毎データ生成のラインセンス費用** が含まれるが、詳細機能まで設計できていないため、非常に **大雑把な費用** となっている

過小／過大評価の可能性

- ✓ 3000世帯を超える大規模な配信における **配信PF内の機器／LAN構成** は十分に検討できていない
- ✓ **ラックの費用**、**インターネット回線の費用** 等を都内の基準で試算しているため、地方との価格差が発生する可能性がある

過大評価の可能性

- ✓ 1世帯あたりの費用の中で、**CDNの費用** が大部分を占めるが、以下の算出条件により **試算が上振れ** している可能性がある
  - CDN費用は **標準定価** をもとにしている
  - 1世帯あたりの **トラヒック量の見込み** が精緻化されていない
- ✓ 3000世帯を超える **大規模な配信** における **配信制御・管理の構成** が十分に検討できていない

5．放送アプリケーションに関する主要論点等

ブロードバンド代替のための放送アプリケーションに係る主要論点(1/2) 54

#	分類	主な論点	意味	選択肢の例	影響／効果（一般論）
1	利用側の環境	提供される機能／仕様	通常の放送波による放送との違い	① 放送波で実現されている事が全て行える（フタかぶせなし） ② 放送波で実現されている利便性に関わる機能の一部に制限がある	■ 実現される機能が多いほど、視聴者の満足度は向上するが、経済性は下がる ■ 容易に実現できる機能と、実現のためにより多くの費用／リソースが必要な機能が存在する
2		視聴者への提供物品	BB代替による視聴のために視聴世帯に提供される物品	① HWとSWのパッケージ ② SWのみ(BYOD)	■ パッケージ化によって、視聴者の導入容易性は向上するが、視聴環境の自由度が低下する
3	提供側の仕組み／条件	配信PFにおける番組コンテンツの取得方法（放送局との接続方法）	配信PFで番組コンテンツ等を受け取るためにどのような方法を取るのか？	① 放送局にエンコーダを設置し配信PFとの間を回線で接続する ② 放送波を利用する	■ 放送波を利用する場合、放送局側で工事が不要など、放送事業者の負担が少ない
4		配信PFの配置	配信PFをどこに設置するのか？	① 東京と大阪に集約する ② 放送エリア毎に分散する	■ 集約すると固定費を中心に経済合理性が高まる ■ 分散によって、配信PF提供事業者の参入機会が増え、放送事業者の自由度が高まる ■ （合わせて冗長性についても要検討）
5		録画ニーズへの対応方法	視聴者の録画ニーズにどのように対応するか？	① 端末側で外付けHDDに録画 ② 配信PF側で見逃し配信の提供	■ 端末側での録画によって、既存の録画によるタイムシフト視聴とほぼ同様の環境が実現できるが、端末側の費用増加などの影響

ブロードバンド代替のための放送アプリケーションに係る主要論点(2/2)

#	分類	主な論点	意味	選択肢の例	影響／効果（一般論）
6	提供側の仕組み／条件	通常の放送とBB代替の混在	特定の放送エリアにおいて、通常の放送波による放送とBB代替の混在を許容するか？	① 放送エリアの全ての放送波をBB代替に置き換える ② 通常の放送波での視聴とBB代替の混在を許容する	■ 混在を許容することで、放送事業者の選択の自由度が高まり、BB代替導入のハードル（放送事業者視点）は下がるが、視聴者の視聴における操作が煩雑になる
7	提供側の仕組み／条件	アクセス制御の判断ロジック	毎回のBB代替による視聴リクエストに対して、どのように可否を判断するか？	① 登録されたユーザID ② その他に視聴者を推定できる情報（IPアドレスジオロケーション等）	■ ユーザIDに基づくアクセス制御では、比較的厳密に利用可否を制御できるが、引越しや災害等でその地域での視聴が必要になった場合、利用できるようになるまでリードタイムが発生する。また、膨大なデータの管理に費用を要するほか、個人情報保護への配慮が必要 ※ 関連する論点を別頁「【参考】アクセス制御の実現に向けた主な論点（案）」で整理している
8	ステークホルダー	配信PF構築のPJオーナー	BB代替を導入する際、誰が配信PFの構築等を主幹するのか？	① 特定の放送事業者 ② 特定の団体／コンソーシアム（特定の放送エリア毎、全国共通 等） ③ その他（行政等）	■ （一般に）BB代替の受益者が、構築のリスクを取る ■ 複数の受益者がいる場合には、何らかの枠組みが必要
9	ステークホルダー	配信PFの提供事業者の数	全国でBB代替が可能となった場合、配信PFの提供事業者がどの単位でカバーするか？	① 全国で一つの配信PF事業者 ② 各放送エリア毎に配信PF事業者が異なる	■ 全国で統一された1つの配信PF事業者の場合、構築／利用に向けた工数等は削減できるが、市場が寡占化され、個々の放送事業者の自由度は下がる
10	ステークホルダー	アクセス制御の主幹	アクセス制御は誰が管理するか？（特定のBB代替利用希望者に対して誰が正当性を判断するか？）	① 特定の放送事業者 ② 特定の団体／コンソーシアム（特定の放送エリア毎、全国共通 等） ③ その他（行政等）	■ 誰が、正当にBB代替の利用者の台帳を保全／管理し、アクセス制御の判断ができるか？ ■ 誰に、その権利を委任できるか？

ブロードバンド代替導入に関する放送事業者視点での課題

#	課題	概要	要因	対策／考慮事項
1	「フタかぶせ」対応	現状のネット配信で必要なフタかぶせ処理をBB代替では不要とする必要がある	✓ ネット配信では、放送以外で利用を認められていない番組素材の箇所にはフタかぶせを行う必要がある ✓ BB代替でも放送波と異なる権利処理が発生する場合、フタかぶせ処理を行う必要が出てくる ✓ フタかぶせ実施には次頁で示すような放送事業者側（特にローカル局）で重い負担が発生する	• BB代替でフタかぶせが発生した場合、通常の放送で視聴できる内容と異なる、遅延時間が長くなるなど視聴者視点でも課題がある • フタかぶせを無くすためには、権利処理において、BB代替も放送と同等に扱われるようにする必要がある
2	アクセス制御の実施方法とコスト	厳密にアクセス制御を行おうとするほど、管理コストが増大するため、コストの観点も含めて、制御方法を決める必要がある	✓ アクセス制御の方法として「個人へのID付与」が一例と考えられるが、対象地域への／からの引越しに伴い登録情報を変更する必要があり、迅速で正確にBB代替提供可否が判断できるようにするためには、関連業務のコストが膨れる	• アクセス制御の方式の検討の際には、その精度や関連業務の実施方法も含めて検討する必要がある
3	配信PFの実装方式とビジネスモデル	A案とB案ではビジネスモデルが異なる可能性がある	✓ A案に示された方式（通常の放送事業者によるネット配信）では、放送事業者が主体的に行う方式と捉えられるが、B案に示された方式（放送波を受信して再放送）は一般的なCATVと同様に放送事業者とは異なる事業者が主体になって実施することになるのではないか ✓ それに伴い、費用負担の考え方も異なる可能性がある	• 配信PFの実装方式と合わせて配信PFを所有しBB代替を行う主体（費用負担にも関係）を検討する必要がある
4	BB未整備地域の対応	一定程度残されるBB未整備地域においてBB代替提供の可否／提供方法を検討する必要がある	✓ 国内のBB整備が進んでいるが、一定程度はBB未整備地域が国内に点在する可能性がある ✓ それらの地域とBB代替の候補エリアが重なった場合に、関連する費用負担等も含めた対応方針の合意が必要ではないか？	• そのようなケースがどの程度ありえそうかも含めて、事前に対応の方向性を決める必要がある

「フタかぶせ」への対応

出所：小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 第2回 NHK説明資料

「フタかぶせ」の **概要**

- 例えば、外部の映像素材を使った番組をネット配信行う際、通常の放送利用は許諾されているがネット配信利用では許諾されていない素材に関しては、放送事業者側で準備した映像に差し替える（フタかぶせ処理）

一般的な「フタかぶせ」の **実施方法**

- 基本的に、番組コンテンツに記録されている権利情報等に基づいて自動でフタかぶせ処理を行うが、オンエアの映像を監視しながら手動での差替えも補助的に行う
- そのため、ネット動画配信の映像では、手動での差替えの作業を行うための遅延処理も発生している

BB代替でフタかぶせが必要となった場合の **課題**

現在、ネット配信を行っていない放送事業者（地方ローカル局等）を中心に、以下のような課題がある

✓ **システム費用の増加**
手動や自動でフタかぶせを行うシステム以外に、番組コンテンツへの権利情報の記録等も必要に応じて見直しが必要

✓ **必要人員の増加**
手動でのフタかぶせのため、放送中は、常時、専任の要員が必要になり、人材不足の局を中心に非常に負担が重い

アクセス制御の実現に向けた主な論点

① 「アクセス制御」を行う目的は何か？

例		
	権利処理等との関係	✓ 通常の放送波による放送と同等の内容をBB代替を通じて番組配信を行うことを想定した場合、権利処理等との関係を十分に考慮する必要があるのではないか？
	BB代替を必要とする世帯への確実な配信	✓ BB代替開始後は既に停波している事も想定されるため、アクセス制限を行いつつも、必要な世帯には速やかにBB代替による番組配信が行われる必要があるのではないか？

② 「アクセス制御」の確認方法は何か？

例		
	具体的な確認情報	✓ 今後、権利処理等との関係を考慮してアクセス制御を行う必要があるのではないか？ ✓ 現状、BB代替の対象地域（既存の放送設備による放送がBB代替による番組配信に置き換わる放送エリア）の粒度は、行政区画やネットワークで判別可能な地理属性よりも細かくなることが想定されるため、対象となる受信世帯ごとにIDを付与するなどの管理方法が適当と思われるのではないか？

③「アクセス制御」を実施するのは誰か？

例		
	アクセス基準となる台帳の管理者	✓ BB代替を提供べき対象世帯の端末を特定するための情報（台帳）を維持／管理する必要があるが、その正当性を担保できるエンティティが実施する必要があるのではないか？
	アクセス制御システムの管理者	✓ 不正なBB代替の利用を防止するなども含めて、情報システムとしてアクセス制御が適切に継続的に動作するように担保できるエンティティが実施する必要があるのではないか？ ✓ 配信PFの運用／保守を実施するエンティティと同一でも良いが、複数種類の配信PFが混在する場合は、アクセス制御システムの持ち方（個別の配信PF毎に設置、もしくは、統一したアクセス制御システムを設置 など）も含めて検討する必要があるのではないか？

参考資料3

ネット同時配信等サービスに関する基礎的調査

ネット同時配信等サービスの現状調査対象

ネット同時配信サービス（6サービス）	見逃し配信サービス（15サービス）
[選定基準] • 2020年以降に、地上波コンテンツを無料で同時配信しているサービス • 2020年以降に、実証実験等のため期間限定で同時配信していたサービス	[選定基準] • 自社サービスとして、オンラインプラットフォームにより地上波のコンテンツを無料配信するサービス • 都道府県を人口順に並べ、上位半数に該当する県域に位置し、主に放送局が主体となり提供するサービスから一部を選定 （注：該当するサービスは他にも存在する）
• **TVer**（株式会社TVer） • **NHKプラス**（日本放送協会） • **エムキャス**（東京メトロポリタンテレビジョン株式会社） • **LIVE MIYAGI**（東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送） • **アサデス。アプリ**（九州朝日放送株式会社） • **サンテレビ**（株式会社サンテレビジョン）	• **日テレ無料**（日本テレビ放送網株式会社） • **テレ朝動画見逃し無料**（株式会社テレビ朝日） • **TBS FREE**（株式会社TBSテレビ） • **ネットもテレ東**（株式会社テレビ東京） • **テレ東BIZ**（株式会社テレビ東京） • **FOD見逃し無料**（株式会社フジテレビジョン） • **ytv MyDo!**（讀賣テレビ放送株式会社） • **MBS動画イズム**（株式会社毎日放送） • **カンテレドーガ**（関西テレビ放送株式会社） • **Locipo**（東海テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社CBCテレビ、テレビ愛知株式会社） • **もんすけTV**（北海道放送株式会社） • **hod**（北海道テレビ放送株式会社） • **ミヤテレMoTTo**（株式会社宮城テレビ放送） • **IRAW by RCC**（株式会社中国放送） • **FBSムービー**（株式会社福岡放送）

ネット同時配信サービス

	TVer	NHKプラス	エムキャス（独立局）	Live Miyagi（実証実験）	アサデス。アプリ	参考：サンテレビ（独立局）
提供事業者	株式会社TVer	日本放送協会（NHK）	東京メトロポリタンテレビジョン	宮城県民放4局、楽天、LIVEPARK、JOCDN	KBC九州朝日放送	株式会社サンテレビジョン
ネット同時配信開始時期	2021年10月	2020年4月	2015年7月	2021年2月14日～2月28日	2022年4月	不明
調査時のサービス提供有無	○	○	○	×	○	○
サービス概要	在京キー局が放送する地上波放送番組をネット同時配信（主にプライムタイム）	NHK総合、Eテレで放送中の番組をネット同時配信。2022年から総合テレビを24時間配信	TOKYO MXと群馬テレビで放送される番組を一部、全国でネット同時配信	宮城県民放4局合同で地上波番組を期間限定でネット同時配信する実証実験	KBCの朝のワイド番組「アサデス。」（平日朝6時－8時）をネット同時配信	サンテレビで平日17時から放送される「キャッチプラス」をYouTube上で同時配信
ネット同時配信対象デバイス	PC（ブラウザ）、スマホ／タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマホ／タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマホ／タブレット（アプリ）	PC（ブラウザ）、スマホ／タブレット（ブラウザ・アプリ）	スマホ（アプリ）	YouTube対応デバイス（PC、スマホ／タブレット、TV）
TV向けアプリ対応	○ AmazonFireTV Stick Chrome Cast with Google TV ※同時配信非対応	○ AmazonFireTV Stick Chrome Cast with Google TV ※同時配信非対応	×	×	×	× （サンテレビのTVアプリは無し。YouTubeではTVで視聴可能）
TVへのキャスト可否	PCブラウザ画面をHDMIケーブルにより可	PCブラウザ画面をHDMIケーブルにより可	スマホアプリ画面をChromecastにより可	不明	×	YouTubeTVアプリでの視聴可
利用規模（見逃し含む）	アプリDL数：5,000万（2022年7月） MUB：1,850万（2022年1月）	登録完了者数：約280万 UB数：週平均約106万（2022年6月末）	アプリDL数：315万（2022年3月）	配信視聴数：2,390件 県外からの視聴が2/3	アプリDL数：23万（2022年9月）	不明
地域制御有無	無	無	無	無	無	無
広告差し替え有無	有	広告なし	有	有	有（アサデス。アプリ関連広告）	有 （広告ではない映像）
フタかぶせ	有	有	不明	不明	有	不明

※地上波放送番組をネット同時配信しているサービスが対象

出典：公開情報より作成

見逃し配信サービス①

	日テレ無料!(TADA)	テレ朝動画見逃し無料	TBS FREE	ネットもテレ東	テレ東BIZ
サービス開始時期	2015年4月	2009年6月	2005年10月	2015年4月	2012年
提供事業者	日本テレビ放送網株式会社	株式会社テレビ朝日	株式会社TBSテレビ	株式会社テレビ東京	株式会社テレビ東京
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツなど （配信期間は番組毎設定）	ドラマ、バラエティ、料理/旅/暮らしなど （配信期間1週間）	ドラマ、バラエティ・音楽、報道・情報・ドキュメンタリーなど （配信期間1週間）	トラマ、バラエティ、報道・ドキュメンタリーなど （配信期間1週間）	報道、ドキュメンタリーなど（配信期間1か月間）
利用料金	無料	無料/有料	無料	無料	無料/有料
対象デバイス	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウ ザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ・アプリ）、タブ レット（ブラウザ・アプリ）
画質	自動	アプリ：自動・低画質	ブラウザ：標準、節約 アプリ：標準、節約	ブラウザ：自動、HD、SD アプリ：自動、節約、　低画質	ブラウザ：1,280x720、640x360 アプリ：640x360
通信速度/量	不明	不明	不明	高画質：約1.5時間で1GB 低画質：約5時間で1GB	10Mbps以上推奨
地域制御有無	無	無	無	無	無
利用規模	不明	不明	不明	500万ダウンロード（2021.11）	約10万人（テレビ東京ビジネスオンデマンド） 約100万人（テレ東NEWS YouTube登録者数）

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス②

	FOD見逃し無料	ytv MyDo!	MBS動画イズム	カンテレドーガ	Locipo
サービス開始時期	2005年9月	2016年1月	2015年3月	2017年6月	2020年3月
提供事業者	株式会社フジテレビジョン	讀賣テレビ放送株式会社	株式会社毎日放送	関西テレビ放送株式会社	東海テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社CBCテレビ、テレビ愛知株式会社
配信番組配信期間	ドラマ、バラエティ、アニメなど（配信期間1週間）	ドラマ、アニメ、バラエティ、ニュース・情報など（配信期間は番組毎設定）	ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツ、報道・ドキュメンタリーなど（配信期間は番組毎設定）	ドラマ、バラエティ、スポーツなど（配信期間は番組毎設定）	ドラマ、バラエティ、ニュース、スポーツ、ドキュメンタリー、アニメなど（配信期間は番組毎設定）
利用料金	無料/有料	無料	無料/有料	無料/有料	無料/有料
対象デバイス	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）、テレビアプリ	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブ レット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	ブラウザ：自動、高画質、低画質 アプリ：自動、高画質、低画質 テレビ・STB：自動、　高画質、低画質	アプリ：自動、低画質	ブラウザ：自動 アプリ：自動、低画質	ブラウザ：自動、低画質 アプリ：自動、低画質	ブラウザ：自動、720p、540p、432p、360p、234p アプリ：自動、1080p、720p、 480p、360p、240p
通信速度/量	アプリ：400MB/h（自動、高画質） 150MB/h（低画質）	不明	不明	不明	不明
地域制御有無	無	無	無	無	無
利用規模	テレビアプリ：累計500万ダウンロード（2021.12） スマートフォンアプリ：累計1,800万ダウンロード（2021.12）	不明	不明	不明	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス③

	もんすけTV	hod	ミヤテレMoTTo	IRAW by RCC	FBSムービー
サービス開始時期	2018年7月	2022年2月	2021年9月	2014年3月	不明
提供事業者	北海道放送株式会社	北海道テレビ放送株式会社	株式会社宮城テレビ放送	株式会社中国放送	株式会社福岡放送
配信番組配信期間	報道、情報番組などを提供（配信期間は不明）	バラエティ、ドラマ・スポーツ、ドキュメンタリーなど（配信期間は不明）	「発見！宮城のスマイルさん」を配信（配信期間は3か月間）	バラエティ、情報番組などを配信（配信期間は不明）	バラエティ、報道、情報番組など（配信期間は番組毎設定）
利用料金	無料	無料/有料	無料	無料	無料
対象デバイス	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブ レット（アプリ・ブラウザ）	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）
画質	ブラウザ：自動、高画質、中画質、通信節約	ブラウザ：自動、1080p、720p、360p	不明	不明	不明
通信速度/量	不明	PC： 6Mbps 以上推奨 スマートフォン：3Mbps 以上推奨	不明	不明	不明
地域制御有無	無	無	無	無	無
利用規模	不明	不明	アプリダウンロード：4万（2022.4）	アプリダウンロード：10万（2022.11）	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス①：TVer

ネット同時配信
見逃し配信
65

概要

ネット同時配信・見逃し配信共通	サービス開始時期	2021年10月（ネット同時配信）※見逃し配信2015年10月
	提供事業者	株式会社TVer
	利用料金	無料（広告有）
	画質	ABRにより最適化される （有効走査線数720本/540本/360本）
	通信速度/量	• 3Mbps以上の通信速度を推奨 • パソコン・スマートフォン・タブレットでは30分あたり平均400MB程度の通信量
	提供地域	地域制御なし
	利用規模	• アプリダウンロード数：5,000万（2022.7） • MUB：1,850万（2022.1）
	対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン／タブレット（アプリ・ブラウザ）、TV（見逃しのみ対応）
	伝送フォーマット	• IPv4又はIPv6ユニキャスト
ネット同時配信	配信番組・時間	• 在京キー局の放送番組を同時配信 • 7:00～23:00頃（主にプライムタイム）
	伝送遅延	35～45秒程度
	TVアプリ対応	×
	フタかぶせ	あり
	広告差し替え	SSAI※により差し替え
見逃し	配信コンテンツ	• 毎週500コンテンツ以上を見逃し配信 • 地上波放送後から１週間見逃し配信
	TVアプリ対応	Android TV、Amazon FireTVStick、 Chromecast with Google TV

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	△	ネット同時配信番組の通知設定が可能
字幕	×	-
副音声	×	-
ニュース速報・緊急地震速報	×	-
同時複数端末視聴	○	制限なし
追っかけ再生	○	• 一部番組が対応 • TVer IDが必要
録画機能	×	見逃し配信あり

※ SSAI（Server-Side Ad Insertion）はインターネット動画配信において動画広告を挿入する技術で、 主にライブ配信等の途中にサーバー側で動的に広告を挿入する。地上波テレビ放送のようなシームレスな広告体験を提供すると同時に利用ユーザーごとに最適な広告挿入が可能となる

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス②：NHKプラス

ネット同時配信
見逃し配信
66

概要

ネット同時配信・見逃し配信共通	サービス開始時期	2020年4月
	提供事業者	日本放送協会
	利用料金	無料　※放送受信契約が必要
	画質	• スマートフォン・タブレット向けアプリ 960×540（高）、640×360（中）、448×252（低）、416×232（最低） • テレビ向けアプリ（変更不可）※見逃し配信のみ 1920×1080、960×540、640×360、448×252、416×232
	通信速度/量	6Mbps（見逃し配信のみ）、1.5Mbps（高）、768kbps（中）、384kbps（低）、192kbps（最低）
	提供地域	地域制御なし
	利用規模	登録者数：約280万UB数：週平均約106万（2022.6）
	対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）、TV（見逃し配信のみ）
	伝送フォーマット	・IPv4ユニキャスト
ネット同時配信	配信番組・時間	総合テレビ、Eテレ ※南関東エリア（東京・埼玉・千葉・神奈川）のすべての地上波テレビ番組 ※2022年度から総合テレビの配信を24時間化
	伝送遅延	30秒程度
	TVアプリ対応	×
	フタかぶせ	あり
	広告差し替え	広告なし
見逃し	配信コンテンツ	・総合テレビ、Eテレ592コンテンツ（2022.9） ※南関東エリア（東京・埼玉・千葉・神奈川）のすべての地上波テレビ番組 ・放送終了後7日間 ※南関東エリア以外の地方番組は14日間以内（午後6時台のニュース番組は7日間）
	TVアプリ対応	Android TV、Amazon Fire TV、Chromecast with Google TV

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	×	-
字幕	○	字幕放送と解説放送
副音声	○	音声２ch 2か国語放送、副音声
ニュース速報・緊急地震速報	○	放送より遅れて表示
同時複数端末視聴	○	１IDにつき最大５画面 ※1つの放送受信契約に対し、１ID
追っかけ再生	○	-
録画機能	×	見逃し配信あり

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス③：エムキャス

ネット同時配信
見逃し配信
67

概要

ネット同時配信・見逃し配信共通	サービス開始時期	2015年7月（アプリ）、2016年1月（PC）
	提供事業者	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
	利用料金	無料（広告有）
	画質	不明
	通信速度/量	不明
	提供地域	地域制御なし
	利用規模	アプリダウンロード数：315万（2022.3）
	対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリアプリ・ブラウザ）
	伝送フォーマット	不明
ネット同時配信	配信番組・時間	東京MXテレビ、群馬テレビの一部番組を同時配信
	伝送遅延	不明
	TVアプリ対応	×
	フタかぶせ	あり
	広告差し替え	あり
見逃し	配信コンテンツ	毎週130コンテンツ以上を見逃し配信
	TVアプリ対応	×

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	△	フォローするとプッシュ通知
字幕	×	-
副音声	×	-
ニュース速報・緊急地震速報	×	-
同時複数端末視聴	○	-
追っかけ再生	×	-
録画機能	×	見逃し配信あり

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス④：LIVE MIYAGI（実証実験）

ネット同時配信
見逃し配信
68

概要

サービス開始時期	2021年2月14日～28日（ネット同時配信実証実験）
提供事業者	東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送
利用料金	無料（広告有）
画質	不明
通信速度/量	不明
提供地域	日本国内（全国）、地域制御なし
利用規模	全ライブ配信視聴数2,390件 宮城県外からの視聴が3分の2
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
伝送フォーマット	不明
配信番組・時間	東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送のコンテンツをトライアル配信
伝送遅延	不明
TVアプリ対応	×
フタかぶせ	あり
広告差し替え	あり

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	不明	-
字幕	不明	-
副音声	不明	-
ニュース速報・緊急地震速報	不明	-
同時複数端末視聴	不明	-
追っかけ再生	不明	-
録画機能	不明	-

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス⑤：アサデス。アプリ

ネット同時配信
見逃し配信
69

概要

サービス開始時期	2019年4月（アプリ提供開始） 2022年4月（同時配信開始）
提供事業者	九州朝日放送株式会社
利用料金	無料（広告有）
画質	不明
通信速度/量	不明
提供地域	地域制御なし
利用規模	アプリダウンロード数：23万（2022年9月時点）
対象端末	スマートフォン（アプリ）、タブレット（アプリ）
伝送フォーマット	不明（株式会社PLAYのライブ配信PFを活用）
配信番組・時間	朝の番組「アサデス。」を配信。（6：00～8：00）
伝送遅延	アプリの説明欄に「40秒程度の遅延」と記載
TVアプリ対応	×
フタかぶせ	×
広告差し替え	あり

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	×	-
字幕	×	-
副音声	×	-
ニュース速報・緊急地震速報	×	-
同時複数端末視聴	×	-
追っかけ再生	×	-
録画機能	×	-

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネット同時配信サービス⑥：サンテレビ

ネット同時配信
見逃し配信
70

概要

ネット同時配信・見逃し配信共通	サービス開始時期	不明
	提供事業者	株式会社サンテレビジョン
	利用料金	無料
	画質	不明
	通信速度/量	不明
	提供地域	地域制御なし
	利用規模	不明
	対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）
	伝送フォーマット	不明
ネット同時配信	配信番組・時間	キャッチプラス（17:00～17:55）
	伝送遅延	不明
	TVアプリ対応	×
	フタかぶせ	不明
	広告差し替え	あり（広告ではない映像に差し替え）
見逃し	配信コンテンツ	• キャッチプラスなど • 1740コンテンツ（2022年9月）
	TVアプリ対応	×

ネット同時配信の機能

機能	対応状況	備考
視聴予約	×	-
字幕	×	-
副音声	×	-
ニュース速報・緊急地震速報	不明	-
同時複数端末視聴	○	-
追っかけ再生	○	-
録画機能	×	見逃し配信あり

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス①：日テレ無料!（TADA）・テレ朝動画見逃し無料

日テレ無料!(TADA)

サービス開始時期	2015年4月
提供事業者	日本テレビ放送網株式会社
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツなど（配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	自動
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

テレ朝動画見逃し無料

サービス開始時期	2009年6月
提供事業者	株式会社テレビ朝日
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、料理/旅/暮らしなど （配信期間1週間）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	アプリ：自動・低画質
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス②：TBS FREE・ネットもテレ東

TBS FREE

サービス開始時期	2005年10月
提供事業者	株式会社TBSテレビ
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ・音楽、報道・情報・ドキュメンタリーなど（配信期間1週間）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウ ザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	• ブラウザ：標準、節約 • アプリ：標準、節約
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

ネットもテレ東

サービス開始時期	2015年4月
提供事業者	株式会社テレビ東京
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、報道・ドキュメンタリーなど （配信期間1週間）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	• ブラウザ：自動、HD、SD • アプリ：自動、節約、低画質
通信速度/量	• 高画質：約1.5時間で1GB • 低画質：約5時間で1GB
地域制御有無	無
利用規模	500万ダウンロード（2021.11）
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス③：テレ東BIZ・FOD見逃し無料

テレ東BIZ

サービス開始時期	2012年
提供事業者	株式会社テレビ東京
配信番組 配信期間	・報道・ドキュメンタリーなど（配信期間1か月間）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ・アプリ）、タブ レット（ブラウザ・アプリ）
画質	• ブラウザ：1,280x720、640x360 • アプリ：640x360
通信速度/量	10Mbps以上推奨
地域制御有無	無
利用規模	• 約10万人（テレビ東京ビジネスオンデマンド） • 約100万人（テレ東NEWS YouTube登録者数）
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

FOD見逃し無料

サービス開始時期	2005年9月
提供事業者	株式会社フジテレビジョン
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、アニメなど（配信期間1週間）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）、テレビアプリ
画質	• ブラウザ：自動、高画質、低画質 • アプリ：自動、高画質、低画質 • テレビ・STB：自動、高画質、低画質
通信速度/量	アプリ：400MB/h（自動、高画質） 150MB/h（低画質）
地域制御有無	無
利用規模	• テレビアプリ：累計500万ダウンロード（2021.12） • スマートフォンアプリ：累計1,800万ダウンロード（2021.12）
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス④：ytv MyDo!・MBS動画イズム

ytv MyDo!

サービス開始時期	2016年1月
提供事業者	讀賣テレビ放送株式会社
配信番組 配信期間	ドラマ、アニメ、バラエティ、ニュース・情報など （配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブ レット（アプリ・ブラウザ）
画質	アプリ：自動、低画質
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

MBS動画イズム

サービス開始時期	2015年3月
提供事業者	株式会社毎日放送
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、アニメ、スポーツ、報道・ ドキュメンタリーなど（配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	• ブラウザ：自動 • アプリ：自動、低画質
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス⑤：カンテレドーガ・Locipo

カンテレドーガ

サービス開始時期	2017年6月
提供事業者	関西テレビ放送株式会社
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、スポーツなど（配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	• ブラウザ：自動、低画質 • アプリ：自動、低画質
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

Locipo

サービス開始時期	2020年3月
提供事業者	東海テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社CBCテレビ、テレビ愛知株式会社
配信番組 配信期間	ドラマ、バラエティ、ニュース、スポーツ、ドキュメンタリー、アニメなど（配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	• ブラウザ：自動、720p、540p、432p、360p、234p • アプリ：自動、1080p、720p、 480p、360p、240p
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス⑥：もんすけTV・hod

もんすけTV

サービス開始時期	2018年7月
提供事業者	北海道放送株式会社
配信番組 配信期間	報道、情報番組などを提供（配信期間は不明）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）
画質	ブラウザ：自動、高画質、中画質、通信節約
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

hod

サービス開始時期	2022年2月 （2012年4月～2022年1月までは「HTB北海道 on デマンド」という名称で提供）
提供事業者	北海道テレビ放送株式会社
配信番組 配信期間	バラエティ、ドラマ・スポーツ、ドキュメンタリーなど（配信期間は不明）
利用料金	無料/有料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）
画質	ブラウザ：自動、1080p、720p、360p
通信速度/量	• PC： 6Mbps 以上推奨 • スマートフォン：3Mbps 以上推奨
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス⑦：ミヤテレMoTTo・IRAW by RCC

ミヤテレMoTTo

サービス開始時期	2021年9月
提供事業者	株式会社宮城テレビ放送
配信番組 配信期間	「発見！宮城のスマイルさん」を配信 （配信期間は3か月間）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブレット（アプリ・ブラウザ）
画質	不明
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	アプリダウンロード：4万（2022.4）
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

IRAW by RCC

サービス開始時期	2014年3月
提供事業者	株式会社中国放送
配信番組 配信期間	バラエティ、情報番組などを配信（配信期間は不明）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（アプリ・ブラウザ）、タブ レット（アプリ・ブラウザ）
画質	不明
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	アプリダウンロード：10万（2022.11）
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

見逃し配信サービス⑧：FBSムービー

FBSムービー

サービス開始時期	不明
提供事業者	株式会社福岡放送
配信番組 配信期間	バラエティ、報道、情報番組など（配信期間は番組毎に設定）
利用料金	無料
対象端末	PC（ブラウザ）、スマートフォン（ブラウザ）、タブレット（ブラウザ）
画質	不明
通信速度/量	不明
地域制御有無	無
利用規模	不明
伝送フォーマット	不明

出典：公式ホームページの情報、各サービスの利用を通じ情報通信総合研究所作成

付録

１．　開催要綱　・・付録－ 2

２．　開催状況　・・付録－ 6

１．開催要綱

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」
開催要綱（改訂版）

１　背景・目的

本作業チームは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、小規模中継局等のブロードバンド等（ケーブルテレビ、光ファイバ等）による代替可能性について検討することを目的とする。

２　名称

本作業チームは「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」と称する。

３　検討項目

（１）小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段の利用可能性
（２）代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件
（３）その他

４　構成及び運営

（１）作業チームの主査は、検討会座長が指名する。作業チームの構成員は、主査が指名する。
（２）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
（３）主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって作業チームを招集する。
（４）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（５）その他、作業チームの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

５　議事の取扱い

（１）作業チームの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）作業チームの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

６　その他

作業チームの庶務は、情報流通行政局放送政策課が、同局情報通信作品振興課、放送技術課、地上放送課及び衛星・地域放送課地域放送推進室の協力を得て行うものとする。

別紙

「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」構成員名簿

（敬称略・主査を除き五十音順、令和５年７月７日現在）

＜構成員＞

（主査）	伊東　晋（いとう　すすむ）	東京理科大学　名誉教授
	石塚　功（いしづか　いさお）	日本テレビ放送網株式会社　技術統括局長
	市川芳治（いちかわ　よしはる）	日本放送協会　経営企画局専任局長
	大矢晃之（おおや　てるゆき）	ソフトバンク株式会社　執行役員　テクノロジーユニット統括　モバイル＆ネットワーク本部　本部長
	小川栄治（おがわ　えいじ）	株式会社フジテレビジョン　技術局長
	落合孝文（おちあい　たかふみ）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	京屋知行（きょうや　ともゆき）	株式会社TBSテレビ　メディアテクノロジー局長
	クロサカ　タツヤ	株式会社企　代表取締役
	齋藤　一（さいとう　はじめ）	株式会社テレビ東京　技術局長
	高木武彦（たかぎ　たけひこ）	株式会社テレビ朝日　技術局長
	髙田　仁（たかた　ひとし）	一般社団法人日本民間放送連盟　企画部長
	髙田光浩（たかだ　みつひろ）	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟　副理事長
	滝川大介（たきがわ　だいすけ）	東日本電信電話株式会社　ビジネス開発本部　クラウド＆ ネットワークビジネス部　基盤ネットワークサービス担当　担当部長
	寺田健二（てらだ　けんじ）	日本放送協会　理事・技師長
	平林義和（ひらばやし　よしかず）	西日本電信電話株式会社　バリューデザイン部 コミュニ

ケーション基盤部門 NWサービス担当　担当部長

丸田　徹（まるた　とおる）　ＫＤＤＩ株式会社　執行役員　技術企画本部　副本部長

三友仁志（みとも　ひとし）　早稲田大学大学院アジア太平洋研究科　教授

森川博之（もりかわ　ひろゆき）　東京大学大学院工学系研究科　教授

＜オブザーバ＞

岡村憲優（おかむら　のりまさ）　一般社団法人電子情報技術産業協会
テレビネットワーク事業委員会 前委員長

長田三紀（ながた　みき）　情報通信消費者ネットワーク

林　秀弥（はやし　しゅうや）　名古屋大学大学院法学研究科　教授

２．開催状況

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」
開催状況（第７回以降）

〇第７回（令和４年９月30日（金）16:00～）

⑴ 開催要綱の改訂及び議事の取扱いについて

⑵ 作業チームの今後の進め方について

⑶ 実証事業の実施計画案について

⑷ 意見交換

〇第８回（令和４年12月20日（火）14:00～）

⑴ 実証事業の調査結果の速報（基礎的調査・ミニサテライト局エリア）

⑵ 今後の実証事業の予定

⑶ 意見交換

〇第９回（令和５年１月20日（金）15:00～）

⑴ 実証事業の調査の速報（小規模中継局エリア）

⑵ 今後の実証事業の予定

⑶ 意見交換

〇第10回（令和５年２月21日（火）13:00～）

⑴ 実証事業の調査結果の速報①（小規模中継局エリア）

⑵ 実証事業の調査結果の速報②（辺地共聴施設エリア）

⑶ 今後の実証事業の予定

⑷ 意見交換

〇第11回（令和５年４月26日（水）17:00～）

⑴ 実証事業報告①（放送アプリケーションに関する基礎的調査）

⑵ 実証事業報告②（実証エリアにおける検証結果の評価・分析）

⑶ 意見交換

〇第12回（令和５年５月25日（木）15:00～）

⑴ 放送アプリケーションに関する調査結果を踏まえたブロードバンド代替の
今後の検討方針について

⑵ 作業チームの今後の進め方について

⑶ 「仮置きした品質・機能要件」の見直し案及び令和５年度実証事業案について

⑷ 意見交換

〇第13回（令和５年６月21日（水）15:00～）

⑴ 放送アプリケーションのコスト試算モデルについて

⑵ ２次取りまとめ案について

⑶ 意見交換

〇第14回（令和５年７月７日（金）15:00～）

⑴ ２次取りまとめ案について

⑵ 意見交換

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム
２次取りまとめ

～概要～

令和5年10月18日

作業チームにおける検討の概要

○　作業チームでは、１次取りまとめ以降、ブロードバンド代替（IPユニキャスト方式）の可能性について、実証事業を実施しつつ、令和４年９月から令和５年７月にかけて計８回の会合を開催し、更なる検討を進めてきた。

○　具体的には、実証事業の実施を通じて視聴者の受容性の検証、放送アプリケーションの構成・費用構造の分析等を行った上で、ブロードバンド代替の可能性について検討するために仮置きしていた「品質・機能要件」の見直し、今後の検討課題と検討の方向性について議論を行った。

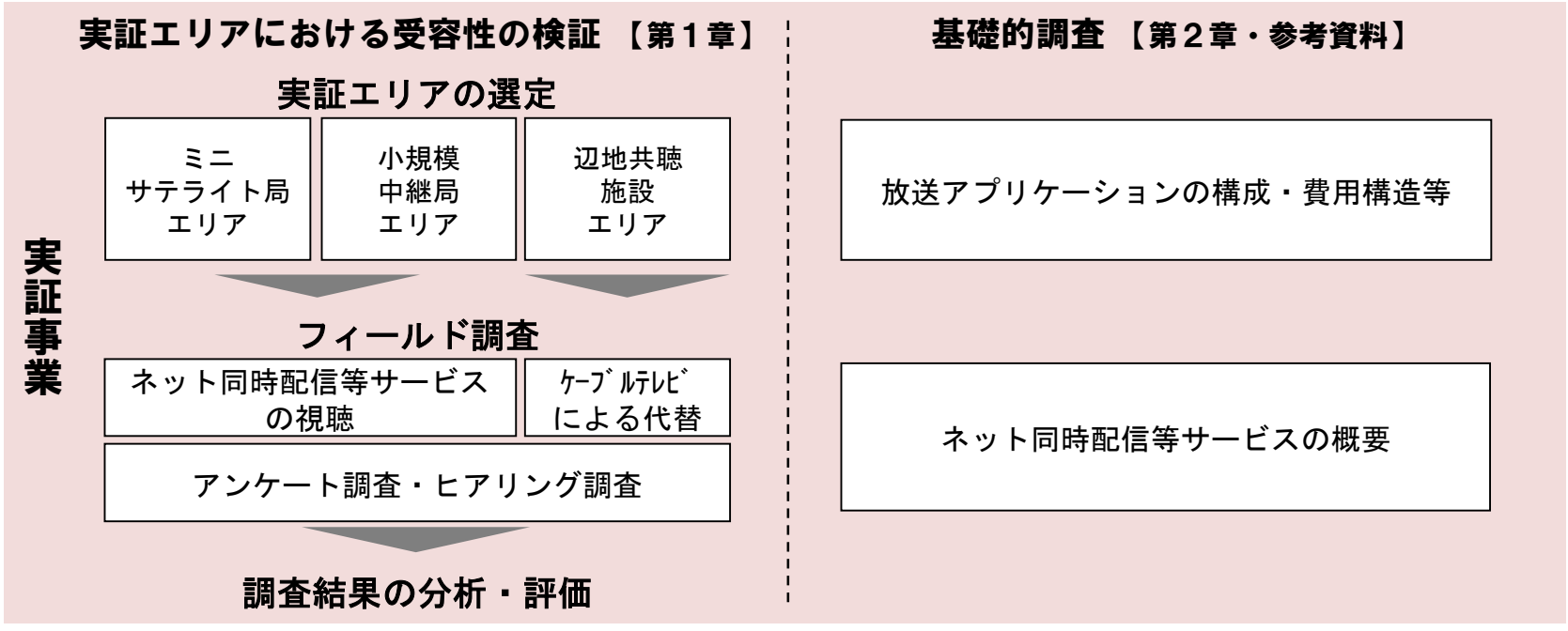

「仮置きした品質・機能要件」の見直し【第3章】

今後の検討課題と検討の方向性【第4章】

今後の進め方【第5章】

第１章　実証エリアにおける受容性の検証

実証エリアにおける受容性の検証の全体像

○ 実証エリアにおける受容性の検証では、実証エリアとして、ミニサテライト局エリア1ヶ所、小規模中継局エリア1ヶ所及び辺地共聴施設エリア1ヶ所を選定した上で、当該エリアの住民の方々にネット同時配信等サービスを視聴いただき、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、その結果について分析・評価を行った。

全体概要

フィールド調査	[ミニサテライト局・小規模中継局エリア] ○ 選定した実証エリアにおいて、世帯別調査（調査A）と集合検証（調査B）の２種類の調査を実施 ○ 被験者に対し、ネット同時配信等サービス（NHKプラス及びTVer）の視聴に基づいて、アンケート調査及びヒアリング調査を実施 [辺地共聴施設エリア] ○ 選定した実証エリアにおいて、ケーブルテレビへの切替えを行い、世帯別調査を実施 ○ 被験者に対し、地上波放送との比較、切替えへの認識等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施
分析評価	○ 単純集計 ○ クロス集計 ○ 相関分析 ○ テキストマイニング

位置付け

代替可能性

視聴者の受容性

総合的な受容性評価

映像等関連	放送機能	その他
画質 ABR 遅延 音声	副音声 字幕 緊急地震速報 ﾁｬﾝﾈﾙ切替え等 番組表 ザッピング データ放送 録画	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ速度 ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ ｿﾌﾄｱｯﾌﾟﾃﾞｰﾄ 地域限定性 独自の機能 フタかぶせ 費用

経済合理性

・通信に関する費用
・放送アプリケーションに関する費用等

↑

１次取りまとめ及び実証事業の基礎的調査において検討

実証エリアの概要　①ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア

○　実証エリアは、サンプルとしての代表性や調査のフィージビリティ確保等の観点から選定。
○　具体的には、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアについては、以下の基準に基づき、
ミニサテライト局は「飯能上赤工局」、小規模中継局は「桐生梅田局」を選定。

a　関東広域圏内の局
b　カバー世帯数が全国平均※に近い局
※ミニサテライト局は、そのカバー世帯数の全国平均である約580世帯を採用。小規模中継局は、そのカバー世帯数の全国平均である約1万500世帯を下回る局の平均（約2,200世帯）を採用。
c　NHK2波、関東キー局5波及び独立局1波の計8波が揃っている局
d　放送エリアにおいてブロードバンドサービスが提供されている局
e　実証のフィージビリティが確保できる局（集合会場の確保、離島や大雪等がない等）
f　実証への協力の得やすさ（大規模観光地に該当しない、デジタル新局ではない）

【ミニサテライト局エリア】

飯能上赤工局（はんのうかみあかだくみ）

・所在地：　埼玉県飯能市大字原市場（はらいちば）
・電力：　0.01W
・カバー世帯数：　約500世帯

© OpenStreetMap contributors

放送局名
日本放送協会（総合）
日本放送協会（教育）
テレビ埼玉
日本テレビ放送網
テレビ朝日
TBSテレビ
テレビ東京
フジテレビジョン

出典：　放送エリア図・放送局名：　総務省関東総合通信局デジタル中継局開局情報

飯能上赤工局エリアの様子

【小規模中継局エリア】

桐生梅田局（きりゅううめだ）

・所在地：　群馬県桐生市菱町（ひしまち）
・電力：　0.1W
・カバー世帯数：　約1,800世帯

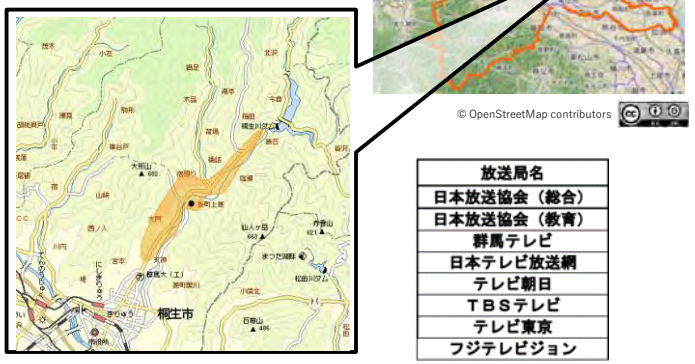

© OpenStreetMap contributors

放送局名
日本放送協会（総合）
日本放送協会（教育）
群馬テレビ
日本テレビ放送網
テレビ朝日
TBSテレビ
テレビ東京
フジテレビジョン

出典：　放送エリア図・放送局名：　総務省関東総合通信局デジタル中継局開局情報

桐生梅田局エリアの様子

桐生梅田局

実証エリアの概要　②辺地共聴施設エリア

○　辺地共聴施設エリアについては、以下の基準に基づき、「町屋テレビ共同聴視施設組合」を選定。

a　住民の組合(非営利)が設置する施設
b　事業に対する住民(組合員)の合意が得られる施設
c　事業に対するケーブルテレビ事業者の協力が得られる施設
d　必要最小限のNHK2波及び関東キー局5波の計7波が揃っている施設
e　共聴エリアにおいてブロードバンドサービスが提供されている施設
f　ケーブルテレビのサービスエリアに近接する施設
g　実証のフィージビリティが確保できる施設（集合会場の確保、離島や大雪がない等）

町屋（まちや）テレビ共同聴視施設組合

・所在地：　茨城県常陸太田市町屋町（まちやちょう）
・世帯数：　約330世帯

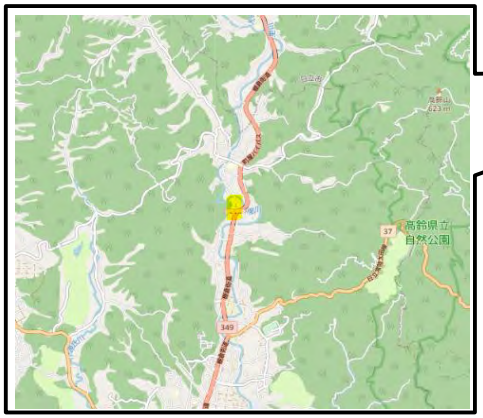

© OpenStreetMap contributors

町屋町の様子

フィールド調査の全体像

○ フィールド調査では、選定した各実証エリアにおいて被験者を募集し、ミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアについてはネット同時配信等サービスを視聴いただき、その受容性等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。
○ 辺地共聴施設エリアについては辺地共聴施設からケーブルテレビへの切替えを実施し、切替え時の案内の在り方、辺地共聴施設及び切替えに対する認識、将来の放送の在り方等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

		ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア		辺地共聴施設エリア
①	地域への説明	［ミニサテ：10月、小規模：10月～12月］ • 市役所、自治会長、町会長への説明 • 地域住民への回覧 • 説明会の実施		［９月～11月］ • 市役所、町屋テレビ共同聴視施設組合長への説明 • 組合長が切替え対象エリアの全世帯へ案内文書を回覧 • 実証ケーブルテレビ事業者による説明会の実施
②	被験者の募集	［ミニサテ：10月、小規模：10月～12月］ • 被験者の募集（郵便） 訪問日の設定（調査Ａ） 集合会場と日時の案内（調査Ｂ）		［11月～1月］ 実証ケーブルテレビ事業者による説明会等で募集し、協力同意書を提出した世帯の代表者を選定
③	調査実施	［ミニサテ：11月、小規模：12月～1月］ 調査Ａ（世帯別調査） • 機器設置、環境調査 • 番組視聴（見逃し配信） • アンケート、ヒアリング	［ミニサテ：11/12、小規模：12/19・1/15］ 調査Ｂ（集合検証） • 番組視聴（同時配信） • アンケート、ヒアリング	［12月～１月］ • 実証ケーブルテレビ事業者によるケーブルテレビへの切替え ［2月］ • ケーブルテレビ切替えと視聴に関するアンケート、ヒアリング
④	結果集計	• アンケート調査結果の集計 • ヒアリング内容のテキスト化		

※　調査に当たっては、総務省及び実証事業請負事業者にヘルプデスクを設置（辺地共聴施設エリアについては、実証ケーブルテレビ事業者にも設置）

被験者の数と属性

○ 被験者の数は、ミニサテライト局エリアでのべ35名、小規模中継局エリアでのべ97名、辺地共聴施設エリアで20名。
○ いずれのエリアでも高齢者の割合が高く、インターネット利用度については、ほとんど利用しない人の割合はミニサテライト局エリア及び小規模中継局エリアでは低く、辺地共聴施設エリアでは高かった。テレビの視聴頻度はいずれのエリアでも高かった。

	ミニサテライト局エリア	小規模中継局エリア	辺地共聴施設エリア
被験者数	[調査A] 15名 [調査B] 20名 のべ35名（重複7名）	[調査A] 39名 [調査B] 58名（1回目30名・2回目28名） のべ97名（重複22名）	20名
年代	**70代以上：42.9%** （12/28） 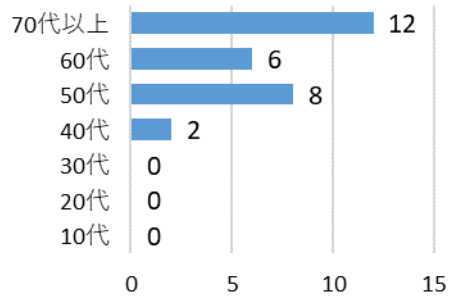 	**70代以上：33.3%** （25/75） 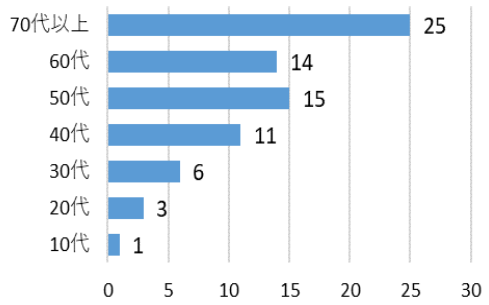 	**70代以上：55.0%** （11/20） 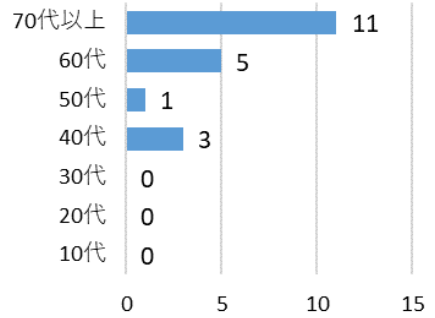
（参考）平均年齢	• 上赤工地区：52.9歳 • （参考）埼玉県：46.8歳 • （参考）飯能市：48.9歳	• 梅田町1～5丁目：54.2歳 • （参考）群馬県：48.1歳 • （参考）桐生市：51.2歳	• 常陸太田市：54.1歳 • （参考）茨城県：48.2歳
インターネット利用度	スマホ含めインターネットをほとんど利用しない： **22.2%**　（6/27）	スマホ含めインターネットをほとんど利用しない： **12.5%**　（9/72）	自宅で固定インターネットを利用していない： **70.0%**　（14/20）
テレビ視聴度 「毎日テレビを観る」 「毎日3時間以上観る」	**92.9%** （26/28）	**84.0%** （63/75）	**85.0%** （17/20）

調査方法

ミニサテライト局・小規模中継局エリア

- 既存のネット同時配信等サービスのNHKプラスとTVerを活用し、調査Ａ（世帯別調査）と調査Ｂ（集合検証）の２種類の調査を実施

環境	調査A（世帯別調査） • 普段の視聴環境での調査 • NHKプラス及びTVerの見逃し配信番組を視聴
	調査B（集合検証） • 共通した視聴環境での調査 • NHKプラス及びTVerの同時配信番組を視聴 • ブラインドテスト（被験者が同時配信番組か地上波放送番組のいずれを視聴しているのか分からない状態での調査）により実施
手法	被験者へのアンケート調査及びヒアリング調査

調査Ａ（世帯別調査）と調査Ｂ（集合検証）の２種類の調査の実施

検証環境 ＼ 視聴対象番組	◎同時配信番組	△見逃し配信番組
世帯別 ○普段の視聴環境で調査できる － 普段みているテレビを利用 △視聴環境が被験者で異なる	N/A テレビ向けアプリサービス無 技術的・期間的に実施が困難	○ **【調査A】** **世帯別・見逃し配信番組**
集合 ○共通した視聴環境で調査できる △普段の視聴環境とは異なる	○ **【調査B】** **集合・同時配信番組**	△ メリットが小さい

辺地共聴施設エリア

- 辺地共聴施設からケーブルテレビによる視聴に切り替えて、切替え時の案内の在り方、辺地共聴施設及び切替えに対する認識、将来の放送の在り方等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施

環境	• ケーブルテレビに切り替えて、被験者である各世帯の代表者に対して調査を実施 • 各世帯でケーブルテレビを通じた放送番組を視聴
手法	・被験者（各世帯の代表者）へのアンケート調査及びヒアリング調査 ・共聴施設組合長へのヒアリング調査

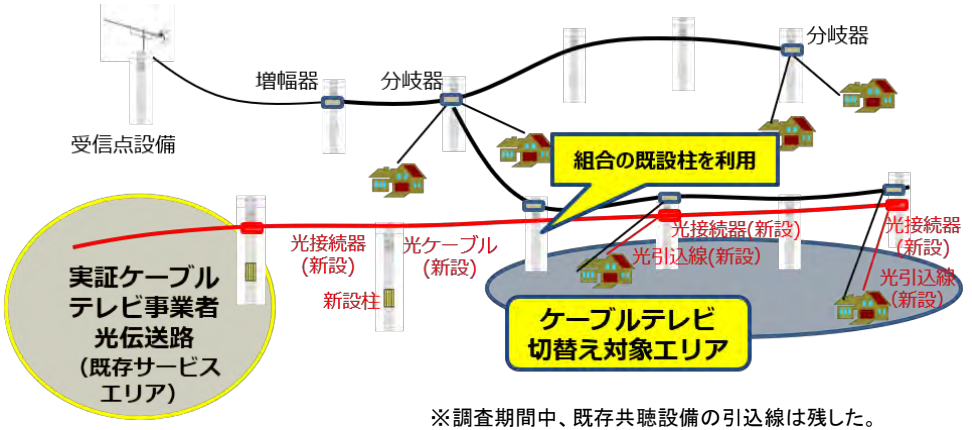

※調査期間中、既存共聴設備の引込線は残した。

ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア　調査A（世帯別調査）の概要

○　調査A（世帯別調査）では、各世帯で普段から利用されているテレビで、NHKプラス及びTVerの見逃し配信番組の視聴による検証を実施。

調査Ａの実施手順

① **事前調査**［郵便・電話］
調査実施可能性の判定
・インターネット環境の有無
・テレビの視聴状況確認

被験者自身により視聴環境を設定
（アプリ内蔵スティック型端末の設定等）

② **設置・環境調査**［訪問］
実施環境設定、動作確認、環境確認
・NHKプラス又はTVerの視聴確認
・テレビサイズ、視聴距離、通信速度測定
・検証内容の説明、視聴日時と視聴番組1つを選定

③ **番組視聴**
アンケート回答［電話］
視聴実施と視聴状況確認、アンケート実施
・操作をガイドし対象番組視聴の確認
・視聴終了時連絡とアンケート回答依頼

④ **アンケート回収**
ヒアリング調査［訪問］
アンケート回収、ヒアリング実施
・アンケート内容を被験者と確認しながら詳細ヒアリングを実施（約30分間）
・ヒアリング内容は許可を得て録音しテキスト化

実施環境イメージ

調査対象宅内（各戸へ設置・工事）

※設置は実証事業請負事業者が作成するマニュアルをもとに各世帯にて実施
※世帯ごとの視聴・通信環境確認は実証事業請負事業者にて実施
※調査期間に、アンケート・ヒアリングの両方を実施

実証事業請負事業者が設置・動作確認・環境確認を実施

ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア　調査B（集合検証）の概要

○　調査B（集合検証）では、集合会場（ホテル内会議室）に設置したサイズの異なる2つのテレビで、 NHKプラス及びTVerの同時配信番組の視聴による検証を実施。

調査Ｂの実施手順

・サイズの異なる２つのテレビ（65型・32型）で、同時配信番組又は地上波放送番組の計10回を視聴
・ブラインドテストとして、被験者は同時配信番組か地上波放送番組のいずれを視聴しているのか分からない状態で調査を実施

テレビ65型（32型）を視聴

①同時配信番組（高画質）視聴
↓ 画質、音声の評価
②地上波放送番組　視聴
↓ 画質、音声の評価
③地上波放送番組　視聴
↓ 画質、音声の評価
④同時配信番組（中画質）視聴
↓ 画質、音声の評価
⑤同時配信番組（高画質）視聴
・同時配信番組だと説明
・字幕表示
↓ 画質、音声の評価、字幕表示の評価

テレビ32型（65型）を視聴

⑥同時配信番組（高画質）視聴
↓ 画質、音声の評価
⑦地上波放送番組　視聴
↓ 画質、音声の評価
⑧地上波放送番組　視聴
↓ 画質、音声の評価
⑨同時配信番組（中画質）視聴
↓ 画質、音声の評価
⑩同時配信番組（高画質）視聴
・同時配信番組だと説明
・字幕表示、チャンネル切替え
↓ 画質、音声の評価、画面切替えの評価

⑪ヒアリング調査
・被験者ひとりにつき基本的に実証事業請負事業者の研究員が1名付きヒアリング実施（約20分間）
・ヒアリング内容は許可を得て録音し、全てテキスト化

実施環境イメージ

集合会場で実施

HDMI搭載
テレビ（65型・32型）

PC
※
PC側で、解像度を変更しながら調査

Wi-Fi
ルータ

実証事業請負事業者が設置・動作確認・環境確認を実施

ミニサテライト局・小規模中継局エリア　調査項目（調査A・B共通）

要素	小項目	内容
映像等 関連要素	a 画質　※調査Ａ・Ｂともに★	「画質の鮮明さ」「文字の読みづらさ」で地上波放送との違いを感じたか
	b アダプティブビットレート（ABR）	ABRが発生したように感じたか・ABRの発生をどの程度受け入れられるか
	c 遅延　※調査Ｂのみ★	30秒程度の遅延は受け入れられるか ※調査Aは見逃し配信番組の視聴のため、遅延については解説図により説明して評価。
	d 音声　※調査Ａ・Ｂともに★	「音声」で地上波放送との違いを感じたか
放送機能 関連要素	e 副音声	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	f 字幕　※調査Ｂのみ★	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	g 緊急地震速報	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	h チャンネル切替え等 ※調査Ａ・Ｂともに★	チャンネル切替え等の操作等が変わることによる混乱や支障の程度はどうか ※調査Ｂでは、チャンネル切替えは実証事業請負事業者の研究員が実施。 調査Ａでは、チャンネル切替えは被験者が実施し、加えて音量操作についても被験者が実施して評価。
	i 番組表	普段番組表で観たい番組を探すか、テレビ上に番組表が表示されることは重要か
	j ザッピング	普段ザッピングするか、ザッピングできることは重要か
	k データ放送	インターネット経由の番組視聴を想定した場合に重要と考えるか
	l 録画	普段録画するか、見逃し視聴は録画の代替となるか、見逃し視聴の希望期間
その他 要素	m インターネット速度	インターネット経由の番組視聴で速度に影響がでることが気になるか
	n サイバーセキュリティ	ウイルスなどのサイバーセキュリティは気になるか
	o ソフトのアップデート処理等	IPユニキャストを提供するアプリケーションの更新等の作業に対する抵抗感はあるか
	p 地域限定性	離れた地域（他県）の放送番組が観られるようになることを期待するか
	q インターネット独自の機能	インターネットならではの機能への期待、PCやスマホでの視聴等に期待するか
	r フタかぶせ	フタかぶせをどの程度受け入れられるか
	s 費用負担	初期費用や維持費に対する考え方
インターネット経由での番組視聴に対する 総合的な受容性評価　※調査Ａ・Ｂともに★		もし放送の代わりにインターネット経由で放送番組を視聴する場合受け入れられるか

★は実際の視聴体験を踏まえた調査

ミニサテライト局・小規模中継局エリアにおける調査結果　①総合的な受容性評価

○　アンケートにおける設問「もし放送の代わりにインターネット経由で番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか」 に対する回答を、「総合的な受容性評価」と位置付け、分析を実施。
○　ミニサテライト局及び小規模中継局エリアを集計した結果、9割の被験者がインターネット経由での番組視聴を受け入れられるとの結果が得られた。

調査A・B

今回の視聴全体から感じることをお答えください。もし放送の代わりに、インターネット経由で放送番組を視聴するとなった場合に受け入れられそうですか。

（n=103）

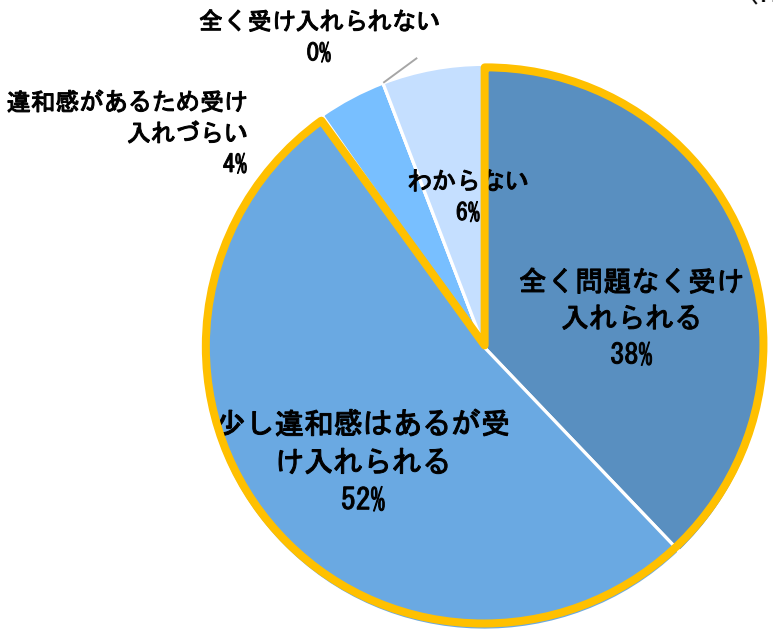

内訳	調査A	調査B	計
全く問題なく受け入れられる	26	13	39
少し違和感があるが受け入れられる	24	30	54
違和感があるため受け入れづらい	3	1	4
全く受け入れられない	0	0	0
わからない	1	5	6

総合的な受容性評価において「受け入れづらい」と回答した4名の詳細分析

- 総合的な受容性評価の全回答者（103名）のうち、「違和感があるため受け入れづらい」と回答した４名について、「違和感があるため受け入れづらい」と回答した要因について分析。
- **画質のみに限らず、録画、遅延、フタかぶせ、緊急地震速報の遅延、費用等の他の機能も含めて、総合的に地上波放送と同等であることを望んでいる**ことが読み取れる。

実証エリア	調査	画質※評価（鮮明さ）	年代	画質や受容性に関する発言
ミニサテ	B	×	70以上	映像は（中画質以外）鮮明だった気がした。インターネット（経由）になった際の**受信料が気になる。**インターネットになること自体は時代の流れだと思うが、個人的には将来こうなると思うと受け入れづらいと思う。ネット契約がない人は移行したらどうするのか。
小規模	A	○	70以上	**画質の違いはあまり感じなかった。**インターネットでテレビを見ることになって見逃しはできるけど**録画はないですとなると、それはまずい**と思う。普通の番組が遅れるのはよいが、**緊急地震速報が遅れるのは困る。フタかぶせは受け入れられない。**今（実証では）はテレビが見れる上に見逃しで観ているからプラスだが、総合的にこれに替わるとなると受け入れづらい。デメリットが出てくると困る。インターネットになったらNHKの受信料はどうなるのか。**違和感があり受け入れづらいの（理由）は費用と、替わったときに（地上波と）同等のサービスを受けられるのかわからないから心配。**あとは緊急時の遅延が気になる。画質については違和感ない。
小規模	A	×	60	文字の読みづらさはないが、画質が悪かった。これがテレビになるとなったら何とか我慢できるとは思うが。**今の感覚だと録画は必要。30秒の遅延はやや影響があるかと思う。フタかぶせはできればない方がよい。**違和感は画質が大きいかな、**一番重要なのは画質**だと思う。録画は必要で、見逃しだけではちょっと（足りないと思う）。日本全国が替わるならよいが、ある地域だけというのはちょっと。ある地域に行ったら画質が綺麗だけど、こっちに来たら違うよというのは気になる。
小規模	A	△	50	画質は色が薄い気がした。テレビ（地上波）とも見比べて画質が薄かった。録画を今は使わないが、保存用として**録画機能自体は必要。**基本的には今ある機能が犠牲になるのはよくないと思う。遅延は普段の番組視聴では気にならないが緊急時は結構なタイムラグだと思う。画質の低下については受け入れられない。テレビとして観るのであれば、**テレビと同じもの（画質）をみせてほしい。**フタかぶせは視聴中に出た。何を言っているかわからなくなる。**これ（フタかぶせ）があると地域間格差みたいなのが起こることになるのでは。**ネット契約していない世帯や光が来ていない地域が取り残されるのはあまり良い制度設計とは言えないのでは。このままだと受け入れられない。普段の視聴にどれだけ近づけられるかだと思う。**画質と操作性も気になる。**

※ 画質評価（鮮明さ）：×違いを強く感じた、△違いをある程度感じた、○あまり感じなかった

ミニサテライト局・小規模中継局エリアにおける調査結果　②要素別分析の結果概要

○　要素別分析では、映像等関連要素、放送機能関連要素及びその他要素の3つに分け、各項目の検証結果を分析したところ、その結果概要は、以下のとおり。

映像等関連要素	a 画質	地上波放送番組との違いを感じないとの回答が多かったが、同時配信の中画質で地上波放送との違いを感じるとする回答が増加
	b アダプティブビットレート（ABR）	ABRは、できれば無いのが望ましいとの回答が約７割と多かった 一方で、実際にABRの発生を体験したと感じた被験者の割合と「視聴中の画質の低下は全く受け入れられない」と回答した被験者の割合に乖離があり、ABR発生の体験と受容性は必ずしも一致してないことが推察される
	c 遅延	30秒程度の遅延については、「全く影響がない」又は「あまり影響がない」との回答が約８割と多く、受容性は高かった
	d 音声	音声については、調査A、調査Bともに地上波放送番組との違いを感じた被験者は少なく、受容性が高かった
放送機能関連要素	e 副音声	副音声のニーズについては、「あるほうがよい」と「なくてもよい」がともに約４割と意見が分かれた ヒアリングからは、自分は使わないがあったほうがよいとの発言が多く、社会的な必要性を意識した回答となっている可能性がある
	f 字幕	字幕は、「極めて重要だ」又は「あるほうがよい」との回答が７割となりニーズが高かった 耳の悪い方への配慮など社会的な重要性を指摘する声のほか、自身の耳が悪くなることへの懸念も聞かれた
	g 緊急地震速報	緊急地震速報は、特に「極めて重要だ」とする回答が65%と多かった ヒアリングからは、スマホにも通知が届くとの発言が多かったことが見て取れる
	h チャンネル切替え等	調査Aの被験者はFire TV Stick上で動作するアプリを操作したが、「難しくない」又は「慣れそうだ」との回答が約９割と多く、操作感が異なっても受容性は高かった 調査Bでチャンネル切替えのスムーズさについて、違いを感じた被験者は「切替えが遅い」と回答した
	i 番組表	テレビ上に「番組表を表示する機能は不可欠だ」という回答が６割強と多く、ニーズが高かった ヒアリングでは、今日見るテレビは新聞のテレビ欄から探すとの話も多かったが、その上でテレビでの表示も必要だと回答したことが見て取れる
	j ザッピング	「観たい番組を簡単に探せるのであればザッピング以外の方法でも構わない」との回答が約７割と多かった。 Fire TV Stickのリモコンを被験者自らが操作した調査Aでも同様の傾向であった
	k データ放送	データ放送は、「極めて重要」又は「あるほうがよい」との回答が８割弱となり、ニーズが高かった ヒアリングからは、自分が使うか使わないかは半々であったが、いずれもあったほうがよいと考えていることが見て取れる
	l 録画	録画は、「見逃し視聴機能があっても自宅のレコーダーでの録画もできたほうがよい」との意見が半数強と多数であった レコーダーの代替としての見逃し視聴期間については意見が分かれるが２週間～１ヶ月分との回答が多かった
その他要素	m インターネット速度	普段のインターネットの速度が気になるかについては、世帯の状況によって回答が分かれた テレビ以外の端末への影響については、半数が現時点ではあまり気にならないと回答した
	n サイバーセキュリティ	「非常に気になる」又は「やや気になる」との回答が約８割と多かった
	o ソフトのアップデート処理	自動アップデートを約半数が望んでいる。アップデート自体無いほうがよい回答も約１割あった
	p 地域限定性	インターネットであれば、離れた地域の放送番組も視聴したいと回答が約７割と多かった
	q インターネット独自の機能	インターネット独自の機能として、約半数がPCやスマホでの視聴を利用したいと回答した 視聴データ活用は、セキュリティ上の不安よりも、便利な機能への期待が上回った
	r フタかぶせ	フタかぶせは「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割と多かった。特に、「できれば無いのが望ましい」が半数強と多かった。他方、「インターネット経由ならではの事象だとして、受け入れられる」との回答が約3割あった フタかぶせが実際に発生した調査Bと発生頻度が低いと考えられる調査Aで、調査結果はほとんど変わらなかった
	s 費用負担	番組視聴がインターネット経由になった場合の費用を尋ねたところ、「一定程度の費用負担はやむを得ない」との回答が６割強と多かった

辺地共聴施設エリア　調査項目

大項目	小項目	内容
（１）切替え前の地上波放送視聴との比較	① 映像や音声の違い	「映像や音声」で地上波放送視聴との違いを感じたか、違いがあればどのように感じたか
	② 機能面での違い	「機能面」で地上波放送視聴との違いを感じたか、違いがあればどのように感じたか
（２）切替えの案内文書の在り方	③ 内容確認と理解度	案内文書を読んだか、理解できたか
	④ 工事までの期間	案内から切替え工事までの期間は適切か
	⑤ 案内の信憑性	案内文書に対する不信感を感じたか
	⑥ 適切な案内方法	安心と感じる案内の在り方（誰から、どのように届くとよいか）
（３）切替えの説明会の在り方	⑦ 参加の有無と理解度	説明会に参加したか、理解できたか
	⑧ 必要性	説明会の必要性
	⑨ 開催方法	説明会の開催方法
（４）将来の放送の在り方 （放送機能関連要素）	⑩ 番組表	将来の放送視聴における、以下の機能の重要性 ・テレビ上の番組表 ・字幕表示 ・副音声 ・データ放送 ・緊急地震速報 ・録画（普段録画するか） ・ザッピング ※参考調査： ケーブルテレビ代替では当該の機能的な差分は発生しないが、参考意見として聴取
	⑪ 字幕	
	⑫ 副音声	
	⑬ データ放送	
	⑭ 緊急地震速報	
	⑮ 録画の有無	
	⑯ ザッピング	
	⑰ 災害時の情報取得	災害時の情報の入手方法
（５）共聴施設及び切替えへの認識	⑱ 認知度と課題	共聴施設であることの認知、不安や課題の認識
	⑲ 切替えのメリデメ	切替えにより良かったこと・悪かったこと
	⑳ 工事における気付き	切替え工事で気になったこと
	㉑ 費用	費用の考え方
（６）ケーブルテレビによる番組視聴に対する総合的な受容性評価・その他	㉒ 視聴面・機能面	従来の視聴方式からの切替えについて、視聴面・機能面からどのように評価するか
	㉓ 全体を通して	案内周知・説明会・工事実施・視聴等 全体に対する評価
	㉔ 事業者に対して	ケーブルテレビ事業者の提供サービスについての期待

辺地共聴施設エリアにおける調査結果　①総合的な受容性評価

従来の視聴方式からの切り替えについてどのように捉えますか。
視聴面（画質・音声）、機能面から最も近い考えをお答えください。

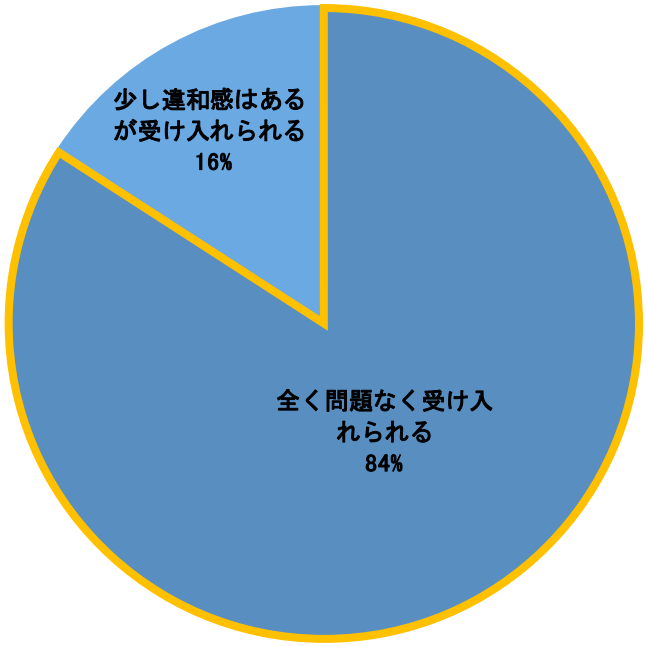

（n=19）

内訳	計
全く問題なく受け入れられる	16
少し違和感があるが受け入れられる	3
違和感があるため受け入れづらい	0
全く受け入れられない	0
わからない	0

（参考）
［少し違和感があるが受け入れられる］3名の回答者のヒアリング時発言
※実証事業請負事業者の研究員が回答者へ少しの違和感の内容について尋ねたもの

［背景と費用］
- 内容はよくわからないけど少し違和感がある。何でこういうことをやるんだろうと思って。よく聞いたら、線とか全部設備がみんな新しく揃えなきゃいけない、もう年数がたってるからだめだって。金額も跳ね上がるとかいうことなので。
- なぜケーブルテレビにするのかわからなかった。あとは負担がね。当然高くなるということが。

［調査自体への違和感］
- 何でか、国の方針みたいな感じがしたんだね。無料ですよ、工事費全て無料ですよなんていうから・・・感じたけどね。

辺地共聴施設エリアにおける調査結果　②要素別分析の結果

費用負担

地上波により放送番組を視聴する際、視聴者においては共聴組合費用が
必要でした。設備がケーブルテレビに変わることで費用負担が変わることがあります。
この費用について最も近い考えをお応えください。

（n=19）

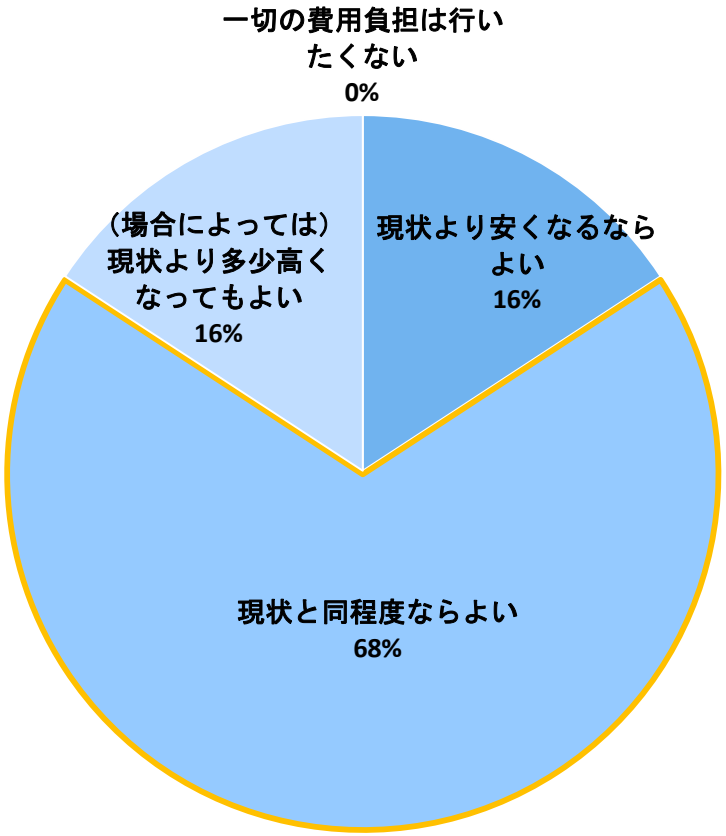

辺地共聴施設エリアにおける調査結果　②要素別分析の結果

案内の在り方

今回のような案内について、誰からのものだとより安心できると感じますか？当てはまるものを全てお答えください。

（複数回答）

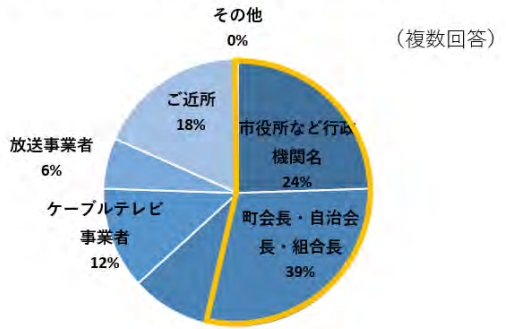

今回のような案内について、どのような伝え方だとより安心できると感じますか？当てはまるものを全てお答えください。

（複数回答）

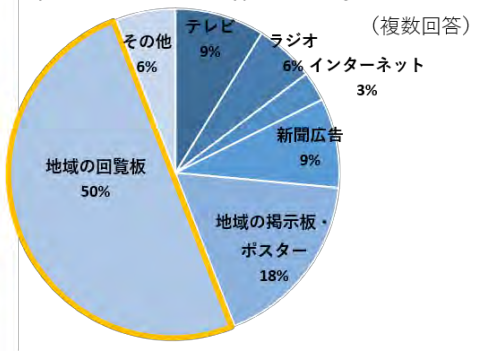

説明会

今回のような対面の説明会は必要だと思いますか？最も近い考えをお答えください。

（n=19）

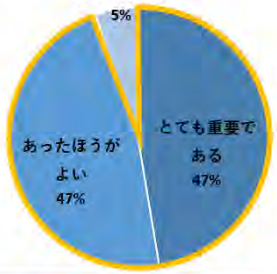

ヒアリングにおける主なコメント

- 高齢者でも理解できる説明会であることが重要。
- （参加者は）知識が無いので、切り替えをやりますというアナウンスだけだと駄目。
- 対面で実施することが何より重要。
- （自分ではないが）怪しくて行けなかった人もいた、と聞いている。

説明会の開催方法について、あると良いと思うものをすべてお答えください。

（複数回答）

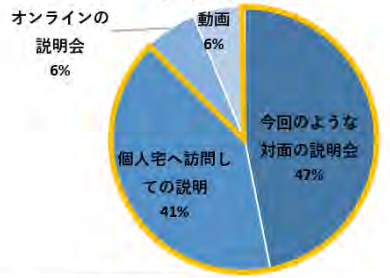

ヒアリングにおける主なコメント

［対面の説明会］の回答者

- 個人宅の説明は感染症や詐欺などがあり好ましくない。

（その他、開催方法について）

- 後で質問等ができるよう手元に残る文書や資料、質問できる環境が必要。
- どれも必要がない、資料があればよい。
- 歩くことが困難なので出かけるのが難しい。

第２章　放送アプリケーションに関する基礎的調査

協力ベンダー概要

IIJ
Internet Initiative Japan

会社名	株式会社 インターネットイニシアティブ
従業員数	4,335名（連結） 2,461名（単体）
売上	2,263.4億円（2022年3月期、連結）

- 2022年12月で設立から30周年
- インターネットの黎明期から様々なストリーミング中継に関する取組を実施
- 2016年に日本テレビとCDN事業会社JOCDNを設立。その後、民放、NHKを含む第三者割当増資のもと、事業展開中
- LIVE/VOD配信に必要な機能をクラウドサービスとしてオールインワンで提供する「IIJ Media Sphereサービス」を提供

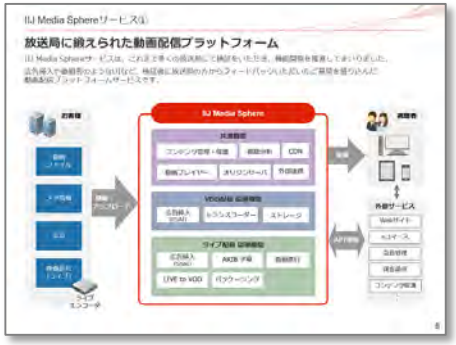

Jstream

会社名	株式会社 Jストリーム
従業員数	約600名（連結）
売上	124.1億円（2021年3月期、連結）

- 1997年5月に設立
- 日本初、国内最大の企業向けストリーミング専業企業
- 動画を活用する際に必要となる制作・配信・運用の全てに対応しており、お客様のニーズに応じた総合的なサービスを提供
- 課金決済・DRM、プロモーション・映像制作、Webサイト制作・運用、放送機器のシステムインテグレーション、e-ディテール関連制作などのグループ会社を保有

A案の全体構成・アーキテクチャ

- BB代替の対象となる地域の全ての放送局が、東京と大阪に設置された配信プラットフォームに放送コンテンツ等を送信し、CDNを通じて、受信世帯に設置された端末に放送される
- 既存のインターネット配信の仕組みと類似し、その技術／製品／人材を活用できる範囲が多い

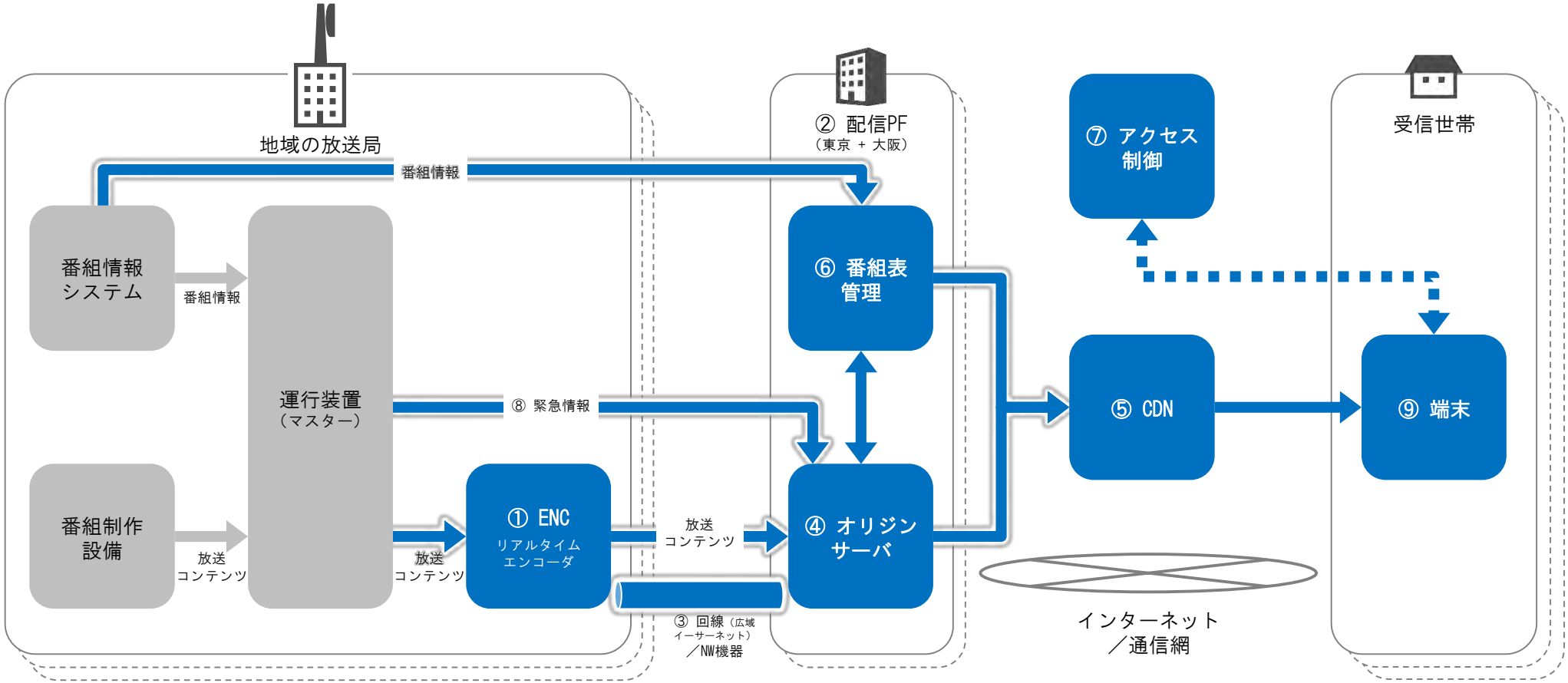

B案の全体構成・アーキテクチャ

- BB代替地域の放送波を配信プラットフォームで受信し、放送波毎にメタデータ※1と映像データを生成し、それらのデータを多重化、配信制御・管理とCDNを通じて端末に放送される
- 放送波を利用するため、放送されている内容をそのまま配信されるとともに、放送事業者側設備の変更が不要※2

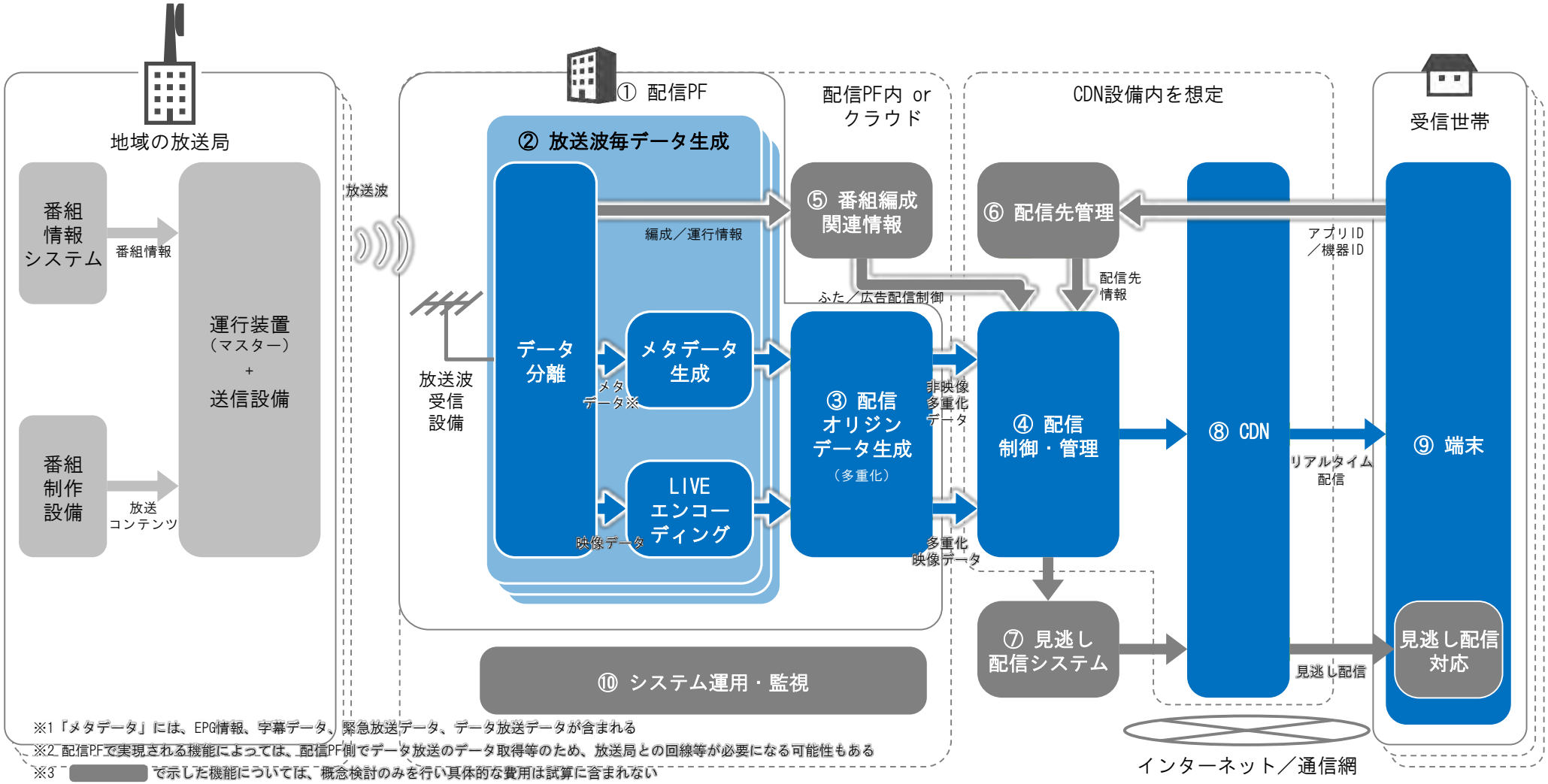

※1「メタデータ」には、EPG情報、字幕データ、緊急放送データ、データ放送データが含まれる

※2 配信PFで実現される機能によっては、配信PF側でデータ放送のデータ取得等のため、放送局との回線等が必要になる可能性もある

※3 ■■■■で示した機能については、概念検討のみを行い具体的な費用は試算に含まれない

各ソリューションの特徴（概要）

			A案	B案
モノ		① 設備の配置	■ 東京と大阪に 集約	■ 各地のBB代替対象地域と同一放送エリアごとに 分散
		② 構築／提供形態	■ 動画配信サービス を活用し、IaaSサービス上での個別開発で補完	■ 基本的に オンプレミス でシステムを構築
ヒト	視聴者視点	③ 提供される視聴環境	STB端末 / 1080p～232p / ABR / 音声2ch / 字幕 / 緊急情報 / DRM / アクセス制御 / EPG	Androidネイティブ AP / ｽﾏｰﾄﾃﾞﾊﾞｲｽでの視聴 / 720p / 音声2ch / 字幕 / データ放送 / EPG
		④ 導入容易性	■ STBと視聴アプリケーション を合わせて提供（標準的）	■ ドングル等に 視聴アプリケーションを導入（標準的）
		⑤ 番組視聴の障害に至る要因	■ 配信PFのシステム内に SPOFなし	■ 配信PF がSPOFになりうる（配信PFの冗長化は可能）
	放送事業者視点	⑥ 構築～運用に必要なリソース	■ 放送局内で 機器設置／回線工事あり（標準的）	■ 基本的に、放送局内での 工事なし
		⑦ 導入容易性	■ 通常の ネット同時配信と同様（標準的）	■ 構築時に必要な稼働がなく、導入が容易
		⑧ 個別ニーズへの対応	■ 基本的に、全国で共通の基盤サービス を利用	■ 個別構築が多いため、基本的に 個別ニーズへ対応可
	その他	⑨ 放送APの構築／運用体制	■ 放送局設置設備での保守以外は、構築～運用保守まで1事業者で完結（アクセス制御／ユーザサポートを除く）	■ 中心的な事業者以外にオンサイト保守等は現地で調整が必要（アクセス制御／ユーザサポートを除く）
情報		⑩ 仮置きした品質・機能要件との整合性	■ 別途、示す	
		⑪ 必要な技術／知見	■ 既存のネット配信の技術（データ放送を除く）	■ 放送波から配信データを生成する 独自技術 を採用
		⑫ 実現に向けた予見可能性	■ 既存技術を活かすため 不確定要素は少ない	■ 新規開発が多く、分散配置のため、不確定なことが多い
カネ		⑬ 時間／プロセス	■ 既存サービス利用により 比較的短時間	■ スクラッチ開発等により 比較的時間を要する可能性
		⑭ 費用	■ 別途、示す	

A案における放送アプリケーションの費用に影響を与える要素

分類	固定 の費用	波数 で変化する費用 23 波	配信PF の数で変化する費用	世帯数 で変化する費用 62, 258 世帯
内訳	① DRM※2 ② 番組表管理※2 ③ アクセス制御※2 ④ 緊急速報※2 ⑤ 視聴アプリケーション※2	① リアルタイムエンコーダ※1 ② 広域イーサネット回線※1 ③ 配信PF側機器／ラック※1 ④ 配信サービス（基本料金）※1 ⑤ オリジンサーバ※1	なし	① CDN※1 ② 端末 （HW）※1
留意事項	✓ ①～④の費用に関して、厳密には、これらの費用はBB代替の対象となる「全てのBB代替の端末数」にも依存するが、今回は簡便のため定数とみなす ✓ ⑤の費用に関して、端末に搭載される１種類の標準OSへの対応と仮定する ✓ ①～⑤の費用に関して、UIやロジック等の設計／デザインに関しては単純なものを想定する	✓ ①～⑤の費用に関しては、標準サービス内での機能／サービス提供を想定する		✓ ①の費用に関して、トラヒック流量をもとに課金されるが、一部トラヒック量は配信サービスの基本料金に含まれる ✓ ②の費用に関して、一定量の発注台数をコミットした場合の概算費用をもとに算出している
5年間の総額	10 % 程度	20 % 程度	なし	70 % 弱 程度

システム監視、ユーザサポート、プロジェクト管理 等は一切含まれていない

✓ 全体費用の中で、「世帯数」に応じて発生する費用が約2/3を占める

※1 サービス提供される品目等であり、金額は標準定価

※2 個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用

B案における放送アプリケーションの費用に影響を与える要素

分類	固定 の費用	波数 で変化する費用 23 波	配信PF の数で変化する費用	世帯数 で変化する費用 62,258 世帯
内訳	① 要件定義・全体設計※2 ② 「放送波毎データ生成（データ分離）」のソフトウェア※2 ③ 視聴アプリケーション※2	① 「放送波毎データ生成」内のデータ分離（チューナー）※2 ② 「放送波毎データ生成（データ分離）」のソフトウェア※2	① DC関連設備（ラック、インターネット回線、LAN機器等）※2 ② 放送波毎ﾃﾞｰﾀ生成（機器等）※2 ③ 配信オリジンデータ生成※2 ④ CDN（サポート）※2	① 配信制御・管理（仮想サーバ、ロードバランサー）※1 ② CDN※1
留意事項	✓ ①の費用に関して、規模や特殊性／複雑性、スコープ等によって変化するが、類似の単純なリアルタイム配信の事例を想定した ✓ ②の費用に関して、対象のソフトウェア開発費用を固定費とライセンス費（波数x利用期間）と設定した ✓ ③の費用に関して、端末に搭載されるAndroidネイティブアプリの開発し、UIやロジック等の設計／デザインに関しては単純なものを想定する	✓ ①の費用に関しては、各配信PFに予備機（コールドスタンバイ）を設置することを想定した ✓ ②の費用に関して、対象のソフトウェア開発費用を固定費とライセンス費（波数x利用期間）と設定した	✓ ①～③の費用に関しては、各配信PFに設置される主な機材が含まれているが、各DCの固有の状況やキャパシティに応じた設計等は十分に考慮できておらず、また、都内のDCの一般的な価格をもとに推計している ✓ ①と④のサポート費用に関しては、1DCあたりの費用を単純積算とした	✓ ①の費用に関して、配信制御・管理機能は独自設備構築とし、1万世帯毎に1セットのHWを必要と見積もるが、実装形態も含めて十分に検討／考慮できていない ✓ ②の費用に関して、総トラヒック量に対して1GBあたりの単価を単純積算とした
5年間の総額	1 % 以下	1 % 以下	10 % 程度	90 % 程度

平日日勤以外の保守、システム監視、ユーザサポート 等は一切含まれていない

配信PF の数で変化する費用

世帯数 で変化する費用

✓ 全体費用の中で、「世帯数」に応じて発生する費用が大半占める

※1 サービス提供される品目等であり、金額は標準定価

※2 個別開発によって提供される品目であり、金額は類似案件に基づく概算費用

ブロードバンド代替のコスト試算モデル

○ 放送アプリケーションの費用構造分析の結果を踏まえ、通信に関する費用のほか、放送アプリケーションに関する費用も含めた形で、ブロードバンド代替に必要な費用を算定するための方法（コスト試算モデル）を取りまとめた。

BB代替の 検討開始

1. 対象放送設備の決定

BB代替の検討対象となる放送事業者（放送波）と対象とする放送設備（小規模中継局等）を決める

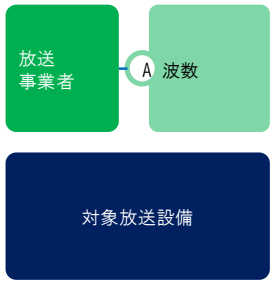

2. 候補エリアの特定

対象放送設備による放送の受信世帯が存在している地域（BB代替の候補となるエリア）を選定する

3. 受信世帯の特定

対象放送設備による放送を受信していると思われる世帯を特定する

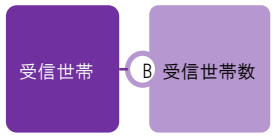

BB代替に係る通信や放送アプリケーションの費用分析から、比較的経済合理性が見出しやすい傾向が分かっていることから、こうした傾向に着目して放送エリア内の全放送設備の中から候補を選定する（場合によっては複数のパターンの候補を挙げる）ことが想定される。

【通信に関する費用】

- 単一の放送設備当たりの受信世帯数が少ないこと※1

【放送APに関する費用】

- BB代替を検討する範囲における合計の波数を抑えつつ、単一の放送設備当たりの受信世帯数が少ない放送設備をなるべく多く集約すること※2

通信に関するコスト試算フロー

放送アプリケーションに関するコスト試算フロー

12. 通信の費用と放送APの費用の合算

BB代替の コスト※3

※1 「1次取りまとめ」P28を参照。

※2 「参考資料２　放送アプリケーションに関する基礎的調査に係る参考資料」の「■ A案 -費用構造分析における不確定要素」（P51）を参照。

※3 このコストは地域の全放送局をBB代替するコストに相当し、単体での現行コストとの比較においては、地域の波数等で按分する必要がある。

通信に関するコスト試算フロー

3. 受信世帯の特定

4. BBの提供状況の確認

受信エリアや受信世帯に対するブロードバンドサービス（FTTH）の提供状況を通信事業者に確認する

- 光化済エリア
  - a 光化済の受信世帯数
- 未光化エリア
  - b 未光化の受信世帯数

5. BBサービスの特定

通信事業者から以下の条件を満たすBB（FTTH）サービスの提案を受ける

- BB代替の品質／機能要件に準拠できる
- インターネットに接続できる（必要に応じて別サービスで追加する）

- BB接続サービス
- インターネット接続サービス

6. BBサービスの費用

光化済の受信世帯に対する1世帯あたりの提供費用を通信事業者から入手する

※ インターネット接続とBB接続（アクセス回線）を分けて費用を入手する

- BB接続サービス費用
  - c 初期費用
  - d 月額費用
- インターネット接続サービス費用
  - e 初期費用
  - f 月額費用

7. 光化工事の費用

未光化エリアを光化するための費用を通信事業者から入手する

- プロジェクト共通費用
  - g 初期費用
  - h 月額費用
- エリア毎費用（収容局内の所内設備等）
  - i 初期費用
  - j 月額費用
- 未光化エリアの受信世帯毎費用
  - k 初期費用
  - l 月額費用

8. BBサービスの加入済世帯の費用

必要に応じて、既存のBBサービスの利用者（加入済世帯）がBB代替を利用するために追加になる費用を通信事業者から入手する

- BB代替による追加費用
  - m 初期費用
  - n 月額費用

9. 通信のコストを試算

入手した情報を統合してBB代替を実施するにあたり必要となる通信に関わる費用を試算する

受信世帯数毎の費用 ／ エリア毎費用 ／ プロジェクト共通費

- 光化済エリア
  - a 光化済の受信世帯数
    - ※一定の加入率で按分
      - a1 BBサービス加入済の受信世帯数 × BB代替による追加費用（m 初期費用 / n 月額費用）
      - a2 BBサービス未加入の受信世帯数 ×
        - BB接続サービス費用（c 初期費用 / d 月額費用）
        - インターネット接続サービス費用（e 初期費用 / f 月額費用）
- 未光化エリア
  - b 未光化の受信世帯数 ×
    - 未光化エリアの受信世帯毎費用（k 初期費用 / l 月額費用）
    - インターネット接続サービス費用（e 初期費用 / f 月額費用）

＋ エリア毎費用（i 初期費用 / j 月額費用） ＋ プロジェクト共通費用（g 初期費用 / h 月額費用）

12. 通信の費用と放送APの費用の合算※2

※ 但し、このコストは地域の全放送局をBB代替するコストに相当し、単体での現行コストとの比較においては、地域の波数等で按分する必要がある

留意点

- フローの始点と終点のみを変更
- 内容については変更していない

放送アプリケーションに関するコスト試算フロー（A案の場合）

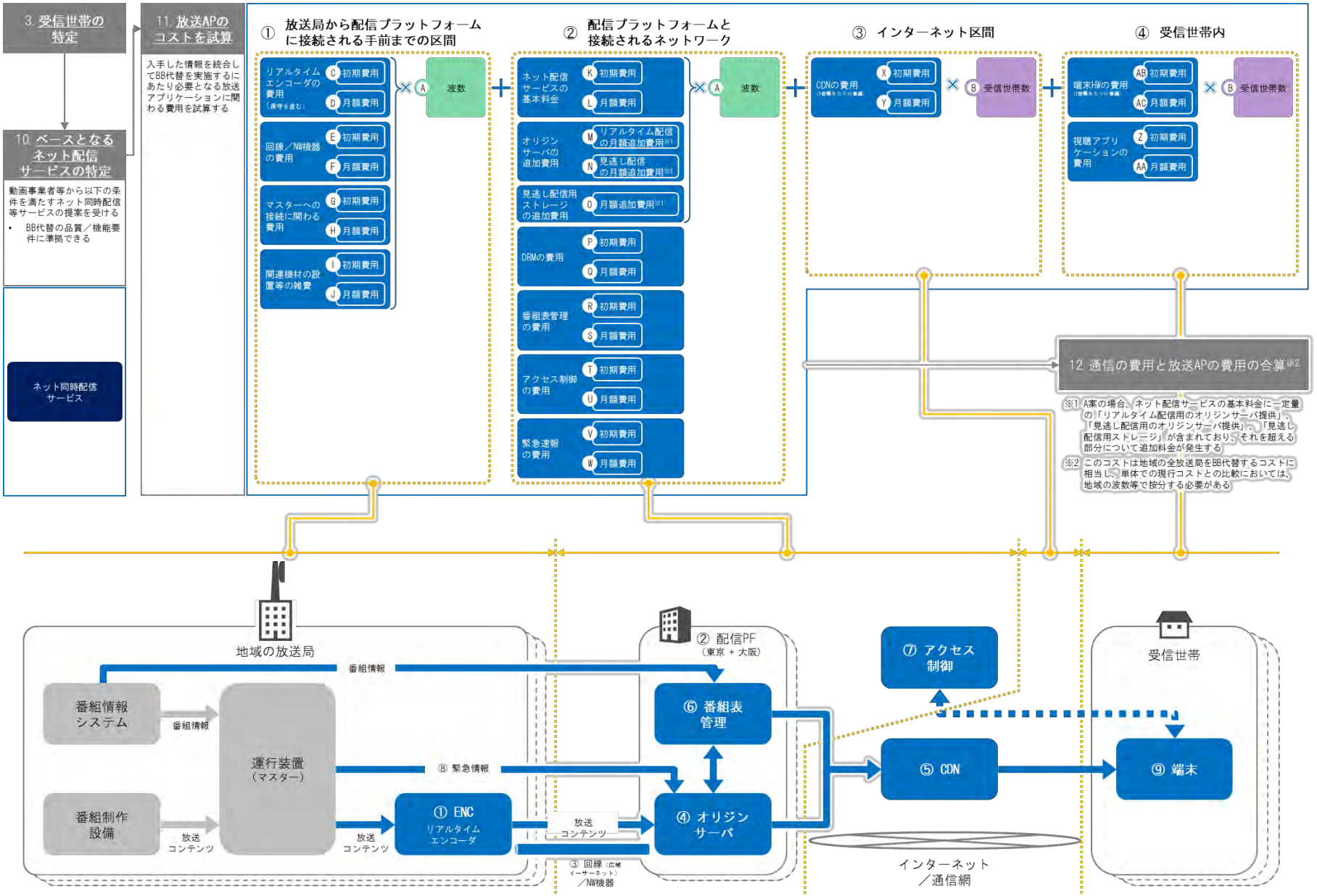

今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査により得られた成果

① 放送APの 構成イメージ を提示できた

✓ 一般的なネット同時配信システムに採用されている構成と類似の構成に加え、放送波を用いた構成についても詳細を検討できた

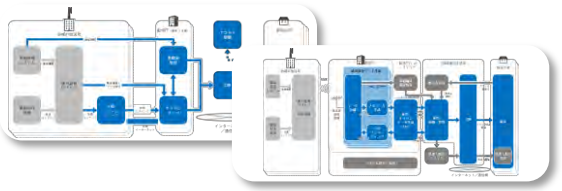

② 放送APの 必要機能 とその実装に向けた 検討ポイント を提示できた

✓ BB代替を実現するために放送APが備えるべき機能の詳細と、それを実装するために検討を行う必要がある主な論点を洗い出すことができた

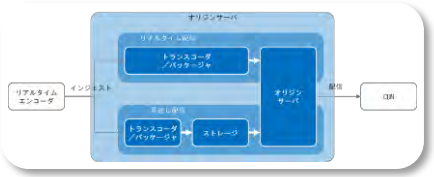

③ 放送APの構成毎の 特徴を分析する視点 を提示できた

✓ BB代替を実現する際に特定の構成／実装を選定することになるが、それらを分析／評価するための多様な視点を洗い出すことができた

④ 放送APの 費用の項目 と 費用の多寡に影響を与える要因 が明確になった

✓ 放送APの実現に向けて発生する主な費用項目を洗い出すことができ、どのような要因によって費用の多寡が影響を受けるのか洗い出すことができた

今般の放送アプリケーションに関する基礎的調査の課題

- 調査結果として放送APの「費用の項目」と「費用の多寡に影響を与える要因」が明確になった
- 一方で、放送APシステムの精緻な費用の多寡が見出せず、１次取りまとめの通信の費用と統合したブロードバンド代替全体での経済合理性の評価には至らなかった
- 競争法等に準拠しつつ全国レベルで実際の市場価格を用いた経済合理性の評価をオープンな場である作業チームで行うことは難しいのではないか？

今回の取組（費用構造分析）を通して **明確になった事**

- ■ 放送APを構成する「費用の項目」
- ■ 放送APの「費用の多寡に影響を与える要因」
  （大規模にBB代替を適用する場合、特にCDNに関わる費用が全体費用に大きな影響を与える可能性が高い）

残された課題

① BB代替の経済合理性を評価するための前提となる **放送APの費用の多寡を精緻に把握できなかった**

システムの仕様が曖昧	✓ 特に、端末（番組表表示、緊急情報の通知を含む）、アクセス制御、録画ニーズへの対応などの具体的な要件が決まっておらず、想定費用の振れ幅が大きい
見積の金額が実際的な値付け／市場価格から乖離 している	✓ 今回は概算見積として「標準定価」等を用いて算出しているが、実際の市場価格から乖離している可能性が高い

② 放送APと通信の費用を合わせた **BB代替全体の経済合理性を評価できなかった**

通信部分のミクロ分析と放送APのマクロ分析が未統合	✓ BB代替における通信の費用は単一の放送設備毎に検討（ミクロの分析）ができたが、一方で共通の固定費が無視できない放送APの費用は特定の放送設備のグループを想定した上で検討（マクロの分析）を行ったが、情報（全国の放送設備の状況）の不足等もあり、議論を統合できなかった

第３章 「仮置きした品質・機能要件」の見直し

「品質・機能要件」の見直し

○　1次取りまとめの「仮置きした品質・機能要件」について、実証事業の結果等を踏まえ、次のとおり見直しを行った（主なものを抜粋）。

※今般見直しを行った箇所は、赤文字・見え消し修正の箇所。

規定項目	規定内容	品質・機能要件	備考
対応デバイス	テレビ	スマートTV向けアプリ	~~・BB代替用STBは未検討~~ ・STB、ドングル等の活用可能性や特定のOSに依存しない形での実現可能性を検討
	PC、スマホ		~~PC・スマホなど~~ ・PC、スマホなどでの視聴可能性について検討（視聴ソフトウェア、アクセス制御方法等）
ネットワーク条件	ネットワーク制御	なし（ベストエフォート）	
	通信容量	6.0Mbps（1080p）　3.0Mbps（720p） 1.5Mbps（540p）　768kbps（360p） 384kbps（252p）　192kbps（180p）	
伝送遅延	映像・音声・データの伝送遅延	約30秒程度	~~・低遅延配信技術（CMAF等）は未検討~~ ・低遅延配信技術（CMAF等）について検討
映像フォーマット	有効走査線数	1080，720，540，360，252，180 ※ABR（アダプティブビットレート）を採用	
音声フォーマット	最大入力音声チャンネル	~~2ch~~ 5.1ch	~~・5.1chは未検討~~
映像・音声・字幕等の同時性	緊急地震速報（文字スーパーによるもの）	~~前提としていない~~ 速やかに表示させることが望ましい	~~・全て未検討~~ ・低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討
著作権保護	コンテンツ保護機能	AES128bit相当の暗号化	
地域限定性	サービス提供区域	~~サービス提供区域／対象者の限定を考慮~~ サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ	
データ放送	提供機能		~~・提供可否や変換方法などを含めて全て未検討~~ ・提供の在り方について検討
電子番組ガイド	提供機能	番組表の提供 番組表からのチャンネル切替え機能	~~・プレイリスト機能は未検討~~ ・番組表と録画・ダウンロード番組や見逃し配信番組とのリンク機能について検討
その他	録画	録画（ストリーミング動画の蓄積）の代替機能として、ファイルダウンロード機能及び見逃し配信機能	~~・録画機能、見逃し配信・ダウンロード機能などは未検討~~ ・録画（ストリーミング動画の蓄積）の実現可否について検討

第４章　今後の検討課題と検討の方向性

１次取りまとめで例示された課題に係る検討状況と今後の検討の方向性

（1）著作権等の権利処理

IPユニキャスト方式について、いわゆる「フタかぶせ」が回避され、放送の一部としての著作物の利用が確保されるようにするため、著作権法の改正によってもなお解決していない課題があるか検討すべき。

【検討状況】
○「フタかぶせ」は「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割と多かった。
【今後の検討の方向性】
○権利処理に係る課題と対策について更に検討。

（2）地域制御の有無

- 放送コンテンツが他の地域でも視聴できることについて、どう考えるか議論すべき。
- 仮に地域制御（対象エリアや対象者の制限）を行う場合、どのような仕組みで確保されるか検討すべき。
- 「区域外受信」について、何らかの課題があるか検討すべき。

【検討状況】
○「品質・機能要件」において、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」とした。
【今後の検討の方向性】
○IPアドレス、GPS、ユーザーID等、複数の制御手段について、メリット・デメリットを含めて検討。

（3）住民理解・受信者対策

- ブロードバンド等の利用に係る経済的負担や放送との品質・機能の違いに関する住民視点での受容性をどう確認するか検討すべき。
- 大規模改修が生じうる集合住宅の居住者や生活困窮世帯などを含め、どのようなプロセスによって住民理解を得ていくべきか検討すべき。

【検討状況】
○ブロードバンド代替について約9割が受け入れられるとの回答。
○住民理解を得ていくためのプロセスについて辺地共聴施設エリアにおいて調査。
【今後の検討の方向性】
○具体的に放送アプリケーションを試作し、被験者の数を増やす等し、更に検討。

（4）ユーザーアクセシビリティの確保

- 操作性、一覧性など、受信端末が利用しやすい環境が確保されるのか検討すべき。
- 字幕の表示等に支障は生じないか検討すべき。
- 代替が実現され、更には上記のような機能が実現・確保されるための課題についても検討すべき。

【検討状況】
○操作感が異なっても「難しくない」又は「慣れそうだ」との回答が計約9割。
○副音声及び字幕は、社会的な重要性が指摘。
【今後の検討の方向性】
○具体的に放送アプリケーションを試作し、更に検討。

（5）デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上

- 放送との品質・機能の違いが想定される中、新たな機能・サービスの提供について、どう考えるか議論すべき。
- IPユニキャスト方式において視聴データが活用される場合、放送におけるプライバシー保護に関する要件の取扱いをどう考えるか検討すべき。

【検討状況】
○PC・スマホでの視聴、録画、番組表に対する高いニーズを確認。
○視聴データ活用については、セキュリティ不安よりも便利な機能への期待が上回った。
【今後の検討の方向性】
○具体的に放送アプリケーションを試作し、更に検討。

（6）放送法との関連等

- IPユニキャスト方式について「あまねく受信（努力）義務」との関係をどう考えるか検討すべき。
- 災害時の情報入手に支障が生じないためにどのような課題があり、どのような対策が必要か検討すべき。
- 限られた地域・受信者を念頭に置いたIPユニキャスト方式について、NHK受信料をどう考えるか検討すべき。

【検討状況】
○緊急地震速報に対するニーズが非常に高いという結果が得られた。
【今後の検討の方向性】
○緊急地震速報について具体的に検証を行うとともに、その他の課題についても検討。

実証事業の実施を通じて抽出された検討課題と検討の方向性
（ミニサテライト局エリア・小規模中継局エリア）

	項目	課題	検討の方向性
フィールド調査における未検討・未到達課題	社会的な必要性	• 障害者などを含む社会的な評価が十分でない	社会的な必要性についても調査し、機能の在り方を考慮する
	インターネットを利用していない被験者	• サンプル数が少なく、評価しきれていない	集合検証を行うなどして、ネット未契約者も被験者に加える
	ITリテラシーとの関係	• インターネットを利用しない世帯の調査が不十分 • インターネット、スマホやPCの利用度でのみ評価している	インターネットリテラシーについても調査し、受容性との相関や求められる機能を明確にする
	複数端末利用における評価	• 各世帯1台のテレビでしか評価していない	複数端末同時視聴環境下での受容性を評価する
	テレビの利用実態との関係	• 個人でテレビの重要度は異なるが同列として評価している • 視聴時間やよく見る番組別等の視聴者属性別の評価が不十分	日常生活におけるテレビの重要度を調査し、視聴時間やよく見る番組といった視聴属性に合わせた受容性を評価する
	自宅以外での視聴	• 車での視聴やオフィスでの視聴など、自宅以外の利用について未検討	自宅以外でテレビがどの程度視聴されているのかを調査の上で検討を行う
映像等関連要素に関する課題	画質に関する正確な評価	• 実証の視聴中にABRがほぼ発生せず、イメージのみの回答に留まっている • 特にスポーツなど動きのあるコンテンツでは、より高画質（例えば、「6Mbps　1920×1080」相当）での同時配信の評価が必要	検証用の放送アプリケーションを実装し、ネット同時配信視聴により受容性を評価をする
	視聴コンテンツ別の評価	• スポーツなど動きのあるコンテンツでのサンプル数が少ない	検証用の放送アプリケーションを実装した上で、視聴コンテンツの種類を増やし、特にスポーツ番組視聴における受容性を評価する
	ながら視聴	• SNSやチャットなどの「ながら視聴」を想定した遅延評価を考慮していない（特に若い世代向け）	アンケートやヒアリングにてSNSやチャットを用いた「ながら視聴」における遅延等の受容性を評価する
その他要素に関する課題	住民への代替の周知方法	• 誰からどのようにあるべきか、具体的な評価が不十分	サンプル数を増やし、アンケートとヒアリングにより、住民周知の在り方と具体的な周知方法について検討を行う
	代替対象世帯の特定方法	• 中継局を代替する場合に、当該中継局の電波を受信している世帯を完全に特定することは難しい	可能な限り事前に特定することに努めるとともに、代替後においても速やかな対応が取れるよう準備を進める
	災害時/緊急時のテレビ視聴ニーズ	• テレビが使えない場合の代替手段をどうすべきか	緊急情報取得手段を検討・整理する
	（IPユニキャスト） システムの所有と運用主体	• 代替プラットフォーム、放送アプリケーションの所有者及び運用主体をどうするか	プラットフォームや放送アプリケーションの所有者・運用主体について検討を行う
	地域別、ローカル局における代替	• 地域やローカル局におけるニーズを把握できていない	地域やローカル局の実態を調査を実施するとともに、事業者ヒアリング等による要望を整理する
	導入後サポートの在り方	• 誰がどのようにサポートするべきか未検討	視聴者側の求めるサポートを調査するとともに、事業者による実現可能性（コスト面含む）について検証を行う
	代替手段のデリバリ	• 代替手段の具体的な実装方法が未検討 • 視聴者への放送アプリケーションの配布方法が未検討	放送アプリケーションの合理的な実装方法、視聴者への配布方法について検討を行う

第５章　今後の進め方

今後の進め方

○　１次取りまとめにおいて述べたとおり、ブロードバンド代替を導入するに当たっての課題については、着実な検討が求められるものであり、その検討に当たっては、実際に住民の方々に代替手段を利用していただき、その声を聞くことが極めて重要である。

この点、今般実施した実証事業では、現時点でブロードバンド代替のための配信サービスが存在しないことから、既存のネット同時配信等サービスを活用して調査を実施するに留まった。しかし、当然のことながら、視聴者の受容性の検証や技術的な検証は、実際に代替するとなった場合に想定される形に可能な限り近い代替手段を活用して実施することが望ましい。

このため、**次の段階としては、今般の見直し後の「品質・機能要件」に可能な限り準拠してブロードバンド代替を想定した放送アプリケーション（配信プラットフォーム）を試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を実施することにより、視聴者の受容性の検証や技術的な検証を行うことが適当**である。

○　また、ブロードバンド代替が放送事業者の「経営の選択肢」として導入可能な環境を整備するためには、視聴者の受容性の検証や技術的な検証のみならず、導入の手順や準拠すべき条件等を示していくことが必要である。このため、第３章において取り扱った「品質・機能要件」 に加え、第４章において述べた検討課題も踏まえ、**ブロードバンド代替の「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」を取りまとめた「青写真（ブループリント）」の策定や、放送事業者においてブロードバンド代替を検討する際の参考となる「標準的手順」の策定等の取組が重要**となる。

作業チームでは、今後、こうした取組を進め、小規模中継局等の次期更新スケジュールを踏まえ、**ブロードバンド代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和６年夏頃に結論を得ることを目指す**こととする。

○　ブロードバンドインフラの普及が全国的に進む中、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替は、そのための具体的方策のひとつとして期待される。他方で、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替は、一般的なネット同時配信等サービスとは異なり、従来からの電波による放送を代替しようとするものであり、放送事業者及び視聴者の双方にとってこれまでに経験したことのない新たなサービスとなることから、その実現までの道のりは決して平坦ではない。

○　このため、新たな実証事業、ブロードバンド代替の「青写真（ブループリント）」や「標準的手順」の策定といった今後の取組においては、**放送事業者 、通信事業者、ベンダー、視聴者、総務省等の関係者が、それぞれの知見やネットワーク等のリソースを持ち寄り、その役割分担も含めて合意形成を図りながら検討を進めていくことが何よりも重要**となる。また、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくことも必要となる。

○　作業チームでは、こうした認識の下、引き続き、ブロードバンド等による小規模中継局等の代替について、**より実践的に検討を進めていくこととし、関係者には今後の取組への積極的な参画を期待**したい。

ブロードバンド代替の「青写真（ブループリント）」

○ ブロードバンド代替の実現可能な環境整備に向けた主要論点に係る対応方針を「個々の実装で検討すべき事項」と「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」とに分け、後者を統合して「青写真（ブループリント）」を策定する。
○ 具体的な内容は今後の検討となるが、例えば、放送アプリケーションの実装に向けた主要論点を「利用側の環境」、「提供側の仕組み／条件」、「ステークホルダ」に分けて抽出・整理することが考えられる。

青写真（ブループリント）のイメージ（例）

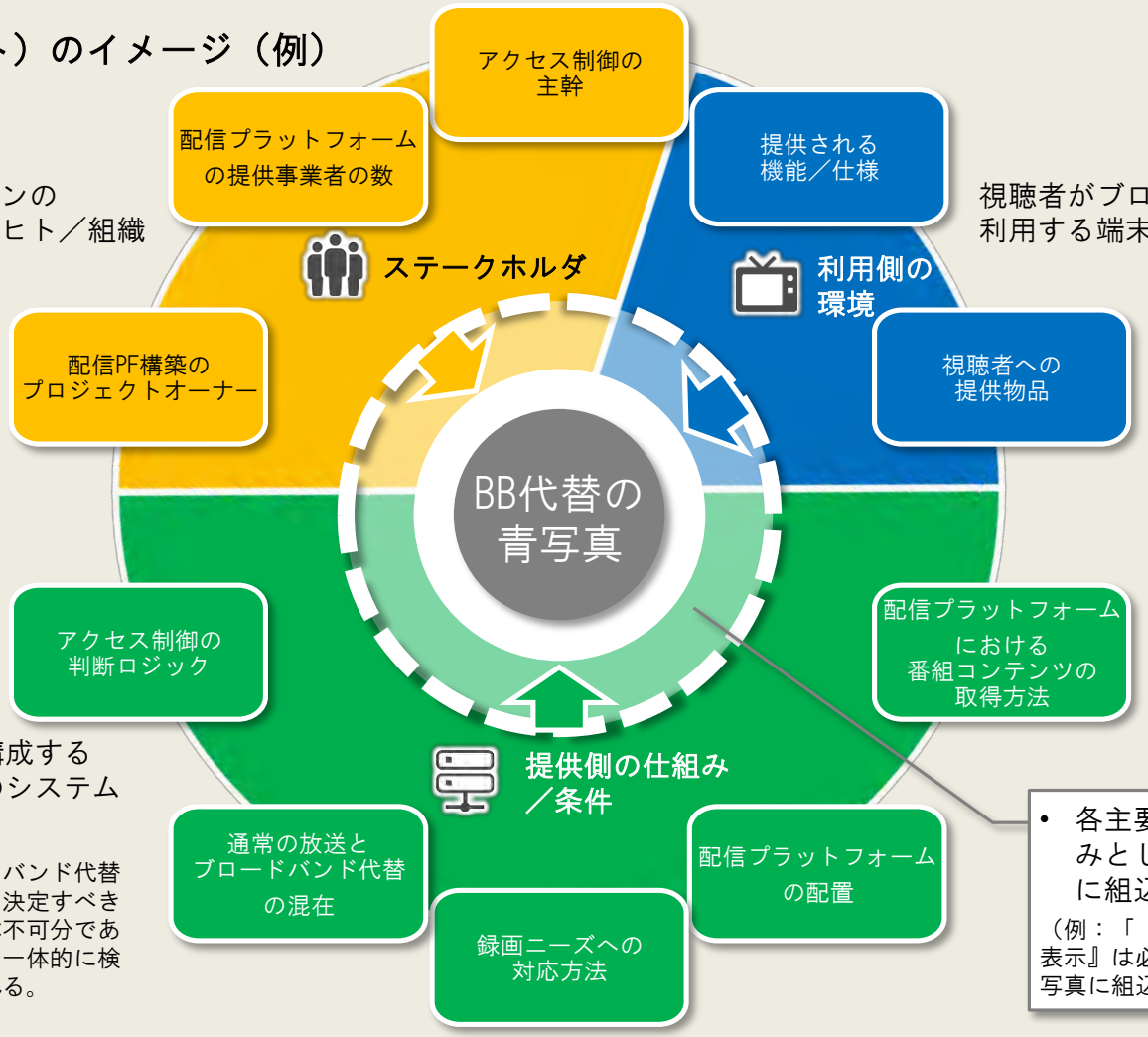

- 各主要論点に関して、全体の枠組みとして決定すべき事項を青写真に組込む

（例：「『品質・機能要件』において『字幕表示』は必須だ」とするなら、字幕表示が青写真に組込まれる）

※ 「品質・機能要件」は、ブロードバンド代替の「共通した全体の枠組みとして決定すべき事項」を定める「青写真」と一体不可分であるため、今後は「青写真」の中で一体的に検討・整理していくことも考えられる。

別添２

公共放送ワーキンググループ
取りまとめ

2023 年（令和 5 年）10 月 18 日

目　次

1. はじめに 2

2. NHK の役割 4

(1) 放送全体の発展への貢献 4
(2) インターネットを通じた放送番組の配信 5

3. NHK のインターネット活用業務の在り方 9

(1) 必須業務化の是非と範囲 9
(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲 10
① 放送番組と同一のもの（映像及び音声） 10
② 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等） 10
③ 配信すべき情報に関する規律 13
(3) 放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置 13
① 配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス 13
② 判断の拘束力 17
③ 当面取り組むべき事項 17

4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 18

5. 今後の進め方 21

(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信 21
(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件 21
(3) その他 21
① インターネット活用業務に対する意見・苦情等を受け付ける仕組みの改善 22
② NHK のガバナンス 22

6. 結びにかえて 24

1. はじめに

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友仁志　早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）から令和 4 年 8 月 5 日に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化、これらに伴う視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」などを背景に、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を、インターネット空間にも浸透させていくための方策の一つとして、日本放送協会（以下「NHK」という。）のインターネット配信の在り方について引き続き検討することとされ、令和 4 年 9 月に、そのための検討組織として、同検討会の下に「公共放送ワーキンググループ」が設けられた。

放送は、有限希少な電波を用いて不特定多数に同時に同じ情報を提供する手段として大きな社会的影響力を有しており、放送事業者は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の規定に基づいて、災害情報など公共性の高い情報をあまねく伝えるとともに報道は事実を曲げないですること等の番組準則[1]に則って、いわば「質の担保された情報」を提供する責務を有している。その上で、放送法は、受信料を財源とする公共放送である NHK と主に広告料収入を財源とするローカル局を含めた民間放送の二元体制を基本としており、相互に切磋琢磨することにより放送界全体の発展が図られることを期待している。現在は、放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がり、多様な主体によって多種多様な情報が流通する状況になっているデジタル時代だからこそ、互いに切磋琢磨する中で創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作・発信し、生活や経済活動に欠かせない国民の情報基盤としての使命を果たしてきた放送の役割の重要性はますます高まっている。

また、コンテンツ産業は、我が国を牽引する重要な産業分野の一つであり、日本のソフトパワーとして大きな役割を果たすことが望まれている中、放送には、海外から高く評価される優れた放送番組を制作することが大いに期待されることを踏まえれば、我が国の放送制度の基軸である二元体制を確保し、我が国の放送コンテンツの制作力・発信力を維持・強化することにより、我が国のコンテンツ産業の発展に寄与していくことが必要である。

本取りまとめは、このような問題意識の下、二元体制の一翼を担う公共放送である NHK が、このデジタル時代にどのような役割を果たすべきか、そして、これに対応した NHK の

1 公共の福祉の観点からの放送番組の編集に関するルールとして、放送法第 4 条第 1 項に規定されている。放送事業者は、国内放送等の放送番組の編集に当たっては、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、が求められている。

インターネット活用業務[2]の在り方（放送制度の中でどのように位置付けていくべきか、規制はどのように課されるべきか）、また、デジタル時代の NHK の事業運営を支える財源はどのような形であるべきか、といった点について、本ワーキンググループとして計 13 回の会合を開催し、オブザーバである NHK、（一社）日本民間放送連盟に加え、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の参加も得ながら検討を行い、その結果を取りまとめたものである。

2 放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する業務（任意業務）として行う業務。放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に放送番組等を提供する業務であり、現在 NHK は、NHK プラスや NHK オンデマンド等のサービスを実施している。

2. NHK の役割

(1) 放送全体の発展への貢献

放送法は、公共放送である NHK について、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことを目的とすることを定め、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うことを必須業務[3]とするなど、従来から放送全体の発展に貢献することを期待している。近年のインターネットの普及により、情報空間がインターネットへと広がりを見せる中、我が国のコンテンツ産業は、Netflix や Amazon Prime Video などの海外事業者をはじめとする動画配信プラットフォーム事業者との激しい競争に直面している。

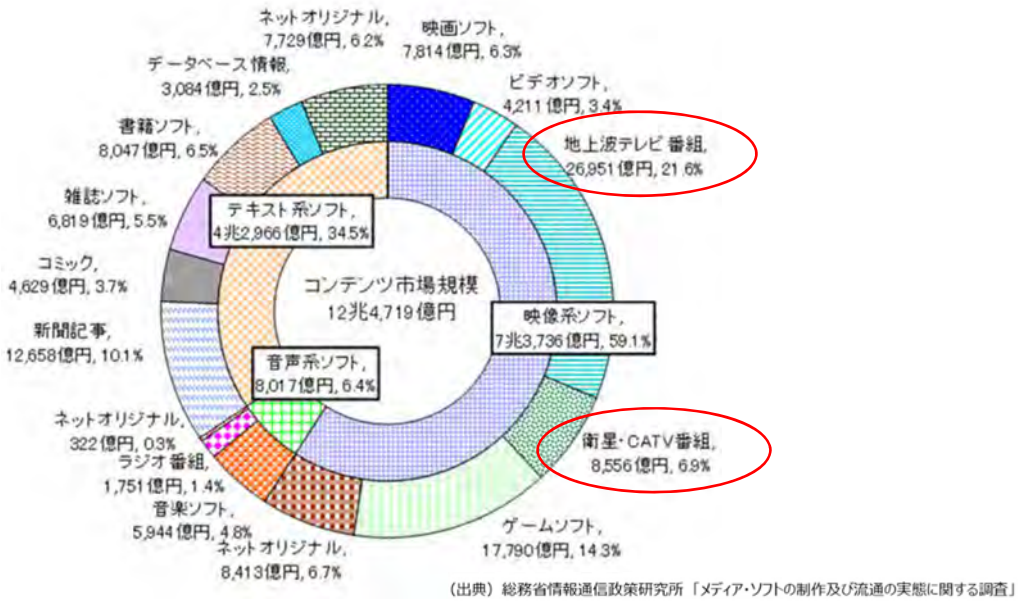

【図－1　日本のコンテンツ市場の内訳（2021 年）】

我が国のコンテンツ産業の中でも、放送コンテンツは 3 割近くを占めており、依然として重要な地位にあることを踏まえ、本ワーキンググループにおいて、NHK の将来を検討するに当たっては、単に放送業界のみならず、コンテンツ産業の今後についても視野に入れて検討してきたところである。そうした観点から、NHK が、民間放送との二元体制の下で、従来から時代や技術の変化に適切に対応しながら放送全体の発展に貢献してきたことの延長線上にあるものとして、NHK は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと考えられる。

NHK には、こうした役割の下で、民間放送事業者等と協調・協力した取組を具体的に進めていくことが期待される。その際、インターネットへと情報空間が広がった中で、放送業界全体が動画配信プラットフォーム事業者等との視聴者獲得競争のフェーズに入っ

3 放送法第 20 条第 1 項に規定されている、NHK が「行う」業務。

ていることを直視し、その中で放送コンテンツが埋没しないような仕組みをどのように作り上げていくかという視点を持つべきである。もっとも、NHK には、放送コンテンツのプラットフォームとして、放送番組の流通のみならず、報道や教育といった一般的に採算性が低いと考えられるが公共性の高いコンテンツの制作を支えていくことも期待される。

我が国のコンテンツ産業の発展を視野に入れつつ、デジタル時代における我が国の放送コンテンツの制作と、国内外への流通を促進するための具体的方策については、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」（主査：山本龍彦　慶應義塾大学大学院法務研究科教授）（以下、「コンテンツ WG」という。）において議論され、取りまとめられており、そこで示された内容を踏まえ、総務省、NHK、民間放送事業者など関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要である。

また、放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての NHK の役割については、別途、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」（主査：内山隆　青山学院大学総合文化政策学部教授）（以下、「プラットフォーム TF」という。）において取りまとめられた内容に沿って、その役割を果たすことが期待される。

また、NHK が放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点については、放送法第 20 条第 6 項において、民間放送事業者の放送ネットワークインフラ整備に対する NHK の協力努力義務が規定されているが、さらに NHK の業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべきである。

さらに、民間放送事業者のみならず、新聞社・通信社等との適切な協調・競争関係を構築することも、民主主義にとって重要な価値であるジャーナリズムを実践するメディアの多元性[4]を確保する観点から重要である。この点に関しては、NHK 自らが、本ワーキンググループにおいて、新聞、民間放送、NHK という伝統メディアに対する国民の信頼という構図が維持・強化されることは、NHK がインターネット業務を展開することの前提であるとの考えを表明している。

(2) インターネットを通じた放送番組の配信

1.でも述べたとおり、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化に伴い、視聴者のコンテンツ視聴スタイルも変化しており、いわゆる若者の「テレビ離れ」に象徴されるように、視聴者の行動は、テレビ放送を通じた

4 本ワーキンググループにおいて、「メディアの多元性」は、公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉として用いている。なお、2022 年の G7 エルマウ・サミットで採択された「強じんな民主主義声明」においても、開かれた多元的議論を守る民主主義国として、「オンライン及びオフラインでの表現及び意見の自由を保護し、…メディアが自由で独立した状況であることを確保する」との決意が示されている。

視聴から、インターネットを通じた視聴へと確実にシフトしている。

例えば、総務省情報通信政策研究所の調査によると、平日における主なメディアの平均利用時間について、令和 2 年度に初めてインターネットがテレビを上回り、令和 3 年度、令和 4 年度には、その差は更に拡大している。また、休日における主なメディアの平均利用時間については、令和 4 年度になって初めてインターネットがテレビを上回る結果となり、テレビ離れが加速していると考えられる。

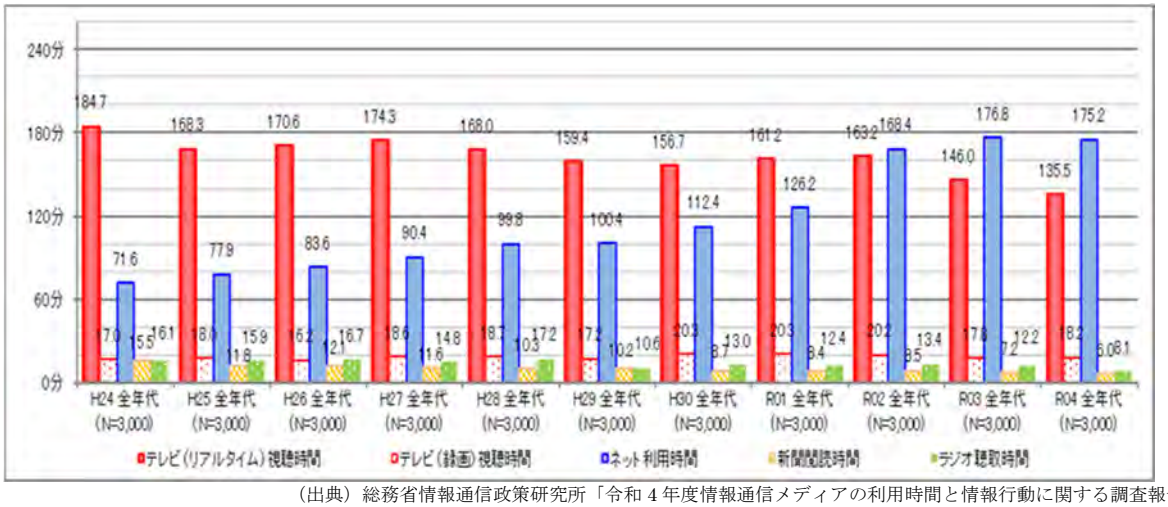

（出典）総務省情報通信政策研究所「令和 4 年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

【図－2　［平日］主なメディアの平均利用時間（全年代）】

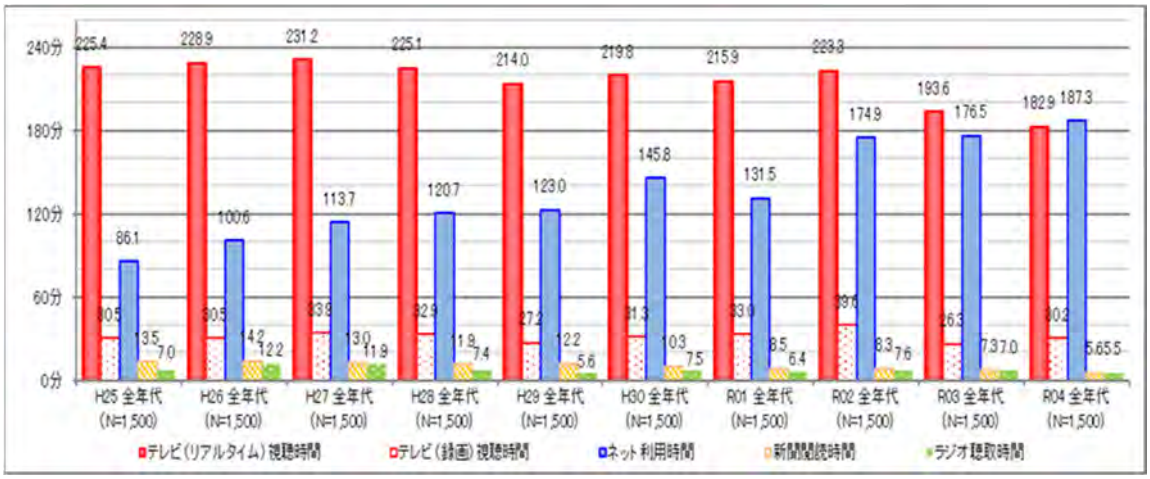

（出典）総務省情報通信政策研究所「令和 4 年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

【図－3　［休日］主なメディアの平均利用時間（全年代）】

このように、視聴者の多くが、インターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえると、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を、

その実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている「任意業務[5]」ではなく、その継続的・安定的な実施[6]が義務付けられる「必須業務」として位置付けることにより、インターネットを通じた場合であっても、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴できる制度に変更していくべきである。

現在の放送法は、公共放送と民間放送という二つの異なる性格の事業体が併存し、相互に補完しつつ、切磋琢磨することにより、多様な放送が形成されていく二元体制を前提として制度を構築している。こうした制度の下では、公共放送と民間放送が、同法が求める相互の「併存」を前提として、いずれも編集の自律を保障された言論報道機関として、各々に求められる役割を果たすために必要な事業形態と事業規模を維持しつつ、公正な競争の下、より高品質で多様な放送番組の制作・流通に取り組んでいくことが期待されていると考えられる。すなわち、現在の放送制度は、二元体制の一翼を担うNHKが極端に縮小して社会に与える影響が限定的になることを想定しておらず、他方、NHKが肥大化することで民間放送事業者の存続が危うくなることも想定していないと解することができる。

こうした二元体制の下、NHKや民間放送事業者の活動が活性化され、更に新聞社・通信社等の他のメディアとも相互に共存・競争することによって、多元的なメディアが形成され、インターネットへと広がる情報空間全体のインフォメーション・ヘルス（情報的健康）[7]が確保されていくものと考えられる。

以上のような、現行の放送制度の趣旨に鑑みれば、NHKについて、インターネットという新たな伝送路を通じた放送番組の提供を必須業務化するに当たっては、こうした二元体制を含むメディアの多元性の維持という観点から、具体的な制度を検討することが必要である。

もっとも、NHKがインターネット上で活動することにより情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的である可能性には留意する必要がある。一方で、今後増加が見込まれるテレビを持たない者に対しても、NHKがインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHKが公共放送として、

5 放送法第20条第2項に規定されている、NHKが「行うことができる」業務。
6 放送法第86条において、NHKは、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上（協会国際衛星放送にあっては、24時間以上）休止することができない旨規定されている。
7 多様な情報にバランスよく触れることで、フェイクニュース等に対して一定の「免疫」（批判的能力）を獲得している状態。なお、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和4年8月5日公表）p.18参照。

社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する[8]役割を果たすことを可能とすると考えられる。

以上をまとめると、視聴者のコンテンツ視聴スタイルが急速に変化する中、NHK は、放送の二元体制の枠組みの下で、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべきと考えられる。

なお、NHK と民間放送との並存と競争を旨とする二元体制の趣旨を踏まえ、公正競争に関して NHK が配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。

8 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和 4 年 8 月 5 日公表）p.17 において、「放送は、NHK と民間放送事業者がこの二元体制の下で様々な情報発信を行うことを通じ、国民の『知る自由』 を保障し、災害情報や地域情報等の『社会の基本情報』の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしてきたと言うことができる。また、その『公共性』に着目すれば、放送は公衆の包摂・形成であり、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に『公衆』を形成するという社会インフラとしての役割を果たしてきたと言うこともできる。」とされている。

3. NHK のインターネット活用業務の在り方

(1) 必須業務化の是非と範囲

テレビなどの受信設備では NHK の放送番組を視聴することができるが、インターネット活用業務が任意業務である現状においては、たとえ費用を支払う意思があっても、テレビなどの受信設備を持たない限り、NHK の放送番組を継続的・安定的に視聴することはできない。

インターネット活用業務を必須業務化するということは、こうした現状を変更することを意味する。具体的には、テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じて NHK の放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHK には放送番組を提供する義務が生じる。これは任意業務とは異なり、法律によって提供の義務が課されるものであり、放送法第 86 条により総務大臣の認可を得ない限り放送の業務の廃止等はできない仕組みとされていること、また、テレビ放送及びラジオ放送の全国普及を義務付けている放送法第 20 条第 5 項[9]の趣旨を踏まえれば、全国のどこであっても、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の同時・見逃し配信を継続的・安定的に行うことを義務付けられることを意味する。

また、必須業務である放送については、NHK の放送を受信することのできるテレビなどの受信設備を設置した者は、放送法第 64 条第 1 項において、NHK と受信契約を締結しなければならないと規定されており、この受信契約に基づく受信料は NHK の事業運営の財源となる。この受信料制度については、最高裁判決[10]において、「現実に原告（NHK）の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示されている。

すなわち、受信料制度は、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、インターネット活用業務を NHK の必須業務化する場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じて NHK の放送番組を視聴する者についても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であるとの考えが導かれる。

以上をまとめると、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとし

9 NHK に対し、ラジオ放送及びテレビジョン放送の全国普及を義務付けている。
10 最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 巻 10 号 1817 頁（平成 23 年 11 月 16 日に、NHK が、受信契約を締結していない者に対し、受信契約の締結と受信料の支払を求め提訴した事案）。

て相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することが必須業務化の意味であると考えることができる。

そして、本ワーキンググループにおいては、2.で述べたように、インターネットへと広がる情報空間の中で、NHK には、日本の放送全体の発展により一層貢献するとともに、視聴者の視聴スタイルの急速な変化に対応して、少なくとも地上波テレビ放送の放送番組について、インターネットにより視聴者に同時・見逃し配信を行う役割が求められており、それに応じた重い責任を NHK に対し課すことについては認識の一致を見ており、こうした業務は必須業務とすべきものと考えられる。

他方、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、NHK が果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し（聞き逃し）配信を必須業務化すべきかどうかについて、これまでの議論において、現時点では結論を導くに至る程度にまで議論が尽くされた状況とは必ずしも言えないため、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。

なお、公共放送として、あるいは報道機関の一つとして、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高く、国民全体に広く確実に提供すべき重要な情報については、費用を負担する者以外への提供が例外的に必要な場合があることに配慮すべきである。

また、放送番組以外のコンテンツの伝送の範囲については下記の(2)、(3)、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして費用を負担すべき者の範囲は下記の 4.でそれぞれ検討する。

(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

① 放送番組と同一のもの（映像及び音声）

これまで述べたとおり、テレビなどの受信設備を設置すれば視聴することができる NHK の放送番組について、放送、インターネットといった伝送手段を問わず、視聴者に対し NHK の放送番組を継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところであることから、必須業務化する場合には、放送番組そのもの（映像及び音声）の提供は当然にその業務範囲に含まれると考えるべきである。

② 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）

放送番組（映像及び音声）以外のコンテンツとしては、現在、放送法第 20 条第 2 項

第 2 号[11]に基づき、NHK NEWS WEB や NHK ニュース・防災アプリ等において、主にテキスト情報等（テキスト情報のほか、映像・画像情報を含む。以下同じ。）が「理解増進情報」として提供されている。

現行制度における理解増進情報は、放送法第 20 条第 2 項第 2 号の規定を受けて、NHK が同条第 10 項の規定に基づき定める「インターネット活用業務実施基準[12]」において、「放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）」と定義されている。その上で、基本原則として、「法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。」と規定され、放送番組を周知・広報するもの、放送番組等を再編集したもの、放送番組の内容を解説・補足するもの等が限定列挙されている。

本ワーキンググループでの議論においては、この理解増進情報について、実際には、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとは考えづらいものも含め、NHK のインターネット活用業務として、NHK と放送受信契約を締結した者以外の者にも無償で提供されているところ、これは、なし崩し的拡大であり、収支を勘案してインターネット事業に取り組む民間放送事業者その他の民間報道機関の経営に悪影響を及ぼしているのではないかとの指摘があった。

このような NHK による理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要である。しかし、いずれの場合であっても、必須業務化する場合の NHK のインターネット活用業務の範囲を画定するに当たっては、受信料を財源とすることがいわゆる「国家補助（state aid）[13]」に該当し得るという意見もあること、特に有力な公的事業体が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪めるおそれがあることについての指摘を踏まえる必要があると考えられる[14]。

この点、NHK からは、本ワーキンググループに対して、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲については、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道

11 NHK は、自らが放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することができる旨規定されている。

12 https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/221221-01-jissi-kijyun.pdf

13 「国家補助」（state aid）は、EU の競争政策上の概念であり、欧州連合運営条約第 107 条において原則として禁止される国家補助について、「加盟国によって又は国家資源を通じて与えられる補助であって、いかなる形態によるかを問わず、特定の行為や商品生産を優遇することで競争を歪める又は歪めるおそれのあるもの」（any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favouring certain undertakings or the production of certain goods）と規定されている。

14 本ワーキンググループ（第 6 回）において、京都大学大学院法学研究科の川濵昇教授から、NHK について、従来の放送業務を超えた業務拡大を行う場合には、受信料を財源とすることは、講学上の「国家補助」に当たり、特に有力な公的企業が「国家補助」を受けた場合の経済活動は競争を歪めるおそれがあるため、それが何らかの公共目的に照らして必要なものであるか、目的に照らしてその歪曲効果が是認できるものであるかのチェックが必要である、との指摘があった。

サイト（放送と同一の情報内容の多元提供）」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定していること、そして、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であり、現在の放送番組に対する理解増進情報は必然的に再整理され、付加的な情報によって放送への誘引効果を高めるようなサービスについては今の形のまま残ることはない、との考えが示された。NHKにおいては、本ワーキンググループにおいて「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」について平易な説明を求める指摘があったことを踏まえ、より分かりやすい説明に努めるべきである。

このように、本ワーキンググループにおいて行われた、現在の理解増進情報に関する様々な問題点の指摘や、受信料がいわゆる国家補助に当たるため NHK のインターネット活用業務の拡大は競争を歪め、放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるという指摘を踏まえ、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合、その範囲は、放送番組の同時・見逃し配信のみとし、テキスト情報等は一切提供しないという選択肢も考えられる。

しかし、NHK の設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHK を含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましい。

もっとも、NHK によるテキスト情報等の配信を認めるとしても、先に示した様々な指摘も踏まえれば、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきである。また、インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。

これらの点を制度化する場合、インターネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじめ法律において限定列挙し、費用負担者にどこまで提供すべきか等の提供条件についても法律で画定することも選択肢となり得るが、これは、言論報道機関としての性格を有する NHK に対する過度の制約となり、適当ではないと考えられる。

そのため、制度化に当たっては、NHK が必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の情報内容を基本とする考え方を示していること、また、議論の過程で、NHK は視聴者に対し、まずはテキストでなく放送番組として情報を伝達するよう努めるべきとの指摘があったことも踏まえ、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、放送番組そのもの（映像及び音声）ではない情報については、ⅰ）災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ⅱ）番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方

向で検討すべきである。

その上で、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、次に述べる担保措置（競争評価）のプロセスを経て定める制度とすべきである。その際、上記ｉ）のような情報については、費用を負担する者以外も含めた国民全体に広く確実に提供されることが例外的に必要な場合があることに配慮すべきである。

③ 配信すべき情報に関する規律

インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲は、これまで述べたとおり、放送番組と同一の内容が基本となる。

放送番組と同一のものについては、放送法第 4 条の番組準則等の放送法上の規律[15]に則って制作・配信されることが前提となるため、情報の質が担保されると考えられる。それ以外のコンテンツについては、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHK における自主的な判断に委ねるべきであり、放送法の規律の下で放送番組について実現されているのと同様に、自らの公共的性格及び使命に適したものとなるよう、NHK の自主自律による対応が求められる[16] [17]。

(3) 放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

① 配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス

放送法は、公共放送と民間放送という二つの異なる性格の事業体が、相互に補完しつつ、公正な競争環境の中で切磋琢磨し、多様な放送を形成していくという二元体制を基本としている。放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がる中にあっても、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれてはならない。したがって、2.(2)で述べたとおり、NHK が、放送に加えてインターネットでも放送番組等を視聴者に提供する役割を担うとしても、それは、メディアの多元性に資する放送の二元体制の枠組みを前提とすることが求められる。

---

15 現行放送法においては、放送番組について、法律に定める権限に基づく場合でなければ干渉・規律されないとの放送番組編集の自由を原則とした上で（第 3 条）、放送事業者の自主自律を基本とした番組準則への適合性の確保（第 4 条及び第 81 条）や番組基準の策定・公表（第 5 条）等の措置が講じられている。また、NHK については、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画について、経営委員会の議決事項とされている（第 29 条第 1 項第 1 号リ）。
これに対して、NHK のインターネット活用業務については、このような内容面での規律は課されていない。

16 なお、NHK は、現行制度の下でも、インターネットでの情報発信について自主的にガイドラインを策定している。「放送ガイドライン 2020 改訂版（インターネットガイドライン統合版）」（https://www.nhk.or.jp/info/pr/bc-guideline/assets/pdf/guideline2020.pdf）の項目 3 参照。

17 本ワーキンググループでは、インターネットによる放送番組等の配信を必須業務とする場合の内容面での規律について、NHK の自主自律にとどめるのが妥当との意見もあった一方で、その前提としてＮＨＫが拠って立つ準則を法律上明記すべきとの意見もあった。

NHK の業務拡大が競争を歪め、放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえれば、NHK が必須業務としてインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講じることが必要である。言い換えれば、NHK がインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保するために、NHK に重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義であるとも考えられる。

そして、放送の二元体制、メディアの多元性は、ひとたび損なわれてしまうと回復することは困難との指摘があることを踏まえ、NHK がインターネット活用業務を必須業務として実施する前に、あらかじめ放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当である。

このように、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえた担保措置を講じることが求められる。こうした観点から、2(2)でも述べたとおり、公正競争に関して NHK が配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。

また、担保措置としての競争評価の仕組みの詳細を検討するに当たっては、基本的な考え方として、自らの事業運営の状況や競合する市場の状況を把握できる NHK 自身が、関係者の参加を得て、競争評価を実施し、必須業務としてのインターネット活用業務の具体的範囲や提供条件を判断することも考えられる。すなわち、NHK には、事業運営を担う執行部を監督する機関として経営委員会が存在することから、経営委員会に競争評価の実効性を確保するための必要な権能を付与した上で、NHK から提案のあったように、経営委員会の監督の下、執行部から独立した専門家からなる委員会が競争評価を実施すれば足りるとも考えられる。

しかし、受信料により支えられている NHK は、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとすることで、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要である。

したがって、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体である NHK が上記の仕組みによって原案を策定し、その評価・検証を、NHK 以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、NHK が必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきである。

また、競争評価の手法としては、本ワーキンググループでは英国の「公共価値テスト」やドイツの「三段階テスト」を念頭に議論を進めてきたが、英国のような仕組みの中でも、公共的価値と市場競争への悪影響の程度とを単純に比較衡量することへの疑問が呈されたことも踏まえて、よりエビデンスに立脚した評価手法の確立に向けて、更に詳細に検討を深めるべきである。

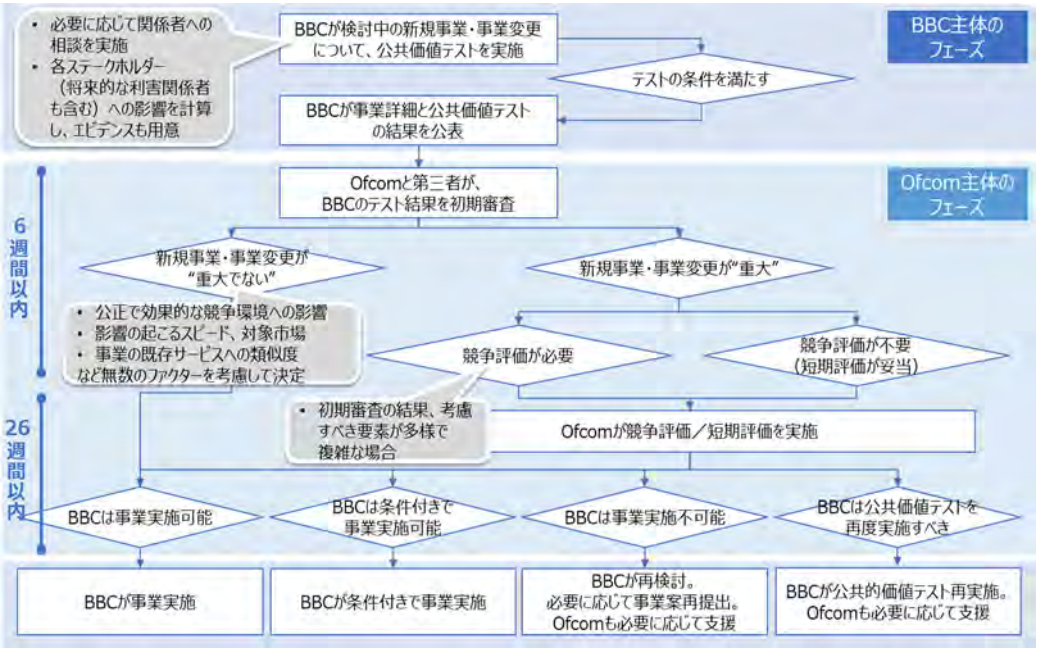

（出典）公共放送ワーキンググループ第 6 回会合　資料 6-2　p.23

【図－4　英国の公共価値テストと競争評価の実施手順】

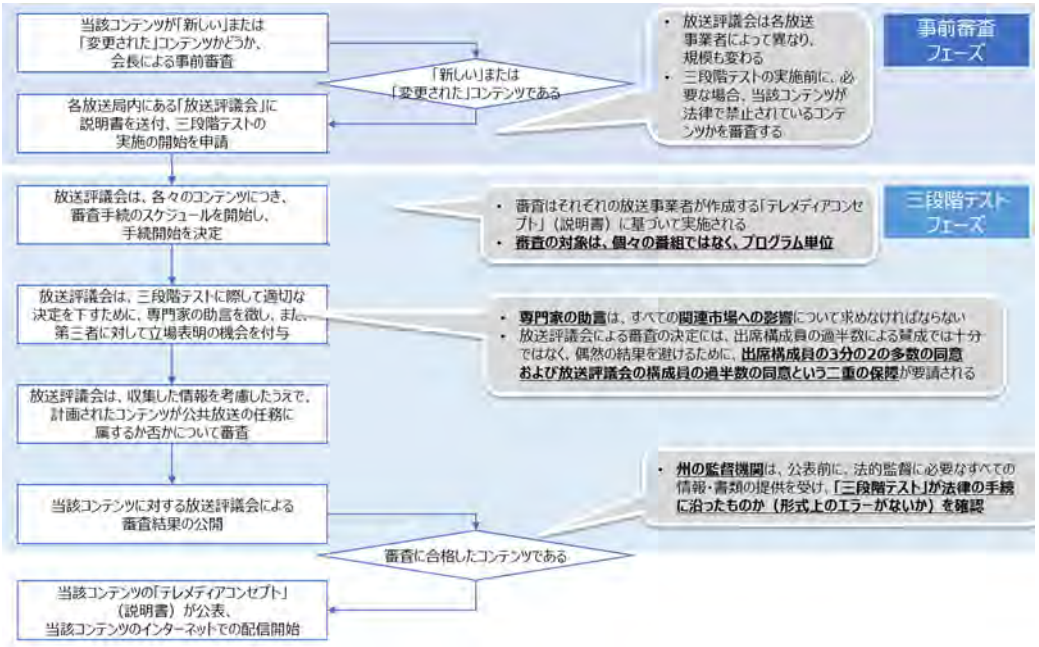

（出典）公共放送ワーキンググループ第 6 回会合　資料 6-2　p.28

【図－5　ドイツの三段階テストの審査プロセス】

なお、NHK が必須業務として実施するインターネット活用業務に要する費用についても、競争評価を実施するに当たっての重要な一要素と考えられる。そのため、競争評価の仕組みにおいては、必須業務として実施するインターネット活用業務の費用の規模を明らかにすべきであるが、費用の規模が市場への影響に具体的にどのように寄与するかについても専門的・技術的に検討する必要がある。その上で、費用の規模の拡大が市場に悪影響を与え得ることが認められるのであれば、事前に、競争評価を実施すべきである。

さらに、NHK は、新規サービス又は既存サービスの大幅な変更を行う場合は、事前の競争評価を実施するとの考えを示している。しかし、NHK が必須業務として実施するインターネット活用業務には、その性質上、競争を歪め放送の二元体制を含むメディアの多元性を損なうおそれがあるとの指摘を踏まえれば、NHK が必須業務として実施するインターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」も定期的に実施すべきである。

② 判断の拘束力

①のプロセスを経て行われる評価・検証の結果を受け、総務大臣は、評価・検証の結果を踏まえて NHK 予算に意見を付し、国会に提出するものとし、これにより、国会での予算審議を通じて NHK の策定する原案の内容の適否が判断されるようにすべきである。また、総務省は、国会での審議結果等を踏まえ、必要に応じ行政指導を行うことが考えられる。

この点については、本ワーキンググループにおいても、NHK が策定する原案について、総務省が、有識者等から構成される「検証会議（仮称）」を設置し、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者も参画する形で検証する仕組みとすること、電波監理審議会に諮問し答申を得ること、総務大臣意見を付すとしてもＮＨＫが提供する個別のコンテンツの是非に立ち入る内容とならないよう留意した運用とすべきとの指摘があったことも十分に踏まえて、プロセスの具体化に向けた検討を進めるべきである。

③ 当面取り組むべき事項

①及び②で検討した担保措置（競争評価）の枠組みについては、本ワーキンググループにおいても、利害関係者間の議論を速やかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要であるため、競争評価に関する準備組織を、総務省の関与の下、早期に設定すべきとの指摘があったことも踏まえ、今後、法制化に向けて、NHK が原案を策定するに当たり、総務省において、NHK に加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHK が検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

また、これまでの議論において、NHK は、インターネットを通じて提供される情報について、その公共性及び市場競争への影響等について説明することが重要との指摘があったことを踏まえ、こうした検討の場において、NHK は、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきである。

4. インターネット活用業務の財源と受信料制度

公共放送である NHK の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度のほかにも、視聴の対価として視聴料を徴収する方法や、諸外国でも採用されている広告収入による方法、税収入による方法なども考え得るところである。

しかし、視聴料を徴収する方法は、NHK と契約する者の関心や意向などを意識したコンテンツ制作を助長しかねないなど、公共放送として備えるべき基本的な性格と相容れないと考えられる。また、広告収入や税収入は、特定のスポンサーや国家・政治との関係で、財源としての中立性・独立性を保てなくなるおそれがあるため、これも公共放送として備えるべき基本的な性格と相容れないと考えられる。もっとも、国際放送[18]については、将来的な安定財源の確保のための方策として、英国の国際放送で採用されている広告収入について検討の余地がある。

このように、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であると考えられる。この点に関して、最高裁判決[19]は、NHK の事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHK が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示しているが、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実に NHK の放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆している。

そして、3.(1)でも述べたとおり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、NHK の事業運営の財源である受信料制度について規定した放送法第 64 条第 1 項[20]の「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者」に基づいて定めることが適当である。また、先の最高裁判決は、「放送法は、受信料の支払義務を、受信設備を設置することのみによって発生させたり、原告（NHK）から受信設備設置者への一方的な申込みによって発生させたりするのではなく、受信契約の締結、すなわち原告と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものであることは明らか」である旨述べている。すなわち、受信料制度の運用においては、受信者の意思を尊重することが求められている。

---

18 NHK が必須業務として行う、法人向け・外国人向けの国際放送（放送法第 20 条第 1 項第 4 号）及び協会国際衛星放送（同項第 5 号）。

19 最大判平成 29 年 12 月 6 日民集 71 巻 10 号 1817 頁。脚注 10 参照。

20 「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者は、…受信契約…の条項…で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。」と規定されている。

このような放送法の規定の趣旨を踏まえ、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価できる者を具体的にどのような範囲で捉えるかについては、テレビとスマートフォン・PC 等の通信端末との性質の違いに着目すべきである。すなわち、一般的に、テレビは、チューナーレステレビを除き、放送番組を視聴する機能をあらかじめ有しているのに対し、スマートフォン・PC 等の通信端末は汎用的に用いられ、少なくとも放送番組を視聴することが主たる用途として想定されているわけではない。

このような性質の違いに鑑みれば、スマートフォン・PC 等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価することは、視聴者の理解を得ることができないため、適当ではない。これに対して、テレビなどの受信設備を持たないが、スマートフォン・PC 等の通信端末を用いて NHK の放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末を NHK の放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価することについて、視聴者の理解を得られやすいものと考えられることから、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきである。

もっとも、同等と評価される行為の具体的内容については、例えば、スマートフォンについて、まず、その購入のみで費用負担を求めるべきではない。加えて、これまでの本ワーキンググループにおいて、NHK の放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、ⅰ）アプリのダウンロード、ⅱ）ID やパスワードの取得・入力、ⅲ）一定期間の試用、利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘があったことを踏まえ、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべきである。

また、現在のテレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約は世帯単位[21]となっているが、スマートフォン・PC 等の通信端末からの能動的な行為を基に NHK と締結する契約を個人単位とするのか、ID をいくつ払い出すか、何台の通信端末まで同一の ID で利用可能とするか等受信契約の単位に関する課題については、インターネットの普及等に伴う視聴実態を勘案しつつ、引き続き検討すべきであり、この点についても視聴者にわかりやすい形で周知等がなされることが期待される。

上述のとおり、テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを通じて NHK の放送番組等を視聴しようとする者について、放送法第 64 条第 1 項の「受信設備を設置した者」と同等と評価される者と捉えるべきであることを踏まえれば、これらの者に求められ

21 放送法第 64 条第 3 項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた受信契約（日本放送協会放送受信規約）において規定されており、具体的には、同規約第 2 条において、「放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する 2 以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。」等と規定されている。

る負担は、公共放送としての NHK の事業運営のための「特殊な負担金[22]」としての性格を帯びるものと考えることが適当である。

そして、このように考えれば、NHK の事業運営は、テレビなどの受信設備の設置を通じて支払われる受信料と、それと同等と評価できる通信端末上の行為を通じて支払われる負担金の全体で支えられるものと考えるのが自然であるが、視聴者に負担いただくものである以上、総務省及び NHK においては、現在の NHK オンデマンド[23]のように対価として徴収するものではなく、その負担により得られる財源の使途について、2.(1)で述べたような放送全体に貢献する役割に対応した NHK の事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべきである。

なお、テレビなどの受信設備は持たずともインターネットを通じて NHK の放送番組等を視聴する者が支払う金銭を、テレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約に基づく費用の呼称としてこれまで定着してきた用語である「受信料」と呼称するか別の呼称とするかは、今後、制度化を進める中で整理されるべき問題である。

一方、いわゆる「ネット受信料」という呼称が流通し、スマートフォン・PC 等の通信端末を保有しただけで NHK に対する費用負担が義務付けられるとの誤解が生じているとの指摘があることを踏まえ、総務省や NHK においては、そのような誤解が生じることのないよう、国民・視聴者に対して丁寧な説明に努めるべきである。加えて、必須業務化に伴う費用負担についても、NHK の放送番組のインターネットでの視聴を無料から有料にするものではなく、NHK の放送番組をインターネットで視聴できる機会を、テレビなどの受信設備を持たない者に対して新たに広げ、それに伴って、テレビなどの受信設備を持っている者との公平負担の観点から相応の費用負担を求めるものであることについて丁寧な説明を尽くすべきである。

---

22 受信料の法制上の位置付けについては、例えば、臨時放送関係法制調査会の答申（1964 年 9 月）においては、「国家機関ではない独特の法人として設けられた NHK に徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金と解すべき」、内閣法制局長官の答弁（1980 年 3 月参議院予算委員会）においては、「公共的放送を NHK の業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります」と示されている。

23 放送法第 20 条第 2 項第 2 号の任意業務として NHK が行うサービス。衛星放送の一部の放送番組も含む放送番組を、2～3 週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービスであり、有料（月額 990 円等）により実施。

5. 今後の進め方

これまで 13 回にわたり丁寧に議論を進め、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する際に必要となる制度の骨格に関わる基本的な事項については、議論を取りまとめることができた。

しかし、それぞれの箇所で言及してきた点を含め、今後検討すべき課題も多く残されており、継続した議論・検討が不可欠である。その意味では、今般の取りまとめは、デジタル時代にふさわしい放送制度の在り方の一つとして、NHK のインターネット活用業務の在り方を継続して検討していくための議論の軸となる内容を提供するものと位置付けることができる。

ついては、総務省においては、急速に進む視聴者の「テレビ離れ」（インターネットへのシフト）に速やかに対応するため、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下の事項についても、検討を行い、今後の制度整備や制度の運用に反映すべきである。

(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信

3.(1)でも述べたとおり、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しても、今後、NHK が果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し（聞き逃し）配信を必須業務化すべきかどうかについて、速やかに検討する必要がある。

(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲･提供条件

3.(3)③でも述べたとおり、必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を定める担保措置（競争評価）の枠組みについては、本ワーキンググループにおいても、利害関係者間の議論を速やかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要であるため、競争評価に関する準備組織を、総務省の関与の下、早期に設定すべきとの指摘があったことも踏まえ、今後、法制化に向けて、NHK が原案を策定するに当たり、総務省において、NHK に加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHK が検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

(3) その他

本ワーキンググループでは、NHK のインターネット活用業務の在り方について、必須業務化するか否かを中心に検討を行ってきたが、これに付随して、現行のインターネット活用業務を巡る下記の事項についても指摘があったことを踏まえ、総務省及び NHK

は、現行制度の運用改善にも取り組むべきである。

① インターネット活用業務に対する意見・苦情等を受け付ける仕組みの改善

現在のインターネット活用業務実施基準では、インターネット活用業務について、競合事業者等からの意見・苦情等を受け付ける仕組みが用意されている。こうした意見・苦情等への対応については、NHK 会長の諮問機関である「インターネット活用業務審査・評価委員会[24]」に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずることがあわせて規定されている。しかし、実態としては、この仕組みは競合事業者等によって十分に活用されていない。

今後、NHK のインターネット活用業務が必須業務として提供されることとなる場合でも、同様の仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められる。その際、現在の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、NHK と競合事業者等で改善策について協議する等、現行制度の運用改善に取り組むべきである。

② NHK のガバナンス

NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置として、NHK の経営委員会及び執行部がどのような役割を果たすべきかといった NHK のガバナンスについても議論したが、今般の NHK のインターネット活用業務の設備調達に係る事案[25]に関連して、現状の NHK のガバナンスについても指摘が相次いだ。

NHK は国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であり、特に、NHK の執行部を監督する経営委員会については、平成 19 年の放送法改正[26]をはじめとして、監督機能の強化・改善に不断に取り組んできた経緯がある。

今般の NHK のインターネット活用業務の設備調達に係る事案については、本年 7

---

24 インターネット活用業務における適切性を確保するため、NHK インターネット活用業務実施基準に則り、NHK 会長の諮問機関として設置されている。同委員会は、NHK に寄せられたインターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情等に対して採るべき対応を検討し、NHK は、その結果を尊重して必要な措置を講じることとされている。また、インターネット活用業務実施計画の策定や実施状況の評価に当たり、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を述べる。

25 2023 年、NHK が、インターネット活用業務について、現在認められていない衛星放送の放送番組の同時配信に向けた設備の調達手続きを進めていた事案。NHK は、関連業務を停止するとともに、外部有識者から構成される「NHK 執行部ガバナンスレビューに関する専門委員会」からの助言を踏まえ、同年 7 月 25 日に再発防止策を発表している。

26 通信・放送分野の改革を推進するため、NHK に係る事項を中心として放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の所要の改正を行った法律。NHK 関係は、ガバナンス強化、放送番組アーカイブのブロードバンドによる提供、新たな国際放送の制度化を内容としたもの。

月 25 日、再発防止策が NHK から発表され[27]、これに対し、総務省から「再発防止に取り組む決意の表れと認められるこの再発防止策を、NHK には着実に実行していただきたいと考えており、総務省としてはその動向をしっかりと見守ってまいりたい」とするコメントが公表されているところである[28] 。

NHK においては、再発防止策を着実に実行し、国民・視聴者からの信頼回復に取組むべきであり、総務省においてもその動向を注視していくことが求められる。

また、NHK のインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社[29]を含む NHK のガバナンスについて見直す契機とすべきとの指摘もあり、具体的には、地方公共団体のイベント等の公募について NHK 子会社が参加することの可否の検証の必要性についても指摘があったところである。

NHK による子会社への出資については、放送法第 22 条の規定に基づき、NHK の必須業務又は任意業務の遂行に必要がある場合に、これらの業務に密接に関連する事業[30]を行う者への出資に限定されており、こうした法の趣旨を踏まえ、総務省が「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン[31]」（令和 4 年 10 月）を策定している。地域におけるイベントの受注など、NHK の子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる。

27 NHK（2023 年 7 月 25 日）「稟議事案に関する再発防止策について」
（https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2023/20230725_2.pdf）
28 総務省（2023 年 7 月 25 日）「NHK のインターネット活用業務に係る設備調達についての総務省コメント」
（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000266.html）
29 2023 年 8 月 1 日現在、NHK の子会社（放送法第 21 条第 1 項）は 12 社（（株）NHK メディアホールディングス傘下の子会社も含む。）、その他、関連会社（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 30 条第 1 項第 11 号イ）は 4 社、関連公益法人等（同号ロ）は 6 団体存在している。
30 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）第 2 条に掲げる「協会（NHK）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業」等の計 14 事業。
31 https://www.soumu.go.jp/main_content/000838082.pdf

6. 結びにかえて

NHK のインターネット活用業務の在り方の議論は、これと競合し得る民間放送事業者や新聞社・通信社等との関係をどのように考えていくかという視点ももちろん重要であるが、本ワーキンググループの議論では、そうした業界の問題のみにとらわれるのではなく、国民生活に浸透した放送、その中の NHK の将来の方向性について、放送番組が重要な役割を果たしている我が国のコンテンツ産業全体の将来の方向性を視野に入れつつ、国民・視聴者の目線を常に意識して検討を進めてきた。

すなわち、テレビなどの受信設備を持っていない国民が確実に増えつつある状況の中で、国民の知る権利に奉仕するメディアの一員である NHK がどのように振る舞えば、民間放送事業者や新聞社・通信社等とあいまって、豊かなコンテンツを国民に届けられる社会になるか、そして、放送番組の制作・流通の過程でこれまで蓄積されてきた貴重な人材やノウハウを今後どのように我が国のコンテンツ産業の発展に活かしていくべきか、という観点から、関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところである[32]。

その結果、本ワーキンググループの構成員の総意として、我が国の放送の二元体制の下で、インターネットの普及に伴い視聴者の行動が急速に変化する中でも、視聴者に継続的・安定的に放送番組を届けていくこと、そして放送のプラットフォームとして放送全体の発展に貢献していくことが公共放送としての NHK の役割であり、そうした役割を担っていく上では、インターネット空間へと広がる情報空間の中で、テレビなどの受信設備を持つ人だけでなく、これを持たない人に対してもインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組[33]」を提供する責務を課すことが必要との結論に達した。

そして、NHK にそのような責務を課すことに対応して、テレビなどの受信設備を持たない人からも相応の負担を求めるべきという結論も導いているが、これは、国民・視聴者に新たに負担を課そうとするものではない。視聴者目線で見れば、公共放送を支える共同体に属するかどうかの自由を確保しつつ、これまでテレビなどの受信設備を設置することでしか共同体に属することができなかった状態から、テレビなどの受信設備を設置しなくてもインターネットを通じて共同体に属する選択肢が新たに提供されるものであることを強調しておきたい。

5.で述べたとおり、今般の取りまとめは、新たな時代に対応した NHK のインターネット活用業務の在り方の基本的な骨格を示す一里塚であり、今後、歩みを止めることなく、詳細な検討を進めていく必要がある。

---

32 主としてプラットフォーム TF 及びコンテンツ WG において、この点関係者ヒアリング等を実施し議論を重ね、放送コンテンツの制作・流通促進に向けた具体的方策がとりまとめられているところである。

33 放送法第 15 条において、NHK の目的として、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送…を行う」ことが規定されている。

制度設計を検討する総務省、必須業務化した場合にインターネット活用業務の詳細を検討するNHKにおいては、「国民・視聴者にとって何がベストか」を常に意識しながら取組を進めていくことを期待するものである。

民間放送事業者や新聞社・通信社等においては、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保するための競争評価の詳細設計に積極的に参画することを期待する。加えて、どうすれば、フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネットの世界でも、信頼性の高い情報の提供を継続できるか、NHK、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本新聞協会など、メディアの関係者が連携・協力して検討を加速させることも期待するものである。NHKには、こうしたメディア間の連携・協力の場面でも先導的な役割を果たすことを大いに期待したい。

なお、情報空間全体のインフォメーション・ヘルスをいかに確保していくかという点に関しては、本ワーキンググループの検討課題である「NHKのインターネット活用業務の在り方」を議論するだけでは十分でないことは明らかである。例えば、利用者のICTリテラシーを推進するための政策や、プラットフォーム事業者等による偽情報対策の推進の在り方についても検討が進められており[34]、本ワーキンググループでの検討内容も含め、これらの政策が相互に連携することによって、その目的を達成することができるものと考えている。

34 例えば、偽情報等に対応したICTリテラシー向上のための取組として、2021年に開設したサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」において、「SNS等での誹謗中傷」、「インターネット上の海賊版対策」、「ネットの時代におけるデマやフェイクニュース等の不確かな情報」といった「旬」のトピックを特集として掲載しているほか、2022年6月に偽・誤情報に関する啓発教育教材「インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～」を開発・公表している。今後のICTリテラシー推進方策については、同年11月に「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」を立ち上げ、検討を進めている。また、「プラットフォームサービスに関する研究会」（座長：宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）を通じて、偽情報に関するプラットフォーム事業者の取組とその透明性等に関するモニタリングを実施しており、2022年8月に当該モニタリングの結果や海外の動向に関する調査結果等を踏まえ、プラットフォーム事業者による適切な対応や透明性の確保のための今後の方策の取組の方向性を示した第二次取りまとめを公表した。2023年3月、同研究会において、各ステークホルダーによる自主的な対応をまとめた「偽情報対策に係る取組集 Ver1.0」を公表。同年4月29日及び30日に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言において、偽情報対策に関する民間企業や市民団体を含む関係者によるプラクティス集（EPaD: Existing Practices against Disinformation）を作成することが宣言された。

参考資料集

参考資料集 目次

参考１　開催要綱 …… 参考-１

参考２　開催状況 …… 参考-５

参考３　ヒアリング資料等 …… 参考-９
（１）【資料 1-4】時系列データ（生活者１万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動（株式会社野村総合研究所資料） …… 参考-10
（２）【資料 2-1】デジタル特代における公共放送の役割と受信料制度の在り方（曽我部構成員資料） …… 参考-30
（３）【資料 2-2】ネット配信時代のメディア産業―産業組織と経営戦略の観点から（内山構成員資料） …… 参考-38
（４）【資料 2-3】「公共放送」に関する WEB アンケート調査話果（野村総合研究所） …… 参考-56
（５）【参考資料 2】第１会合における総務大臣からの質問事項に対する回答 参考-67
（６）【資料 3-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-74
（７）【資料 3-2】（一社）日本民間放送連盟提出資料 …… 参考-115
（８）【資料 3-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　意見書 …… 参考-121
（９）【資料 3-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　説明資料 …… 参考-125
（10）【資料 4-2】前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） … 参考-138
（11）【資料 4-3】前回会合における質問事項への回答（（一社）日本民間放送連盟） …… 参考-140
（12）【資料 4-4】前回会合における質問事項への回答（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会） …… 参考-144
（13）【資料 6-1】川濵教授説明要料 …… 参考-147
（14）【資料 7-2】NHK インターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問（（一社）日本民間放送連盟提出資料） …… 参考-150
（15）【資料 8-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-153
（16）【資料 8-2】NHK インターネット活用業務の検討に対する意見（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） …… 参考-167
（17）【資料 9-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-170

(18)【資料 9-2】前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） ･･･ 参考-172
(19)【要料 9-3】（一社）日本民間放送連盟提出資料 ･･･････････････ 参考-177
(20)【資料 9-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　意見書 ･････ 参考-184
(21)【資料 9-5】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　説明資料 ････ 参考-189
(22)【資料 10-1】日本放送協会説明資料 ･･･････････････････････ 参考-198
(23)【資料 10-2】（一社）日本民間放送連盟の質問への回答 ･･･････････ 参考-202
(24)【資料 10-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答 参考-211
(25)【資料 10-4】第８回会合における質問事項への回答 ･･･････････････ 参考-218
(26)【資料 10-5】第９回会合における質問事項への回答 ･･･････････････ 参考-222
(27)【資料 10-6】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の意見 ･･･････ 参考-226
(28)【資料 11-2】構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答
･･･ 参考-227
(29)【資料 11-3】構成員からの質問への
（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答･･･････････････ 参考-228
(30)【資料 11-4】NHK インターネット活用業務の「必須業務化」に対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･･････････････････ 参考-232
(31)【資料 12-2】放送の多元性確保に向けたご提案
（(一社）日本民間放送連盟提出）･･･････････････････････････ 参考-234
(32)【資料 12-3】総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･･････････････････ 参考-235
(33)【資料 13-3】議論の取りまとめに対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･･････････････････ 参考-237

参考１　開催要綱

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」開催要綱

１　背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめの第４章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」を踏まえ、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報空間全体に浸透させる観点から、ＮＨＫのインターネット配信の在り方等について検討することを目的とする。

２　名称

本ワーキンググループは「公共放送ワーキンググループ」と称する。

３　検討項目

（１）インターネット時代における公共放送が担うべき役割
（２）ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方
（３）ＮＨＫのインターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方
（４）ＮＨＫのインターネット活用業務の財源と受信料制度
（５）その他

４　構成及び運営

（１）本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
（２）主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
（３）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
（４）主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
（５）主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
（６）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（７）その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

５　議事の取扱い

（１）本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合につ

いては、非公開とする。

６　その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

別紙

「公共放送ワーキンググループ」構成員名簿

（敬称略・主査及び主査代理を除き五十音順）

＜構成員＞

（主査）	三友仁志（みともひとし）	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科　教授
（主査代理）	山本隆司（やまもとりゅうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	内山隆（うちやまたかし）	青山学院大学総合文化政策学部　教授
	大谷和子（おおたにかずこ）	株式会社日本総合研究所　執行役員法務部長
	落合孝文（おちあいたかふみ）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	宍戸常寿（ししどじょうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	曽我部真裕（そがべまさひろ）	京都大学大学院法学研究科　教授
	瀧俊雄（たきとしお）	株式会社マネーフォワード　執行役員CoPA Fintech研究所長
	長田三紀（ながたみき）	情報通信消費者ネットワーク
	林秀弥（はやししゅうや）	名古屋大学大学院法学研究科　教授

＜オブザーバ＞

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

参考２　開催状況

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」
開催状況

〇第１回（令和４年９月21日（水）17:00～）
⑴ 開催要綱の確認等
⑵ 公共放送ワーキンググループについて
⑶ 公共放送の現状について
⑷ 公共放送ワーキンググループの論点(案)
⑸ 意見交換

〇第２回（令和４年10月17日（月）13:00～）
⑴ 曽我部構成員プレゼンテーション
⑵ 内山構成員プレゼンテーション
⑶ 「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果について
⑷ 質疑応答・意見交換

〇第３回（令和４年11月24日（木）15:00～）
⑴ ヒアリング①
・日本放送協会
⑵ 質疑応答①
⑶ ヒアリング②
・（一社）日本民間放送連盟
・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
⑷ 質疑応答②
⑸ 諸外国の公共放送に関する制度について（※第4回会合に持ち越し）
⑹ 質疑応答③・意見交換

〇第４回（令和４年12月22日（木）16:00～）
⑴ 諸外国の公共放送に関する制度について
⑵ 質疑応答①
⑶ 前回会合における質問事項への回答
⑷ 質疑応答②・意見交換
⑸ これまでの議論の整理について
⑹ 質疑応答③・意見交換

〇第５回（令和５年２月24日（金）16:00～）

(1) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）
(2) 意見交換①
(3) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）
(4) 意見交換②

〇第６回（令和５年３月15日（水）16:00～）
(1) 前回の議論の振り返り
(2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
(3) 意見交換
(4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

〇第７回（令和５年４月27日（木）13:00～）
(1) 前回の議論の振り返り
(2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
(3) 意見交換
(4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

〇第８回（令和５年５月26日（金）15:00～）
(1) 前回の議論の振り返り等
(2) ヒアリング
・日本放送協会
(3) 質疑応答・意見交換

〇第９回（令和５年６月７日（水）10:00～）
(1) 日本放送協会からの説明
(2) 質疑応答①
(3) ヒアリング
・（一社）日本民間放送連盟
・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
(4) 質疑応答②・意見交換

〇第10回（令和５年６月30日（金）15:00～）
(1) 日本放送協会からの説明
(2) （一社）日本民間放送連盟及び（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答
(3) 質疑応答・意見交換

〇第11回（令和５年７月24日（月）10:00～）

(1) これまでの主な検討項目について（事務局）
(2) 質疑応答・意見交換

〇第12回（令和５年８月10日（木）16:00～）
(1) これまでの主な検討項目について（事務局）
(2) 質疑応答・意見交換

〇第13回（令和５年８月29日（火）15:00～）
(1) 公共放送ワーキンググループ取りまとめ案について
(2) 意見交換

参考３　ヒアリング資料

総務省 公共放送WG　討議用資料

時系列データ（生活者１万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動

プリンシパル　松下 東子

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
マーケティングサイエンスコンサルティング部

2022年9月21日

Share the Next Values!

NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）
- 調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 有効回答数：
  10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
  10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。
本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年:8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

■ 資料を読む際の注意点
- 結果数値（%）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（%）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。

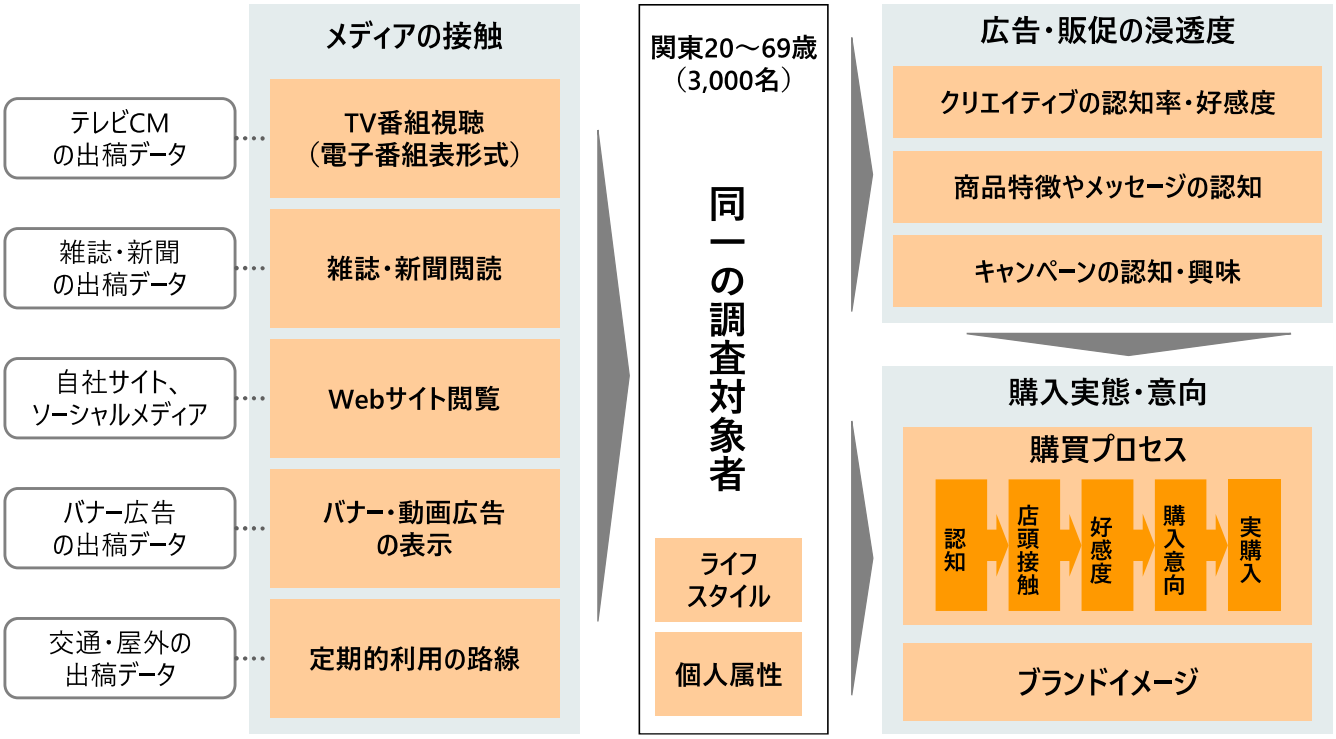

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

1. 生活者の変化
－社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

**生活者の視聴スタイルの変化の背景には、
マスメディアから個人消費メディア（スマホ・ネット）への
「時代の流れ」＝社会の変化がある。
さらに、コロナ禍がそれを加速させた。**

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

動画鑑賞等のデジタルレジャーは時代とともに伸長しており、直近でさらに再加速。
外食・グルメ、映画、カラオケ等の「街レジャー」については、コロナ禍の影響を受け減少。

余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）

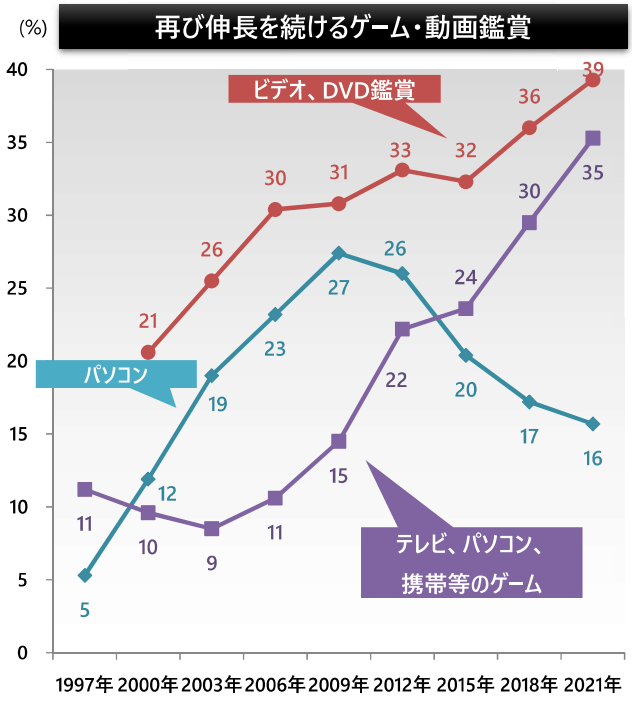

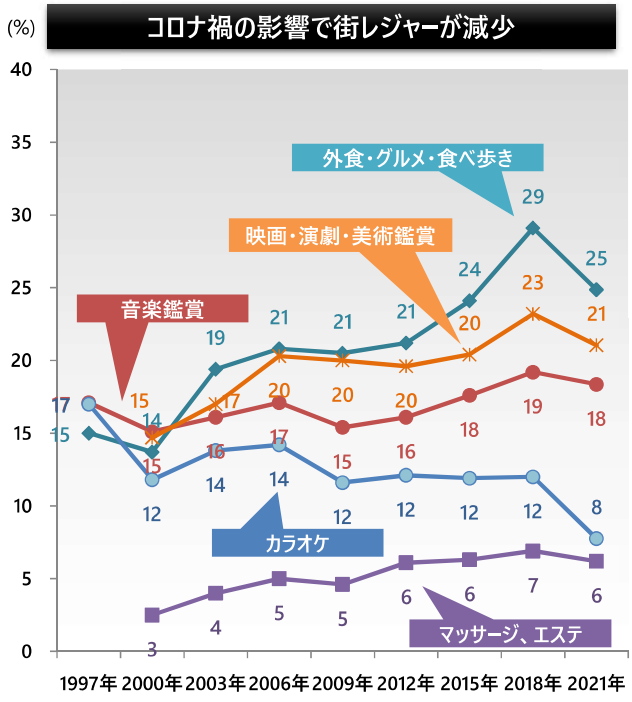

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

国内旅行、海外旅行、遊園地も自粛影響により減少したが、感染リスクの低いアウトドアやドライブといった趣味は増加した。

余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）

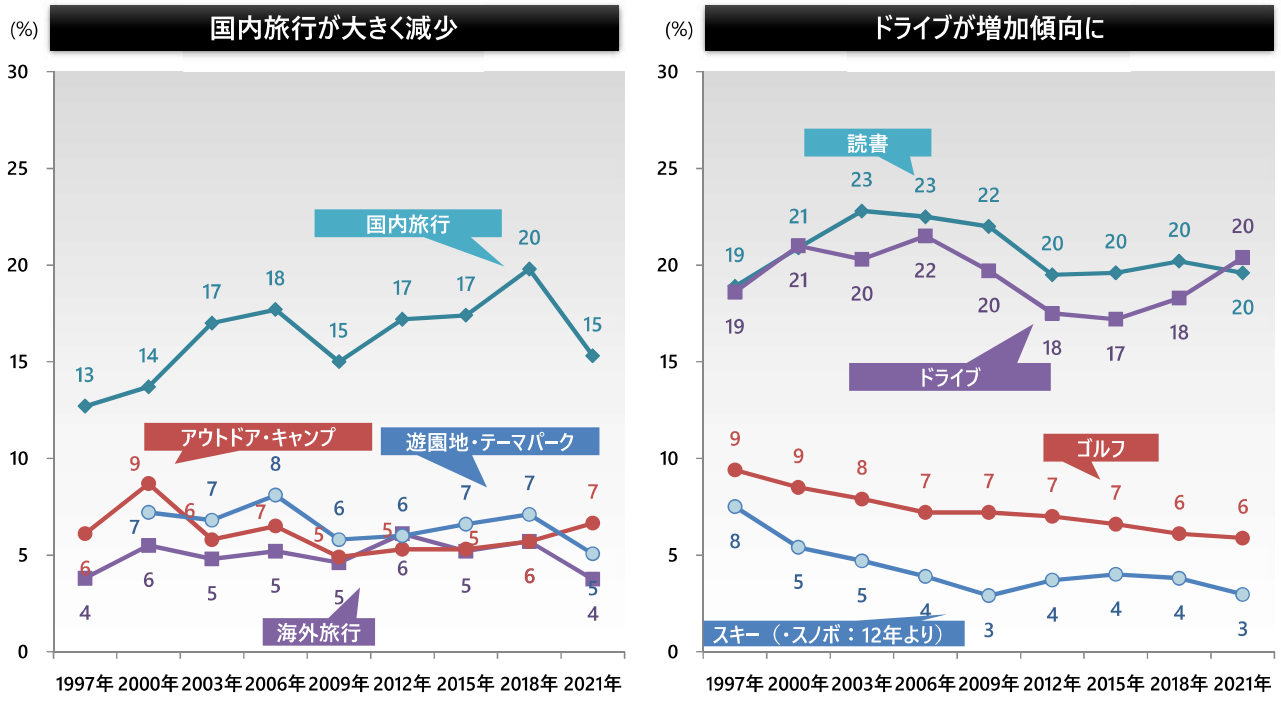

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. コロナ禍による生活者の変化 1)視聴スタイル変化の背景 【参考】月次データの推移：趣味・余暇活動

伸長傾向にあった動画配信サービス利用もコロナ禍により急増。コロナ禍で大きく伸びたオンラインレジャーは外出自粛傾向が緩和した後でも伸長・コロナ禍前の水準を維持している。

動画配信サービスの利用率推移

（2018年12月～2022年5月:3ヶ月移動平均）

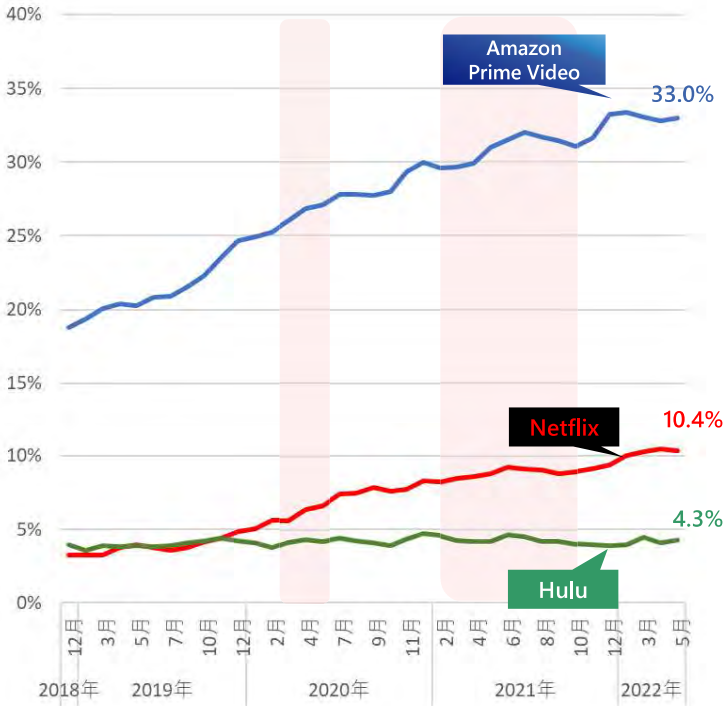

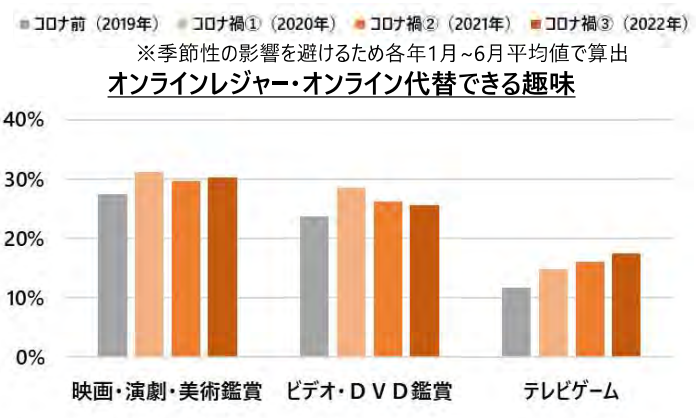

巣ごもり・密を避けた外出は一度伸びた後縮小

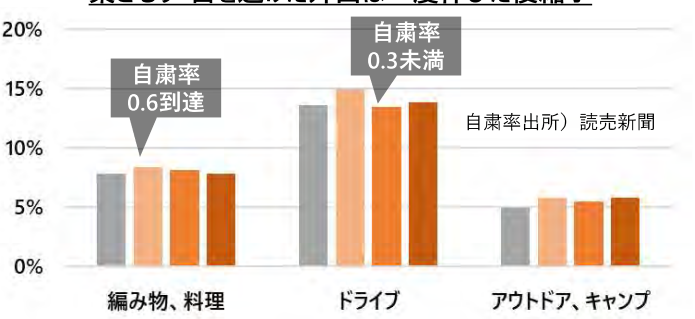

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

コロナ禍において、「人とのつきあい・交際費」への支出意向は大きく減少。おうち時間を充実させる「食料品」が大きく伸び、「家電製品」も増加した。

積極的にお金を使いたい費目の推移（複数回答）

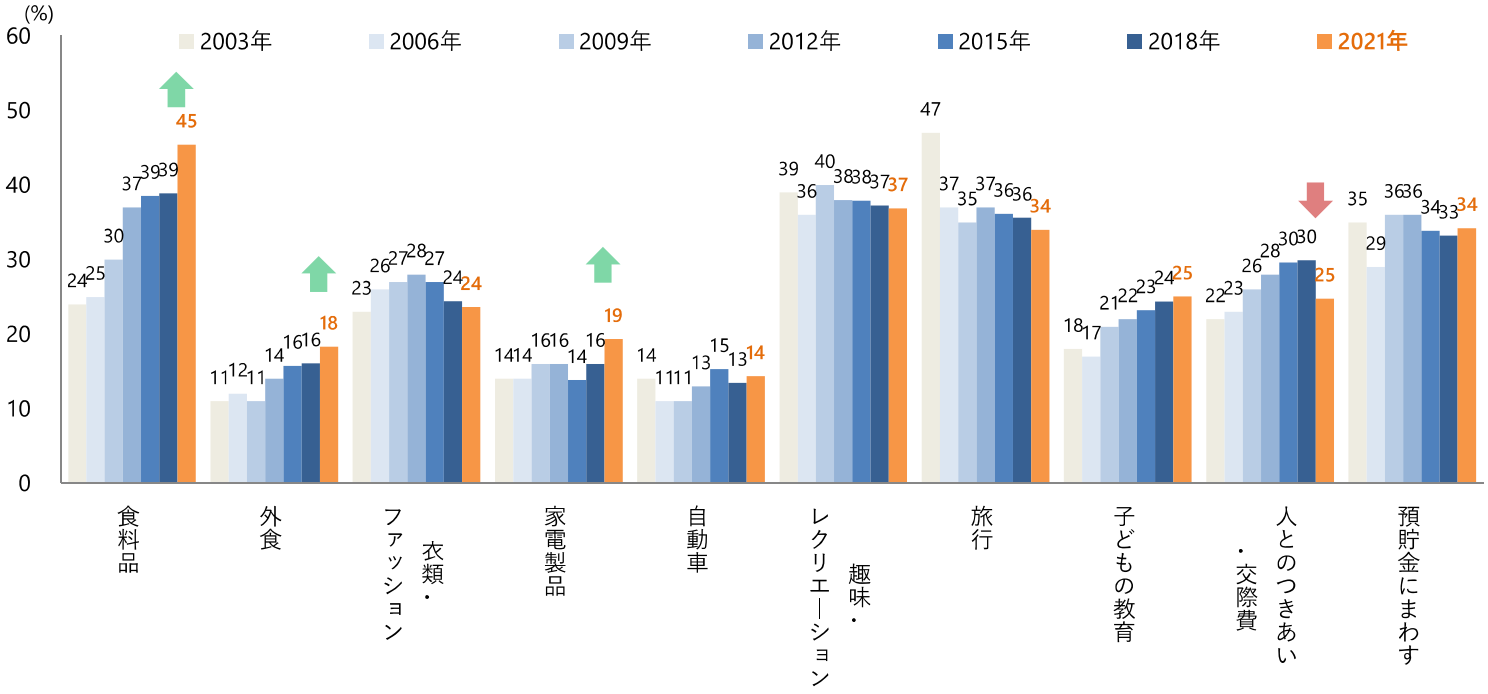

※旅行については2015年以降は「国内旅行」「海外旅行」のいずれか1つを回答した人を対象としている

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

消費行動もオンライン化が進む。2021年度は特に、これまで利用の進んでいなかった40代以上の中高年層で伸びが大きい。利用者あたりの年間平均利用回数もさらに増加。

インターネットショッピングを年1回以上利用する人の割合の推移

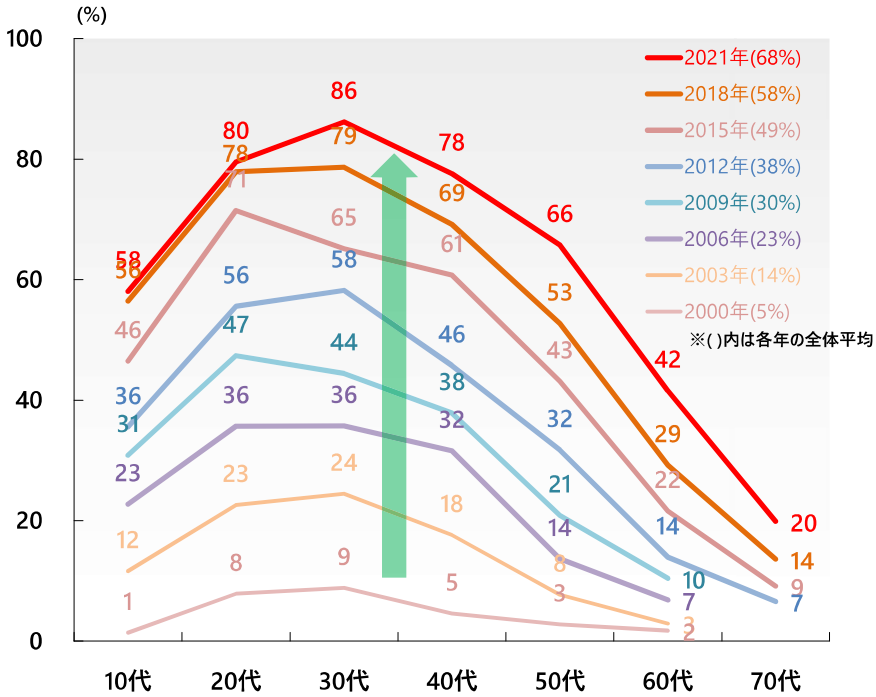

「インターネットショッピング」利用者の年間平均利用回数の推移

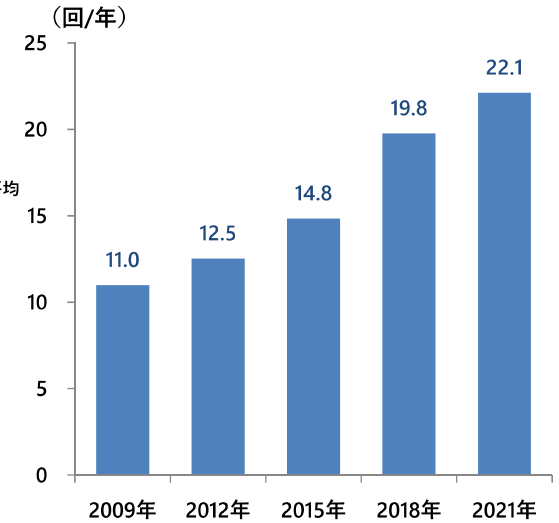

※2000～2006年調査は「パソコンを使って商品・サービスの発注をしたことがある人」の割合、2009年～2015年調査は「インターネットショッピング利用者の割合」（それぞれ1年間で利用した割合）

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

インターネット利用に対するポジティブな考えとして、「生活に利便性・快適さをもたらす」が継続して伸長。「インターネットなしの生活は考えられない」など、生活浸透が進んでいる。

インターネット利用に対する考え（ポジティブ面）の回答割合の推移（複数回答）

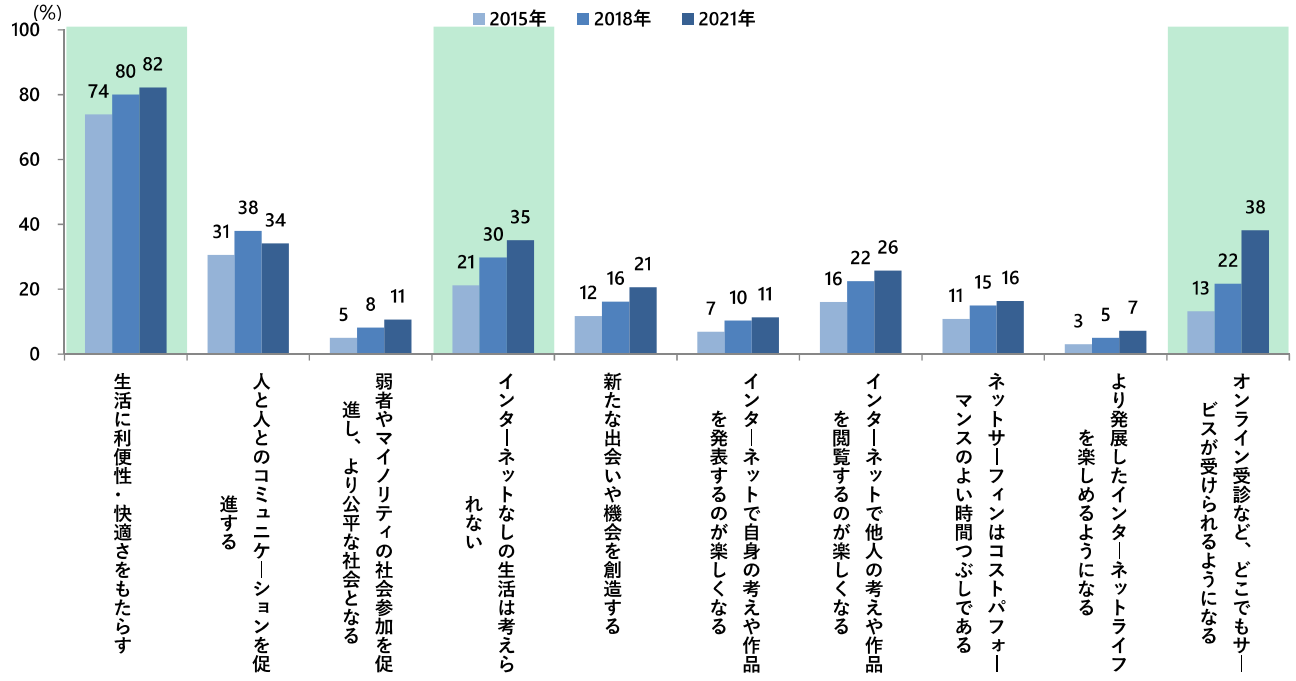

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

2. 生活者のメディア利用行動　5)ネット社会の功罪

一方で、インターネット利用に対するネガティブな考えとして、個人情報漏洩への不安や、匿名であることから差別等につながるとの意識が上昇している。フェイクニュースへの不安も強い。

インターネット利用に対する考え（ネガティブ面）の回答割合の推移（複数回答）

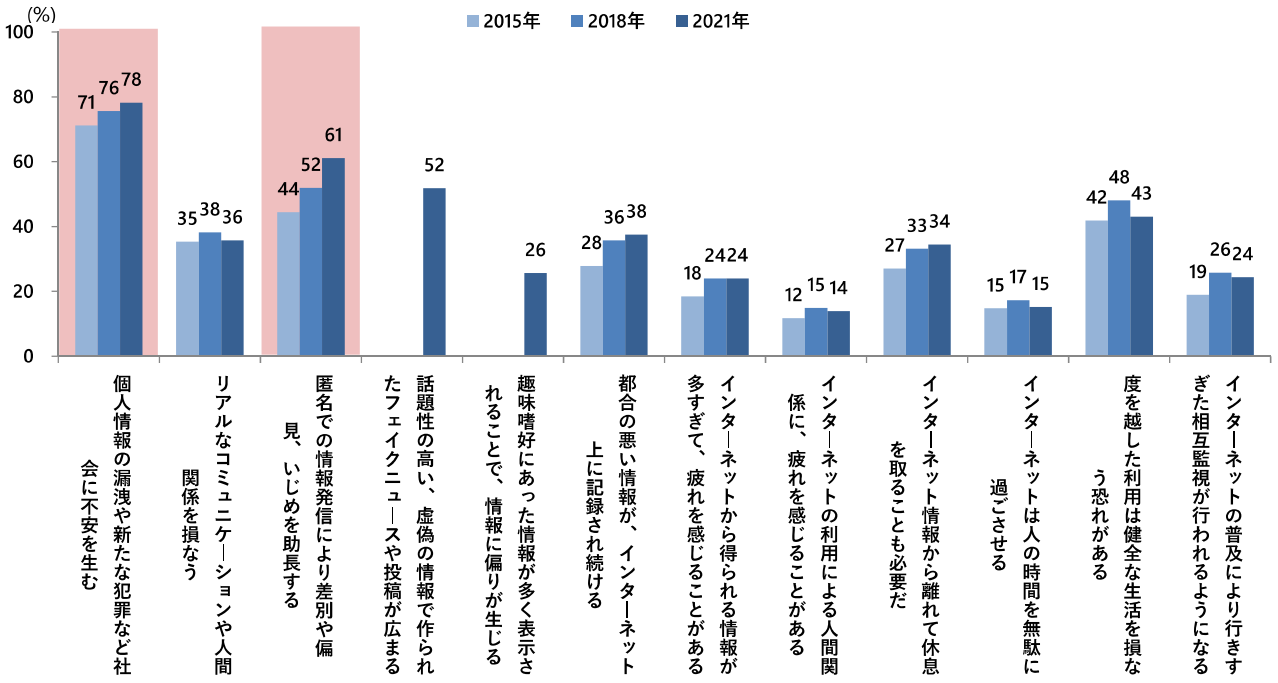

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少。
一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。
特に、2021年では中高年層の利用時間が伸長した。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1)メディアの利用状況

テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少している。

1日あたりの「テレビを見ている時間」（平日）の推移

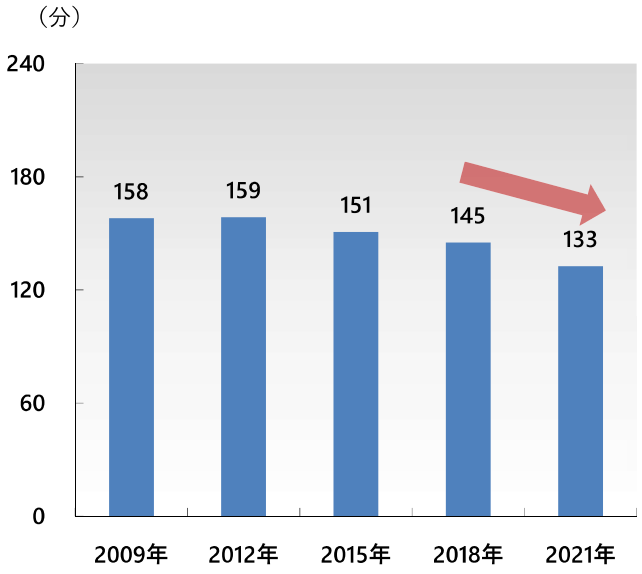

※無回答を除外して集計している

1日あたりの「テレビを見ている時間」（年代別・平日）の推移

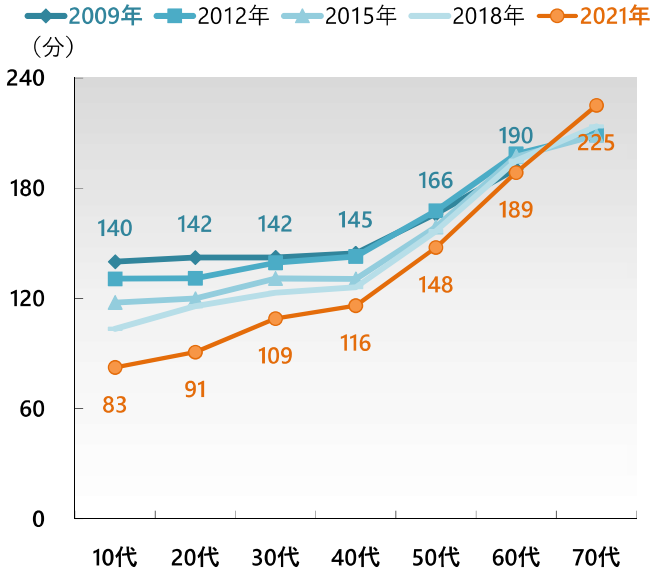

※無回答を除外して集計している

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。特に若年層を中心に利用時間は2018年まで急増を続けていたが、2021年では中高年層の利用時間も伸びている。

1日あたりの「インターネットを利用している時間（仕事での利用を除く）」（平日）の推移

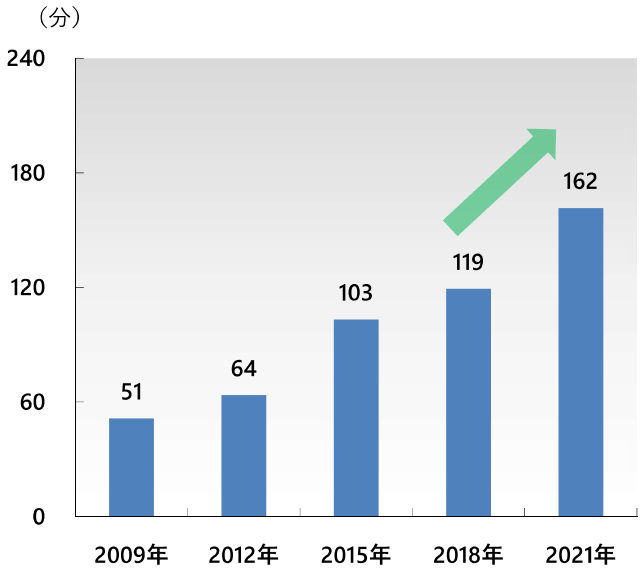

※無回答を除外して集計している

1日あたりの「インターネットを利用している時間（仕事での利用を除く）」（年代別・平日）の推移

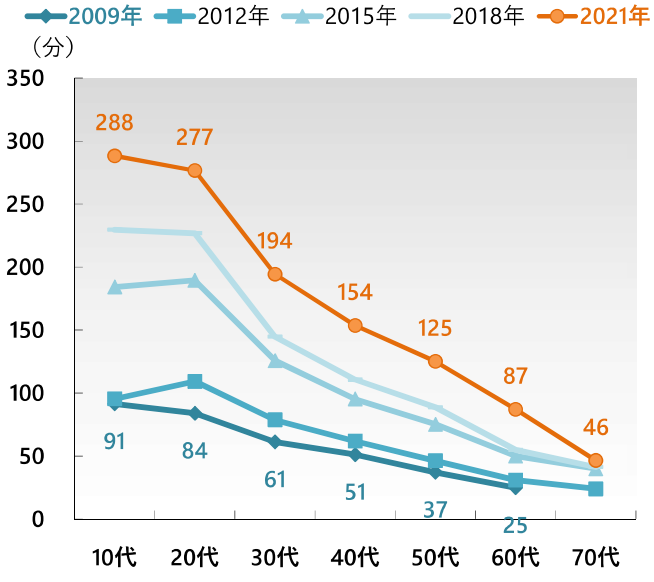

※無回答を除外して集計している

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況【参考】月次データの推移

コロナ期に入り、テレビの視聴時間は増えていたが、直近で2019年水準に戻った。

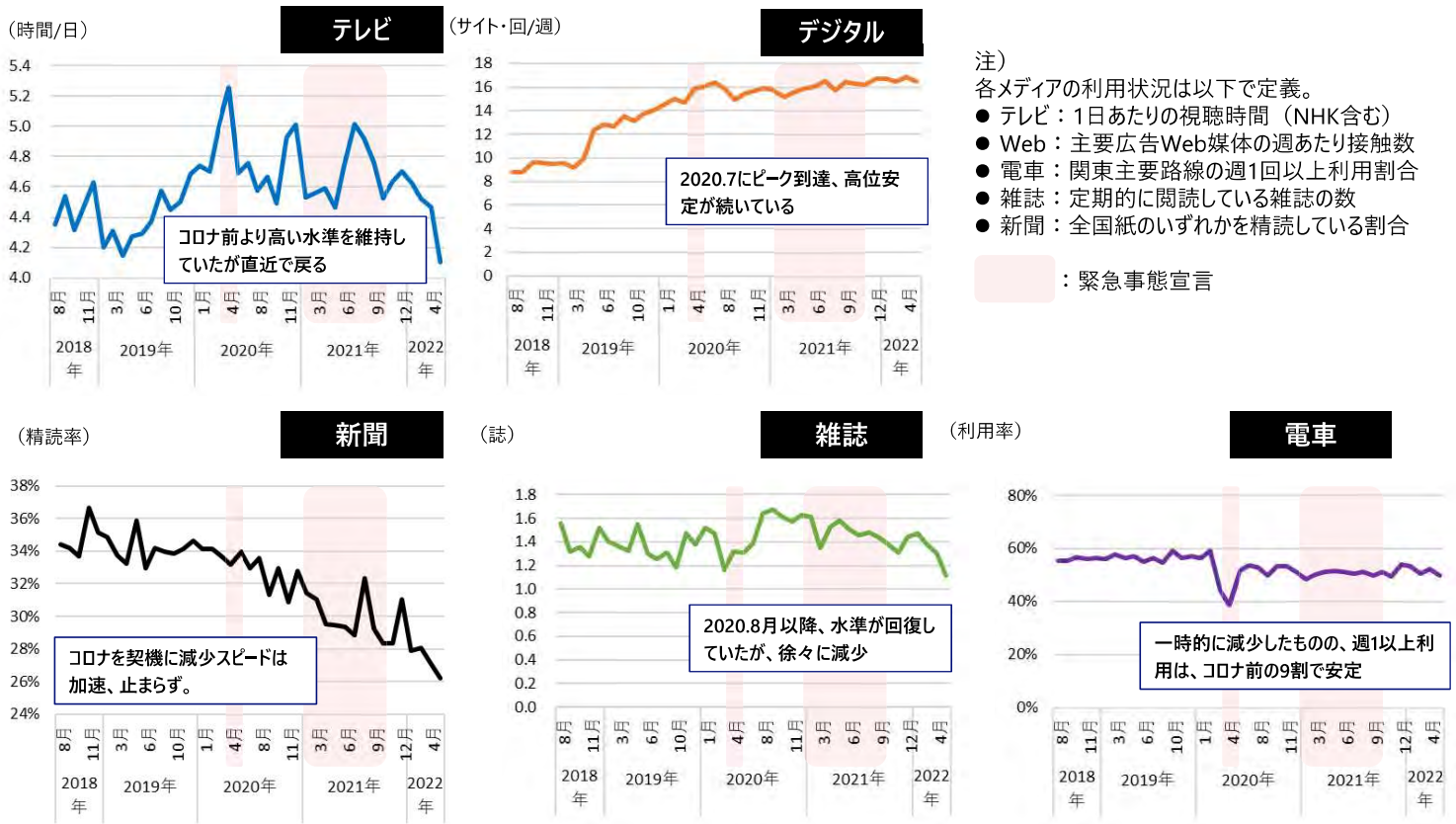

注）
各メディアの利用状況は以下で定義。
- テレビ：1日あたりの視聴時間（NHK含む）
- Web：主要広告Web媒体の週あたり接触数
- 電車：関東主要路線の週1回以上利用割合
- 雑誌：定期的に閲読している雑誌の数
- 新聞：全国紙のいずれかを精読している割合

：緊急事態宣言

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

NHKや民放をよく見る層は2018年調査以降で大きな減少傾向に。インターネット（スマホ）は増加が飽和していたが、今回再び大きく伸長。インターネット（パソコン）は下げ止まった。

現在、よく見るメディアの推移

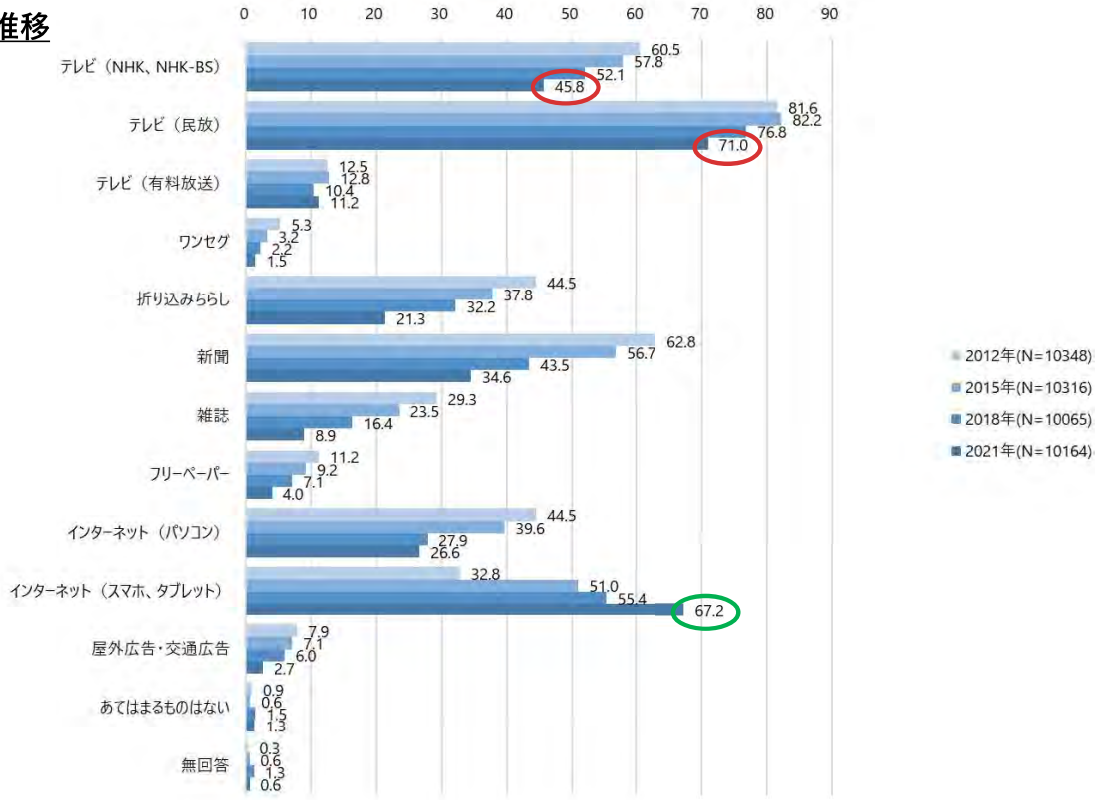

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

NHK、民放ともに2021年にかけて減少傾向。特に2018年から2021年にかけての減少が大きい。年代別では男女とも若年層ほど減少が顕著。

性年代別・NHKをよく見る人の割合の推移(%)

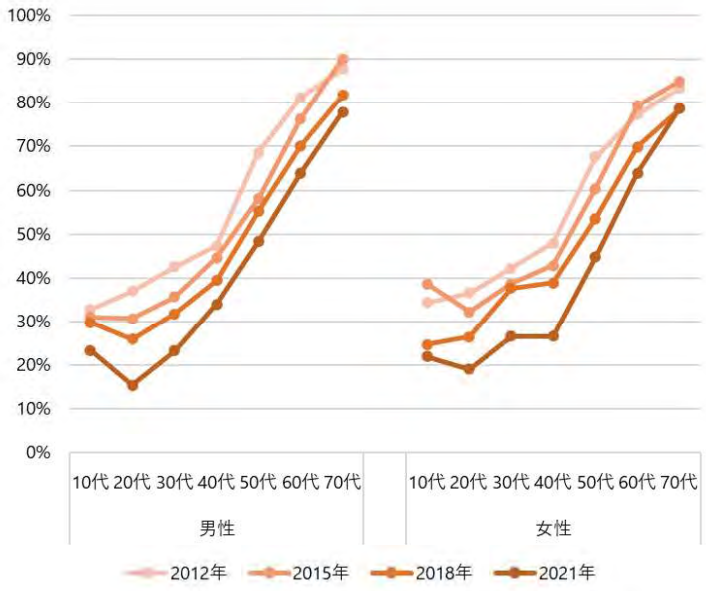

性年代別・民放をよく見る人の割合の推移(%)

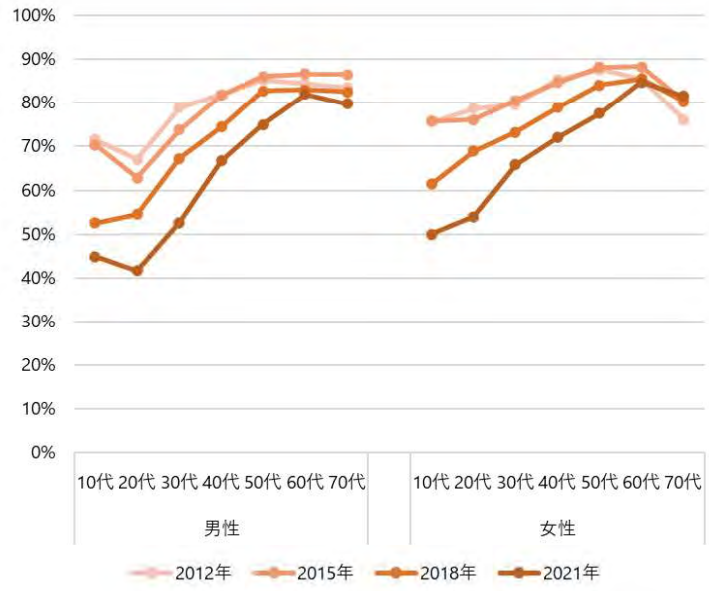

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

PCは、女性を中心とした若年層において減少していたが、2021年には下げ止まった。スマホ・タブレットは全体的に増加傾向だが、特に中高年層での増加が顕著。

性年代別・インターネット（PC）をよく見る人の割合の推移

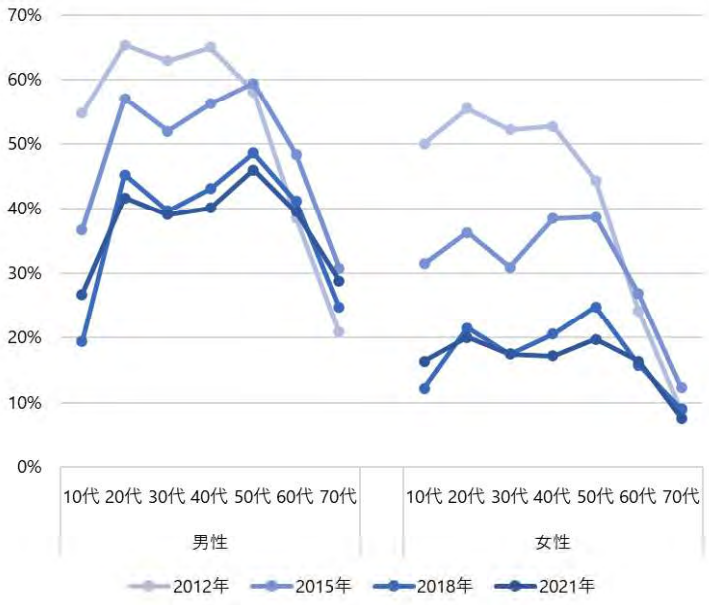

性年代別・インターネット（スマホ・タブレット）をよく見る人の割合の推移

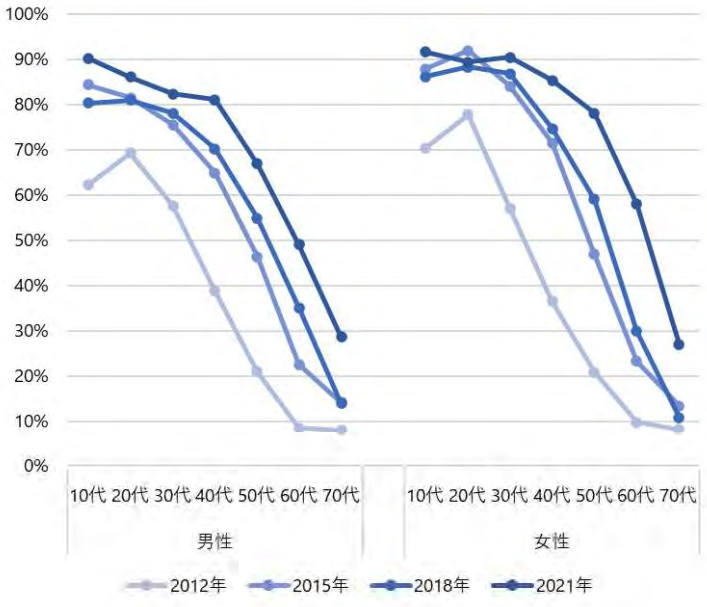

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

TV×ネットの視聴パターンを見ると、TVのみ層が減少し、ネット利用層が増加。特にネットのみ層の増加が顕著。

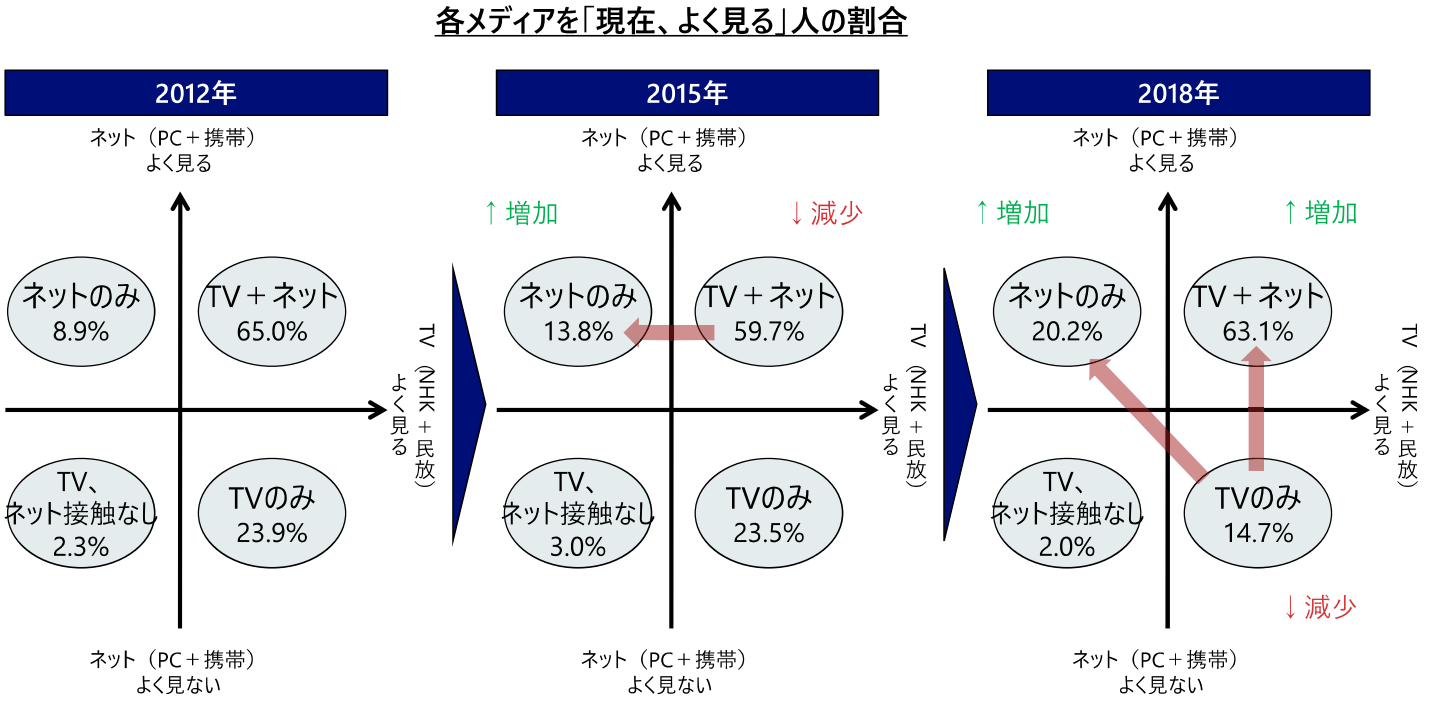

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）　※70代を除外した60代以下。無回答を除外して集計。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

男女30代以下では2割超が、ネットのみ層。特に20代男性は50%がネットのみ層。一方、70代では男女とも、TVのみ層が過半数となっている。

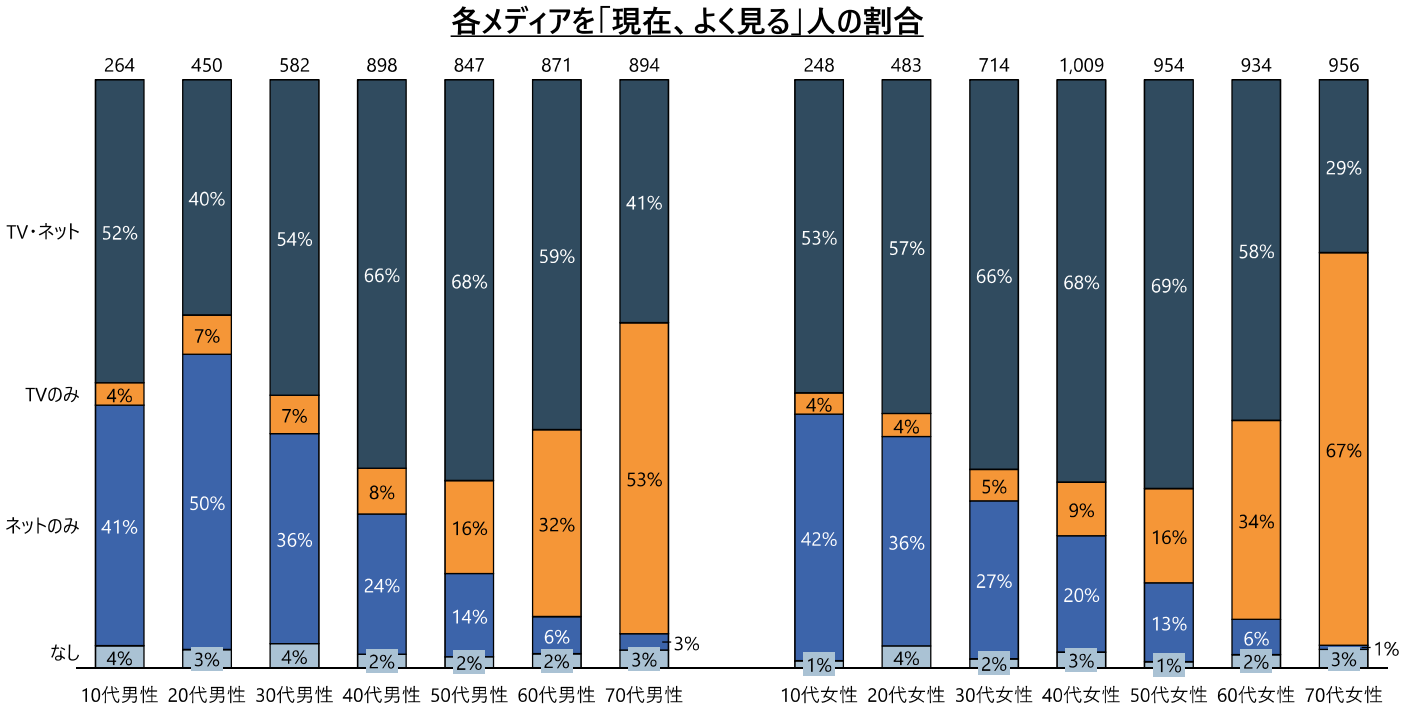

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

ネットのみ層は、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人が多い。インターネットサービスでニュースや動画を閲覧したり、ゲームで暇つぶしをしたりしていると想定される。

「現在、よく見る」メディアパターン別、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人の割合（%）

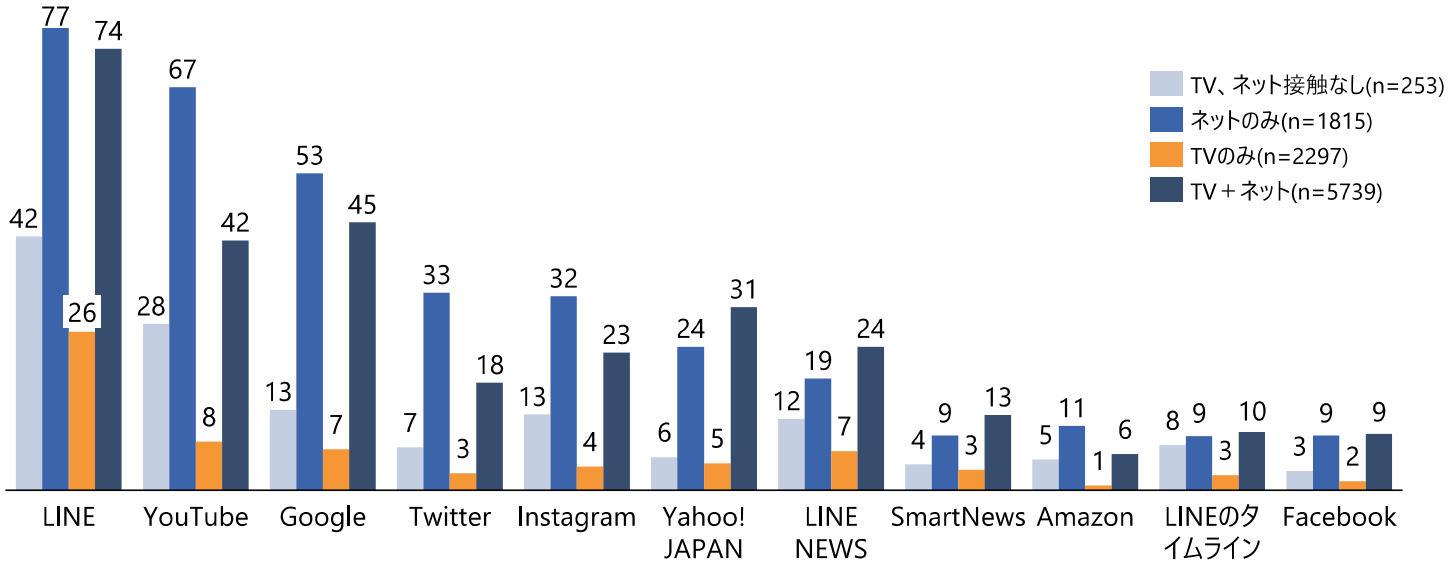

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

モバイル端末の普及が、テレビからネットへの動きを加速。
特にモバイル端末は中高年層で急速に普及。
その背景に、第1部で見たコロナ禍のデジタルレジャー、ネットショッピングの伸長がある。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

従来型携帯電話の利用率はさらに減少。スマートフォンは70代まで含めた生活者全体で8割を超えた。デスクトップPCも減少し、端末のポータブル化が進むが、タブレットはやや飽和。

情報端末の利用状況の推移（自分で自由に使えるもの、複数回答）

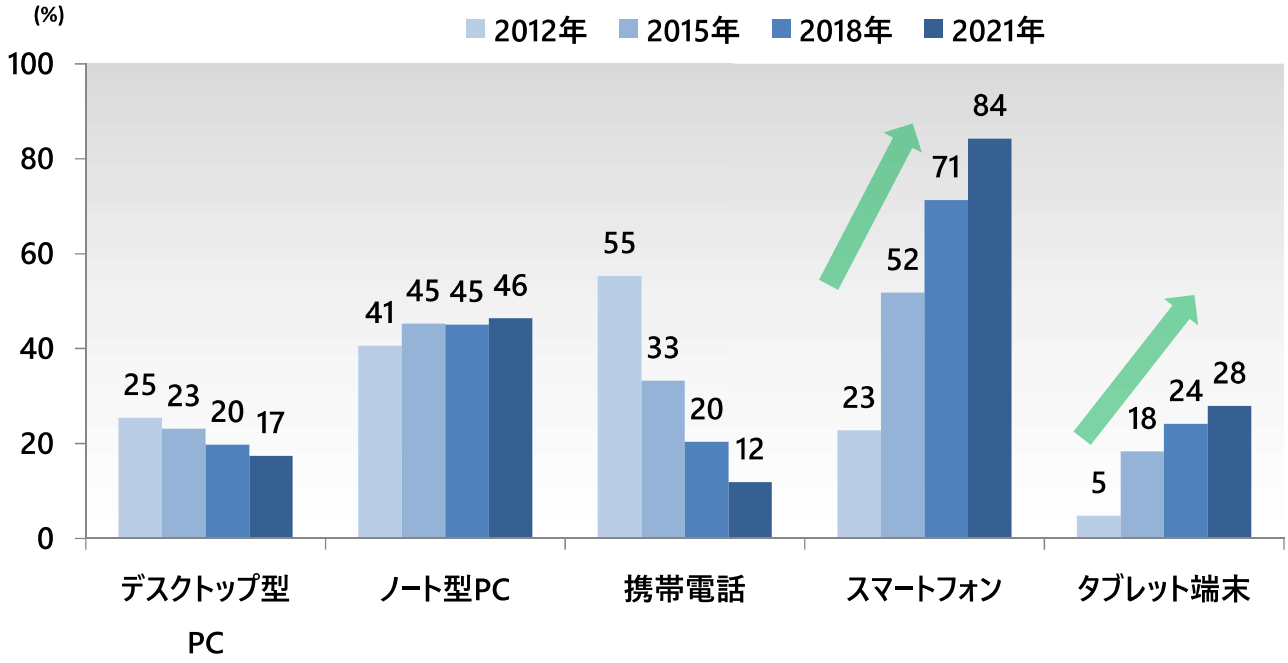

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

スマートフォンの普及が50代において9割程度、70代でも半数以上に達し、中高年層で急速に普及が進んでいる。

男女・年代別情報端末の利用状況（自分で自由に使えるもの、複数回答）

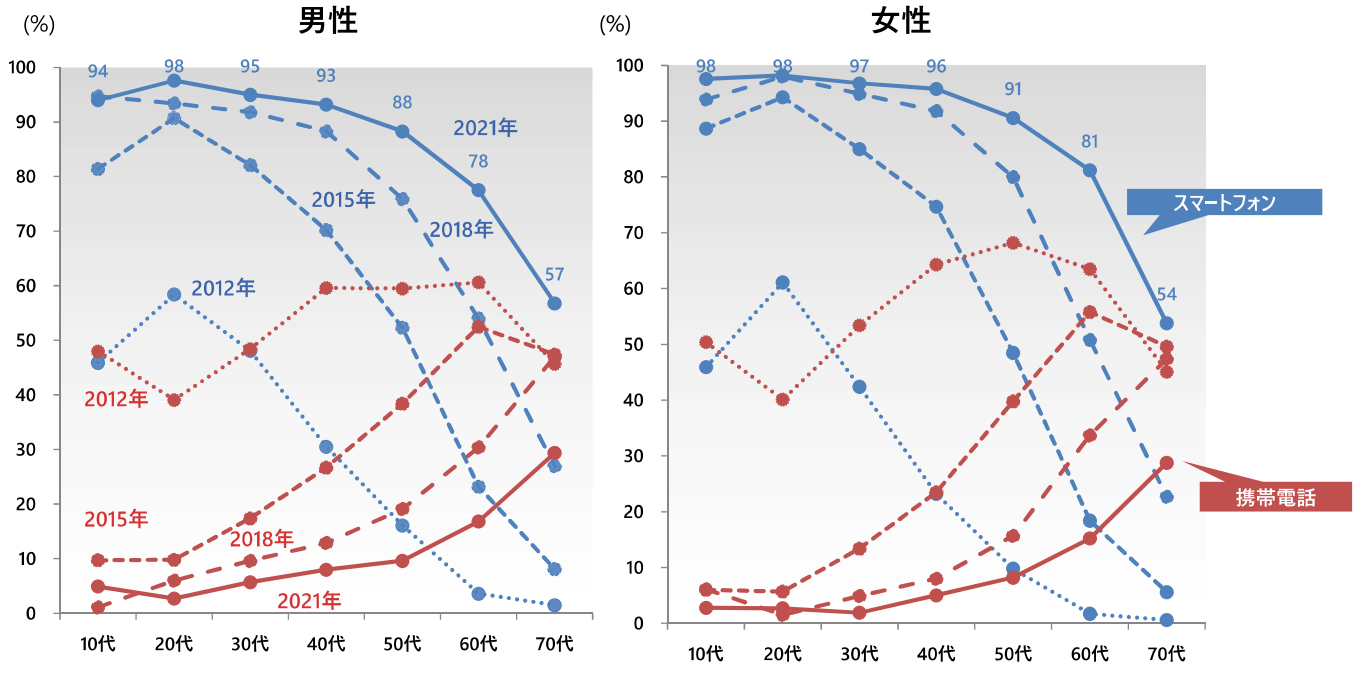

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

ネットショッピングは2015年⇒2018年では特に10代～30代の若年層における利用頻度が大きく伸びたが、2018年⇒2021年では30代～50代以上の中年層が大きく伸びている。

「インターネットショッピング」利用者の年間平均利用回数の推移（年代別）

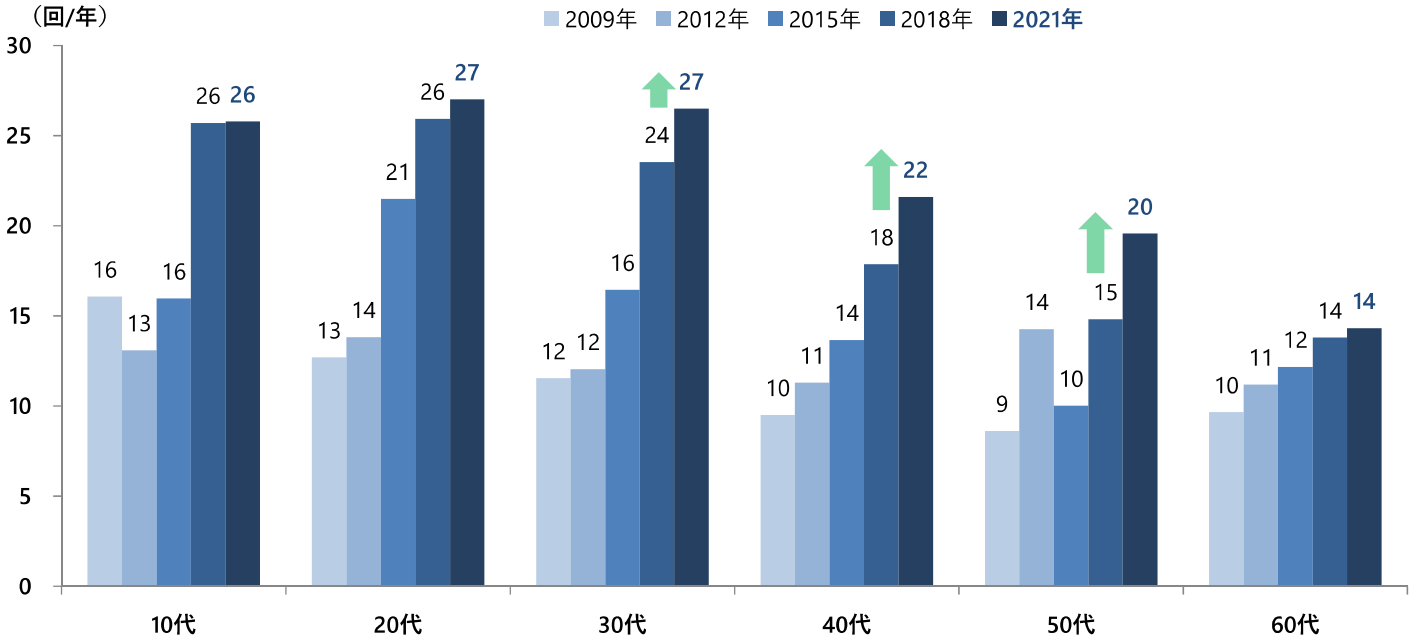

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）
Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　3) 放送のネット進出の状況

放送事業者のネット進出（テレビ番組のネット視聴）も若年層を中心に受け入れられつつある。
もっとも、ネットでの主役は依然動画配信でありテレビのネット視聴が浸透するかは未知数。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

スマートフォンでは情報収集からコミュニケーション、ゲームや動画視聴などの余暇活動、金融関連まで幅広く、さらに多くの人に行われている。動画配信サービスもスマホで楽しまれるように。

インターネットの利用状況（利用端末別、複数回答）

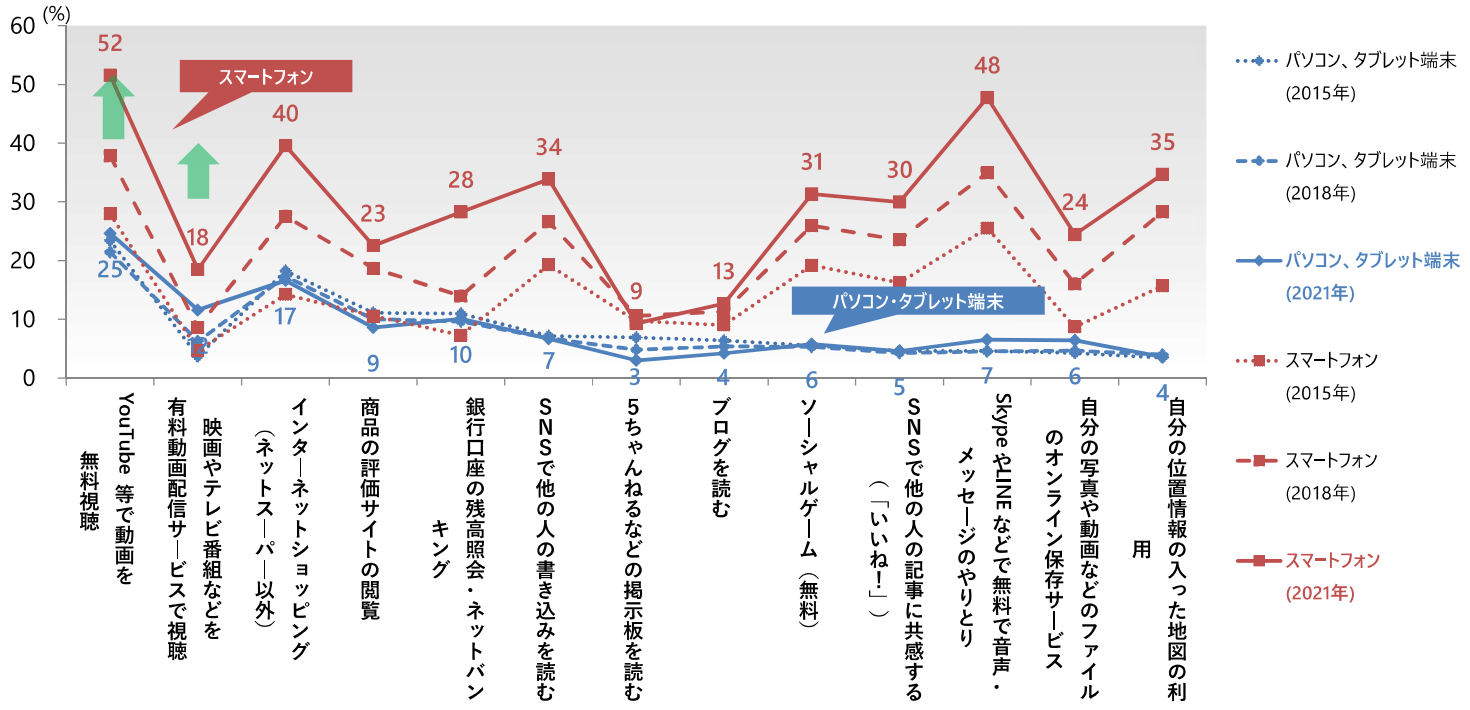

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

有料動画配信サービスの利用者比率は2020年3月から5月の2か月間（初回の緊急事態宣言が発令されたタイミング）で、過去2年間の2倍にあたる利用増が実現された。

コロナ禍前後におけるインターネットの利用状況（複数回答）

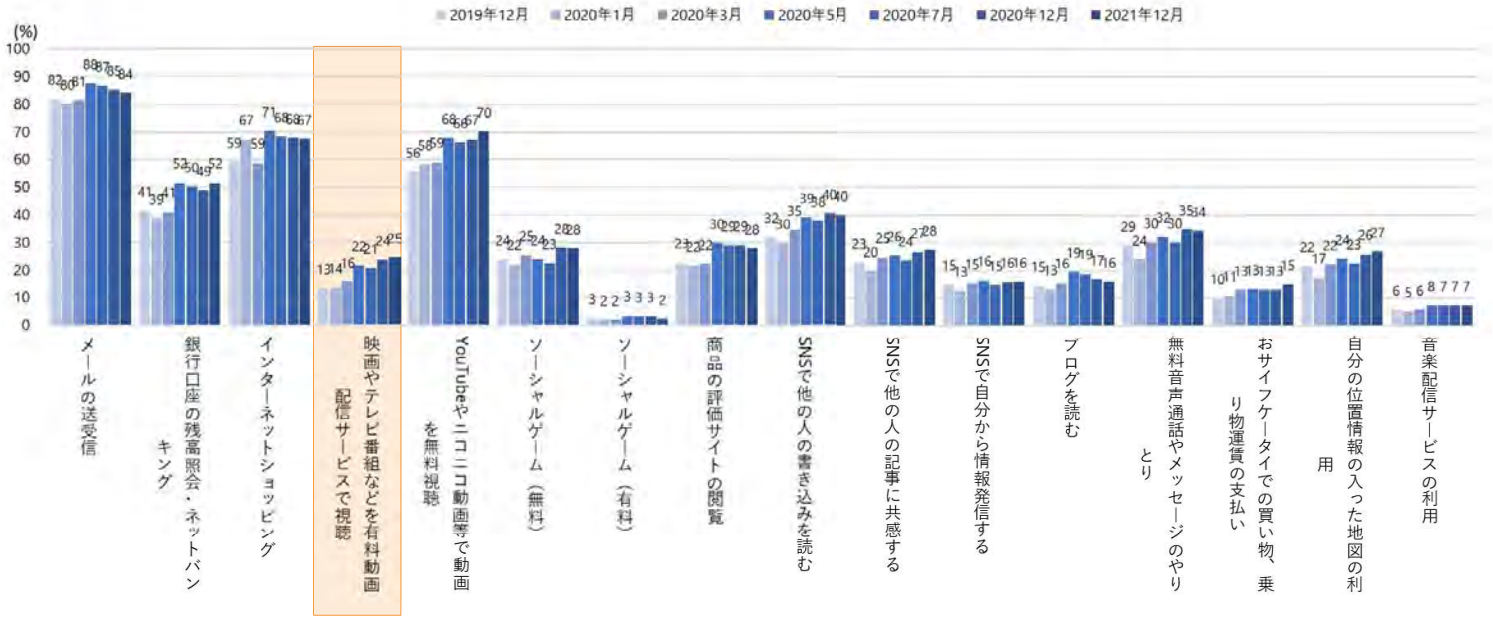

出所）NRI「生活者年末ネット2019年12月、2020年12月）、NRI「日常生活に関する調査」（2020年1月）、NRI「新型コロナウイルス感染拡大による影響調査」（2020年3月、2020年5月、2020年7月）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

Tver、ABEMA等、ネットサービスに放送事業者も進出しているものの、利用率は現時点ではYouTubeなどと比べて限定的。

週1回以上利用するSNS等インターネットサービス

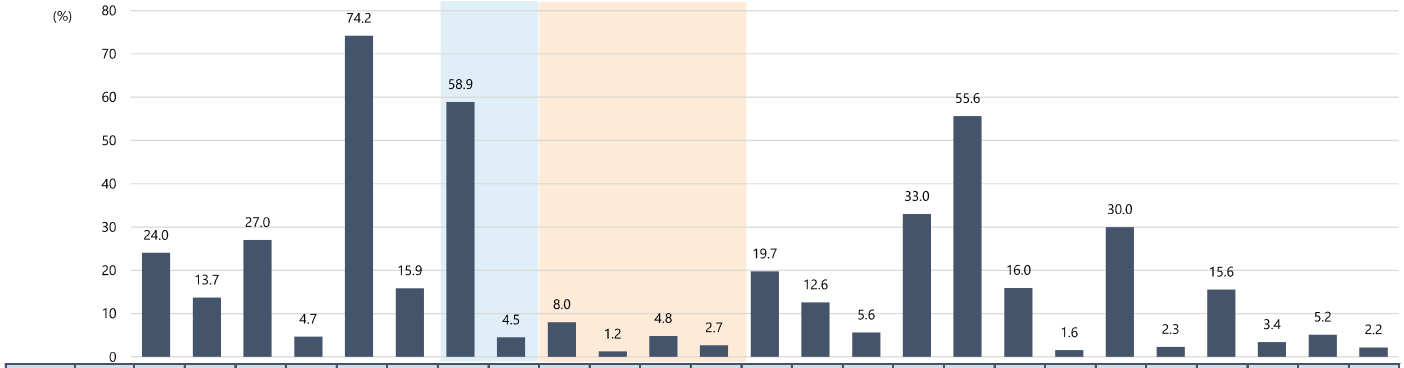

	N	Twitter	Facebook	Instagram	Ameba（アメブロ）	LINE	LINEのタイムライン	YouTube	ニコニコ動画	TVer	Paravi（パラビ）	ABEMA	GYAO!	Amazon	楽天	Yahoo!ショッピング	YahooJAPAN	Google	SmartNews	NewsPicks	LINE NEWS	@cosme	クックパッド	価格.コム	食べログ	dマガジン
全体	10164	24.0	13.7	27.0	4.7	74.2	15.9	58.9	4.5	8.0	1.2	4.8	2.7	19.7	12.6	5.6	33.0	55.6	16.0	1.6	30.0	2.3	15.6	3.4	5.2	2.2
10代	515	62.3	8.2	67.8	4.7	93.4	22.7	94.0	12.8	15.0	3.9	16.9	6.4	22.3	8.5	3.7	20.4	76.9	10.1	2.1	38.6	4.5	3.5	2.3	3.1	2.3
20代	938	70.5	14.8	62.3	4.2	94.1	20.8	91.5	14.1	14.2	3.8	11.3	3.4	34.2	18.2	6.6	27.9	76.3	12.6	3.2	41.0	6.8	14.6	3.6	7.5	2.7
30代	1302	39.4	25.3	47.7	7.8	92.2	20.8	83.3	7.1	11.8	1.1	6.4	2.4	31.6	21.1	7.3	44.9	72.8	17.1	2.3	39.7	4.4	25.3	5.3	5.8	2.5
40代	1915	25.1	17.7	32.3	8.3	89.2	20.3	73.5	3.9	10.6	1.2	5.4	3.6	25.5	18.2	9.0	49.3	69.6	18.6	2.1	39.5	2.8	23.4	5.3	6.6	2.8
50代	1813	18.1	17.9	22.2	5.9	83.2	19.3	62.2	3.0	9.1	1.2	3.1	3.1	22.0	14.4	6.9	43.1	63.3	22.1	1.6	34.0	1.5	18.7	3.8	6.4	3.0
60代	1814	5.8	8.9	7.7	2.0	63.7	11.7	39.3	1.4	3.4	0.4	2.2	2.4	11.5	7.6	4.5	26.0	41.8	17.6	0.6	22.6	0.4	12.5	2.7	5.6	2.0
70代	1867	1.8	3.2	1.6	0.5	32.2	4.2	16.6	0.7	1.2	0.3	0.9	0.5	3.5	2.4	1.0	11.2	19.1	8.2	0.4	8.7	0.0	4.4	0.7	1.0	0.6

※網掛けルール：緑…全体の割合より5％以上大きいセル、赤…全体の割合より5％以上小さいセル
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright（C） Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

TVerはNetflixに、ABEMAはHuluに近い規模を獲得しているが、先駆者であるAmazon プライム・ビデオの規模にはまだ到達できていない。

週1回以上利用する動画視聴系ネットサービス（放送系）

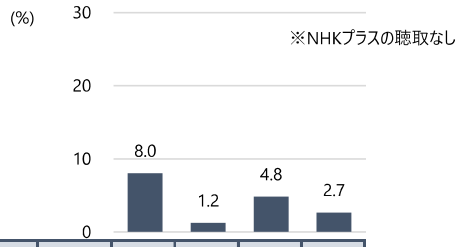

	N	TVer	Paravi（パラビ）	ABEMA	GYAO!
全体	10164	8.0	1.2	4.8	2.7
10代	515	15.0	3.9	16.9	6.4
20代	938	14.2	3.8	11.3	3.4
30代	1302	11.8	1.1	6.4	2.4
40代	1915	10.6	1.2	5.4	3.6
50代	1813	9.1	1.2	3.1	3.1
60代	1814	3.4	0.4	2.2	2.4
70代	1867	1.2	0.3	0.9	0.5

現在、よく利用する動画視聴系ネットサービス（有料動画配信）

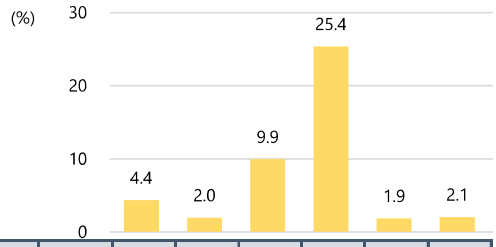

	N	Hulu	dTV	Netflix（ネットフリックス）	Amazon プライム・ビデオ	DAZN（ダゾーン）	Disney+（ディズニープラス）
全体	10164	4.4	2.0	9.9	25.4	1.9	2.1
10代	515	9.1	2.5	16.1	30.3	1.9	3.7
20代	938	10.8	4.1	25.3	46.6	3.8	4.5
30代	1302	7.6	2.7	14.7	44.9	2.9	4.4
40代	1915	4.3	2.6	10.6	31.7	2.6	2.3
50代	1813	4.0	2.1	10.4	26.6	1.8	1.5
60代	1814	1.9	1.2	4.6	12.1	0.9	0.9
70代	1867	0.4	0.3	1.4	5.0	0.4	0.2

※網掛けルール：緑…全体の割合より5％以上大きいセル、赤…全体の割合より5％以上小さいセル　出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright（C） Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

広告主もテレビ（放送）からネットへシフト。
生活者もネットを情報源とする傾向が高まっているが、
テレビをはじめとするマスメディアは
高齢層には依然として訴求力を維持。
ただし、世代交代が進めば厳しい局面に。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

購入時の情報源として、さらにマス媒体の利用は減少し、ネット（特にスマートフォン）による情報収集傾向は強まっている。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移
（複数回答）

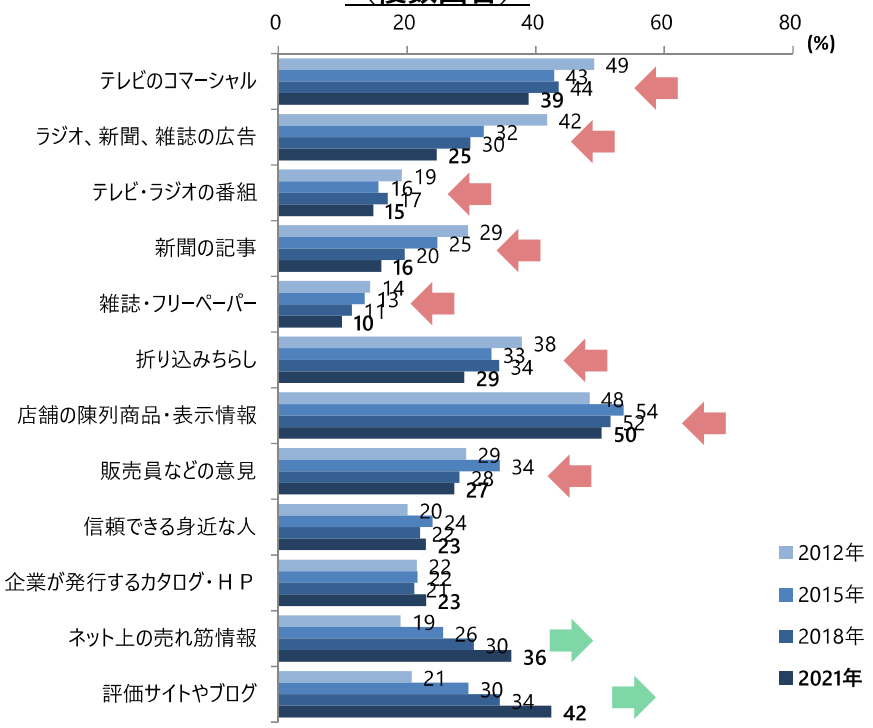

評価サイトを用いて情報収集を行う人の割合の推移
（利用機器別、複数回答）

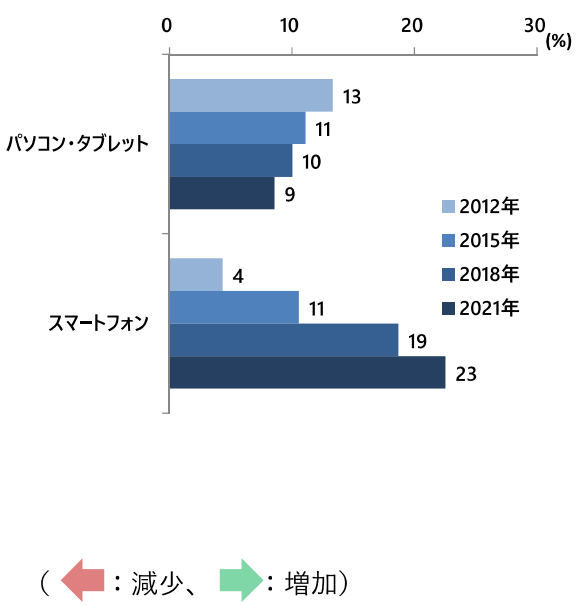

（　：減少、　：増加）

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

コロナ禍において、生活者のデジタル活用は進み、シニアにおいてもネット情報収集は増加した。ただし、シニアにとってはテレビCMや店頭情報は維持もしくは増加であり、重要な情報源。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移（年代別、複数回答）

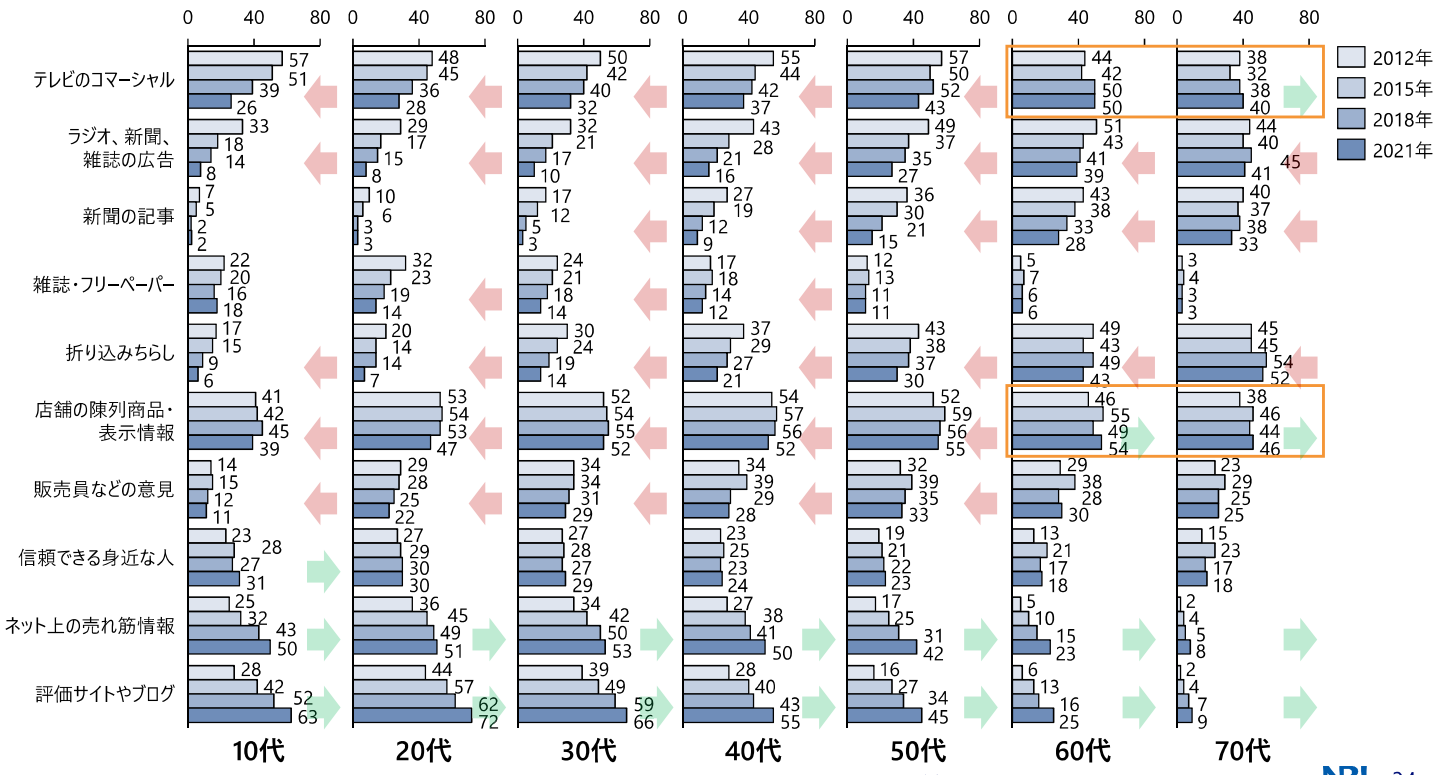

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

参考資料

１万人調査の質問項目と時系列データについて

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

質問項目

調査の全体像（主な質問項目）

分　野	質問項目
生活価値観	日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など）
	組織・機関、職業に対する信頼度
	生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味）
コミュニケーション	人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など）
	親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識
居住	持ち家の形態
	持ち家志向
	今後の住まいに対する意向
	理想の暮らし方
就労スタイル	就労状況、勤務先の業種・従業員規模など
	仕事内容、仕事上の立場
	勤務先への信頼感
	就労意識
消費価値観	消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等）
	今後積極的にお金を使いたい分野
	消費の際の情報活用をめぐる考え方

分　野	質問項目
消費実態	世帯、個人で保有している商品、購入したい商品
	利用しているサービス
	利用しているチャネルと頻度
	商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど）
	自動車の保有台数
	ポイント制度の利用状況
余暇・レジャー	今後増やしたい時間
	趣味・スポーツ
	海外旅行・海外出張・海外生活の経験
	インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど）
生活全般、生活設計	景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提
	直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など）
	保有している金融商品、投資に対する考え方など
	生活満足度
	幸福度
	世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

質問項目

日本人の平均像の推移（NRI「生活者１万人アンケート調査」結果の時系列変化）

財産・金融（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
平均世帯年収（万円）	713	654	614	596	595	583	645	668	678
平均個人年収（万円）	288	257	249	236	253	239	272	285	300
平均世帯貯蓄額（万円）	859	853	818	827	896	926	1014	1015	1033
持ち家率	77.1	78.0	77.4	77.3	78.7	79.1	81.2	81.7	80.8
自動車保有率	86.3	88.6	89.2	90.0	89.6	88.4	90.0	90.2	89.9
不動産相続率（既+見込み）	43.0	46.4	54.8	55.0	52.2	53.9	56.4	57.0	56.6

インターネット接触（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
インターネット利用率	3.6	27.3	53.1	64.2	83.3	90.0	93.7	96.6	97.4
電子メールの送受信	-	19.5	44.5	52.6	79.3	82.7	85.6	90.2	90.7
インターネットショッピング	-	4.8	13.8	23.3	30.4	38.0	48.5	58.2	67.5
ネットバンキング	-	-	-	-	-	14.5	19.0	24.3	39.7
株式オンライントレード	-	-	-	-	-	4.8	7.2	9.2	12.4
位置情報を活用した地図利用	-	-	-	-	-	13.3	21.4	34.3	40.6

直面している不安（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
自分の健康	51.1	50.4	52.0	55.4	52.4	51.4	49.4	53.0	53.1
雇用、失業	9.9	16.8	20.5	16.5	22.6	19.2	14.2	13.7	14.6
社会保障制度の破たん	-	26.8	28.7	26.6	24.3	22.7	21.4	21.1	18.6
増税、社会保険料増加	39.5	25.5	30.3	33.0	28.8	28.8	27.7	29.0	26.5
治安悪化、犯罪増加	19.3	28.0	27.7	25.8	17.9	12.1	15.2	11.9	11.5
自然災害	22.0	15.4	22.7	33.4	28.2	38.2	33.5	42.6	37.0

商品保有率（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
パソコン	26.2	43.4	62.7	70.2	77.0	80.7	80.5	80.6	80.4
ファックス	24.5	38.9	48.2	57.1	59.0	57.0	53.8	47.4	39.3
携帯電話（含PHS、スマートフォン）	21.8	45.8	71.3	82.9	89.7	80.2	86.1	92.0	96.2
カメラ	85.3	79.7	74.2	61.6	-	-	-	-	-
デジタルカメラ（コンパクト、一眼）	3.1	11.0	36.3	56.4	67.9	70.9	67.3	62.6	54.7
DVD機器	0.7	2.5	27.2	58.3	61.7	60.6	59.0	55.1	52.2
ブルーレイレコーダー	-	-	-	-	8.1	39.7	48.8	53.9	56.0
食器洗浄機	9.2	12.9	16.1	22.2	26.5	29.4	34.2	35.7	37.6

趣味・余暇（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
園芸、庭いじり	24.0	28.0	27.5	24.0	20.5	20.3	14.8	13.7	15.0
読書	19.0	20.9	22.8	22.5	21.9	19.5	19.6	20.2	19.6
カラオケ	17.0	11.8	13.8	14.2	11.5	12.1	11.9	12.0	7.7
グルメ、食べ歩き	15.0	13.7	19.4	20.8	20.4	21.2	24.1	29.1	24.9
ドライブ	18.6	21.0	20.3	21.5	19.6	17.5	17.2	18.3	20.4
国内旅行	12.7	13.7	17.0	17.7	14.9	17.2	17.4	19.8	15.3
海外旅行経験(1年間)	18.8	23.9	23.2	23.9	22.3	22.6	17.4	18.5	7.6
ペットを飼っている割合	-	-	44.8	46.8	44.8	42.4	40.9	38.1	37.3

生活（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
生活程度（中の中）	53.8	53.1	53.1	49.7	52.1	52.4	53.6	54.6	56.1
現在の生活に満足	71.7	71.1	70.6	72.0	68.5	73.1	75.8	76.3	78.3
生きがいは「家族」	20.0	25.3	23.8	22.9	24.2	26.0	23.5	22.2	25.6
「景気」はよくなる	7.8	13.7	8.4	18.4	11.6	5.7	11.6	12.2	9.0
「家庭収入」はよくなる	8.9	9.0	6.1	9.8	6.5	6.9	10.0	10.7	7.4
今以上の収入を前提	24.4	22.5	18.6	20.6	16.4	14.4	15.8	18.6	14.2
転職経験	46.9	42.5	52.6	52.9	54.7	54.7	56.1	56.4	59.5
離婚率（離別状態比率）	2.2	2.7	3.7	4.5	4.6	5.3	5.5	5.7	5.7

チャネル利用（回／月）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
コンビニエンスストア	6.0	6.5	6.7	7.6	8.2	8.4	9.0	9.7	8.9
食品スーパー	-	9.6	10.1	9.9	9.7	9.0	9.5	9.3	9.0
百貨店・デパート	1.6	1.1	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5
薬局・ドラッグストア	1.4	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.8	3.2	3.4
雑誌・カタログ通販	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」
（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）
- 対象者：全国の満15～69歳の男女個人。2012年調査から調査対象者を満15～79歳に拡大
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 回収サンプル
  10,052人（97年），10,021人（00年），10,060人（03年），10,071人（06年），10,252人（09年），10,348人（12年），10,348人（15年），10,065人（18年），10,164人（21年）

※時系列でサンプル属性を合わせて比較するため、上記の2012年/2015年/2018年/2021年は満15～69歳（12年：8,821人/15年：8,718人/18年：8,431人/21年：8,297人）のデータを用いて集計

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

Share the Next Values!

デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

「公共放送ワーキンググループ」（2022/10/17）

曽我部真裕（京都大学）

プロフィール

曽我部真裕（そがべまさひろ）

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。

放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、日本ファクトチェックセンター（JFC）運営委員長、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）共同代表理事、（一財）情報法制研究所（JILIS）副理事長、次世代NHKに関する専門小委員会委員長など。

『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ 総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

Twitter @masahirosogabe
E-mail sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

「放送」という「場」について

技術的・政策的に設定された「視聴率」の高い「場」で、公共的な情報を国民に広く提供してきたのが「放送」。

- 放送の技術的・経済的特性
  - 技術的には、極めて多数の人々に同時に大容量（＝動画）を届けることができる。
  - 地上波を念頭におくと、「場」に数少ないチャンネルしかない上に、かつては、マスメディア以外の大量情報伝達手段がないため、実際に多くの人々が見る。
  - 広告収入の寡占→制作費も豊富となり、他ではないコンテンツが放送可能で、それが放送の視聴にもつながる。
- 公共的な情報を伝達するための政策手段（国家の介入）としての放送
  - 「放送は、憲法２１条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、『放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（１条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したもの」（NHK受信料判決：2017年2月6日最高裁大法廷判決）

公共放送の位置づけ

放送の公共性の中核的な担い手として想定され、実際にもその役割を果たしてきたのは公共放送ではないか。

- 放送の公共性の中核的な担い手としての公共放送
  - 「放送法は、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした」（受信料判決）
  - 二元体制がとられているが、放送の公共性の中核的な担い手は公共放送であるNHKである。ヨーロッパ諸国などでは、民放の公共性も強調され、法制度上も一定の規律を受けているが、日本では民放に対する規律は少ない。
    - 「市民としての利益」と「消費者としての利益」との区別の必要性と、放送の公共性の核心は前者への寄与にある（次ページ参照）。

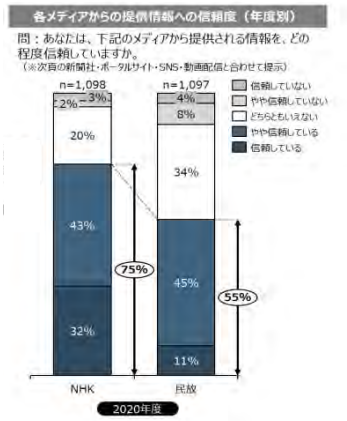

（次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点取りまとめ」（2020年）29頁）
（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kentoi/assets/pdf/sub_committee_report.pdf）

（参考）市民の利益と消費者の利益との区別（英国の議論）

citizens' interestsは社会全体にもたらされる利益、consumers' interestsは個々人にとっての利益と定義できる。

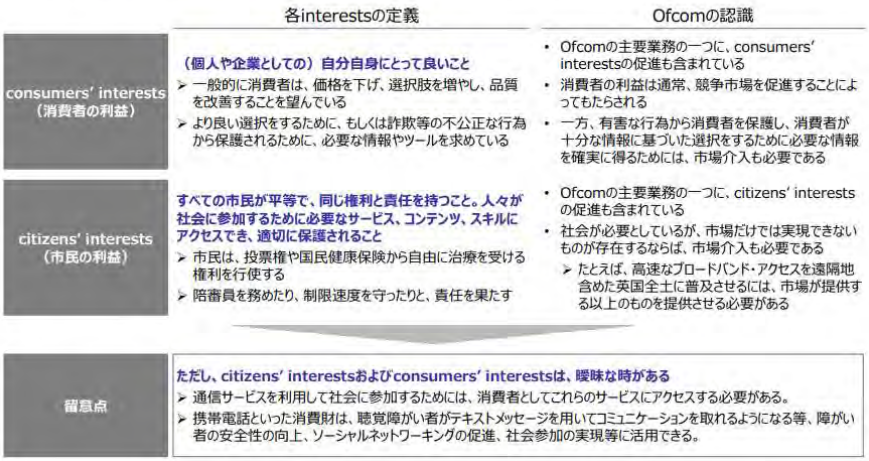

次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」27頁（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_hosoku.pdf）

公共放送の位置づけ　放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設営という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようなものが考えられるのではないか。

生命・身体の維持	一般の需要が高いため、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されるとも思われるが、不正確な情報が広まるとかえって健康被害が生じる。
社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報	教育情報は典型的に当てはまる。 たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。 もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いため、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのかについては判断が難しい面もある。
「国民」の維持	国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有するべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。 （地域文化を含む）伝統文化のほか、ＮＨＫ番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。 他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。 やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。
民主主義の維持	典型的には（全国的、地域的な）報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。 民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。
その他	産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される

NHKのインターネット業務の今後について

- 論点例
  - a. 業務範囲と規模との決定方法
    - 最終的には国民の納得も含めた広い意味での民主政プロセス（仕組み的には法律、予算承認）。
    - 国民負担＝受信料（利用料？）の水準とも関連。
    - 総務省は、b以下の検討を経て適切な提案をすべき。
  - b. 業務範囲を考えるに当たっての考え方
    - アセットを活かす観点、情報空間の不備補完、利用者ニーズ、国民文化／国内コンテンツ確保など。
  - c. 業務範囲の規律のための仕組み
    - 放送とは異なり、インターネット上の業務は、放送類似サービスから社会実証でなされたようなものまで、さらにその他多様なため、より具体的な規律が求められる。
    - 上記考え方に基づく運用の確保や、メディアの多元性（≒親会取りまとめの「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。
  - d. 業務内容の規律
    - 番組準則に相当する準則のあり方
    - アルゴリズムの規律、アテンションエコノミーに陥らないための規律
    - （総務省で議論すべきものではないが）BPOとの関係
  - e. 受信料制度について

b.業務範囲を考えるに当たっての考え方

- アセットを活かす観点
  - NHKを廃止するのであれば別であるが、テレビ保有率が低下し視聴者が減少する中、NHKがこれまで蓄積してきた人材、（地方も含めた）拠点、取材・番組制作能力、アーカイブ、信頼性・ブランド等のアセットを活かすのが必要があるのではないか。また、それが国民負担の有効活用ではないか。
  - もっとも、既存組織の単純な維持の正当化につながるおそれも。
- 放送制度・公共放送の規範論＋情報空間の不備補完
  - 情報空間には〇〇というジャンルの情報が過少供給であるから、公共メディアが提供するという発想は必要だが、限界もある。
    - 供給過少は誰がどのように評価するのか。また、ネット情報空間には公共性の高い良質な情報も大量に存在する。
    - ただし、問題は情報選択能力の確立で、そのために公共メディアは寄与しうる（次スライド参照）。
    - また、部分規制論的発想。「新聞や放送のような既存メディアを、アテンション・エコノミーの行き過ぎを監視する存在として、言い換えればプラットフォーム事業者による「権力」濫用を監視する存在としてサステイナブルなものにしていくことが重要」
      （PHP総研「デジタル社会における憲法のあり方を考える（後編）」（山本龍彦））
  - 情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的。
  - あわせて、NHKの潜在利用者のニーズ充足（→そこからの浸透）の観点が重要ではないか。
    - NHKブランドを信頼する（が、テレビがないなど放送になじみのない）人々に対し、公共放送の価値を届ける。
    - こうした人々を通じて、公共放送が寄与したい価値が社会全体に広がる。

- ネット上では、「見たいものを見る」ことが大前提。
- よって、フィルターバブルに陥っている者、偽情報に影響される者を直接救い出すことはできない。
- 偽情報の流通拡散を直接止めることはできない。
  - ただし、監視（部分規制論的発想）。
- NHKコンテンツがバラバラに流通している場合にはセレンディピティは期待できない。
- NHKプラットフォーム上では「総合編成」（→セレンディピティ）が可能だが、PFへのリテンションがテレビ新聞時代と違って困難。
- アテンション・エコノミーに乗らずにどのようにアテンションを獲得するか。
- 最後の2点との関係で、露出性の確保は有効かどうか。

（参考）政策による情報空間の環境整備

望ましい情報空間の実現が、自由市場に任せる等では実現できない場合には、何らかの規律を検討しうる。その場合、多くの選択肢の提示と、個人の選択能力の確立を可能にする環境を整えていくことが有効と考えられる。

（次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」33頁、「論点取りまとめ」10頁）

b.業務範囲を考えるに当たっての考え方

- 利用者ニーズ
  - 国民理解の前提として無視できないが、過度に重視すべきではない。
  - そもそも、NHKは国民が共有すべき情報を提供するのが目的である（「市民」の利益と「消費者」の利益との区別）。
    - 教育や福祉など、ニーズが（強いが）少ないものをやめることにはならない。娯楽についても、ニーズが低いことが直ちに十把一絡げに優先順位が低いことにはならない。ドラマであっても、現代社会の問題を理解させるなど公共放送の使命を親和的なものもあり、大型番組では後掲の視点も考慮されうる。

- 国民文化／国内コンテンツ確保
  - NHKは、朝ドラ、大河ドラマなどで時代を象徴するような番組を放送し、国民文化の一翼を担ってきた。
  - 外資系OTT事業者が（海外展開も睨んだ）独自コンテンツ制作を強化する中で、国内事業者による大型コンテンツの制作能力を確保する必要はないか。

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

d. 業務内容の規律

業務内容（コンテンツ内容など）の規律は、放送法の原則を踏まえつつも、ネットサービスの特性に合わせ、また、固有の規律も含めての検討を要する。

- 番組準則に相当するコンテンツ内容規律のあり方
  - 現在は、放送法４条、81条による番組内容規律＋番組審議会に対する説明責任。
    - （総務省で議論すべきものではないが）BPOの審議・審理対象は放送番組のみとなっている点をどうするか。
  - ネット上のコンテンツについても、その趣旨は妥当するだろうが、具体的な内容は異なりうるか。
    - 例えば、個々のコンテンツ単位での提供となることに伴う公平性や調和原則の考え方、など。
- ネットサービスに固有の規律
  - フィルターバブルに陥らないためのアルゴリズムの規律や、アテンション・エコノミーに搦め捕られないための規律が必要ではないか。

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者（≒国民）負担が受信料である。

- 受信料判決
  - 「営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（…）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。」
  - 「上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実に原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」
  - 「国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするもの」

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者（≒国民）負担が受信料である。ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。

- 「特殊な負担金」論
  - 要は、「放送の対価」ではないということ。
    - 公共放送機関自体を支える。放送を現実に見なくても負担。
- ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。
  - 公共放送は社会全体に恩恵を及ぼすので、国民（在住者）全員で支えるべきとの立論もありうる。
    - ドイツの放送負担金制度の論理はこのようなもの（居住者＋事業主）。
    - なお、日本の政党助成金は、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」（政党助成法1条）を目的に、人口１人あたり250円を基準とする総額を一般会計予算から配分。無党派層や助成金受領を拒否する共産党支持者も間接的に負担することになるが、これは上記の論理に基づくもの。
  - しかし、放送を見られる環境にあるか否かで受益の程度は異なるとされ、テレビ受信機（ワンセグ携帯含む）の設置の有無、受信の範囲（地上波だけか衛星もか）で受信契約締結義務の有無及び契約種別が区別されている。
    - ラジオは契約なしに聴取可能なので、そこが閾値。

e. 受信料制度の今後についての論点例

- これまでの考え方を前提とすると、多様な選択肢がありうる。
  - 無料（ラジオ扱い）、アプリのインストール、端末所有者、すべての国民。
  - 前回のWGでは、第2の選択肢を示唆する発言が目立ったが、たしかに、これまでの考え方に親和性が高いか。
  - いずれにしても、理論的には決め手はなく、国民的議論を経て決定するほかない。
- 例えば、（PC／タブレット・スマホ／CTV）アプリをインストールした場合に契約を義務づける場合
  - 現行の放送契約（地上放送／衛星放送）とは別個の契約となる。
    - 前者は世帯単位、後者は個人単位。
    - 放送契約をした場合、一定数のネット契約は（若干の追加金額で）付帯することにするのか。
  - アプリ経由以外のコンテンツ接触はどうなるのか。
    - ウェブサイトやＳＮＳについては、ラジオと同様、契約不要とするのか。一定のものはそうすることが望ましいか。
    - 外部ＰＦ提供コンテンツについて。

1

ネット配信時代のメディア産業
―産業組織と経営戦略の観点から

2022年10月17日
青山学院大学　内山　隆

内山隆@青学

2

1．国内(あるいは電波リニア放送エリア)に閉じない競争エリア

- ネット技術で事実上の参入障壁が壊されうる（著作権制度とウインドウ戦略でブレーキがかかり、やがて電波ではなく言語・文化圏ごとの境界へ）。
- **放送エリア内でのエリア外事業者との競争**と、**放送エリア外への発信能力の強化・向上**はネット時代に必要な要件。「海外番販」「国内番販」以上のこと。
- 映像配信の民族系の強化はもっと高まるべき。わが国ネット映像配信事業は、まだまだ普及戦略が必要。

内山隆@青学

無縁だった国際競争に放送産業が引き込まれている。

3

内山隆@青学

- 伝統的には許認可事業／国家・地域密着メディアであったテレビが、グローバル競争に巻き込まれている。
- 音楽のような、映画のような、産業組織を想定して、配信事業のあり方を考えるべきでは？

	グローバル・プレイヤー	国内メジャー、民族系
映画	ハリウッド5メジャー	世界の多くの国において、シェア１位・２位を米国製と自国映画で構成。その他国製は独立系のような存在感。
伝統的な放送、放送番組	ハリウッド製ドラマ 日本のアニメ BBC	どこの国でも放送は許認可事業ゆえ、各国で国内メジャーが守られ、他に比べれば、グローバル・プレイヤーが育ちにくい環境がこれまであった。今後、程度の差はあれ、インターネットが伝送路として組み込まれることによって、「電波」とＩＴＵ、各国政府によって守られてきた国境、県境、圏域の壁が低くなる。
音楽	Universal W.B. Sony	国内メジャー、民族系といえる存在がある国は、積極的に評価すべき国といえるくらい、米国（旧英国含め）の世界支配の強い領域。

今後も残り続ける、この領域の大きな市場障壁; Cultural Discount/Gap/Distance

国内メジャー・プレイヤー

4

	グローバル・プレイヤー	日本市場の民族系、国内メジャー	
映画	ハリウッド・メジャーに対して	東宝、東映、松竹、角川、日活、他	
音楽	３メジャー(WB, Universal, Sony)に対して	ポニーキャニオン、キングレコード、エイベックス、日本コロムビア、ビクターエンタテインメント、等	
ゲーム	MSに対して	任天堂、ソニー	
(ECモール)	Amazonに対して	楽天、ヤフー、他	
映像配信	Netflix, Amazon, Disney+, HBO Maxに対して	？？？？	

日本の市場の各分野は**《国内メジャー ＋ 米国資本メジャー》**で構成されている。

各領域で国内メジャーを持てない国は世界にたくさんある。

（配給、編成、流通、PF）機能はメディア産業における資源配分の要。これを失うことは国益の遺失そのもの。「ゲームのルール」を支配される。

有料動画配信領域

5

内山隆@青学

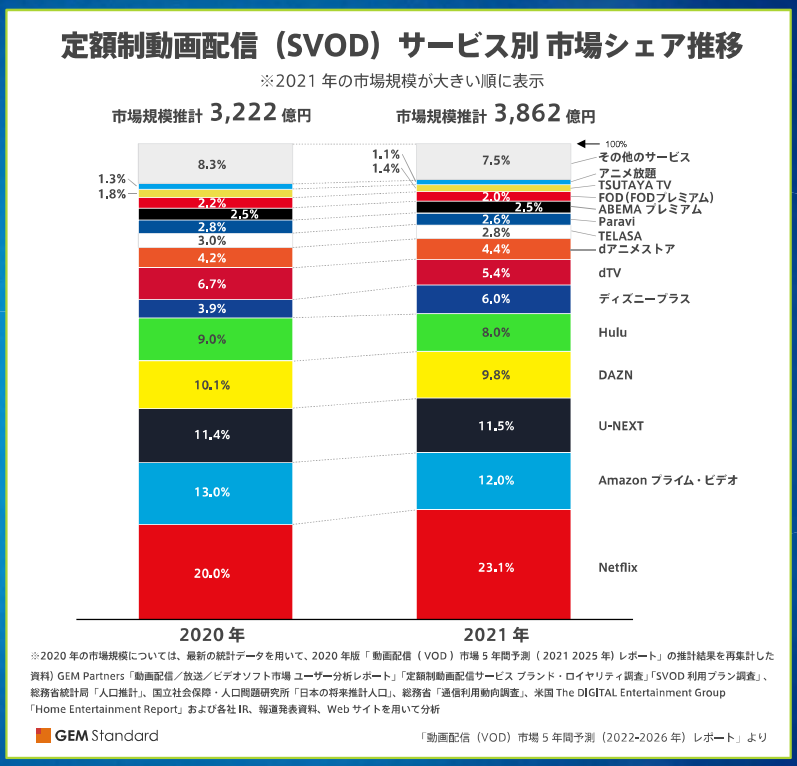

【出所】GEM Standard(2022/02/22)　https://gem-standard.com/columns/510

無料動画配信領域

6

内山隆@青学

「無料の動画配信サービス、動画共有サービスをよく視聴すると回答したユーザーに対して、利用しているサービス名」

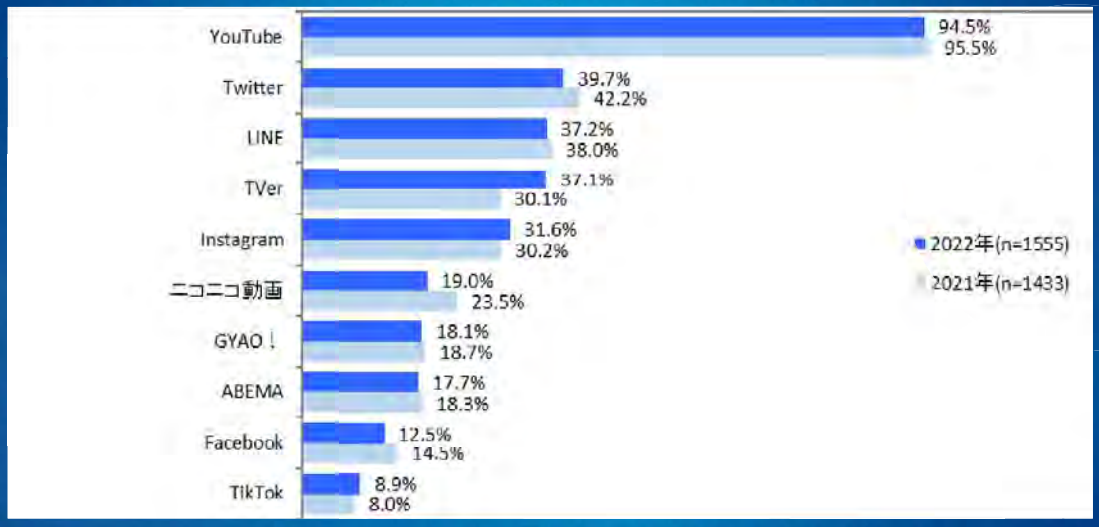

「昨年調査と比較すると、『TVer』が7.0ポイントと大きく増加し2年連続で順位を上げていることが注目されます」　【出所】インプレス総合研究所(2022/06/23)　https://research.impress.co.jp/report/list/video/501424

2. 競争優位の源泉は、川下「伝送路」職能から、川上「編成PF」＆「コンテンツ」職能へ少し傾斜。

7

内山隆@青学

- 欧州のような「伝送路中立性」は、ひとつの”極論”（伝送路特性は今後も残る。しかし弱くなる。）。
- ＰＦ機能（編成。ルール・メイキング機能）は、メディア産業における資源配分の要。国家としてこれを失ってはいけない（外資規制の趣旨と同様）。

インターネットが映像伝送を可能にして以来（since 2005)、競争優位の源泉として、

8

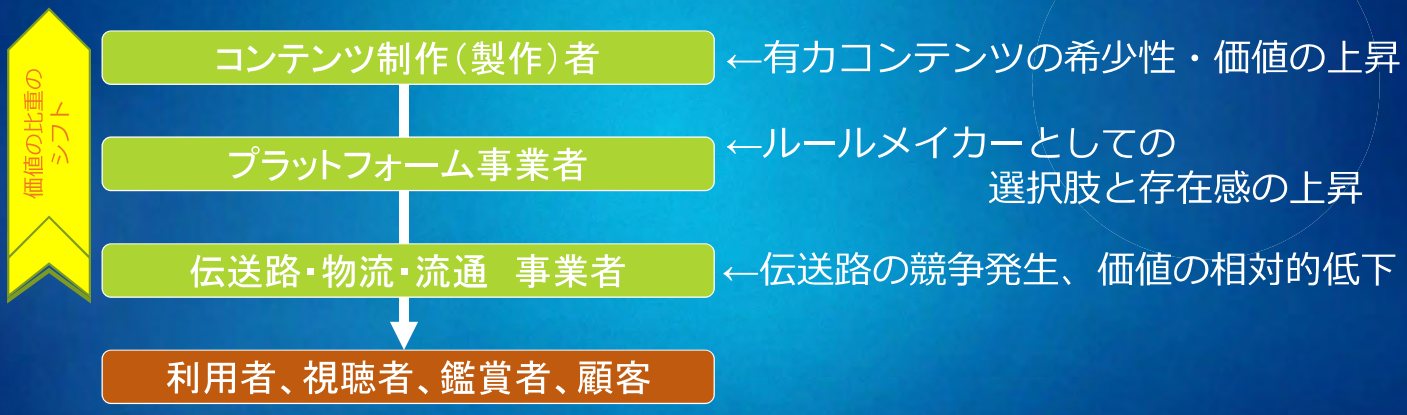

【欧州】　EUで定めた技術的中立性 (technologically neutral)

9

"Principles and guidelines for the community's audiovisual policy in the digital age" Brussels, 14.12.1999COM(1999) 657 final

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:51999DC0657&from=EN

【原則】· Be the minimum necessary to meet those objectives;
· Further enhance legal certainty in a dynamic market;
· **Aim to be technologically neutral**;
· Be enforced as closely as possible to the activities being regulated.

"A common regulatory framework for electronic communications networks and services" (Framework Directive).

Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32002L0021

Article 8 Policy objectives and regulatory principles

1. (中略) Member States shall ensure that in carrying out the regulatory tasks specified in this Directive and the Specific Directives, in particular those designed to ensure effective competition, national regulatory authorities take the utmost account of the desirability of making regulations **technologically neutral.**

その一方で、メディア企業としての行動と属性を考慮する方向へ　(欧州評議会 Council of Europe)

10

- 「New Notion of Media 新しいメディア概念の推奨」

Recommendation CM/Rec(2011)7 of the Committee of Ministers to member states on a new notion of media, (Adopted by the Committee of Ministers on 21 September 2011 at the 1121st meeting of the Ministers' Deputies)

https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectID=09000016805cc2c0

- メディアを（伝送路ではなく）、以下のような多属性から総合的に判別することを模索した会議体の結論。
- Appendix　第一部　メディアの基準と指標
  - 基準１　メディアとして行動する意思
  - 基準２　メディアの目的と根底にある目的
  - 基準３　編集権
  - 基準４　プロフェッショナル標準
  - 基準５　アウトリーチ、普及
  - 基準６　一般公衆の期待

AVMSD
(2018/1808)

3. NHKに期待される役割

内山隆@青学

- 国際競争上の圧力と、市場／産業の「導入期」として、これからの社会の変化の方向性を「市場のレッセ・フェール」に依拠するというよりは、「NHKの戦略」と「国の政策」次第ではないか？
- NHKは民間よりはリスク投資をしやすい財源を持つ立場なので、「業界リーダーとして何かを開拓する」上で先行していただくのは「ミッション」ではないか？
- NHKにとって、本来業務化によって描くビジョン（もっとベタに「夢」）は？本来業務化に伴う諸制度上の義務の適用は？（功罪両面が整理しきれていないのでは？）

オーソドックスな介入根拠（経済系）

13

内山隆@青学

市場の失敗　　∵設備と番組製作の費用逓減性、

∵情報の非排除性と非競合性からくる公共財的性格

「知識は公共財的性格と不可分割性と不確実性を持つ特殊な財」（アロー）

公共財としての程度（準公共財）は、伝送路がカバーする範囲や、情報内容のターゲット範囲の性格により、私的財（私的通信）的にも公共財（オーソドックスな放送サービス的）にも傾く。

価値財（メリット財）的な性格

（肯定するならばメディア産業のパターナリズム的側面を認めることとなる。意思決定フローの側面から考えるならば、対価は「情報から得られる効用に対して支払う」というよりは、「支払い前に抱く期待に対して払われる」ということを肯定する形。）

実際、昭和25年以来、放送（と情報通信）産業は規制産業であり、競争促進と制限の両面がある。

14

内山隆@青学

① **あまねく性**（あまねく義務／努力、ユニバーサル・サービス、情報デバイド解消、知る権利、他）

② **多様性の確保**（一般にレッセ・フェールは必ずしも「多元・多様」な状態を保証するわけではないので、人為的に多元・多様性を促進（≒参入促進）政策。一方で自然独占性を有している産業分野なので、結果的に零細性と独り勝ち、"インディとメジャー"が同居する市場。）

③ **産業の戦略性**（知財、ソフトパワー、他。国際競争のなかで、競争可能なプレイヤーの育成の観点から。）

4．NHKのポジショニング

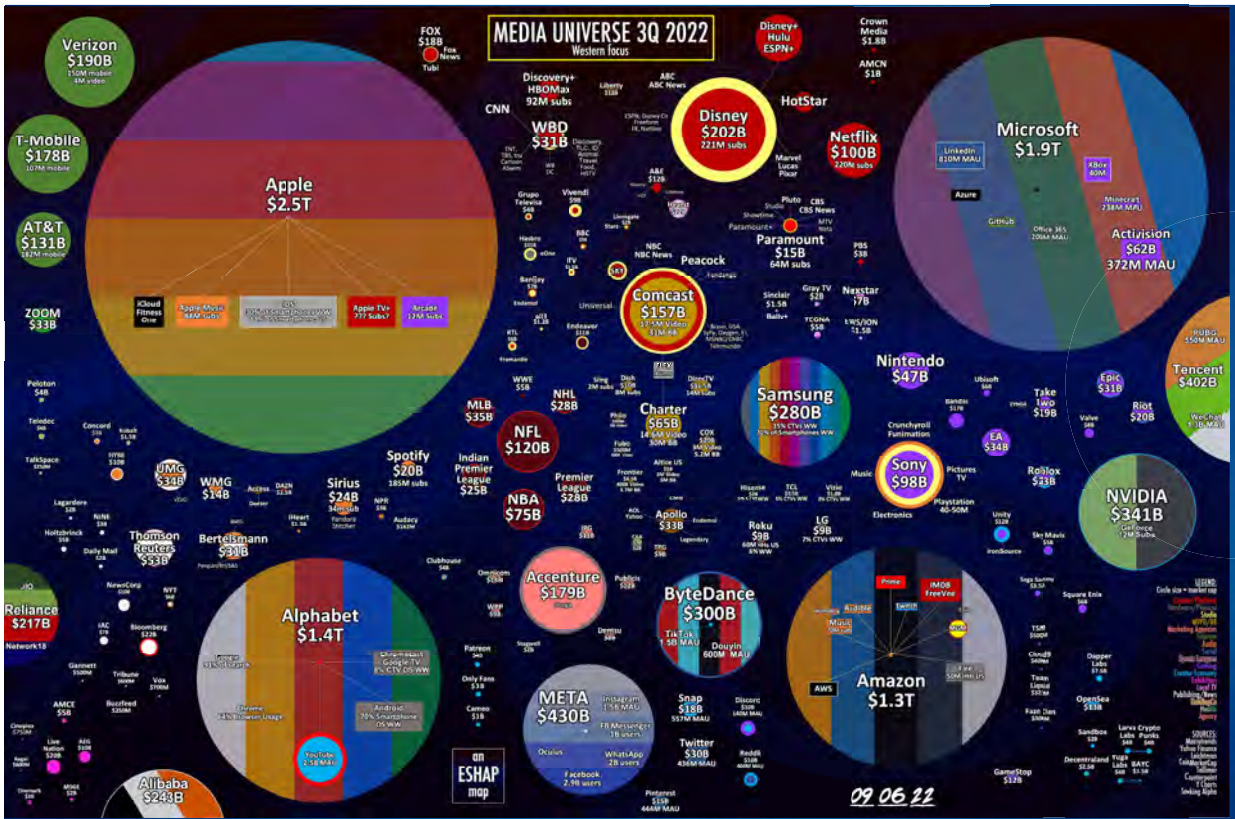
MEDIA UNIVERSE 3Q 2022
Western focus
Apple $2.5T
Microsoft $1.9T
Amazon $1.3T
Alphabet $1.4T
Disney $202B
221M subs
Netflix $100B
220M subs
Comcast $157B
Paramount $15B
64M subs
Peacock
WBD $31B
HotStar
Disney+ Hulu ESPN+
Verizon $190B
T-Mobile $178B
AT&T $131B
ZOOM $33B
Activision $62B
372M MAU
Nintendo $47B
Samsung $280B
Sony $98B
NVIDIA $341B
Tencent $402B
Charter $65B
NFL $120B
NBA $75B
MLB $35B
Spotify $20B
185M subs
Sirius $24B
WMG $14B
UMG $34B
Thomson Reuters $53B
Bertelsmann $31B
Reliance $21B
Alibaba $243B
Accenture $179B
ByteDance $300B
META $430B
Snap $18B
Twitter $30B
Roblox $23B
Epic $31B
Riot $20B
Take Two $19B
EA $34B
Ubisoft
Apollo $33B
Roku $9B
LG $9B
Indian Premier League $25B
Premier League $28B
NHL $28B
Discovery+ HBOMax 92M subs
CNN
FOX $18B
AMCN $18B
Crown Media $1.8B
Vivendi
Pluto
CBS News
Nexstar $7B
Sinclair $1.5B
Gray TV $1B
TCGNA $5B
PBS $3B
Yahoo
Endeavor
Universal
Peloton $4B
Concord
Talkspace
Lagardere
Holtzbrinck $5B
Daily Mail $2B
NewsCorp $10B
Bloomberg $22B
Gannett $500M
Tribune $900M
Vox $700M
Buzzfeed $250M
AMCE $5B
Clubhouse $4B
Omnicom $20B
Publicis $12B
Dentsu $8B
WPP $15B
Stagwell $2B
Patreon $1B
Only Fans $1B
Cameo $1B
Discord $3B
Reddit $1B
Pinterest $15B
Snapchat
Oculus
WhatsApp 2B users
Facebook 2.9B users
Instagram 1.5B MAU
FB Messenger 1B users
Google TV
Chromecast
Android 70% Smartphone OS WW
YouTube 2.5B MAU
Azure
GitHub
Office 365 206M MAU
LinkedIn 810M MAU
XBox 60M
Minecraft 238M MAU
AWS
Prime
IMDB freeVee
Twitch
Music
Alexa
Kindle
Audible
Playstation 40-50M
Pictures TV
Electronics
Unity
IronSource
Sky Mavis
Square Enix
Ubisoft
Bandai
Crunchyroll Funimation
Valve
PUBG 550M MAU
Riot
Epic
Take Two
EA
Roblox
Tencent
Sony
Nintendo
Samsung
Charter
Netflix
Disney
Microsoft
Activision
Amazon
Alphabet
META
ByteDance
Accenture
Apple
Verizon
T-Mobile
AT&T
ZOOM
Alibaba
Reliance
Thomson Reuters
Bertelsmann
UMG
WMG
Sirius
Spotify
Indian Premier League
Premier League
NBA
NFL
MLB
Charter
Samsung
Nintendo
Tencent
Activision
Microsoft
Amazon
Alphabet
META
ByteDance
Accenture
Apple
Disney
Netflix
Comcast
Paramount
Peacock
WBD
HotStar
Disney+ Hulu ESPN+

内山隆@青学

メディア関連売上高　ベース

世界５０メディア企業

時価総額とは見える景色が異なる。

【売上高計算に含むもの】放送、視聴覚オンデマンドサービス、映画・テレビ制作、配給、展示会、ホームビデオ、録音音楽、ビデオゲーム、視聴覚製品の小売、テーマパークなどの事業。

【含まないもの】視聴覚以外のセグメント（出版物、家電製品、ケーブルネットワーク、施設など）は含まず。

アジア、オーストラリア、中東の一部の大企業はデータなし。

2011年　米国勢　欧州勢　日本勢　中国勢　2020年

USD million　1ドル＝79.76円　1ユーロ＝111.06円）

Rank	Company	Country	Activities	2011
1	Walt Disney	US	PROD, DIS, TV, VID, REC	29,096
2	DirecTV	US	TV	27,226
3	Time Warner	US	PROD, DIS, TV, VID	25,928
4	News Corporation [1]	US	PROD, DIS, TV, VID	24,840
5	Twenty First Century Fox Inc.	US	PROD, DIS, TV, VID	24,232
6	Sony	JP	PROD, DIS, VG	22,555
7	Microsoft (Devices and Consumers - Licensing (4)	US	VG, VoD, IT software	19,945
8	NBC Universal	US	TV, PROD, DIS	18,050
9	Comcast Corporation [3]	US	TV	16,596
10	Vivendi Universal [18]	FR	PROD, DIS, TV, VG	16,546
11	Viacom [7]	US	TV, PROD, DIS	14,914
12	Dish DBS Corporation	US	TV, RET	14,048
13	CBS Corp.	US	TV, RAD	11,767
14	Amazon Inc. (estimates of audiovisal media sales)	US	Retail (Music, VID, VG)	10,667
15	Microsoft (Entertainment and Devices Division)	US	VG, IPTV software	9,599
16	Gamestop Corporation	US	VG (retail)	9,550
17	Apple Inc. (iTunes, software and services) [5]	US	MUS, VOD	9,373
18	Liberty Interactive Corp. [9]	US	TV	8,268
19	ARD	DE	TV, RAD	8,091
20	BBC (Group)	GB	TV, RAD, PROD, DIS, VID	8,005
21	Nintendo	JP	VG	7,871
22	Bertelsmann	DE	TV, PROD, DIS	7,528
23	Fuji Media Holdings Inc.	JP	TV, PROD, Others	7,120
24	Globo - Comunicaçao e Participaçoes S.A.	BR	TV, PROD	5,892
25	Mediaset	IT	TV, PROD, DIS	5,631
26	France Télévisions	FR	TV	5,542
27	NHK	JP	TV, RAD	5,505
28	Activision Blizzard [6]	US	VG	4,755
29	Grupo Televisa	MX	TV, RAD, CIN, others	4,495
30	Tokyo Broadcasting System	JP	TV, PROD, DIS	4,212
31	Discovery Communications Inc.	US	TV	4,168
32	Electronic Arts	US	VG	4,143
33	RAI	IT	TV, RAD, PROD, DIS	4,051
34	Nippon Television Network	JP	TV	3,582
35	ProSiebenSat.1 Media AG	DE	TV, RAD, PROD, VoD	3,568
36	TF1	FR	TV, PROD, DIS	3,391
37	ITV PLC	GB	TV	3,309
38	Netflix	US	VoD, retail	3,204
39	Naspers	ZA	TV	3,132
40	HSN Inc.	US	TV	3,069
41	Sirius XM Radio	US	RAD	3,015
42	CC Media Holding Inc.	US	RAD	2,986
48	TV Asahi Corporation	JP	TV, MUS, VID	2,894
43	ZDF	DE	TV	2,580
44	Warner Music Group	US	REC	2,311
45	Cinemark Inc.	US	EXH	2,280
46	Univision Communications Inc (est.)	US	TV, RAD, REC	2,200
47	Scripps Networks	US	TV	2,072
49	Google Inc. (estimates of YouTube revenues) (10)	US	Open platform	2,000
50	Modern Times Group MTG AB	SE	TV, RAD	1,956

EUR million　1ドル＝106.73円　1ユーロ＝121.87円）

Rank	Company	Country	2020
1	Comcast [1]	US	59,572.7
2	The Walt Disney Company	US	58,380.8
3	AT&T [1]	US	51,700.2
4	Apple Inc. [2]	US	48,006.1
5	Sony	JP	35,199.7
6	ViacomCBS [3]	US	22,137.1
7	Netflix	US	21,884.1
8	Microsoft [4]	US	20,030.2
9	Tencent [19]	CN	19,823.1
10	Google Inc. [6]	US	17,335.0
11	Charter Communications [1]	US	16,749.2
12	Vivendi	FR	16,090.0
13	Nintendo	JP	14,216.9
14	Dish DBS Corporation	US	11,010.3
15	Fox Corporation [7]	US	10,819.7
16	Discovery Inc.	US	9,342.5
17	Amazon Prime Video [8]	US	7,211.9
18	Activision Blizzard	US	7,079.3
19	Sirius XM Radio	US	7,039.0
20	NetEase [20]	CN	6,934.6
21	ARD	DE	6,527.4
22	RTL Group	LU	6,017.0
23	NHK	JP	5,822.8
24	BBC	GB	5,674.4
25	Sinclair Broadcasting Group [10]	US	5,203.1
26	Electronic Arts	US	4,823.5
27	Altice [1] [11]	NL	4,441.3
28	Fuji Media Holdings Inc.	JP	4,202.6
29	ProSiebenSat.1 Media	DE	4,047.0
30	Warner Music Group	US	3,984.7
31	Grupo Televisa	MX	3,970.8
32	Alibaba [11]	CN	3,960.3
33	iQIYI	CN	3,772.5
34	Nippon Television Network	JP	3,163.1
35	ITV	GB	3,125.8
36	France Télévisions	FR	3,047.5
37	Lions Gate Entertainment Corp.	US	2,802.9
38	Vodafone [1]	GB	2,741.9
39	Gruppo Mediaset	IT	2,638.8
40	Tokyo Broadcasting System	JP	2,632.4
41	Bouygues [1]	FR	2,625.1
42	iHeart Media Inc. [12]	US	2,581.2
48	Liberty Global [1]	US	2,580.0
43	RAI	IT	2,508.7
44	AMC Networks	US	2,464.5
45	Rogers Communications [1]	CA	n.a.
46	ZDF	DE	2,233.1
47	Univision Communications Inc.	US	2,225.4
49	MultiChoice Group	ZA	2,186.7
50	TV Asahi Corporation	JP	2,138.4

2011年版　注

(1) Turnover as at 30 June of year + 1.
(2) Maltby Capital Ltd, a company owned by funds managed by Terra Firma, acquired EMI PLC on
(3) On 28/01/2011, Comcast Corporation closed its transaction with General Electric Company to
(4) Microsoft divisions were restructurated during the fiscal year 2013-2014. The "Devices and
(5) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
(6) Bankruptcy in 2010. The company was acquired in April 2011 by Dish DBS Corporation.
(7) Data for 2010 are for 4 quarters calculated as at 31/09.
(8) On 25/07/2013 Activision Blizzard announced the purchase of 429 million shares from owner
(9) On 23/09/2011, Liberty Media Corporation completed a split-off of its wholly owned subsidiary,
(10) Estimates by e-Marketers for 2011-2013 ; OBS estimates for 2009-2010.

Source: European Audiovisual Observatory　© European Audiovisual Observatory
Yearbook Online Premium Service 2014

2020年版　注

(1) Excludes telecoms activities.
(2) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
(3) 2015-2017: proforma combination of CBS Corp and Viacom revenues.
(4) Gaming and advertising activities.
(5) Gaming revenues.
(6) YouTube revenues.
(7) Incorporated after the acquisition of Twentieth Fox by The Walt Disney Company.
(8) Estimate.
(9) Gaming revenues.
(10) Acquisition of several Sports networks from The Walt Disney Company in 2019.
(11) Combined revenues of Altice USA and Altice Europe.
(12) Digital media & Entertainment revenues.
(13) HM division revenues.

Source: European Audiovisual Observatory　© European Audiovisual Observatory
Yearbook 2021

内山隆@青学

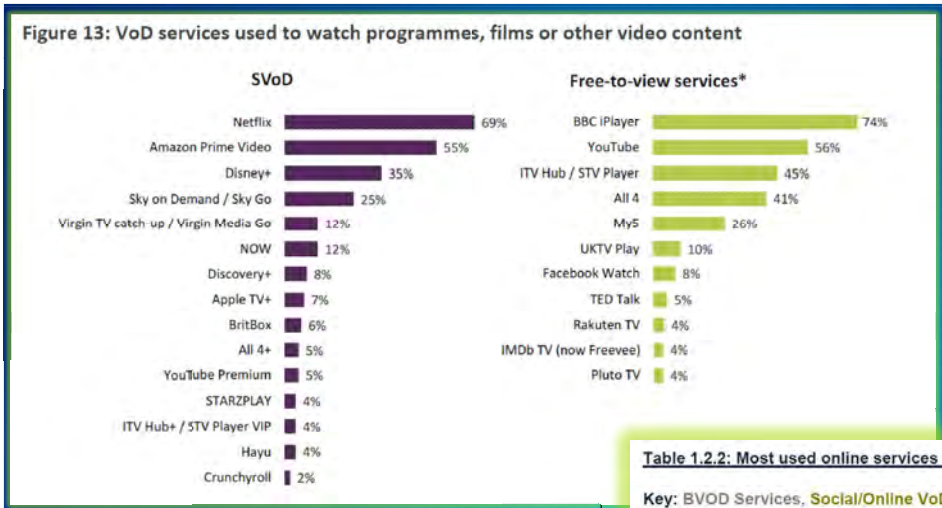

公共放送が配信市場を引っ張り、外資と競争する。

【出所】ofcom(2022), *Media nations: UK 2022*, p19.
https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0016/242701/media-nations-report-2022.pdf

Table 1.2.2: Most used online services for watching video each month – Q1 2019

Key: BVOD Services, Social/Online VoD services, SVOD services

Rank	UK	USA	Germany	France	Spain	Denmark
1	BBC iPlayer	YouTube	YouTube	YouTube	YouTube	YouTube
2	YouTube	Netflix	ZDF Mediathek	MyTF1	Netflix	Netflix
3	Netflix	Amazon Prime	Amazon Prime	Netflix	Facebook	DRTV/dr.dk.tv
4	ITV Hub	Hulu	Netflix	6play	Amazon Prime	Viaplay
5	All4	Facebook	ARD Mediathek	Facebook	Instagram	TV2 Play

Source: Ampere Consumer
Note: Facebook and Instagram uptake refers purely to consumers that use them to watch video

【出所】Ofcom(2019), *The UK VoD market*, Ampere Analysis Ltd, p7,.
https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0026/149075/ampere-analysis-current-status-future-development.pdf

5.1 理想と現実　ーどのようにロードマップを引くか？

19

内山隆@青学

- 議論のどこかに「ハイプ・サイクル」論のような過剰な《期待感と恐怖》が含まれていないか？　（期待；配信推進論者、　恐怖；NHKと競合しうる媒体）
- 仮に現行の200億円キャップや使途制約を外したとしても、NHKはどこまで増やす／増やせるのか？（∵収支相償原則。またNHK予算はゼロサムなので、ここを増やせば、どこかを減らすことになる）。
- 2020年代の放送業界は、縮小傾向としても、まだまだ電波リニア放送が主業務。放送業界も人手不足がかなり深刻。NHK、民放、他、いずれも本業と無関連多角化をやる余裕は乏しい。
- 年号または数値付きのロードマップで、議論したほうがよいのでは？（この種の議論、それぞれの人が想定している時期と程度が、割にズレている）。特に“普及率16%”までは、「産業育成」の意識があってもよいのでは？。

過度な(期待と恐怖)にならないように

20

- 過度が期待が、将来の芽を摘む　（ガートナー社「ハイプ・サイクルの概念）

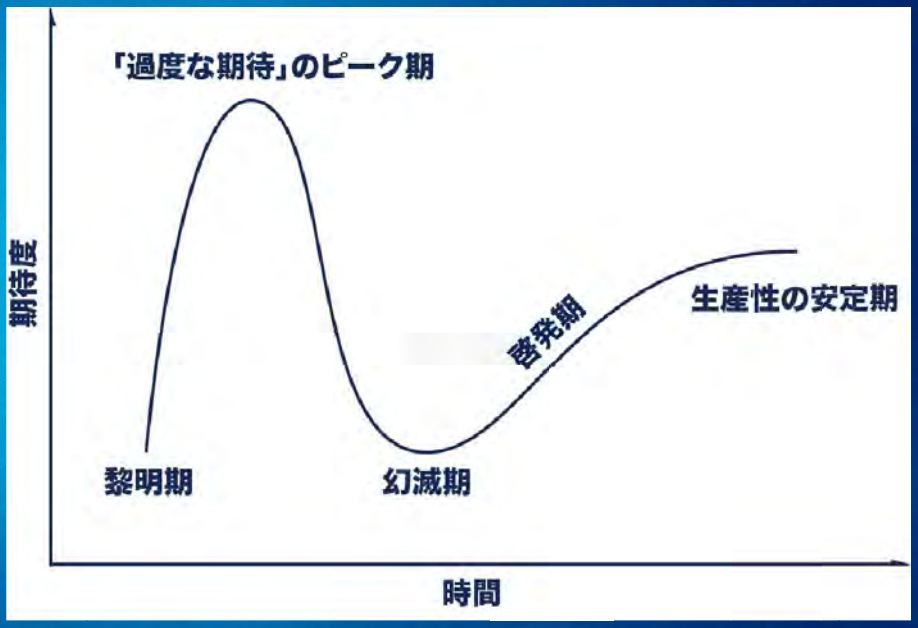

https://www.gartner.co.jp/ja/research/methodologies/gartner-hype-cycle

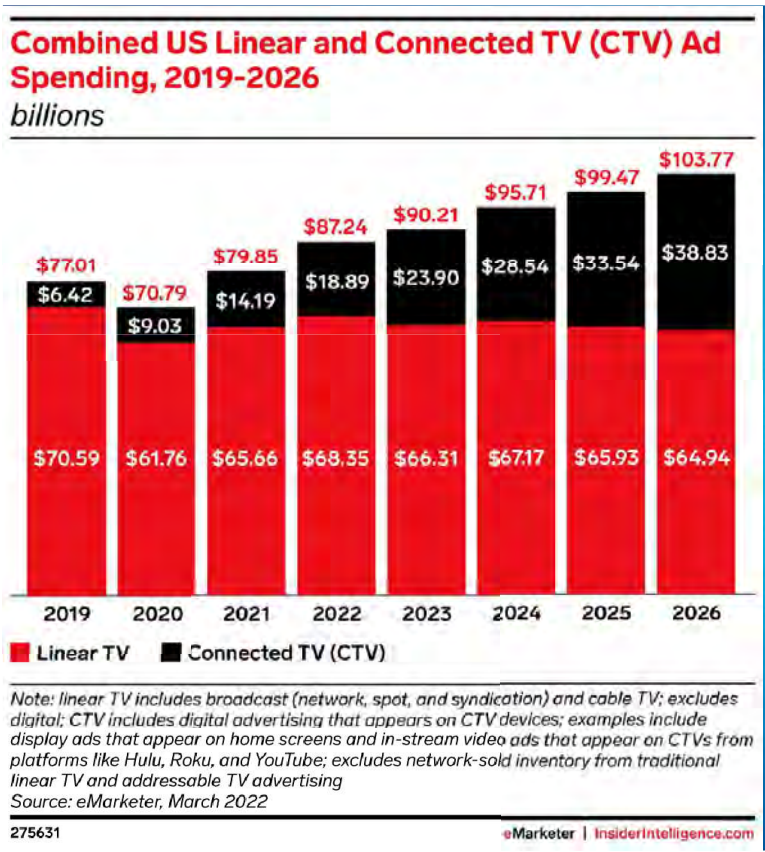

21

eMarketer
“CTV is fueling the US TV ad industry”
Article by Sara Lebow | Jun 14, 2022

https://www.emarketer.com/content/ctv-fueling-us-tv-ad-industry

2020年代にリニア放送が無くなるわけではない。

様々なデータが指摘する【視聴者のネットシフト】
に対して
【民間事業者のシフト】が遅れる。
（売上がついてこない）

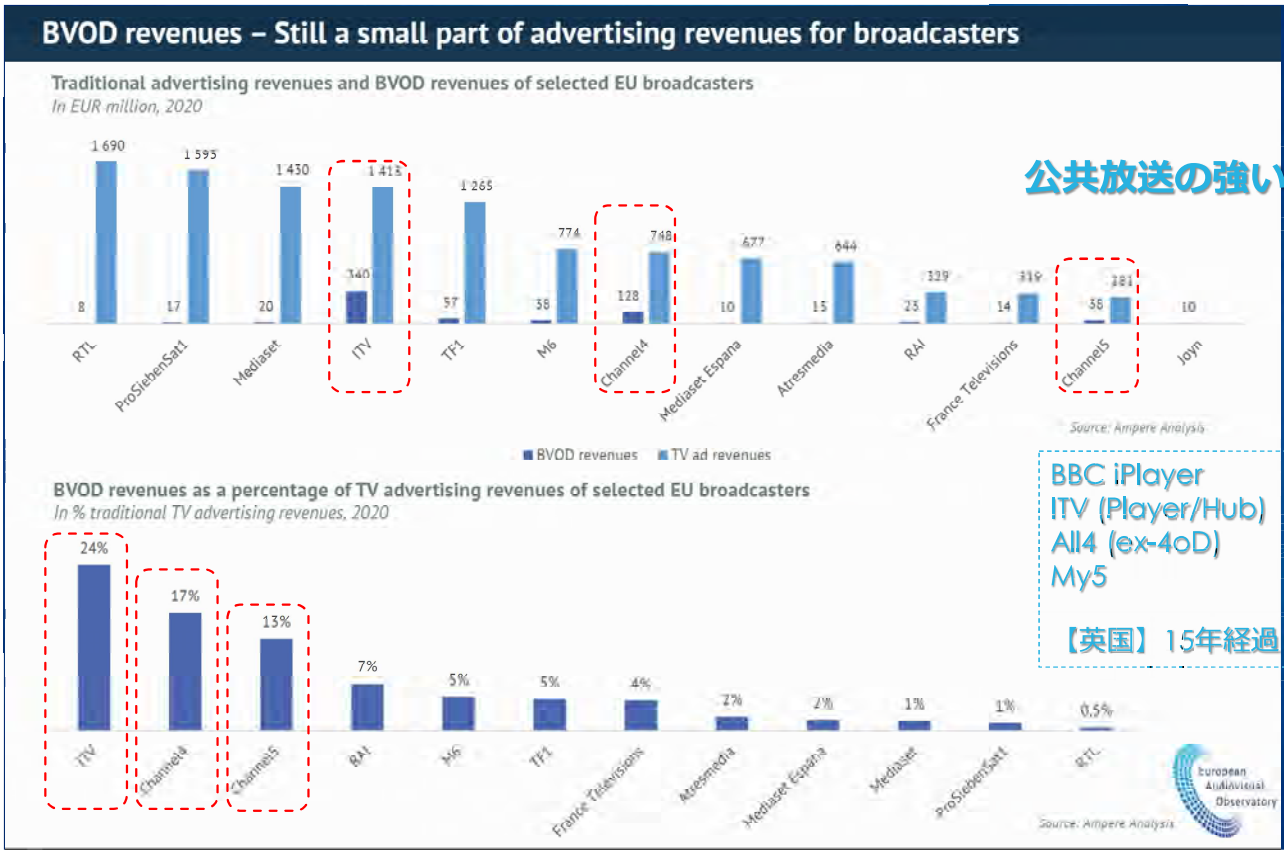

22

公共放送の強い欧州の場合

BBC iPlayer	since 2007
ITV (Player/Hub)	since 2008
All4 (ex-4oD)	since 2006
My5	since 2009

【英国】15年経過してのデータ

【商業放送の強い米国】SVoDからAVoD/FASTへ。
ならば【日本】ネット映像配信も二元体制が必要か？

23

	SVoD	AVoD (Freemium)	FAST	vMVPD
Comcast	Peacock(premium)	Peacock(basic)	XUMO	
NBC Universal			VUDO	
Viacom	CBS ALL ACCESS →Paramount+(Premium) SHOWTIME	Paramount+(Essential)	Pluto TV	
FOX	(on Amazon)		Tubi	
Disney	Disney+, ESPN+ Hulu (no ads)	Hulu		(Hulu & Live TV)
Warner	HBO Max		VUDOに部分出資	
Roku		Roku		
Netflix	Netflix	MSとの協業による広告導入の検討		
Amazon	Prime Video	Freevee →IMDb TV		
YouTube		YouTube		YouTube TV

5.2 理想と現実　ー国の裁量とNHKの裁量、権限の移譲、規制緩和

24

内山隆@青学

現行制度

内山隆@青学

NHK『インターネット活用業務実施基準』（放送法第20条第9項、総務大臣の認可事項）

- 受信料収入2.5%(導入期)、200億円(２号受信料財源業務）、１億円（３号受信料財源業務）のキャップ。
- 使える使途を制限（含、共通費の按分規定）。
- CM禁止
- ほぼ新規のコンテンツ活動はできず、伝送路整備が主（⇔　補完業務）

「２号受信料財源業務」規定

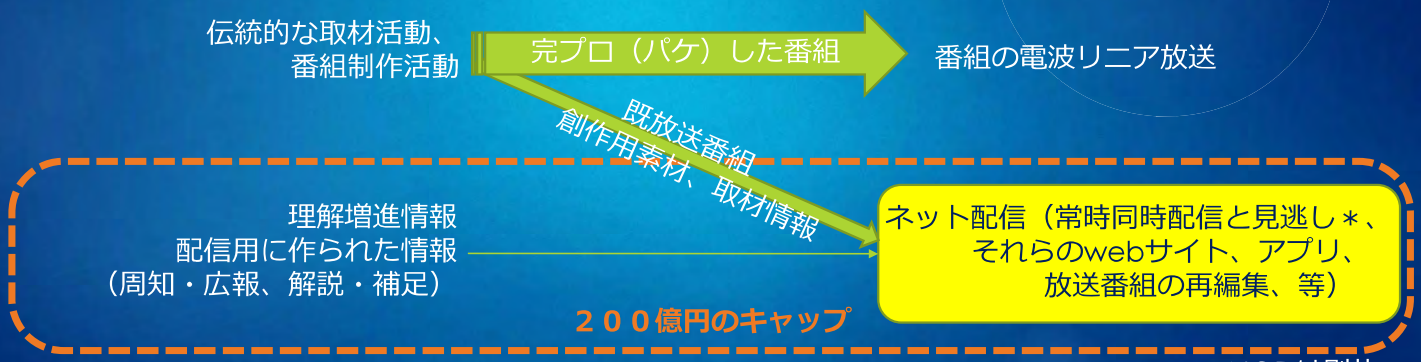

＊NODは別枠

何を規制緩和する？

内山隆@青学

【オプション】全面緩和　これをやれば、BBC Three(2016-2022＊)のようなことも可能。

＊（この期間、電波リニア放送からネット専門チャンネルに転換、BBC全体のコスト削減に貢献すると同時に、低予算＆短尺番組、17歳から34歳を集中ターゲットにした運用が行われた。2022年２月１日に電波リニア放送に復帰。）

ただし様々な電波リニア放送に課せられている義務（あまねく、他）の適用をどうするのか？

【オプション】部分緩和　使途規定の（部分的）緩和？
２００億円キャップの緩和？

【オプション】現状ママ

Q;　そもそも２００億円のキャップで、NHKはどんな息苦しさを感じているのだろうか？？？

5.3 理想と現実　ー公民の連携と競争

内山隆@青学

- 求める社会像に対して、「市場の失敗」領域はどこか？　**「放送エリア内でのエリア外事業者との競争」、「放送エリア外への発信能力の強化・向上」の観点から。**
- エリア的には、民放基幹局以上のエリア、というよりは、ローカルだろうか？
- サービスそのものの補完よりは、技術やリソースの共有？

地域情報のエリア外発信（報道系）

内山隆@青学

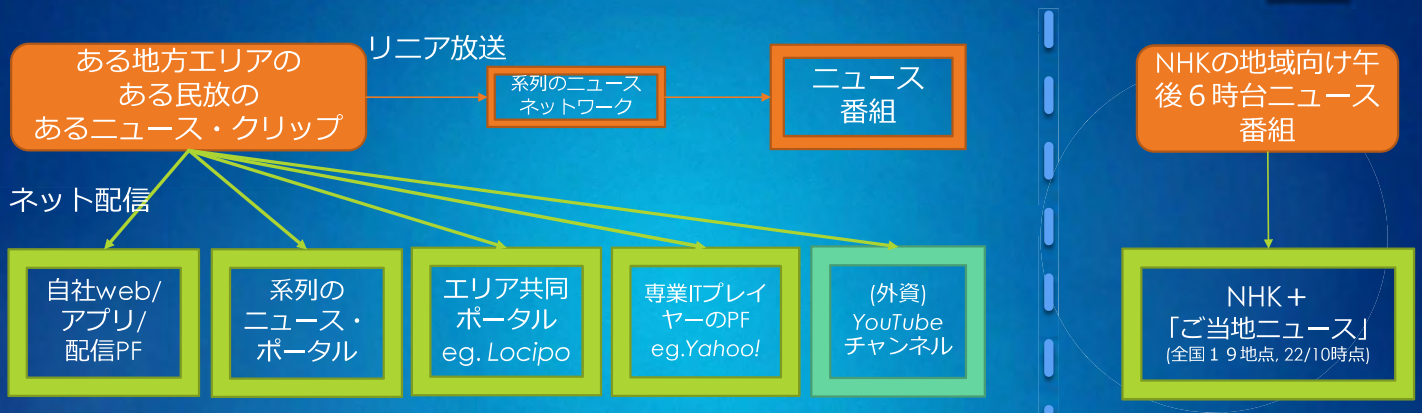

論点　これらの流通チャネルに載らない／載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

クリップの展開方法は多いが、ローカル・ニュース"番組"の同時配信・見逃しの方法は限られている。
生放送ものの選択肢が乏しい。地方が地元向けに緊急ライブ配信するとなると、YouTubeライブ一択？
（例外　Locipo, 自社配信PFを持つ局）

独立U局は一段、選択肢が狭まる。
局の放送基準とネット・サイトのプラポリが合致しなかった事例はあるか？

ただし、これらへの視聴者需要は未知。

「あまねく／多様」か？、「レッセフェール」か？

地域情報のエリア外発信（収録系）

29

内山隆@青学

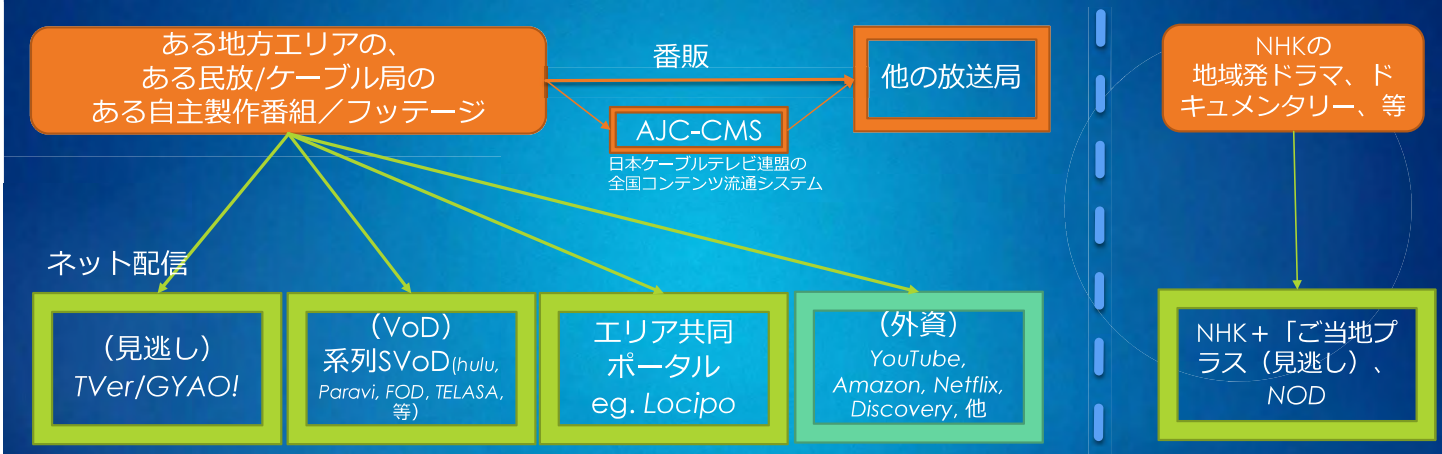

＊基幹局クラス以上ならば、自社配信PFを持つ事例もある。

論点　これらの配給チャネルに載らない／載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

公民連携の可能性

30

内山隆@青学

「あまねく／多様」推進か？　レッセフェールか？

- （極論）「あまねく／多様」方針を貫くならば、民間／レッセフェールの穴、市場の失敗領域をNHKが埋めることは是。しかしそれは需要の乏しい領域で社会的資源配分上はマイナス。
- （極論）「レッセフェール」方針ならば、「連携」よりは、競争促進すべき。この場合は零細事業者の市場退出が起きるし、競争相手になる者からの「NHK肥大化論」は無効。またサービス提供の穴も各所に生まれるだろう。

うちやまの私見「市場の変化と歩を合わせざるを得ない民間よりも、NHKは“一定程度”しかし“十分に”先行すべきポジショニング。」

- それは「量的」というよりは、「質的」なところかもしれない。
- NHKを民間レベルに引き下げるベクトルではない。
- 民族系のネット映像配信市場の全体拡大に寄与するような、公民共通リソース開発、業界標準なブロックチェーン流通体制、DAO空間の規範づくり、とか。

ネット配信のための日本語環境の**技術的**整備

31

内山隆@青学

- 既に指摘されている「文字起こし／字幕」領域。

ネットと放送では、根本的な設計思想の違いがある。

- 放送「字幕制作者が完成させたデータを、チェッカー（校正者）が最終確認」
- ネット　機械的な文字起こし まかせ（十分に誤変換あり）。

【参考】小森智康(2020)、「生放送番組における自動字幕制作の最新動向」、『NHK技研R&D 2020年 夏号』、No.182, https://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/182/3.html

「公民共通リソース開発」コンテンツ適正化技術の開発

32

内山隆@青学

- EU DSAで導入されたコンテンツ適正化(Content Moderation)義務。
- テキサス州でも同等の議論が進行中（ただし抵抗も強いので経過観察は必要）。
- 日本の放送業界が、日本語、日本文化、日本の放送基準に基づく「コンテンツ適正化」に対応できるように、また将来的な省力化が図れるように、

  手動な体制ではなくAIアルゴリズムの開発。

  GAFAは欧州にて既に対応を迫られている。
- あくまで既存の「放送基準」の自動化、AI化。「放送基準」の内容そのものではない。
- 「日本の業界標準」システムが生まれると、放送局が、一般の人の投稿をより拾いやすくなる。

EUでのメディア関連法制の体系

33

B to B to C

34

「垂直的取引における（多重）限界性が起きないように、独占レイヤーへの注視」が経済学的な立場だが、現実的に完全な回避は不可能なので（∵極度に差別化された財、費用逓減性）、極論に陥らないようなバランスが必要。

- NHK to B to C (3号受信料活用業務)
- NHK to B to C (3号有料業務)

ＮＨＫと取引関係になる他社PFとの公正取引問題（接続問題）。その力関係や、様々な付帯契約条件次第で、常にNHKが交渉上の強者とは限らない。

- B to NHK to C

希少コンテンツの権利争奪競争、製作取引問題、など。

一方で出口のない（ex.数字は取れないけれど役に立つ価値財的な）製作会社（のコンテンツ）に対して救済にはなる。

内山隆@青学

（次回）質問

内山隆@青学

NHKさまへの質問

- 現行制度（200億円キャップ、１億円キャップ、費目；使途制約）のどのあたりに息苦しさがあるのか？
  - eg; 浸透が進まない同時配信のプロモーション費用？
    - 実は“持ち出し状態？”
    - ネット海外番販での取引費用の上昇？
- **「本来業務」化によって描く「夢」は？**

民放連さまへの質問

- ローカルの自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
ICTメディアコンサルティング部

2022年10月17日

Share the Next Values!

資料構成

01 調査概要・設計

02 調査結果

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査概要

■ 調査目的

- 国民のメディア利用状況の把握
- 国民の情報空間上の課題認識の把握
- 国民がデジタル時代の公共メディアに期待する役割の把握

※本資料における「公共メディア」とは、NHKの放送およびインターネットサービスを念頭においた表現である

■ 調査概要

- 定量調査
  - 調査方法：インターネットアンケート調査
  - 調査期間： 2022年7月25日～2022年7月28日
  - 対象者：全国15～79歳の男女2,000名
    - 母集団は、インターネットアンケート調査会社のモニター登録者
    - 性別（男女）×年代（15~29歳、30~39歳、40~49歳、50~59歳、60~79歳）の10区分で人口構成比に割付

  ※手法上、インターネット非利用者は含まれない点に留意

  ※公共メディアやデジタル時代特有の課題について、文言のみで説明を行ったため、回答者のリテラシーによって各設問への理解に差異が存在する可能性があることに留意
- 定性調査
  - 調査方法：オンライングループインタビュー
  - 調査期間：2022年8月20日14時00分～15時30分（90分）
  - 対象者：上記アンケート回答者のうち、グループインタビューに同意いただけた方 5名1グループ
    - 性年代およびテレビ利用の多寡を分散させて聴取を実施（下記参照）

		年代		
		30代以下	40,50代	60代以上
テレビ利用状況	テレビ利用が多い※	男性1名（30代）	男性1名（40代）	女性1名（60代）
	テレビ利用が少ない	女性1名（30代）	女性1名（50代）	

※テレビ利用が多い：平日も休日も1時間以上のテレビ視聴を行っている

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査設計 | 調査のフロー

まずデジタル時代の公共メディアに期待される役割についての仮説を構築し、有識者にご意見をいただいた上でアンケート・グループインタビュー調査を行った

調査のフロー

役割仮説の構築			仮説の検証		
初期仮説構築	総務省・NRIの議論	有識者ヒアリング①	アンケート	グループインタビュー	有識者ヒアリング②
「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での整理結果等から役割の仮説を構築	構築した仮説をブラッシュアップ	初期仮説・仮説検証方法に関してご相談	検証仮説それぞれへの期待度を定量化	アンケートの補完として、具体的な期待の内容や背景を確認	得られた結果の解釈を有識者の方々と議論

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査設計｜初期仮説の内容

公共メディアの役割仮説は17項目設定した

役割のカテゴリ（第1回公共放送WG資料より）		#	役割
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	①生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等)
	②社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること
	③国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること
	④民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること
	⑤地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等)
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること
	⑥文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

※性別、年齢、居住地域、1日のテレビ接触時間、未婚／既婚、子供のライフステージ、世帯構成、職業、世帯年収、受信契約有無、社会／個人志向は基礎項目として聴取

調査設計｜アンケート・グループインタビューでの聴取項目

アンケート・グループインタビューともに以下のような項目について聴取を行った

#	項目概要	主な聴取目的	アンケートの主な設問	グループインタビューの主な設問
1	利用率	• 国民のメディア利用状況の把握（NHKとその他メディアの利用状況比較）	• メディアの利用頻度	• NHKを利用する理由
2	信頼度		• メディアのジャンル別信頼度	• NHKを信頼する理由
3	情報空間上の課題認識	• デジタル時代に生じる情報空間上の課題への問題意識の把握 • 上記課題についての、回答者の認識の統一（デジタル時代の公共メディアの役割を回答いただく際の前提となるため）	• 情報空間上の課題仮説への問題意識	• ー（アンケートで提示した課題について改めて説明を実施）
4	公共メディアに期待する役割	• デジタル時代に公共メディアに期待される役割の把握	• 役割仮説のNHKへの期待度	• 特に期待する役割とその理由 • あまり期待しない役割とその理由
5	公共メディアに期待する機能	• デジタル時代に公共メディアのインターネットサービスに期待される役割の把握	• インターネットサービスごとの必要度（自分にとって／社会にとって）	• NHKのインターネットサービス展開への期待有無とその理由

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

資料構成

01 本調査研究の背景と設計方法

02 調査結果

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜1. 利用率｜各メディアの利用頻度

NHKのテレビを月1回以上利用している人は全体の約62％で、民放、動画共有サービスに次ぐ利用率。NHKのインターネットサービスの利用率は約14%

Q5. あなたは普段、以下のメディアをどの程度利用していますか。各メディアそれぞれについてお答えください。（SA）

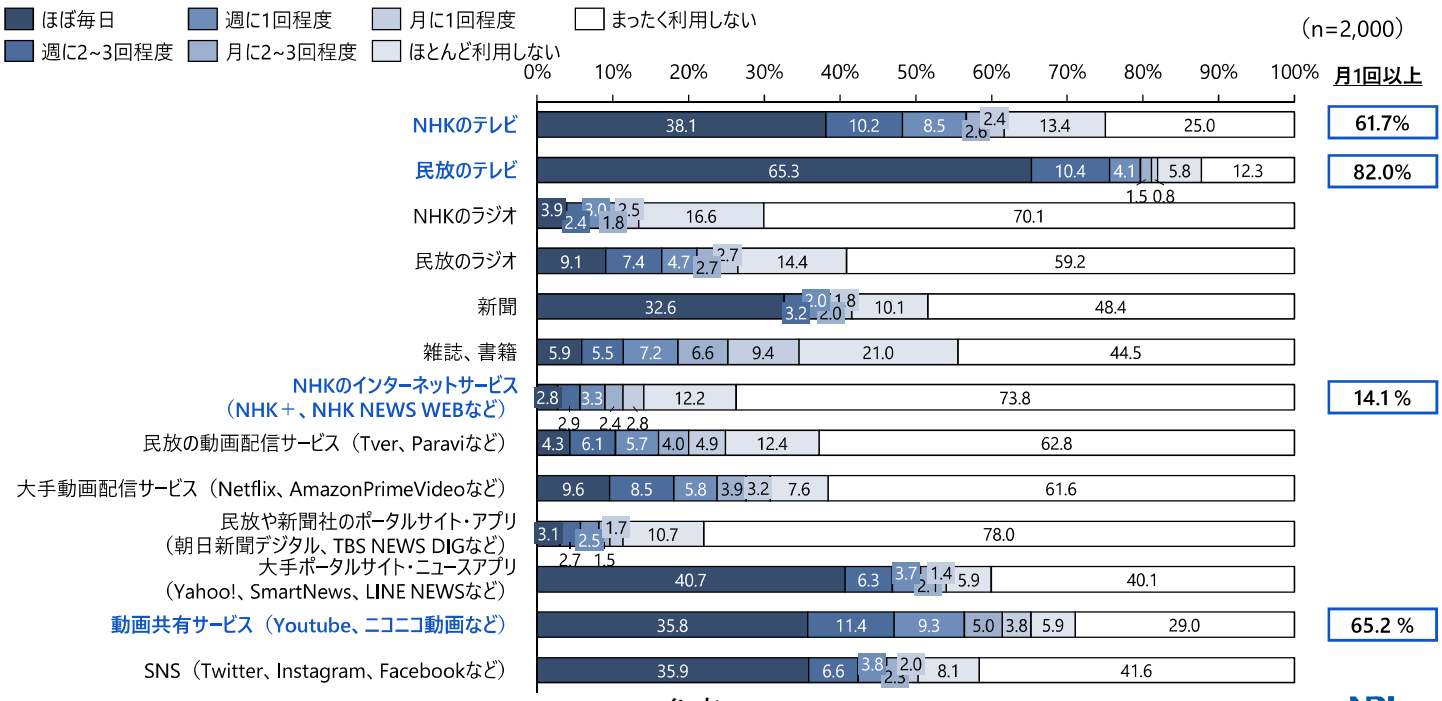

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜2. 信頼度｜各メディアにおけるジャンル別信頼度

NHKのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の50%超、利用者の80%超で、大手ポータルサイト・ニュースアプリ、動画共有サービス、SNSと比較して高い

Q7, 9, 11. あなたは以下のメディア・情報源が発信する各ジャンルの情報・コンテンツを信頼していますか。それぞれ 1 つお答えください。（SA）

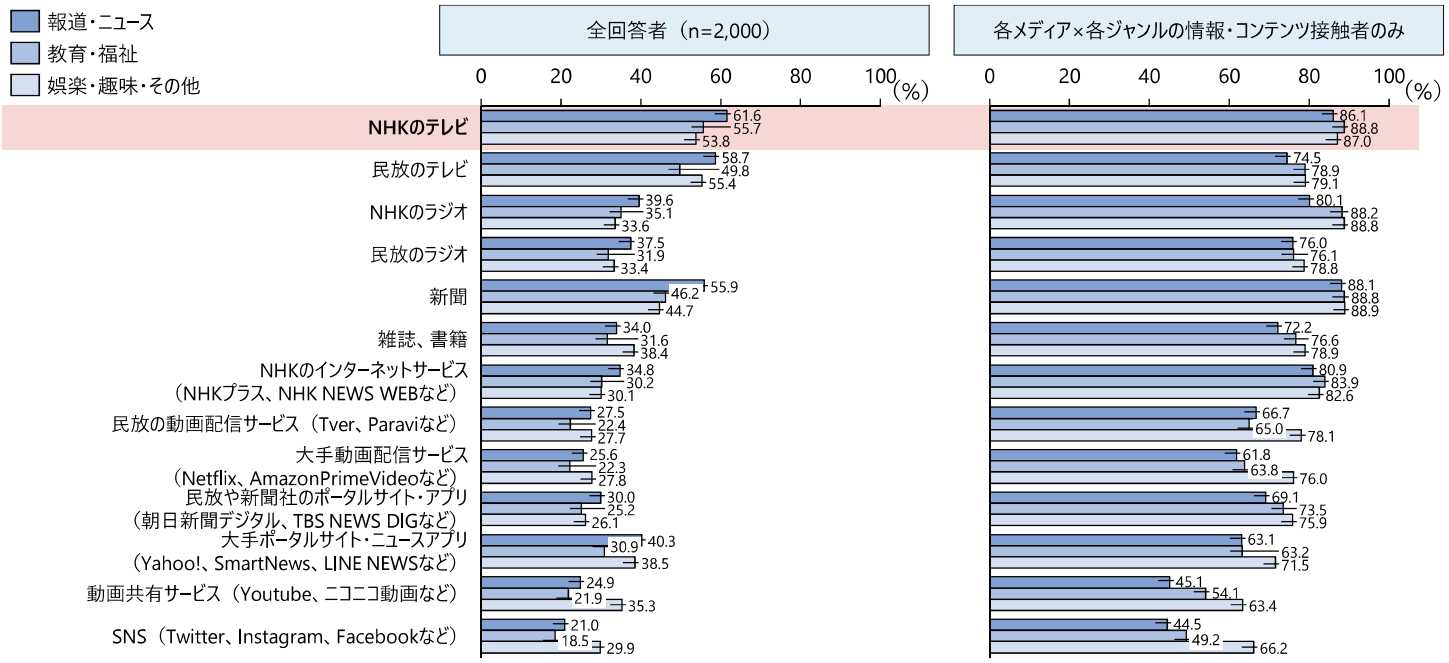

注）各設問における選択肢「信頼している」「どちらかというと信頼している」を信頼している人として計算。
各メディア×各ジャンルの情報・コンテンツ接触者のn数はメディア・ジャンル毎に異なる。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜3. 情報空間上の課題認識｜情報の質・発信・入手に関する課題

情報の質・発信・入手に関する課題について聴取したところ、どの課題も60%以上が問題視。中でも、「不正確・信頼性の低い情報」に対しては80%超が問題と認識

Q12. インターネットの利用が広まった現代において、情報の質・発信の仕方・入手の仕方について様々な課題が発生しているという意見があります。
あなたは、以下について社会全体としてどの程度問題だと思いますか。それぞれ 1 つお答えください。（SA）

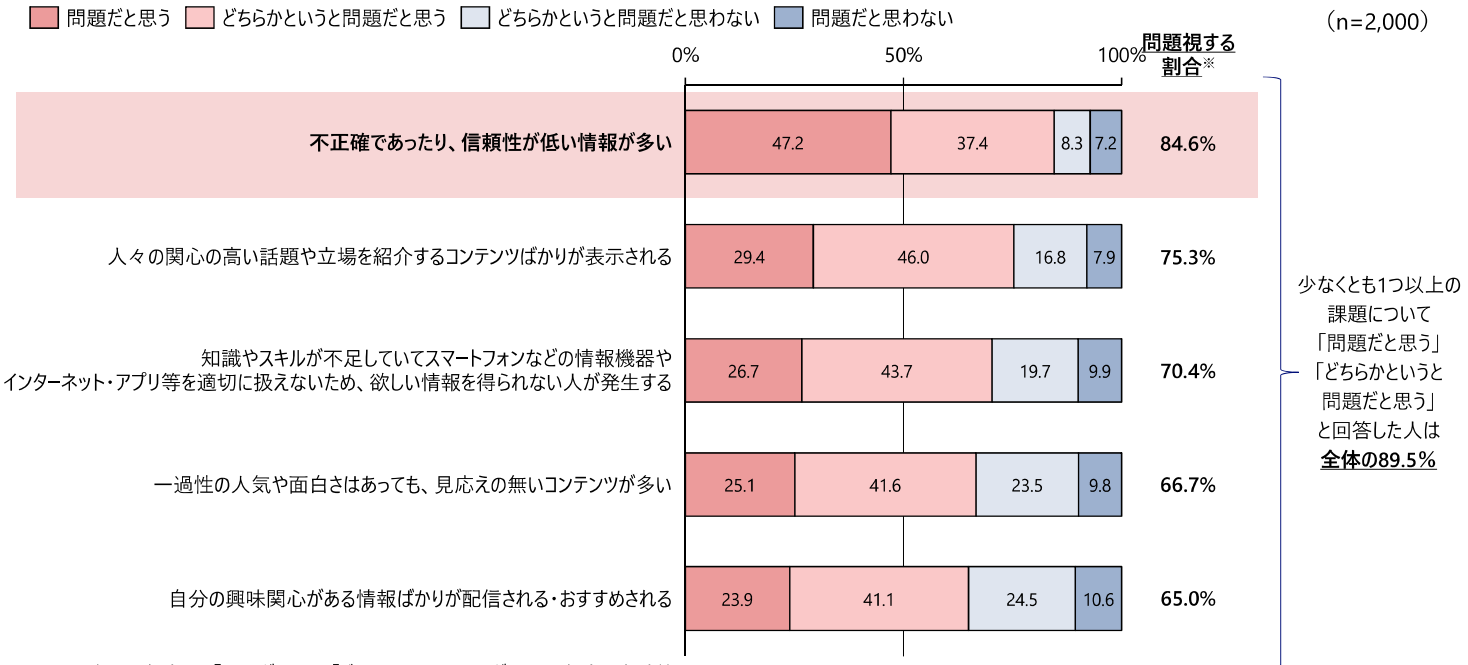

※問題視する割合は、「問題だと思う」「どちらかというと問題だと思う」割合の合計値。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜3. 情報空間上の課題認識｜コンテンツ業界に関する課題

日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13. インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。
あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

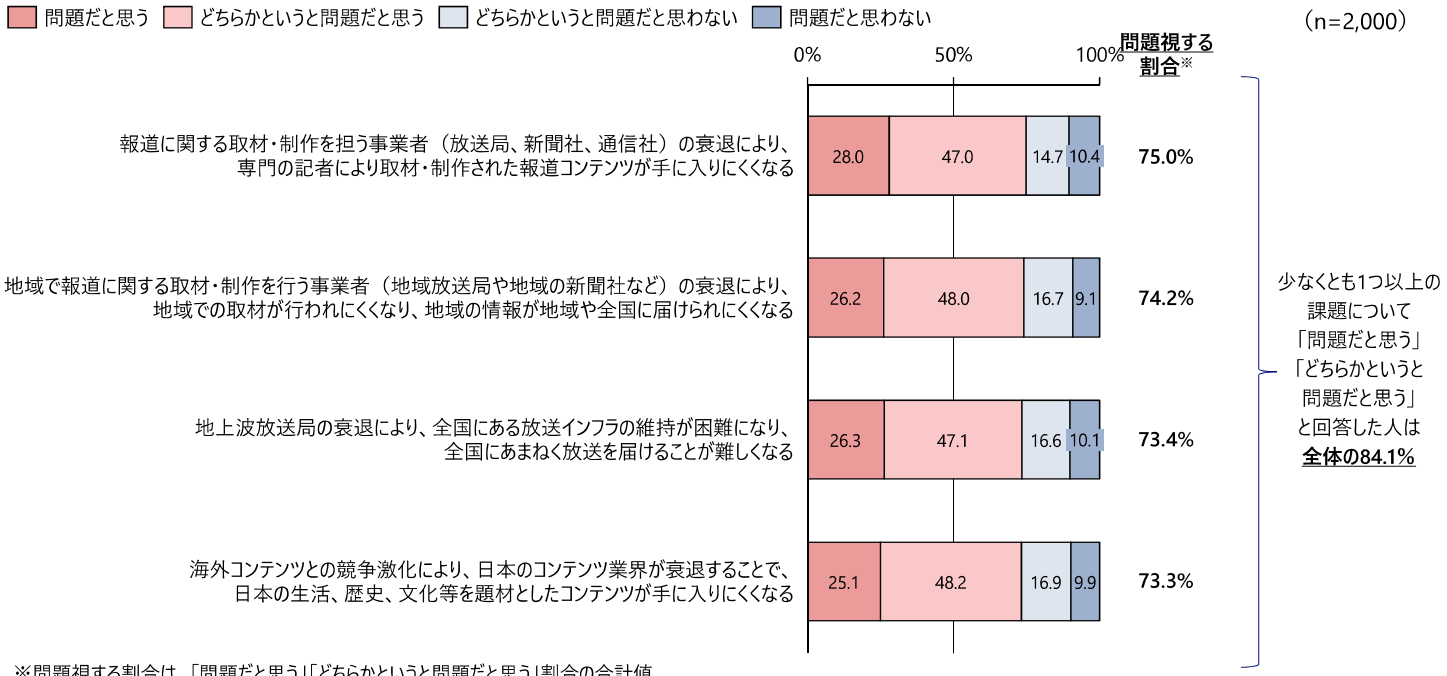

※問題視する割合は、「問題だと思う」「どちらかというと問題だと思う」割合の合計値。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜各役割に対する期待度

どの役割も過半数が期待しており、いずれか1つでも役割を期待している人の割合は約81%。生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報、公平公正な情報の提供が特に高い

Q14. 前の設問でお示ししたようなインターネットの普及に伴う様々な課題を踏まえ、あなたがこれからのNHKに期待する役割を伺います。営利を目的としない公共メディアとして、NHKは以下のような役割を果たしていくことが考えられますが、あなたは以下の役割それぞれについてNHKが担うことをどの程度期待しますか。それぞれ1つお選びください。（SA）

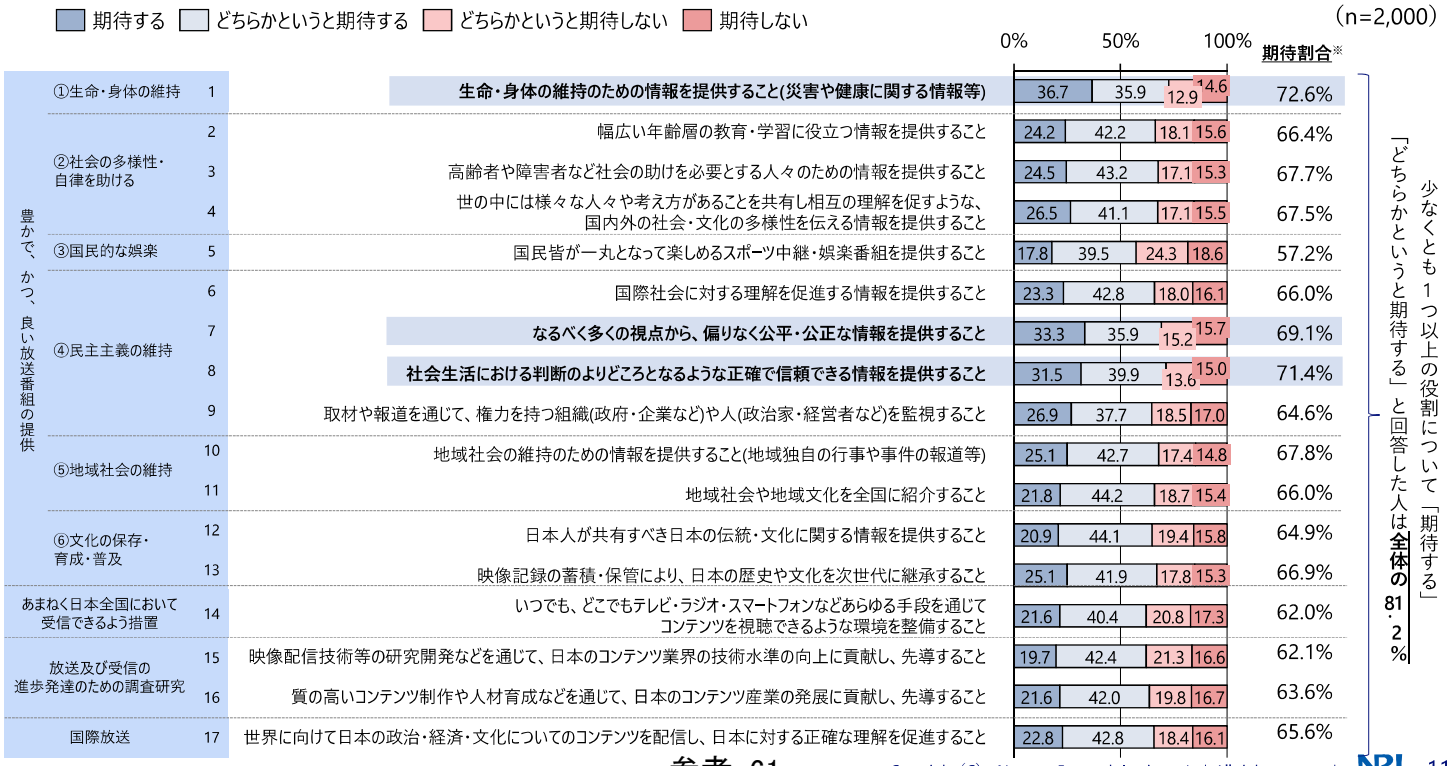

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

デジタル時代に生じる情報空間上の課題を問題だと思う人ほど、公共メディアへの期待は高い

Q12,13の課題の数別 ・ Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値

情報の質・発信・入手に関する課題

- 不正確であったり、信頼性が低い情報が多い
- 人々の関心の高い話題や立場を紹介するコンテンツばかりが表示される
- 一過性の人気や面白さはあっても、見応えの無いコンテンツが多い
- 自分の興味関心がある情報ばかりが配信される・おすすめされる
- 知識やスキルが不足していてスマートフォンなどの情報機器やインターネット・アプリ等を適切に扱えないため、欲しい情報を得られない人が発生する

コンテンツ業界の課題

- 報道に関する取材・制作を担う事業者(放送局、新聞社、通信社)の衰退により、専門の記者により取材・制作された報道コンテンツが手に入りにくくなる
- 地上波放送局の衰退により、全国にある放送インフラの維持が困難になり、全国にあまねく放送を届けることが難しくなる
- 地域で報道に関する取材・制作を行う事業者(地域放送局や地域の新聞社など)の衰退により、地域での取材が行われにくくなり、地域の情報が地域や全国に届けられにくくなる
- 海外コンテンツとの競争激化により、日本のコンテンツ業界が衰退することで、日本の生活、歴史、文化等を題材としたコンテンツが手に入りにくくなる

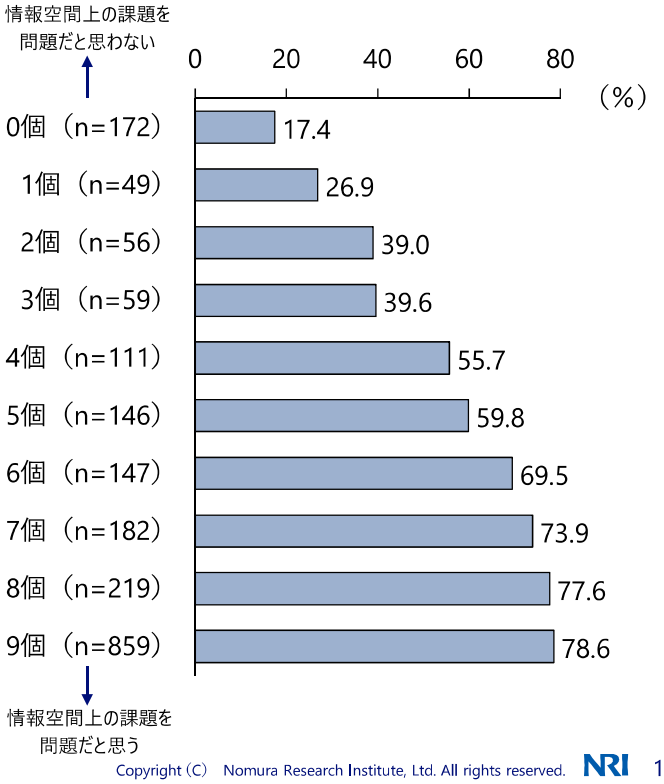

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

受信契約がある方の概ね7割超がNHKの各役割に期待している

受信契約有無別・Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値

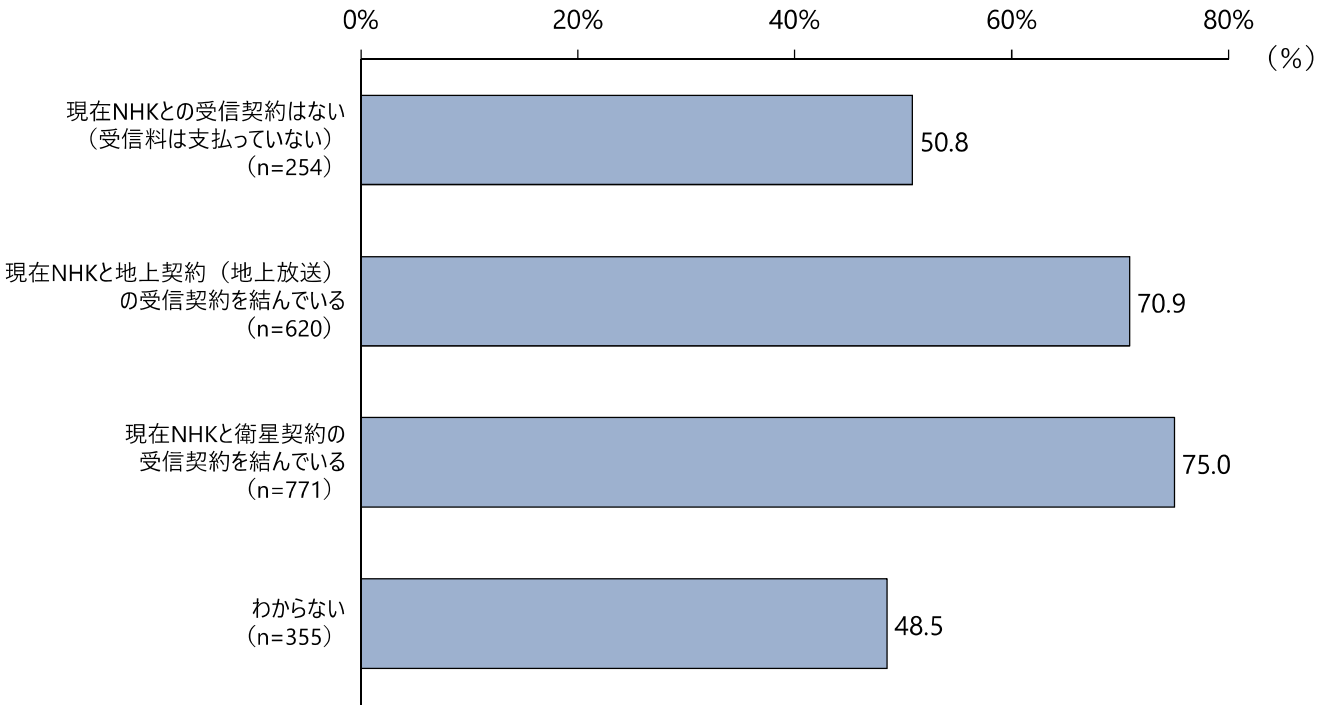

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜年代×公共メディアへの期待

全年代を通し、生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報が期待されている。加えて、若年層はアーカイブを、高年齢層は高齢者・障害者などのための情報を相対的に期待

年代別・Q14の各項目の期待割合※

：各年代の上位1-3位項目　：各年代の上位4-5位の項目

役割のカテゴリ（第1回公共放送WG資料より）		#	役割	20代以下（n=363）	30代（n=284）	40代（n=370）	50代（n=337）	60-70代（n=646）
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	① 生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること（災害や健康に関する情報等）	63.6%	67.6%	70.8%	71.5%	81.3%
	② 社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	59.8%	61.3%	64.3%	66.8%	73.4%
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	59.8%	60.9%	63.8%	69.1%	76.5%
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	60.3%	61.3%	66.2%	66.8%	75.4%
	③ 国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	55.6%	53.9%	58.6%	56.4%	59.1%
	④ 民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	58.4%	60.2%	63.2%	67.4%	73.7%
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること	60.1%	64.8%	67.0%	69.1%	77.2%
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること	66.1%	66.5%	69.7%	71.5%	77.4%
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること	60.3%	60.2%	59.7%	65.3%	71.2%
	⑤ 地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること（地域独自の行事や事件の報道等）	60.1%	62.7%	66.5%	68.0%	75.1%
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	57.3%	60.6%	65.4%	66.5%	73.4%
	⑥ 文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	60.3%	57.0%	64.3%	64.7%	71.4%
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	60.9%	61.6%	64.6%	67.4%	73.7%
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	59.0%	53.9%	58.4%	64.7%	68.0%
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	57.0%	56.0%	60.3%	61.4%	69.0%
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	59.0%	58.8%	62.2%	65.0%	68.3%
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	60.1%	61.3%	64.1%	65.6%	71.5%

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

グループインタビュー聴取結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜各役割への評価・期待

各役割について、以下のような意見が挙げられた（1/2）

カテゴリ		#	役割	評価・期待　青字：ポジティブな評価・期待、　赤字：ネガティブな評価・期待
豊かで、かつ良い放送番組の提供	①生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること（災害や健康に関する情報等）	• 最も大事な役割の1つとして期待する。今までNHKが国民から期待されてきたことをぶれさせることなく続けて欲しいという思いがある。（30代 男性）
	②社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	• 学習に役立つ情報が放送されていたら嬉しいと感じるが、自分で参考書等を買って勉強する方が多くの情報を得られることが多いと思う。（30代 女性）
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	• これは地域の自治体でできることだと思う。（60代 女性）
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	• 自然や動物の姿や、障害がある方の生活など、普段生活しているだけでは手に入らない情報や知識を視聴者に教えてほしいので特に期待する。（30代 女性） • 特に期待する。世界には色々な考え方があることを伝えることで、日本人が一回り豊かになればいいと思う。（50代 女性）
	③国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	• 朝ドラは家事をした後に見てほっとできる時間で癒やしになるため、今後もNHKの役割として期待する。（60代 女性） • NHKの娯楽番組を個人的には楽しみにしていないため、NHKの役割として期待していない。（50代 女性） • スポーツ中継はよく見ており、役割としてあってもよいが、他の役割の方が優先されてしまう印象を持つ。（40代 男性）
	④民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	• 国際社会を理解するためにNHKの力が必要だと思うので特に期待する。（50代 女性）
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること	• 民放ではなく、NHKだからこその役割として期待している。（50代 女性）
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること	• –

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

各役割について、以下のような意見が挙げられた（2/2）

カテゴリ	#	役割	評価・期待　青字：ポジティブな評価・期待、　赤字：ネガティブな評価・期待
豊かで、かつ良い放送番組の提供 ④民主主義の維持	9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織（政府・企業など）や人（政治家・経営者など）を監視すること	• 国民一人一人が監視するのは難しいので、NHKのような機関が厳しく監視して放送して欲しいという意味で特に期待する。（50代 女性）
豊かで、かつ良い放送番組の提供 ⑤地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること（地域独自の行事や事件の報道等）	• 重要ではないわけではないが、NHKでなくてもある程度役割を担えるものかと思う。（50代 女性）
豊かで、かつ良い放送番組の提供 ⑤地域社会の維持	11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	
豊かで、かつ良い放送番組の提供 ⑥文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	• 周りの大人から口頭で伝えられたり、周りの人から学習したりして共有するものだと感じる。（30代 女性）
豊かで、かつ良い放送番組の提供 ⑥文化の保存・育成・普及	13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	• NHKは既にこの役割については、かなり取り組んでいると思っている。（30代 男性）
あまねく日本全国において受信できるよう措置	14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	• 地震や災害が起こった時は出先でも情報が見られるのはありがたいが、普段どこでも見たいかと言われるとそうではない。（30代 女性）
放送及び受信の進歩発達のための調査研究	15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	• –
放送及び受信の進歩発達のための調査研究	16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	• –
国際放送	17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	• 国際社会の中で日本としてのアピールを行うためにNHKの力が必要だと思うので特に期待する。（50代 女性）

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

公共メディアの役割を実現する手段として、例示した全てのインターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている

Q16. NHKがインターネット時代においてもその役割を果たすために、NHKが以下のような機能・サービスを提供することは必要だと思いますか。
あなたご自身として必要だと思うか、社会全体として必要だと思うか、それぞれ1つずつお答えください。（SA）

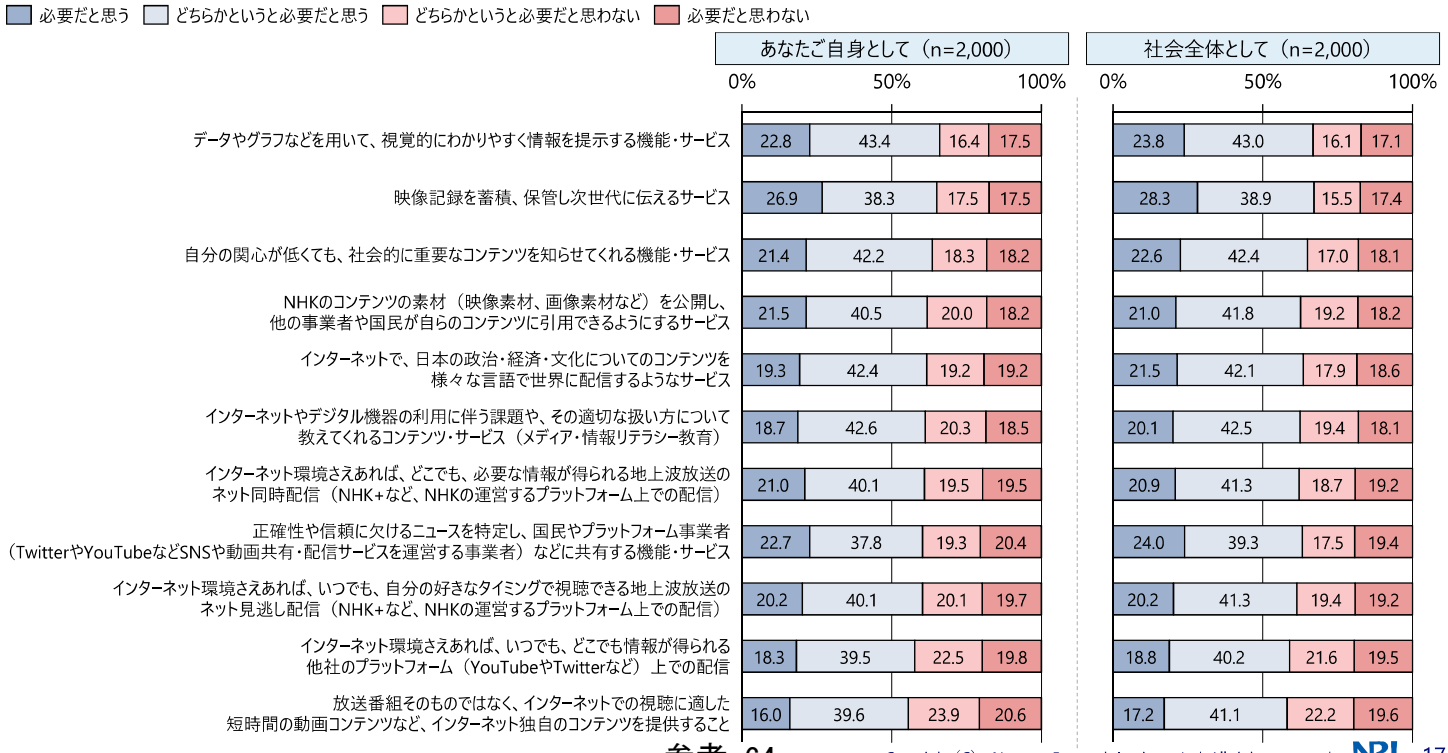

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NHKのインターネットサービスへの期待は、自分自身の利用意向によって変わるが、利用意向が無い人でも、テレビ非保有者がNHKコンテンツを利用できる環境が必要と考えている

NHKのインターネットサービス展開を期待する人の意見

- 特に期待するものとしては「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」に期待したい。また、現状NHK+はNHKの受信料を払っている人向けにコンテンツを提供しているが、テレビ等を持っていない人向けにも、個別に利用料を支払ってNHKのコンテンツを見られるような環境を作ってほしい（40代 男性）
- 「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」への期待はある。起こったニュースや事件の映像を好きな時に見られたりするサービスがあったら良い。また、ネット上でニュースを放送するだけでなく、視聴者の意見を見られる形や、一般人を集めて討論するようなサービスは良いのではないか。NHKのインターネットでしか見られないような特別な番組、テレビではやっていないようなネット限定の番組があると珍しくて見るかもしれない（30代 女性）

NHKのインターネットサービス展開を期待しない人の意見

- 日々のニュース等を後で見返したりすることは日常的にはない。そういった状況でデジタルコンテンツを先進的に発展させる役割がNHKにあるかというと疑問がある。一方でより時代が進み、テレビが使われなくなる時代になれば、コンテンツを他のデバイスで見られるようにすることは必要になると思う（30代 男性）
- 全く期待しないわけではないが、インターネット上で、というよりもテレビでのニュースを安定的にしっかり放送していってほしいという気持ちがある（50代 女性）
- 世代的にインターネットを自由に操れる世代ではなく、苦手なのでテレビで十分だと考えている。一方で、将来的にはインターネットの時代になると感じており、その中で現在の若者の「とにかく自分の好きなものばかり集中して見る」状況は課題だと思う（60代 女性）

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査結果全体のサマリは以下の通り

調査項目		調査結果サマリ
1	利用率	□ NHKのテレビは民放と共に国民の過半に利用されている。 □ また、NHKのインターネットサービスは利用率は約14%
2	信頼度	□ 放送は新聞と並び、国内で最も信頼されているメディアであり、現状、インターネット専業メディアの中には同程度信頼されているメディアが存在しない状況である
3	情報空間上の課題認識	□ 不正確・信頼性の低い情報など、提示した全てのデジタル時代に生じる情報空間上の課題について、国民の60％以上が問題視
4	公共メディアに期待する役割	□ デジタル時代においても、「豊かで、かつ、良い放送番組の提供」「あまねく日本全国において受信できるよう措置」「放送及び受信の進歩発達のための調査研究」「国際放送」のいずれも、国民の過半に期待されている □ 特に生活や社会の根幹を支える情報提供への期待は年代問わず大きい □ それらに加えて、若年層はアーカイブの役割を、高年齢層は高齢者や障害者のための情報提供を、相対的に期待している
5	公共メディアに期待する機能	□ 特定の機能・サービスにとどまらず幅広い取り組みに期待されている □ 特に、インフォグラフィックス、アーカイブ、レコメンドなど、必要な情報をわかりやすく流通・蓄積させるサービスへの期待が高い □ また、公共メディアの役割を実現する手段として、インターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

Share the Next Values!

第１回会合における質問事項に対する回答

株式会社 野村総合研究所

株式会社 野村総合研究所
コンサルティング事業本部

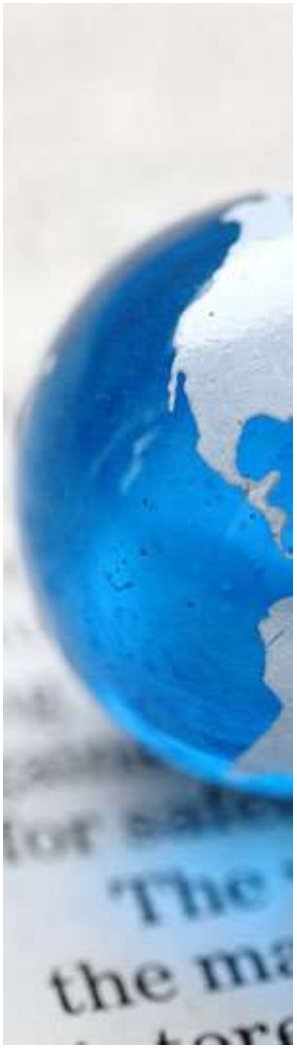

Share the Next Values!

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

前提として、地方の方が高齢者が多く、都市部の方が労働世代が多い。メディアの利用実態の都市部vs.地方部の違いについては、年齢別構成比の違いが交絡因子として効いてくる

都市部・地方部の構成比

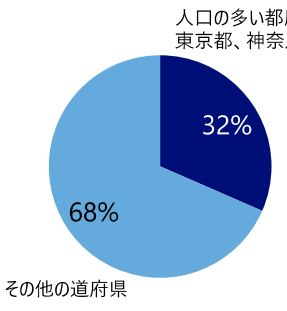

エリア×年代の構成比（人口推計は10代未満を除いた割合）

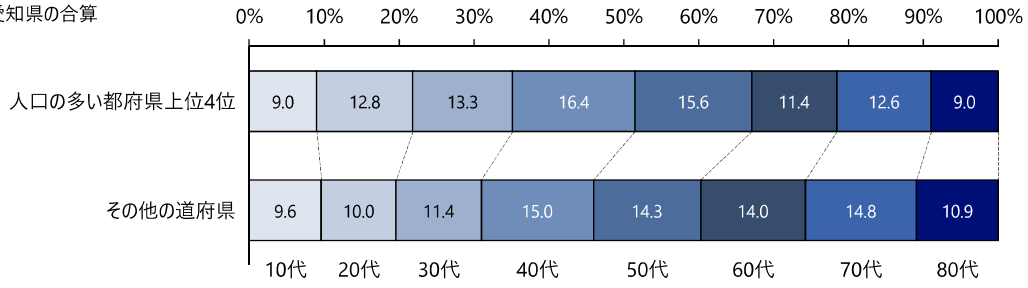

出所）総務省統計局 人口推計 第10表（2021年10月1日現在人口）

参考）NRI生活者1万人アンケート調査での分布（全国15～79歳男女、層化二段無作為抽出法にてサンプル抽出）

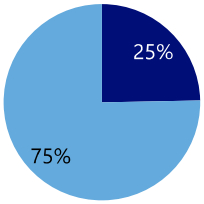

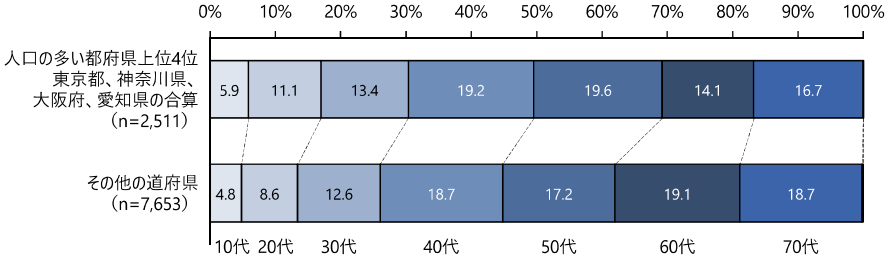

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

テレビの利用時間は、地方部ほど長く、ネット利用時間は自宅・外出先共に都市部ほど長くなっている

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差

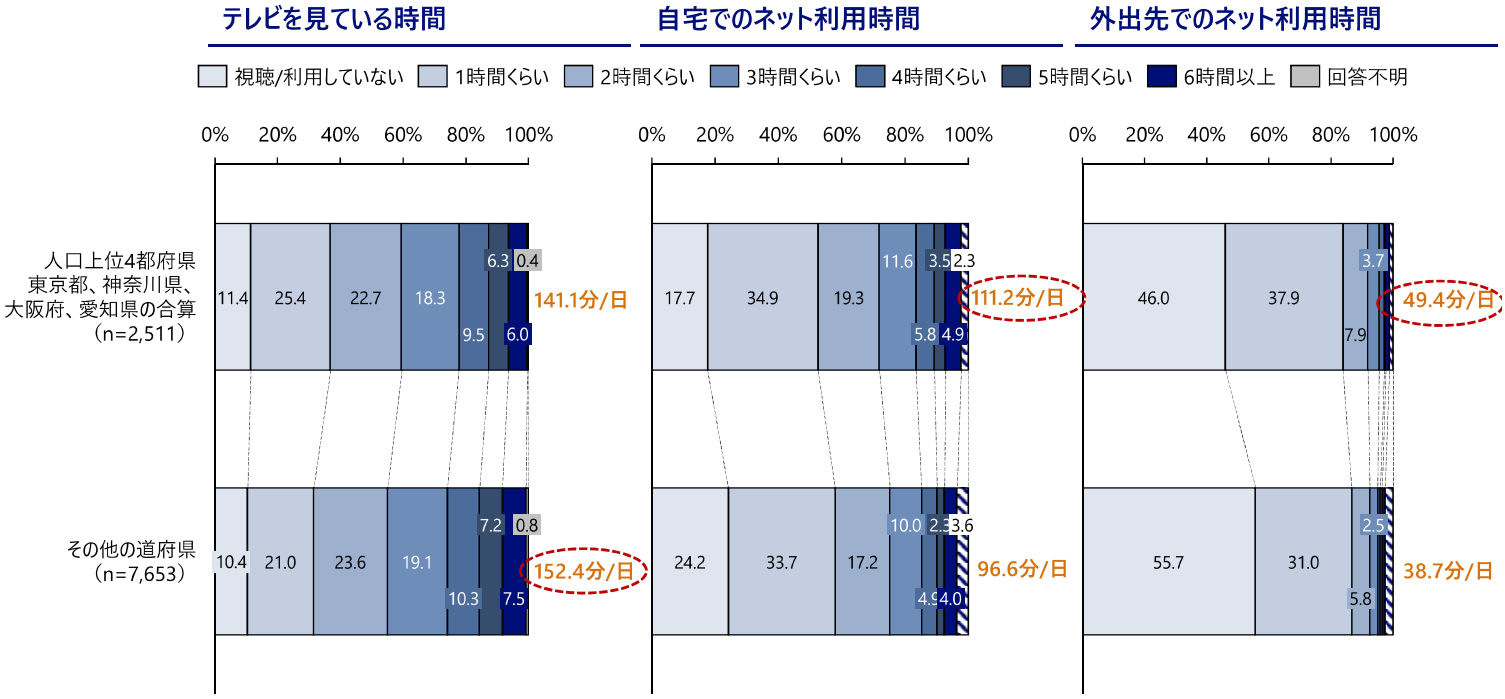

注）ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のことで、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

ネット利用時間は、全年代において自宅・外出先を問わず都市部が地方部よりも長い傾向。テレビ視聴時間に関しては、年代別では都市部と地方部の差は顕著ではない。

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差｜年代別・平均視聴/利用時間（分）

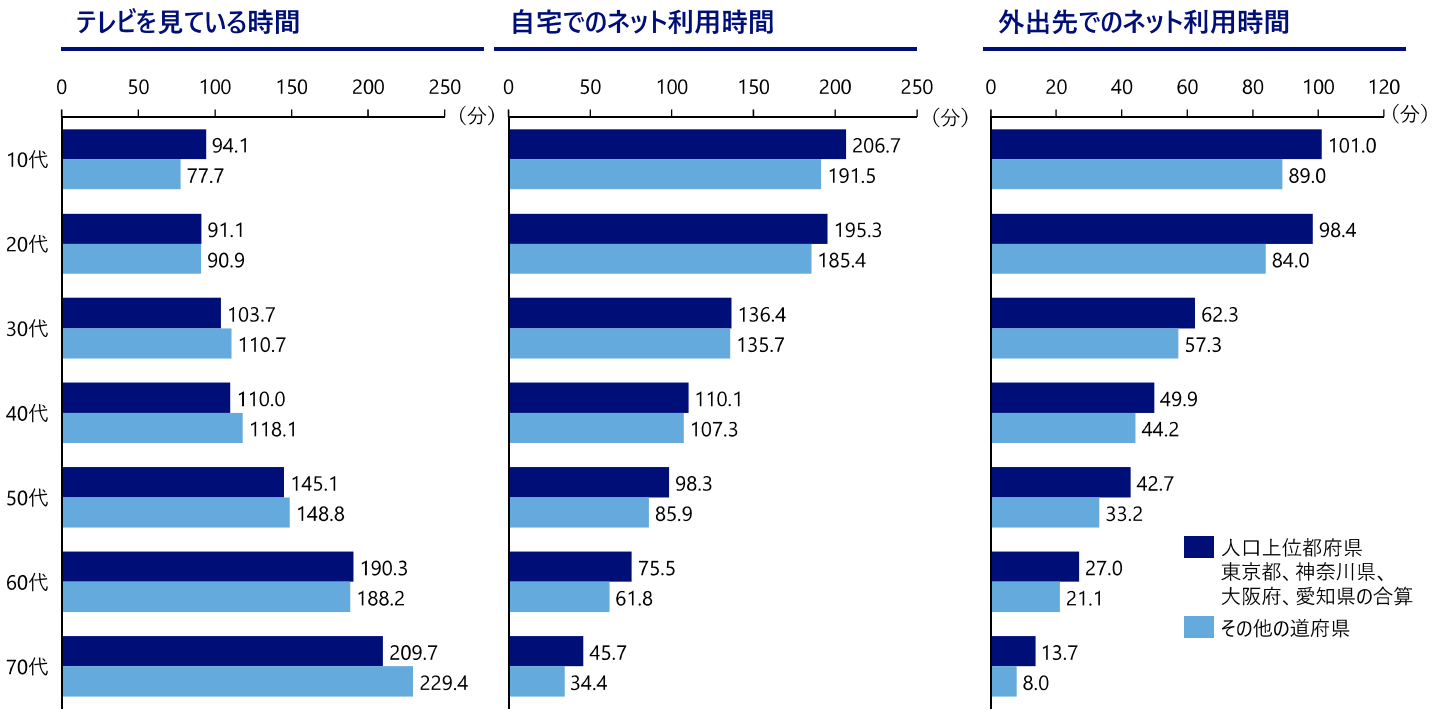

注）ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のことで、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

都市部と地方部でのメディア視聴行動の差について、1万人アンケートにおける結果のサマリは下記の通り

いただいていたご質問事項

■ 都市部と地方部でメディア視聴行動に有意な差があるのか

NRI生活者1万人アンケート調査における結果

■ 都市部と地方部では、メディア視聴行動に差は存在する
都市部の方がネット利用時間が長く、地方部の方がテレビ利用時間が長い（p.2）

■ 高齢者の割合が地方部では高いという人口構成比の影響（p.1）に加えて、
年代別で見た際、全年代においてネット利用時間は都市部の方が長い傾向が表れている（p.3）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜オリパラ報道時のメディア視聴行動について

月次データでは、テレビ視聴時間は2021年オリパラ開催時にスパイクが見られる

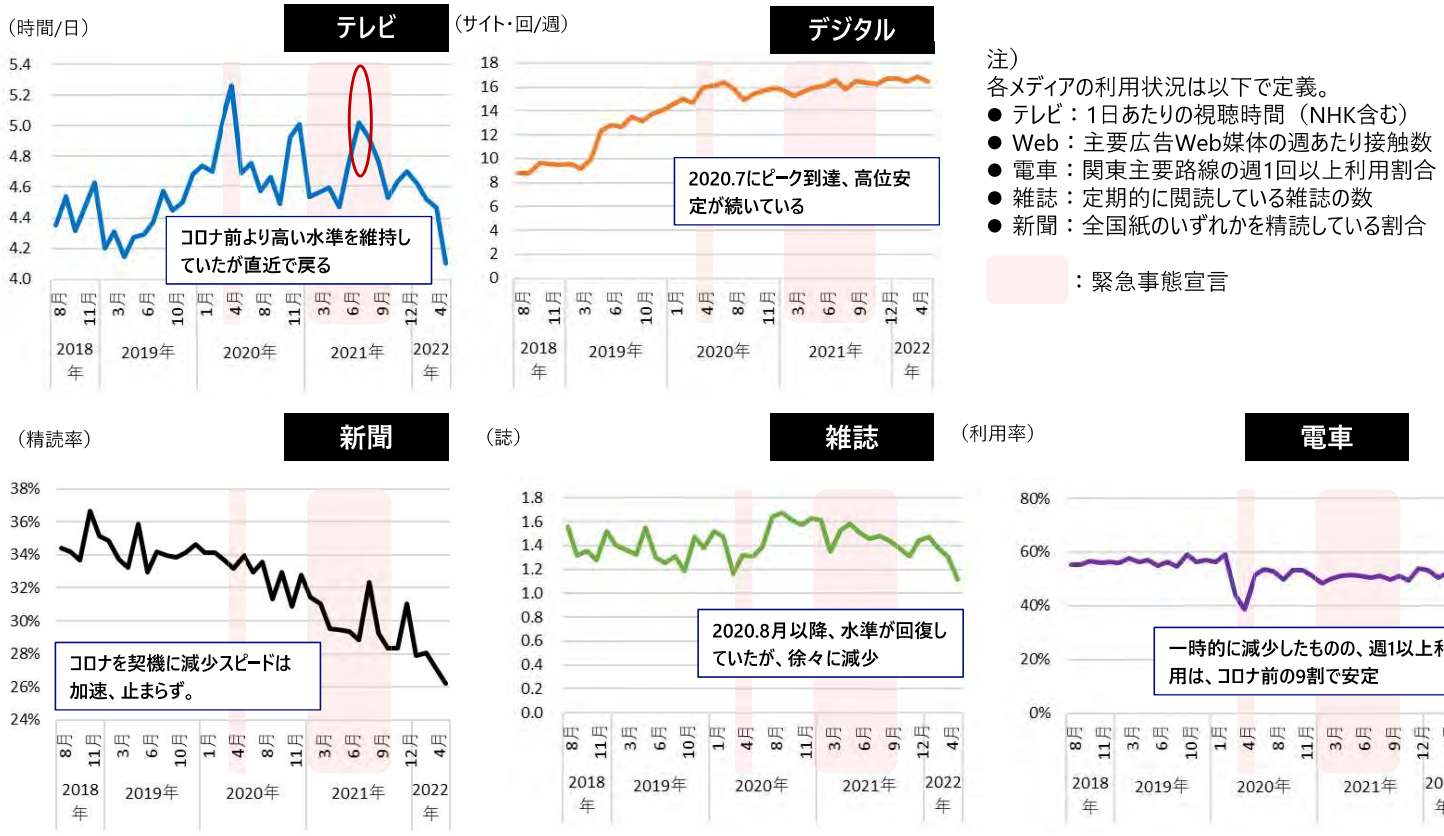

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

オリパラ報道時のメディア視聴行動についてNRI保有のデータから見た傾向

いただいていたご質問事項

- オリパラ報道は、通常時と比べて、リアルタイムでネット／放送で見た人の割合はどうだったか

NRI生活者1万人アンケート調査⇒シングルソースパネルにおける結果

- 生活者1万人アンケート調査では、特定期間の視聴時間等のデータを聴取していない（一般的な行動のみ）
- シングルソースパネルの月次データでは、電子番組表ベースで実際の番組視聴実態を把握。
  テレビ視聴「時間」は2021年オリパラ報道時にスパイクを見せている（p.5）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

参考資料

１万人調査の質問項目と時系列データについて

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）
- 調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 有効回答数：

10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。
本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年:8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

■ 資料を読む際の注意点

- 結果数値（%）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（%）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

質問項目

調査の全体像（主な質問項目）

分　野	質問項目
生活価値観	日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など）
	組織・機関、職業に対する信頼度
	生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味）
コミュニケーション	人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など）
	親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識
居住	持ち家の形態
	持ち家志向
	今後の住まいに対する意向
	理想の暮らし方
就労スタイル	就労状況、勤務先の業種・従業員規模など
	仕事内容、仕事上の立場
	勤務先への信頼感
	就労意識
消費価値観	消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等）
	今後積極的にお金を使いたい分野
	消費の際の情報活用をめぐる考え方

分　野	質問項目
消費実態	世帯、個人で保有している商品、購入したい商品
	利用しているサービス
	利用しているチャネルと頻度
	商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど）
	自動車の保有台数
	ポイント制度の利用状況
余暇・レジャー	今後増やしたい時間
	趣味・スポーツ
	海外旅行・海外出張・海外生活の経験
	インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど）
生活全般、生活設計	景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提
	直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など）
	保有している金融商品、投資に対する考え方など
	生活満足度
	幸福度
	世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

質問項目

日本人の平均像の推移（NRI「生活者１万人アンケート調査」結果の時系列変化）

財産・金融（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
平均世帯年収（万円）	713	654	614	596	595	583	645	668	678
平均個人年収（万円）	288	257	249	236	253	239	272	285	300
平均世帯貯蓄額（万円）	859	853	818	827	896	926	1014	1015	1033
持ち家率	77.1	78.0	77.4	77.3	78.7	79.1	81.2	81.7	80.8
自動車保有率	86.3	88.6	89.2	90.0	89.6	88.4	90.0	90.2	89.9
不動産相続率（既+見込み）	43.0	46.4	54.8	55.0	52.2	53.9	56.4	57.0	56.6

インターネット接触（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
インターネット利用率	3.6	27.3	53.1	64.2	83.3	90.0	93.7	96.6	97.4
電子メールの送受信	-	19.5	44.5	52.6	79.3	82.7	85.6	90.2	90.7
インターネットショッピング	-	4.8	13.8	23.3	30.4	38.0	48.5	58.2	67.5
ネットバンキング	-	-	-	-	-	14.5	19.0	24.3	39.7
株式オンライントレード	-	-	-	-	-	4.8	7.2	9.2	12.4
位置情報を活用した地図利用	-	-	-	-	-	13.3	21.4	34.3	40.6

直面している不安（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
自分の健康	51.1	50.4	52.0	55.4	52.4	51.4	49.4	53.0	53.1
雇用、失業	9.9	16.8	20.5	16.5	22.6	19.2	14.2	13.7	14.6
社会保障制度の破たん	-	26.8	28.7	26.6	24.3	22.7	21.4	21.1	18.6
増税、社会保険料増加	39.5	25.5	30.3	33.0	28.8	28.8	27.7	29.0	26.5
治安悪化、犯罪増加	19.3	28.0	27.7	25.8	17.9	12.1	15.2	11.9	11.5
自然災害	22.0	15.4	22.7	33.4	28.2	38.2	33.5	42.6	37.0

商品保有率（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
パソコン	26.2	43.4	62.7	70.2	77.0	80.7	80.5	80.6	80.4
ファックス	24.5	38.9	48.2	57.1	59.0	57.0	53.8	47.4	39.3
携帯電話（含PHS、スマートフォン）	21.8	45.8	71.3	82.9	89.7	80.2	86.1	92.0	96.2
カメラ	85.3	79.7	74.2	61.6	-	-	-	-	-
デジタルカメラ（コンパクト、一眼）	3.1	11.0	36.3	56.4	67.9	70.9	67.3	62.6	54.7
DVD機器	0.7	2.5	27.2	58.3	61.7	60.6	59.0	55.1	52.2
ブルーレイレコーダー	-	-	-	-	8.1	39.7	48.8	53.9	56.0
食器洗浄機	9.2	12.9	16.1	22.2	26.5	29.4	34.2	35.7	37.6

趣味・余暇（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
園芸、庭いじり	24.0	28.0	27.5	24.0	20.5	20.3	14.8	13.7	15.0
読書	19.0	20.9	22.8	22.5	21.9	19.5	19.6	20.2	19.6
カラオケ	17.0	11.8	13.8	14.2	11.5	12.1	11.9	12.0	7.7
グルメ、食べ歩き	15.0	13.7	19.4	20.8	20.4	21.2	24.1	29.1	24.9
ドライブ	18.6	21.0	20.3	21.5	19.6	17.5	17.2	18.3	20.4
国内旅行	12.7	13.7	17.0	17.7	14.9	17.2	17.4	19.8	15.3
海外旅行経験(1年間)	18.8	23.9	23.2	23.9	22.3	22.6	17.4	18.5	7.6
ペットを飼っている割合	-	-	44.8	46.8	44.8	42.4	40.9	38.1	37.3

生活（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
生活程度（中の中）	53.8	53.1	53.1	49.7	52.1	52.4	53.6	54.6	56.1
現在の生活に満足	71.7	71.1	70.6	72.0	68.5	73.1	75.8	76.3	78.3
生きがいは「家族」	20.0	25.3	23.8	22.9	24.2	26.0	23.5	22.2	25.6
「景気」はよくなる	7.8	13.7	8.4	18.4	11.6	5.7	11.6	12.2	9.0
「家庭収入」はよくなる	8.9	9.0	6.1	9.8	6.5	6.9	10.0	10.7	7.4
今以上の収入を前提	24.4	22.5	18.6	20.6	16.4	14.4	15.8	18.6	14.2
転職経験	46.9	42.5	52.6	52.9	54.7	54.7	56.1	56.4	59.5
離婚率（離別状態比率）	2.2	2.7	3.7	4.5	4.6	5.3	5.5	5.7	5.7

チャネル利用（回／月）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
コンビニエンスストア	6.0	6.5	6.7	7.6	8.2	8.4	9.0	9.7	8.9
食品スーパー	-	9.6	10.1	9.9	9.7	9.0	9.5	9.3	9.0
百貨店・デパート	1.6	1.1	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5
薬局・ドラッグストア	1.4	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.8	3.2	3.4
雑誌・カタログ通販	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。

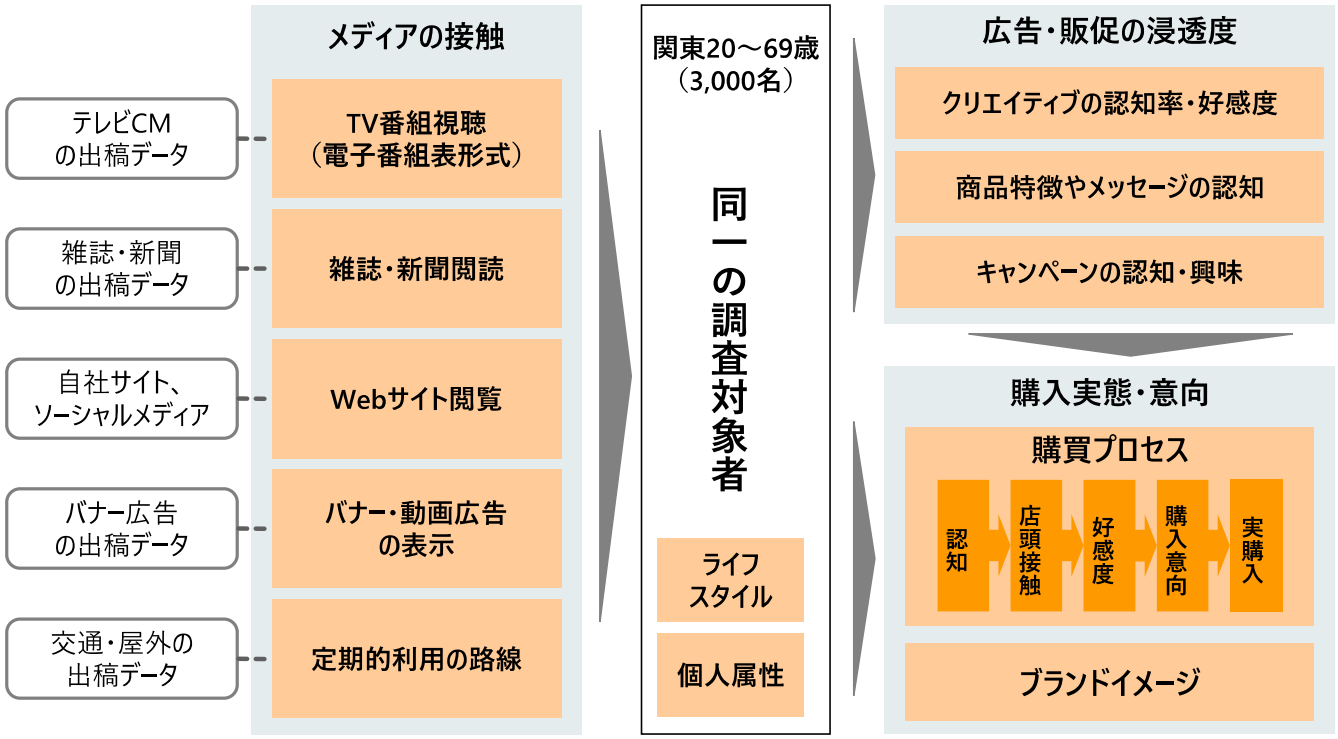

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

Share the Next Values!

公共放送ワーキンググループ
（第３回）
説明資料

NHK

はじめに～昨夜のワールドカップサッカー

NHK

ＮＨＫがネットも含め、ナショナルイベントを放送・配信することについて５割弱が評価
そのうち、公共放送としての意義・ふさわしさへの評価が９割強を占める

例えば欧州では、FIFAワールドカップのようなナショナル(国民的)イベントのナショナルチームの試合等については、制度化して公共メディアに放送・インターネットで無料提供させています。

Q.あなたはNHKがテレビ放送／インターネットサービスを通じて、FIFAワールドカップカタール2022のようなナショナルイベントの試合や関連番組の放送／配信や関連情報の特集を行うことについて、どのようにお考えですか。(いくつでも)【必須】

評価している人／反対・批判している人の比率(複数設問から算出)

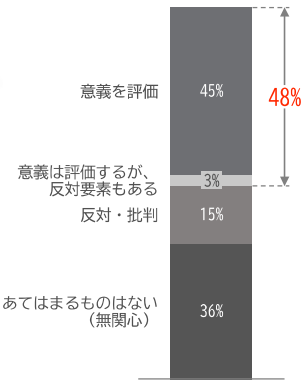

意義を評価(ポジティブ設問抜粋)

公共放送としての意義・ふさわしさへの評価(赤枠)が、ポジティブ意見の92.5%を占める

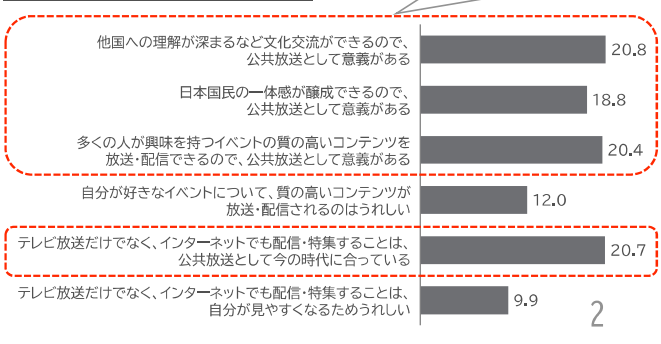

出所)NHK調査(関東一都六県在住の生活者を対象としたインターネット調査、2022年11月12～14日調査)

(全体:N=3,311)

目次

NHK

はじめに

１．ＮＨＫ改革について

①現在のＮＨＫ経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み

②修正経営計画について

③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

①ＮＨＫのインターネットサービスの利用実態と評価

②インターネット特有の課題（広がる情報空間）について

③インターネット空間を意識した公共放送の取り組み

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

①情報空間全体におけるＮＨＫ：ひとりＮＨＫの話ではない

②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様

③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

NHK

１．ＮＨＫ改革について

①現在のＮＨＫ経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み

現在のＮＨＫ経営計画（2021-2023年度）の概要

NHK

- 「NHK経営計画2021-2023年度」では、**経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中**させ、正確、公平公正で豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、**「新しいNHKらしさの追求」**を掲げている。
- 5つの重点項目と徹底した構造改革が両輪で、“公約”として、
  還元原資の確保による値下げと、**衛星1波の削減**をお示しした。

5つの重点項目

1. **安全・安心を支える**　「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築
2. **新時代へのチャレンジ**　最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
3. **あまねく伝える**　確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
4. **社会への貢献**　地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
5. **人事制度改革**　組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

ＮＨＫの“三位一体改革”の取り組み

NHK

・スリムで強靭な「新しいNHK」への変革をめざす現経営計画は順調な進捗

【業務】 経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中
⇒全体を圧縮しつつ、シフトを実現
2020年度⇒2023年度で550億円削減・計画通り実施見通し、コンテンツ経費の比率は増加

【受信料】「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に業務モデルを転換
⇒計画以上のコスト削減・収入増を実現
2020年度⇒2022年度で営業経費155億円減、営業経費率9.3%（初の10%割れ）
2021年度決算で受信料収入は計画額より87億増収

【ガバナンス】 中間持株会社設置を待たずに、業務効率化の断行
⇒関連団体数は最終的に22に（過去65団体）
業務委託費を10%削減、子会社役員30人削減（147→117人：2020年度比25%）

二つの大きな公約を達成できる見通し

・還元の原資を確保、2023年度に値下げ（2023年10月実施予定）
・衛星波を1波削減（2023年度末実施予定）

ＮＨＫの“三位一体改革”の取り組み

NHK

・“公約”達成：改革を実現し、還元のための原資700億円を確保、衛星1波の削減
・インフレのなか、少しでも値下げをして欲しいとの視聴者・国民の要望
・経営委員会において、地上料金を含む値下げの意見

・今後の構造改革を拡大し、6000億円を下回る、
より“スリムで強靭な”事業規模とするとともに、剰余金の大幅な活用に踏み込むことで、

・地上料金、衛星料金のそれぞれ１割値下げを実現
・経済的に厳しい学生への免除を拡大

経営全体へのインパクト：一時的に収支は赤字となるが、2027年度には収支均衡を想定
➡これらを反映させた、**経営計画の修正を実施**　**今後も不断の努力を続けていく**

（意見募集：2022年10月12日～11月10日　ご意見を受けてさらに検討を行い、最終議決に進む予定）

＊同時期に実施した調査によれば、一定の評価をいただいている

受信料値下げ水準への評価

NHK

- 提示されている受信料値下げ水準について、一定の評価（支払いありでは7割超）
- 値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、一定の評価

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。
■還元（値下げ等）の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。
・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
・学生への免除を拡大します。
■還元（値下げ等）の規模
・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

「NHK経営計画（2021-2023年度）の修正（案）」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画（2021-2023年度）で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。
1）経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
2）受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の1割値下げだけでなく、地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

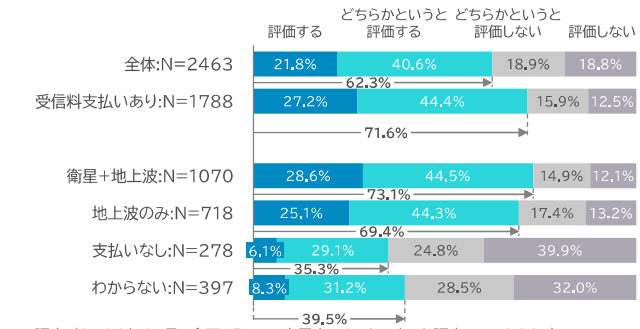

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

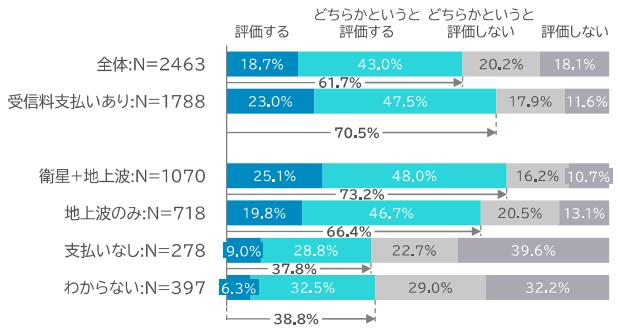

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

1．NHK改革について

②修正経営計画について

修正経営計画（案）

- 加速する環境変化を踏まえ、**“安全・安心”の追求**（信頼できる基本的な情報の提供）、**“あまねく”の追求**（世代や場所にかかわらず価値を提供）の二つを進めていく（意見募集を受け、さらに検討を行い、最終議決に進む予定）

現経営計画で想定した環境変化の加速

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、放送を取り巻く環境変化が加速し、新たに課題が発生し深刻化しています。

環境変化は大きく“加速”

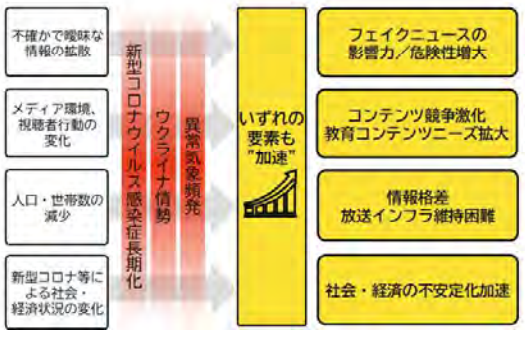

強化する重点項目

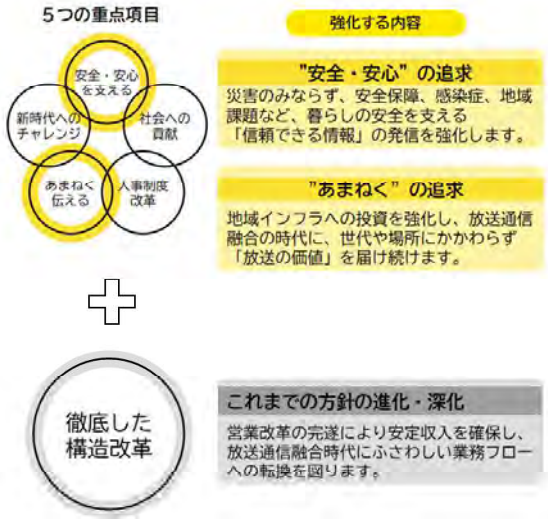

（参考）ＮＨＫに対する期待（策定前の調査から）

NHK

“安全・安心”の追求（信頼できる基本的な情報の提供）、**“あまねく”の追求**（世代や場所にかかわらず価値を提供）への期待が示されている

■ 新たなNHKの役割・意義の重要性

Q. メディアの課題を考えた上で、以下は、今後NHKに求められる役割として重要だと思いますか。それぞれについて最もあてはまるものをお知らせください。（それぞれひとつずつ）【必須】

N=2,722

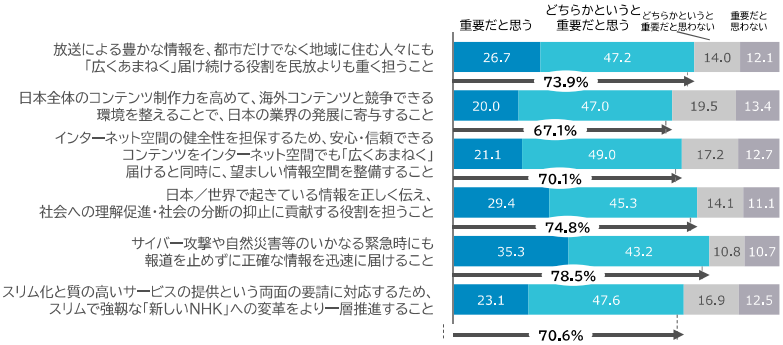

■ 不確かで曖昧な情報の拡散についての意識

インターネット上では、フェイクニュース、（中略）不確かで曖昧な情報が増えているとの指摘があります

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

全体: N=2,722

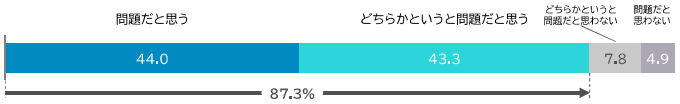

海外では放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多いことから、放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動きがあります

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

全体: N=2,722

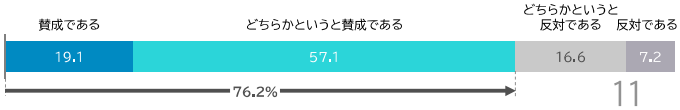

11

出典: NHK調査（2022年9月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2722）

（関連）“安全・安心”の追求へ向けて

NHK

- 災害時の報道は、テレビ・ラジオ・インターネットを使い分けて実施することが評価されている
  津波の浸水想定地区にある親局のＡＭラジオ放送についても、ＦＭでの補完を行いたい

これまでに実施した津波対策

- 東日本大震災（2011年）以降、津波の浸水想定地区にある中継局のAMラジオ放送を補完する「FM補完局」の整備を実施
- 親局のAMラジオ放送を補完する「主たるFM補完局」制度がNHKには認められていないため、下図の赤枠3局（岡山・山口・徳島）の対策は未実施

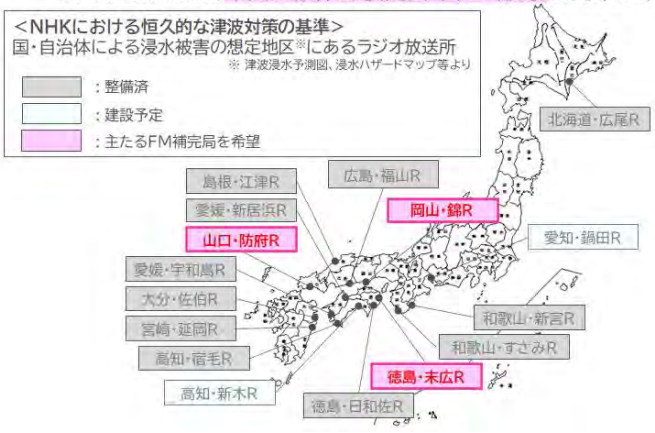

メディア	出力（kW）	周波数（kHz）	影響世帯	対象地震	海抜高（m）	海岸距離（km）	浸水深（m）
R1	5	945	83,966	南海トラフ	1.3	0.4	3~4

12

（参考）災害時における各メディアの評価

NHK

災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価
－災害時に利用したメディア別の評価－

- 「最新の情報」では、NHK（テレビ・ラジオ）の評価が高い。
- 「災害の全体像」は、新聞が最も高い。
- 「被災者を元気づける情報」は、ラジオ（民放・コミュニティラジオ）、ソーシャルメディアの評価が高い。

利用メディア別の評価（地震発生後1週間～10日間程度）（母数：熊本県在住の各メディアの利用者）

メディア	母数	最新の情報がわかる	正確な情報が得られる	わかりやすい	災害の全体像がわかる	被災者への配慮がなされている	被災者を元気づけるような情報を伝えている	地震に関する多様な情報がまとまっている	現場の状況がよくわかる
テレビ（NHK）	694	72.8%	52.9%	43.8%	48.7%	20.6%	19.6%	34.6%	40.2%
テレビ（民放）	639	68.2%	38.7%	36.2%	42.3%	14.7%	23.3%	26.9%	38.8%
新聞	262	28.2%	58.4%	43.9%	58.4%	30.5%	30.9%	53.8%	37.8%
インターネットのポータルサイト・アプリ	252	66.3%	21.0%	26.6%	25.0%	6.0%	9.9%	28.2%	13.5%
家族・友人からのメールやLINEなどのメッセージ	206	31.6%	18.0%	20.9%	5.3%	9.7%	27.7%	6.3%	23.8%
ラジオ（NHK）	186	71.5%	40.9%	30.6%	23.7%	15.1%	22.6%	21.0%	18.8%
家族・友人から聞いて	172	43.0%	20.3%	30.2%	6.4%	11.6%	22.7%	2.9%	27.9%
ラジオ（民放・コミュニティラジオ）	146	68.5%	31.5%	26.7%	17.1%	22.6%	39.0%	22.6%	17.1%
ソーシャルメディアの情報	118	47.5%	5.1%	16.1%	11.9%	8.5%	32.2%	16.9%	31.4%
スマートフォン・タブレット端末向けのニュースアプリ	91	61.5%	15.4%	26.4%	13.2%	6.6%	11.0%	20.9%	12.1%

凡例：各情報の中で評価の高いメディア上位3つを赤字

出所）NHK 調査　2016年6月

10

災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価
－災害時におけるNHKの取り組みへの評価② －

- NHKがメディアを使い分けて地震情報を提供したことに対して、3県の居住者いずれも9割以上が評価している。

設問文「NHKは今回の熊本地震において、各メディアの特性を踏まえ、メディアを使い分けて地震の情報を伝えています。このことについて、どのようにお考えですか。（ひとつだけ）」

NHKの対応への評価（メディアの使い分け）（母数：全員）

出所）NHK 調査　2016年6月

13 12

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第２回）

NHK

１．ＮＨＫ改革について

③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

14

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 「不確かで曖昧な情報の拡散が増えていること」に対して9割弱が問題と感じており、「**放送事業者に対して**、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ること」に対して、7割超が賛成と回答。**問題意識はネットヘビー層の方が高い**

インターネットやスマートフォンの急速な普及により、いつでもどこでも多くの情報を取得できるようになり、人々の利便性は高まりました。
一方、インターネット上では、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、**不確かで曖昧な情報が増えている**等との指摘があります。

以前は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民放の二元体制の下、各放送事業者がそれぞれの特性を活かすことで、社会にとって必要とされる基本的な情報を提供してきたと言われています。
海外ではそのような放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多いことから、**放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動き**があります。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

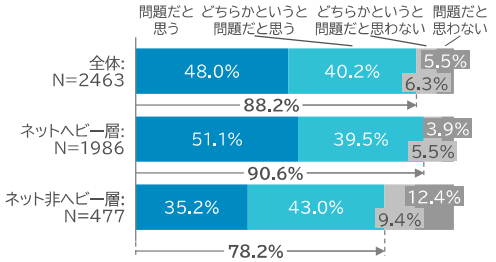

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

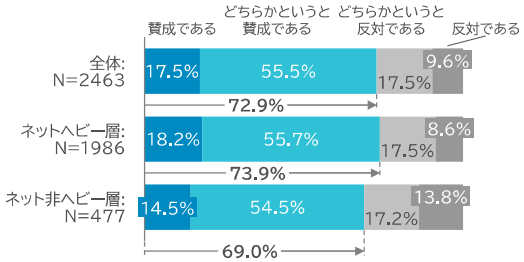

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

15

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して、7割弱が問題視**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれておらず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っていると言われています。
そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の**社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらうことのみを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、**日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、**日本の国際社会の中でのプレゼンス（存在感や影響力）が低下する**可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

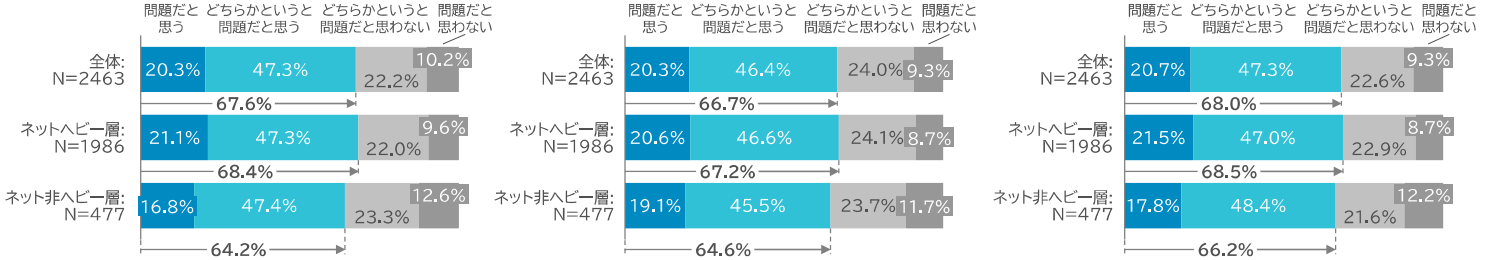

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

16

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 「1.安全・安心を支える」に記載された施策は、約7割がNHKにとって重要と回答
- **ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い**

「1. 安全・安心を支える」 災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。
■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

Q.あなたは、「1. 安全・安心を支える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。（ひとつだけ）

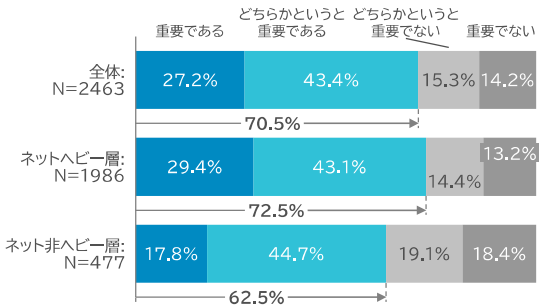

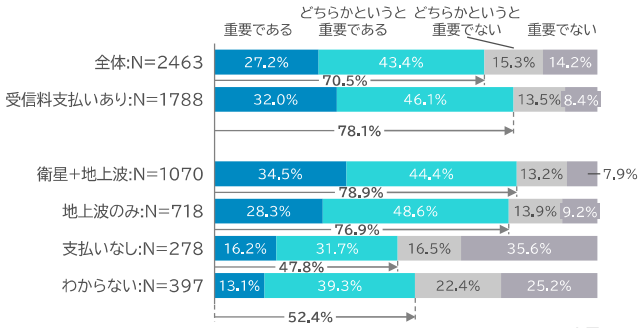

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 人口・世帯数の減少により「地域の人々に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「地域の情報の担い手が減少すること」に対して、約75％が問題と感じている。**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

現在、日本の人口減少が加速しており、2050年には全国の居住地域の約半数で50%以上の人口が減ることが予測されています。
また、大雨、地震等の自然災害がさらに増加していくことにより、放送設備の事故が増えていく可能性も高まっています。
このような状況の中、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、**地域に住む人々に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。
※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

今後、人口減少がさらに進むことにより、地方の放送局の経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、記者による取材が全国各地で行われなくなり、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等の**地域に住む人々が必要な情報を得られなくなったり**、地域の活性化につながる観光・産業の情報や、地域社会の課題等の**地域情報が全国各地に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

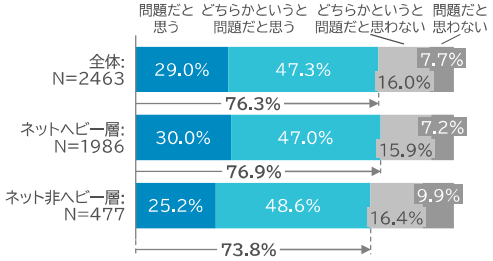

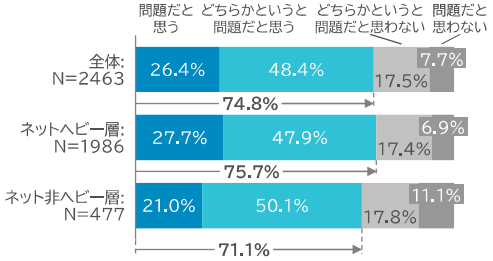

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 「日本のメディアへのサイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまうこと」について、8割超の人が問題と感じている。**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

想定以上の新型コロナウイルス感染症の長期化や戦争・異常気象等、日本を含めた世界情勢はより不安定になってきており、
日本のメディアへの**サイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまう可能性**が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

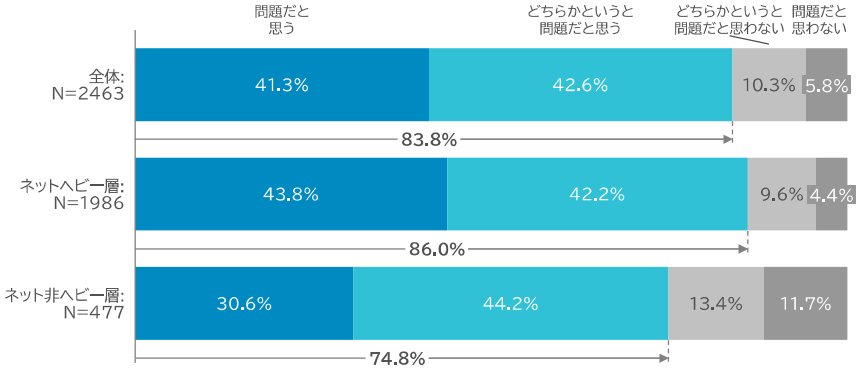

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 「3.あまねく伝える」に記載された施策は、6割超がNHKにとって重要と回答
- **ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い**

「3. あまねく伝える」 地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。
■二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靭な放送ネットワークを維持します。
■レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、「3. あまねく伝える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。（ひとつだけ）

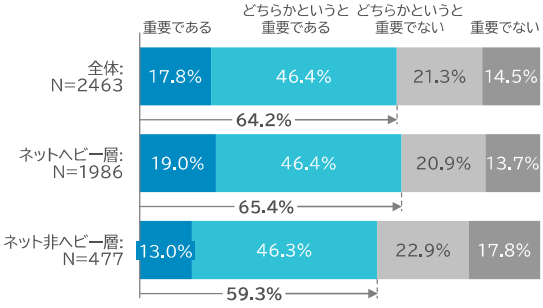

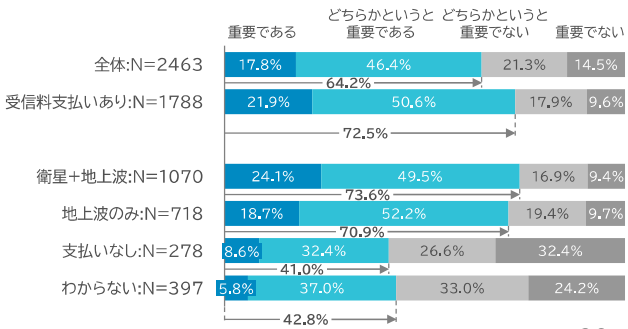

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHKの公共的役割への評価（期待度、実現度）

- ＮＨＫの各公共的役割（放送法が求める事項から導出：後出47頁参照）に対し、いずれの項目も6割程度が期待されており、**ネットヘビー層の方が期待が高い**

NHKへの期待度

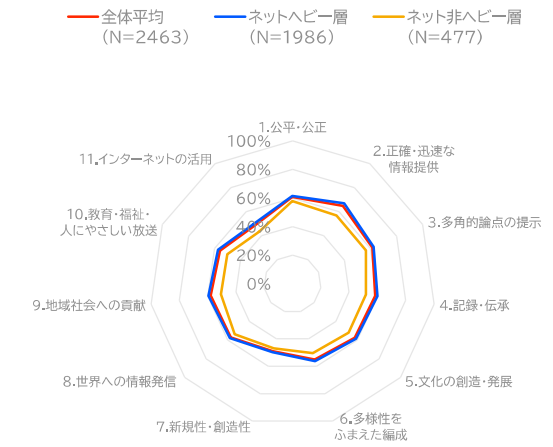

NHKの実現度評価

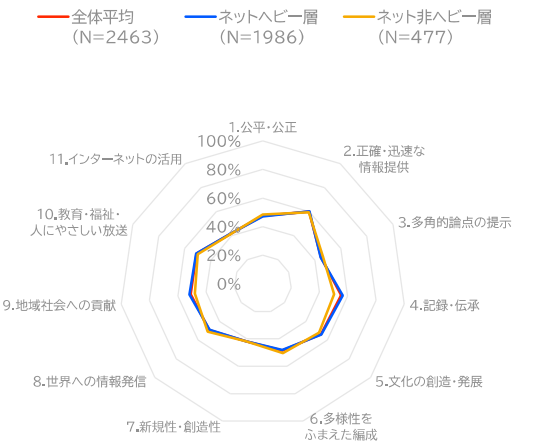

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHKの公共的役割への評価～修正経営計画の方針を踏まえて

- 修正経営計画の方針1，3を重要視している層は、ＮＨＫの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待している
- 全体としての**NHKの価値を踏まえつつ、修正経営計画の重点事項を評価**していると言えるのではないか

NHKへの期待度

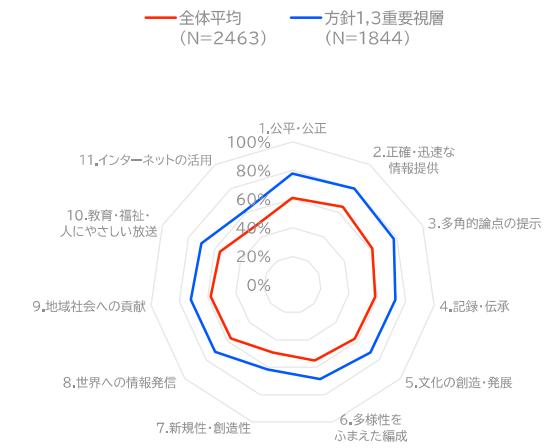

NHKの実現度評価

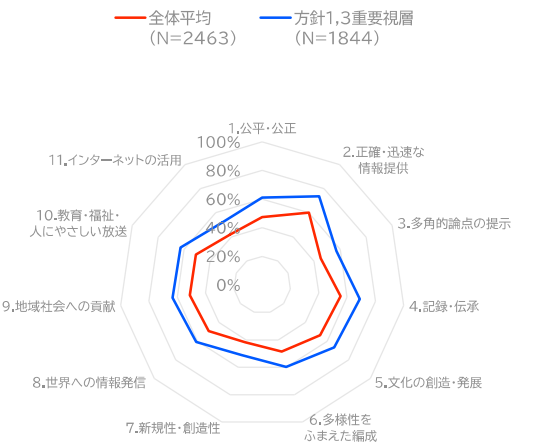

※方針1,3評価層：方針1または方針3について、「重要である」「どちらかというと重要である」と回答した層
※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

2．ＮＨＫのインターネット活用業務について

①ＮＨＫのインターネットサービスの利用実態と評価

23

ＮＨＫの利用実態（ＮＨＫオンラインの利用状況・質的評価）

- 1週間の訪問数は、2015年以降順調に増加し、**2021年度は3,300万UB超・2022年度も同水準で推移**
- 「正確な情報を迅速に伝えている」「丁寧に取材・制作されている」などの**公共放送としての価値評価に加え、「いつでもどこで見られる」の評価**が高い

NHKオンラインの訪問数（アプリを含むUB＝ユニークブラウザ数）

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

NHKインターネットサービスの質的評価

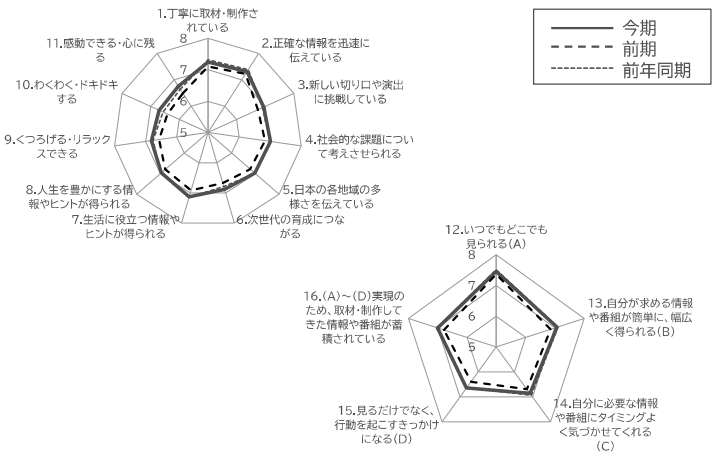

※インターネットサービスの質的評価は、各項目を10点満点で評価

出所：２０２２年９月トータルリーチ調査（全国２０－７０代、インターネット調査）

24

ＮＨＫのインターネットサービス概要

NHK

- ＮＨＫプラス、ＮＨＫニュース・動画アプリ、ＮＨＫワールドＪＡＰＡＮ、らじる★らじる等を受信料財源業務、ＮＨＫオンデマンドを有料業務として実施している

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について」

最新のアクセス数等

NHKプラス
登録完了者数は約320．9万件
（2022年10月末時点）
訪問ユーザー数（UB数※）は週平均121.4万
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数

らじる★らじる
訪問者数 106.6万
※2022年度第2四半期の週次平均

NHKワールドJAPANオンライン
訪問者数 107.4万
※2022年度第2四半期の週次平均

地域放送局サイトへのアクセス
訪問者数 約330万
※2022年10月の週次平均

（参考）ＮＨＫの利用実態（インターネットサービスの利用率）

NHK

- ＮＨＫのテレビを月1回以上利用している人は全体の約６２％であり民放・動画共有サービスに次ぐ利用率
- ＮＨＫのインターネットサービスの利用率は約１４％

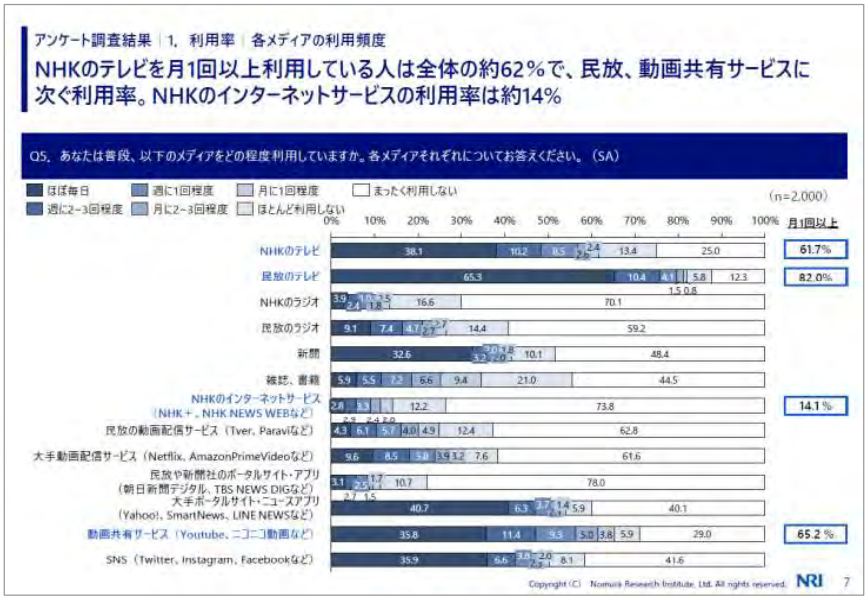

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果

ＮＨＫの放送・インターネットサービスへの信頼度

NHK

- ＮＨＫの放送やインターネットサービスへの信頼度は、いずれも８割超

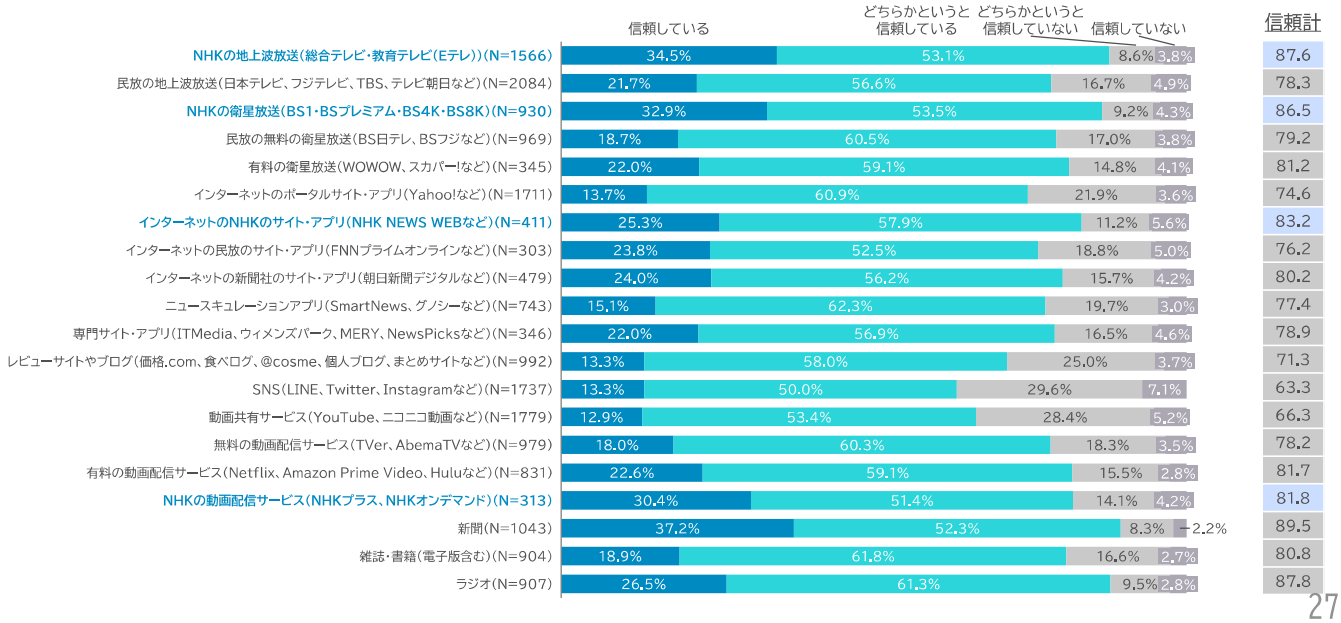

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、Ｎ＝2463）

災害時のＮＨＫのインターネット対応の評価

NHK

- ＮＨＫがインターネットで幅広く地震情報を提供したことに対して、３県の居住者いずれも９割程度が評価している

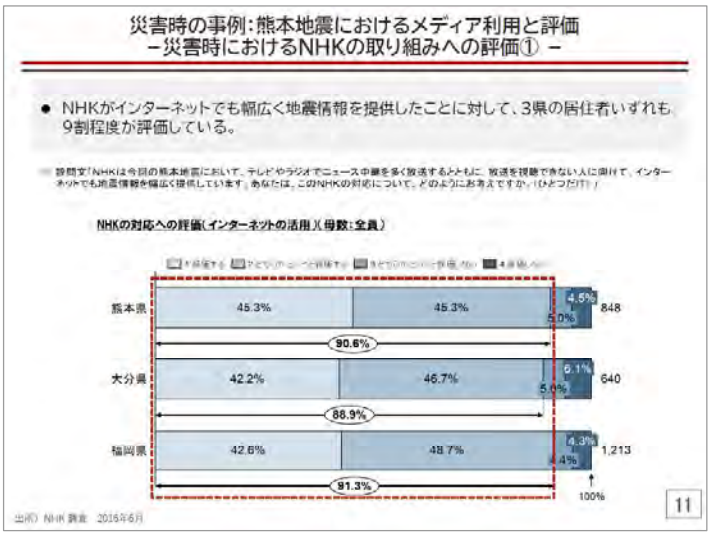

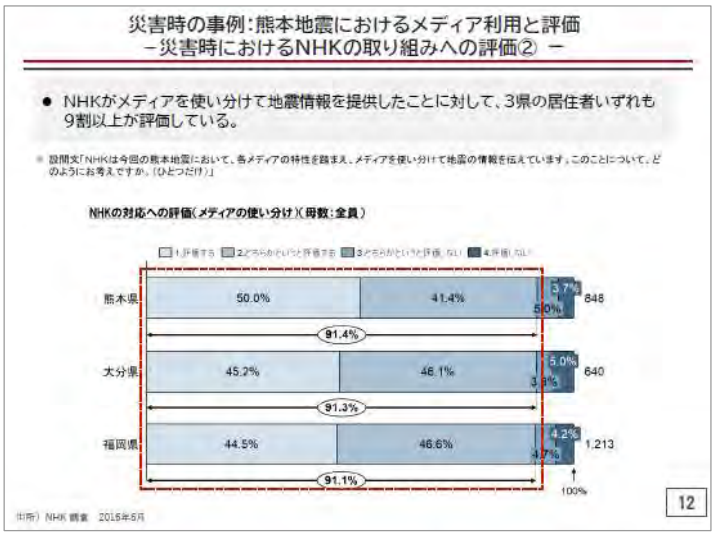

出所：ＮＨＫ調査　２０１６年６月（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回））

（参考）インターネット活用業務の制度的位置付け

NHK

- ＮＨＫプラスやＮＨＫオンデマンド等のインターネット活用業務は「任意業務」として実施
- ＮＨＫが定める実施基準を受信料制度の趣旨に照らして総務大臣が認可する仕組みで、必須業務である放送を補完するものとして位置づけられている

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について」

29

NHK

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

②インターネット特有の課題（広がる情報空間）について

30

インターネット特有の課題に対する認知・問題意識

NHK

- フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する認知・課題認識をしている人は少なくない

Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きていると言われています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。

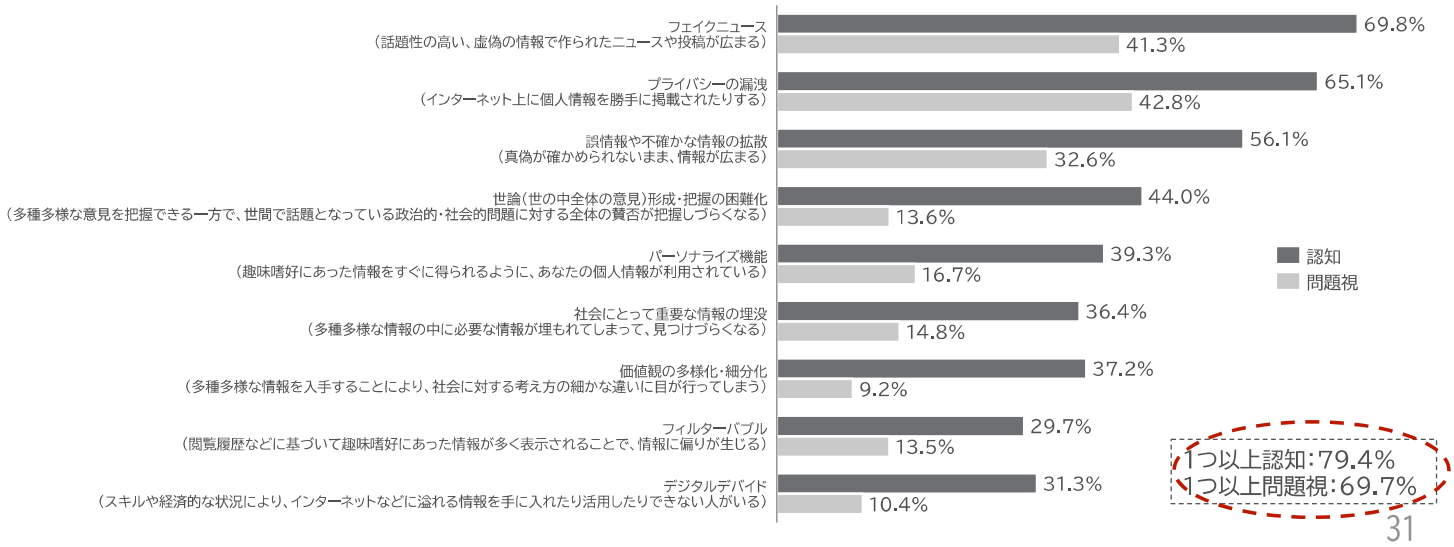

31

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

インターネット特有の課題：フィルターバブルにおける課題認識

NHK

- パーソナライズ機能によるフィルターバブルについて知っている人は半数弱
- 嗜好にあった情報を取得する効率が下がったとしても多様な意見や情報に触れる機会を持てるようになる方が良いという人は７割弱

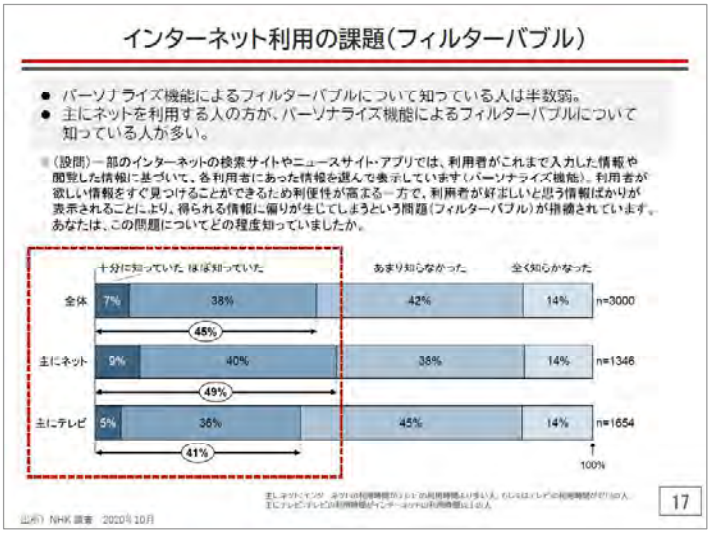

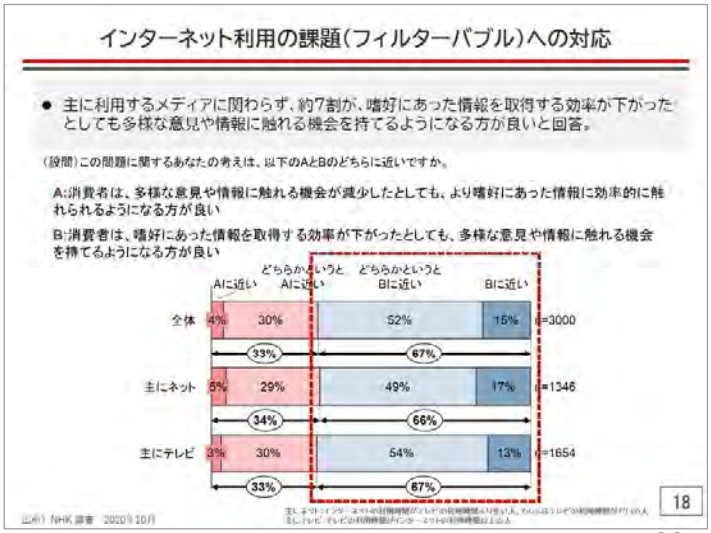

32

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題：社会の基本的情報の不足への懸念

NHK

- 主に利用するメディアに関わらず、７割超が、不確かな情報の拡散やお互いの“つながり”の希薄化が進むなかで、社会にとって必要とされる基本的な情報が十分に提供されていない懸念を感じている

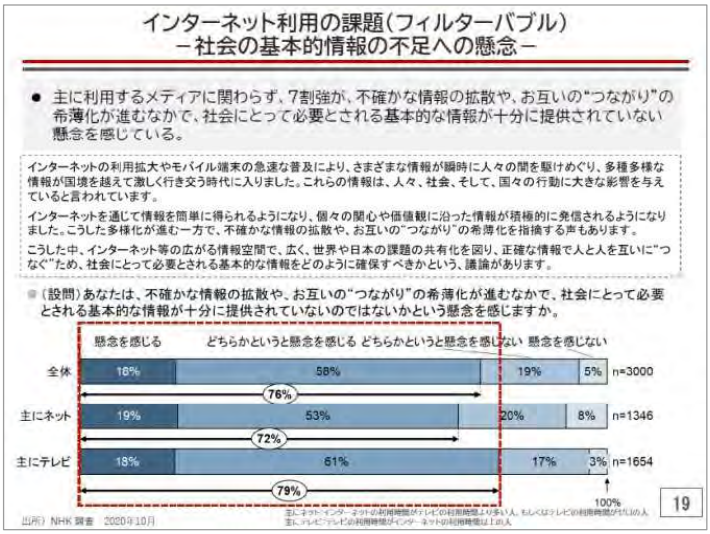

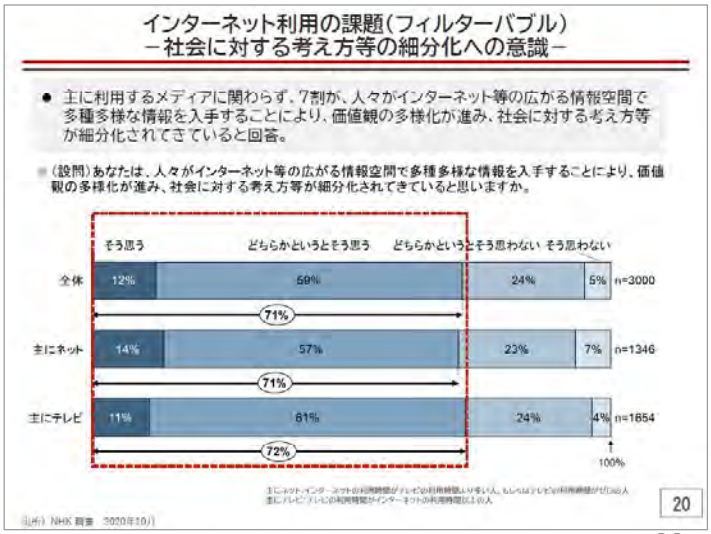

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題への期待：世間にとって必要とされる情報への意識

NHK

- 主に利用するメディアに関わらず、８割弱が、世間にとって必要とされる政治的・社会的問題がどのようなものか知りたいと回答

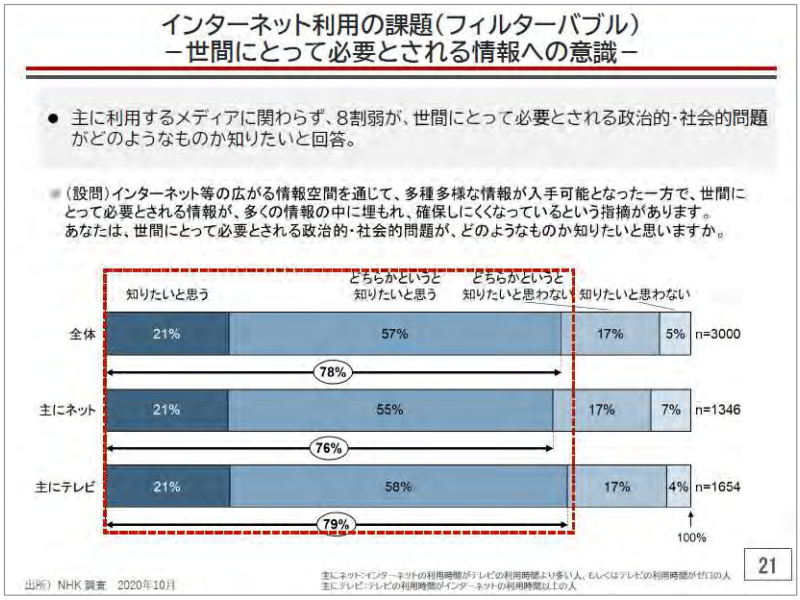

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題：フェイクニュース等に関する問題

- ９割以上の人が、普段のメディア利用を通じて、インターネット特有の課題について、体験・課題認識をしている
- 一方で、**伝統メディアに接触している層は、実際に誤情報等に対処ができている傾向**がある

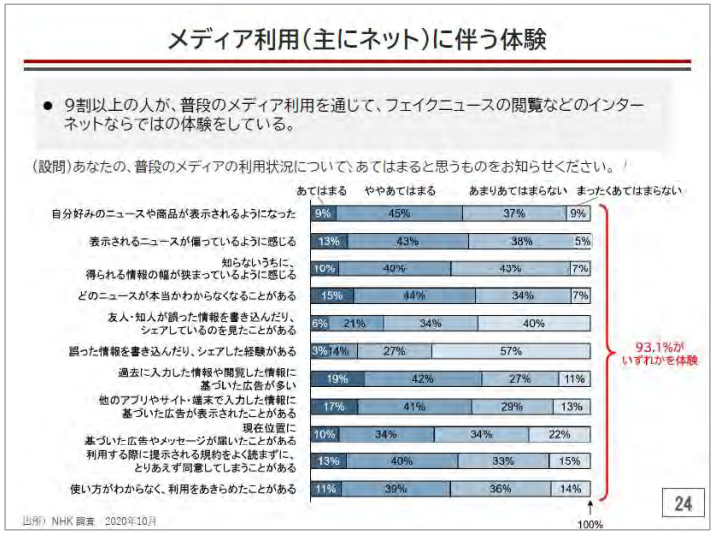

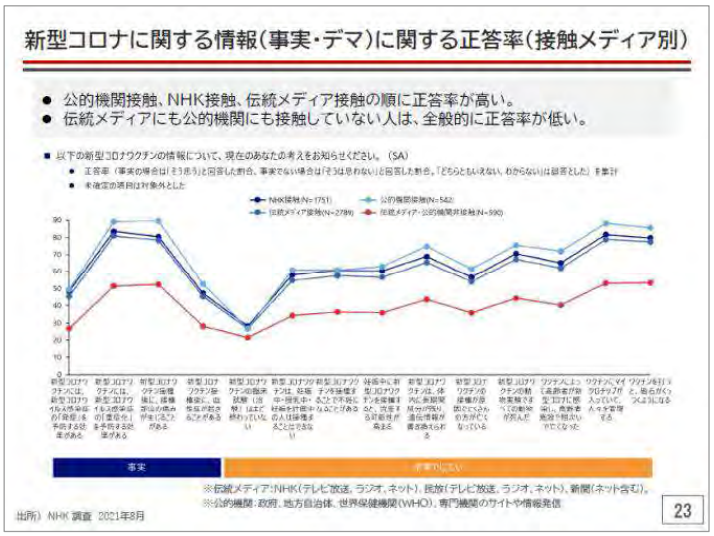

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

③インターネット空間を意識した公共放送の取り組み

インターネット空間を意識したＮＨＫの取り組み

NHK

- ＯＳＩＮＴ（オープンソース調査）等、手段としてのインターネット活用を進めるほか、アテンションエコノミーに対応した取材・制作を行っている
- **実際に課題に直面するのはインターネット利用層**であり、その層に合う形の発信も行っている

37

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット空間上における世界の公共放送の取り組み

NHK

- 世界の公共放送は、**培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開**し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介 JAPAN PRIZE 2022

『ultra:bit』
（ウルトラビット：デンマーク公共放送）

コーディング（プログラミング）教育にネットの双方向性を活用。
放送とも組み合わせつつ、教育放送の効用の高度化を図る

デンマークの学校に配布されたマイクロコンピュータを使い、子どもたちはテレビ番組、オンライン教材やSNSコンテンツなどを通してコーディングを学ぶもの。

（効果）
調査対象の教師（300名）の96%が、生徒がこのプロジェクト後、さらに学びたいという意欲を示したと報告
調査対象の教師の90%が、このプロジェクト後、コーディングが容易になったと報告

38

インターネット空間上における世界の公共放送の取り組み

NHK

- 世界の公共放送は、**培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開**し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介

『@IAmSophieScholl』
（“私はゾフィー・ショル”：ドイツ公共放送）

ドキュメンタリーを、若者に届くSNS上で表現。
放送の“同報性”という効用を実現

参加者がSNSへの投稿を通じて、過去の出来事をまるでリアルタイムで起きているかのように体験できる作品。

舞台となるのは、1942年、反ナチス活動家ゾフィー・ショルの人生最後の10カ月。ミュンヘンでの学生生活や、彼女の反戦運動やナチス批判など、逮捕されるまでの当時の出来事が、実際のSNSに投稿された。

NHK

3．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

①情報空間全体におけるＮＨＫ：ひとりＮＨＫの話ではない

情報空間全体をどう考えるか

NHK

- 現在の情報空間においては、「規制を受けないメディア」と「規制を受けるメディア」を分けることで言論空間全体として適正な状態が保たれるという“部分規制論”の考えが主張されている。
- 新聞と放送が競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与していくことと認識している。

- インターネットを含むこれからの情報空間において、インターネット特有の課題も含めて対応していく際にも、このような考え方を踏まえ、デジタルプラットフォーム事業者も含め、あくまで情報空間全体での在り方を考えていくことが求められるのではないか
- **実際に、伝統メディアに対しては、情報空間全体への寄与と高い信頼が存在**している

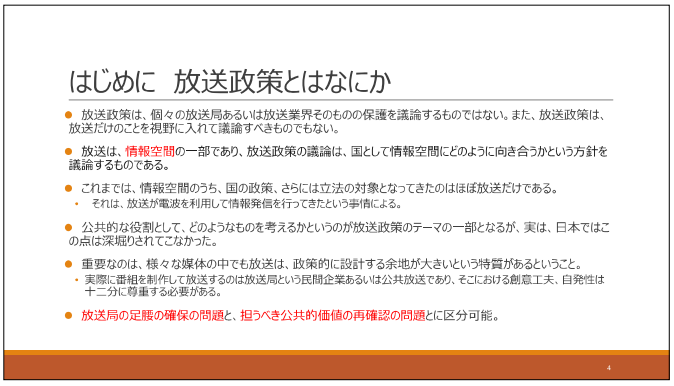

はじめに　放送政策とはなにか

- 放送政策は、個々の放送局あるいは放送業界そのものの保護を議論するものではない。また、放送政策は、放送だけのことを視野に入れて議論すべきものでもない。
- 放送は、情報空間の一部であり、放送政策の議論は、国として情報空間にどのように向き合うかという方針を議論するものである。
- これまでは、情報空間のうち、国の政策、さらには立法の対象となってきたのはほぼ放送だけである。
  - それは、放送が電波を利用して情報発信を行ってきたという事情による。
- 公共的な役割として、どのようなものを考えるかというのが放送政策のテーマの一部となるが、実は、日本ではこの点は深堀りされてこなかった。
- 重要なのは、様々な媒体の中でも放送は、政策的に設計する余地が大きいという特質があるということ。
  - 実際に番組を制作して放送するのは放送局という民間企業あるいは公共放送であり、そこにおける創意工夫、自発性は十二分に尊重する必要がある。
- 放送局の足腰の確保の問題と、担うべき公共的価値の再確認の問題とに区分可能。

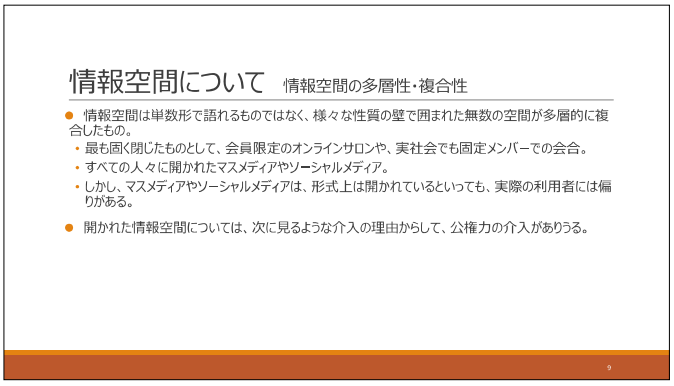

情報空間について　情報空間の多層性・複合性

- 情報空間は単数形で語れるものではなく、様々な性質の壁で囲まれた無数の空間が多層的に複合したもの。
  - 最も固く閉じたものとして、会員限定のオンラインサロンや、実社会でも固定メンバーでの会合。
  - すべての人々に開かれたマスメディアやソーシャルメディア。
  - しかし、マスメディアやソーシャルメディアは、形式上は開かれているといっても、実際の利用者には偏りがある。
- 開かれた情報空間については、次に見るような介入の理由からして、公権力の介入がありうる。

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）曽我部構成員資料

➡放送制度、ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方も、そのなかで考えるべき問題

情報空間全体の視点～伝統メディア全体への期待

NHK

- 伝統メディアは、インターネットにおける品質確保に貢献することを期待されている

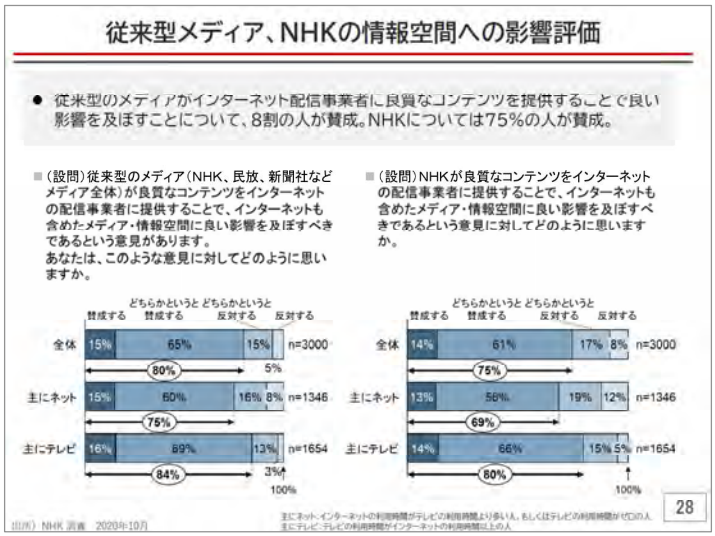

従来型メディア、NHKの情報空間への影響評価

● 従来型のメディアがインターネット配信事業者に良質なコンテンツを提供することで良い影響を及ぼすことについて、8割の人が賛成。NHKについては75%の人が賛成。

■（設問）従来型のメディア（NHK、民放、新聞社などメディア全体）が良質なコンテンツをインターネットの配信事業者に提供することで、インターネットも含めたメディア・情報空間に良い影響を及ぼすべきであるという意見があります。
あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。

■（設問）NHKが良質なコンテンツをインターネットの配信事業者に提供することで、インターネットも含めたメディア・情報空間に良い影響を及ぼすべきであるという意見に対してどのように思いますか。

出所）NHK 調査　2020年10月

主にネット：インターネットの利用時間がテレビの利用時間より多い人。もしくはテレビの利用時間がゼロの人
主にテレビ：テレビの利用時間がインターネットの利用時間以上の人

28

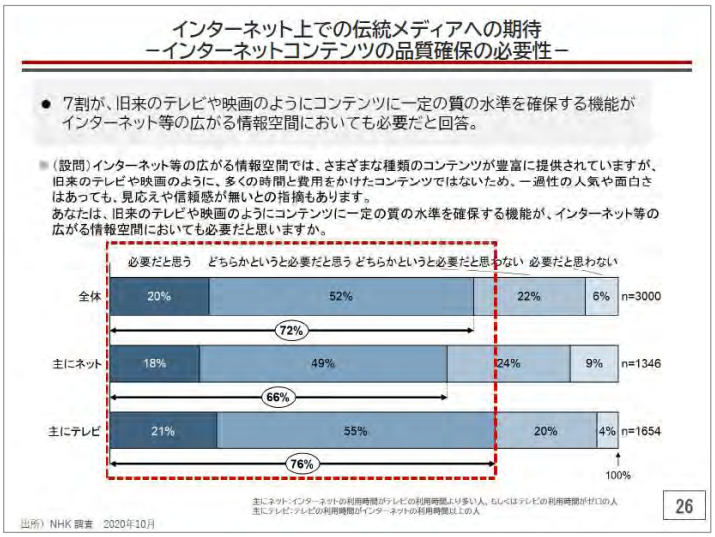

インターネット上での伝統メディアへの期待
－インターネットコンテンツの品質確保の必要性－

● 7割が、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能がインターネット等の広がる情報空間においても必要だと回答。

■（設問）インターネット等の広がる情報空間では、さまざまな種類のコンテンツが豊富に提供されていますが、旧来のテレビや映画のように、多くの時間と費用をかけたコンテンツではないため、一過性の人気や面白さはあっても、見応えや信頼感が無いとの指摘もあります。
あなたは、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能が、インターネット等の広がる情報空間においても必要だと思いますか。

主にネット：インターネットの利用時間がテレビの利用時間より多い人。もしくはテレビの利用時間がゼロの人
主にテレビ：テレビの利用時間がインターネットの利用時間以上の人

出所）NHK 調査　2020年10月

26

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

伝統メディアの利用実態

NHK

- 伝統メディアは、世の中のニュースを知るために習慣的に利用されている（ネット経由含む）

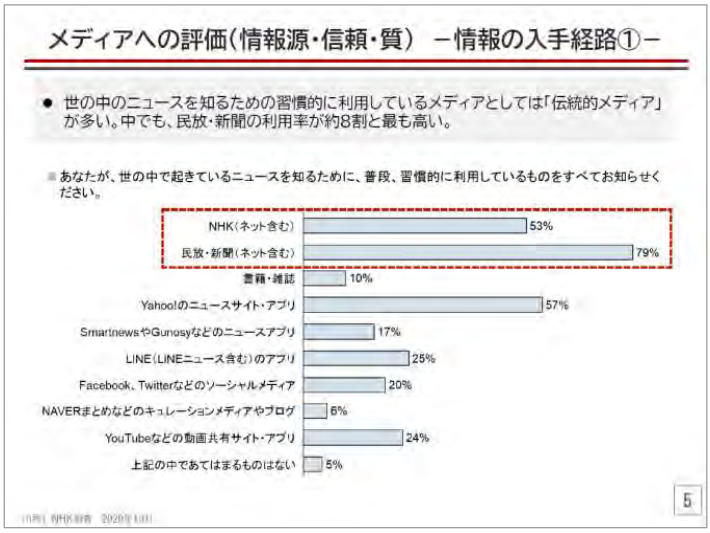

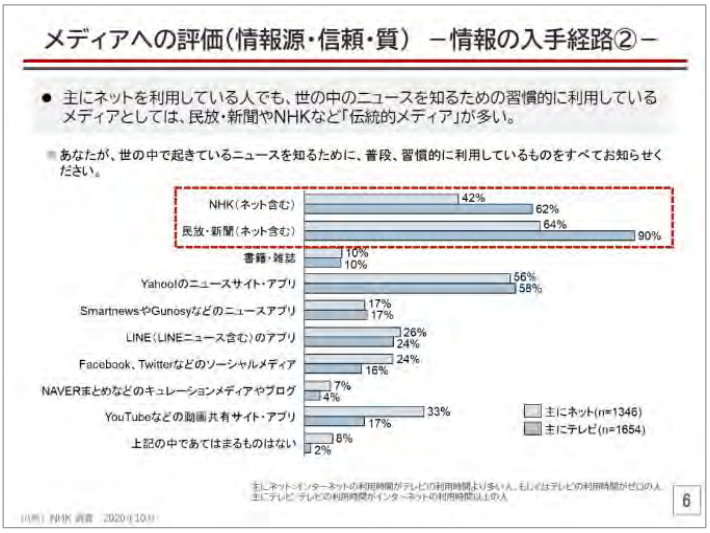

43

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

情報空間全体の視点～伝統メディアの幅広い信頼度

NHK

- ＮＨＫのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の５割超、利用者の８割超
- 民放のテレビの信頼度は、全体の約５割、利用者の約８割
- 新聞の信頼度は、全体の約５割、利用者の8割超
- それぞれ、**ネット経由の接触者も信頼度は高い**

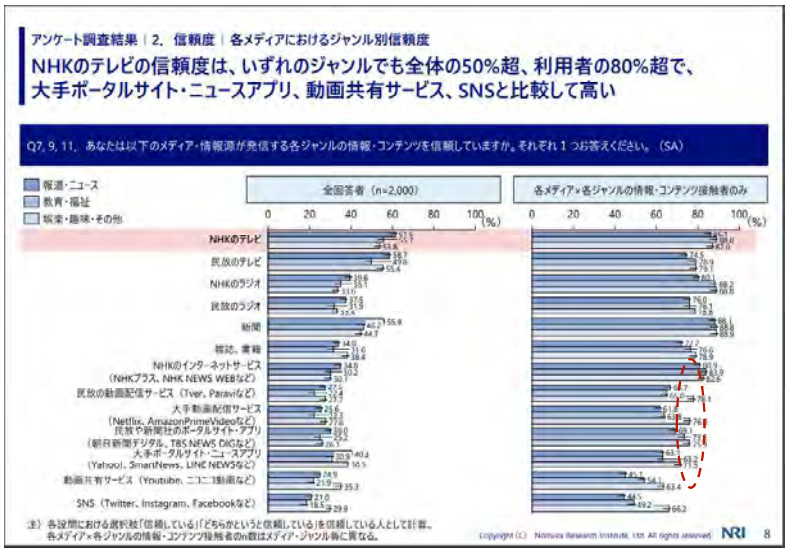

44

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果（強調はＮＨＫ追加）

（参考）情報空間全体の視点

NHK

- 本ワーキンググループにおいても、知る権利の充足などに必要となる情報空間の環境整備に対しては、公共放送を含む放送制度の議論だけでなく、民放や新聞等も含めた多元的な主体まで広げる必要性が指摘されている

（大谷構成員）
自分が知りたいかどうかにかかわらず、知っておいたほうがよい情報に触れることのできる情報源や視聴スタイルというのが放送にはあり、それこそが放送の公共的な価値。
ネット配信について、公共放送と民放の位置づけが、視聴者の時間を奪い合う競争関係と捉えるのではなく、**情報空間を支える社会インフラとして相互補完関係にあるものと捉える必要**がある。

（曽我部構成員）
情報空間の環境整備に関する論点は、本来は新聞業界の支援なども含めて幅広いものが考えられる。
直近では、伝統的かつ例外的に情報空間の環境整備のための国の政策が展開されてきた放送制度の改革が重要な意味をもち、とりわけ、純然たる放送制度の所産である公共放送に関する議論はその中核を占める。

（三友座長）
これからの議論を業界の問題として矮小化してはいけない。
重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることである。
国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき。

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）議事要旨よりＮＨＫまとめ

放送が果たしていくべき役割

NHK

- デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。
- 他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える。

出所：デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ

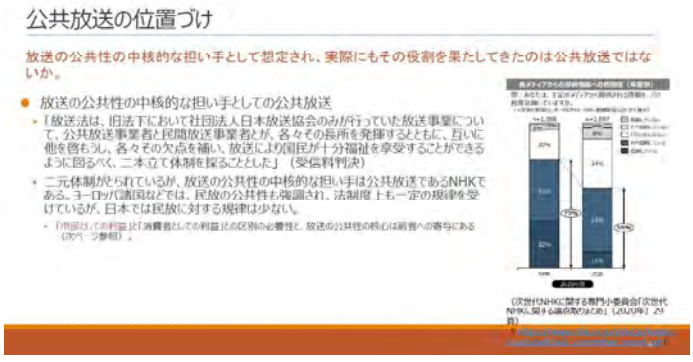

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）

放送の二元体制とは何か

NHK

- NHKでは放送法に基づく指標を設定し、視聴者・国民からの期待・評価を定点的に観測している

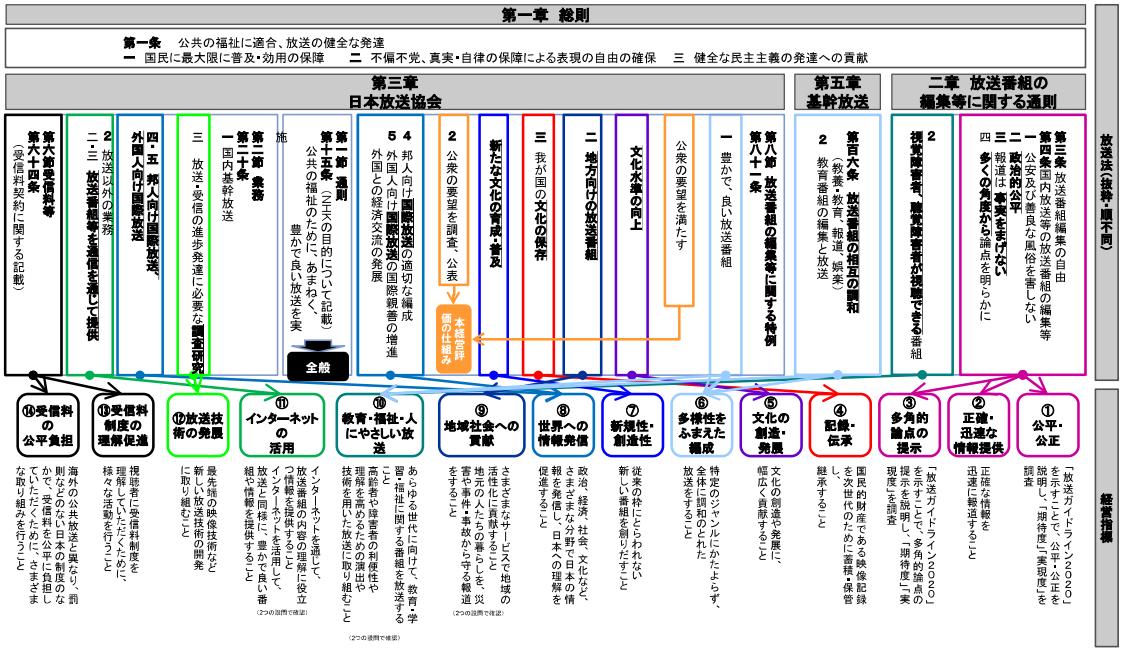

放送における二元体制の評価

NHK

- 「4. 記録伝承」「5. 文化の創造・発展」「6. 多様性」「10. 教育・福祉」等でＮＨＫに対する期待が民放よりも高い
- 公共放送と民放の二元体制は、このような差異を相互補完し、切磋琢磨していると言えるのではないか

期待度

赤丸：NHKが民放に比べて5pt以上高い項目

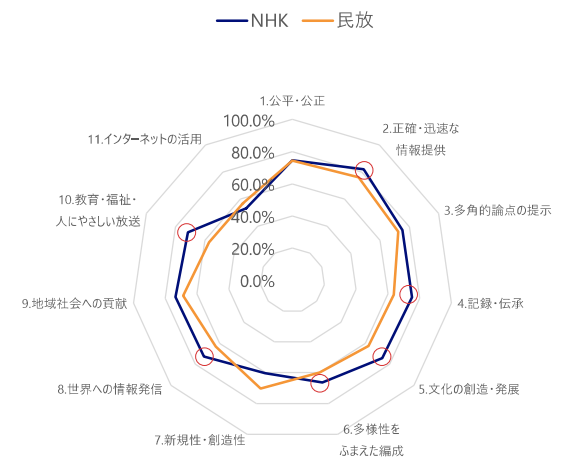

実現度

赤丸：NHKが民放に比べて5pt以上高い項目

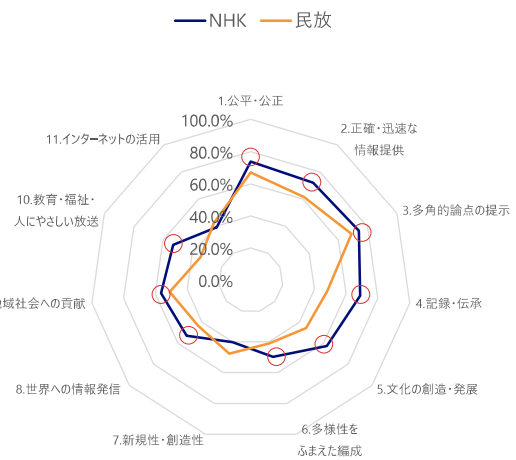

※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
出所）NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）
＊「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答。

（参考）新聞読者におけるＮＨＫの評価

- 新聞読者はＮＨＫへの期待や評価が高く、相乗効果により情報空間に貢献することを期待していると言えるのではないか
- 同時に、この関係は、情報空間における多元性確保時の前提と言えるのではないか

NHKへの期待度

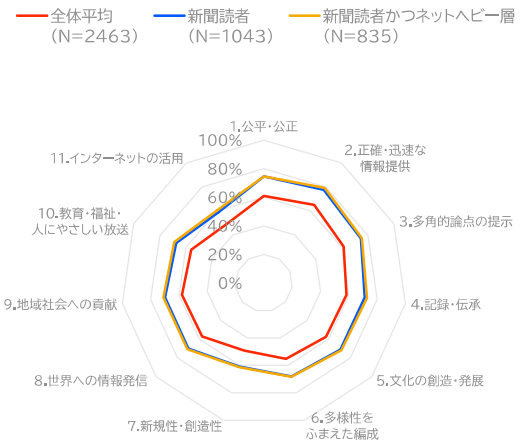

NHKの実現度評価

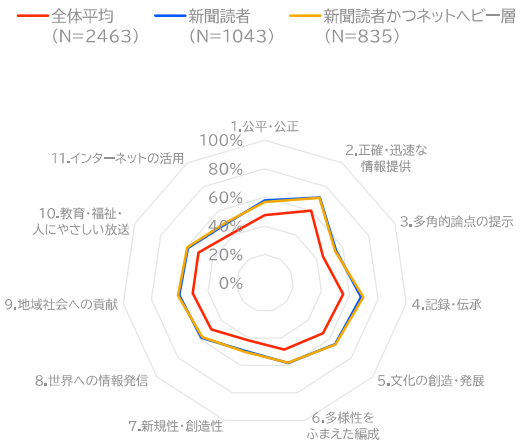

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
新聞読者：新聞を月に1度以上読んでいると回答した人
ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

ネットで情報収集する人におけるＮＨＫへの期待

- ＮＨＫの各公共的役割に対し、６～８割が期待をしている
- インターネットサービスを活用して情報収集する人は、全体平均と比べてややＮＨＫへの期待や評価が高い

NHKへの期待度

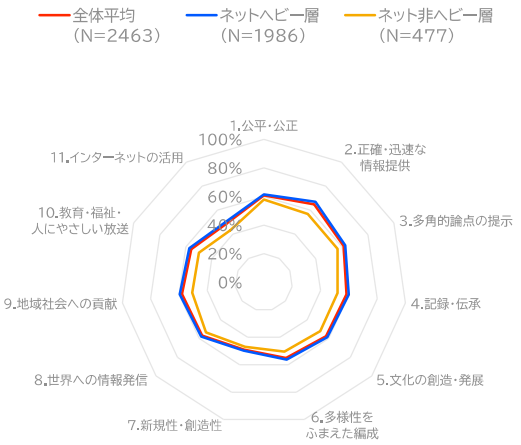

NHKの実現度評価

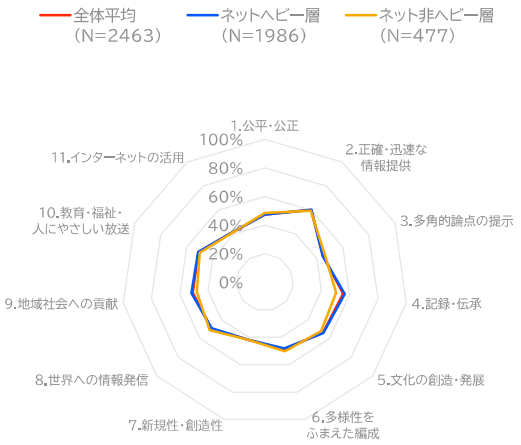

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

情報空間全体の視点～メディア環境の変化に対する幅広い課題認識

- **全体でもネットヘビー層でも**、動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して７割弱が問題視（➡修正経営計画方針の前提への賛意）

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれておらず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っていると言われています。
そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の**社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらうことのみを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、**日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、**日本の国際社会の中でのプレゼンス（存在感や影響力）が低下する**可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

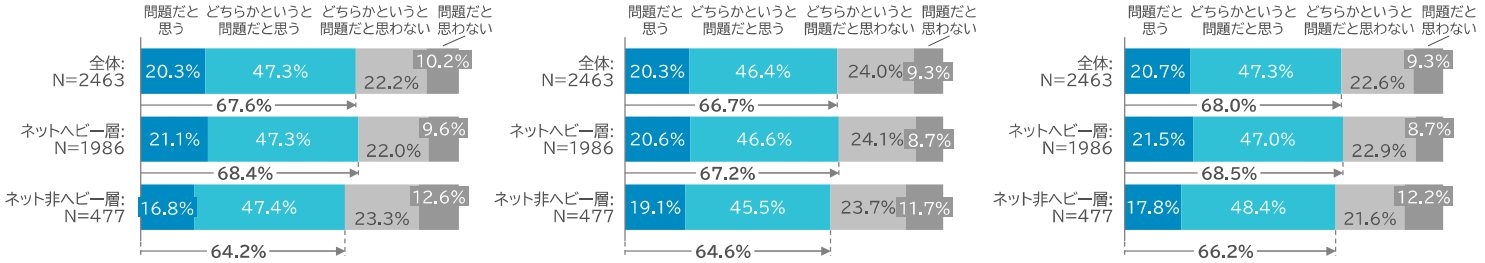

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

51

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様

52

放送と同じ価値・異なる態様：教育コンテンツへの期待

NHK

- 教育格差解決のために、家庭環境に関わらず受けられる教育や学習支援サービスが必要という考えに「賛成」の人は全体の８割超であり、６割弱の方は、ＮＨＫがネットを活用したサービスで支援することを期待

置かれた環境によって受けることができる教育に不平等が生まれてしまう教育格差が、新型コロナウイルスをきっかけに拡大したと指摘されています。
特に子どもでは問題が深刻で、コロナにより学級閉鎖やオンライン授業が行われましたが、裕福な家庭では子どもを塾に通わせたり、自身で教えたりして対処をした一方、裕福でない家庭ではその余裕がなく、学級閉鎖で授業が受けられない子どもの学力が低下し、教育格差が広がったと考えられています。
この教育格差を解決するためには、**家庭環境に関わらずに手軽に受けられる学校以外の教育や学習支援サービスが必要**だという意見があります。

教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ（Eテレ）で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは
習得が難しいため、海外の公共放送局では
以下のような一定の双方向性を備えたサイト等を
通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援
するサービスを提供しています。
そこでNHKにも、海外の放送局と同様に
インターネットを通じて学習できるサービスを提供すべきだという意見があります。

Q.あなたはどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

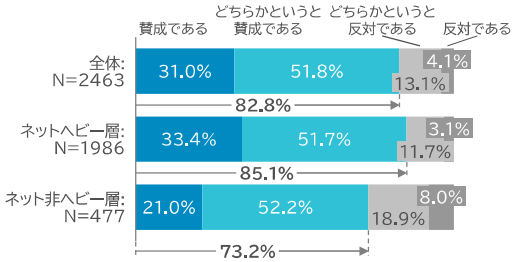

Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

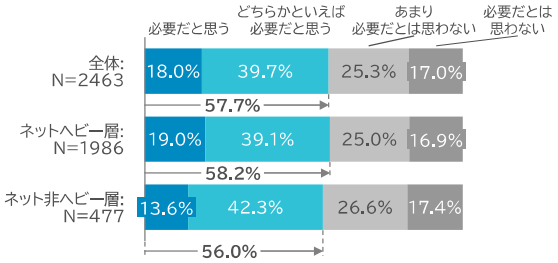

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

放送と同じ価値・異なる態様：フェイク・分断への対応

NHK

- フェイク（分断）アラート（第一期社会実証③）
  インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用（基本的な情報の共有（同報性）、多元性）で対応することを企図しているもの
  ➡インターネット特有の課題について、行動変容を促す効果が確認された

・分断のネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった（時間をおいて効果・効用を分析）

・分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された（利用者の7割弱）

（参考）フェイク（分断）アラート：行動変容の効果分析

NHK

- フェイクアラート利用有無による行動変容の差を明らかにするサービスの実証調査を実施
  - グループを二つに分けて調査（フェイクアラート無しの通常のニュースサイト利用、フェイクアラート有りのニュースサイト利用）。1週間後に再度調査を行い、効果が継続しているか分析
- ネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった
  - フェイクアラートサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増え、さらに1週間後も継続
  - 一方、フェイクアラート無しのサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増えたが、1週間後には元の水準に戻った
- 分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された

Q.あなたが、ふだんメディアを利用をする際に気を付けたいと思っていることについて、あてはまると思うものをお知らせください。
情報・コンテンツの真偽を確認するようにする

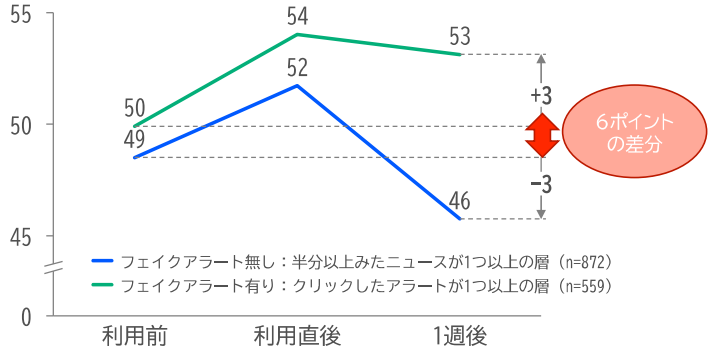

Q.共有機能について、どのように評価しますか。
以下の中からあてはまるものをすべてお知らせください。(いくつでも)【必須】
（母数：ネットワーク図を見た人の中で、共有機能を利用して、ニュースを共有したいと回答した人388人（見た人の中の58%））

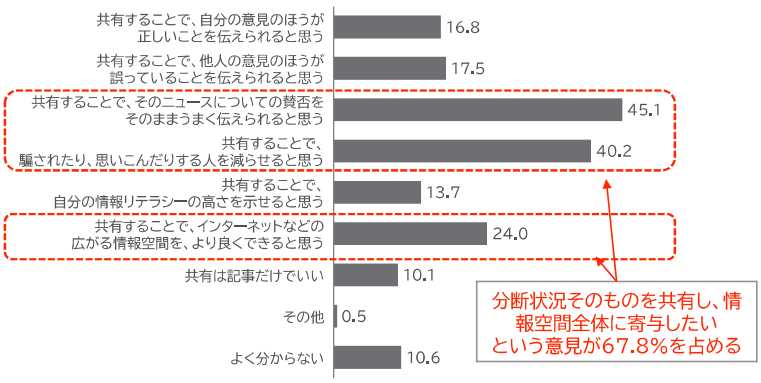

出所）NHK(ネット)調査 【サービス利用調査】調査日：2022年11月4日(金)～2022年11月6日(日) サンプル数：4000(2000×2)全国 15-79歳 ブロック別の人口動態割付
【追跡調査】調査日：2022年11月11日(金)～2022年11月14日(月) サンプル数：3499(1757、1742)サービス利用調査回答者全員に配信し、期間内に回答が得られた方

放送と同じ価値・異なる態様：フェイク（分断）アラート

NHK

（参考）社会貢献・業界貢献、オープンイノベーション

- フェイク（分断）アラート（第一期社会実証③）

  その分析アルゴリズムについては、論文の形で公開（学会誌投稿中）

How Many Tweets Do We Need?: Efficient Mining of Short-Term Polarized Topics on Twitter: A Case Study From Japan

ABSTRACT

1 INTRODUCTION

CCS CONCEPTS

KEY WORDS

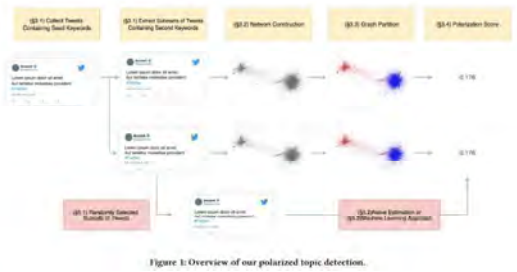
Figure 1: Overview of our polarized topic detection.

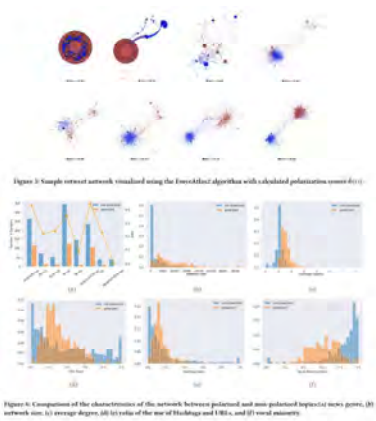

- 同技術は特許出願中（なお、放送局・新聞社からの要望があれば提供想定）

放送と同じ価値・異なる態様：一望・連続再生～ネット版“総合編成”

NHK

- **一望・連続再生（第一期社会実証⑥）**
  インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用
  （基本的な情報の共有（同報性）、多元性）で対応することを企図しているもの
  ➡放送での“総合編成”と同様の効用がネットにもたされることを確認

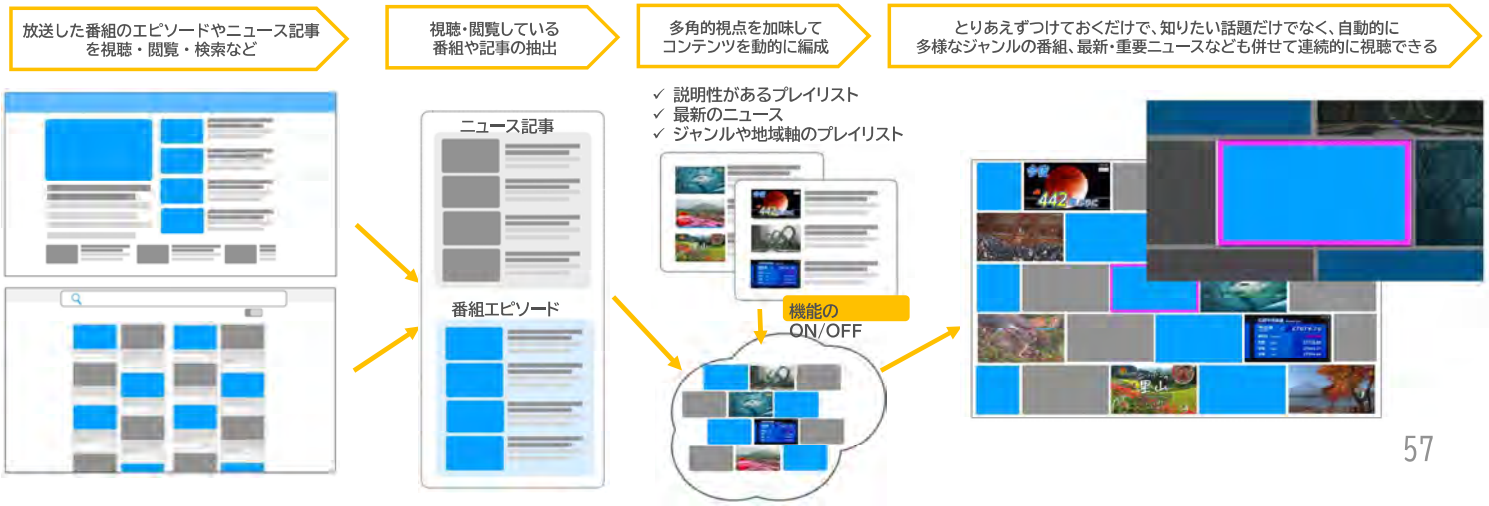

放送と同じ価値・異なる態様：「社会実証」から～非テレビ層

NHK

- 令和３年８月２７日、総務省より、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズ検証のため、テレビを保有していない方々を対象とした社会実証実施の要請
- ＮＨＫの新たな在り方に繋げることを目指し、情報空間におけるＮＨＫの意義や存在価値の確認を実施

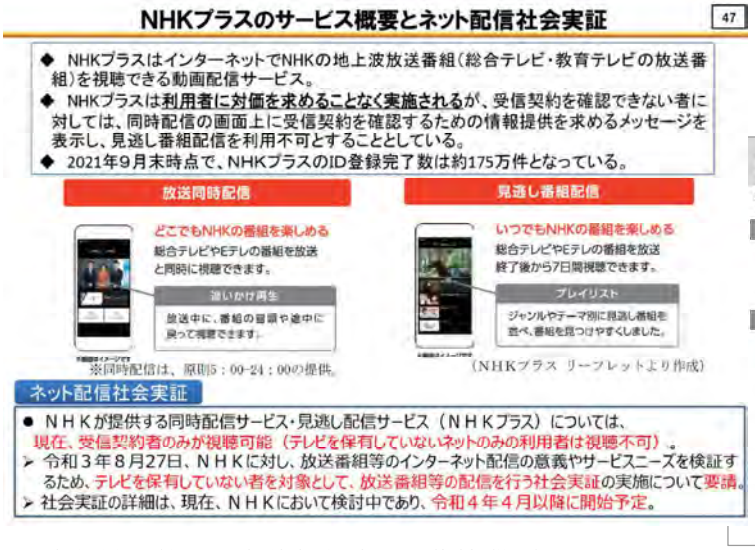

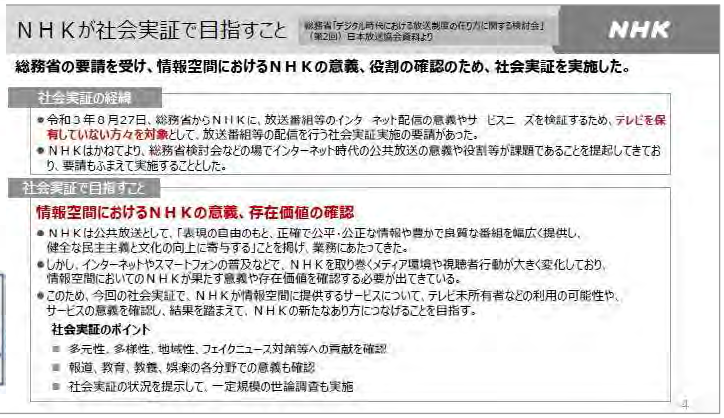

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第1回）

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

放送と同じ価値・異なる態様：「社会実証」から～非テレビ層

- 社会実証の対象者から、情報空間におけるＮＨＫの意義や存在価値に対し７割程度の有用性を確認した
- また、テレビ層についても同様の結果となった

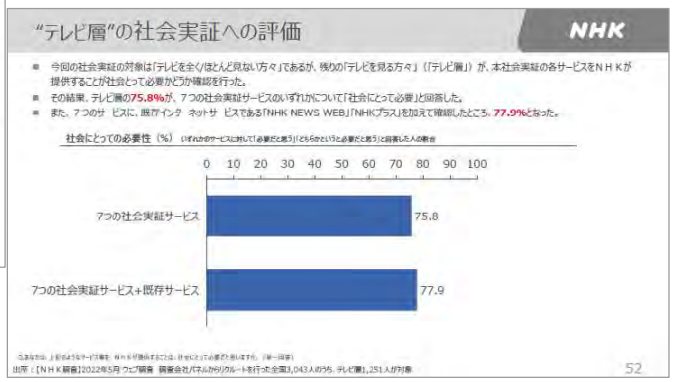

59

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

非テレビ層のインターネット特有の課題に対する認知・問題意識

- ネットに慣れているであろう「非テレビ層」でも、フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識を持っている人は少なくない

Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きていると言われています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。

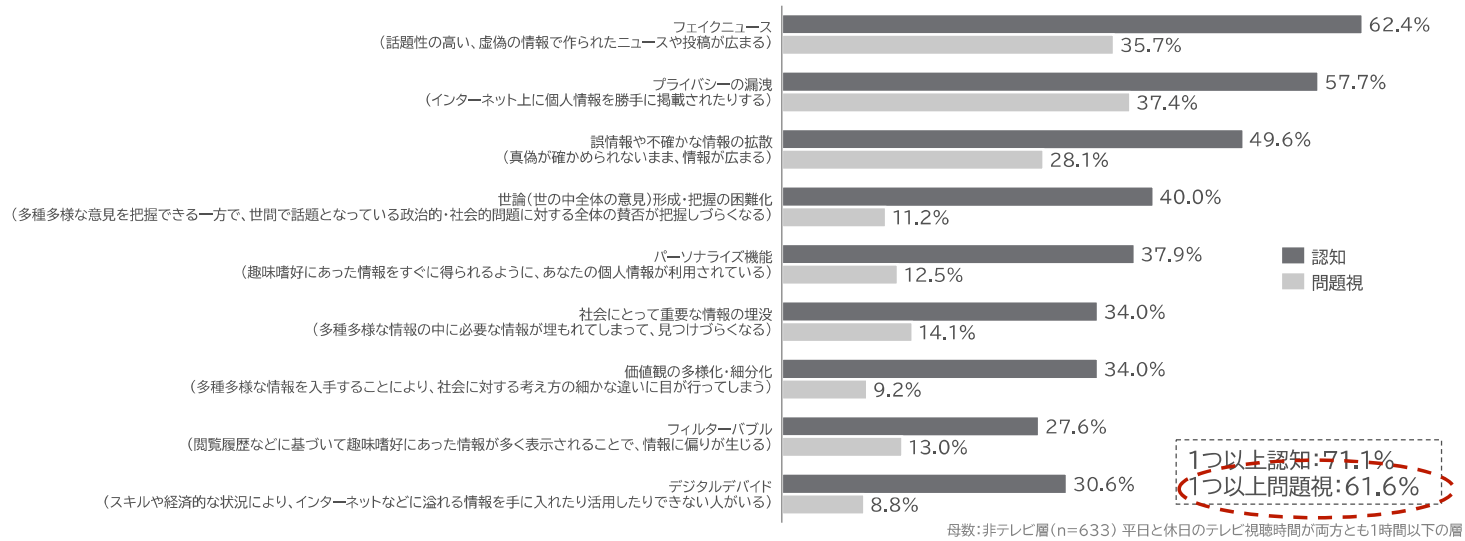

母数：非テレビ層（n=633）平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層

60

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

非テレビ層のＮＨＫへの期待

- 非テレビ層でも、公共的役割に対し**1つ以上期待している人が約6割**存在

NHKの公共的役割に対して、1つ以上期待していると回答した人(%)

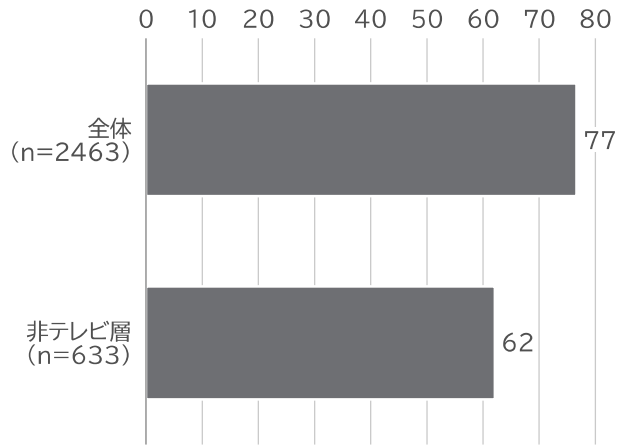

NHKの公共的役割に対して、1つ以上実現していると回答した人(%)

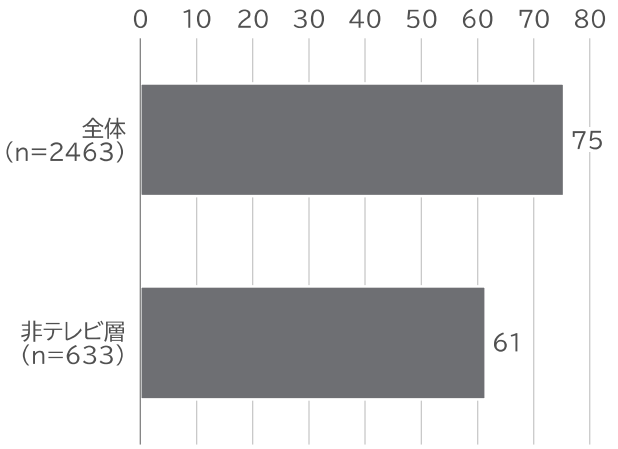

期待は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人
非テレビ層：平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

（参考）非テレビ層のＮＨＫへの期待

- 非テレビ層でも、約5割程度の期待を示している項目がある(**役割を1つ以上期待している人は62%**)
- 評価軸は全体と同じ傾向であることが分かる

NHKへの期待度

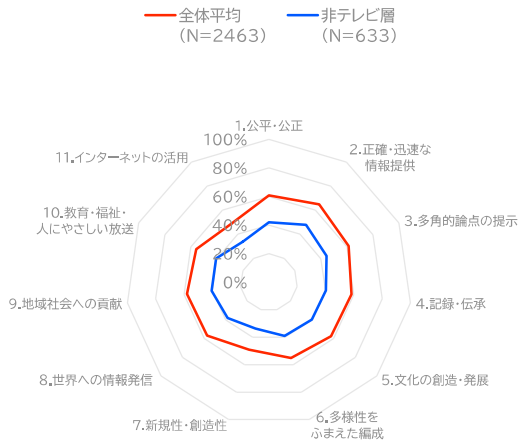

NHKの実現度評価

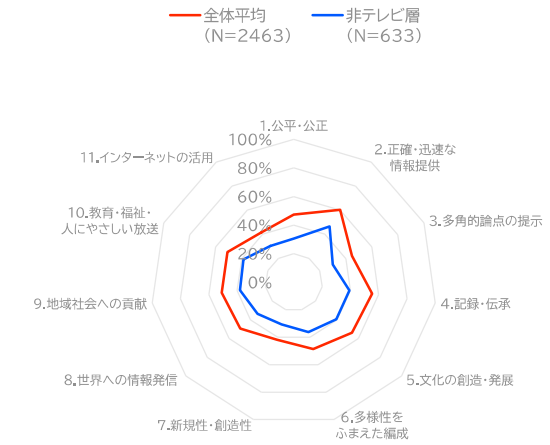

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
非テレビ層：平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

非テレビ層（特にテレビ非保有者）からの声

NHK

- テレビ非保有者と想定される方より、ＮＨＫプラスを登録/利用したいがテレビを持っていないため受信契約ができない旨の問い合わせ、ＳＮＳでの書き込み等が少なくない状況であり、テレビ非保有者のご要望が観察できる

コールセンターに寄せられた声（一部）：
（視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している）

・テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか

・払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか

・テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声（一部）：
（開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている）

・NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらないようになっている

・テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するなってこと？

・テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

- ＮＨＫのインターネット活用業務は、放送を補完するものであり、支払者との公平性からも、許容は不可能。（放送法において禁止されている（20条11項：**放送の受信設備**を対象とする受信契約制度の趣旨に反しないこと））

（参考）受信料支払者の意識

NHK

- 受信料支払者の42%が「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない」と思っている。
- **“不公平感”**について、強い意識が存在している。**（＝ネットのみ利用層のフリーライドを許容できる限界）**
- **ネットサービスの期待に貢献したい思いと、負担の公平性確保の両立が“息苦しさ”の一部**

Q.あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか。
他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない
（「そう思う」と回答した人の割合：%）

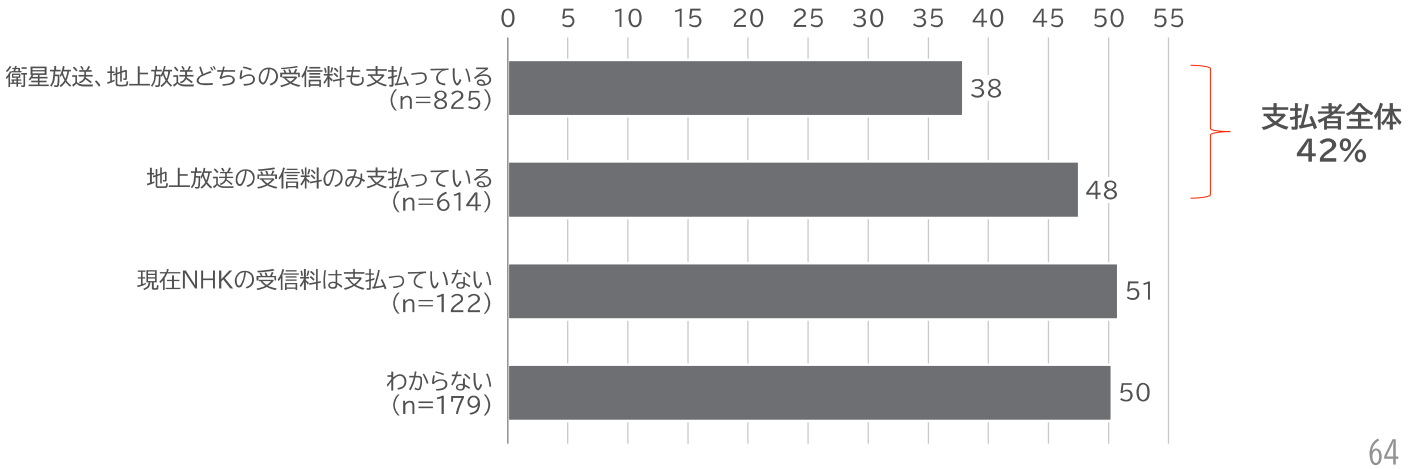

出所）NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）

社会環境の変化を踏まえたＮＨＫの取り組みへの期待

NHK

- ＮＨＫが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目１、３の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して、ネットヘビー層の６割が評価すると回答　➡　優先していくべき事項

感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」、「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
1.「“安全・安心を支える”」
災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。
■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。
3.「“あまねく伝える”」
地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。
■二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靭な放送ネットワークを維持します。
■レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、NHKが社会環境の変化を踏まえ、以上のような重点項目と具体施策の追加を行い、今後取り組んでいくことを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

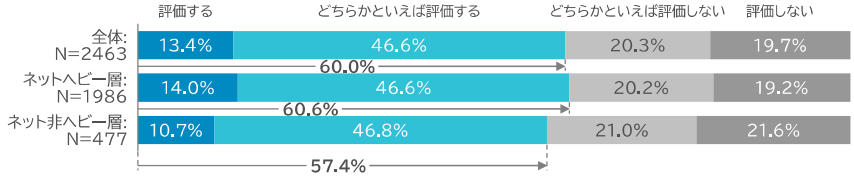

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

（参考）方針１・３を評価するネットヘビー層

NHK

- 修正経営計画の方針1・3を評価しているネットヘビー層は、ＮＨＫの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待をしている

NHKへの期待度

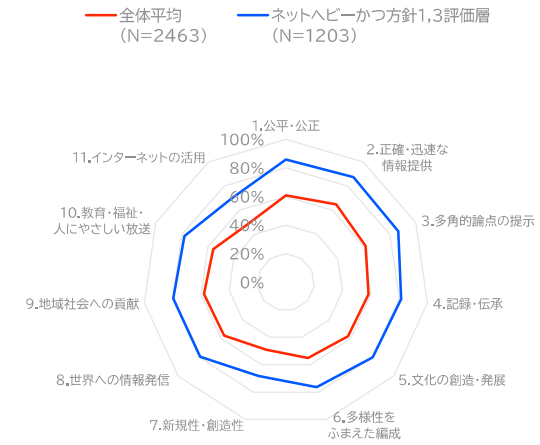

NHKの実現度評価

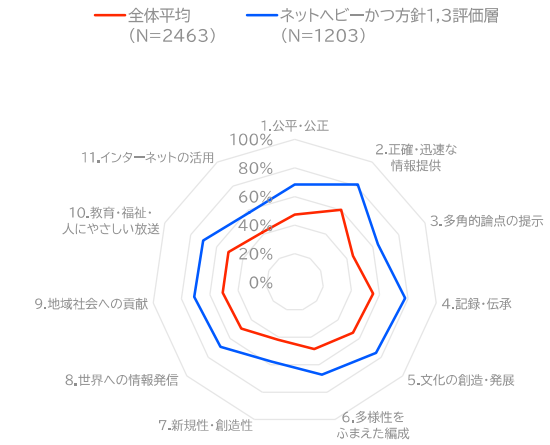

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
※方針1,3評価層：NHKが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目1、3の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して「評価する」「どちらかというと評価する」と回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

寄与できること、すべきことは何か

NHK

情報空間の参照点への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

信頼できる多元性への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

NHK

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

前提：望ましい情報空間の実現とメディアの構造変化

NHK

- メディアの偏在化・水平化の構造の変化に伴い、メディア全体で望ましい情報空間の維持に努める必要があるのではないか

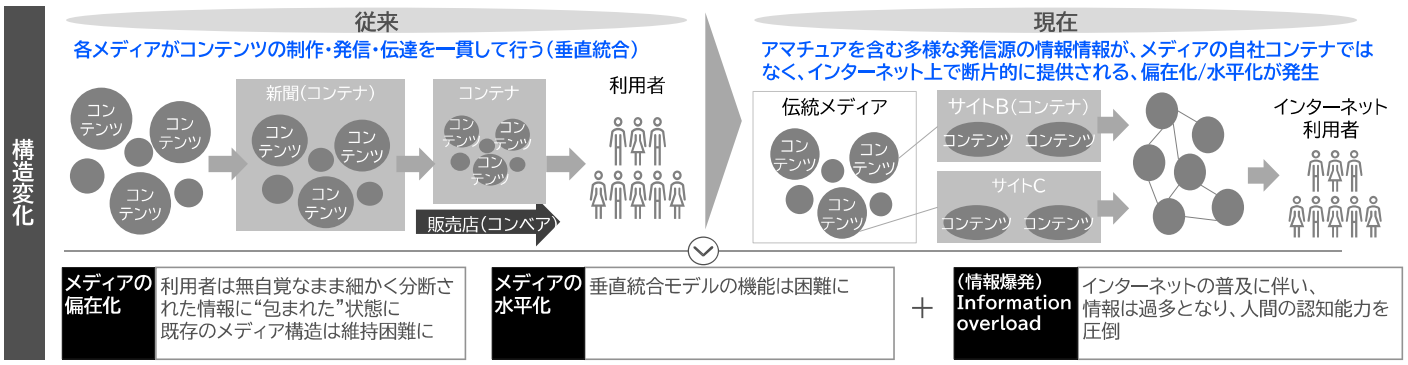

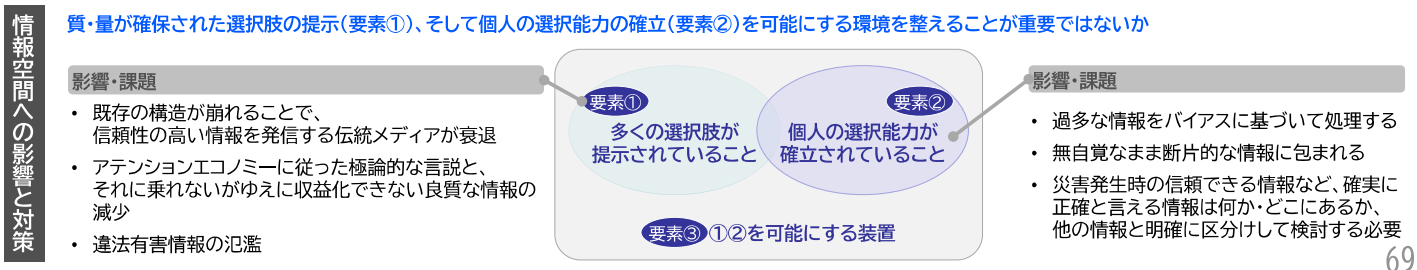

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）等から

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 情報空間の変容を踏まえた、公共放送の役割、在り方（そして規律）については、様々な論点がある

- 放送に準じた放送同時配信等
  - インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった**放送の価値をインターネット空間にも浸透させていくことが重要**となっており、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなる。
  - 第１に、論点の２について、同時配信の本来業務化でございます。ジャーナリズムに裏づけられた公共的な動画配信が日本で遅れた結果、健全なデジタル社会に必要な情報空間に若い世代を含む人々が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、その場が海外サービスに左右されたりするといった事態が危惧される状態だと私は思っております。本来業務化によりＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、**民間放送も含めて公共的な情報が適切にネットに供給され、健全な世論が形成されることを、デジタル社会の基本政策として確保することが必要**であると私は思っております。（宍戸構成員）

- 放送の視聴習慣が失われる中での公共放送の提供
  - 生命・身体・健康の維持のための情報や、個人の自律的な生き方を考えるための情報、社会や経済、政治など公共にかかわる情報など、**国民全体が共有すべき基本的情報**を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強みですが、テレビ保有率が低下傾向にあり、放送の視聴習慣が失われつつあるなか、**公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点**となります。（曽我部構成員）

出所：デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ、公共放送ワーキンググループ（第1回）

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 情報空間のエコシステム（市場規律を含む）全体の中で果たし得る役割を踏まえ、規律を検討すべきとされる

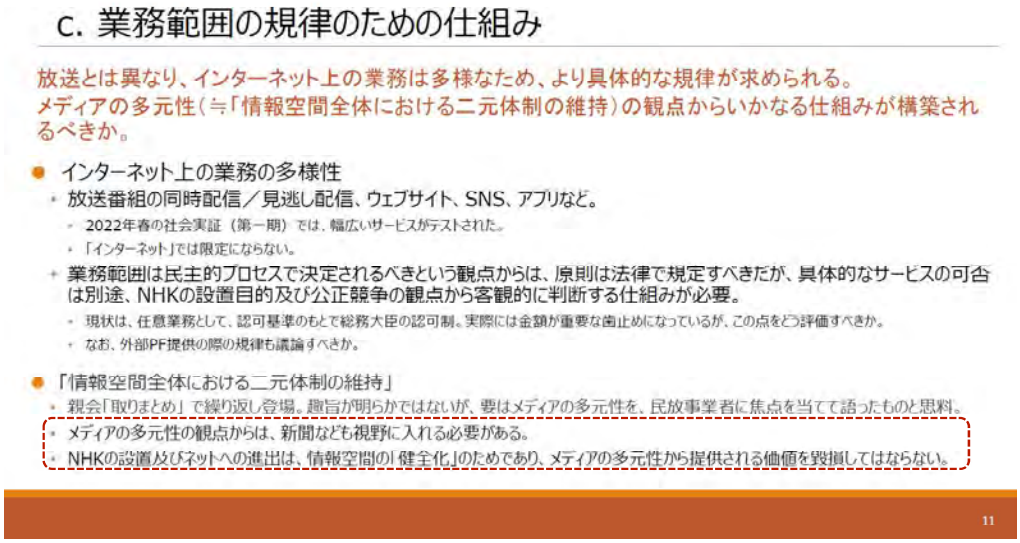

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

11

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 公共放送に期待される役割の前提には「独立性」等が要請されており、これを意識した規律づけが必要ではないか

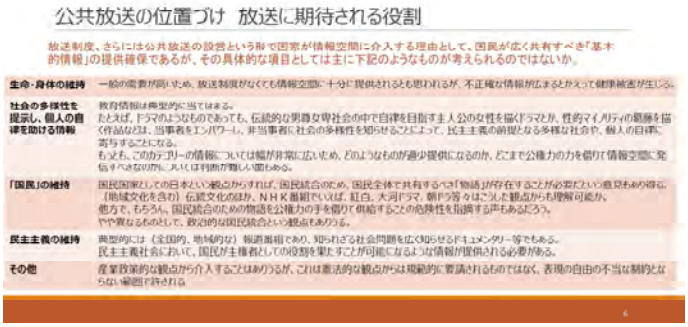

公共放送の位置づけ　放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設置という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようなものが考えられるのではないか。

生命・身体の維持	一般の需要が同じため、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されるとも思われるが、不正確な情報が広まるとかえって健康被害が生じる。
社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報	教育情報は典型的に当てはまる。 たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。 もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いため、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのかについては判断が難しい面もある。
「国民」の維持	国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有するべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。 【地域文化を含む】伝統文化のほか、ＮＨＫ番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。 他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。 やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。
民主主義の維持	典型的には（全国的、地域的な）報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。 民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。
その他	産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）
「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」
（曽我部構成員資料）

欧州放送連合(EBU)のとりまとめた**公共サービスメディアのガバナンス原則**に従い、求められる規律の要素についてまとめた

情報空間の参照点の提供

独立性　専門的制作能力　多様性

多元性の確保への貢献

創造性　アクセス　・・・

多元性確保（市場影響への配慮）

透明性、説明責任　持続可能性

出所：EBU, Governance Principles for Public Service Media, 2021

根本：民主主義的な意味での「知る権利」への貢献

NHK

- 民主主義の観点では、消費者的な意味での知る権利とは異なり、知りたいことだけを知れば足りるということではなく、多様な意見を知るということが求められ、情報空間全体への貢献について、視聴者・国民はそのような期待をＮＨＫに対して示している

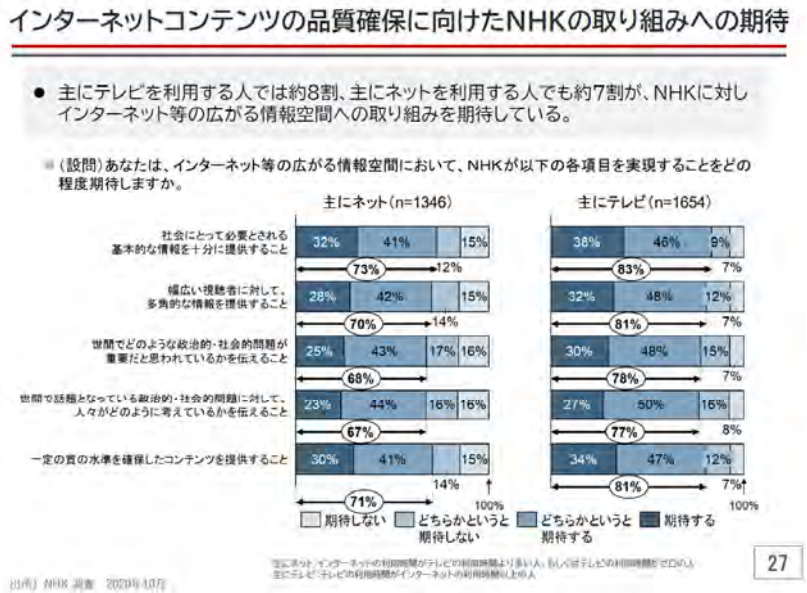

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

73

規律に関する論点の模式図

NHK

- 業務範囲については、欧州の事例を踏まえると、以下のような論点となるのではないか

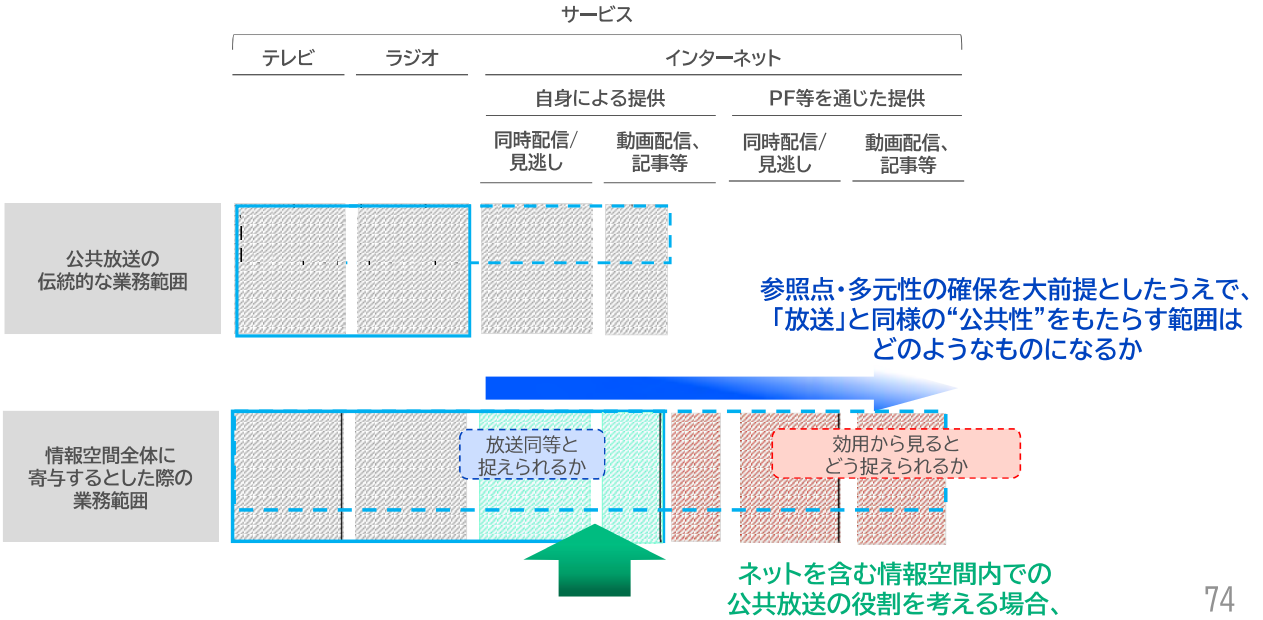

74

欧州の事例から（参照点・多元性を確保した判断）

NHK

- イギリスでは、当局による競争評価を含めた厳格な「公共性テスト」を実施し、適否を判断
- ドイツでは、提供形態・内容を事前に詳細に規定

	イギリス	ドイツ
新しいサービスを提供する際に必要な手続き	• **ＰＩＴ（Public Interest Test、公共性テスト）の実施** ＢＢＣが公共サービスに関する重要な変更を行う場合、変更提案を行う前にＰＩＴが行われる（協定書(2017）第8条）。 ※ＢＢＣが提案する変更を重要だと判断しなかった場合も、Ofcom（情報通信庁）が重要だと判断した場合は、Ofcomの要請に従いＰＩＴを実施する。 • **ＰＩＴを踏まえたOfcomの承認** ＰＩＴの結果に対し、ＰＩＴの3つの構成要素を満たしているか等がOfcom目線で分析される（ＢＣＡ（BBC Competition Assessment））。 - 検討すべきポイントが限定される場合には簡易評価を実施 - ＢＢＣはOfcomの最終決定の遵守義務を負う	• **３段階テストの実施** 新たなテレメディアの提供、提供するコンテンツの本質的な変更がある場合、各公共放送局は各監督機関に対して３段階テストに照らし問題がないことを証明する(メディア州間協定第33条)。 • **各公共放送局評議会による承認** ３段階テストの結果を踏まえ、各公共放送局の監督機関である評議会が新たなテレメディアの提供、本質的な変更を認可する。 - 審議結果・決定理由は専門家意見を含め公表される • **テレメディアコンセプトの更新** 各公共放送局は具体的な内容や主要なターゲット、提供期間などを詳細に規定したテレメディアコンセプトを作成、明示、更新しなければならない。
公共性テストの分析項目 	• **ＰＩＴでの分析項目** - 変更提案は、ＢＢＣのミッションの達成と、５つの公共目的のうち1つ以上の公共目的の促進に貢献すること - 変更提案は、市場の公正かつ効果的な競争に悪影響を及ぼさない妥当な措置が図られていること - 変更提案における公共価値は、提案により生じる市場競争への悪影響のリスクに比べ、有意義であること	• **３段階テストの分析項目** - 当該コンテンツが社会の民主的、社会的、文化的ニーズに合致していること - 当該コンテンツが質的な観点からジャーナリズム上の競争に寄与していること　※市場への影響も分析 - 当該コンテンツに必要な財政支出

まとめ

各国共に情報空間の変化と共にインターネットサービスの提供を強化する必要性が生じてきている。イギリスではインターネットサービスの提供内容・条件は具体的に規定されていないが、 **サービスの提供に際しては提供方法や媒体等について、公共性テストやOfcomによる審査が行われる。**一方、**ドイツはテレメディアの提供内容・条件を具体的に規定**しているが、**全国民に公共サービスを届ける使命が重んじられているほか、放送の自由の原則（コンテンツの選択・内容・制作を自ら決定する権限が放送局にある）がテレメディアにも適用される**ため、各公共放送局におけるテレメディアの**形態や媒体等の自由が許容されている。**また、いずれも新しいサービスを開始・変更する場合には**公共性が市場影響等を上回るか審査**される。

75

欧州の事例から（情報空間全体に貢献する際の“公共性”）

NHK

- イギリスでは、情報の提供・教育・娯楽という伝統的定義は変えず、注力する「公共目的」を明記
- ドイツでは、提供形態・内容を詳細に記述している（娯楽定義等）

	イギリス	ドイツ
インターネットサービスの定義	• 特許状（2017）第7条にて、**ＢＢＣが公共目的を達成するために実施する公共サービスの構成要素の一つと規定**	• メディア州間協定第27条にて、**インターネットサービス（テレメディア）は放送と並ぶ公共放送の任務と規定** • 公共放送のテレメディアには以下が求められる(メディア州間協定第30条) - 放送前/後のオンデマンド番組・独立した視聴覚コンテンツ - 購入した欧州の長編映画/TVシリーズ/委託でない制作物は放映後30日以内、国内主要イベント/第1・第2リーグ(サッカー)試合は放映後7日以内のオンデマンド配信 - 有益な歴史や文化の記録（アーカイブ）
インターネットサービスを規定する公共放送のミッション・公共目的	• ＢＢＣのミッション（特許状（2017）第5条） **情報の提供・教育・娯楽**に供する、不偏不党、高品質、かつ独自のコンテンツ及びサービスを通じて全ての視聴者に奉仕し、公共の利益に基づいて行動すること • **ＢＢＣの公共目的**（特許状（2017）第6条） ① 人々が、自身の周囲の世界を理解し関わっていくために有用な、**不偏不党のニュースや情報**を提供すること ② 全ての年代の人々の**学習を支援**すること ③ **最も創造的で、最高品質の、独自性あるコンテンツ及びサービス**を提供すること ④ 英国のすべての国・地域の**多様なコミュニティを反映**し、代表し、奉仕するとともに、それらの活動を通じて**英国中のクリエイティブ経済を支援**すること ⑤ **英国に関する事柄と、文化・価値観を世界へと発信**すること	• **公共放送の使命と原則**（メディア州間協定第26条） - 個人及び公共の自由な意見形成に資するものとして活動し、**社会の民主的、社会的及び文化的な需要を満たす**こと - 全ての生活領域における重要な出来事について、**包括的な概観を提供し、社会的な結束を促進する**こと - 提供物は**教養・情報提供・助言及び娯楽に資するもの**とし、**娯楽は公共放送の性格に合致するもの**とする。 （23年1月発効予定のメディア州間協定改正案では**提供してよい娯楽番組の条件を文化/教養/情報/暮らしの助言の4分野に資するものと定める**） - **報道の客観性、不偏不党性、多様性、提供物の調和**を考慮すること - 個人的・公的意見形成に奉仕する放送の**「基本的供給」を担い、存続と発展が財源等の面から保障されること** • **ＺＤＦのミッション**（ＺＤＦ定款3条1項～3項） - ドイツ国民に世界の出来事と現在のドイツを総合的、客観的に伝え、個人及び世論の自由な形成を促進する - 各州の出来事やドイツの文化的多様性を適切に紹介する - 人間の尊厳、生命、自由、他者の信念と意見、道徳的・宗教的信念、自然と環境への尊重に寄与する - ドイツにおける一体感を促進し、社会全体の統合に貢献する

76

欧州の事例から（インターネットサービスの限定）

NHK

- イギリスでは、注力する「公共目的」、市場影響を明記した規律
- ドイツでは、動画・音声を含む等の形態まで事前に詳細に規律

	イギリス	ドイツ
インターネットサービスの提供範囲（または制限）	• ＢＢＣの提供するインターネットサービスは下記の条件を満たす必要がある（特許状（2017）第7、9、11条）。 – **ミッション・公共目的に資するコンテンツを提供する**こと – **国内利用者向けのサービスである**こと（以上第7条） – **経済的・社会的・文化的便益がコストを上回る**こと（第9条） – **市場競争への悪影響を回避する**よう努めること（第11条）	• 公共放送の提供する“テレメディア”は下記の条件を満たす必要がある（メディア州間協定第30条）。 – プレス（新聞・雑誌等）との違いを担保するため、**テレメディアコンテンツは動画・音声を含むこと** – テレメディアでの**商業広告・スポンサーは禁止** – その他**メディア州間協定に記載されたネガティブリストのコンテンツ提供が禁止**（料金比較ポータルサイト等17項目）

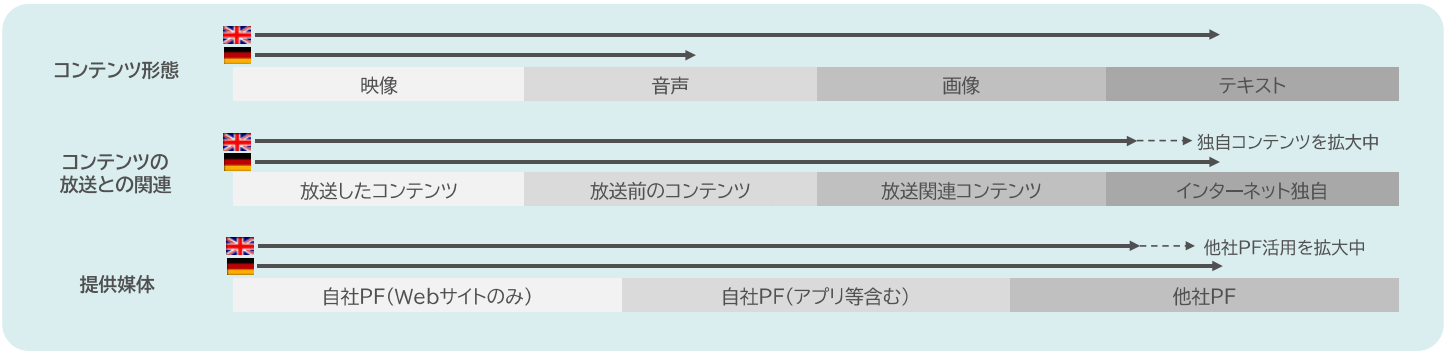

欧州の事例から（イギリス・ドイツ公共放送の概要）

NHK

	イギリス	ドイツ
主な公共放送局	• ＢＢＣ（イギリス放送協会）	• ＡＲＤ（ドイツ公共放送連盟） • ＺＤＦ（第2ドイツテレビ） • ＤＬＲ（ドイツランドラジオ）
公共放送の根拠法/協定	• **特許状（Charter）** • **協定書（Agreement）**	• **メディア州間協定**
公共放送の規制当局	• Ofcom	• 各公共放送局のテレビ評議会・管理評議会
サービスに関する取り決め/規制当局による規定	• Ofcom事業運営フレームワーク • Ofcom事業運営ライセンス	• ＡＲＤ州間協定 ※ＺＤＦ、ＤＬＲも同様
公共放送の主な財源	• **受信許可料（Licence Fee）** – 特許状によって定められる – 英国内で受信許可を持つ世帯・施設に支払義務あり	• **放送負担金（Rundfunkbeitrag）** – 租税一般法典、放送負担金州間協定、放送財源州間協定で定められる – 受信機の有無問わず全ての住居占有者・事業主に支払義務あり
公共放送が、上記財源の範囲で提供するサービス	• **受信許可料を財源として提供できるサービスは「公共サービス」のみである**（協定書（2017）第49条）。 – 「公共サービス」：商業活動や国外向けサービス等は含まれないが、放送・ラジオ・インターネット等の媒体を包括的に含む – ＢＢＣは「公共サービス」として国内放送・ラジオ、iPlayer（同時・見逃し配信）を中心としたインターネットサービスを提供している	• **放送受信機に応じて徴収する制度から住居単位で徴収する制度に変わったことで、インターネットサービス（テレメディア）も放送負担金が前提とするサービスとなった**（第15次州間協定改正による）。 – 主にＡＲＤ、ＺＤＦが国内放送、ラジオ、テレメディアを提供している – テレメディアでは自社PFによる同時・見逃し配信サービスに加え、独自のコンテンツを様々な**外部PFでも提供**している

本日の説明のまとめ

まとめ～情報空間全体への貢献の視点から

情報空間の参照点への貢献の要請

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い
（とくに、修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献すること）

伝統メディアとともに、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）

信頼できる多元性確保への貢献の要請

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に求められていると考えられる

上記を踏まえた、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担の考え方

上記2点を踏まえ、「放送」と同様の“公共性”の効用をもたらす業務範囲、情報空間全体を踏まえた、核となる“公共性”の範囲で、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担を考えるのが適切なのではないか

他方、規律については、報道・言論機関であり、そもそもの価値の期待の源であることを踏まえ、「独立性」等を担保したうえで検討すべきであり、公共放送のインターネット活用で先行する欧州の事例を参照することを考えてもよいのではないか

上記を踏まえたご検討が進み、ＮＨＫが視聴者・国民の期待に応えられることを期待

NHK

日本民間放送連盟

総務省「公共放送WG」ご説明資料

2022年11月24日

一般社団法人　日本民間放送連盟

はじめに

- フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。
- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。民放事業者は「放送」で培ってきた信頼性を堅持しながら、新たな事業領域であるインターネットにおいても、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。
- インターネットはグローバル企業を含めた大小さまざまなプレーヤーが切磋琢磨している事業領域です。公共放送のインターネット活用業務の在り方によっては、こうした事業環境に大きな影響を与える可能性があります。

論点１　インターネット時代における公共放送の役割（１）

- 第２回会合で曽我部構成員から、▽情報空間の健全化のためにNHKに役割が期待されるとしても、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない、▽NHKの業務範囲は原則法律で規定すべきだ、▽具体的なサービスの可否を、NHKの設置目的および公正競争の観点から、客観的に判断する仕組みが必要、▽NHKがネットに進出することで、他のメディアの存在が脅かされることになれば、情報空間全体としてプラスにならず本末転倒である――とのご意見がありました。これらは非常に重要な指摘だと受け止めています。
- 情報空間におけるメディアの多元性確保のために、NHKと民間事業者との公正な競争環境が維持されるよう、議論を丁寧に進めていただきたいと考えます。

論点１　インターネット時代における公共放送の役割（２）

- NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、不断に一体的な改革を進める必要があることは、言うまでもありません。
- 民放連はNHK経営計画修正案に対し、「受信料水準等の見直しが実現することを評価するとともに、引き続き、三位一体改革が推進されることを期待する」旨の意見を表明しました。NHKがインターネット活用業務に変更を加えようとするのであれば、受信料および経営の在り方との関係を整理し、広く視聴者・国民の理解を得ることが欠かせません。

論点２　NHKのインターネット活用業務の在り方（１）

- 複数の構成員から、安定した受信料財源に支えられたNHKのインターネット活用業務は、公正競争を阻害しないことが求められる旨のご指摘がありました。
- 林構成員からは、①市場の画定と競争阻害効果の識別を行い、個別具体的に分析すべきだ、②欧州では公正競争の観点から公共放送に関するルールが作られている、などのご指摘もありました。
- 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、 ▽広告収入を得ない、 ▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。
- NHKが必須（本来）業務化などを検討しているのであれば、その趣旨や業務内容を具体的に説明していただきたい。そのうえで、関係する民間事業者や視聴者・国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行っていただきたいと考えます。

論点２　NHKのインターネット活用業務の在り方（２）

- 内山構成員、飯塚構成員からは、海外の動画配信プラットフォームの隆盛や、国内事業者との競合について知見が示されました。動画配信事業者・プラットフォームに対するNHKのコンテンツ提供の在り方については、こうした視点も重要と考えます。
- NHKが提供するコンテンツの前後にCMが表示されるサービスが確認されました。これは、「サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や 広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき」は提供しない、とする「NHKインターネット活用業務実施基準」に抵触すると考えます。
- NHKが提供するコンテンツに、CMや広告が近接して表示されることは不適切です。

6

論点３　民間放送事業者への協力の在り方

- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。したがって、NHKとの協力・協調の可能性は、ケース・バイ・ケースで判断するのが基本です。
- テレビ受信機を持たない層へのリーチの確保は、民放事業者にとっても共通の課題です。NHKには引き続き、インターネット配信に関する技術的知見・情報の共有などを期待します。

7

論点４　インターネット活用業務の財源と受信料制度

- NHKインターネット活用業務の必須（本来）業務化について検討するのであれば、財源および受信料徴収の問題をしっかりと議論し、結論を得ていく必要があります。
- PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならないと考えます。

8

ローカル局のネット展開

＜ご質問（内山構成員）＞
ローカル社の自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

- 民放連事務局が把握しているローカル局のライブ配信の実例としては、▽九州朝日放送が2022年４月から、朝の情報番組「アサデス。」のスマホアプリ向けライブ配信を実施、▽TOKYO MXが2015年から、スマホアプリ/Webサイト「エムキャス」で朝のニュース番組等のライブ配信を実施――があります。
- ローカル局の同時配信等の展開について、現時点で見通すことは難しいと考えます。ローカル局がライブ配信を実施するには、実施費用、著作権処理、運用人員の確保、マネタイズなど、さまざまな課題があると聞いています。先行事例の視聴者への浸透や評価なども踏まえ、今後、各社が判断するものとみています。

9

民放事業者が取れないリスク

＜ご質問（瀧構成員）＞
「NHKは民間よりもリスク投資をしやすい財源を持つ」とのことだが、インターネット対応について、民間が取れないリスクとは何か。

- 「民放事業者はネット配信の投資において、どのような取捨選択をしているのか」といった趣旨と受け止めましたが、ネット配信は民放各社の競争領域であり、個社の戦略に関して、民放連からご説明することは難しいものと考えます。

10

情報空間の課題等

＜ご質問（落合構成員）＞
情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

＜情報空間の課題等＞

● フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。民放事業者はインターネット配信においても、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら、「放送」で培ってきた信頼性を堅持し、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。

11

NHKインターネット活用業務に対する懸念

＜ご質問（落合構成員）＞
情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

＜NHKのインターネット活用業務に対する懸念＞

● 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。

● 「理解増進情報」の範囲を拡大解釈すると、民放や新聞などと競合し、公正な競争環境を阻害するおそれが高まると考えます。また、安定的な受信料収入に支えられたNHKが同時配信等を必須業務化することにより、スポーツ中継の配信権料や出演者のギャランティなどの高騰を招くおそれがあると考えます。

● NHKはその独自性、NHKらしさに基づいた分野に注力することで、民間事業者との不要な競争を避け、健全な競争・協調関係を築いていただきたい。

２０２２年１１月２４日

公共放送ワーキンググループに対する意見
（総務省 第３回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング）

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

インターネット上に大量の情報があふれ、フェイクニュース（偽情報）の拡散といった問題が情報空間で顕在化するなか、正確な情報は欠かせず、信頼できる報道へのニーズはより高まっている。新聞・通信社は国内外に広く記者を配置し、社内に何重ものチェック体制を構築し、正確で信頼できる情報の発信に努めている。

公共放送ワーキンググループ（WG）ではインターネット上の情報空間の課題解決に向け、NHK のインターネット業務を拡大すべきだとする議論がなされている。ネット上ですでに存在感を高めている NHK が、巨額の受信料を財源にインターネット業務を際限なく拡大していけば、新聞をはじめ民間メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。言論・表現の自由や国民の「知る権利」を棄損し、民主主義の維持・発展に影響を及ぼすことにもつながるのではないか。

今般示された、NHK の経営計画（2021-23 年度）の修正案で、受信料の１割値下げが盛り込まれたが、NHK のこれまでの取り組みをもって、受信料、業務、ガバナンスの「三位一体改革」が終わったとは到底いえない。公正な競争を阻害しないという観点が極めて重要で、NHK 自ら公共放送としてふさわしい業務範囲を絞り込み、それに見合った受信料体系を示すべきで、不断の改革が求められる。

NHK が公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。WG においては、「本来業務化ありき」の議論ではなく、NHK の在り方をまず問い直し、公正競争の確保に十分留意した精緻な議論を求めたい。そのことが、情報空間における言論の多様性やメディアの多元性、民主主義の維持・発展につながると考える。

以下、具体的に述べる。

情報空間における多元性の価値について

本年 8 月に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」は、フェイクニュースやエコーチェンバーなど、ネット上の情報空間のゆがみを是正するには、NHK と民放による「二元体制」がネット空間でも維持されることが重要だと指摘した。しかし、ネット空間には NHK、民放だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な民間のメディア事業者がすでに存在し、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信している。第 2 回 WG で、曽我部真裕構成員は、NHK のネット業務拡大について「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」だと指摘した。さらに「二元体制の維持はメディアの多元性の観点から新聞なども視野に入れるべきであり、NHK のネッ

ト進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない」との発言もあり、当委員会も賛同するところだ。

情報空間全体の環境をよりよくするために NHK がネットに先導的に広く進出したとしても、他の報道機関があおりを受けてしまい、結果として改善につながらないならば本末転倒ではないか。正確で信頼できる情報を発信するメディアの多元性こそが、健全な情報空間の基盤になる。インターネットで多元的なジャーナリズムを維持していくため、WG には責任ある議論を求めたい。

公正な競争と求められる規律について

公正な競争を阻害してはならない、という視点は極めて重要だ。NHK の受信料はそもそも公共放送を維持・運営するために独占的に徴収権を与えられている「特殊な負担金」で、年間収入は約 6800 億円（2021 年度）。インターネット業務はあくまで「放送の補完」との位置付けでありながら、予算上限は 200 億円にのぼっている。新聞・通信社は広告収入や課金型モデルなど収支を勘案し、経営努力を積み重ねながら、ネット空間でも取材に裏打ちされた質の高い報道とサービスを早くから提供してきた。200 億円という NHK のネット予算の上限は、すでに、新聞・通信社単独のデジタル事業の予算を大きく上回っている。NHK ネット事業が本来業務に格上げされた場合、予算の歯止めすらなくなる可能性があり、事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。

NHK は放送番組の「理解の増進に資する情報」との名目でネットコンテンツを展開しており、なし崩し的な業務拡大の一因となっている。「NHK NEWS WEB」や「NHK ニュース防災」アプリはコンテンツの内容や訪問者数を見る限りその存在感は大きく、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と競合している。NHK が配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられないのではないか。ニュースを深掘りして解説するようなインターネットでのオリジナルコンテンツを展開している事例も散見される。民間ならば有料にしなければ採算が合わないものばかりだ。すでに外部のプラットフォームを通じてテキスト記事を配信する事例も多くあるが、今後、さらにプラットフォーム事業者と結びつきを強め、配信を拡大することになれば、民間報道機関のデジタル事業が影響を受けるのは明らかだ。

理解増進情報は NHK 自らが「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」と定義しているが、実態はこれを逸脱して拡大している。公正競争という観点だけでなく、受信料制度との整合性の観点からも課題だ。「理解増進情報」の在り方を抜本的に見直すべきだ。

民間報道機関のデジタル事業との関係でいえば、NHK はすでに各種のデジタルサイネージ（電子広告）にも記事を配信している。すでに NHK の子会社を通じた業務との競合により、価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もある。

現状、インターネット業務は「放送の補完」であるにもかかわらず、すでに動画やテキストコンテンツ、アプリなどさまざまな形態で広がっている。今後、法的な位置付けを変えて、際限なく拡大することを危惧する。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みの構築を求める

意見が複数の有識者から上がっており、その点は同意する。

ＮＨＫ改革の評価について

NHK のネット業務の在り方を議論するにあたって、これまでの改革の取り組みの評価がきわめて重要だ。今般、NHK 経営計画の修正案が示されたが、「三位一体改革」について、改革が終わったとは評価していない。「本来業務化」ありきではなく、まず公共放送の役割についての国民的な議論を尽くす必要がある。本業としての公共にふさわしい放送番組や事業はどのようなもので、そこから公共放送としてふさわしい業務範囲や付随する予算を導き出し、業務範囲に応じた受信料制度をつくり、国民や視聴者が納得する料金水準を定める、というプロセスをたどるべきだと考える。

それこそが、当委員会だけでなく政府・国会が繰り返し求めてきた業務、受信料、ガバナンスを一体的に見直す「三位一体改革」の本旨ではないか。松本剛明総務大臣は NHK が三位一体改革を不断に進めることが重要だとし、改革の中でネット業務の在り方について検討する必要性について指摘した。さらに、「一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」と述べたが、これに同意する。

当委員会はこれまで、改革の進ちょくについて指摘や質問を重ねてきたが、十分な説明が果たされていない。本業の放送番組では視聴者ニーズにかかわらず、公共放送としてふさわしいジャンルに集中すべきではないか。収支を勘案する民間では取り組みにくい報道・防災・教育・福祉・伝統芸能などが公共放送にふさわしい分野といえないか。NHK がこれまで、こうした分野で良質な番組を制作してきたことは評価しており、視聴率を意識せざるを得ない民放とは異なる観点から番組制作に集中する必要があるのではないか。近年拡大傾向にある「番宣」についても、放送時間を使ってまでやるべきものか再検討すべきだ。

子会社の業務やガバナンスに関する改革についても課題は山積している。子会社が担うべき業務は NHK 本体同様、民間に担えない業務に限定するべきではないか。会計検査院から指摘された業務の妥当性や内部留保・随意契約の割合についてその後の改善状況の具体的な開示を求めたい。関連団体への業務委託はその業務に従事する出向者の給与を業務委託費として支払う仕組みになっているケースもあり、会計検査院から経費削減に結びついていないと指摘されていた。改正放送法で中間持株会社の設立が認められたが、大事なのはグループ経営がどう変わったかを検証することだ。改革にあたっては、経営委員会にも情報開示の徹底や監視強化の舵取りを求めたい。

情報空間における課題と新聞・通信社の役割について

ネット空間が急拡大するなか、フェイクニュースの横行が民主主義への深刻な脅威になる。新聞・通信社は一次情報に接し、多くのコストをかけて信頼できるニュースを手がけ、情報の質の確保に努めている。メディア環境が激変するなかでも、世の中に流通するニュースの発信源を担い、公共性の高い情報や地域情報などを届け続ける責務がある。

しかし、情報空間が広がり、コンテンツと時間の奪い合いが激しくなるなか、ニュースの担い手の確保も切実な課題だ。第 2 回 WG で野村総研が示した調査では、「報道・取材制作を担

う事業者の衰退で報道コンテンツが手に入りにくくなる」ことに「問題」「どちらかといえば問題」と答えた割合は 75%にのぼり、「地域で報道・取材する事業者の衰退で地域情報が届けられにくくなる」ことにも、同様に 74%が問題視している。プラットフォームとの関係も含めた持続可能なジャーナリズムの在り方に関する議論が国際的にも広がっている。

ネットの情報空間においては、NHK だけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されており、NHK の在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WG には、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHK が取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

以　上

公共放送ワーキンググループに対する意見ご説明資料

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

２．ＮＨＫとの競合領域

３．まとめ

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

➢米大統領選挙をめぐる一連の混乱など、インターネット上の偽情報（Disinformation）・フェイクニュースの拡散がもたらす問題は、民主主義社会の脅威となっている。（中略）新型コロナウイルスの感染拡大に伴って誤情報やデマが拡散し、感染者や医療従事者への差別や偏見、誹謗中傷が問題化した。偽情報・フェイクニュース対策は、いまや世界中で喫緊の課題。（中略）新聞・通信社が取り組む最大の偽情報対策は、正確で信頼できる情報の発信と考える。そのために全国各地に取材記者を配置し、社内に何重もの情報チェック体制を構築して、情報の質を担保し発信している。コロナ禍では、ネット上の偽情報を打ち消し、社会の動揺を落ち着かせるための報道も推進した。今後も情報発信者としての責務を果たすことで、健全な民主主義社会の発展に寄与したい。
（新聞協会　「Disinformation 対策フォーラムの中間とりまとめについて」、2021.3.30）

➢アテンション・エコノミーの下では、丹念な取材を基に書かれた事実よりも刺激的な偽情報が利益を生み、　さらに偽情報の増加を招く実情がある。この弊害を防止するためには、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通する必要がある。
（新聞協会　総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ（案）」に対する意見 、2022.8.3）

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

コストをかけ情報の質を担保する仕組みを構築

➢記者など「編集部門」の人材は約２万人※1

➢総局・支局など通信機構は国内約２１００か所、海外約２３０か所※2。このほか、行政機関等に取材拠点を設置し、日常的な取材活動に当たる

➢デスク、校閲など社内に何重ものチェック体制を構築

➢編集綱領や記者行動規範などを定め、倫理向上をはかる

※1　22年4月現在は18,497人。https://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment02.php
※2　21年7月1日現在。『日本新聞年鑑　2022』より作成

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

不確かな情報のチェックも役割に

毎日新聞
https://mainichi.jp/ch191047912i/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF

神戸新聞　https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202007/0013549466.shtml

高知新聞　https://www.kochinews.co.jp/article/detail/379308

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタル社会、情報空間の課題を指摘する報道

読売新聞　https://www.yomiuri-osaka.com/lp/kyojitsu/

朝日新聞　https://www.asahi.com/rensai/list.html?id=1568

日本経済新聞　https://www.nikkei.com/theme/?dw=18032300

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタルならではの取材・表現手法も

News Video　https://newsvideo.jp/

中日新聞
https://static.chunichi.co.jp/chunichi/pages/feature/stats/traffic_accidents_in_your_neighbourhood.html

西日本新聞　https://anatoku.jp/

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

本格化するデジタルサービス、サブスク型主流へ

朝日新聞 DIGITAL　毎日新聞
讀賣新聞オンライン　日本經濟新聞 電子版
東京新聞 TOKYO Web　産經新聞 THE SANKEI NEWS
47NEWS　JIJI.COM
福井新聞 D刊　西日本新聞 me
沖縄タイムス プラス OKINAWA TIMES

新聞・通信社「総合ニュースサービス」の提供状況について

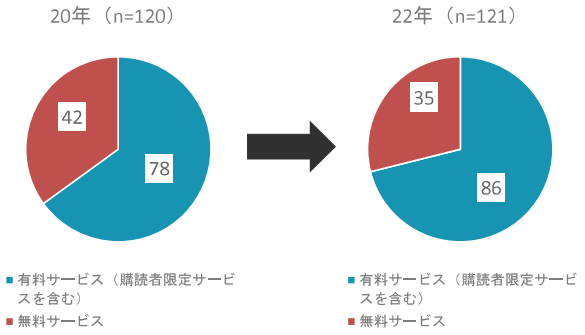

新聞協会「デジタルメディアを活用した新聞・通信社の情報サービス現況調査」より

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

部門を超え、多彩な取り組みで収益化図る

＜バーティカルメディアの展開事例：朝日新聞社＞

朝日新聞 DIGITAL　withnews　HUFFPOST　4years.　GLOBE+　sippo
telling.　和続食議　なかまる　好書好日　ツギノジダイ　みらのび

＜地方紙の事業拡張事例＞

【下野新聞社】

【福井新聞社】

デジタルサイネージ事業

JR福井駅前ハピリンに設置されているデジタルサイネージ

『JURACA』カード事業

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

➢国内外の取材網、内部のチェック体制、記者倫理の向上など、情報の質を担保して発信する仕組みを構築。正確で信頼できる情報を発信し、デジタル化した情報空間に寄与

➢不確かな情報のチェックも新たに取り組み、デジタル社会・情報空間の課題を指摘する報道も。デジタル上での情報発信を強化し、デジタルの特性を生かした取材や表現方法を模索。デジタル上の情報空間でも役割を果たせるよう取り組みを強化

➢サブスクリプションサービスの強化のほか、多様な事業により収益化を図る。民間企業である以上、社会的役割を果たしつつ、収益を見合いながらの事業展開が大前提

２．ＮＨＫとの競合領域

２．ＮＨＫとの競合領域

デジタル部門での収益化が大きな課題に

＜参考＞

一般紙の**売上高**※1に占める
デジタル関連事業収入は
２．２９７％
（６４社平均）

※１ 営業収入を指す

新聞協会「2021年度新聞社デジタル事業売上調査」より

新聞社の**総売上高**※2は
１兆４６９０億円
（８６社）

※２ 営業収入＋営業外収益＋特別利益を指す

新聞協会「2021年度新聞社総売上高推計調査」より

新聞の発行部数と新聞社の総売上高

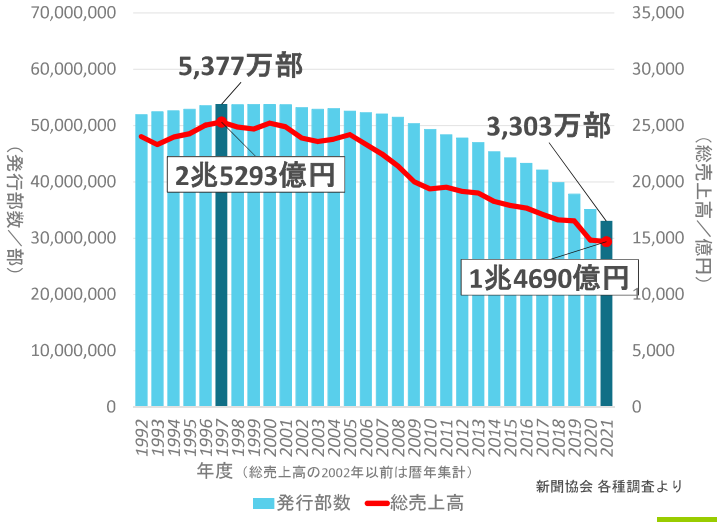

新聞協会 各種調査より

２．ＮＨＫとの競合領域

厳しい競争環境にあるニュースサービス

図 5-2【経年】最も利用しているテキスト系ニュースサービス（全年代）

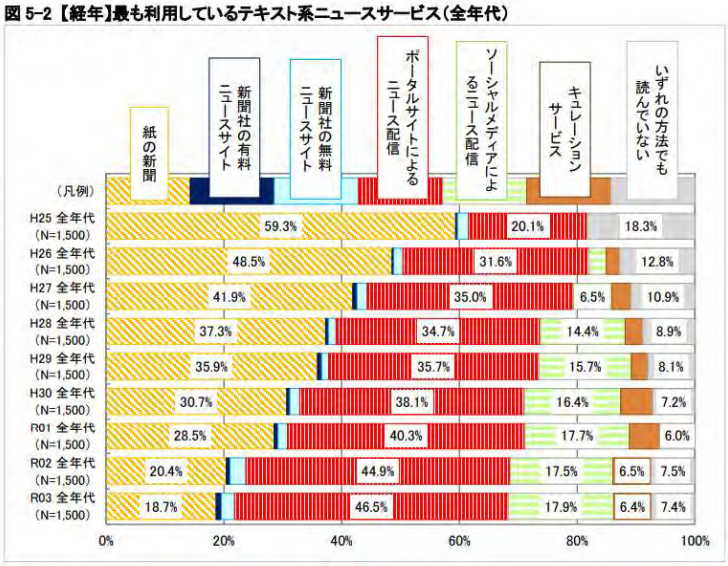

総務省情報通信政策研究所
「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」
（令和4年8月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831290.pdf　74ページより

２．ＮＨＫとの競合領域

言論の多様性、メディアの多元性を考慮した議論を

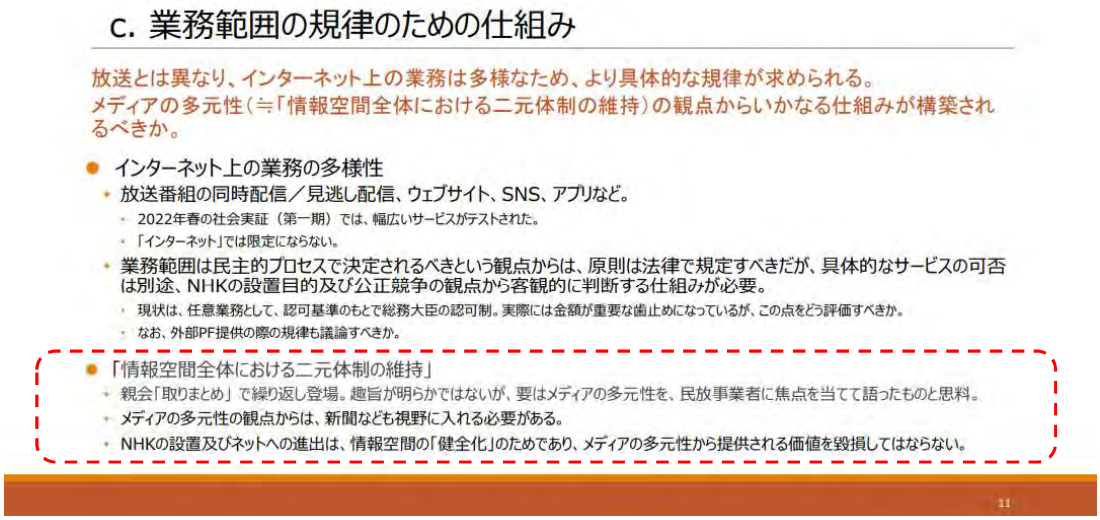

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

11

曽我部真裕構成員
「公共放送ワーキンググループ」
第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841133.pdf　11ページより

２．ＮＨＫとの競合領域

競合から考える現状のＮＨＫネット業務の課題

➢現状のNHKのインターネット業務は「放送の補完」でありながら、予算の上限は200億円。新聞・通信社デジタル事業単独の予算を大幅に上回る事業規模で、動画やテキスト、音声など多様なコンテンツを展開。配信先も自社サイト・アプリにとどまらず、プラットフォームにも提供している。受信料を支払っていなくてもコンテンツが見られるという問題もある。

➢配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられない（広告を掲載していないためページの表示速度が速く、民間メディアよりも検索順位で有利ではないかという指摘もある）。

➢とりわけ「理解増進情報」としてのネット展開がなし崩し的な業務拡大につながっている。「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」を超えているのでは。公正な競争の確保が極めて重要。

２．ＮＨＫとの競合領域

理解増進情報の名目で、ネット展開が拡大

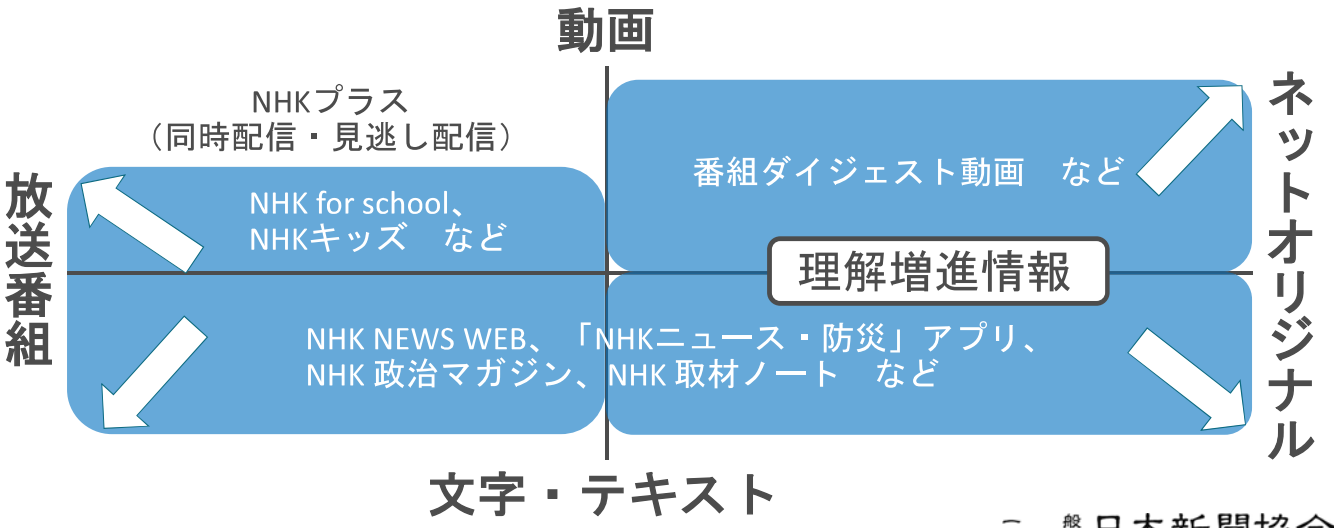

２．ＮＨＫとの競合領域

理解増進情報の抜本的な見直しを

（理解増進情報の提供に係る基本原則）

第５条　理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

一　放送番組を周知・広報するもの

二　放送番組等を再編集したもの

三　放送番組の内容を解説・補足するもの

四　放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

五　協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したもの
　または当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

六　その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

２．ＮＨＫとの競合領域

プラットフォームとの関係も整理が必要

➢LINE NEWSでは1日2回、各8本記事を提供している。「NHK取材ノート」など外部プラットフォームを活用した展開もある。番組取材班がヤフーに協力する形で、ヤフーの特集記事になっているケースもあった。

➢プラットフォームとの契約関係や実施の枠組みは不明だが、プラットフォーム事業者への配信を制限なく拡大すれば、民間事業者のビジネスに影響が出かねない。

２．ＮＨＫとの競合領域

公正な競争環境の確保が不可欠

➢現状、「補完」業務であるにもかかわらず、実態はなし崩し的に拡大。「理解増進情報」「プラットフォームを通じた記事配信」などの運用の見直しが必要。

➢すでになし崩し的な業務が行われており、さらに法的な位置付けを変えた場合、業務が際限なく拡大してしまうことを懸念。事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。メディアの多元性が失われかねず、公正な競争の確保が重要。

➢「本来業務化ありき」の議論には反対。受信料制度との整合性と、公正競争の観点から業務を客観的に判断する仕組みが不可欠。

３．まとめ

３．まとめ

「三位一体改革」の本旨を考える

- 「国民・視聴者の受信料で成り立つ公共放送としての使命を引き続き果たしていくため、三位一体改革を不断に進め、その中で、NHKのインターネット活用業務の在り方も検討していく」「NHKは一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」（松本剛明・総務大臣）

- 「三位一体改革の狙いは、NHKをデジタル社会における公共メディアの役割としてふさわしい組織にしていくことだ。NHKがデジタル社会で必要な役割を自ら具体化して実施するためにも、経営委員会のガバナンスを含むNHKのガバナンス改革が必要。ガバナンス改革の進捗について報告を受け、検証する必要がある」（宍戸常寿・公共放送WG構成員）

3．まとめ

「三位一体改革」の各論では

業務

➢収支を勘案する民間企業では取り組みにくい放送番組の制作に注力し、該当しないジャンルについては撤退または縮小することで、大胆に経費を削減するよう求める。子会社の業務範囲もNHK本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきだ

受信料

➢業務範囲の再定義を踏まえてさらなる抜本的な経営合理化策を講じるとともに、こうした原資を活用することで引き続き国民・視聴者に還元する姿勢を示してほしい。

➢中長期的には、より公平で低廉な受信料制度への移行についても検討を深めるべきで、インターネット活用業務との整理も必要だ。

ガバナンス

➢会計検査院が指摘した業務の妥当性や内部留保、随意契約の割合の高さに関して進ちょくを明らかにするとともに、改革の道筋を示すべき。

3．まとめ

情報空間には信頼できる多様な情報が不可欠

【令和3年度】各メディアの信頼度（全年代・年代別・インターネット利用/非利用別）

		テレビ	新聞	インターネット	雑誌
全年代	全年代(N=1,500)	60.3%	62.8%	28.2%	16.5%
年代	10代(N=141)	70.2%	66.0%	31.2%	19.1%
	20代(N=215)	46.0%	49.3%	25.6%	20.0%
	30代(N=247)	55.9%	51.4%	25.5%	16.2%
	40代(N=324)	55.2%	60.8%	30.9%	17.9%
	50代(N=297)	66.3%	69.4%	31.6%	13.8%
	60代(N=276)	69.9%	77.2%	24.3%	13.8%
インターネット	利用(N=1,484)	60.2%	62.8%	28.4%	16.4%
	非利用(N=16)	68.8%	62.5%	6.3%	18.8%

総務省情報通信政策研究所
「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書 ＜概要＞」
（令和4年8月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831289.pdf　15ページより

３．まとめ

メディアの多元性を考慮した検討が必要

アンケート調査結果｜3．情報空間上の課題認識｜コンテンツ業界に関する課題

日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13．インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。
あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

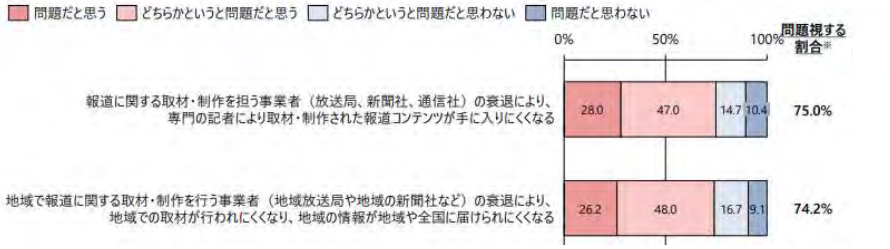

野村総合研究所
「公共放送ワーキンググループ」第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841135.pdf　10ページより

３．まとめ

➢インターネット上の情報空間では、多様なプレイヤーがそれぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されている。巨額の受信料を財源にＮＨＫがインターネット業務を際限なく拡大していけば、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。公正な競争環境の確保が重要。

➢ ＮＨＫが公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。「本来業務化ありき」の議論ではなく、ＮＨＫの在り方から問い直した議論が必要ではないか。「三位一体改革」が求めているポイントと重なる。

➢ネットの情報空間においては、NHKだけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されてきた。NHKの在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WGには、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHKが取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

前回会合における質問事項への回答
（日本放送協会）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

日本放送協会に対する質問・回答①

1

（大谷構成員）
○　ＮＨＫのインターネット活用業務について、将来的には、多元性の確保などへの配慮を行った上で、本来やるべき業務として位置付けられるべきではないかと考えるが、任意業務か必須業務かという一律の分け方ではなく「公共放送としてのあるべき姿をどのようにデザインされているか」をＮＨＫさんの言葉で語っていただきたい。

（落合構成員）
○　「何が公共放送として求められる役割なのか」をしっかり定義していくことが議論の出発点として重要。英国やドイツでの議論を踏まえた場合に、ＮＨＫとして「日本においてはどのようなものが公的な性質を持った役割と考えているか」について、お伺いしたい。

（答）
第３回会合におけるご説明のとおり、ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」「多元性の確保への貢献」が求められていると考えており（資料３－１　６７ページ）、現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては、提供の態様が異なってもＮＨＫとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。
第１回会合の事務局説明（資料１－３　１８ページ）のとおり、ＮＨＫは幅広い役割を担っていると考えておりますが、その中でも特に強化すべき項目は、修正経営計画（案）で示したとおり、“安全・安心を支える”“あまねく伝える”の２点であると考えております。
いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本ＷＧにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、ＮＨＫが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

日本放送協会に対する質問・回答②

（落合構成員）
○　二元体制もしくは新聞なども含めた多元的な言論を考えていく際には、少なくとも競争環境自体を理解することが重要。今のＮＨＫと民放・新聞との間でのネット業務に関する競争環境について、ＮＨＫとして、どのように認識しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、（民放連からは制作・配信しないことが最低限必要との考えが示されているが）これを制作・配信することが、民放や新聞との競争上どのような影響をもたらしうると考えられるか、お伺いしたい。

（答）
（前のご質問への回答のとおり、）基本は現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては提供の態様が異なってもＮＨＫとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。また、「情報空間の参照点の提供」と同時に「多元性の確保への貢献」が期待されており、ＮＨＫが新聞や民間放送事業者と競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与することができると認識しております。そのため、新聞や民間放送事業者と適切にクオリティで競い合える環境を創り出していくことが重要と考えます。
何をもってオリジナルのコンテンツとするかは一意に定まりにくいものと考えますが、「多元性の確保」がなされることは大前提と考えており、規律の在り方を検討する上では、競争上の悪影響が生じないよう整理を行っていく必要があるものと考えております。
いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本ＷＧにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、ＮＨＫが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

日本放送協会に対する質問・回答③

＜会合後の追加質問＞
（事務局）
○（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、ＮＨＫの業務に関する情報の提供について、ＮＨＫとしてご協力いただけるか。

（宍戸構成員）
ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。
もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員）
放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員）
予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）
ＮＨＫとしても本ＷＧにおける議論が深まることを期待しており、議論に必要な情報については、可能な限りご協力をさせていただく考えです。

前回会合における質問事項への回答
（（一社）日本民間放送連盟）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答①

1

（宍戸構成員）
○　業界構造やプラットフォーマーの行動など様々な要素がある中で、ＮＨＫのインターネット活用業務の拡大あるいは存在が、民放との競争関係にどれだけの影響をもたらすと考えられるかについて、何らかのエビデンス・調査が、個社あるいは業界団体としてお持ちならば出していただきたい。また、お持ちでない場合、ＮＨＫ自身あるいは政府に調査の要望などがあれば出していただきたい。

（答）

- 第３回WGで曽我部構成員が書面で寄せた「ＮＨＫのインターネット活用業務が拡大された暁には、ＮＨＫの設置目的や公正競争の観点から歯止めが設けられるにしても、民放や新聞には一定の不利益が生じることは避けられません」とのご意見は、極めて重要な指摘と受け止めています。
- 民放連は現時点で、民放への影響に関するエビデンスや調査結果を持ち合わせていませんので、政府やＮＨＫは必要に応じて、ＮＨＫのインターネットサービスの拡大で民放や新聞に不利益が生じるかどうかを明らかにする調査などを実施していただきたいと思います。
- ＮＨＫからは、ネットサービスの社会実証の結果などが示されていますが、一定の評価や支持が得られたとする調査に加え、例えば、「国民視聴者が、どのようなサービスを、いくらの料金であれば提供を受けたいか」という調査を実施すれば、今後の業務範囲の検討において有効だと考えます。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答②

（落合構成員）
○　インターネット配信におけるＮＨＫと民放との競争環境について、どのように評価しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、ＮＨＫがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、民放との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

（答）

・　「ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない」との民放連の指摘は、現行の受信料制度に則った原則を述べたものです。放送番組に紐づくはずの理解増進情報を幅広に解釈・運用すれば、オリジナルコンテンツに近いものになってしまいます。現行の受信料制度を維持したままＮＨＫの新たな業務範囲を検討するのであれば、新たな業務範囲においてもオリジナルコンテンツが含まれないことは当然と考えます。

・　第３回会合で民放連は「本WGでは、ＮＨＫがしたいこと、ＮＨＫにさせたいことの議論はあるのですが、財源の受信料制度をどうするかという議論が、まだまだこれからだと思います。財源の問題の議論を抜きにして、この話はできないと思っています」と述べました。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答③

（林構成員）
○　アプリダウンロード数やブラウジング数などで比較する限りでは、ＮＨＫプラスよりもＴＶｅｒのほうがかなり先行しているようにも考えられ、少なくとも現状において競争環境としては、それほど不健全な状況にはなっていないと思うが、ＮＨＫと民放との間でのインターネット配信に関する競争環境について、民放連として、どのように認識しているか。

（答）

・　民放各社は放送番組の見逃し配信に限らず、インターネット事業においてさまざまなサービスを手掛けています。ＴＶｅｒは在京キー局を中心に運営している動画配信サービスですが、ＮＨＫプラスとＴＶｅｒの比較のみでは、ＮＨＫと民放のインターネット配信における競争環境の評価は難しいと考えます。

・　ＮＨＫインターネット活用業務の費用上限は　１０億円、４０億円、受信料収入の２．５％と段階的に増大し、現在は２００億円となっています。この２００億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

（林構成員）
○　民放連様からは「予算に厳格な歯止めを設ける」ことが最低限必要との考えが示されているが、ＮＨＫのインターネット活用業務（ＢtoＣ）の現状予算上限２００億円は、民放のデジタル事業の予算と比べて、どのように評価しているか。

（答）

・　ＮＨＫインターネット活用業務の費用上限は　１０億円、４０億円、受信料収入の２．５％と段階的に増大し、現在は２００億円となっています。２００億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答④

4

（林構成員）
○　Ｎｅｔｆｌｉｘの広告付きプランに関し、民放連様から「ＮＨＫが提供するコンテンツにＣＭや広告が近接して表示されることは不適切」との指摘があったが、同プランは、むしろ民放コンテンツへの影響も大きいと考えられるところ、動画配信事業者に対して、ＮＨＫと民放が軌を一にして放送コンテンツへの配慮を求めて動くべきと思うが、こうした考えについてどのように思われるか。

（答）

・　コンテンツの提供先は、あくまでもコンテンツホルダーが自ら決めることが原則です。

・　１１月１８日の民放連会長会見で遠藤会長が述べたとおり、今回のネットフリックスの広告付き視聴プランの開始は、コンテンツ提供の前提条件が変わることについて、民放事業者に対して事前に十分な説明や調整がなく、唐突で残念との受け止めです。ＮＨＫにとってはより深刻な問題と考えており、民放各社もＮＨＫも、それぞれの立場で対応していることと思います。

・　公共放送ＷＧの第２回会合では、内山構成員が「日本の事情に合ったルールで運用していくプラットフォームも自ら持ち、なおかつ国民に両方の選択肢が常に見えている状況をつくることが必要」と指摘されました。また親会の第１４回会合で飯塚構成員は「ＮＨＫと民放の相互補完の関係をさらに強化していくことが必要であり、日本の放送局にとって競合する相手は、海外の大手動画配信プラットフォームだと思う」と指摘されました。この視点は重要だと受け止めています。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答⑤

5

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　ＮＨＫの公表資料「ＮＨＫインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とＮＨＫの考え方」を読む限り、民放連は、在外邦人向けのインターネット活用業務の拡大に非常に慎重であるように見受けられる。現在は任意業務であるため、一部の番組の配信権が国際について取得できないような状況が生まれているのではないかと考えられるところ、必須業務とすることにより、一定の限定を付した上で、在外邦人の公共放送を視聴しうる便益にも一定の配慮を行うべきと考えについて、どのように思われるか。

（答）

・　民放連は、当該業務を受信料を財源とする「３号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分とする意見を提出しています。

・　これは在外邦人向けの配信による情報提供自体を否定するものではありません。

・　必須業務化については、前回会合でＮＨＫから具体的なご説明はなく、今後の前提が不明確ですので、回答を控えたいと存じます。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答⑥

＜会合後の追加質問＞

（事務局）

○　（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、民放連様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、民放連様としてご協力いただけるか。

（宍戸構成員の実際の発言）

ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。

もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員の実際の発言）

放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員の実際の発言）

予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）

民放のインターネット事業は、各社の経営判断の下で個別に展開する事業領域であるため、民放連が詳細を把握することは難しく、現時点で、民放連が情報提供することは困難と考えます。

前回会合における質問事項への回答
（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答①　1

（宍戸構成員）
○　現在のインターネット環境の中で、各メディアが自由な経営判断に基づく取材、報道、情報発信を行うことで国民の知る権利が果たされると思われるか。あるいは、ＮＨＫなり放送制度を前提とした上で、どういう協力をしていけば知る権利の充実があり得るとお考えになっているか。情報空間の全体構造との関係での新聞の役割あるいはＮＨＫとの協力の在り方について、お考えがあればお聞かせいただきたい。

（答）
インターネット環境でも国民の知る権利に応えるため、各メディアが競争しながら報道活動を行っているが、こうした情報発信者の取組のみで情報空間の弊害を直接是正できるとも考えてはいない。情報発信者だけの課題ではなく、メディアリテラシー教育などを含め、情報環境全体の問題だとみている。
他方、情報空間の歪みの是正を名目にＮＨＫのインターネット業務がさらに拡大すれば、公正な競争が阻害され、こぼれ落ちる民間メディアが出てきかねないと危惧している。
放送だけでなく新聞・通信社が今まで以上に情報空間の課題解決に向けた取組を強化していくこともちろん重要で、その中でＮＨＫと協力できる事項もあるかもしれない。しかし、ＮＨＫがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度なども含めた全体像を現時点で示していない段階ではお答えできない。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答② 2

（落合構成員）
○　インターネット配信に関するＮＨＫと新聞との競争環境について、どのように評価しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、（民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、）ＮＨＫがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、新聞との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

（答）
新聞・通信社はデジタルサービスで有料会員や広告収入の獲得を目指しており、採算をみながら事業展開しているが、オリジナルコンテンツを含む「理解増進情報」はこうしたサービスと競合している。ニュースを深掘りして解説するようなオリジナルコンテンツを展開している事例も散見され、民間ならば有料にしなければ採算が合わないものが大半だ。ＮＨＫが受信料を原資に採算性を考慮せずに展開すれば、新聞・通信社をはじめとする民間報道機関のデジタル事業は成り立たなくなる恐れがある。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要だ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答③ 3

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　新聞協会様から「必須業務化すると予算の歯止めすらなくなる可能性がある」旨の考えが表明されているが、必須業務とするかどうかは公共放送としての役割から導いた上で、公正競争上の懸念に対しては別途、客観的・中立的に独立した検証を行うという考え方が欧州主要諸国の現下の趨勢であるようにも見受けられる。逆に、我が国がこのまま制度を変えずに放置したままだと、インターネットを含めた情報空間全体の中で市民の健全な情報アクセスにおいて日本がますます周回遅れになるという意見もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

（答）
市民の健全な情報アクセスに向けて新聞・通信社はさまざまな取組を行っている。その中で特にＮＨＫに絞って、具体的にどのような課題に対応するためにどのような業務を拡大すべきと考えるかは、丁寧な議論が必要であり、必須業務化を前提にした議論であってはならないと考えている。現状でも「理解増進情報」などでネット業務のなし崩し的な拡大がみられるなどの課題がある。ＮＨＫの業務範囲全般について公正競争の観点から客観的に検討する仕組みを構築すべきだ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答④

4

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　報道・防災・教育・福祉・伝統芸能について、ＮＨＫに加えて民放や新聞も手がけているように、娯楽やエンタメを含めた様々な文化・芸能ジャンルからＮＨＫを排除するのではなく、ＮＨＫと民放・新聞が切磋琢磨することでコンテンツの質の向上を図るべきで、それが情報空間全体にとっても望ましいという考え方もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

（答）
三位一体改革の観点から、ＮＨＫの業務は収支を勘案する民間では取り組みにくいジャンルに集中すべきと提起した。コンテンツの質の向上は重要だが、公共性はあっても民間メディアなら採算が合わない形でコンテンツが配信されれば、健全な競争環境は崩れかねない。その結果、メディアの多元性が失われ、結果として情報空間の荒廃につながると考えている。インターネット時代における公共放送の役割について議論するのであれば、公共放送として取り組むべき業務範囲から検討が必要だ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答⑤

5

＜会合後の追加質問＞
（事務局）
○（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、新聞協会様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、新聞協会様としてご協力いただけるか。

（宍戸構成員）
ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。
もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員）
放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員）
予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）
今後の議論に寄与するため、可能な範囲で協力したい。しかし、個社の判断もあり、情報提供について限界があることは承知おきいただきたい。今後の議論にあたっては、ＮＨＫがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度も含めた全体像を示すべきだ。

公共放送 WG　20230315 ヒアリング資料　京都大学大学院法学研究科教授　川濵昇
「公共放送のインターネット業務の拡大と公正競争－情報空間の健全化のための競争評価」

Ⅰ　はじめに－なぜ競争評価が必要か

(1) Manifest Destiny を超えた「業務拡大」→フロンティア

従来型メディアの視聴からインターネットでの視聴へと移行しつつある。これに伴って、公共放送のインターネット業務の本来業務化やこれに伴う業務拡大は当然のことのようにも見える。従来の放送をインターネット上でも視聴できるという意味でのインターネット化は既に進展している。しかし、インターネットで展開される業態は、これに留まるものではない。また、様々に変化する可能性がある。

(2) 伝統メディアのインターネット業務

公共放送のインターネット業務の本来業務化・業務拡大を正当化する根拠

情報空間の健全化

インターネットの進展とともに、変質する情報空間

アテンションエコノミー化、DPF による伝統メディアのマージナル化 etc

→伝統メディア（放送・新聞 etc）の古典的言論のエコシステムの衰退

問題発掘・ファクトチェックするための、調査、相互検証 etc

伝統メディアも、インターネット空間で橋頭堡を築くための努力をしている

→困難極まりない作業、

←国によっては、伝統メディアの機能強化のための施策

伝統メディアの一員としての公共放送のインターネット上での役割

(3)業務拡大の進展と競争評価

しかし、　従来の放送業務を超えた業務を行う→新たな分野での「国家補助」事業の拡張

有力な公的企業が、国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがある。

仮に、歪曲効果があるなら、それが何らかの公共目的に照らして必要なものであるか、目的に照らして釣り合いの取れた効果であるかをチェックする必要がある。

このような競争歪曲効果は、不可逆的な変化をもたらすため事前にチェックする必要がある。

公共放送が有力であり、国家補助が、影響を与える市場規模に比して大きい場合は特にその必要性がある。制度や市場環境の違いによって差異はあるし、評価内容も異なる

→先行例、Ofcom の競争評価（BBC の自己チェックへの審査）

Ⅱ以下はそれを参考にした。しかし、競争評価は各国の独自性がある。メディア空間のエコシステムが各国によって違う。同じ業務であっても悪影響が生じるセグメントも異なり

得る。ＢＢＣで問題ないから日本も問題はないとは直ちに言えない（逆も言える)。日本語の情報空間、メディアの特性などに注目して検討する必要がある。

(4)競争評価のその他の機能

(a)情報空間の健全性の維持

公正競争の確保だけではなく、伝統メディア空間（エコシステム）の脆弱化の防止

伝統メディアのインターネット内でのカンニバリズムでは無意味

健全化のための国家補助がかえって健全化を害する危険性

(b)国家補助の正当性チェック

公益性審査（競争歪曲効果という反公益性を償う別個の公益性）は、当該国家補助がなぜ必要かという観点からの，補助の適切性審査にもつながる。これは、業務拡大の内容があいまいなまま進展する場合には重要。近時、国家補助規制（競争評価）の機能として重視されている。

II　競争評価の対象

(1) 評価の行われる関連市場

インターネット業務への拡大と言っても、具体的に影響を受ける市場単位で検討すべき

ただし、重層的な市場画定　また、クロスネットワーク効果、補完的市場も重要。

(2) どのような市場が考えられるか、

インターネット業務の場合、伝統メディアが行っているインターネット上での業務が競合するセグメントの第１候補。ただし、その範囲を確定する作業が重要。

留意点

・個々の事実関係に依存する。ケースバイケースの作業

・フォワードルッキングな評価のため、過去の需要代替性だけで断定できない。

→適切なサーベイ調査 etc、定性的評価も重要

単純な仮定的独占者基準は利用できない。影響を受ける競争者視点も重要。

・影響を受ける事業者からの情報が端緒として重要

・直接影響を受けるセグメントだけでなく、そのセグメントとクロスネットワーク効果が及ぶセグメントでの悪影響も重要である。→市場画定の問題というより悪影響の評価の問題として見ることもできる。

Ⅲ　競争への影響

(1) 悪影響のレベル

国家補助は原則的に歪曲効果を持つ（レベルプレイングフィールドへの悪影響）

しかし、それを超えた悪影響をもつ場合もある。

「公正で効果的な競争への重大な悪影響」

国家補助によってよりよい取引条件を提示することそれ自体も大きな問題だが、(2)に至ると特に問題が大きい。

(2)「公正で効果的な競争への重大な悪影響」としてのクラディングアウト等

有力な事業者が国家補助によって業務を展開することによって、競争事業者が締め出されることになったり，投資やイノベーションを行うインセンティブが抑制される効果など、競争する力を損なうものと考えられる場合が特に問題となる。

業務の拡張は選択肢の拡大という意味で消費者厚生にかなっているが、それがクラウディングアウト等の効果を持つとかえって消費者の選択肢を減少させる。

多様なメディアによる相互批判、相互検証といった、伝統メディアエコシステムの機能を破壊しかねないという点にも注意。

この場合、公益的目的による正当化は妥当しないものと考えられるのではないか。

∵補助の反公益性が高い

なお、公正競争への悪影響という反公益性を正当化するだけの公益性があるかないかの審査（当事会社に説明責任がある）は、そもそも適切な業務拡張であるか否かの評価としての側面も有していることに注意。→Ⅱ(4)(b)

Ⅳ　競争評価のフレームワーク

(1) 評価のタイミングー事前評価の必要性

不可逆性(ネットワーク効果 etc)、エコシステムを破壊したら戻しようがない

(2) 評価の対象

規制コストや実効性からは、ある程度の規模に絞るのが得策かもしれない。

200 億円という金額が妥当か否かは別にして、これまで付随的業務について金額キャップをつけることで評価なしで済ませてきたのは、その点では賢明かもしれない。

Ofcom はかなり詳細に業務拡張を審査してきた。そこまで必要か？

絞り込みの基準、質的評価（従来の業務と大きく異なる態様のもの)、量的評価（「想定予算規模で絞る」

2023年４月27日

総務省・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」　御中

一般社団法人　日本民間放送連盟

ＮＨＫインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について

時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
平素より民間放送の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
下記のとおり、ＮＨＫインターネット活用業務の検討に対する見解と質問を提出いたしますので、ご査収のうえ、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

１．民放連の見解

・　公共放送ＷＧの主な検討課題は、①インターネット時代に公共放送が担うべき役割、②ネット活用業務の在り方、③その財源と受信料制度とされています。これまでの議論では、情報空間の健全性を確保するためにＮＨＫはデジタル空間においても放送と同等の公共性を発揮することが望ましいとの認識のもと、ＮＨＫのインターネットサービスの「必須業務化」が焦点となり、当初設定された③の課題を後回しにして、民間事業者との公正競争の検討に着手しました。ＷＧのこうした議論の経過を踏まえて、私たちは３つの根本的な疑問や懸念をあらためて申し述べたいと思います。

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

・　一つ目は、拡張するデジタル空間において独占的な受信料を財源とする公共メディアは真に必要なのか、です。ＮＨＫによる綿密な調査結果がＷＧで開示され、ネット空間におけるＮＨＫの情報提供への期待などが明らかになっています。ただ、ネット進出を強めることにより、視聴者・国民の負担がどう変わるのかなどは現時点で見通しが立たず、財源をめぐるＷＧでの精緻な議論を待つ必要があります。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

・　次に、ＮＨＫのネット業務の拡張の背景・理由とされる情報空間の健全性の確保についてです。この問題の重要性に異論はありませんが、重要であるがゆえに、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきです。ＮＨＫのネット業務を加速させるための「錦の御旗」として掲げられることに、強い違和感を覚えざるを得ません。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

・　そして最後に、これが最も大きな疑問と懸念ですが、通信と放送の間に伝送路の違いなどに依拠した区分が厳然とある中で、放送法に存立基盤を置く特殊法人ＮＨＫがインターネット活用を拡大するのには限界があるのではないかということです。2013年にＮＨＫのインターネット活用業務の拡大を提言した総務省の「放送政策に関する調査研究会」は、「放送を目的に設立された特

殊法人という性格から無限定の実施は不適切」と述べ、任意業務として実施できる判断基準について、▽公共性が認められる、▽放送の補完の範囲にとどまる（番組との密接関連性、支出規模）、▽市場への影響の程度――の３点を示し、その後の放送政策の基礎となりました。インターネット活用業務の予算規模は10億円で始まり、40億円、受信料収入の2.5%、200億円と拡大した経緯がありますが、「放送」を規律するための放送法のもとで、それと矛盾しない形でインターネット活用業務を広げてきたとも言えます。今般のWGの議論は、この従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見えます。

・　以上の問題意識に基づき、下記の質問をまとめました。ＮＨＫがかねて標榜されている「公共メディア」への転換は、ＮＨＫ自身がその意図するところを社会に広く説明し、視聴者・国民、多岐にわたる関係事業者などの理解と協力を得て、初めて進められるものです。議論が円滑に進み、視聴者・国民各層に理解いただくためにも、ぜひ民放連の質問にご回答いただきたいと思います。同じ放送法に立脚し、二元体制の一翼を担う民放事業者としてＮＨＫの在り方には極めて高い関心を持っています。ＮＨＫの将来を決めようとする本WGの議論を正しく理解させていただくためにも、ぜひ前向きにご対応くださるよう重ねてお願いいたします。

・　民放連はその回答を踏まえて、引き続き検討を深めてまいりますので、民放の意見を述べる場を設けていただきたいと考えます。

２.「公共放送WG」に対する質問

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

①　ＮＨＫの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。

②　すでに幅広く展開されているＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何が変わるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。

③　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、ＮＨＫが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）

④　放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。

⑤　インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。

⑥　ＮＨＫから、テレビ受信機を持たないがＮＨＫプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送WG」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

⑦　ＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。

⑧　情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務

など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送WG」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるでしょうか。

⑨　ＮＨＫのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるＮＨＫの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

⑩　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第20条の第１項に限定列挙された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。

⑪　ＮＨＫは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、ＮＨＫのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。

⑫　有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。

⑬　民放連は2022年11月24日開催の「公共放送WG」第３回会合のヒアリングにおいて、ＮＨＫインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける――などの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

以　上

公共放送ワーキンググループ
（第８回）
説明資料

NHK

目次

NHK

ＮＨＫのインターネット活用業務の今後について

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望
「情報空間の参照点」への期待
「信頼できる多元性確保」への貢献
“三位一体改革”の継続

２．ＮＨＫのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
①業務範囲の考え方
②ガバナンスの在り方
③負担の在り方
④多元性確保への貢献

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望

基本的な考え方（令和４年１１月２４日ご提示）

NHK

「情報空間の参照点」への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、
拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

「信頼できる多元性確保」への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料

前提：「情報空間の参照点」への期待

NHK

- テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広く、ＮＨＫへの期待も高い
  - フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識は、「全体」の**7割**
    ネットに慣れているであろう「非テレビ層」であっても、**6割**が同じ問題意識を持っている
  - そのような課題に対応するために、ＮＨＫが報道等の分野を強化し提供していくことに、「全体」の**7割**、「非テレビ層」の**５５％**が賛成している

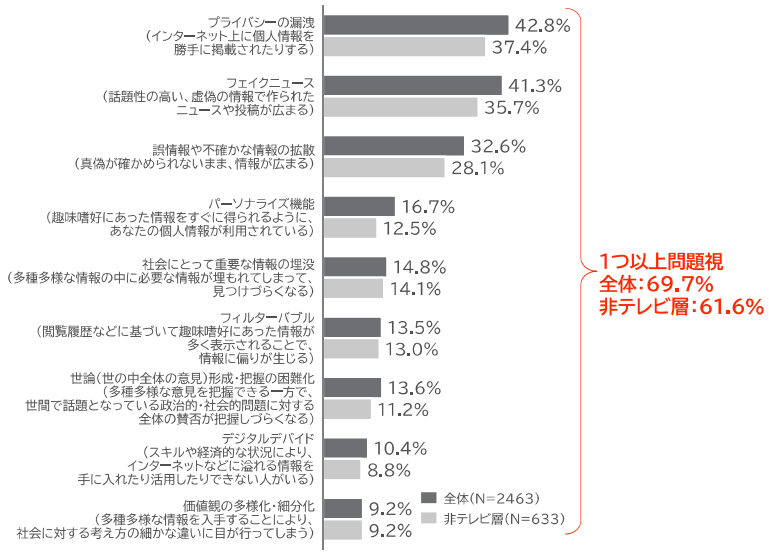

非テレビ層；平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間程度以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
インターネット上において、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、不確かで曖昧な情報が増えているなどという課題に対処するために、
NHKが、報道分野や、災害・科学・軍事・国際分野等の社会が要請する分野を大幅に強化し、放送やインターネットで提供していくべきだという意見があります。

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。
（ひとつだけ）【必須】

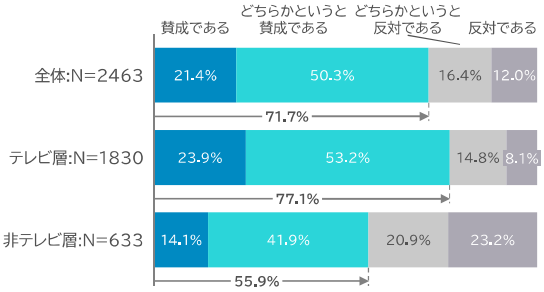

前提：「信頼できる多元性確保」への期待

NHK

- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する「信頼」は、利用者の**7割**以上の水準にある
- さらに、伝統メディアが情報空間に良い影響を及ぼすことへの「期待」も、全体の**8割**、
  主にネットを利用している人でも**７５％**と高い水準にある

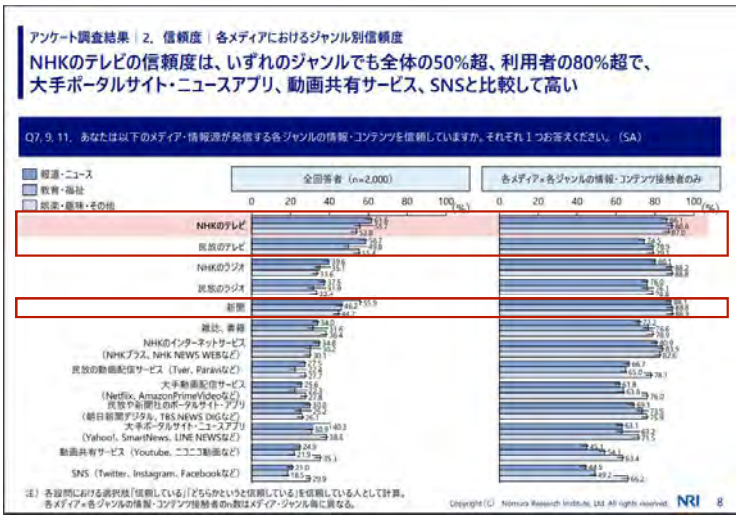

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果
（強調はＮＨＫ追加）

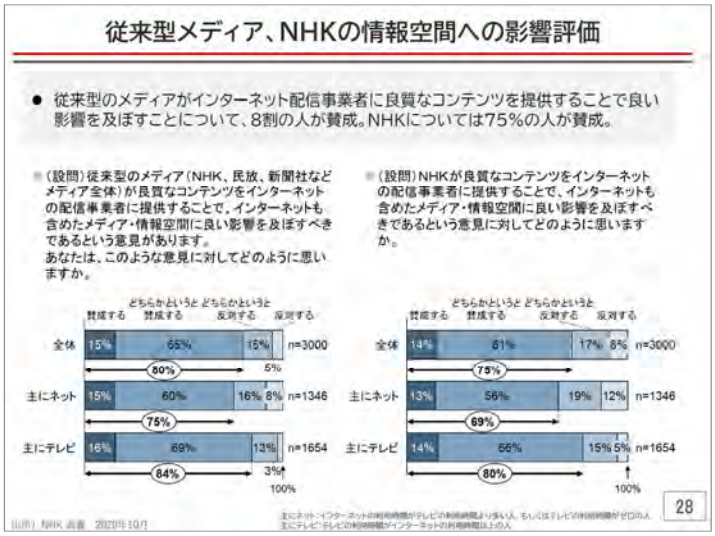

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

前提：“三位一体改革”の継続

- 三位一体の改革（業務・受信料・ガバナンスの改革）を通じて、提示されている受信料値下げ水準や、値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、支払い者の**7割が評価。今後とも、不断の取り組みを継続**

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。
■還元（値下げ等）の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。
・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
・学生への免除を拡大します。
■還元（値下げ等）の規模
・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

「NHK経営計画（2021-2023年度）の修正（案）」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画（2021-2023年度）で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。
1）経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
2）受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の1割値下げだけでなく、地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

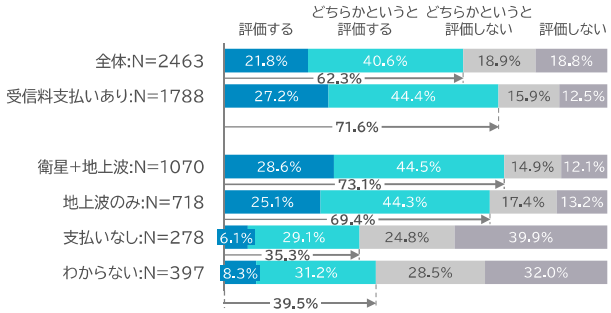

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

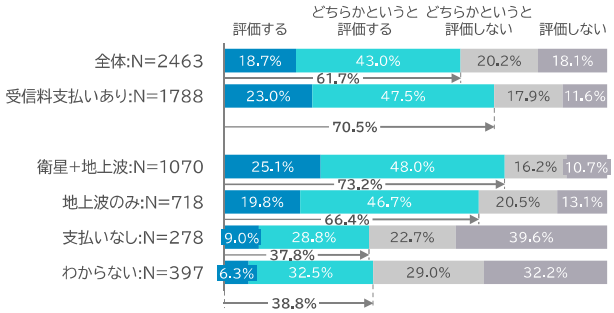

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料より抜粋
（ＮＨＫ調査（2022年10月 全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463））

2．ＮＨＫのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

「情報空間の参照点」の提供

「信頼できる多元性確保」への貢献

上記を通じて、放送法に掲げる「健全な民主主義の発達に資すること」を目指す

NHKと民放の「二元体制」で、相互補完し切磋琢磨することで民主主義の発達に寄与していく

放送法に基づく指標に対する「NHK」への期待度

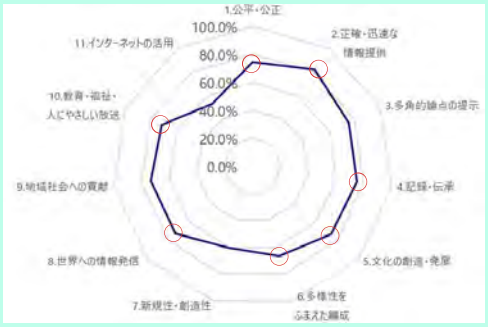

放送法に基づく指標に対する「民放」への期待度

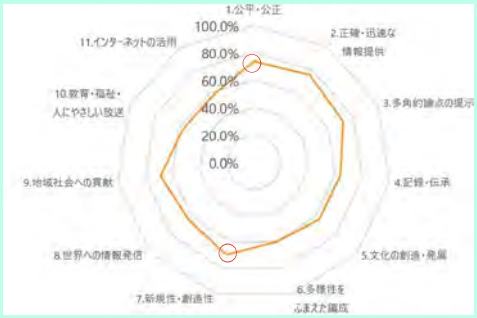

“必須業務化”に際しては、伝統メディア全体への期待・信頼が高いことを踏まえ、NHKに関しては「放送と同様の効用」をもたらす範囲に限って実施していくのが適切と考える

※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」と回答した人の割合、※「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答、※赤丸：NHKまたは民放がもう一方に比べて5pt以上高い項目、また、同水準の項目
出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料より抜粋(NHK世論調査(2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816))

3．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

業務範囲の考え方（模式図）

NHK

- 「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本
  上記以外は、「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施（詳細は後述）

- 同様の効用をもたらすという観点から、全体として、公平性確保、多角的論点提示等の規律が必要
  （「放送」同様の、自律型モデルが望ましいと考える）

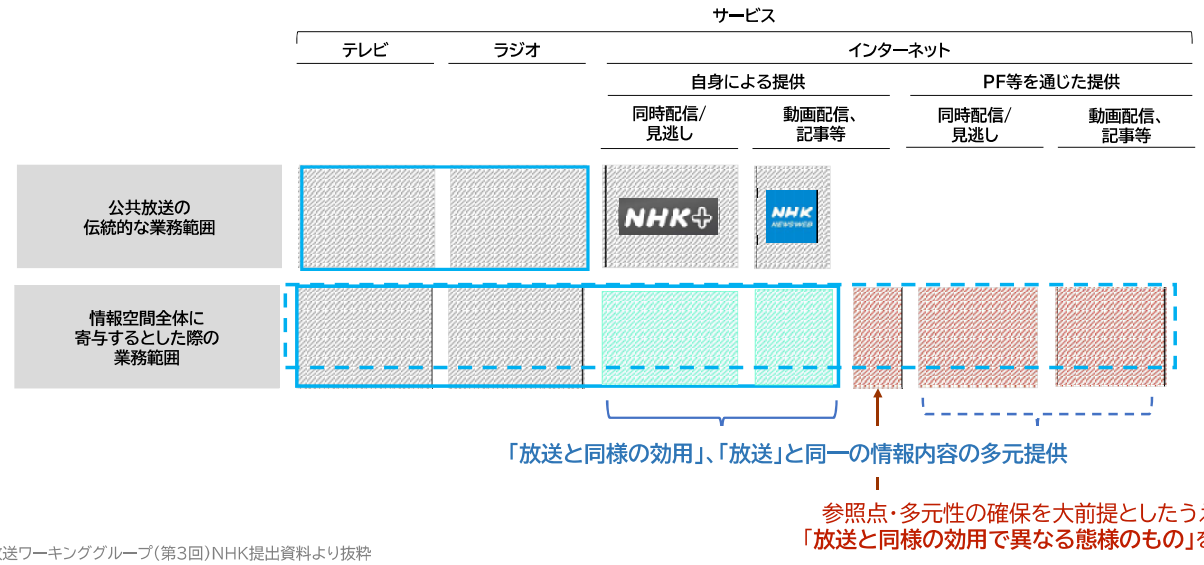

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

基本：「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

NHK

・「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本
上記以外は「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの」について実施（後述）

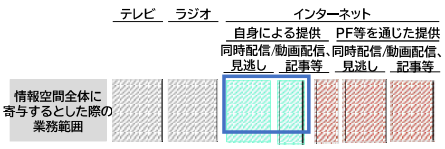

現在のサービス「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」

NHK+

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒以下のような価値を提供
- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

NHK NEWS WEB

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、多様な情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒以下のような価値を提供
- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」より抜粋

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）一望・連続再生

NHK

- インターネット特有の“分断”等の課題に対して、放送の効用（基本的な情報の共有、多角的論点提示）で対応することを企図し、**放送での「総合編成」と同様の効用を提供する**ための「異なる態様」の一例
- 「NHKが選んだ主要ニュースと多様なジャンルの番組」と「自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組」の2つの提示した場合、「思いがけないコンテンツなどに触れられた」と回答した割合は前者の方が高く、全体の65%が評価。
- アテンションエコノミーへの受容性が高い人でも6～7割が評価。

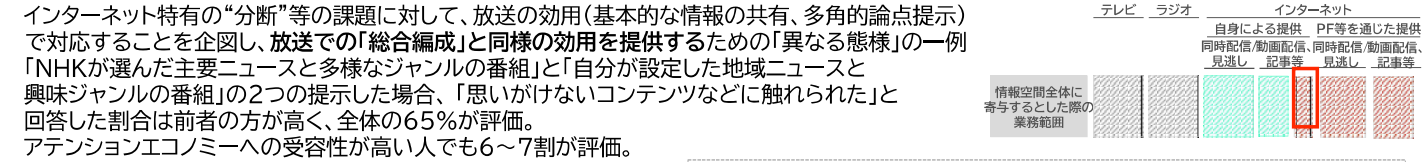

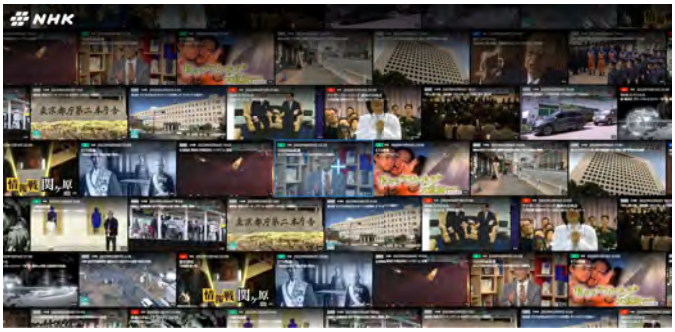

Q. 今回のNHK社会実証サイトで提供した①「総覧視聴・連続再生」機能では、YouTubeのように関連する動画が次々に表示されるのではなく、多角的な視点のきっかけとして色々な分野のコンテンツが表示されました。この機能を利用して、思いがけないコンテンツや普段はあまり目にしないようなコンテンツに触れたことを実感しましたか。

	（NHKが選んだ主要ニュースと番組）	（自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組）
非テレビ層全体（N=1123）	64.6%	58.4%
情報取得受動的（N=420）	61.7%	59.5%
レコメンド受容性高（N=709）	69.7%	63.0%
フィルターバブル受容性高（N=541	63.2%	58.0%

（「実感した」+「まあ実感した」の割合）

各属性の定義：
情報取得受動的：検索した結果、知りたかったことがわかればそれで満足する
レコメンド受容性高：動画やニュース等がレコメンドされることは自分の興味に合ったものを効率的に見られるのでありがたい
フィルターバブル受容性高：自分の興味・関心のあるジャンルや好きなコンテンツだけ見ていたい

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第二期）結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）災害マップ

NHK

- 災害報道による防災・減災は公共放送の必須機能。放送では提供する情報の「時間」「範囲」が限定されることで、「避難のスイッチ」がなかなか入らないとの指摘
  ➡居住地近くの報道関連映像を時系列に地図上で可視化することで、迅速な避難につなげるという効用を提供する（「異なる態様」の一例）
- 利用者の「9割」が「これまでよりも避難したいという気持ちになる」と回答

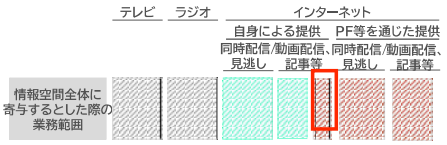

Q.あなたは、今回ご利用いただいた「災害マップ」のように、今後、お住まいの地域についての「過去に起きた災害の情報」を利用することで、実際に災害が起きテレビなどを通じて避難指示が出た際に、これまでよりも避難したいという気持ちになると思いますか。

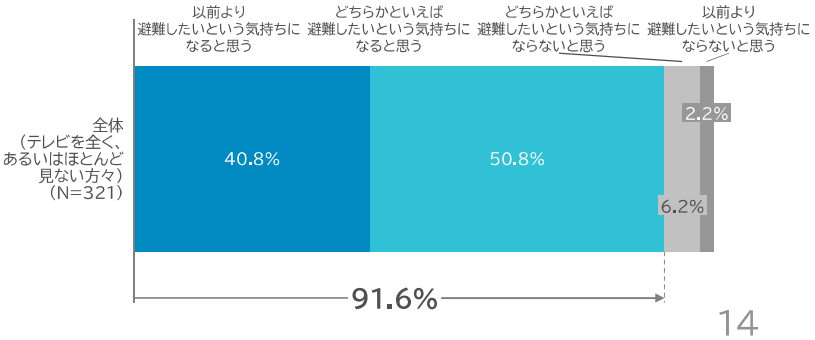

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第二期）結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）教育コンテンツの提供

NHK

- 教育テレビはそもそも、教育の格差是正が大きな機能
- デジタルの浸透による教育格差の拡大が再度指摘
  ➡双方向性の効果が高い分野については、インターネットの特性を生かして「学びの機会」を提供
  - 視聴者・国民の6割弱は、同様のサービスをNHKが提供することが必要と考えている
  - 海外放送局も、教育格差是正のためにインターネットを通じて学習できるサービスを提供

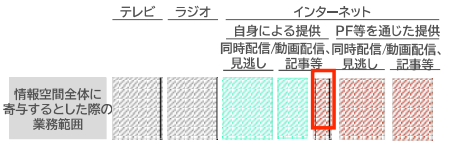

NHKの提供するサービス例
（NHK for School上のプログラミング学習コンテンツ）

BBCの提供するサービス例
（インターネットを通じてプログラミング学習ができる）

左記のようなサービスの必要性

教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ（Eテレ）で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは習得が難しいため、海外の公共放送局では以下（※左図を提示）のような一定の双方向性を備えたサイト等を通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援するサービスを提供しています。そこでNHKにも、海外の放送局と同様に**インターネットを通じて学習できるサービスを提供すべき**だという意見があります。

Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

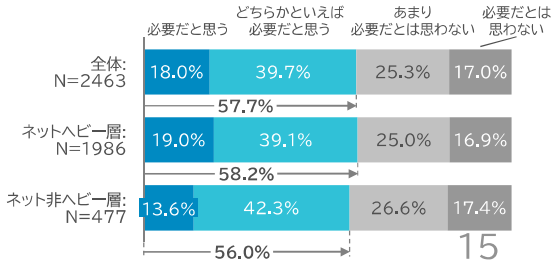

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所:NHK調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）国際のインターネット発信

NHK

- 「日本の情報を世界に発信し、世界の人々の日本への理解を促進する」という国際放送の効用を、放送だけでなく現地のOTTやSNSを通じて実現する「異なる態様」
  - 「日本の情報を世界に伝えること」を重要視している人におけるNHKの「インターネット活用」への期待度は約6割。さらに、長期的に増加傾向にあり、インターネットの活用を通じた国際発信への期待は徐々に高まっているといえるのではないか

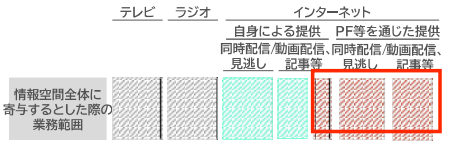

「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人における
NHKの「インターネット活用」への期待度

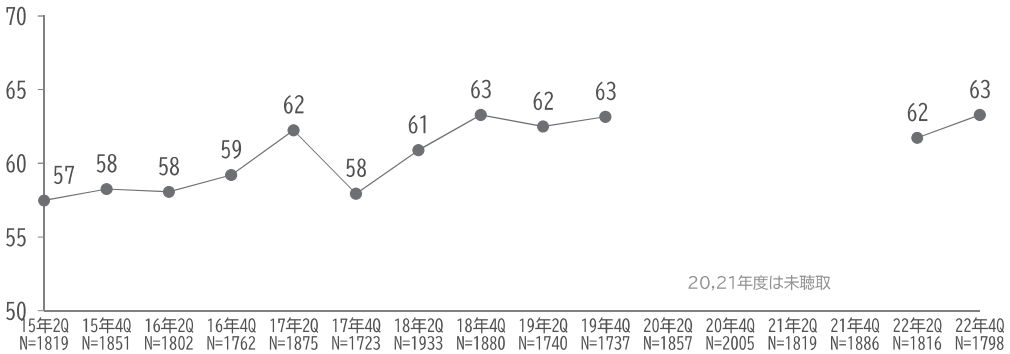

※「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人とは、「日本が、日本の情報を世界に伝えること」を「重要だと思う・どちらかというと重要だと思う」と回答した人。
※インターネットの活用を期待している人とは、NHKが「インターネットを通じて、放送番組の内容の理解に役立つ情報を提供すること」
または「インターネットを活用して、放送と同様に、豊かで良い番組や情報を提供すること」を「期待している・どちらかというと期待している」人。

出所：NHK世論調査（層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への調査。
2020年2Qまでは訪問留置、2020年4Qからは郵送調査）

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

NHK

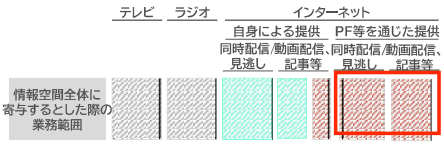

（受信料領域）
- あくまで提供実態で判断されるものであるが、
  実質的に「自身による提供」であれば、同様の扱いではないか

（その他）
- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配意しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきではないか
  （収支が改善すれば、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、
  映像文化の保存に寄与していく）

出所：Amazon サイトから引用

- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則ではないか

ガバナンスの在り方

NHK

- インターネット活用業務が必須業務となった場合は、上記のような範囲のサービスについては、放送各波同様、毎年度の予算・事業計画で規模、内容をお示ししていくことになるのではないか
  ＝放送番組審議会等の審議を経て、最終的に経営委員会で議決を得る（その後大臣意見を付され、国会審議）。
  また、適正性については経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける、現在の放送同様のガバナンスを想定

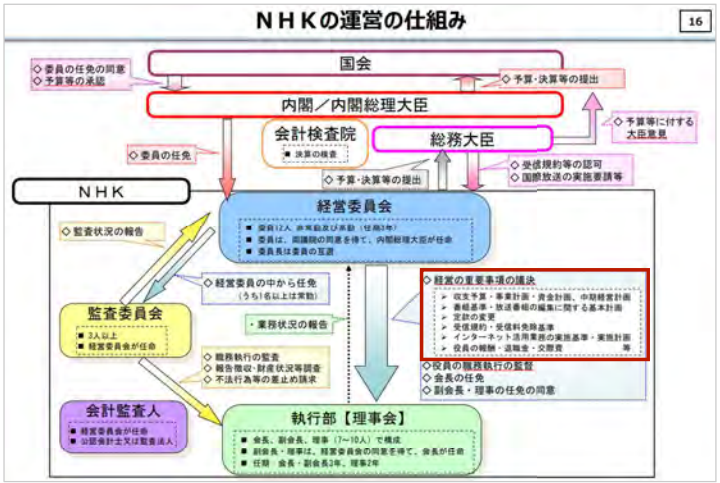

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について（事務局資料）」

【目次】
I. 2023年度予算について
II.一般勘定
- 事業収入
- 事業支出
  - 国内放送費・国内放送番組配信費
    1. 地上放送
    2. 衛星放送
    3. インターネット活用業務
       （必須業務化した場合追加）
    4. 報道取材
    5. 地域放送
    6. 制作共通費等
    7. 放送・サービス維持運営経費
  - 国際放送費・国際放送番組配信費
  - ・・・

III. 有料インターネット活用業務勘定
IV.受託業務等勘定

（イメージ）

出所：NHK「2023年度収支予算と事業計画の説明資料」
（赤字は必須業務化した場合に追加されるイメージ）

ガバナンスの在り方

NHK

- 欧州の公共放送では、新規または既存サービスの大幅変更を行う場合、監督機関が公共価値テストを実施。
  公共性が市場影響等を上回るかを審査の上、適否を判断している（下記はイギリスBBCの事例）
- NHKでも同様に、新規内容で一定の規模にかかるものは、（経営委員会の監督のもと）いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか
  （その際には、NHKで現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できるのではないか）
- また、BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか

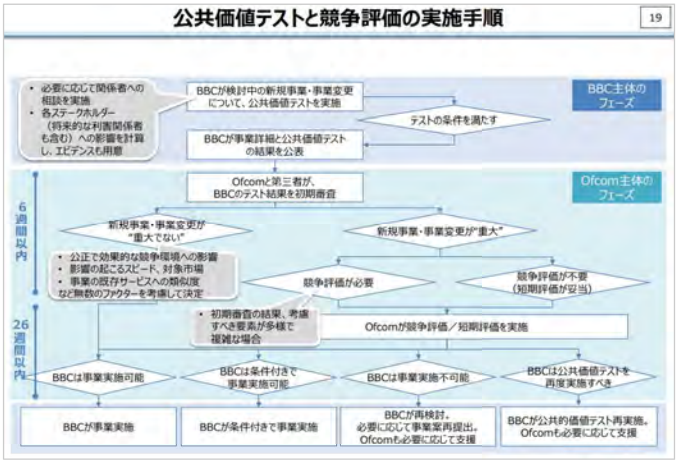

出所:公共放送ワーキンググループ（第4回）事務局資料

19

出所:NHKホームページ　NHKのインターネット活用業務について

負担の在り方

NHK

- 負担の在り方を検討するにあたっては、**「公平性」と「同等性」**が重要となるのではないか
- **フリーライドを抑止**し、**ネットのみの環境の方に機会を提供**する一方、多機能端末であるスマートフォンを保有しただけで、現在のテレビ受信機のように扱うことは**選択肢には入らない**

（業務範囲の想定）

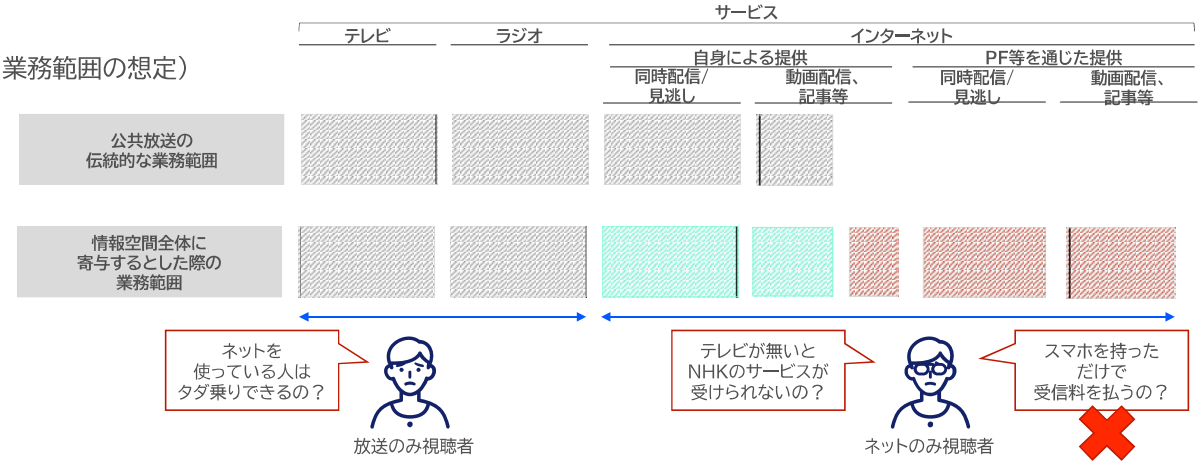

放送の視聴者だけが負担をする「公平性」の課題

放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題
多機能端末であるスマホ保有だけでの負担はない「同等性」の課題

20

出所:公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

負担の在り方

- 公平性、公平負担の観点から、同様の効用が得られているのであれば、同様の負担を頂くのが適当ではないか
  - 受信料支払者の4割が「他の人が受信料を支払わないのであれば自分もできれば支払いたくない」と思っており、不公平感が存在している。
  - 一方で、非テレビ層でもテレビを持っていないため受信契約ができないという声も少なくない。

受信料支払者の意識

Q.あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか。
他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない
（「そう思う」と回答した人の割合：%）

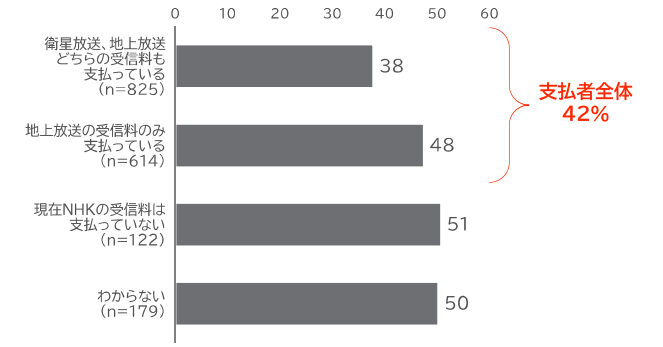

出所：NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）

非テレビ層（特にテレビ非保有者）からの声

コールセンターに寄せられた声（一部）：
（視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している）

- テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか
- 払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか
- テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声（一部）：
（開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている）

- NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらないようになっている
- テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するなってこと？
- テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

負担の在り方

- 「『公平性』と“受益感”（個人、社会への貢献の実感＝一定の『同等性』の証拠）が同様になるタイミング」から、支払いをお願いすることが望ましいのではないか
  ➡“受益感”が無い“所有即契約”ではなく、“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形
  - 詳細は、エンフォースメントの在り方も含め、法的・技術的要件を精確に詰めていく必要

公共放送ワーキングでの構成員からのご意見

- （瀧構成員）必須業務化によってネットから受ける便益がテレビと変わらなくなるので、負担を求めることが公平であり受信料制度の考え方にも整合すると考えている。（中略）ペイウオールの先にあるコンテンツは広く世の中に伝わらないと思っているので、NEWS WEBなどは無料で出しておいた方が良いという結論になるように思う。テレビを持たず、積極的にネット上での配信も見にいかないという人たちに対しても、広く言論空間であったり文化へのスピルオーバーはあるものだったりはするので、その余地の存在を確認しておくことは大事なのかなと思った。
- （落合構成員）「公共放送を受信できる環境にある」とは何かを精査すべきだ。（中略）「受信しうる環境」は、アプリをダウンロードしたときか、利用規約を承諾したときか。（中略）ソフトウェアは、比較的簡単に取り外しができる。その特性上、アプリを入れただけで受信設備を置いたのと同じと言えるか。
- （宍戸構成員）インターネット端末をいわばテレビとして使う何らかの契機をつかまえて受信料相当の負担を求める、というのが筋ではないか。
- （林構成員）公共放送を受信できる環境にあることを受信者の黙示の意思表示として契約関係を生じさせる意思主義的な法的整理がよいと思う。

出所：公共放送ワーキンググループ（第7回）議論よりNHK作成
（議事要旨公開前のため文責NHK）

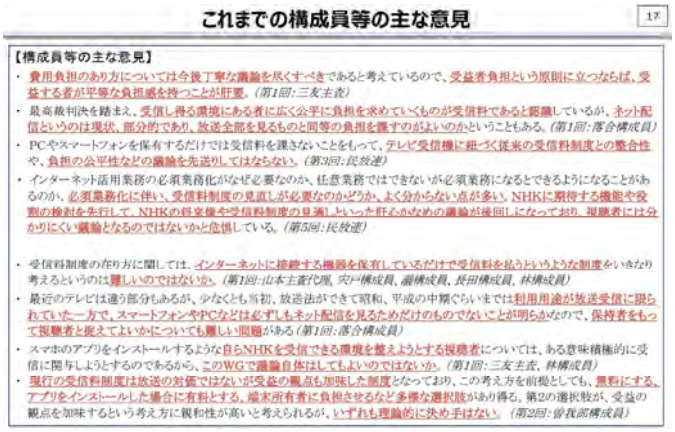
これまでの構成員等の主な意見

【構成員等の主な意見】

- 費用負担のあり方については今後丁寧な議論を尽くすべきであると考えているので、受益者負担という原則に立つならば、受益する者が平等な負担感を持つことが肝要。（第1回：三友主査）
- 最高裁判決を踏まえ、受信し得る環境にある者に広く公平に負担を求めていくものが受信料であると認識しているが、ネット配信というのは現状、部分的であり、放送全部を見るものと同等の負担を課すのがよいのかということもある。（第1回：落合構成員）
- PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならない。（第3回：民放連）
- インターネット活用業務の必須業務化がなぜ必要なのか、任意業務ではできないが必須業務になるとできるようになることがあるのか、必須業務化に伴い、受信料制度の見直しが必要なのかどうか、よく分からない点が多い。NHKに期待する機能や役割の検討を先行して、NHKの将来像や受信料制度の見通しといった肝心かなめの議論が後回しになっており、視聴者には分かりにくい議論となるのではないかと危惧している。（第5回：民放連）
- 受信料制度の在り方に関しては、インターネットに接続する機器を保有しているだけで受信料を払うというような制度をいきなり考えるというのは難しいのではないか。（第1回：山本主査代理、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員）
- 最近のテレビは違う部分もあるが、少なくとも当初、放送法ができて昭和、平成の中期ぐらいまでは利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためだけのものでないことが明らかなので、保持者をもって視聴者と捉えてよいかについても難しい問題がある（第1回：落合構成員）
- スマホのアプリをインストールするような自らNHKを受信できる環境を整えようとする視聴者については、ある意味積極的に受信に関与しようとするのであるから、このWGで議論自体はしてもよいのではないか。（第1回：三友主査、林構成員）
- 現行の受信料制度は放送の対価ではないが受益の観点も加味した制度となっており、この考え方を前提としても、無料にする、アプリをインストールした場合に有料とする、端末所有者に負担させるなど多様な選択肢があり得る。第2の選択肢が、受益の観点を加味するという考え方に親和性が高いと考えられるが、いずれも理論的に決め手はない。（第2回：曽我部構成員）

出所：公共放送ワーキンググループ（第7回）
「インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点」
（事務局説明資料）

（参考）負担の在り方

NHK

- 社会実証において検証したサービス（放送と同様の効用で異なる態様のもの）については、利用することで一定の受益感（金銭的価値）が存在することが確認できている
- また、ネットヘビーユーザーであっても、NHKサービスへの支払意思額は現行の受信料（地上契約）を上回る

社会実証におけるインターネットサービスの金銭的価値評価

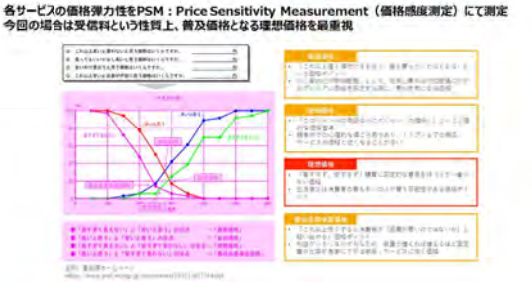

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」から作成

支払意思額の調査（設問）

これから、公共放送の価値についてお伺いいたします。
現在のようなNHKの受信料がなくなったと仮定してください。
その上で、あなたは現在のNHKの総合テレビ、教育テレビ（Eテレ）、ラジオ番組やインターネットで提供している情報・サービスを視聴するために月々いくらまでなら支払いますか。

この金額は「放送料」としてNHKが提供する様々な番組の制作や、放送に必要な技術開発など公共放送維持のために必要な事業運営に適切に使用されます。お答えになる際は、月々その金額があなたの家計から支払われるため、その分家計に影響があるということをお考えの上お答えください。
尚、本質問の回答結果によって、あなたのお宅が支払っているNHK受信料に影響が生じることはありません。

注：ネットヘビーユーザーの1ヶ月あたりの支払意思額は、約1299円となり、現行の地上契約2ヶ月払継続振込等での1275円を上回る
注：ネットヘビーユーザー：平日または休日のインターネット利用時間が3時間以上の人
出所：NHK世論調査（2023年1月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1798）

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- 新聞、民放、NHKという伝統メディアへの信頼の構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提となる。その観点から、協力すべきことは“本来業務”として取り組む

基本的な考え方（令和4年11月24日ご提示）

NHK

「情報空間の参照点」への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、
拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

「信頼できる多元性確保」への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- NHKには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

4

出所：公共放送ワーキンググループ（第　3回）NHK提出資料

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- 国内外で、情報空間全体の多元性確保等に資する、新聞、民放、公共放送という伝統メディアによる協力体制が築かれはじめている。このようなさまざまな取り組みに、積極的に貢献していきたい

（さまざまな事象・事例イメージ）

トラステッド・ニュース・イニシアティブへの参加

- 有害な偽情報・誤情報に関する知見や対策方法を共有する国際的なメディアネットワーク
- BBCやワシントン・ポストなど欧米の主要メディアや、大手ITプラットフォーム企業が連携し、2019年に開始
- NHKは2022年から参加している

出典：
https://www.bbc.co.uk/beyondfakenews/trusted-news-initiative/about-us/

ニュースコンテンツの“対価”を得る法的枠組み確立へ協力・貢献（オーストラリア等）

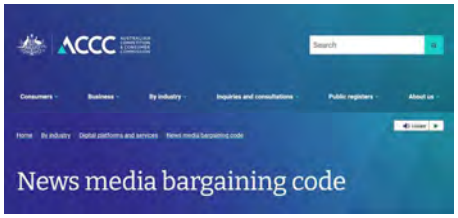

- いわゆる大手ITプラットフォーム企業を対象に、新聞、民放、公共放送などの報道機関への正当な対価の支払いなどを義務付ける規律を策定
- メディア環境の激変の中で、情報空間の課題に伝統メディアが共闘して対応した

出典：https://www.accc.gov.au/by-industry/digital-platforms-and-services/news-media-bargaining-code/news-media-bargaining-code

（参考）オリジネーター・プロファイル技術（最新技術により情報空間の信頼性向上へ）

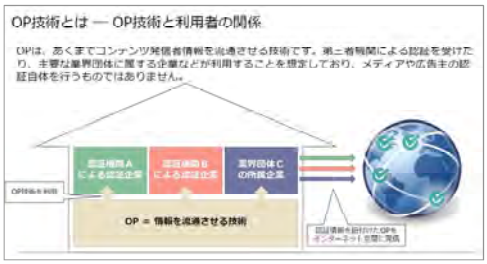

➡情報空間全体の信頼性、透明性を高めていく技術開発については、ぜひ積極的に貢献していきたい

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第18回）「Originator Profile概要説明資料」

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- NHKが、多元性の確保のために以下のような業務に取り組むことに対して、国民の約6～7割が賛成している
  - 放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理することに約64%が賛成
  - NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすることに、約64%が賛成
  - NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくことに約68%が賛成

「3. あまねく伝える」の中の「二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。」に関連してお伺いします。
日本の人口減少の加速や、大雨、地震等の自然災害の増加により、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、地域に住む人々に届けられにくくなるという課題に対して放送事業者が単独で対応していくには限界があり、業界全体で対応していく方が効率的です。そこで、今は各社バラバラに対応していることが多い**放送のネットワーク（鉄塔等）**を、今後NHKが中心となって民放と協力を進めながら、**効率的に維持・管理して行くべき**だという意見があります。
※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
海外の事業者が多くの世界の視聴者に見てもらうことを優先することで、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなるという課題に対処するために、NHKが、業界全体の制作力向上支援や日本コンテンツへの投資促進支援等を通じて、**日本のコンテンツ産業を後押し**していくべきだという意見があります。

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
欧米を中心とした海外の放送局では、放送と同時にインターネットにコンテンツを提供していくことが標準になっています。
日本としても同様に対応していくために、NHKが中心となり**放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発**等を進めて行くべきだという意見があります。

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

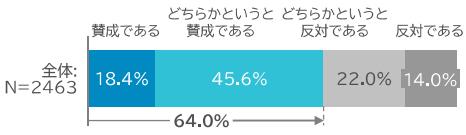

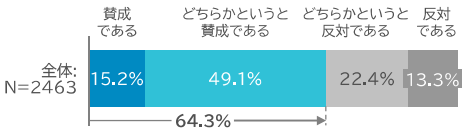

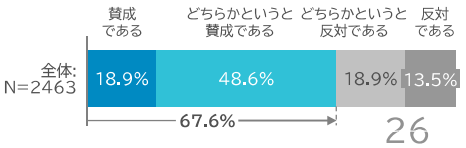

出所:NHK調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHK

２０２３年5月１９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHKインターネット活用業務の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

総務省「公共放送ワーキンググループ」（以下、WG）はこれまでNHKインターネット活用業務の在り方について検討してきた。当委員会は昨年11月24日の第3回会合に出席し、巨額の受信料を財源にNHKがネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねないと指摘した。また、NHKの在り方をまず問い直した上で、公正競争の確保に十分留意する精緻な議論を求めた。しかし、その後の貴WGの検討状況を見る限り、こうした論点を十分に吟味しないままインターネット業務の「本来（必須）業務化」ありきの議論をしているといわざるを得ない。議論の前提として、NHK自らが考えるインターネット業務の具体像を示し、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得て進めることが必要であり、早期に実現すべきだ。

当委員会の問題意識を以下に挙げるとともに、別紙に質問事項をまとめた。質問はNHKのインターネット業務に関して議論する上で不可欠なポイントである。WGで議論をしたうえで一点一点、回答をお願いしたい。

【情報空間の健全性確保とネット業務の関係】

貴WGが課題として掲げた情報空間の健全性は、放送制度・放送政策の枠組みを超えた問題である。NHKがネット業務を本来（必須）業務にすれば、メディアの多元性や言論の多様性に影響するというのは貴WGでも指摘された問題である。こうした民主主義の根幹にかかわる論点について、放送政策、なかでも公共放送を専門的に議論する貴WGのみで結論を出すのは妥当ではないのではないか。放送に関連する事業者や専門家だけでなく、より幅広い主体を交えて開かれた議論が行われるべきだ。

NHKのネット業務拡大が情報空間の健全性確保に不可欠だという論理にも、強い違和感がある。これまでの貴WGの会合で「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」（曽我部真裕構成員）という重要な指摘があったものの、その後は十分な議論がなされていない。また、NHKだけでなく、民放や新聞なども公共的な役割を担い、信頼できる情報を提供している。そうした視点を改めて確認し、NHKの役割、多様な報道機関との競争環境について議論すべきだ。NHKのネット業務拡大が情報空間全体の改善にどの程度寄与するか、その効果が他の報道機関などに与える悪影響より優先されるのかを示すべきである。NHKがネット業務を拡大したとしても、メディアの多元性を損なうようでは本末転倒といえる。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、そうした点に留意した議論が行われるべきだ。

【受信料を原資としたネット業務拡大の是非】

フェイクニュース（偽情報）の拡散など情報空間の課題が顕在化しているとの認識に賛同する。しかし、テレビ受像機にひも付く受信料を原資にするNHKがネット上の課題解決に向けて役割を果たすことの是非については、十分に議論されていない。受信料は公共放送を支える制度の根幹であり、国民や視聴者にとっても関心が高い。4月27日の第7回会合でようやく検討が始まったが、さらなる深掘りの議論が必要ではないか。

当委員会はかねて、NHKのネット業務について、放送番組に関連づけられた補助的な内容の「理解増進情報」やプラットフォームとの結びつきの拡大などの課題も指摘してきた。ネット業務は放送の補完と規定されていながらなし崩し的に拡大している。そうした問題の検証も不十分ではないだろうか。他の報道機関と比べて圧倒的に強固な体制もある中で、ネット業務の拡大が他の民間メディアとの公正競争に与える悪影響を懸念している。一方で、受信料という限られた財源の中で、ネット業務を際限なく拡大すれば、放送にそのしわ寄せが及ぶ可能性もある。ネットを有効活用できない高齢者などへの影響も検討課題だと考える。

貴WGでは、こうした懸念への議論が十分とは言えない。既存の補完業務では何ができないのか、本来業務化によって何を変えるのかなども、狙いを含めて具体的に示さないのは問題だと考える。

【議論の進め方に対する懸念】

貴WGは2月24日の第5回会合以降、事務局がまとめた資料「論点と考え方」に基づいてテーマごとに検討している。テーマごとの個別の検討を終えた後、最終的に包括的に検討するとしているが、今夏に取りまとめを予定するなら十分な時間は残されていない。総務省がこれまで求めてきた業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の趣旨を踏まえればさまざまなテーマを関連付けた議論が極めて重要であり、このままでは全体として整合性が取れた結論が得られるのか疑問だ。多くの論点で二者択一の議論がなされ、「本来（必須）業務化ありき」で審議が進められているという懸念が拭いきれない。スケジュールのみを優先し、検討を拙速に進めてはならない。

【NHKによる説明の必要性】

複数の有識者から指摘があった通り、本来、NHK自らが考える業務の将来像を説明することが議論の出発点であるべきだ。NHKが目指す「本来（必須）業務化」の範囲はどこまでか。同時配信、見逃し配信、オンデマンド、もしくはテキストも含むのか。料金は、アプリ導入による課金制か、無料か。民間メディアが被る悪影響をどう考慮するのか。NHKの意見表明がいまだになく、貴WGが、こうした議論を抜きにしたまま、「NHKはネット空間でも公共的な役割を果たすべき」という抽象的な意見のみで「本来（必須）業務化」に突き進んでいるように見えるのは大きな問題だ。NHKに対して、早期に貴WGの会合で説明することを要請してほしい。その際NHKは、これまで指摘があった理解増進情報に対する懸念や、構成員で意見が一致した事前の競争ルールの導入などについても考えを述べ、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得るべきだ。また貴WGには、その回答を踏まえて当委員会にも意見を述べる場を設けてほしい。

以　上

別紙

公共放送 WG に対する質問事項

①NHK のネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確でなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。NHK のネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。

②NHK はすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるのか。

③民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。NHK のネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。

④仮に NHK のネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。

⑤放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。

⑥「NHK ニュース防災」アプリや「NHK NEWS WEB」「NHK 政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。

⑦ネット業務の必須業務化の可否については、NHK がまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。

⑧任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとっても分かりやすく説明すべきではないか。

⑨受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野での NHK は圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。

⑩NHK の業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴 WG でこれまでの NHK による「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、ＮＨＫのガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

以　上

資料9－1

NHK執行部の対応について

2023年6月7日

日本放送協会

経　緯

2022年10月上旬	一部役員が前会長から衛星放送番組同時配信の了解を得たと説明
12月14日	稟議で「NHKプラスにおける衛星放送番組の配信対応整備」の調達開始を決定 （NHKの稟議・・・措置された予算の中で、5億円を超える契約や調達について、関係役員等の審査・承認を経て会長が可否を決定する仕組み）
2023年1月25日	稲葉会長就任
4月6日	NHK内で設備の調達を進めていることを覚知
4月7日	12月の稟議書を確認　会長・副会長に報告し、調査を開始
4月18日	副会長が、監査委員に事案を報告
4月24日	理事会で正式な調査と業務停止を指示
5月15日	理事会で調査結果が報告される ・この時点で違法性が疑われる支出がないことを確認 ・今後も違法性を疑われないよう内容を是正するとともに目的を明確化すべき ➔会長が報告に基づく対応、再発防止策の検討を指示
5月15日	監査委員会に報告
5月16日	経営委員会に報告
5月17日	理事会で15日に指示した対応の報告をうけ、会長が再開を判断
5月29日	総務省に報告
5月30日	理事会で再発防止の検討体制を報告し、決定 経営委員会にも報告

今回の対応

＜予算事業計画に計上された設備整備＞ （予算書上「放送番組設備整備計画」「研究施設・一般施設整備計画」として計上）
（1） BS番組の周知広報配信
（2） 地上波配信の局内設備障害時のバックアップ

＜稟議で計画された設備整備＞
（1） BS番組の周知広報配信
（2） 衛星波の同時・見逃し配信

＜今回の対応＞
（1） BS番組の周知広報配信 ➔当初計画どおり整備を進める
（2） 衛星波の同時・見逃し配信
・衛星波の同時・見逃し配信のみに必要な設備整備は契約せず中止
・設備整備の目的の変更
➔予算事業計画で想定していた「地上波配信の局内設備障害時のバックアップ」に変更

再発防止の検討

○ **体制**
会長直属のアドバイザー:
外部の弁護士とガバナンスに詳しい方

○ **検討内容**
・協会の意思決定のあり方
・稟議規程等、各種規程のあり方
・組織風土、ガバナンスなど

○ **検討期間**
7月末には、一定の方向性を得たい
ただし、直ちに対処すべきものは迅速に実施していく

前回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	大谷構成員	質問	「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思うが、加えて、放送かネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けることになれば、情報空間全体の批評・批判についてすべて対応することが効用として思い浮かぶところ。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がＮＨＫに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。
2	大谷構成員	質問	これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をすることも考えられるが、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすればよいのか。	【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料９頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨によって実現できるものと考える。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。
3	大谷構成員	質問	資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する半面、縦方向には圧縮されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。	【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 ＮＨＫに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、ＮＨＫの情報空間における価値を高めたい。

4	林構成員	意見	資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念はよくわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はmustだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 　他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。	―
5	林構成員	意見	また、毎年度又は複数年度において市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。	―
6	落合構成員	質問	競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。	【執行部】（【経営委員会】は別途） （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。）
7	落合構成員	質問	資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争規律の在り方についてと料金体系についてどうするのか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、また有償な場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。	【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」（地上放送を想定）について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないか、というもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。
8	落合構成員	質問	また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかという発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。 特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。	【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。

9	落合構成員	意見	ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。	―
10	落合構成員	質問	NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれてていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。	【執行部】 ＮＨＫプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な"同時性"を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「ＮＨＫオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
11	落合構成員	質問	理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係をどう考えているのか。	【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自体が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。
12	落合構成員	質問	理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。	【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。 上記の問（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。
13	瀧構成員	質問	理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK＋が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。	【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。

14	瀧構成員	質問	資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるという場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。	【執行部】 今回お示ししたように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。
15	内山構成員	質問	現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK＋とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。	【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。
16	内山構成員	質問	仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。	【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたいが、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。
17	内山構成員	質問	ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。	【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。
18	内山構成員	質問	ネットを使った国際展開については、どう考えているか。（ユーザー（在外法人と外国人）とB2B（日本のコンテンツとIPホルダーに対して）協力の二面においてどう考えているか。）	【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。
19	曽我部構成員	意見	NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。	―
20	曽我部構成員	質問	ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロファイル技術についても何か事案があってから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくということがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。	【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。

21	曽我部構成員	質問	p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用で異なる態様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくということが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないか。	【執行部】（【経営委員会】は別途） （現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。）
22	曽我部構成員	質問	NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。	【執行部】 ＮＨＫアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
23	長田構成員	質問	今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK＋で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。	【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。ＢＳについては、これからの課題だと考えているところである。

24	宍戸構成員	質問	「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を目指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。	【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 ＮＨＫとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 ＊必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・"効用"を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である
25	宍戸構成員	意見	必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的にお示しいただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。	ー
26	宍戸構成員	質問	また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からもお話しいただけるのか教えてほしい。	（【経営委員会】別途）

27	山本主査代理	質問	資料ｐ11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはＷＧでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。	【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。
28	山本主査代理	質問	現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。	【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曽我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させたうえで判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。
29	山本主査代理	質問	資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよい思う点等あれば教えてほしい。	【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。
30	落合構成員	質問	「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。
31	宍戸構成員	質問	NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。	【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。

32	宍戸構成員	質問	仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題検の第１次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思う。	【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。
33	内山構成員	質問	現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。	【執行部】 この方、ということを個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。
34	三友主査	質問	「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。	【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまとまりとして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したもの等とも言い得ると考えている。

＜会合後の追加質問＞

1	宍戸構成員	質問	質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深基な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考えるが、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【監査委員会】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している） （【経営委員会】は別途）
2	宍戸構成員	質問	予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。	【監査委員会（前段のみ）】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。 【執行部（後段のみ）】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
3	宍戸構成員	質問	このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。	【監査委員会（前段のみ）】 インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。 【執行部（前段のみ）】 執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。 各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。 （【経営委員会】は別途）
4	宍戸構成員	質問	仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい） （【経営委員会】は別途）

5	落合構成員	質問	衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1　本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2　本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3　本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3　各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4　本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5　本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容	【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している） （【経営委員会】は別途）

日本民間放送連盟

NHKインターネット活用業務の必須業務化に関するNHKの説明について

2023年６月７日

一般社団法人　日本民間放送連盟

本日のご説明

- はじめに
  1. 業務範囲の考え方について
  2. 理解増進情報の見直しと費用上限について
  3. ネット業務のガバナンスについて
  4. 負担の在り方について
  5. 多元性確保への貢献について
- 結び

はじめに

■民放連は必須業務の定義や法制度上の整理について、「公共放送WG」に対し、4月27日付で「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について」（以下、「見解と質問」）を提出しましたが、まだ回答をいただいておりません。

■「公共放送WG」第8回会合（5月26日）では、NHKから「インターネット活用業務に関する基本的考え方」とともに、必須業務化に関する「業務範囲、ガバナンス、負担の在り方」について、初めて説明がありました。

■NHKの説明内容に対しまして、「公共放送WG」の回答と照らし合わせて検討・分析することはできませんが、現時点における民放連の意見を述べることとします。

■「見解と質問」においてお願いしましたとおり、「公共放送WG」の回答をいただいた後に、民放連の意見を述べる場を設けていただきたいと考えます。

1．業務範囲の考え方について（1）

■NHKの説明資料では、必須業務化を想定した業務範囲の考え方が、次のとおり記載されています。

＜基本＞
① 放送の同時配信・見逃し
② 報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）
＜上記以外＞
③ 「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

（資料8−1、11ページ）

■業務範囲の考え方は、必須業務そのものの定義や、法制度に直結する重要なテーマです。

1．業務範囲の考え方について（2）

■②の報道サイトにおける「放送と同一の情報内容」や、③の「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確です。特に③の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切です。

■「放送と同様の効用」の定義や概念への疑問は、「公共放送WG」第8回会合において、三友主査および宍戸構成員からも示されました。

■また、業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧します。放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要だと考えます。

■②や③の判断基準が、コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要と考えます。

■ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべきと考えます。

1．業務範囲の考え方について（3）

■業務範囲の考え方については、「公共放送WG」第8回会合においてNHK井上副会長から、

✓放送と同様の効用をもたらす範囲に限って実施

✓受信料を値下げし収入規模が減る中で、選択と集中により、「正確な情報の提供」「情報空間における参照点」「多元的な番組の提供」などによりお金をかける

✓NHKの役割を研ぎ澄まし、より純化したものになり、業務範囲の幅が狭まる

✓必須業務化によりNHKは本来のコンテンツ、あるいは報道についてさらに磨きをかけて、放送の効用を増していく――などの説明がありました。

■こうした説明を踏まえれば、NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと、民放連は受け止めています。

2. 理解増進情報の見直しと費用上限について

■「公共放送WG」第8回会合では、必須業務化に伴い、現在の理解増進情報がどのように整理されるかとの視点で、落合構成員、曽我部構成員、瀧構成員から発言がありました。

■また、ネット業務の費用上限の必要性について、内山構成員、山本構成員から発言がありました。

■NHK井上副会長からは、「放送と同様の効用をもたらすという範囲の中には、理解増進情報に含まれるものもある。必須業務になった場合、この定義等を含めてあらためて再整理したい」「ネット業務の費用上限の設定はあり得る」旨の発言がありました。

■この「再整理」とは、縮小の方向だと民放連は受け止めています。インターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢のもとで、理解増進情報を見直すべきです。

■これを明確にするためにも、ネット業務の費用上限は継続して設定すべきと考えます。

3. ネット業務のガバナンスについて（1）

■インターネット活用業務の必須業務化に伴うガバナンスの在り方や実効性担保については、「公共放送WG」第8回会合において、宍戸構成員、曽我部構成員、林構成員から発言がありました。

■「公共放送WG」の審議の一方で、NHKは5月30日、NHKのインターネット活用業務に係る設備調達で、令和5年度収支予算及び事業計画との関係で明確な説明が行われないまま稟議・契約が進められ、内部手続きが適切ではなかったと考えられる事項があった、との報道発表を行いました。

■これに対し総務省は、違法性が疑われる支出は認められなかったとしながら、再発防止の徹底と、NHKにおける契約手続きその他の意思決定のプロセスについて、ガバナンスの面で再確認を行うことを期待する、とコメントしています。

3．ネット業務のガバナンスについて（2）

■総務大臣に認可されていないBS同時配信の設備調達に着手したことや、その名目の予算が9億円も計上されていたことにより、NHKも認めているとおり、ガバナンス・内部統制上の問題が浮き彫りになりました。これはNHKの信頼を揺るがしかねない、深刻な事態だと考えます。

■今般、インターネット活用業務のガバナンスの問題があらためて指摘されたことから、「公共放送WG」においても「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体の議論を、これまで以上にしっかりと行っていただきたいと考えます。

4．負担の在り方について

■「公共放送WG」第8回会合において、NHKから必須業務化に伴う負担の考え方について、①負担と視聴の「公平性」と、②端末の「同等性」の2つの課題が重要としたうえで、▽同様の効用が得られているのであれば、同様の負担が適当、▽公平性と受益感が同様になるタイミングから、支払いが望ましい――といった説明がありました。

■ネット配信と受信料制度・財源との整合性は、根源的で重要な問題です。任意業務の現状においても、NHKが資料に記載しているとおり「放送の視聴者だけが費用を負担し、ネットを使う人はタダ乗り」とも言える状況です。

■民放連はかねて、NHKの役割・業務の議論を先行して、肝心の受信料制度・財源の議論が後回しになっていると指摘しました。先の「見解と質問」でも「必須業務化と受信料制度・財源との関係」を最初に掲げ、6件の質問を提示しています。

■NHKが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべきと考えます。

5. 多元性確保への貢献について（1）

■NHKの説明資料（資料8-1、26ページ）では「（情報空間全体の）多元性確保への貢献」と題し、

①放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理すること

②NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすること

③NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくこと――の３点の取り組みについて、国民から支持されている旨が記載されています。

■こうした「多元性確保への貢献」の取り組みは、NHKとして、放送事業全体のサステナビリティを維持・確保していく趣旨だと受け止めます。コンテンツ流通のグローバル化に対峙する日本の放送事業者にとって、これは極めて重要なテーマです。

5. 多元性確保への貢献について（2）

■NHKの受信料制度を合憲と判断した2017年12月の最高裁判決によれば、日本の放送制度は、異なる財源に基づくNHKと民間放送の二元体制をとることで、放送が全体として国民の福祉に役立つよう設計されています。

■民放連は、2020年９月の総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」第８回会合において、

✓NHK受信料の使途について、民放も含めた放送文化に裨益するという視点をもっていただきたい

✓条件不利地域へのユニバーサルサービス維持という観点で、ミニサテ等の費用をより多くNHKに負担していただきたい

✓NHKには放送全体の発展につながる取組を一層進めていただき、民放との協力関係を深めていただきたい――などと要望しました。

5. 多元性確保への貢献について（3）

■放送法（2022年６月改正）は、難視聴解消のための放送インフラの共同利用などを念頭に、民放への協力努力義務をNHKに課しています。これにより、民放が難視聴解消などの放送法上の責務を効率的に遂行できるようになり、放送の効用の最大化が期待できると、当時の金子総務大臣が説明しています。

■「公共放送WG」第７回会合（４月27日）では以下の発言がありました。

✓受信料制度はNHKの経営を支えると同時に二元体制を支えるもの、ひいては放送の普及という、最高裁判決もはっきりと憲法上の要請と捉えたそのものを支える仕組み （宍戸構成員）

✓受信料は二元体制を支えるものとの視点は非常に重要 （三友主査）

■本年５月成立の改正放送法により、「放送ネットワークの共同利用」が制度上可能となりました。NHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化できることを期待しています。

結び

■民放連は「見解と質問」において、

①必須業務化と受信料制度・財源との関係については、財源をめぐるWGにおける精緻な議論を待つ必要がある

②必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきである

③放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲については、今般のWGの議論は、従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見える――との問題意識を述べました。

■「公共放送WG」には、今般のNHKの説明内容に対しても、こうした問題意識に照らし、丁寧かつ慎重に議論を重ねていただき、視聴者・国民や民放事業者をはじめとするステークホルダーが納得できるような結論を導いていただきたいと考えます。

２０２３年6月７日

「NHK のインターネット活用業務の今後について」に対する意見
（総務省 第９回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング）

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は 5 月 19 日付で、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」に「NHK インターネット活用業務の検討に対する意見」を提出した。その際、NHK のネット業務について議論する際に不可欠な前提として 10 項目の質問を示した。民放連も質問を提出している。まず、速やかにこうした懸念や疑問に関して討議し、回答するよう改めて求める。また、回答後、WG がとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会を設けていただきたい。

当委員会は 19 日付の意見で、NHK 自らがインターネット活用業務の希望を具体的に示すべきだと指摘していた。貴 WG の第 8 回会合で NHK は必須業務化の範囲などについて初めて考えを表明したが、「放送と同様の効用」や「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返した。なぜ必須業務化が必要なのか、必須業務化で何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者や利用者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示さなかった。当委員会が繰り返し指摘してきた理解増進情報の課題についても、懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答の内容がかみ合わない場面も目立った。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、現状の理解増進情報のように業務範囲が際限なく拡大することになりかねない。新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まった。こうした問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省や NHK に委ねることに等しいのではないか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。

競争評価などを NHK 内部で済ませる考え方にも異論が相次いだ。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきだ。第 8 回会合以降、NHK が業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明した。NHK は、内部では 4 月に発覚し、5 月 16 日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後 2 週間も公表せず、報道があった翌 30 日に初めて説明した。経営委員会や監査委員会を含めたガバナンスの問題が以前から指摘される中、放送同様 NHK 内部の監督・監査のみでインターネット活用業務をチェックしていくことが難しいという実態が明らかになった。これまで当委員会が重要性を指摘してきた、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が不十分であることの証左といえる。受信料収入で運営する組織であるにもかかわらず、意思決定の過程やその透明性を軽視しているのではないか。貴 WG で議論する領域との関係も密接で、公表しないまま必須業務化の意見を表明したことは適切だったのか。

6 月 2 日に公表された議事録によれば、経営委員会と執行部で経営委員会の役割をめぐり激しい衝突があった。両者の間で責任の所在が整理できていないことも、ガバナンス上の大

きな課題だ。議論の前提条件が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、貴 WG としてインターネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を NHK に確認し、検証する必要があると考える。

第 8 回会合での NHK の説明に対する当委員会の考え方や疑問点を以下の通りまとめた。民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されているが、回答が示されていない。貴 WG には、NHK から明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、懸念の一つ一つについて丁寧に時間をかけて議論するよう求める。

【１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WG で示されたご期待・ご要望】

基本的な考え方

・視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭である。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点は多い。また、NHK が情報空間の参照点を果たしていけるかを議論するためには、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきだと考える。

【２．NHK のインターネット活用業務に関する基本的な考え方】

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

・なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていない。
・「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではない。現状の「理解増進情報」もあいまいな定義を拡大解釈し、なし崩し的な業務拡大につながってきた。構成員から「歯止めがないと言われている理解増進情報と同じ問題が発生するのではないか」との指摘もあったが、同様の事態が起こりかねない。
・「放送と同様の効用」について議論するのであれば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきである。

【３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方】

基本：「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

・報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念がある。例示されている「NHK NEWS WEB」について、当委員会は理解増進情報の具体的な事例として、メディアの多元性や公正競争の観点から懸念を示してきたが、こうした懸念に対し説明がなされていない。
・「『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。また、仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方には疑問だ。

放送と同様の効用で異なる態様のもの

・「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねない。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定される。同様の効用だと判断できる根拠も不明だ。
・「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できない。
・「教育コンテンツ」については、報道機関だけでなく、多数の民間企業がネット上で展開している。そうした領域でのネット展開拡大については、さまざまな民間企業からも意見を聞くべきではないか。

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

・当該部分の資料は説明が著しく欠落している。
・「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」との記述について、「実質的に」という文言により拡大解釈が推し進められる恐れが強い。これまでの貴 WG でも構成員からプラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、当委員会としてもプラットフォーム事業者と結びつきを強めることについて懸念を示してきた。既存の 3 号受信料業務との関係も分からない。第 8 回会合でも明確な説明はなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていない。
・「その他の提供形態」については子会社経由等の有料提供を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで、市場競争を破壊する恐れがある。

ガバナンスの在り方

・「国家補助」事業の拡大に際しては事前ルールの明確化の必要性が指摘され、構成員の議論でも一致していた部分だ。今回、構成員から多数指摘があったように、経営委員会など NHK 内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されないのではないか。英 BBC の事例を基に「公共価値テスト」の事例などを紹介しているものの、具体像が明確ではない。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることも難しい。
・インターネットのニュースに関する市場は、ニュースを発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっている。必須業務化すると、公正競争への懸念はさらに高まるが、内部のみで競争評価ができるのか疑念がある。
・「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられているが、これまで、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されている。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービス全てを対象にすべきではないか。
・構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答があった。競争ルールだけでなく、自主的な規律の枠組みの重要性も指摘されていたが、具体的な費用上限も含め、NHK が具体的に説明すべきではないか。

負担の在り方

・スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になることはないということは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で意味を正確に捉えづらい。議論をすることが困難ではないか。
・現状、「フリーライドがある」との認識が示されているが、今後この部分をどう整理していくかが分からない。
・放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、コールセンターに寄せられた声や SNS 上の意見が紹介されているが、「月数件」などとあり、制度改正を進めるほど多くの意見だと言えるのか。

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

・情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深い。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきだ。
・新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になる。他方、具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめなかった。

以　上

「NHK のインターネット活用業務の今後について」に関する疑問点

①「情報空間の参照点」は新聞社や民間放送も同様の役割を果たしていると考えることもできるが、NHK の特殊な概念なのか。そうだとすれば、その具体像はどのようなサービスや事業展開なのか。

②なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務では何ができないのか。NHK として必須業務化を行いたいのか。NHK がいう「必須業務」と「本来業務」の定義は異なるのか。

③「放送と同様の効用」とは、具体的には何を指すのか。既存の「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。

④後述のように必須業務の範囲について、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」「放送と同様の効用で異なる態様のもの」の３層で整理されているが、それぞれ具体的にどのようなサービスイメージや料金体系、規律の在り方を想定しているのか。

⑤「ニュース防災アプリ」など現在展開しているサービスの中で、「報道サイト」に該当するものは何か。「『放送』と同一の情報内容」と「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。

⑥なぜ「異なる態様」で「放送と同様の効用」が実現できるものがあると言えるのか。

⑦「基本」とされた部分と、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」では、どのように扱いやルールが異なるのか。とりわけ「報道サイト」との線引きが難しいように感じるが、どのように整理するのか。

⑧既存の外部事業者を通じたコンテンツ提供のルール（3 号受信料業務や、2 号受信料業務で展開するプラットフォームを通じた展開など）とはどのように整理できるのか。「自身による提供」のルールが他と異なるのはなぜか。

⑨「子会社経由等の有料提供」が市場に与える影響をどのように考えるのか。

⑩競合する民間事業者から、どのように意見を聞くのがよいと考えているか。

⑪費用上限の導入を検討するか。仮に導入した場合、どのような形になると想定するか。

⑫新たなサービスではどこまでが無料で、どこからが受信料の対象になるのか。ペイウォールなどを設ける可能性はあるのか。また、ペイウォールを設ける場合、「フリーライド」との関係はどう考えるのか。

⑬「フリーライド」と認識があるにもかかわらず、理解増進情報をはじめネット業務を拡大してきたことをどう説明するのか。

⑭「同様の負担」の「同様」とは、料額の水準も含めたものか。

⑮ネット業務の必須業務化について、メディアの多元性にどの程度影響があると考えているのか。また、その点を踏まえ、多元性確保への貢献に向けどのような取り組みを行いたいと考えているのか。

以　上

総務省 「公共放送ワーキンググループ」第9回会合（2023.6.7）

「NHKのインターネット活用業務の今後について」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

１．はじめに

２．NHKの説明に対する考え方・疑問点

３．まとめ

１．はじめに

➢5月19日付でWGに「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHKのネット業務について議論する際に不可欠な前提として10項目の質問を示しています。

➢我々の懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求めます。また、回答後、WGがとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会をいただきたいと考えます。

１．はじめに

➢前回会合で、NHKは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返しました。なぜ必須業務化が必要なのか、何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示しませんでした。理解増進情報への懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答がかみ合わない場面も目立ちました。

➢抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねません。公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まっています。

１．はじめに

➢問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることに等しいのではないでしょうか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性があります。

➢前回会合では、競争評価などをNHK内部で済ませる考え方にも異論が相次ぎました。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきです。

１．はじめに

➢前回会合以降、衛星放送のネット配信に関する問題が判明しました。内部では4月に発覚し、5月16日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後2週間公表しませんでした。経営委員会を含めたガバナンスの問題が指摘される中、内部の監督・監査のみでネット活用業務をチェックすることが難しい実態が明らかになりました。「三位一体改革」が不十分なことの証左で、意思決定の過程や透明性を軽視しているのではないでしょうか。 WGで議論する領域との関係も密接で、公表しないまま前回会合で意見を表明したことは適切だったのでしょうか。

１．はじめに

➢議事録からは経営委と執行部の間で責任の所在が整理できていないという、ガバナンス上の課題も浮き彫りになりました。議論の前提が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、ネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を確認し、検証する必要があると考えます。

➢民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されていますが、回答が示されていません。NHKから明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、丁寧に時間をかけて議論するよう求めます。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望
基本的な考え方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」4ページ）

➢ 視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭です。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くあります。NHKが情報空間の参照点を果たしていけるか議論するために、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

２．NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方
インターネット活用業務に関する基本的な考え方
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」9ページ）

➢ なぜ必須業務化が必要なのか、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていません。

➢「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではありません。なし崩し的な業務拡大につながってきた「理解増進情報」と同様の事態が起こりかねません。

➢「放送と同様の効用」を議論するならば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
基本：「放送の同時配信・見逃し」
「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」12ページ）

➢ 報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念があります。例示された「NHK NEWS WEB」に懸念を示してきましたが、説明がなされていません。

➢「『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねません。「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えません。仮に同一の情報内容だとしても、さまざまな機能を加え提供されています。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問です。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
放送と同様の効用で異なる態様のもの
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」13～16ページ）

➢「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねません。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定されます。同様の効用だと判断できる根拠も不明です。

➢「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できません。

➢「教育コンテンツ」は、多数の民間企業がネット上で展開しています。さまざまな企業からも意見を聞くべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」17ページ）

➢資料は説明が著しく欠落しています。明確な説明がなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていません。

➢「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」は、「実質的に」という文言で拡大解釈が進められる恐れが強いと考えます。プラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、結びつきを強めることへ懸念も示してきました。

➢子会社経由等の有料提供を打ち出していますが、コストの大部分を受信料負担とし市場競争を破壊する恐れがあります。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
ガバナンスの在り方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」18、19ページ）

➢構成員から多数指摘があったように、経営委員会などNHK内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されません。「公共価値テスト」などを紹介していますが、具体像は明確ではありません。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることは難しいと考えます。

➢インターネットニュースに関する市場は、発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっています。必須業務化すれば、公正競争への懸念はさらに高まりますが、内部のみで競争評価ができるのか疑念があります。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
ガバナンスの在り方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」18、19ページ）

➢「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられていますが、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されています。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービスすべてを対象にすべきではないでしょうか。

➢構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答がありました。自主的な規律の枠組みの重要性も指摘されましたが、具体的な費用上限も含め、NHKが具体的に説明すべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
負担の在り方
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」20～23ページ）

➢スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できますが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難です。

➢「フリーライドがある」との認識が示されていますが、今後この部分をどう整理していくかが分かりません。

➢放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、意見が紹介されていますが、制度改正を進めるほど多くの意見と言えるのでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
（情報空間全体の）多元性確保への貢献
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」24～26ページ）

➢ 情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深く感じています。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきです。

➢ 新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になります。他方、NHKが具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめませんでした。

３．まとめ

➢NHKの説明に対する１５項目の疑問点を、別途まとめています。NHKから説明を得られるよう、貴WGに求めます。

➢「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」（５月１９日付）や「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問」で示された懸念やた疑問に関して速やかに討議し、回答するよう求めます。

３．まとめ

➢本日お示しした懸念や疑問点を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることにほかならず、WGがこれまで積み重ねてきた議論が無意味になりかねません。

➢メディアの多元性や言論の多様性は民主主義社会の基盤であり、国民・視聴者にとっても不可欠です。国民の「知る権利」や民主主義の維持・発展に十分留意したていねいな議論を求めます。

公共放送ワーキンググループ（第10回）

説明資料（これまでのご説明の補足）

必須業務として想定する業務範囲について

・現時点で想定する必須業務の基本は、**「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」**

理解を容易にするため、以下は、現在の基幹サービスである「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」をベースに記述

NHK＋

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒以下のような価値を提供

- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

報道サイト（同内容のアプリ提供も想定）

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、放送同様の情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒放送同様、以下のような価値を提供

- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握

NHK NEWS WEB 等を再整理したものを想定
（放送と同一の情報内容の多元提供）

2

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

必須業務として想定する業務範囲について

NHK

・その他は、社会実証でお示しした「災害マップ」「一望・連続再生」「フェイクニュース対応」等を限定的に提供することを想定
（新規サービスについては、多元性確保の確認のため、“競争評価”等のプロセスを経て追加する想定）

（理解を容易にするため、社会実証の結果をベースに記述）

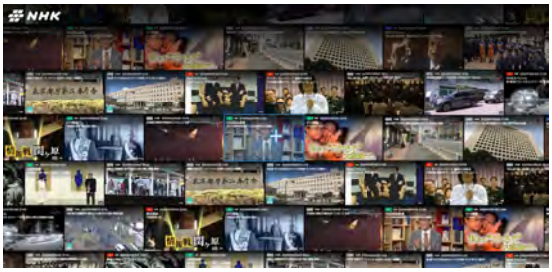

- **一望・連続再生**
  放送の“見せ方”を、ネット時代に合わせ、かつ、公共放送に求められる多様性確保を追求したもの

- **災害マップ**
  放送への活用も前提となる、災害報道の高度化
  （放送と目的、価値は同様）

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

現在の「理解増進情報」の今後について

NHK

現在の規律（「NHKインターネット活用業務実施基準」（総務大臣認可））

第２条　この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。
一　放送番組
　放送をする事項の種類、内容、分量および配列
二　理解増進情報
　日本放送協会（以下「協会」という。）が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）
三　放送番組等
　協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報

（理解増進情報の提供に係る基本原則）
第５条　理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。
一　放送番組を周知・広報するもの
二　放送番組等を再編集したもの
三　放送番組の内容を解説・補足するもの
四　放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの
五　協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの
六　その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

- あくまで個別サービスの内容、提供の実態で判断されるものであるが、インターネット業務が必須となった際には、上記のように規定される現在の放送番組に対する**「理解増進情報」**は必然的に再整理されると考えている。
- インターネット業務が**放送同様のミッション**になる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。

➡放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負うのが、“必須業務化”だと理解している（公平性、同等性）

現在の「理解増進情報」の今後について

NHK

今後の再検討のイメージ

- インターネットの個々のサービスでは、本来ミッションのそのままと受け止められる、放送番組丸ごとの提供や災害報道、放送番組そのものの広報、付加的な情報によって放送への誘導を図る内容等が、必然的に混在してコンテンツを形成している。
- インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えており、**放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせて提供する**ことに注力することになるため、「**“純化”されていく**」と称しているところ。
  （テキスト情報についても、放送と同一の情報内容のもの、ネットの特性に合わせたものを提供することが基本となる。）
- そのため、2頁では、現在の「NHK NEWS WEB」という書き方ではなく、「報道サイト」としている。
  （アプリについても、同内容を提供することが基本となる）

（参考）「NHKオンデマンド」ほか、有料業務について

NHK

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配意しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきと考えている。
  （収支差が生じた場合は、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく）

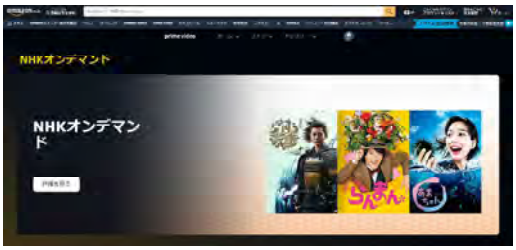

出所：Amazon サイトから引用

- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則と考えている。

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

インターネット業務のガバナンスの在り方について

NHK

“競争評価”プロセス（多元性確保の確認）について

- 3頁に記載したように、今回提示した**「必須業務」範囲想定外の新規サービス**を開始する場合には、市場影響等について、欧州同様の審査のうえ、適否を判断すべきものと考えている（下記はイギリスBBCの事例）。
- この事前審査、パブリックコメント等を経てから、各年度の予算・事業計画に盛り込むことを想定している。

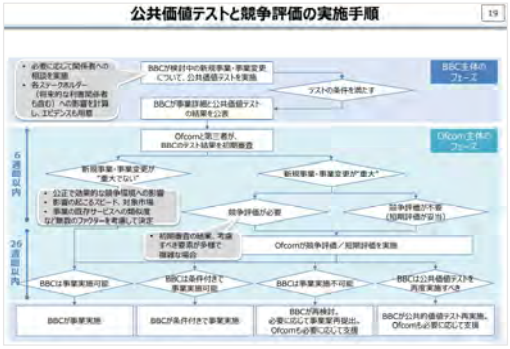

- 主体は、経営委員会の監督のもと、情報空間全体のステークホルダーの状況も理解する専門家からなる委員会を想定
（任命、プロセス等を適切に整備することで執行部からの独立性、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保する）
＊市場調査の手法等については、現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できると考える

- また、英BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うべきとも考えている。

NHK

（一社）日本民間放送連盟の質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令　和　５　年　６　月

①　ＮＨＫの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。

（回答）

・　ＮＨＫの必須業務とは、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 15 条に定められたＮＨＫの目的を達成するために、行うこととされている業務（同法第 20 条第１項）をいい、ＮＨＫの任意業務とは、ＮＨＫの目的を達成するために、行うことができることとされている業務（同条第２項）をいいます。

②　すでに幅広く展開されているＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何が変わるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・　任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・　インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・　必須業務化によりテレビを持ってない方に対しＮＨＫが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

③　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、ＮＨＫが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）

④　放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　インターネット活用業務が必須業務化した場合「あまねく義務」との関係はどうなるのか。実務上どのようなことが考えられるのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える旨回答があった

・　放送法と同様の規律がインターネット活用業務にもかかるとした場合に、ＮＨＫが業務を行う上で支障があるか否かとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がインターネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もあるため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性や多角的論点提示等の確保が行えるようにしていただきたい旨回答があった

・　インターネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主自律に委ねるべき

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・　必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめ、総務省にその後の具体的検討を求めていくべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑤　インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。

⑥　ＮＨＫから、テレビ受信機を持たないがＮＨＫプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送ＷＧ」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- 放送の分野で受信者共同体に入る人たちには受信料制度をとり、テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合は、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めることは正当化でき、受信料制度と矛盾しないのではないか

- テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合に、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めるという考え方について、どう考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、例えばＮＨＫプラスについて、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはＮＨＫオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からない旨回答があった

- テレビを設置しない人のうち、テレビを設置するのと同等の「公共放送を受信できる環境にある者」として、インターネット端末を通じてＮＨＫのコンテンツを受信するために能動的な行動をとった人から負担を求めることが適切ではないか

- あるいは、放送コンテンツは、直接視聴しなくても、時代を共有することも含めて利便を受けるので、全世帯が幅広く費用を負担することが望ましいのではないか

- ＮＨＫが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべき

- スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」などＮＨＫの資料の表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難。「フリーライドがある」との認識もＮＨＫの資料に示されているが、今後この部分をどう整理していくかがわからない

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑦　ＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。

⑨　ＮＨＫのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるＮＨＫの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

・　インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・　日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。ＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要

・　国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要

・　もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的

・　必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・　ＮＨＫが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑧　情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送ＷＧ」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるのでしょうか。

（回答）

本ワーキンググループにおいては、第１回会合の事務局資料において示されているとおり、

（１）インターネット時代における公共放送が担うべき役割

（２）ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（３）インターネット活用業務に関する民間放送事業者のとの協力の在り方

（４）インターネット活用業務の財源と受信料制度

を主な検討項目としています。

この点に関し、これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　情報空間の健全性確保については、本ワーキンググループだけではなく親会の検討会でも検討されているところがあり、ワーキンググループの中だけで、ＮＨＫ以外のメディアも含め、どういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディア全体としてどういう形で推進していくのかといった議論自体はされている部分があり、互いにレポーティングしあうような会議間の関係性もあるので、一般的な会議体の進め方としてはあり得ると思う。

・　さらに、どういう形で議論を行っていくと議論が深まるのかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、放送事業者だけではなくて関係するプラットフォーム事業者も入れるということであり、その意味では、すでに総務省では「プラットフォームサービスに関する研究会」があり、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だったが、その上で、放送の中で情報空間の健全性の話をするのは、話の途中から始まっている感じがする旨回答があった。

⑩　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第 20 条の第１項に限定列挙された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるＮＨＫのインターネット活用業務の位置付けについても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- インターネット活用業務は必須業務として考えていくべきであり、その上で課題をクリアしていくべき
- 「インターネット活用業務」は外延が不明確なので、どこまでが必須業務かは別途議論が必要
- 今後、インターネット活用業務が必須業務化したときには、ＮＨＫプラスで地上波のすべての番組を流す方向なのか、また、ＢＳの番組についてはどう考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、地上波を念頭に置いており、なるべくすべての番組を流していきたいが、ＢＳについてはこれからの課題と考えている旨回答があった
- ＮＨＫの資料にある「放送と同様の効用」はＮＨＫプラスのことを指すのか。また、ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、ＮＨＫプラスが基本であるが「報道サイト」をまとまりとして考えていきたい、テキストを何でもやろうというわけではなく、テキストも含めた理解増進情報の部分について再整理をしっかり検討していきたい旨回答があった
- ＮＨＫの資料にある「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確。特に後者の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切
- ＮＨＫは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返した。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねない

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑪　ＮＨＫは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、ＮＨＫのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」や「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

- 公共放送の活動領域を広く認めることによってメディア間の競争が阻害され、全体として情報空間の環境の改善につながらなかったりむしろ悪化してしまったりすることは避けなければならず、全体として何が最適なのかを考慮しつつ、公共放送の活動領域やその規律、費用負担のあり方を、拙速にならない形で検討する必要
- ＮＨＫが受信料を財源にインターネット活用業務を際限なく拡大すれば、公正な競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれ、国民や社会に不利益を及ぼしかねない
- 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか
- 一部報道によるとテキストニュースを縮小する方針とのことだが、ＮＨＫニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなものはなるべくネットでやらないということが必須業務化。ＮＨＫの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということであり、ＮＨＫの役割が純化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかは、再整理をしっかりしていく必要があると考えている旨回答があった
- どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑫　有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　ＮＨＫが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、ＮＨＫ自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうかに依存する

・　審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

・　ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

・　強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑬　民放連は 2022 年 11 月 24 日開催の「公共放送WG」第３回会合のヒアリングにおいて、ＮＨＫインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設けるなどの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるＮＨＫのインターネット活用業務の位置付けやインターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

・　どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

・　本来的な財源というより民放への協力資金として広告収入を得ていくことも将来的に考えられるが、ＮＨＫとしてどう考えるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、論点としてはあり得るが、広告財源と受信料財源は放送の二元体制のコアである旨回答があった

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　必須業務化した場合、ＮＨＫにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の
質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令　和　５　年　６　月

①　ＮＨＫのネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確ではなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。ＮＨＫのネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。

②　ＮＨＫはすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

- インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。ＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要
- 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要
- もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的
- 必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ＮＨＫが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

③　民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。ＮＨＫのネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。
④　仮にＮＨＫのネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。
⑨　受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野でのＮＨＫは圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ ＮＨＫのインターネットへの進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない。ＮＨＫのネット進出により他メディアの存在が脅かされるとしたら、情報空間を悪化させることになり本末転倒

・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか

・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・ 必須業務化した場合、ＮＨＫにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある

・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。本来業務になったからこそ、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑤　放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ 今もうこれだけ時代が移ってきている中で、１人１台のテレビはないけれども、１人１台のスマホがあるという状態の中で、自分と常に一緒にいるもののところで放送を見たい。それも同時放送以外の形でもいろいろ選択ができるような形で見たいというのは、本当に時代の動きだと思うので、これは本来業務としてガバナンスを効かせながら見ていくものだろう

・ 重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることであると考える。国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき

・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・ このような考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、貴委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨の回答があった

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑥　「ＮＨＫニュース防災」アプリや「ＮＨＫ　ＮＥＷＳ　ＷＥＢ」「ＮＨＫ政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。

（回答）

インターネット活用業務については、総務大臣の認可を受けたインターネット活用業務実施基準に従って行わなければならないとされ（放送法第 20 条第 12 項）、総務大臣が認可するに当たっては、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないことを審査することとなっています（同条第 11 項第３号）。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ 強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、①現在の「理解増進情報」は「放送番組の理解増進情報」となっているため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供される形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできる。②インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか

・ どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑦　ネット業務の必須業務化の可否については、ＮＨＫがまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。

（回答）

ＮＨＫからは、５月２６日の第８回会合において、

・ ＮＨＫには「情報空間の参照点」と同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

・ 業務範囲については「放送と同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本であり、これら以外は「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

・ ガバナンスについては、新規内容で一定の規模にかかるものは、（経営委員会の監督のもと）いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか

・ また、ＢＢＣ等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか

といった考えが示されたところであり、この内容も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑧　任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとってもわかりやすく説明すべきではないか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・ インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・ 必須業務化によりテレビを持ってない方に対しＮＨＫが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑩　ＮＨＫの業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴ＷＧでこれまでのＮＨＫによる「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、ＮＨＫのガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

（回答）

ＮＨＫについては、国民・視聴者の負担する受信料で支えられていることを踏まえ、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」に不断に取り組むことが求められます。ＮＨＫも、５月２６日の第８回会合において、今後とも三位一体改革について不断の取組を継続していく旨を表明しています。

インターネット活用業務を必須業務化するとした場合における経営委員会を含むガバナンスの在り方については、これまでのワーキンググループにおいて、以下のような意見が出ています。

・ 公共的な情報流通を担保し、国民の知る権利を実現すると同時に、ＮＨＫが突出して情報空間を歪めたりしないという点でイギリスやドイツのような仕組みが非常に重要となるが、この議論をする以上は、ＮＨＫのガバナンスの問題の議論は不可避であり、当然に経営委員会のガバナンスの問題が極めて重要

・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っている

・ ＮＨＫが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、ＮＨＫ自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうかに依存する

・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

このような意見も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

第８回会合における質問事項への回答

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	大谷構成員	質問	「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思うが、加えて、放送かネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けるこが必須業務となれば、情報空間全体の批評・批判について遠切に対応することが効用として思い浮かぶところ。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がＮＨＫに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。
2	大谷構成員	質問	これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をする相互作用も考えられるが、必須業務とすることの意味について、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすれば分かりやすいと考えるか。	【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料９頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨によって実現できるものと考える。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。
3	大谷構成員	質問	資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する反面、縦方向には縮小されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。	【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 ＮＨＫに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、ＮＨＫの情報空間における価値を高めたい。
4	林構成員	意見	資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念は競争のイコールフィッティングという点で私も非常にわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 　他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。	―
5	林構成員	意見	また、毎年度又は複数年度において例えばインターネット放送市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。	―

1

番号	質問者		質問内容	回答内容
6	落合構成員	質問	競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。	【経営委員会】 仮に必須業務化した場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等について評価する機関は、第三者性・中立性を確保し、適正な評価のできる組織にすべきである。NHKが自律的に評価する組織を設置する際は、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどを踏まえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。）
7	落合構成員	質問	資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争ルールと料金体系についてどうするのか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、また有償な場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。	【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」（地上放送を想定）について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないか、というもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。
8	落合構成員	質問	また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかという発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。 特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。	【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。
9	落合構成員	意見	ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。	―

番号	質問者		質問内容	回答内容
10	落合構成員	質問	NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれてていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。	【執行部】 ＮＨＫプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な"同時性"を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「ＮＨＫオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
11	落合構成員	質問	理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係をどう考えているのか。	【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自体が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。
12	落合構成員	質問	理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。	【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。 上記の問（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。
13	瀧構成員	質問	理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK＋が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。	【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。
14	瀧構成員	質問	資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるという場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。	【執行部】 今回お示ししたように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。
15	内山構成員	質問	現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK＋とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。	【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。

3

番号	質問者		質問内容	回答内容
16	内山構成員	質問	仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。	【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたいが、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。
17	内山構成員	質問	ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。	【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。
18	内山構成員	質問	ネットを使った国際展開については、どう考えているか。（ユーザー（在外法人と外国人）とB2B（日本のコンテンツとIPホルダーに対して）協力の二面においてどう考えているか。）	【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。
19	曽我部構成員	意見	NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。	ー
20	曽我部構成員	質問	ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロファイル技術についても何か事案があってから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくということがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。	【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。
21	曽我部構成員	質問	p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用があるもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用と同様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくということが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないか。	【経営委員会】 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 （現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。）
22	曽我部構成員	質問	NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。	【執行部】 ＮＨＫアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
23	長田構成員	質問	今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK＋で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。	【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。ＢＳについては、これからの課題だと考えているところである。

番号	質問者		質問内容	回答内容
24	宍戸構成員	質問	「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を目指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。	【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 ＮＨＫとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 ＊必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・”効用”を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である
25	宍戸構成員	意見	必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的にお示しいただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。	ー
26	宍戸構成員	質問	また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からもお話しいただけるのか教えてほしい。	【経営委員会】 ＷＧでの議論については、執行部からつど報告を受けている。今後の議論についても注視していく。
27	山本主査代理	質問	資料ｐ11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはＷＧでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。	【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。
28	山本主査代理	質問	現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。	【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曾我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させたうえで判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。
29	山本主査代理	質問	資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよい思う点等あれば教えてほしい。	【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。

5

番号	質問者		質問内容	回答内容
30	落合構成員	質問	「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。
31	宍戸構成員	質問	NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。	【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。
32	宍戸構成員	質問	仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題検の第１次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思う。	【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。
33	内山構成員	質問	現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。	【執行部】 この方、ということを個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。
34	三友座長	質問	「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。	【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまとまりとして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したもの等とも言い得ると考えている。

＜会合後の追加質問＞

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	宍戸構成員	質問	質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考えるが、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【経営委員会】 国会で承認された令和５年度ＮＨＫ予算・事業計画には、実施基準等に反するＢＳ同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。経営委員会としては、このような事案は極めて遺憾である。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されてない議案について審議することは極めて困難である。執行部には、経営委員会に議決を求める際は、丁寧で正確な説明に努めてもらうよう伝えるとともに、執行部には、再発防止に向けた対応を実施するように求めている。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。 【監査委員会】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
2	宍戸構成員	質問	予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。	【監査委員会（前段のみ）】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。 【執行部（後段のみ）】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
3	宍戸構成員	質問	このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。	【経営委員会】 国会で承認された令和５年度ＮＨＫ予算・事業計画には、実施基準等に反するＢＳ同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されてない議案について審議することは極めて困難である。2019年の法改正をふまえ、2020年1月に改正した内部統制関係議決において、監査委員会は必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる旨を盛り込んだ。なお、経営委員会については、経営委員会規程により、外部の専門家を構成員とする諮問機関を設置することができると定めている。 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、この分野の知見を有する専門家からの報告の内容について判断できる体制整備を検討するという課題がある。 【監査委員会（前段のみ）】 インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。 【執行部（前段のみ）】 執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。 各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。

7

番号	質問者		質問内容	回答内容
4	宍戸構成員	質問	仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【経営委員会】 仮にインターネット活用業務が必須業務になった場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい）
5	落合構成員	質問	衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1　本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2　本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3　本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3　各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4　本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5　本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容	【経営委員会】 ５月16日、30日の経営委員会に執行部から報告があった。経営委員会では、再発防止策の検討を巡って、執行部と経営委員会とで議論した結果、再発防止策には、契約手続きや稟議の在り方、意思決定の仕組み、リスク管理等、業務の執行に直接係る内容を含むため、実効的な再発防止策を検討し、実行する観点から、執行部が案を作り経営委員会に諮るという結論に至った。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。 【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）

第９回会合における質問事項への回答

（１）第９回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
1	宍戸構成員	質問	稟議の問題は予算審議とは関係がないという説明があったが理解ができない。 令和５年度予算案を執行部で作成し、経営委員会に諮り、経営委員会で議決をされる手続で、９億円という大変重大な金額のものを執行されるということであれば、本来事業計画に記載し、予算として議決を得るというのが、普通の経営の在り方ではないかと思うが、稟議と予算議決、事業計画の関係がどうして切断されているのかについて、説明をいただきたい。	【執行部】 令和５年度予算事業計画では、ＮＨＫプラスの衛星放送同時配信名目の予算は盛り込んでおらず、令和６年度からの衛星放送の同時配信についての経営決定をしていない。インターネット活用業務実施基準・実施計画等で認められた範囲の予算を計上していたが、稟議の段階で、令和６年度の衛星放送の同時配信という稟議になったということである。 理事会での審議、経営委員会等との議論がなかったのかということは、御指摘のとおり。稟議内容の精査が不十分、関係法令等に対する認識不足等の課題があり、ガバナンスの問題であるとの認識である。 結果として、予算事業計画に問題はなかったが、稟議上、検討段階でチェックがなく、放送法に違反するおそれのある案件となり、公共放送のガバナンス上あってはならないこと。深刻に受け止め、再発防止にしっかり取り組んでいく。
2	曾我部構成員	質問	一部報道によると、テキストニュースを縮小する方針を説明されたとのことだが、このNHKニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのか、継続されるとすれば、受信契約締結義務との関係はどう整理されるのかということについて、改めて伺いたい。	【執行部】 テキストの件であるが、ＮＨＫがやるべき内容というのは、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなもの、それはなるべくネットでやらないということが必須業務化であると説明している。つまり、ＮＨＫの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということである。ＮＨＫの役割が銷化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかということは、再整理をしっかりしていく必要があると考えており、本来業務になることで責任が重くなるということも考えている。
3	林構成員	質問	受信料の使途や費用上限の根拠の適正性、明確性に関して、受信契約者や関係事業者などの的確な理解の増進を図ることが必要だと思うが、まだ不十分ではないかと思う。この点について、考えがあればお示しいただきたい。	【執行部】 上限を設けた場合の区分経理だが、透明性確保の上でも適切な説明が必要になっていることは言うまでもない。費用は明確にすべきであり、上限のありようは、費用の構成の内容によっても変わるかと思うが、しっかり適合させていく必要があると考えている。会計の透明性の確保には、法令にのっとりしっかりと取り組んでいく。
4	宍戸構成員	質問	デジタル空間における情報の参照点としてなぜ必須業務化が必要なのか、また、必須業務化といった場合、地上２波なのか、衛星放送を含めて同時配信が必要なのか、また、単に番組を同時配信するというだけではなく様々な機能がついてくるということを、情報の参照点たらんとすることとの関係でどう考えているのか。	【執行部】 これまで公共放送としてやってきたことをネットでもやるということが必須業務である。放送でやらないことはネットでやらない、そのための必須業務化ということを念頭に置いている。ＮＨＫの中核になる仕事をネットでもやりたいということ。ネット業務で何でもやってもいいということではなく、役割は逆にクリアになってくると思っている。 情報空間の参照点については、情報の信頼性、信頼できる多元性の確保への貢献、それから参照点の提供という部分を考えると、放送法に掲げられている健全な民主主義の発達に資することを目指すということである。 これまでNHKは民主主義の発達に寄与してきたと考えているが、これは何もＮＨＫひとりが独自に行うのではなく、新聞、民放、ＮＨＫで切磋琢磨し、様々な意見を出し合って議論をする中で、日本の民主主義は発達してきたと思っており、このような役割をネット空間でも果たしていきたいと思っている。 衛星放送についてはこれからの検討課題である。
5	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのは「インターネット活用業務審査・評価委員会」の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件になっている。そして、これまでもずっと苦情受付件数は低調であったと承知をしている。ＮＨＫの苦情相談窓口が機能していないのはなぜなのか。 原因の１つとして、ＮＨＫの審査委員会では、「これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること」、「苦情を申し立てるにつき合理的な根拠があること」、「その苦情を申し立てる以外に救済の方法がないこと」の３要件を１つでも満たさない限り、審査委員会ではこうした苦情は取り扱わないこととされており、少し要件として厳し過ぎるのではないかと思っている。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えていただきたい。この点、問題意識があれば回答をお願いしたい。	【執行部】 インターネットの苦情等々の問合せがしにくいという指摘について、基本的にはインターネット活用業務審査・評価委員会でルールを決めている。運用上の問題があるという認識はないが、問題があるのであれば指摘いただき、しっかり真摯に向き合って対応してまいりたい。
6	大谷構成員	質問	ＢＳ同時配信の設備投資について、内部統制やガバナンスの課題について、向き合う姿勢を見せていただいており、その結果やプロセスについても、ぜひ透明性高く進めていただくことを期待している。その際、ガバナンス上で非常に重要だと思っていることは、ＮＨＫ協会内の組織とか一人一人のメンバーにどういう意識が生まれているのか、組織風土の部分を深掘りしていただく必要があるのではないかという点である。つまり、同時配信について、今後どうなるとか、現状どうだと皆さんが理解されているのか、どういう説明をしてこられているのかといったことを、経営委員会はじめ幹部の皆さんがどう理解しているのかを教えていただきたい。	【執行部】 指摘の組織風土、これは非常に大きな問題だと思っている。ルールや規程などで決めるものではなく、職員一人ひとりの総体として風土が生まれるものであり、体質も含めて大きな課題だと思っている。今回の検討会も含め、外部の皆様の意見を伺いながら、しっかり検証して見直していきたい。 放送法に違反するおそれがあった案件も含めて、改めて規程やルールを、役職員が再度しっかりと確認することに尽きるため、この点も真摯に取り組んでまいりたい。

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
7	大谷構成員	意見	情報空間の参照点の趣旨が不明瞭であるとか、なぜ情報空間の健全性の確保につながっていくのかなどの質問をいただいていて、必須業務とすることの意味について繰り返し聞いかけいただいている。これは、やはり多元性の確保ということでそれぞれに役割を期待されている民放、新聞協会共通の理解に立つということが、この議論のためには必要だと考えているので、まずはＮＨＫには、この点について、今後も様々な形で分かりやすく説明していただくことを期待したい。	－
8	大谷構成員	意見	組織風土にどういう課題があったのかということも含めて、公にされることを期待している。	－
9	瀧構成員	質問	資料の９－２の３４でも記載いただいているように、「放送と同様の効用」の定義を今回は、１つは、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」のまとまりと御回答がある中で、明示的に確認したいが、「放送と同様の効用」というのはＮＨＫプラスのことを指しているのか。また、ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのか。	【執行部】 ＮＨＫプラスが基本であるかどうかということだが、基本的にはそうであるが、質問への回答でも示したように、報道サイトとまとまりとして考えていきたい。 テキストの考え方であるが、何でもかんでもやろうということではなく、当然、そのテキストも含めた理解増進の部分について、再整理をしっかり検討していきたい。
10	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供について、競争の範囲の議論が多々あるところではあるが、インターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかというのを、現時点で可能な回答として、説明をお願いしたい。	【執行部】 民放、新聞との競合関係については、しっかり精査したいと思っている。
11	曾我部構成員	意見	「放送と同様の効用」をネットでも提供していくという基本的な考え方には賛成。ただ、ネット上のサービスは不定形であるので、この基本的・抽象的な考え方では、具体的なコンテンツの提供の可否の基準にはならない。その点では、より具体的な議論を求める民放連や新聞協会の意見には賛成である。	－
12	曾我部構成員	質問	現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識していますが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようである。新聞協会においては、既にＮＨＫによる新聞への協力が行われているという事実を、単なる事実から、ＮＨＫと新聞との関係に関する考え方の１つとして認知し、その改善や進化を検討していく余地が本当にないのか伺う。 また、同じ点についてＮＨＫに対して、先ほどのイギリスの例のように、更に踏み込んだ新聞への協力として何かお考えのことはないのかお尋ねしたい。	【執行部】 新聞、民放の協力との部分ではあるが、これはジャーナリストの育成やエンジニアの育成、制度面、フェイクニュース対策等々をしっかりやっていこうと思っている。もとより、記者同士の交流もあるので、全体を通してしっかり協力していこうと思っている。
13	瀧構成員	意見	一連の議論の中で、整理というのは縮小とそのまま解釈していることには若干の危うさを覚えている。様々な、新聞で、私も実際購読者として払っている立場として思うと、長尺のしっかりした記事がＮＨＫでしか読めないという経済環境にある方々もいると思われる。ですので、そこはしっかり議論をして、縮小イコール整備ではないという意見もあるので、それを加味して、ぜひ議論を進めていただければと思っている。	－
14	長田構成員	意見	放送で伝えたものを別のもので補うという場合に、放送では完全に省略しているものをネット上のほうで補っているから放送したのと同じになるというわけではないということは、少し曖昧な言い方ですが、そこはきちんと気をつけていただきたいと思っている。	－
15	落合構成員	質問	ＮＨＫのほうでも、理解増進情報についてできる限り定義の明確性は行っていただきたいということなので、事後でもよいので、より具体化をしていただきたい。	【執行部】 理解増進情報は、現在の放送に対する理解の増進に進むという定義で、インターネット活用業務が任意業務である今の制度を前提としている。今回、放送等の効用をもたらす範囲として示した中には、現在の理解増進情報も含まれているものもある。ですから、必須業務になった場合は、定義も含めてしっかりと再整理されていくと考えている。
16	落合構成員	質問	費用負担の部分について、インターネット活用業務が必須業務となった場合、全体として費用負担や内部の事業間での費用の配賦などをどうしていくのか。以前説明を伺った限りでは、全体として絞っていく中でネットの部分も少し増やしていくという話だったと思う。抽象論としては全く理解できないものではないが、具体的かつ丁寧な説明という意味では、より詳細化していっていただくことが、議論として重要ではないかと思いますので、これも追ってで結構ですので、ぜひ、より具体化された考え方をお伺いできればと思う。	【執行部】 財源の話は、必須業務になってもそもそも今後ＮＨＫは大幅に減収し大幅な事業費削減を行っていくので、インターネット関係の費用が大幅に増える環境にはないということをぜひ理解いただきたい。
17	宍戸構成員	意見	深掘りできていないＮＨＫの予算問題をめぐるガバナンスについて、監査委員・経営委員それぞれの役割も、執行部と並んで共に非常に重たいものだと思っている。これについては、今後、ＮＨＫの経営委員会からもしっかり御説明をいただく か文書で御回答いただくか、いずれにしても、それを踏まえて、改めて令和元年放送法改正の趣旨がどれほどＮＨＫ全体で御理解いただいているのかということも含めて議論し、三位一体改革についてきちんと議論することが必要であり、それは新聞協会、民放連から求められていることですので、これはしっかりやるべきだということを意見として申し上げる。	－

＜会合後の追加質問＞

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
1	落合構成員	質問	NHKの必須業務化の範囲、競争ルール、費用負担・財源については、各者の議論を踏まえると、理解増進情報のような定義が不明確な用語のままでの抽象的な議論への懸念があるが、一方で競争評価枠組みに具体的な提言はなく、一方で財源等については一層の丁寧な説明が必要という民放連、新聞協会の受け止めのように思わる。NHKの説明内容は、その方向性は理解できるものの、さらに適切な説明を行うための工夫を行いうるものであった。特に民放連からは、ベン図にして実施している業務と、今後制度整備により実施したい業務を線引で示すことが良いのではないかという示唆があり、これを踏まえた定義の明確化や、実際に実施している業務、今後行いたい業務の具体化を進めるべきように思われる。既存業務の一部をスリム化することで、財源を確保することも理解できるが。NHKにおかれては、先程の理解増進情報の点を含めて、より具体化をお願いできないか。	「理解増進情報」は法、基準等に定めのある用語であるが、あくまで"放送番組"の理解促進のためのもの。 必須業務化の際には、必然的にこの概念はなくなり、付加的な情報によって"誘引"効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。 現時点で想定する必須業務の基本は、「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」であり、いわば純化していくことを想定している。
2	落合構成員	質問	上記の必須業務の範囲、競争ルール、費用負担・財源について、NHKに説明を尽くして頂くことが、インターネット活用業務の必須業務化を行っていくにあたり重要な要素となる。さらにこれに加えて、NHKのガバナンスは、必須業務化した場合の制度運用を考えた場合に重要な論点になると考える。ガバナンスに関する不安が残る中では、どうしてもNHK側に裁量を委ねるという、従前のWGの議論を踏襲することが難しくなり、どうしても総務省の事前認可型が適当になるのではないかと考える。 特に直近の衛星放送配信に係る問題事案を踏まえると、NHKが再発防止策で記載されている中では組織の風土の改善が重要であるし、また、組織における機関改革も含めて、各社内組織の役割の整理、相互の牽制機能の実質化が図られ、もって効果的な再発防止策が講じられることが重要と考える。NHKにおいては、このような再発防止策を含めたガバナンスの改善については、公共放送WGに報告頂けないか。そのご報告内容を踏まえつつインターネット活用業務に関する事前認可の論点整理を進めさせて頂けないか。	ガバナンスに懸念を招く事態を引き起こしたことを深くお詫びする。再発防止策については、取りまとまり次第、本WGにも適切に報告させていただきたい。

3

（２）第９回会合における質問事項への回答（日本民間放送連盟）

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
1	宍戸構成員	質問	放送の分野では受信者共同体に入るという人たちには受信料制度をとっているが、他方で、まだテレビを持ってない人については、公平性を担保するといった観点から、何らかの相当の対価支払いを求めるということまでは正当化できるし、受信料の価値を毀損しないと、受信料制度と矛盾しないというふうに考えて、そのような議論をしていた。このような考え方について、民放連としては、それは１つあり得る考え方だと思われるか、違う考え方があり得るのか。	放送と通信の伝送路ごとに、放送は受信料、通信は有料という、そういう仕切りはどうかという御質問だと受け止めた。例えばＮＨＫプラス、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはNHKオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からないので、にわかにお答えしづらい。 以前からＮＨＫが放送法に規定がない公共メディアを目指すことについて強い違和感を持っている。財源はどうするんだろうという疑問があり、インターネット活用業務を広げていくとして、それを現在の放送法第６４条の協会のテレビジョン放送を受信できる機器を設置したものに受信料を求めるという、この枠組みでずっとやっていけるんだろうかというのが、私たちの根源的な疑問である。
2	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件である。現在の理解増進情報のなし崩し的拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。ＮＨＫの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足る正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を１つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があるとの考えがあれば教えてほしい。	民放連の会合でＮＨＫ業務拡大を議論すると、ＮＨＫの子会社の活動がよく話題になる。例えば、ＮＨＫの子会社が地方自治体のプロポーザル案件で、民放事業者と競合しコンペになっている。実態として民業圧迫が具体的にどのような場面であったのかということよりも、こういうことのほうが私は大きいのではないかと思っている。前田前会長が窓口に１件も問合せがないので民業圧迫はないと言っていたが、民業圧迫の可能性があるかどうかは、新しい事業をＮＨＫが始める前にＮＨＫの局内でまず考えて確認するのが筋ではないか。特に教育コンテンツは、放送の分野を越えて出ていくもの。ＮＨＫがインターネット分野に出ていくということは、３６０度全方位的にいろんな業界とぶつかる可能性がある。これはＮＨＫが自主的にまず考えるべきことではないか。
3	林構成員	質問	前提として、これまでのＮＨＫとのやり取りを俯瞰しておりますと、ＮＨＫは、どうも競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。ＮＨＫの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。ＮＨＫのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	ＮＨＫの対応が他律的に見えるのも確かにそうだ。
4	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、ＮＨＫにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	ＢｔｏＢのコンテンツ提供に関しては、実はまだこのワーキンググループでもさほど議論が進んでないのではないかと考えていた。これは固有の名詞を挙げてお話しするのが不適切なところがあるので、ここはよくてここはいけないのかのような話をするのも、私の立場ではもっと不適切なので、回答は控える。
5	曽我部構成員	意見	今回、民放連からは、ＮＨＫの多元性確保への貢献を本来業務とする提案について呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないか。現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方紙編集部に配置するといった事業がされているようだ。	数年前から、二元体制や協力関係については、法改正も含めて、いろいろと新しい考え方に基づいた手当てがされているところだと思う。特に放送法においては、協力努力義務という形で、放送の分野と通信の分野、インターネットの分野の双方で協力努力義務が措置されているところであるので、ご意見は努力ではなく協力義務にしてくださいという趣旨なのか。多元性確保への貢献について呼応したのかといえば呼応はしています。
6	落合構成員	質問	民放連からは、情報空間の健全性確保について大きな議論があるべきではないかという話があった。これは、本ワーキンググループだけではなく、親会の検討会でも検討されている部分があるが、このワーキンググループの中だけで見ると、ＮＨＫ以外のメディアの方々も含めてどういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディアに関する議論自体の在り方を検討し、それをどういう形で推進していくのかという議論自体はされている。これは、お互いにレポーティングをし合うような会議間の関係性もあるので、一般的に会議体の進め方としてはあり得るような進め方になっている。どのような点を改めてこのワーキングで検討すれば議論が深まるのかを、まず、民放連にお伺いしたい。	私どもが言及したのは、政府で議論をするということで、しかも放送事業者だけではなくて、関係するプラットフォーム事業者も入れるということ。そういう意味でいうと、もう既に総務省ではプラットフォーム研究会があるが、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だった。ここで、それはそれで、放送の中で情報空間の健全性の話をするというのは、どうも話の途中から始まっている感じがする。具体的に、公共放送ワーキンググループや親会でどのような検討のイメージがあるかということに関しては、イメージはない。
7	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉、概念。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはそういうものをどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。本当はベン図等を書いて明らかにした上で、ＮＨＫが既に実施していることはこういうことで、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてこれをやってみたいということをお話しになるのが先なんじゃないか。やはりＮＨＫは現行法や現行制度でできないことについて、自分のほうから具体的なサービスを言いにくいということがあると思う。いつまでもそういうことでやっていると、何かＮＨＫも言いにくいし、私たちも具体的なものが出ないので意見が言いづらいということを繰り返しているのではないか。

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
8	宍戸構成員	意見	要はテレビを設置した方が本来ＮＨＫの受信者共同体となり、かつそれを通じて放送という仕組み全体を支えるという立場から、今後は、その受信料を締結した人は放送だけではなく、ネット上の本来業務等も当然享受できるようになりそこまでは受信料制度の範囲内と考える。 　これに対して、ネットだけの人も、同時同報のサービスを利用するという道を開き、しかし、それはフリーライドできないようにし、併せてＮＨＫだけではなく、放送のメディア価値全体を向上させるような先導的役割を果たさせる原資としてはどうかという趣旨であったのでありますが、この点については、おそらく構成員間でも今後議論をしていく必要があると思いますし、民放連からも先ほどのような御意見をいただければさらに議論が深まるのではないかと思う。	－
9	林構成員	質問	公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを１から議論したい。 　本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。	仮に必須業務化がされたときにも、この民放連の資料でいうと、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいいと思う。それはなぜかというと、必須業務化されるときの制度の書かれ方がまだ確定していない、イメージされていないからであり、上限についても同じと考える。 　今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは、必須業務になっても必要ではないか。
10	山本主査代理	質問	民放連の資料９－３の４ページに書かれていることについてさらに教えていただきたい。３番目で、「業務範囲をＮＨＫ自身が判断するとすれば」それは懸念があり、ただ、「放送の自律は前提」、ここで言うのは、ＮＨＫの業務範囲の問題を議論しているので、ＮＨＫの放送の自律ということだと思うのですが、それを前提に「誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要」と言われているが、どのような点に注意をすべきだと言われているのか。	この総務省の検討会の中でコンテンツの内容に依拠するようなことを議論することは、基本的に適切ではないと民放連は考えている。この業務が、あの業務が、という話になっていったりするのが、あまり適切でないと思うのでこのように書いた。誰がどのように判断を行うかについても、あくまで外形的に判断できると言えるならいいが、ここに政府が関与することについては、やはり不適切だろうし、そういう議論は極めて慎重に考えなければいけないと考える。
11	山本主査代理	質問	「コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要」とありますが、具体的にどのような点が懸念されるか、あるいはどのような御主張があるか。	同上
12	山本主査代理	質問	「事前認可する現行制度は維持すべき」とあるが、以前に、公正競争の観点から競争評価をする際に事前に手続を入れるべきかと議論があったが、ここで言われているのは、そういう公正競争の観点に関する判断について事前認可をするといったことが適当だという御主張をされているのか確認をしたい。	９の回答に同じ

（３）第９回会合における質問事項への回答（日本新聞協会メディア開発委員会）

番号	質問者		質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
1	宍戸構成員	質問	ＮＨＫＮＥＷＳＷＥＢをはじめとして、競争上、様々な問題点があると指摘している。この点、今までＮＨＫの中で、インターネット活用業務審査・評価委員会に対して競争事業者からの異議申立てというものを受け付けるという仕組みがあるが、これが有効に利用されているように見えない。新聞協会あるいは新聞各社として、これを利用されない何か理由があるのか。ここをどういうふうに改善すればいいか、あるいはこれじゃ全く駄目だとかいう議論をするというのが、実際の仕組みを考えていく上での出発点になろうかと思う。	苦情窓口よりもさらに制度設計に近いところで意見募集がある。例えば2020年頃には、理解増進情報の課題について、競合事業者としてＮＨＫに対して意見を提出している。ただ、結果としては、我々としてはあまり真摯な検討がなされなかったと承知している。それと、何よりも新聞社として何かあるたびに、報道、ニュースで世間に周知していることで、我々の意見としては表明している。 　ただ、御指摘のとおり、苦情窓口について、そこで真摯な対応がなされるということであれば、今後、新聞協会メディア開発委員会として窓口を使っていくことも考えなければいけないと承知。
2	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件である。現在の理解増進情報のなし崩し的拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。ＮＨＫの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を１つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えてほしい。	同上
3	林構成員	質問	資料９－４の３ページ、資料９－５の１２ページのプラットフォームのところで「子会社経由等の有料放送を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで市場競争を破壊する恐れがある」と指摘しているが、もう少し敷衍していただきたい。私も子会社等との取引については、会計上の透明性を図る、あるいはグループ内における内部相互補助の有無を確認するという観点から、ほかの業務との費用の按分方法を適正あるいは明確に定める必要があると思っているが、そういう趣旨と理解してよいか。	資料９－５の１２ページについてこの点、費用の点や按分方法については、全くそのとおりだと思う。ＮＨＫは子会社を通じて各社のデジタルサイネージ、電子広告などにも記事を配信している。これは、過去に価格設定で我々民間に悪影響を生じたという指摘もあるので、同様の事態がネット配信でも起きてはならないという懸念を持っている。こういった問題について、今回のＢＳの設備投資の問題のように、ガバナンスが効かず、予算事業計画に盛り込まれていなかったのにもかかわらず、いつの間にか実施されると非常に困るということ。
4	林構成員	質問	前提として、これまでのＮＨＫとのやり取りを俯瞰しておりますと、ＮＨＫは、どうも競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。ＮＨＫの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。ＮＨＫのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	未回答
5	大谷構成員	質問	今の補完業務は、テレビを持たない方に対してはＮＨＫのコンテンツを提供することができない状態だが、必須業務という位置づけになると、テレビを持っているかどうかに関わらずＮＨＫのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもネット上で多元性確保の役割を果たすことができると理解している。新聞であるとか民間放送と同様に、ＮＨＫもコンテンツを届けるという意味で同じような土俵に立つと思う。その上で、適切な競争評価を十分に議論することで、多元性の確保を損なわず、公正な競争環境を確保すべきというふうに考えることもできるかと思うが、新聞協会も同じ土俵に立つことは特に気にされていなく、その上で十分な競争環境を整備するというところに注力すれば、健全性確保、多元性確保に資するというふうに理解しているかどうかを確認したい。	テレビを持ってない方との同じ土俵、多元性を確保するという考え方は全く同じだと思う。ただ、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース・防災アプリ等を提供している。現状でも一定程度同じ土俵、多元性の確保はなされていると思うし、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、ここがはっきりしない。
6	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、ＮＨＫにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	インターネットで多くのユーザーに記事を届けようとすれば、自社のサイトだけではなくて、その先には流通を担っているプラットフォームとの関係という難しい問題が出てくる。ＮＨＫがプラットフォームに積極的にニュースコンテンツを提供するということになれば、やはり市場のバランスが大きく崩れかねない。 　ＧＡＦＡをはじめプラットフォームとの関係は、新聞協会としても、いろいろと今検討しているところだが、実際の契約関係は非常に不透明であることが問題になっている。そこに、受信料に支えられるＮＨＫが特定の外部のプラットフォームにコンテンツを配信して参入することが適切なのかについて、非常に疑念に感じている。さらにプラットフォーム内で競合が生じて市場への影響が複雑化しかねないとも認識している。
7	曽我部構成員	質問	今回、民放連からは、本来業務化への構成員の賛成意見に呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないか。現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようだ。	放送だけでなく新聞・通信社も今まで情報空間の課題解決の取組を強化していく中で、ＮＨＫと協力できる事項はどうかといったことだと思う。新聞業界としても、フェイクニュース等の拡散がある中で、なるべく正確で信頼ある情報の発信ということを基本に、より取材網や内部のチェック体制、記者の倫理の向上、情報の質を担保できるような発信の仕組みを構築しようと強化しているところ。ファクトチェックなどの新たな役割、フェイクニュースなどの問題については、オリジネーター・プロファイル（ＯＰ）組合の活動もあり、新聞業界で全国紙を中心に参加しているし、ＮＨＫもこれに強い関心を示していくと聞いている。ＮＨＫ、民間を問わず、マスメディアが連携して、こういった問題に対処するという１つのヒントになると思う。

番号	質問者		質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
8	長田構成員	質問	テレビ受信機を持っていない人たちにもＮＨＫの放送が見られるようになるといいと思っており、いろんな情報に、テレビ受信機を持っていないからという理由だけで接することができないというのは厳しい。そこは、必須業務化をすることによって、きちんと放送と同じものを同時に流していただきたい。その必須業務化が非常に曖昧でいろんなものが入ってしまうのではないかというところについては、きちんと丁寧な議論をこれからしていけばいい。新聞協会として、私のような考え方であれば取りあえず同時にネット上で見られるということについても何か課題があるとお考えなのか。	我々も、放送と同じものが今のＮＨＫプラスというところでテレビ受像機を持ってない方も見られるところには、決して反対するつもりではない。やはりネットのほうでどんどん報道が拡大していき、放送内容と同一となっているが、そこの幅をどんどん超えた、ネットでさらに空間が１個、新しく、放送とはさらに別の大きなものができてしまうというところはどうかという懸念を述べている。今の長田構成員の御意見には、我々としてもそのとおりだと思う。
9	長田構成員	意見	新聞にも紙とデジタルで見せ方が違うというところがある。新聞をそのまま読める紙面もありますけれども、デジタルで読みやすくされているところもあると思うので、そういうところをどう考えていくかというのは丁寧な議論が必要かと思う。	－
10	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	業務範囲を際限なく拡大することになりかねない現状の状況があるので、公正競争を阻害されて多様性、多元性が損なわれかねないという懸念が深まっている。理解増進情報の定義の中に、「個別番組にひも付く」というのがある。しかし、番組にひも付いているのかどうか分からないようなものも現状でもたくさんある。その定義をしっかり整理していくべき。宍戸構成員からガバナンスに関する御発言があって、ＮＨＫ執行部だけの問題ではなく、監査委員会や経営委員会そのもののガバナンスの問題も、今回の５月１６日の経営委員会の議事録の中で、明らかになった。だから、ＮＨＫの執行部自身だけが再発防止策を提出すればよいというものではなく、経営委員会以下のＮＨＫ全体でのガバナンスをどう改善していくのか、改めてもらう必要があると考えている。
11	林構成員	質問	公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを１から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。	どのようなセーフガード措置が必要かについて、我々は、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスというのは必要だと考えている。仮に本来業務化するのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要であると思う。ただ、例えばネット配信が全面的に実現するとしても、どれが本来業務の範囲に入ってくるか分からない現状では、個別に申し上げることは難しい。
12	大谷構成員	質問	先ほど、競争評価を適切に行うことに賛同の見解を示していただいた。そこで、市場の動向を測る定量的な指標というのがぜひとも必要だ。特に、今補完業務から必須業務へという変化を検討している中で、その変化を的確に捉えていく仕組みが大切で、補完業務である今と、それから、将来的に必須業務となった場合に、共通して使える指標として何を設定するのがいいのか、また、そのためのデータ、シェアなどを確認するためのデータの提供などに御協力いただけるか、どのようなデータがふさわしいとお考えになるかというのを聞かせていただきたい。	議論に必要な前提条件のデータについては我々もなるべくお示ししたいとは思っていろいろやっているが、我々はこれまで様々な質問、意見を寄せており、公平競争の確保の議論に対する答えがなかなか出てこない段階では難しい。前回会合のＮＨＫの説明でもあったが、ヨーロッパの公共価値テスト、イギリスのOfcomの仕組みでも、まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどういう阻害要因があるのかを示すことになっている。それと公共的活動のメリットを天秤で量って、公共的価値のほうがあれば認めるという仕組みだと思う。我々も努力するが、まずは新しいことをやろうとしているＮＨＫのほうで何らかのデータや前提条件を示せば、我々もそれに対してよりデータを収集しやすくなると思う。
13	山本主査代理	質問	新聞協会の資料９－５の１３ページの１つ目の部分で、「公正競争に対する懸念が払拭され」ない、具体像が明確でないというふうに書かれているが、具体的に事前にチェックをすべきなのか、あるいは事後にすべきなのか、ＮＨＫ自身のチェックで足りるのか、それとも外部からのチェックが必要なのか等々の議論はここでも行われている。それから、イギリスやドイツなどにおいてどのような基準でこれが判断されているのかということについて、事務局からもかなり詳しい紹介があり、構成員間でも議論が行われていると認識をしているが、さらにどのような点を具体的に議論すべきだとお考えか。これは、恐らく実際に制度等をつくって動かして、データを集めて、そのデータに基づいて議論するということが不可欠なのではないかという気もするが、まだそういうところまで行っておらず、また具体的なデータが必ずしも十分集まってないということもある。さらに、どのような点を具体的に議論すべきだとお考えなのか。	同上

２０２３年6月２９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の議論に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、今般、総務省の要請を受けて同省の「第 10 回公共放送ワーキンググループ（WG）」に出席するにあたり、下記の意見を述べる。

当委員会はこれまで NHK のインターネット業務に関して、貴 WG に度々懸念や疑問を示してきた。昨年 11 月 24 日は「巨額の受信料を財源に NHK がネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない」と指摘した。今年 5 月 19 日は「NHK インターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHK のネット業務について議論する際に「不可欠な前提」として 10 項目の質問を示した。6 月 7 日には当委員会や民放連が指摘する懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求め、第 8 回会合で示された NHK のネット業務に関する説明への考え方や疑問点も示した。

当委員会が繰り返し懸念や疑問を提示しているのは、NHK のネット業務がメディアの多元性や言論の多様性に与える影響は民主主義の維持・発展にかかわる重大な論点であり、議論の出発点となると考えているからだ。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。しかし、貴 WG の議論ではこうした点に関する懸念が依然として払拭されたとはいえず、疑問への明確な回答も示されない。改めて、速やかな議論と回答を求める。

NHK が業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明したことも踏まえ、当委員会は NHK のガバナンスのあり方について検討を深めることも求めた。公表された NHK 経営委員会の議事録で経営委員会と執行部の間で責任の所在が整理できていない大問題も露呈している。宍戸常寿構成員も「経営委員会が説明し、三位一体改革について議論すべきだ」と発言した。貴 WG は、早急に経営委を招き、ガバナンスについて協議すべきである。

NHK は今般の問題を受け、外部有識者の専門委員会を設置した。7 月末までに一定の方向性をまとめる方針という。NHK のガバナンスは、ネット業務の議論の前提条件である。貴 WG には、今夏拙速に方針を取りまとめることなく、専門委の検討結果の妥当性や、それが NHK の再発防止策にどう反映されたかを確認した上で、ネット業務に関して本格的な議論をするよう強く望む。

以　上

構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答

令和５年７月

長田構成員

・　視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでＮＨＫのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

・　テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

大谷構成員

・　「任意業務を必須業務にすると何が変わるのかがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、ＮＨＫの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。この点については、６月 30 日の第 10 回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

（回答）

同上（以下再掲）

・　テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

宍戸構成員

・　６月 30 日の第 10 回会合において、民放連から、受信料制度との整合性について重要であるが財源の問題をどうするか理解できていないとの回答があったが、この点については、①受信契約締結者との関係では、必須業務化された同時配信等は、デジタル社会にふさわしいアップデートであり、視聴者の支払う受信料の価値・効率を高めるもの、②非締結者との関係では、フリーライドを排除し、受信者共同体に加入し放送制度を支えることに自らコミットした者に負担を求める受信料制度の趣旨から見ても、受信料相当額の支払いを求めることが適当といった整理も示したが、それでは不十分という考えか。（なお、資料 10-5(2)の１番、8 番も参照のこと）

（回答）

・　②について、▽その受信料相当額の「支払い」の法的位置づけや名称をどうするのか（受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第３のカテゴリーなのか)、▽公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するのかどうかは、慎重に議論する必要があると考えます。

構成員からの質問への（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答

令和５年７月

長田構成員

① 視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでＮＨＫのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

- 当委員会はNHKインターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩し的・際限のない業務拡大につながりかねないためです。まずは受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などについて丁寧に議論すべきだと考えます。これらの論点はNHKの在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方も変わる可能性があります。こうした重要な論点について十分に議論しないまま、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できません。

- 「テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることに反対しないか」との質問ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHKのコンテンツを無料で見られるようになっています。例えば、ニュース番組そのものはNHKプラス以外に出していなくても、番組内で取り上げているニュース自体は理解増進情報の名目で、記事としてNHK NEWS WEBや「NHKニュース防災」アプリ上で、無料で配信しています。「政治マガジン」などオリジナルコンテンツも展開しています。当委員会はこうした事例を基に、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と公正な競争になっていないこと、業務がなし崩し的に拡大していることを繰り返し指摘し、受信料を支払っていなくても「フリーライド」できることをどう考えるのか、を問うてきました。これらの事業が新聞社には到底投下できない200億円規模の巨額の予算で、収支を気にせず運営されています。したがって、「見られるようにする」か否かが問題ではなく、すでに「見られるようになっている」現状の問題点についてしっかりと議論してほしい、というのが私たちの問題意識です。アンフェアな競争に直面する私たちの懸念が全く払拭されていない以上、質問へのお答えは「反対します」となります。

- 受信料制度との関係も重要な論点です。6月30日にNHKが総務省の公共放送ワーキンググループに提示した資料では、必須業務の基本とされる「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しました。これはフリーライドの問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、私たちが示し続けてきた懸念に全く応えていない、と考えています。現状のように巨大な規模でNHKが無料のニュースコンテンツを流し続ける状況が続けば、「受信料を払わず、ネットで無料コンテンツを見た方がよい」という視聴者が増えることにはならないでしょうか。

- 新聞・通信社は民間企業として事業を展開する以上、収支を勘案して事業を展開することは欠かせません。購読料や広告料で収入を得た上で、コストなども勘案して可能な範囲でサービスを展開しています。ネット上で無料で見られるニュースも、広告収入を得て成り立っています。現在、新聞・通信社はデジタル事業に注力し、ここ数年、多くの地方紙でもサブスクリプションサービスが始まりました。巨額の予算をもとに、収支を勘案せず、無料で記事を提供し続けることができるNHKの存在感は既に強大であることを改めて認識していただきたいと考えま

す。全国の新聞・通信社が懸命に努力をしているときに、受信料という巨大かつ圧倒的に有利な財政基盤を持つ NHK の業務をネットの市場で拡大させることの影響をどのように考えるのか、その疑問に答えてほしいと考えています。また、これまでの理解増進情報が市場に与えてきた影響をどのように考えるのか、検討をしてほしいと考えています。

② 先日の質疑で、新聞協会から「同時配信の必須業務化に反対ではない。ただ、国民が見たいと思っているものを出さなければいけないのは新聞も同じ。ＮＨＫに 200 億円もの資金で参入されると多様性・多元性が損なわれる」との回答があった。
ＮＨＫも民放も新聞も、テレビ、紙面、インターネットのそれぞれで、視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の一番望むことである。
なので、新聞協会の回答は、必須業務化自体が問題なのではなく、ＮＨＫが肥大化しないようにチェックしながら、「国民が見たいコンテンツ」で勝負していきたいという趣旨に受け取ったが、そのような考えでよいか。

（回答）

- 私たちは必須業務化自体が問題だと考えています。

- 「視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の望むことである」というのはその通りだと考えます。新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいます。しかし、私たちが問題視しているのは、NHK とは「公正」な競争が成り立つのかという点です。受信料という強固な財源を持つ NHK と、収支を勘案しながら事業展開する民間メディアでは、財政基盤が全く異なります。インターネットの世界では様々な民間メディアが読者・視聴者や広告収入を巡り激しい競争をしています。そこで、NHK という取材網も人員も圧倒的に巨大で、かつ他メディアとは全く異なる収入構造を持つ主体が「必須業務化」の名の下に業務を拡大すれば、アンフェアな競争で退場を余儀なくされるメディアが生まれ、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねません。

- それは多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民・消費者の真の利益に反する結果になるのではないでしょうか。私たちはこうした懸念を繰り返し指摘してきましたが、依然として払拭されていません。したがって、必須業務化自体が問題だと考えているというのが私たちの回答です。

- 「NHK が肥大化しないようにチェックしながら」とのご指摘もありますが、具体的にはどのような枠組みでチェックしていくのでしょうか。WG の議論では、NHK 内部のみのチェックでは不十分との声もありました。これまで NHK は、理解増進情報の名目でなし崩し的な業務拡大を行い、民間メディアは不公平、不利な競争を強いられてきたと考えています。真に有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは政府の検討機関として無責任な姿勢だと言わざるをえません。

③ また、新聞協会からは、「ＷＧからの回答がない」ことや「ガバナンスの問題」を理由に「夏に取りまとめを見送るべき」との意見が出されている。
しかし、国民からすれば、インターネットがこれだけ当たり前になって、テレビがなくてもインターネットで民放や新聞のコンテンツはすでに見られるのに、ＮＨＫのニュースやドキュメンタリーを見るのをどうして早くできるようにしないのかという素朴な疑問がある。
ガバナンスの問題はしっかりやってもらうべきだが、それは前回の会合でもしっかりやると総

務省が答えていたし、視聴者からすれば、一刻も早く結論を出すべきだし、それがＷＧとしてのきちんとした回答にもなると思うが、それでも新聞協会は見送るべきとの考えか。いつだったらいいのか。

（回答）

・ 理解増進情報の野放図な拡大や公正競争の確保、受信料制度との関係、ガバナンスはいずれも真の視聴者利益を保つために極めて重要な論点です。これらについて WG が具体的な結論を持たないまま必須業務化のみ先行して方向性を打ち出すのは、国民・視聴者をないがしろにした議論だと考えます。したがって、私たちは WG の議論の現状を踏まえれば、今夏のとりまとめは見送るべきだと考えます。

・ NHK が受信料を財源にしている以上、民間企業との公正な競争を考えるためには慎重な検討が欠かせません。これまでの会合でも、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もありました。NHK がインターネットでの業務を拡大した結果、民間企業の経営が成り立たなくなってしまえば、視聴者・国民は確かで多様な情報が得られなくなってしまいます。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損なう、といった点が私たちの懸念です。こうした疑問を解消するような検討を行うとともに、国民にとってわかりやすい形で議論してほしいと考えています。

・ また、「総務省がしっかりガバナンスをやる」といっても、それが実効的に機能するかは別の問題です。衛星放送の予算問題でガバナンスの問題がより明確になったように、極めて重要な課題であり、WG が具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚えています。

・ 繰り返しになりますが、現状の理解増進情報のなし崩し的な拡大に鑑みれば、ガバナンスは重要な論点の一つだと考えています。これまで私たちが強い懸念を示してきた理解増進情報をどう評価するのか、受信料制度との整合性をどうとるのか。こうした点に納得できる回答が得られない限り、私たちの懸念は払拭されないと考えています。その点を置き去りにして、「一刻も早く結論を出すべきだ」というのが WG の回答であれば到底賛成できません。

大谷構成員

① 「任意業務を必須業務にすると何が変わるのかがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、ＮＨＫの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。
　この点については、６月 30 日の第 10 回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

② 放送においては、ＮＨＫと民放の二元体制で「丁寧な取材に裏打ちされ信頼性を高める努力を払った情報（信頼できるコンテンツ）」を放送番組により提供している。しかし、ＮＨＫのインターネット活用業務が任意業務である現状においては、テレビを持たない人からすれば、インターネット上では、この二元体制が実現できていない（テキストは見られるが放送番組は見られない）ことになる。
　松本大臣が６月 19 日のタスクフォースでもおっしゃっていたように、インターネットには多種多様な情報が流れているからこそ、必須業務化することで、現在、テレビで実現している二元体制をインターネットでも実現することが重要と考えている。
　このように、必須業務化によりＮＨＫの放送番組がテレビを持っていない人にも提供されるこ

とで、インターネットを含めた情報空間全体で二元体制が確保され、このことが新聞等のメディアの提供する情報とも相俟って情報空間の健全性の確保につながり、伝送路を問わず、「信頼できるコンテンツ」に触れる機会をより充実させることは視聴者にとって必要と思われるが、この点についても反対なのか。

（回答）

- 当委員会はNHKインターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩し的・際限のない業務拡大につながりかねないためです。受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などNHKの在り方に関するより根源的な論点について十分に議論がなされておらず、放送番組の配信という個別の業務範囲についてまだ判断できる段階にないと考えています。

- 「必須業務化とは、テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」とのご説明ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHKのコンテンツを無料で見られるようになっています。

- ご質問の「テキスト情報だけでなく」という記述について強い違和感があります。現状の「理解増進情報」については公正競争の観点から懸念があり、また、フリーライドの問題も存在しています。当委員会は、テレビを持たない人であっても、すでに無料のテキスト情報を大量に見ることができていることは問題だと捉えています。ご質問は、現状の業務範囲を追認しているように読め、当委員会は認識が異なります。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのかといった点は、民間メディアにとって極めて関心の高い事項ですが、まだ明確な回答が得られていません。

- WGでは当初、必須業務化の目的について、「現状の情報空間がフェイクニュースやアテンションエコノミーなどの課題を抱えており、その解決のために公共放送がネット空間に出るべき」という趣旨の文言を示していました。しかし、「テレビを持たない人であっても、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」が検討の目的に変わったのでしょうか。フェイクニュースやアテンションエコノミーの問題解決にどれだけNHKのネット必須業務化が有効なのか、WGとして分析した結果を示していただきたいと思います。

- ご質問（２）にある視聴者にとって「信頼できるコンテンツ」に触れる機会を充実させることは重要ですが、新聞等はこうした情報を既に提供しています。そうした中で、受信料を原資にしたNHKのインターネット業務をさらに拡大させることが民間メディアに与える影響を懸念しています。民間企業の経営が成り立たなくなってしまえば、視聴者・国民は確かで多様な情報が得られなくなってしまいます。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損ないかねない、というのが私たちの懸念です。

- NHKが提出した資料では、必須業務化した後に新たなサービスなどを始める際には欧州の仕組みにのっとって事前に評価、審査を受けるという趣旨の記載がありますが、この仕組みではまさに「公共性」と「民間の市場への悪影響」を天秤にかけて評価、審査するということになっています。そしてそのためのデータや資料はサービスを提供する側（NHK側）が提供することになっています。まずは現状の問題について、このプロセスで評価してみてはいかがでしょうか。そうした現状評価もなしに必須業務化を打ち出すのはあまりに性急だと考えます。

- また、かねて指摘してきたとおり、放送制度の原則である二元体制をインターネット空間に持ち出すことは不適切だと考えています。インターネット空間は放送事業者だけでなく、新聞・通信社や情報の流通に携わるプラットフォーム事業者を含め多様な主体によって構成されているためです。こうした考え方に基づき、NHKのインターネット業務が際限なく拡大することを強く危惧しています。

２０２３年7月２４日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHKインターネット業務の「必須業務化」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」で議論されているNHKのインターネット業務の必須業務化に対して、あらためて反対する。現状、ネット業務は放送の「補完」であるにもかかわらず、なし崩し的な業務拡大が行われてきた。必須業務化によって際限なく拡大する恐れがあり、メディアの多元性や言論の多様性の観点から懸念を繰り返し指摘してきたが、こうした懸念は依然拭えない。全国の地方新聞社からも「現状の業務でもすでに脅威であり、予算規模を考えると太刀打ちできない。これ以上拡大すれば事業が立ち行かず、地方から言論の多様性が失われかねない」といった危惧の声が寄せられている。

NHKが今後のネット業務に対する具体的な希望を示したのはわずか2か月前のことであり、前回の会合で補足の説明もあったが、サービスの具体像や料金体系など依然不明瞭な点は多い。業務範囲だけでなく、受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などの重要な論点についての議論が尽くされていない。これらの論点はNHKの在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方が変わる可能性がある。こうした重要な論点について十分に議論せず、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できない。また、公正な競争を実現するために有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは、無責任な姿勢と言わざるを得ない。この夏に拙速に方針をとりまとめることなく、議論を深めてほしい。

6月30日のWG第10回会合では、当委員会が5月19日に示した質問への「回答」が示された。しかし、過去の意見の紹介にとどまっており、質問に対する正面からの回答とは言えない。不十分な点が多く疑念や懸念が払拭されていないため、さらに議論を重ね回答を求める。WGでの議論が尽くされないと回答できないという説明だったが、議論の大前提である本来業務化の目的や理由について明確な考えが示されなかった点は疑問だ。当初示していた「情報空間の健全性確保」についても、構成員から「弊害を直接是正する効果は限定的」などの指摘もあった。必須業務化について議論しているにもかかわらず、なぜそれが必要なのかという根幹の部分が揺らいでいるのではないか。

業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題で明らかになったように、ガバナンスは重要な論点だ。しかし、具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚える。6月2日に公開された5月16日のNHK経営委員会の議事録では「執行の定義」「監督のあり方」などガバナンスの根幹にかかわる重要な論点について経営委と執行部の認識がまったく異なり、再発防止策

の取りまとめについても双方が押し付け合っているようなやりとりが露呈した。これまでNHKが「三位一体改革は進んでいる」と言ってきたことが根底から覆され、ガバナンス不全に陥っていた実態が明らかになった。こうした問題を改善するためには、NHKの経営委と執行部を含めたNHK全体のガバナンス改善策を構築することが不可欠であるにもかかわらず、この問題の再発防止策では執行部が外部による専門委員会を設置した形になっている。執行部を監督する立場である経営委員会のガバナンス改革も不可欠であり、そうした全体の改革が進まないうちに、ネット配信の必須業務化を前提とする議論を拙速に進めることには到底賛同できない。

第10回会合ではNHKからこれまでの説明の補足があったが、とりわけ必須業務の「基本」に「報道サイト」を位置付けることは不適切だと考える。「『放送』と同一の情報内容」と説明しているが、定義があいまいだ。理解増進情報と同様、その範囲が際限なく拡大することになりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問だ。また、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しているが、いわゆる「フリーライド」の問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、当委員会がこれまで示し続けてきた懸念に全く応えていない。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのか、といったユーザーにとって極めて重要な点も明確に示されていない。

また、理解増進情報を「再整理」するとし、その方向性について「放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはない」「“純化”されていく」などと説明している。しかし、理解増進情報の問題は番組への誘引を高めるようなサービスではなく、オリジナルコンテンツを展開するなどなし崩し的にサービスが拡大してきたことだ。WGは既存の理解増進情報がどう整理されるのか詳細な説明をNHKに求めるとともに、これまでの業務展開が市場に与えてきた影響について検討すべきだ。

前回会合では、構成員から「国民やユーザー視点が重要だ」との指摘も寄せられた。極めて重要な指摘で、新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいる。しかし、NHKと新聞・通信社では公正な競争は極めて困難であり、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねない。長期的に見れば多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民や消費者の真の利益に反する結果になるのではないか。これまでの会合で、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もあり、多くの構成員から事前ルールの必要性を指摘する声があった。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しいということが構成員の間でも理解されているものと考える。だからこそ、前回会合で一部の構成員から「まずは踏み出せばよい」といった意見が出たことは極めて残念だ。引き続き、メディアの多元性や言論の多様性に配慮した検討を求めたい。

以　上

2023年８月
（一社）日本民間放送連盟

放送の多元性確保に向けたご提案

【ＮＨＫのインターネット活用業務】

・　ＮＨＫが、テレビ放送で果たしている公共的役割を、インターネットでも果たしたいとするならば、「放送と同じものをネットに出す」ことが原則だと考えます。
・　ＮＨＫのインターネット活用業務に関しては、新聞協会や民放連など幅広い利害関係者が参画した競争評価会議を新設し、「必須業務」「任意業務」の全般について、その是非を十分に議論することが必要です。
・　利害関係者間の議論をすみやかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要ですので、競争評価に関する準備組織を早期に設置していただきたいと考えます。

【受信契約者と非契約者の公平性担保】

・　ＮＨＫの「報道サイト」や「ニュース・防災アプリ」は現在、無料・無認証で閲覧・利用できますが、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきです。
・　例外として無料・無認証で提供する情報は、災害関連（放送法108条）、国民保護関係（国民保護法50条ほか）など法律に基づく義務的分野に限るものと考えます。

【放送法へのＮＨＫの新しい責務の明記】

次の２件を放送法に明記することを提案します。

①公正競争確保に関する責務

・　ＮＨＫがインターネット活用業務を行うにあたり、メディアの多元性・多様性が損なわれることになれば、国民にとって不利益が生じます。
・　仮に、インターネット活用業務をＮＨＫの必須業務に加えるのであれば、放送法においてＮＨＫの公正競争確保の義務を定め、さまざまな担保措置の法的根拠とすることが必要と考えます。

②放送ネットワークインフラの維持に関する責務

・　ＮＨＫと民放の共同利用型モデルの実現は喫緊の課題ですが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧します。このため、放送法20条第１項（ＮＨＫの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を行っていただきたいと考えます。
・　ＮＨＫには特殊な「負担金」である受信料を財源として、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。
・　特にローカル局の過重な負担になっている「小規模中継局」「ミニサテ」の維持・運用については、ＮＨＫ、民放の区別なく「あまねく受信」に関するＮＨＫの措置義務の一環と位置づけ、ＮＨＫが相応の役割を継続的に担う必要があると考えます。

以　上

２０２３年８月１０日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」で検討されているNHKのインターネット業務の必須業務化について改めて反対する。放送のために受け取った受信料を大規模にネットの無料コンテンツに使ってきた現行の「理解増進情報」と同様に、なし崩し的な業務の拡大を招くことを強く懸念している。

まず、理解増進情報について改めて問題点を指摘したい。理解増進情報は受信料を財源としており、かつ「無料」で展開されている。ネットでも放送と同じ内容か、あるいはそれ以上のコンテンツが無料で見られる現状は、「受信料を払ってテレビで視聴するのは損だ」と視聴者に感じさせているのではないか。NHK自身が、受信料を払う人との間で「不公平感が存在している」「タダ乗り」「フリーライド」などの課題があると述べている。その問題についてなぜ議論を尽くさないのか。まず受信料制度と現状の理解増進情報の矛盾についてＮＨＫの考え方をただし、整合性がとれるよう見直すべきではないか。

当委員会の新聞・通信社は全て民間企業である。受信料のような収入はなく、全ての業務は厳格にコストを考慮して実施している。本業である報道・ニュース配信に関しても、本質的な意味で「無料」はあり得ない。ユーザーがネットで無料で閲覧できる情報も、提供する側は広告収入を得ていたり、購読への誘引戦略があったりする。対価を得ず収支を意識せずに済む理解増進情報とは、とてもフェアな競争はできない。この機に地方紙からも改めて意見を聞いたが、「理解増進情報はやめるべきだ」という声が相次いだ。当委員会は必須業務化の議論の前提として理解増進情報の問題をWGでも真摯に取りあげてほしいと考え、「NHKは無料のテキスト（文字ニュース）業務から完全に撤退すべき」と主張する。

次に、必須業務化について意見を申し上げたい。必須業務化の目的は何か。WG事務局が作成した資料では「テレビを持たない人がNHKのコンテンツに触れるようにする」との意見が多く提示されている。しかし、これまで述べた通り、ネットでは既に「ニュース・防災」アプリや「NHK NEWS WEB」などで大規模かつ無料のNHKコンテンツに触れることができる。地方紙を含め多くの新聞社が「アンフェアな競争だ」と主張するほどの規模だ。「いまはネットで見ることができないから、必須業務化で見られるようにすべき」と受け取れる表現をあえて打ち出す狙いはどこにあるのか。当委員会は「必須業務化の真

の目的は何か。必須業務化しなければできないことは何か」と繰り返しＷＧに質問・意見を提出してきたが、いまだにこの根幹部分に明確な回答はない。理解増進情報の総括をせず、あたかも現状では取り組めないから新たにネット業務をするかのような論理はとても受け入れられない。「現状でも理解増進情報として、NHK はネットでコンテンツを無料で提供している。だが、新たにしなければならない業務があるため、必須業務化をすべきだ」という論理を明示するのが筋ではないだろうか。

前回 WG では、インターネット活用業務の利用者に対して費用負担を求めることが必須業務化の前提として議論された。国民の立場からすれば、この点の方がはるかに関心が高いのではないか。「ネットで見られるようにする」は現状でも実施している一方、「費用負担を求める」は現状では実施していない新たなテーマだ。WG の議論を見る限り、スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことはわかるが、ネットで視聴する人に費用負担を求める「ネット受信料」の導入こそが、必須業務化の「真の狙い」ではないかとの疑念も生じてくる。当委員会はこれまでも、必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討するべきだ、と主張してきた。現状の受信料制度を維持した上で、ネットでの費用負担を国民に求める「ネット受信料」を導入しようとするのであれば、国民の理解を得られるよう丁寧な議論をすべきではないか。受信料制度の拡大に強い懸念を抱く。「放送」のための受信料と、「ネット」のための負担を受け取るのは同じ NHK だ。NHK の在り方とともに受信料制度を根本から検討し、明確に必須業務化の政策目的を示した上で議論をするべきである。

WG の資料では「二元体制」について繰り返し言及されているが、新聞・通信社や多様な事業者が存在するネット空間に NHK が進出する影響は大きい。地方紙からは「有料のデジタル会員制のサービスにシフトしつつあるが、経営安定の柱となるまでにはまだ時間がかかる。必須業務化によって無料配信が際限なく拡大すれば、地方紙のデジタル収入への影響は甚大である」「コスト度外視のコンテンツ制作と広告の全くないネット情報の発信は NHK に絶対的優位がある」など強い懸念の声が出ている。NHK がインターネットという伝送路にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。一度毀損（きそん）されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しく、WG は早急に結論を急ぐべきでないと考える。

以　上

２０２３年８月２９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

議論の取りまとめに対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会はこれまで、NHK のインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含め NHK の在り方を根本から議論するよう求め、「必須業務化」について反対してきた。前回の会合ではネット業務の一部について「本来業務化」する方向性が構成員の間で一致し、議論の取りまとめを進めることとなった。検討すべき課題が山積し、当委員会の懸念が解消されない中で取りまとめられるならば、賛成できず、遺憾だ。

当委員会が積み残しの課題となっていると考える点を以下に示す。

・必須業務化の政策目的を明確にすべきだ。複数の構成員から「テレビを持たない人が NHK のコンテンツに触れられるようにする」などの説明があったが、必須業務化しなくても可能だと考える。必須業務化しなければできないことについて明確に示すべきだ。
・「理解増進情報」の問題について、WG として総括すべきだ。公正な競争が成り立たないだけでなく、受信料制度との整合性の観点からも問題がある。NHK に必要なデータの提供を求めるなどして、制度の運用や競争への影響について検証すべきだ。
・放送番組以外のネット業務の範囲を、際限ない業務拡大につながらないよう厳格に定義すべきだ。前回の会合では放送番組以外のネット業務の範囲について、「定性的に法定する」方向で構成員の意見が一致した。しかし、理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩し的な業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。
・必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討するべきだ。現状の受信料制度を維持した上でそれを拡大し、ネットでの費用負担を新たに求めることには懸念や疑念を感じる。
・NHK のガバナンスをどのように確保していくか、明確に考えを示すべきだ。その必要性は BS ネット配信予算問題を見れば明らかであり、NHK の再発防止策について、WG は妥当性や運用を検証すべきだ。また、執行部と経営委員会との責任の所在の整理も含め、抜本的なガバナンス確保の在り方についても検討を深めるべきだ。

これらの課題には、メディアの多元性や言論の多様性から極めて重要な論点も含まれている。WG として議論を深めた上、取りまとめることを求める。

以　上

公共放送ワーキンググループ
取りまとめ　概要

令和５年10月18日

１．ＮＨＫの役割

（1）放送全体の発展への貢献

- 我が国のコンテンツ産業の中でも放送コンテンツが依然として重要な地位にあることを踏まえ、NHKの将来を検討するに当たって、単に放送業界のみならず、コンテンツ産業の今後についても視野に入れて検討。
- そうした観点から、ＮＨＫは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき。
- 我が国の放送コンテンツの制作と国内外への流通を促進するための具体的方策については、「コンテンツWG」において取りまとめられており、その内容を踏まえ、関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要。放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしてのＮＨＫの役割については、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」において取りまとめられた内容に沿って、その役割を果たすことが期待される。
- ＮＨＫが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点について、さらにＮＨＫの業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべき。
- 民間放送事業者のみならず新聞社・通信社等との適切な協調・競争関係を構築することも、民主主義にとって重要な価値であるジャーナリズムを実践するメディアの多元性を確保する観点から重要。

（2）インターネットを通じた「放送番組」の配信

- 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが急速に変化する中、ＮＨＫは、放送の二元体制の枠組みの下で、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべき。
- ＮＨＫと民間放送との並存と競争を旨とする二元体制の趣旨を踏まえ、公正競争に関するＮＨＫの配慮義務を法定することについて、今後の法制化の過程で検討すべき。

２．ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（1）必須業務化の是非と範囲

・　テレビなどの受信設備ではＮＨＫの放送番組を視聴することができるが、インターネット活用業務が任意業務である現状においては、たとえ費用を支払う意思があっても、テレビなどの受信設備を持たない限り、ＮＨＫの放送番組を継続的・安定的に視聴することはできない。

・　インターネット活用業務の必須業務化は、こうした現状を変更すること。放送法第86条や同法第20条第5項の趣旨を踏まえれば、全国のどこであっても、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の同時・見逃し配信を継続的・安定的に行うことを義務付けられることを意味する。

・　また、受信料制度は、ＮＨＫの放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてＮＨＫの放送番組を視聴する者についても、後の３．に示すとおり、ＮＨＫの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の費用負担を求めることが適当。

・　以上から、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することが必須業務化の意味であり、少なくとも地上波テレビ放送の放送番組の同時・見逃し配信を必須業務とすべき。

・　衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。

・　なお、公共放送として、あるいは報道機関の一つとして、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度が高く、国民全体に広く確実に提供すべきである重要な情報については、費用を負担する者以外への提供が例外的に必要な場合があることに配慮すべき。

２．ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（2）必須業務として配信すべき情報の範囲

①　放送番組と同一のもの（映像及び音声）

・　放送番組と同一のもの（映像及び音声）は当然にその業務範囲に含まれると考えるべき。

②　放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）

・　テキスト情報等は、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきである。そのため、インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報の制度は廃止されるべき。

・　制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、放送番組そのもの（映像及び音声）ではない情報については、

ⅰ）災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報

ⅱ）番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報

等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

・　その上で、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、放送の二元体制を含むメディアの多元性の維持の観点から実施される担保措置（競争評価）のプロセスを経て定める制度とすべき。その際、ⅰ）のような情報については、費用を負担する者以外も含めた国民全体に広く確実に提供されることが例外的に必要な場合があることに配慮すべき。

２．ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（２）必須業務として配信すべき情報の範囲

③　配信すべき情報に関する規律

・　放送番組と同一のものについては、放送法第４条の番組準則等の放送法上の規律により情報の質を担保。

・　それ以外のコンテンツに対しては、番組準則のような法律上の規制は課さず、ＮＨＫの自主的な判断に委ねるべき。

（３）放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

①　配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス

・　ＮＨＫがインターネット活用業務を必須業務として実施する前に、あらかじめ、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当。

・　担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるＮＨＫが原案を策定し、その評価・検証を、ＮＨＫ以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、ＮＨＫが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て、エビデンスベースで実施する仕組みとすべき。

・　ＮＨＫが必須業務として実施するインターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」も定期的に実施すべき。

２．ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（３）放送の二元体制の維持のための担保措置

②　判断の拘束力

- ①のプロセスを経て行われる評価・検証の結果を受け、総務大臣は、評価・検証の結果を踏まえてNHK予算に意見を付し、国会に提出するものとし、国会での予算審議を通じてNHKの策定する原案の内容の適否が判断されるようにすべき。
- 総務省は、国会での審議結果等を踏まえ、必要に応じ行政指導を行うことが考えられる。
- 総務大臣意見を付すとしても、NHKが提供する個別のコンテンツの是非に立ち入る内容とならないよう留意した運用とすべき等の指摘があったことも十分に踏まえて、プロセスの具体化に向けた検討を進めるべき。

③　当面取り組むべき事項

- 今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。
- こうした検討の場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべき。

３．インターネット活用業務の財源と受信料制度

・　インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、ＮＨＫの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、放送法第64条第１項の「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者」に基づいて定めることが適当。

・　スマートフォン・ＰＣ等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価することは、視聴者の理解を得ることができないため、適当ではない。これに対して、「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して費用負担を求めることを基本とすべき。

・　同等と評価される行為の具体的内容については、例えば、スマートフォンについて、まず、その購入のみで費用負担を求めるべきではない。加えて、ＮＨＫの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、ⅰ）アプリのダウンロード、ⅱ）ＩＤやパスワードの取得・入力、ⅲ）一定期間の試用・利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘も踏まえ、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき。

・　現在のテレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約は世帯単位となっているが、スマートフォンやＰＣ等の通信端末からの能動的な行為を基にＮＨＫと締結する契約を個人単位とするのか等受信契約の単位に関する課題については、インターネットの普及等に伴う視聴実態を勘案しつつ、引き続き検討すべき。

・　ＮＨＫの事業運営は、テレビなどの受信設備の設置を通じて支払われる受信料と、それと同等と評価できる通信端末上の行為を通じて支払われる負担金の全体で支えられるものと考えるのが自然。その負担により得られる財源の使途について、放送全体に貢献する役割に対応したＮＨＫの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき。

４．今後の進め方

・　総務省においては、急速に進む視聴者の「テレビ離れ」（インターネットへのシフト）に速やかに対応するため、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下の事項についても、検討を行い、今後の制度整備や制度の運用に反映すべき。

（１）地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信

・　衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。

（２）必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件

・　今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。

（３）その他

・　必須業務として提供されることとなる場合でも、現行のインターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情等を受け付ける仕組みと同様の仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められる。現行の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、現行制度の運用改善に取り組むべき。

・　ＮＨＫのガバナンスについて、本年７月に発表された再発防止策を、NHKは着実に実行すべきであり、総務省においてもその動向を注視していくことが求められる。また、地域におけるイベントの受注など、ＮＨＫの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、不断に検証していくことが求められる。